國文註釋全書

東宮侍講本居豊頴
文學博士木村正辭 校訂
文學博士井上頼圀

國文註釋全書

東京
國學院大學出版部刊行

目録

緒言

一榮花物語抄ハ岡本保孝ノ著ニシテ九卷ノ外ニ附錄一卷アリ、著者ノ稿本黑川家ニ秘藏セラレテ未ダ世間ニ流布セザル珍本ナリ、榮花物語ノ本文ヲ抄出シテ其ノ異同ヲ辯明シ注解ヲ加ヘタルモノナリ、草稿ノマヽナルヲ以テ校合ニ頗ル苦心ヲ極メタリ

一大鏡短觀抄ハ本名ヲ大鏡愚釋、マタ大鏡抄トモ云ヘリ、大石千引ノ著ニシテ六卷ナリ、總論系圖ヨリ本文ノ註釋ニ及ベリ、未成ノモノニシテ著者ノ稿本並ニ淨書本黑川家ニ傳レリ、本書ハ淨書本ヲモトヽシ、稿本ヲ以テ校合セリ、

一榮花物語事蹟考勘ハ野村房尙ノ著、作者赤染衛門ノ系圖、物語時代ノ事、帝王系圖、年號題號、卷々次第ノ事、諸卷年表、源氏系圖、藤原氏系圖等ヲ詳說セリ、本書ハ松井簡治氏所藏本ニ據レリ、

一榮花物語考ハ安藤爲章ノ著ニシテ、榮花物語ノ作者ニツキ、證ヲ擧ゲテ詳論セ

リ、本書ハ内閣文庫本ニヨレリ、

一榮花物語目錄年立、大鏡目錄系圖ノ二書ハ土肥經平ノ著ニシテ、二書トモニ系圖年表目錄等ヲ詳記シタルモノナリ、本書ハ井上博士所藏本ニヨレリ、

一大鏡裏書異本ハ大鏡中ノ事實人物等ヲ諸書ヨリ抄出シタルモノ、本書ハ佐藤博士所藏本ニヨレリ、

明治四拾貳年四月

編者識ス

大鏡

全

大鏡目録并系圖小目録

○巻一

五十五 文徳天皇　五十六 清和天皇　五十七 陽成院
五十八 光孝天皇　五十九 宇多院　六十 醍醐天皇
六十一 朱雀院　六十二 村上天皇　六十三 冷泉院
六十四 圓融院　六十五 花山院　六十六 一條院
六十七 三條院　六十八 後一條院

○巻二　臣家

○冬嗣大臣（五條后のてゝなり）○良房大臣○良相大臣○長良中納言（二條后のてゝなり）○昭宣公（基經）○時平大臣（基經太郎）

○巻三

○枇杷左大臣（仲平 基經二郎）○貞信公（忠平 基經四郎）○清愼公（實頼）廉義公（頼忠）○小一條左大臣（師尹）

○巻四

○右大臣（九條 師輔）○關白次第○世繼名

○巻五

○（攝政）謙德公（伊尹）○（攝政）忠義公（兼通）○恒德公（爲光）○仁義公（公季）○（攝政）大入道殿（兼家）　已上九條殿息

○巻六

○中關白内大臣（道隆）○粟田關白右大臣（道兼）

○巻七

○（御堂殿）太政大臣道長○世々后宮

○巻八

○世繼昔物語

附録

○二の舞翁物語

○大鏡一

○文德天皇（田邑帝）○五條后（順子 文德母后）
○清和天皇（水尾帝）○染殿后（明子 清和母后）
○陽成天皇○二條后（高子 陽成母后）
○光孝天皇（小松帝）
○宇多天皇（亭子帝）○業平とすまひ○加茂臨時祭はじまる
○醍醐天皇（延喜帝）○村上の天皇の御いかの餅和歌
○朱雀院天皇○石清水臨時祭はじまる○御帳の内に三つまでおはします○平將門が亂
○村上天皇（天暦帝）○皇后宮（穩子 村上母后）○前坊（保明親王）御めのさ

○前坊女御三人井上宰相女和歌
顯忠公富小路大臣 母源昇女
元相
心譽僧都三井
快公僧都山階
○顯忠大臣儉約をこのみ給ふ
○四分一の家にて大饗
○本院御末おはせぬ
○延喜帝本院と御心を合して世の過差をしづめ給ふ
○本院わらひのくせ
○本院淸涼殿にて太刀をぬきかけ雷をしづめ給ふ

○大鏡三
仲平公傳枇杷左大臣
○任左大臣の時貞信公和歌　廂大饗
○伊勢御息所わすれられてよめる歌
忠平公傳貞信公　小一條太政大臣
○小一條南面かての小路石疊の事
○宗像明神をあがめさせ給ふ
○南殿の御帳後にて恠異に逢給ふ

○七月にて誕生させ給ふ
實賴公傳小野宮 淸愼公　太政大臣
○稻荷明神を信じ給ふ事
述子村上女御
敦敏少將　母時平公女
○敦敏の卒去のとき馬を奉り淸愼公和歌
○淸愼公童名うしかひと申
佐理大貳
女子廉義公二男懷平室經任母
○伊與の三島の額書給ふ夢想六波羅密寺同筆
○東三條色紙形書給ふかづけものいやしき事
女子法住寺爲光北方
齊敏右衞門督　母同敦敏
高遠大貳
懷平中納言
經通大納言母源中納言保光女
資平宰相母同上
實資小野宮右大臣
資平ノ實懷平男
○寢殿に帳ゆかたてゝかくや姫をかしづき奉る
良圓僧
資賴伯耆守榮花物語出雲守
かくやひめ中宮大夫能信室
女子兼賴中納言室母爲平親王女

○小野宮をかぎりなく作り御堂を立持經者を置給ふ
○不絶作りみがゝれし事

○
賴忠公傳 三條太政大臣母同上關白廉義公

○加茂詣に檢非使を車の後に具し馬上の隨身を四人連れはじめ給ふ
○關白のうせ給ふて四條宮にひとつに住せ給ふ
○夜のほどの油をとり集め給ふ
○前の帥殿隆家はなやぎ給ふ時非禮をやすからず思ひ給ふ
○布衣にて參内年中行事の御障子のもとにて事を奉行し給ふ

○
四條后宮傳 遵子圓融帝后宮 母代明親王女

○有職にいはれ給ひ佛事を重く行ひ給ふ
○惠心僧都頭陀行の時かねのこきを給ふ

○
諟子女御 花山院女御 母同上 尼になりて四條の宮手ひとつに住給ふ

○
公任卿 按察大納言 母同上
- 女子 内大臣教通室 萬壽元正月薨
- 定賴 左大辨 母昭平親王女

○四條宮遵子入内の時東三條殿前にて荒言
○詮子后宮后立ちの時辨内侍と問答
○御堂殿大井川逍遙の時和歌

師輔公 九條殿
師氏卿 大納言

○
師尹公傳 小一條左大臣

○
芳子 宣耀殿女御 村上御時

○女御髮のめでたく長くおはします
○帝と御贈答の歌 古今集をそらに覺給ふ
○箏を帝のおしへさせ給ふ
○村上八宮永平此女御の御腹にて御心うとくおはします

○
濟時傳 小一條左大將

○濟時箏よくひき給ふ
○人のまいらせしにへを久しく置せ給ふ
○八宮永平大饗せさせ給ふ饗のはてに袂をとりて客をとゞめ給ふ

娍子 三條帝皇后宮
- 小一條院
- 敦儀親王
- 敦平親王
- 師明親王

―女子 帥宮敦通親王御上
┌當子内親王 齋宮
└禔子内親王 大二條殿北方

○小一條院立坊又辭し給ふ事 寛仁元幷後朱雀帝立坊 壺切太刀小一條院へ不レ奉レ渡今の坊へ參りし事

○幷 崇道天皇の御事 幷 三條院崩後小一條院御勢ひ衰へ給ふ 幷 坊を辭し給ふ時さはぎ

○堀川女御御歌

○大納言の女立后の例なし濟時贈太政大臣の事

―相任 侍從入道
―通任 大藏卿
―いよ入道

○帥宮 敦道親王 のうへ衰給ひて近江の所領を御堂殿へなげきて取返し給ふ

女子 先坊御息所

○四卷

忠平公二男
○師輔公傳――九條殿

○―安子傳 村上后宮 初弘徽殿女御 母武藏守從五位上經國女

―冷泉院
―圓融院
―爲平親王
―女一宮 承子早世
―女七宮 にてものゝけ三條一品宮
―女九宮 三條一品宮
―女十宮 選子大齋院

○帝弘徽殿へわたらせ給ふに御こうし明給はさず帝歸給ふ

○安子御物ねたみつよく藤壺女御 芳子 にかわらけなげつけ給ふ 幷 伊尹兼通兼家御かしこまりし

○安子御あわれみふかく薨去の時田舍までもおしみ奉りし

○圓融帝兄の爲平親王をこして立坊の事

○高明公ながされ給ふことのはじめ

○爲平親王女花山院にまいり給ひ後に小野の宮殿北方になり給ふ道信中將も心をかけて歌

○爲平親王御子日 幷 瀧口の外布衣者内裏へ不參

○選子齋院にて久しく居給ふ

○御禊の時賴通公へかづけもの御こうちぎ賜

○後一條後朱雀いまだ幼おはします時御堂殿御ひざに居給ひ祭御覽ありしに大齋院みこしの妻に扇を出し 幷 御歌

○九條殿のさかへ前帥 隆家 のこと葉

―登子 重明親王北方後貞觀殿内侍母同上
―三君 西宮高明前北方

四君
五君 西宮高明後北方
愷子 冷泉帝女御
伊尹公 謙德公一條殿 母同安子
兼通公 忠義公堀川殿 母同上
兼家公 東三條殿 母同上
爲光公 恒德公
公季公 仁義公 入傳出（五卷） 以上五
忠尹 右兵衛督 母同伊尹
遠慶 北□三位
尋空律師
朝源律師
遠量 大藏卿
女子 粟田殿北方
左衛門督
高光 多武峰少將
假室權僧正 尋禪

○多武峯入道少將出家の事并帝御歌少將御返し
○師輔公百鬼夜行に逢給ふ
○同庚申に双六打てめを乞給ふて冷泉院御誕生
○同御夢女房あはせし事
○貫之が家にわたらせ給ふ并貞信公に魚袋を申請給ふ并和歌
○藤氏さかへ給ふ九條殿冷泉院を守り給ふ

○公達姫君の御母
○關白次第
○世續名

○五卷

○謙德公 師輔公一男 伊尹傳 一條殿
○御集を豐蔭と申
○九條殿御遺言
○春日の使の時かへさに女のもとに御歌并御返し
○すけのぶの宇佐の使のとき菊の御歌
○寢殿の壁を大饗のとき假に紙にてはり給ふ

懷子 冷泉院女御贈皇后宮 花山院母后
花山院
宗子內親王 早世
尊子內親王 齋院後圓融院女御
女君 法住寺爲光公北方
女君 同
九君 冷泉院彈正宮爲尊親王御うへ
四君 さたきみの兵衛督北方後六條左大辨室
○尊子內親王に御覽ぜさせん爲三寶繪を作る
擧賢 前少將 號義人
義孝 後少將 號
○天延二年もがさにて前少將後少將朝夕に卒去

○同臨時の樂に紅梅をかざし給ふ

○同奉りし雉子生出し

─媓子 堀川中宮 圓融の后

○いなり詣し給ふ

─女子 尚侍 讃岐守妻 六條左府道重室

─顯光公 堀河左大臣 號惡靈左府

─重家少將

─女子 元子 承香殿女御 後適賴定卿北方

─女子 延子 小一條院女御

─朝光卿 閑院左大將

○やなぐひの水晶筈作はじめ給ふ

─女子 花山院女御

─朝經

─登朝 右馬頭 ─ 右京大夫

─少將

朝光卿前の室を離別ありて信光卿の後室をむかへ給ふ朝光卿をもてなしかしつき給ふ

─御匣殿 左兵衛督北方

─正光 大藏卿 ─ 兼貞 下野前司

─時光卿 北向中納言 右京大夫 ─ しんせい 仁和寺別當

○堀河攝政と東三條殿と不和

○東三條殿圓融帝へ長歌奉る

○堀川攝政最期の除目行給ふ

○

○爲光公 恒德公法住寺殿

─女子 花山帝女御

─女子 入道中納言北方

─誠信卿

○誠信卿忠信通信に大納言を越れ給ふていきどをり死給ふ

○誠信卿上戸の事

─忠信卿 大納言

─通信卿

─公信卿

─尋覺 法住寺僧都

─良光 法住寺阿闍梨

─女子 鷹司殿の上

─女子 道長公の御子うみて死し給ふ

|女子皇后宮
○公季公仁義公　閑院大臣
|女子一條帝弘徽殿女御　母有明親王女
|如源醍醐
|實成右衛門督　母同上
|女子中宮亮大夫能信卿北方　母陳政女
|女子頭中將顯基卿北方宮越君　母同上
|公成頭藏人　母同上
○延喜の女四宮御裳着の屏風に公忠貫之詠和歌
○女四宮へ九條殿密通
○女四宮公季公を誕生有りて宮薨じ給ふ并末期に九條殿へちかひ言し給ふ
○公季公は内裡にて生たち給ふ
○公季公むまごの公成を愛し給ふ
○頭中將顯基の若君四條にていかし給ふ
○兼家公東三條殿　大入道
○出家し給ふ故御諡號なき事
○すまひの時あせとり計にて見給ふ
○東三條の西對を作らせ給ふ

○或人の夢并うちふしの巫
○法興院にて薨じ給ふ
|女子冷泉院女御
|三條院
|彈正宮
|帥宮
|女子宣旨
○三條院御元服の時御そひぶしに參り給ふ
○源宰相顯定卿密通
○兼家公雲形の石帶を三條帝へ奉り給ふ
○帥宮冷泉皇子祭の歸りに和泉式部と車に相乘し給ふ
○彈正宮同上の御樣體
○帥宮讒にせめられ心ちあしかりし
|女子圓融帝中宮　一條帝母后
|道隆公中納言
|道綱卿
○道綱母蜻蛉日記書給ふ并なげきつゝの和歌
|兼經宰相中將
|道命阿闍梨
|道兼公粟田關白

―治部少輔
―道長公
○三平三道といふ
○六卷
○道隆公 中關白
○中關白上戸なりし
○同祭のかへさに一條大將閑院大將と同車にて大に醉給ふ
○同加茂詣に社頭にて酒を多くのみ給ひて車にふし給ふ
○同薨じ給ふおりの事
―女子 一條帝中宮
―女宮一品宮
―女宮
―敦康親王 式部卿宮
○敦康親王の御事
―女子 三條帝女御麗景舍
―女子 帥宮冷泉皇子北方
○此北方心ばへおちゐざりし
學生に金をなげて給ふ
○高内侍の事
―女子 後一條帝皇后宮
―道賴卿 大納言
―僧都
―伊周公 内大臣 准大臣
○粟田殿關白になり給ふを伊周公なげき給ふ
○長德二年太宰權帥にうつり給ふ并召かへされて大臣になぞらへ給ふ
○北陣より參内の時梅壺の外の人をはらふ
○道長公みたけ參并伊周公と双六をうち給ふ
○伊周公寬弘七年薨じ給ふ
―女子 高松殿賴宗公北方
―女子 大宮帥の北方
―通雅卿 三位侍從宮亮幼名松君
―法師 明尊の弟子
―女子 後一條の皇后宮の大和宣旨
○七夜の和歌序代帥殿 伊周 かゝせ給ふ
―隆家卿 中納言
○帥殿の事によりて出雲權守になりて但馬に下り給ふ
○御堂殿と隆家卿同車にて加茂詣

○土御門殿にて御堂殿御酒宴に隆家卿氣色あしき事
○敦康親王を東宮になし奉らんと隆家卿思
○三條帝大嘗會の時隆家かいつくろふ事
○目の病にて隆家太宰大貳になり給ふ
○隆家卿夷の來りしを防しりぞけ給ふ
○其賞に稗村といふもの壹岐守になりし并將門純友が昔物語
○新羅より壹岐對馬の人を送りこす其使に金を給ふ

―女子 三條皇子式部卿宮北方
―女子 今宰相室
―良頼 藏人少將
―經輔 右中辨
―式部丞

○隆家卿花山帝とあらがひ御門の前を通りさゝへらる

―頼親 内藏頭
―周頼 木工頭

―周家 兵部大輔
―少將 出家 粟田關白

○道兼公
○關白宣旨出雲守相如が家にて下りし
○參內して下り給ふ時病付て關白の後七日にて薨去

―滿足君
○東三條殿にて御賀の時舞をし給はざりし
○中關白とりはからひ給ふ

―兼隆 左衞門督
―女子 三條皇子敦平親王北方
―女子

―兼綱
○祭の日檜網代車に駒のかたち色どる并和泉式部が歌

―女子 大藏卿通任北方
―女子 二條御方中宮に居給ふ

○道兼公北方後に堀河右府北方となり給ふ事
○道兼公父の忌をつとめ給はざりし事
○卷七

○道長公 御堂關白

○長德元年公卿七八人薨じ給ふ

女子 一條帝后 ─┬─ 後一條院
　　　　　　　　└─ 後朱雀院
女子 三條帝后 枇杷皇太宮 ── 女一品宮
女子 後一條帝后
女子 後朱雀帝女御
賴通公 宇治關白
敎通公 二條

○道長公の北政所二方の事 中正女 高明女

女子 小一條院女御
女子 源師房北方
賴宗卿 大納言春宮大夫
能任卿 大納言中宮大夫
長家卿 中納言
顯信 右馬頭

○顯信出家并あこめを縫あらたむ

○今の右衞門督相を見給ふ

○御堂殿御出家

○小一院わたらせ給ふ

○春日行幸 殿と大宮贈答和歌

○北政所 御賀 殿和歌

○一品宮誕生 大宮和歌

○花山院御時に中關白殿粟田殿御堂殿の御心をためし給ふ

○御堂殿を相て饗奉る

○三條帝加茂行幸雪ふりし御堂殿御よそほひ

○帥殿南の院にて弓射給ふ

○故女院石山詣

○上巳日御はらへ并帥殿御堂殿御中あしき

○御堂殿關白にうつり給

○藤原氏のはじめ

○鎌足公 淡海公 大織冠

女子 天智天皇女御
女子 同上
大中臣いみまつ宰相
不比等 實天智皇子左大臣
宇合 式家
伏丸 京家

武智麿南家左大臣
房崎北家宰相
光明皇后聖武天皇母后
女子聖武天皇女御――高野女帝
眞楯公――內麿公――冬嗣公
長良――基經公――忠平公
師輔公――兼家公――道長公
賴通公――おさ君

○おさ君誕生し給ふ并七夜和歌
○常陸のかしま明神を春日山へうつし奉る
○春日明神を大原野にうつし奉る
○大原野を又吉田へうつし奉る并所々御祭の日
○御氏寺　多武峯　山階寺并御齋會最勝會維摩會行給ふ

○后宮
○鎌足公御女　二所共に天武帝后
○光明皇后　文武帝后　不比等公女
○贈皇后　聖武帝后　同上
○順子　文德帝母后　冬嗣公女
○明子　清和帝母后　良房公女
○澤子　光孝帝母后　綱繼公女
○沇子　醍醐帝母后　高藤公女
○穩子　朱雀帝母后　基經公女
○安子　冷泉帝圓融帝母后　師輔公女
○懷子　花山帝母后　伊尹公女
○詮子　一條帝三條帝母后　兼家公女
○彰子　上東門院　道長公女
○姸子　同
○威子　同
○嬉子　同
○御堂の事七大寺十五大寺にもまさる
○昭宣公　極樂寺作り給ふ
○貞信公　法性寺作り給ふ
○御堂供養法成寺無量壽院の時行幸行啓規式并よつぎが昔がたり

○八卷

○世繼昔物語
○加茂臨時祭のはじめ

大鏡短觀抄卷首

總　論

上つ代のやんことなきわたりのうち〳〵の事は此書なとのかくて殘らざらましかは今何にかは其世の事をうかゝひしるべき是は作り物語のやうに文章をかさらねばいさゝかおかしきふしはなけれどさすがにまめ〳〵しくかゝれたるに心をやれは是も又興ある事なり抑かんなふみの記錄は榮花と此大鏡とふたつのふみよりおこれり水鏡今鏡增鏡なども此大鏡をもとゝせり扨此ふみを世繼物語といふ事は野槌に世繼翁物語一名大鏡藤原爲業法名寂念といへる人世繼の物語を作る文德天皇より後一條院まで十四代百七十五年帝王大臣等の事を記せりとあり東見記に大鏡は世繼翁物語ともいふ藤爲業法名寂念作文德より後一條までの事十四代百七十五年帝王大臣等の事を記す云々爲業朝臣は藤氏系圖に木工頭爲忠子皇太后宮大進爲業法名寂念世繼作者云々鴨長明無名抄に古人云假名に物書事は歌の序は古今の假名序を本とす口記は大鏡のことさまをならふ云々愚管抄に小野宮殿九條殿の事を世繼の鏡の卷にこまかに書たりとあり水鏡に萬壽のころほひ世繼と申しさかしき翁侍りき文德天皇よりのちつかたの事はくらからず申置たる由うけ給はる云々今かゝみに父祖は無下にいやしきものに侍りき后のみやになんつかへ奉り侍りける名は世繼と申きおのつからきかせ給ふらんくちにまかせて申ける物語とゝまりて侍るめり云々增鏡に彼雲林院の菩提講に參りあへりし翁の詞をこそ假名日本紀にはすゝめれとありその外是彼に此ふみを世繼物語と有是は帝王攝關の次第をつまひらかにのへられたる世繼の翁の物語なれば也奧儀抄袋草紙共に世繼物語と出せり河海抄には榮花と此物語とを世繼と引れたり壒囊抄に御堂關白は町尻とのと双六を打給ひて町尻殿足の裏に道長と書給ひたるを見給ひてのろひけるとは知給ひけると世繼大鏡の卷にみえたりとあれど今の本には此事なしかゝる本も有けると榮花物語を此爲業朝臣の同作と本朝書籍目錄にのせられたれど彼は赤染衞門か述作なる事予かあらはせる榮花物語愚釋に委しくあけつらへりされども榮花殿上の花見の卷より下の十卷はかの朝臣の述作にてもありぬ

べしさて此書者御堂殿道長公の御榮花の事をあけたり彼榮花は攝家の侍女の作にして斟酌ある處あれば隱れたるを此物語にあらはして一部の趣意とせりおもてはほむるやうにてうちに奢を誹謗せりそはおのづから卷中にみゆ又大鏡といふ書銘初の卷の歌と詞とに見えたりされば世繼といふは異名にて大鏡といふか本名なりかゝれど世繼の翁の物語故ひたすらに世繼とのみいひけるにや又榮花も世繼か異名にて榮花か本名なりそはかの物語の根合の卷にみえたり此大鏡に續きたるを今鏡といふは續大鏡の心なりされとそれをも續世繼といふ是にて大鏡より世繼といふ名專らにいへる事しるし然るに安藤氏榮花物語撰者考に續世繼を榮花の後篇といへるはいと僻事なり續世繼はこの大鏡の後篇なり彼文の序文にも大鏡の後をのふるよしみえたり

ついていふ

一今流布の印本茜錯備有分註は後人の裏書の表へ出たる也次第に傳寫の誤りてあらぬ處に出せるもあり本文に入たるもあり又本文の分註になりたる所もみゆ又本文前後にみたれたる處も有そは其處にいへり

一此文元より文章を省きてかゝれたれば其意きこえかたき所ありたとへばもとおはする東宮をとりて云々又花山院の御出家の事など事を省きてかゝれたればいさゝか辨へかたしよりて國史記錄其外の書ともを引てそこにしるしつ

一此書いにしへより註釋も系圖もなし今見やすからんがために拙き註解をあらはし君臣の系圖を書加へぬされども此書にのらざる諸王諸臣ははふきぬ見んにわつらはしければなり

一此釋に記せる異同ははやく奈佐何かし數本を以て校合せられたるを先つころ子息勝よしぬしよりかりて書寫し置たるに又おのれ諸本を以て校合しかくは物せるなりけりされど此大鏡は異本あまたあるなればなほもれたるもあるべし此中に活雜抄など記せるは彼奈佐氏の校合なり文化七年午のとしやよひおほいしちひき

帝王略系

人皇五十五代
○文德天皇 道康 仁明帝第一皇子 號田邑帝
御母藤冬嗣公女順子

惟喬親王 四品上野大守 母紀名虎女

惟條親王

惟彥親王

○清和天皇 惟仁 號水尾帝 母藤良房公女明子

能有 右大臣源氏 母伴氏

女子 師輔公北方

○光孝天皇 時康 號小松帝 母藤總繼卿女澤子

人康親王 四品 號山科宮 母同光孝

女子 基經公北方

○醍醐天皇 敦仁 號延喜又水尾帝 母藤高藤公女胤子

齊世親王 三品兵部卿 母三木廣相女 一品式部卿 號六條宮

敦實親王 母同藤高藤女

重信 右大臣 號六條 母同雅信

滿仲 多田

經基 六孫王 源氏

○陽成院 貞明 母藤長良卿女高子

貞純親王 四品 桃園

○宇多天皇 定省 號亭子帝 母仲野親王班子

國紀 大藏卿 源氏

忠公 右大辨

信明 陸奥守

庶明 廣幡中納言

計子 村上女御

雅信 一條左大臣 源氏 母時平公女

時仲 大納言

道方 左大弁
某 讃岐守
女子 隆家卿室 母祐忠公女
寛朝 廣澤僧正 母同
雅慶 勸修寺僧正 母同
女子 忠平公北方
中務 母藤繼蔭女 伊勢

高明 左大臣 源氏 號西宮
倫子 道長公北方
中君 道綱卿室
俊賢 源大納言 民部卿 母藤師輔公女
顯基 頭中將
資綱
隆國 四位少將
女子 爲平親王北方
中君 正光卿北方
高松上 道長公北方

保明 皇太子 母基經公女
熈子女王 朱雀院女御
慶頼王 皇太子 母時平公女
克明親王 三品 兵部卿
博雅 三位 源氏 母時平公女
章平親王 式部卿
女子 兼通公北方
代明親王 三品 中務卿
保光 中納言 桃園 母定方女
女 懐平卿室 經通資平母
女 齊時卿室 母敦忠卿女
延光 大納言 枇杷 母同
重光 大納言 母同
惠子 伊尹北方
莊子 村上女御 號麗景殿
女子 母輔忠公北方
雅明親王 實宇多皇子 母藤時平公女
朱雀院 寛明 母基經公女穩子
昌子內親王
重明親王 二品 式部卿 母源昇卿女
悅子
徽子
女子
有明親王 三品 兵部卿 母光孝皇女
女子 公季公北方

女子 兼通公北方
村上天皇 成明 號天暦帝 母同朱雀
○圓融院 守平 母同冷泉
昌平親王 六宮 母藤師尹公女芳子
具平親王 中務卿 六條號 母代明女莊子
永平親王 八宮 母同昌平
昭平親王 九宮
女 公任室 母高光女
永子內親王 女一 母藤師輔女安子
盛子 女五 顯光公北方 母源庶明女計子
輔子 女七 母同承子
資子內親王 女九 號入道一品宮 母同
選子內親王 女十 號大齋院 母同
一條院 懷仁 母藤兼家女詮子
雅子內親王 師輔公北方 高光母
盛明親王 十五宮 母源唱女
康子內親王 女四 師輔公北方 母

廣平親王 一宮 母藤元方卿女
○冷泉院 憲平 母藤師輔公女安子
爲平親王 式部卿 母同
賴定 宰相 母源高明公女
女婉子 花山院女御 母同
花山院 師貞 母藤伊尹公女懷子
三條院 居貞 母藤兼家公女超子
爲尊親王 彈正宮 母同
敦道親王 帥宮 母同
宗子 早世 母藤伊尹公女
尊子 齋宮 圓融院女御 號火宮 母同
小一條院 敦明 東宮 式部卿宮 母藤濟時卿女娍子
敦儀親王 式部卿 石藏宮 母同
敦平親王 中務宮 母同
敦貞
敦昌
基平

敦康親王 一品 帥宮 後式部卿 母藤道隆公女定子

後一條院 敦成 母道長公女彰子

後朱雀院 敦良 母同

修子 一品宮 母同敦康

媄子 早世 母同

祐子内親王 高倉一宮 母敦康女嫄子

師明親王 仁和寺 號性信 母同小一條院

當子 齋宮 道雅密通後尼 母同

禔子 教通公北方 母同

女三

禎子内親王 一品 號陽明門院 母藤道長公女妍子

嫄子 後朱雀院后 母具平女

藤原氏略系

○冬嗣 贈左大臣内麿公三男母藤眞夏女 裏書に冬嗣公の母を飛鳥部奈止麿 と有後紀によりて改

良相 右大臣 號西三條 母同長良卿

順子 號五條后 仁明帝后 母同

長良 中納言 贈太政大臣 母阿波守眞作女美都子

良房 攝政關白太政大臣 號忠仁公 母同 白川 號染殿大臣

明子 太皇太后 文德帝后 號染殿后 母嵯峨帝女

常行 大納言

多賀幾子 清和帝女御

典樂助 五位

主殿助 五位

國經 大納言 母藤總繼公女乙春

基經 攝政關白太政大臣 號昭宣公 母同

高子 清和帝后 號二條后 母藤總繼公女

時平 左大臣 號本院 母彈正尹人康女

仲平 左大臣號枇杷 母同

兼平 從三位宮內卿 母式部卿忠良女

忠平 太政大臣攝政關白 號貞信公 母同

穩子 太皇太后 醍醐帝后 母同

保忠 大納言 號八條大將 母本康親王女

敦忠 中納言 母在原棟梁女

顯忠 右大臣 號富小路 母源昇卿女

褒子 宇多帝女御 號京極御息所

女子 實賴公北方

女子 敦實親王北方

女子 保明親王御息所

元輔 右衛門督

心與 僧都 三井寺別當

快公 僧都 山階寺權別當

助信 參議 右兵衛佐 右中將 母源等女

女子 延光公室 後朝光卿室

文慶 岩倉僧都

○忠平

實賴 攝政關白太政大臣 號小野宮 母宇多帝皇女

師輔 右大臣 號九條 母源能有公女

師氏 大納言

女子 高明室

師尹 左大臣 號小一條

女子 懷平卿室

貴子 保明太子御息所 號中將御

女子 爲光公北方

佐理 大貳

女子 重明親王北方

○實頼
- 頼忠 關白太政大臣 號三條 母時平公女
- 齊敏 右衛門督 母同敦敏
- 慶子 朱雀院女御
- 諟子 村上帝女御 母時平公女
- 良圓 内供 母宮仕人
- 頼資 伯耆守
- 女子 かくや姫 母實定朝の乳母子女
- 女子 兼頼卿室
- 敦敏 少將 母時平公女
- 高遠 大貳 母播磨守伊文女
- 懐平 中納言右衛門督 同母
  - 經通 右兵衛督 母源保光女
  - 資平 侍從宰相 大納言 實資公養子 皇太后宮權大夫
    - 資房 宰相 資平公の養子と榮花に有
    - 資仲 中納言
  - 經任 貞信卿の養子榮花にあり 母佐理卿女
- 實資 右大臣 母同 實頼公養子 號後小野宮

○頼忠
- 公任 按察大納言 母代明親王女
  - 定頼 左大辨 母昭平親王女
  - 女子 敎光公北方 母同
- 顯實 宰相中將
- 顯忠
- 遵子 圓融院四條宮素腹后 母同公任卿
- 諟子 花山院女御 母同

一女子 重信公北方

○師尹
- 濟時 大納言 贈太政大臣 小一條
- 芳子 村上女御 宣耀殿
- 女子 敦道親王北方後離別
- 女子
- 爲任 伊豫守入道
- 通任 大藏卿 母能正女
- 相任 侍從入道 母延光女
- 娍子 三條院后 母同

○師輔
- 伊尹 太政大臣攝政謙德公 母藤經邦女號一條
- 兼通 太政大臣攝政號堀川忠義公 母同
- 兼家 東三條法興院 母同
- 忠君 兵衛督 母同
- 尋禪 飯室僧正 母雅子內親王
- 深覺 禪林寺僧正 母康子內親王
- 遠慶 北野三位 母
- 高光 多武峰少將 母同尋禪
- 尋空 律師
- 朝源 律師
- 守禪 飯室僧都 母備中守致雅女
- 成房 中將入道 母同
- 擧賢 前少將 母代明親王女
- 義孝 後少將 母同
- 義懷 中納言 飯室入道 母同
- 懷子 冷泉院女御 贈皇后宮 母同
- 女 爲光公北方
- 女 再同室
- 女 忠君室後道方卿室
- 女 爲尊親王北方後尼
- 女 昭平親王北方 母師氏卿母
- 行成
- 實經 但馬守 母泰清女

文惠 阿闍梨 母同

女 定經室

遠量 宮内卿

女 道兼公北方 後顯光公北方

爲光 太政大臣法住寺一條恒德公 母雅子内親王

公季 太政大臣閑院仁義公 母康子内親王

安子 村上后 母武藏守經邦女

登子 重明親王北方後村上女御 母同貞觀殿尚侍

三君 高明公北方

繁子 藤三位

愛君 高明公再室

悠子 冷泉院女御

良經 尾張權守 母同

行經 少將 當腹

大姫君 經信卿北方さ榮花淺緑にみゆ

女 丹波守經相卿北方

女 長家卿北方 當腹

○兼通

朝光 閑院左大將 母有明親王女

正光 大藏卿

時光 母左馬頭藤有年女 右京大夫北向中納言

媓子 圓融院后 母基平親王女

女 尚侍 讃岐守室

顯光 堀川右大臣 惡靈大臣

延子 小一條院女御 堀川女御 母同

元子 一條院女御承香殿 母同 後賴定卿室

重家 出家少將 母盛子村上皇女

朝經 中納言 母重明親王女 榮花には敦忠卿女さ有

登朝 右馬頭 出家 母同

某 少將 出家 母同

姚子 花山院女御 母同

某 右京大夫

尋清　仁和寺別當律師

○爲光

誠信　右衛門督　母敦敏女

齊信　中宮大夫　大納言　母同

道信　中將　母伊尹公女

尋光　法住寺僧都

良光　法住寺阿闍梨

公信　左衛門督　母同道信

女　齊信養女

悵子　花山院女御　弘徽殿　母敦敏女

女　義懷卿室　母同

女　伊周公密通鷹司上　母伊尹公女

四方　花山院密通寢殿上　母同

五方　后宮妍子に候　母同

道兼　粟田右大臣七日關白　母同

道茂　治部少輔

道長　太政大臣御堂關白　母仲正女

超子　冷泉院女御贈皇后宮　母同

詮子　圓融院后東三條女院　母同

兼定　上野前司

女　公信卿室　母高明女

女　御匣殿　母同

公季

實成　右衛門督　母有明親王女

如源　律師　三昧僧都　母同

義子　一條院后弘徽殿　母同

公成　藏人頭公季公養子　母陳政女

女　能信卿北方

女　顯基卿北方

兼家

道隆　中關白内大臣　母仲正女

道綱　大納言春宮傅　母倫寧女

兼經　宰相中將　母雅信女

道命　阿闍梨　母同

道頼　大千代山井大納言　母知仁女

伊周　小千代内大臣儀同三司　母業忠女太宰權帥

隆圓　僧都　母同

綏子 三條院東宮の時麗景殿女御 母對方 頼定密通

女 女房宣旨

○道隆

- 周家 兵部大輔
- 某 井手少將出家
- 定子 一條院后 母同伊周公
- 二君 三條院女御 淑景舎母同
- 三君 敦道親王北方 後離別母同
- 四君 御匣殿母同 敦康親王母代
- 五君 威子に侯 母對人

○道兼

- 福足 早世
- 兼隆 右衛門督 母遠量女
- 兼綱 頭中將 母同
- 尊子 くらへや一條院女御 母師輔女後通任室
- 女 二條どの御方 母遠量女
- 女

隆家 中納言大貳 兵部卿 童名阿古 母同

頼親 内藏頭

周頼 木工頭

良頼 藏人少將

經輔 右中辨

某 式部丞

女 敦儀親王北方 母兼資女

女 兼経室 母同

道雅 東宮亮三位松君 母重光女

某 式部丞 母同

女 頼宗公北方 母同

女 帥御方 母同

觀尊 明尊僧正弟子 母佳仲女大和宣旨

兼房 右馬頭

女 敦平親王北方

女

女

女

○道長

- 頼通 たつ君 左大臣 宇治關白 母雅信公女倫子
- 頼宗 いは君 大納言 東宮大夫 母高明公女 高松上
  - 兼頼
    - 女
  - 俊家
  - 女
  - 女
- 教通 せや君 内大臣 左大將 二條 母雅信公女
  - 信家 母公任卿女
  - 信基 母同
  - 信長 母同
- 顯信 右馬入道 苔君 母高明公女
- 能信 大納言 中宮權大夫 母同
- 長家 小若君 中納言 母同
- 彰子 一條院后 號上東門院 母雅信公女
- 妍子 三條院后 枇杷后宮 母同
- 威子 後一條院后 中宮 母同
- 嬉子 登花殿尚侍 後朱雀院女御 母同
- 女 改子 山井 小一條院女御 御匣殿 母高明公女
- 女 師房公北方 母同

○長家 從二位 權中納言
- 國經 正二位 大納言
  - 忠幹 勘解由次官

文信 從四位上 右馬權佐
- 惟風 從四位上 中宮權亮
  - 惟經 從四位下 太皇太后宮大進

知綱 從四位下 阿波守
- 知信 從五位下
  - 爲忠 從四位下 木工頭

爲業 從五位下伊賀守皇太后宮大進 法名寂念世繼作者

賴業 從五位下壹岐守 法名寂然

爲隆 從五位上皇后宮少進長門守 法名寂超

此兄弟三人共有和漢才世人號大原三寂

大鏡短觀抄卷一上

帝王

五十五文德天皇　仁壽三齊衡三天安二　已上在位八年也（イ田邑のみかど、申）

同五十六清和天皇　貞觀十八　在位十八年也（イ水尾のみかど、申）

同五十七陽成院天皇　元慶八　在位八年

同五十八光孝天皇　仁和三　在位三年（イ小松のみかど、申す）

同五十九宇多院天皇　仁和一寛平九　已上在位十年（亭子院と申す）

同六十醍醐天皇　昌泰三延喜廿二延長八　已上在位三十三年（イ延喜のみかど、申す）

同六十一朱雀院天皇　承平七天慶九　已上在位十六年

同六十二村上天皇　在位廿一年　天暦十天德四應和三康保四（イ天暦のみかど、申す）

同六十三冷泉院天皇　在位二年　安和二年

同六十四圓融院天皇　在位十五年　天祿三天延三貞元五永觀二

同六十五花山院天皇　在位二年　寛和二

同六十六一條院天皇　在位廿五年　永延二永祚一正暦五長德四長保五寛弘八

同六十七三條院天皇　在位五年　長和五

同六十八後一條院天皇　在位廿年の九年乙丑まで　寛弘四治安三萬壽二

已上十四代凡一百七十五年

臣家

冬嗣　閑院大臣　　良房　白河大臣 忠仁公太政大臣

良相　西三條大臣　　長良　權中納言

此三人は冬嗣大臣之男也

異本如此あり

さいつころ雲林院のほたいかうにまうて丶侍りしかは例の人よりはこよなくさしおいうたてけなるおきなふたりおむなさ○きあひておなし所にゐぬめり

○さいつころ　先つ比なり　孟津抄に　去何比　云々

○雲林院　山城國葛野郡にあり拾芥抄に常康親王造遍昭僧正寛平有行幸云々花鳥餘情に淳和の離宮也仁明天皇處分し奉り給ふ次に常康親王傳領す本堂は彼親王の室なり云々三代實錄に元慶八年九月十日丁卯權僧正法印大和尙遍昭奏言雲林院者故无品常康親王之舊居也親王出家爲沙門貞觀十一年二月十六日以此院付屬遍昭曰深草天皇賜此居之天皇登遐常康落髮昊天罔極德猶難報恩欲永爲精舍令學天台敎伏思永賜年分度者三人傳天台之法門試學之道請以爲元慶寺別院成親王之心願矣下略　今は廢せり○ほたいかう　菩提は大論に翻云佛道肇師云道

之極者稱曰菩提云々講は說文に和解也云々小補韻會に記禮運云講信修睦註疏云談說也云々菩提講は說法說經などをいふなるべし今昔物語に雲林院といふ所に菩提講を始め行ひける聖人有けり本は鎭西の人極たる盜人なりければ被捕て獄に七度被禁たり七度といふ度に捕て檢非違使各議て云此盜人極たる公の御敵なれば此度は其足を斬らんと定て川原に將行て既に足を斬らんとする時に相人あり此盜人を見ていふ此はかならず可往生相を具したるものなり然れば更にきるべからず云々其後此盜人深く道心をおこして忽に髮をきりて法師になりぬ日每に彌陀の念佛を唱へて懃に極樂に生んと願ひけるほどに雲林院に住して此菩提講をはじめ置たるなり云々宇治拾遺に東北院のほたいかうのはじめ冬ゝ是と同し新古今秋に五月ばかり雲林院の菩提講にまうでゝ讀侍りける紫の雲のはやしを見わたせばのりにあふちの花咲にけり後拾遺釋詞書に土御門右大臣家の女房車三つに相乘りて菩提講に參り侍りける云々榮花疑卷に雲林院の菩提講などの折節迎講などにも云々平家物語に菩提講と申古寺にて忍びて戒をたもちける云々宇治拾遺に雲林院の菩提講に大宮のぼりにまいりけるほどに云々此雲林院の菩提講の敷地證文今紫野の大德寺に傳ふるとぞ○こよなく　河海抄孟津抄などに殊の外の意とせり又契沖の說には是に過て越る事なきの意といへり○うたて　古今春にうたてにほひの袖にとまれる同秋にうたゝある樣の名にこそ有けれ貫之蟻通の神に奉る歌の序にうたて有神古事記安康記に宇多氐物云王子日本紀武烈紀に奇偉新撰萬葉に別樣の字をよめり○おきなおむな　和名抄に孫愐切韻云翁紅反老人也和名於岐奈云々□說文云嫗和名於無奈老女之稱也云々戸令に六十一爲老六十六爲耆云々

あはれにおなしやうなるものゝさまかなと見侍りし[イナシ]にこれらうちわらひ見かはしていふやうとしころい[扶抄]かてむかしの人にたいめんしていかで世中の見きく[イケル]事どもをきこえあはせん此たゞ今の[イマヤ]入道殿下の御ありさまをも申あはせはやとおもひしにあはれにうれしくもあひ申たるかな今ぞ心やすくよみぢもまかるべき[イケレ]おほしき事いはぬはけにぞはらふくるゝ心ちし

けるかゝればむかしの人はものいはまほしくなればば
あなをほりていひいれ侍りけめとおぼえ侍る
○入道殿下　道長公也藤系圖に東三條入道兼家公五男道長母攝津守中正女云々御堂殿又號法成寺入道殿入道は高僧傳に法顯云本不以有父而出家也今正欲遠塵離俗故入道而已云々殿下は令に殿下皇太子所稱也云々事物紀原に漢以來皇太子諸王稱殿下云々拾芥抄に攝政關白の唐名を殿下と出せり中むかしより關白の一名とせり百寮訓要に攝政關白を殿下と號し殿下と申も天下におきては傍若無人の間衆庶貴之由申付たるなりとあり道長公は長和五年正月廿九日改關白爲攝政寛仁元年三月十六日讓攝政於長子賴通公同三年三月廿一日御出家し給ふ依て稱入道殿○あはれ　歎息の辭也日本紀可怜又哀憐などの字をよめり○よみち　黄泉路也日本紀黄泉國よみのくにとよめり○おぼしき事　心のうちにおもひて外に晴くる事なきをいふ徒然草におぼしき事いはぬは實そはらふくるゝわざなればとも有○ものいはまほしく云々　是はさやうの古傳の有しなるべし

返々うれしく對面したるかな扨もいくつにかなり給ひぬるといへば今ひとりのおきないくつといふもさらにおぼえ侍らずたゞしおのれは故太政のおとゝ貞信公の藏人少將と申しをりのことねりわらはおほいぬ丸ぞかし主は其御時の母后の宮の御方のめしつかひかう名のおほやけのよつぎとぞいひ侍りしかしな
○太政のおとゝ　職員令に太政大臣一人儀刑四海經邦論道燮理陰陽無其人則闕云々○貞信公　關白基經公の四男忠平公の諡號なり下にくはし○藏人少將　藏人にて少將を兼たる也職原抄に藏人所嵯峨天皇御宇弘仁年中初置之摸異朝侍中內侍等職歟彼侍中尤爲重任云々少將は同書に左右近衛府少將五位殿上人中爲譜第公達者任之敍四位時去職但敍留者是殊恩也近代每人敍留又四位後拜任又常事也三位少將者執柄息常被任之又藏人頭時爲少將是古例也下略公卿補任に忠平公元慶四年庚子誕生七ヶ月不滿十月云々昭宣公四男寛平七八十一正五位下九月十五日聽雜袍昇殿云々此頃藏人少將なるべし同書に忠平承平六年八月十九日任太政大臣○こと

ねりわらば　藏人所の屬官也職原抄に小舍人首書に小舍人當居校書殿也有御用則召昇殿上校書殿在殿上南也云々禁秘抄に小舍人六人近代及十二人歟此等事更非言本意御成敗一向頭藏人計也云々○母の后の宮　醍醐天皇の御母宇多天皇の御后内府高藤公の御女胤子也后は曲禮下に天子之妃曰后鄭氏曰妃配也后之言後也疏に後於天子亦以廣後胤云々○めしつかひ　職員令に中宮職使部三十人と有此使部にや○から名　名の高きをいふ枕草紙にかう名のゑぬたき徒然草に高名の木のぼり新猿樂記に高名の相撲とりなど有○おほやけのよつぎ　王代攝關の次第を詳に知たる翁なれば公の世續といふならん此物がたりの作名なり

されはぬしのみとしはおのれにはこよなくまさりたてまつらんかしみづからはこわらはにてありし時ぬしは二十五六はかりのをのこにてこそはいませしかといふめればよつぎしかく\／と侍りし事なりさてもぬしのみなはいかにぞやといふめれば故太政大臣殿にて元服つかうまつりし時きんぢが姓はなにぞとおほせられしかばなつ山となん申すと申しをやがてしげきとなんつけさせ給へりしなどいふにいとあさましくなりぬ

○元服　漢書註に如淳云元服謂初冠云々下學集に元首也始也又云首服也と有○きんぢ　汝なり源氏繪合にきんぢらはおなじとしなれといひかひなし蜻蛉日記にも汝といふべき所をきんぢとあり○姓は　匀會に姓者所以繫統百世使不別也氏者所以別子孫之所出也云々○なつやま　姓氏錄に無所見作姓なり○しげき　夏山の縁にて繁木とは名付られたるとなり

たれもすこしよろしきものどもはみおこせるよりなどしけり年卅ばかりなるなまさふらひめきたるもののせちに○よりて　いていとけうある事いふ老者たちよなさらにこそしんせられねといへばおきなふたり見かはしてあさわらふしげきと名のるかかたさまに見やりてぬしはいくつといふ事おぼえずといふめり此おきな○どもはおぼえ給ふやといへばさらにもあらず一百五十さいにぞことしはなり侍りぬるされ

ばしげきは百四十にはおよひてさふらふらめとやさしく申なりおのれはみつのをの御門の○おはしますとし

の正月のもちの日生れて侍れは十三代にあひ奉りて侍るなりけしうはさふらはぬ年なりなまこと〻。人々おほさしされどち〻かなまかくしやうにつかはれたてまつりてけらうなれどもみやこほとりといふさいふち侍ればめを見給へてうふきぬにかきおきて侍りけるいまだ侍り丙申のとしに侍りといふもげにときこゆ

○たれもすこし云々　菩提講へ參詣の人々なり○なまさふらひめく　靑侍のやうなるものなりなまは不熟なり源氏にもなま〳〵の上達部などあり靑侍は堂上の侍の布衣以下の者をいふ○あさわらふ字彙に咍笑聲又楚人謂相嗤笑曰咍とあり○一百五十歲　裏書に自貞觀十八年丙申至萬壽二年乙丑一百五十年也○みつのをの御門　淸和天皇也正統紀に淸和天皇御出家の後丹波國水尾といふ所にうつらせおはしまし〻故に水尾帝と申と有御門は天子さいふを恐奉りて御在所をさして御門と申也院或は殿などいふも此意なり○おはしますとし　御在世の年なり異本におりおはしますとしと有貞觀十八年丙申なり○もちの日　十五日なり說文に望月滿也與日相望云々○十三代に　帝王十三代なり淸和陽成、、、、、、、、、、、、後一條なり○けしうはさふらはぬとし　いやしからぬ年といふなり物語書に人躰のよろしきをけしうはあらぬと有こ〻は賤しからずとしたかきといふ心なり○なまかくしやう　これもなま〳〵の學生にて未熟をいふ學生は職員令に大學寮頭一人掌簡試學生及釋奠事助一人大允一人少允一人大屬一人少屬一人博士一人掌教經業課試學生律學博士二人明法生十人文章二十人得業生十人學生四百人掌分受經業下略○みやこほとり　帝都の人は下人といへども貴人の眞似をするといふ諺なるべし○めを見給へて　めはひの字の誤なり目日字形似たり日を見給へてなり○丙申のとし　淸和天皇御讓位の貞觀十八年丙申なり

いまひとりに猶もおきなのとしこそきかまほしけれ生れけんとしはしりたりやそれにていとやすくかぞへんといふめれは。まこことのおやにもそひ侍らすことひとのもとにやしなはれて十二三までそひて侍りしかははか〳〵しうも申さずた〻。我は子うむわざも

しらざりしにしうの御つかひにいちへまかりしに又わたくしにもせに十貫を持て侍りけるにくげもなきちごをいだきたる女のつれ人にはなたんとなんおもふ子を。十人までうみてこれは四十たりの子にていと丶五月にさへうまれてむづかしきなりといひ侍りければ此。たるせに丶かぞへてきにしなりと姓はなにとかいふととひ侍りければ夏山とは申けるとて十二三にてぞおほき大殿にはまゐり侍りしなどいひて

○四十たりの子　四十足の子なり今も俗に嫌ふ四十二のふたつ子なりこれは父の年の四十歳と子の二つと合すれば四二となる故に忌なるべし○五月にさへ生れて　下學集に五月子不養註に五月子必害父母云嘗君雖五月生位至高大其母爲薛公而長生奚由是觀之則五月子非不詳也見史記云々五雑俎に五月五日子唐以前忌之今不爾也下略裏書に史記曰孟嘗君名文姓田氏父曰靖郭君田嬰有子名文々以五月五日生嬰告其母曰弗舉也其母竊舉生之及長其母因弟以見於田嬰々々怒文因曰君所以不舉五月子者何曰五月子者長與戸齊將不利其父母文曰人生受於天乎將受命於戸邪必受命於天君何憂焉必受命於戸則可高其戸耳○此たるせに丶かぞへて　異本にもたるせに丶かへてと有此の下もの字脱せりかの下その字衍字なり此持たる錢にかへて來りしとなり

さてもうれしくたいめんしたるかなほとけの御しるしなんめりとしころこ丶かしこの説經との丶しれど何かはこてまゐる事もし侍らすかしこくもおもひたつてまゐり侍りにけりうれしき事とてそこにおはせるは其をりの女人にや見えますらんといふめればしげきかいらへいふさも侍らずそれははやう丶せ侍りにしかばこれは其後。あひそひて侍るわらはへなりさて。閣下はいかにといふめればよつきかいらへそれは侍りし時のな。りけふももろともにまゐらんと出たち侍りつれとわらはやみをしてあたり日に侍りつれはくちをしうもえまゐり侍らすなりぬることあはれにいひかたらひてなくめれとなみだおつともみえず

○其をりの女人　已前の妻にてあるかと也○わらはへなり　老女なれども繁木より年若なれば戲にいへるなるへし○それは侍し時の也　以前の妻にてあることなり○閣下　人を尊敬の辭類書纂要に閣下古者三公稱二閣下一々々降二殿下一一等閣居レ下設

居レ上西陽雜俎に秦漢以來於天子言陛下皇太子言殿下將言麾下使者言節下轂下二千石長吏言閣下父母言膝下通類相呼言足下矣萬葉五に中衛高明閣下榮花物語衣珠に閣下の御こそこそ姫君の御折にいみしかりしかとなと有○わらはやみ　和名抄に瘧病說文云瘧音虐俗云衣夜美一に和名和良波夜美寒熱並作二日一發之病也源氏若紫にわらはやみにわづらひ給ひてよろづにまじなひかぢなどまゐらせ給へどなど有俗にいふおこりなり

かくて講師まつほどにわれも人もひさしうつれ〳〵なるに此翁とものいふやういてさう〳〵しきにいさ給へむかしの物かたりして此たはさう人々にさはいにしへの世はかくこそはありけれときかせ奉らんといふめれはいまひとりしか〳〵いとけうある事なりいておほえ給へ。とき〳〵さるへき事のさし。らへしけきもうち　おほえ侍らんか。といひていはん〳〵とおもひたるけしきともいつしかときかまほしくおくゆかしき心ちするとそこらの人おほかりしかとものはか〳〵しくきゝわきみゝとゝむるもあらめと人目にあらはれてはこのさかゆらひそよくきかんとあとうつめりし

○講師　菩提講師にて說經者なり○いて　發辭なり古今戀にいて我を人なとかめそ大舟のゆたのたゆたにものおもふころそ萬葉に乞欲得允恭紀に厭乞なとの字をよめりされとこゝの意は發言なり○さう〳〵しき　源氏桐壺にさう〳〵しくこゝろやましく榮花月宴にうへさま〳〵さう〳〵しく源註拾遺に寂莫なりとあり○おほえ給へ　語り給へといふことなり若はおほえ給ふ事かたり給へとありしか脫せしにや○さしらへ　しの下いの字脫せりさしいらへにて報答なり○うちおほえ侍らん　これもうちおほえたる事申侍らんの誤りか○おくゆかしき　あらかしめいふかりおもふ事なり古事記に悒ゆかしとよめり與悒なり○そこらの人　若千人なり○さかゆらひ　異本に侍とありさふらひの寫誤なり○あとうつめりし　あとうつは應答するをいふ後撰雜詞書にあとうかたりのこゝろをとりて云々俳諧抄にあとうかたりとはなそ〳〵かたりといふ事歟拾遺にはなそ〳〵かたりと書たりとあり能の狂言に挨答の太夫凡て相手となりて應答す

えものをいふなり
よつきかいふやう世はいかにけうあるものぞやさり
ともおきなこそせう〳〵の事はおほえ侍らめむかし
さかしき御門の御まつり事のをりは國のうちにとし
をたる翁おむなやあるとめしたつねて古のおきての
ありさまをたつねとはしめ給ひてこそはそうする事
をきこしめしあはせて世のまつりごとはおこなはし
め給ひけれされば老たる身はいとかしこきものに侍
りわかき人たちおほしなあなつりそとてくろかい
のほねのこゝのつあるにきなるかみはりたるあふき
をさしかくしてけしきたちわらふほどもさすかにお
かし
○御門　帝白虎通に德合天地者稱帝○おきなおむ
なやあると云々　老男女の奏するまゝに政事行れ
し事未考疑らくは翁の戯言なるへし○くろかいの
ほね云々　黒柿骨なり枕草紙にまつしけなるもの
ゝ段黒柿骨に黄なる紙はりたる扇とあり○けしき
たち　氣色發にて面色にあらはれたるなり
まめやかにはよつきか申さんとおもふ事はこと〳〵
かは只今の入道殿下の御ありさまの世にすくれてお
はしますことを道俗男女の御前にて申さんとおもふ
かいとこそおほくなりてあまたの御門后また大臣公
卿の御うへをつゝくへきなり其中にさいはひ人にお
はします此御ありさま申さんとおもふほどによの中
の事のかくれなくあらはるへきなりつてにうけ給は
れは法花經一部をとき奉らんとてこそまつ四けうを
はとき給ひけれとそれをなつけて五時教とはいふに
こそはあんなれ
○道俗　義楚六帖續日本紀に見ゆ道は僧なり俗は
凡人なり○大臣公卿　大臣は内大臣左右大臣太政
大臣なり公卿は官は參議位は三位以上をいふ職原
抄に大中納言參議を見任の公卿といふと有○法華
經一部　妙法蓮華經七卷同觀世音菩薩普門品一卷
なり○四けう　よけうと有しを四けうに誤歟餘經
なり○五時經　裏書に華嚴乳味阿含酪味方等生蘇般
若熟蘇法華涅槃醍醐謂之五味云々拾芥抄同之
しかのことくに入道殿の御さかえを申さんとおもふ
ほどによけうのとかるゝといひつへしなどいふもわ
さ〳〵しうこと〳〵しうきこゆれといでやさりとも
何はかりの事をかとおもふにいみしうこそいひつゝ

け侍りしか世間の攝政關白と申大臣公卿ときこゆるいにしへいまの時の入道殿の御ありさまのやうにこそはおはしますらめとそいまやうのちこともはおもふらんかしされとそれさもあらぬ事なりいひもていけはおなしたねひとつすちにておはしあれと門わかれぬれは人々の御こゝろもちゐも又それにしたかひてこと〳〵になりぬ

○いみしう　忌嫌ふ事にもいひ又齋ひよろこふ事にもいふこゝはよろしきかたにいへり○攝政關白

職原抄攝政關白者八丁ォヨリ九丁ォ○それさもあらぬ事

それはさやうにもあらぬ事となり

此世はじまりてのち御門はまつ神の世七代をおき奉りて神武天皇をはじめ奉りて當帝まて六十八代にそならせ給ひにけるすへからくは神武天皇をはじめ奉りてつき〳〵の御門の御したいをおほえ申へきなりしかりといへともそれはいときゝみゝとほければたゝちかきほとより申さんとおもふに侍り文德天皇と申す御門おはしましきその　みかとよりこなた。今の御門まで十四代にそならせ給ひにける世をかぞへ侍れはそのみかと位につかせ給ふ嘉祥三年庚午歳より

ことしまては一百七十六年はかりにやなりぬらんかけまくもかしこき君のみなを申すはかたしけなくさふらへともとていひつゝけ侍りき

○神の世七代　神代紀に開闢之初云々中略謂神世七代者矣○神武天皇　神武紀神日本磐余彥天皇云々中略母曰玉依姬海童之小女也云々○當帝　後一條院なり下に委し○文德天皇　次にみえたり○十四代にそ　文德－－－－－－－－－－－－－なり

增鏡の序に大鏡は文德の古へより後一條の御門まて侍りしにやとあり○かけまくも　忝に冠らせたる辭なり詞にかけて申奉るも恐れ多きとの事也○いひつゝけ侍りき　これまて序文なり水鏡の序に萬壽のころほひ世繼と申しさかしき翁侍りき文德天皇より後つかたの事は暗からす申置たるよしうけたまはるとあり

一五十五代或本云田邑帝と申　御諱道康親王

異本に五十五代の下天安二年戊寅八月廿七日崩年三十二九月六日葬于田邑山陵故號田村天皇と申とあり

文德天皇と申ける御門は仁明天皇の御第一の皇子也

いみなはみちやす　御母は太皇太后藤原順子と申き
其后の左大臣贈正一位太政大臣冬嗣のおとゝの御む
すめなり

○文德天皇　文德實錄諱道康仁明天皇長子也母藤
原氏贈太政大臣正一位冬嗣之女也云々本文の二位
は一位の誤なり○仁明天皇　續日本後紀に仁明
天皇諱正良先太上天皇之第二子也母皇太后贈太政
大臣正一位橘朝臣清友之女也云々○いみな　玉篇
に諱許貴切隱也忌也とありいみ憚る名なり○太皇
太后　公式令に太皇太后義解に謂天子祖母登后位
者爲太皇太后云々職原抄に太后太后宮職帝王祖母
也云々○藤原　姓氏錄藤原朝臣出自津速魂三世孫
天兒屋根命也二十三世孫內大臣大織冠鎌子古記曰
鎌足天命開別天皇御天智八年賜藤原姓號正一位贈
太政大臣不比等大寶中原眞人天皇御天武十三年
賜藤原朝臣姓云々○順子　尊系圖に贈太政大臣冬
嗣女母阿波守眞作女仁明帝后文德母云々裏書
同之○左大臣　職員令に左大臣一人掌統理衆務
舉持綱目總判庶事彈正糺不當者兼得彈之○
贈　薨後に贈らるゝをいふ拾芥抄に大寶元年正月
十五日大納言正廣三大伴御行宿禰薨同日贈正廣二
に右大臣云々○正一位　人臣の
極位なり位に正從あり正は眞ノ從はいやし四位以
下に上下あり少初位下より始りて正一位に止る官
位令職原抄などに詳なり○冬嗣　藤系に鎌足六代
孫贈正一位左大臣內麿男冬嗣とあり補任に冬嗣天
長二年四月五日任左大臣

此みかど天長四年丁未八月にうまれ給ひてみかどあ
きらかに能人をしろしめせば承和九年壬戌二月廿六
日御元服同年八月四日東宮にたゝせ給ふ御年十六
仁明天皇もとおはする東宮をさりて此みかどを承和
九年八月四日東宮に奉らせ給へるなりいかにそすか
らすおもほしけんとこそおほえ侍る

○うまれ給ふ　編年記に文德天皇天長四年丁未八
月降誕云々裏書同之○みかどあきらかに　みかど
誤りなり異本にみこゝろあきらかにとあり文德實
錄に帝初自寢極垂心政事性聰明察能知人姸蚩思天
下升平之化下略○御元服　續後紀承和九年二月辛
巳第一皇子諱田邑於仁壽殿加元服云々○東宮にた
ゝせ　職員令に東宮義解に謂太子所居也云々〔待

隱公三年正義に四時東爲春萬物生長在東西爲秋萬物成就在西以此君在西宮太子所東宮也續後紀承和九年壬戌八月乙丑宣命に是日道康親王乎立而皇太子止定賜ことあり〇もことおはする東宮をとりて　元おはする東宮は恒貞親王なり續後紀に天長十年癸丑二月丁亥恒貞親王爲皇太子云々恒貞親王は淳和天皇第二の御子也編年記に皇太子恒貞親王淳和第二皇子天長十年二月卅日立年九承和九年七月廿四日廢之依橘逸成等謀反也嘉祥三年三月廿一日出家法名恒生往生人也云々〇東宮に奉らせ　東宮にの下立こ有しか脫せしにや〇いかにやすからす　恒貞親王の御心をいへり

嘉祥三年庚午三月廿一日。位につかせ給ふ御年廿四さて世をたもたせ給ふ事九年「天安二年戊寅の歲八月廿七日に失させ給ひぬ御歲卅二みさゝきたんはにあり」

〇位につかせ給ふ　類書纂要に卽位卽就也天子登位云々下學集に卽位御宇之始也云々文德實錄に嘉祥三年庚午四月甲子帝卽位於大極殿編年記に嘉祥三年三月廿一日己亥踐祚云々本文の三月廿一日は踐祚なり卽位こ踐祚とは異なれども此書にはすへて道はしていへり按に東宮先帝より三種の神寶の讓りを受給ふを受禪とも踐祚ともいふなりされどもいまだ天皇と稱し奉らず卽位は東宮高御座に登り給ひて帝位につき給ふをいふ百官これを拜す大儀式ありそれより天皇と稱し奉るかゝれども彼神寶をうけ給へば則天子なりよりてこれには受禪を卽位こいふ歟〇世をたもたせ給ふ事九年　編年記に文德天皇御宇八年自仁壽元年辛未至天安二年戊寅云々正統紀文德條に天下を治給ふ事八年とあり本文九年とあるは誤なり〇失給ふ　文德實錄に天安二年戊寅八月乙卯帝崩新成殿云々〇みさゝき喪葬令に山陵義解に帝王墳墓如陵故謂山陵云々諸陵式に凡山陵戸五烟令守之云々〇たんはにありたんははたむらの寫誤なるべし文實に天安二年八月甲子夜葬大行皇帝於田邑山陵云々諸陵式に田邑陵平安宮御宇文德天皇在山城國葛野郡北城東西四町南北四町守戸五烟編年記に葬田邑山陵云々號文德天皇又田邑帝とあり

御母の后。十九にて此みかどをうみ奉り給ふ嘉祥三年庚午歲四月に后にたゝせ給ふ御年四十三齊衡元年

甲戌皇后宮にあかり給ふ貞觀三年辛巳二月廿九日御出家ニ灌頂せさせたまへり同八年丙戌正月七日皇太后宮にあかりゐ給ふ是を五條の后と申す

○みかごをうみ奉り給ふ　裏書に文德天皇天長四年丁未八月誕生云々○后にたゝせ給ふ　文德實錄に嘉祥三年庚午四月癸亥宣命贈母藤氏乎皇太夫人爾奉利治奉流と有按に后と夫人とは異にて后の位は貴く夫人の位は卑しかれごもかよはして后といふなるべし○皇后宮にあかり　按に甲戌の下四月と有しを脫せし歟又皇の下太の字も落たる歟皇太后宮なり文實に齊衡元年甲戌四月庚辰皇太夫人爲皇太后云々○御出家　智度論に家者是煩惱因緣夫出家者爲レ滅垢累ニ故宜ニ遠離ニ也云々三代實錄に貞觀三年辛巳二月廿九日癸酉皇太后落飾入道云々○灌頂　拾芥抄に少僧都實惠牒云頂謂ニ頭頂ニ表ニ大行之尊高ニ灌謂ニ灌持ニ明ニ諸佛又護念ニ云々眞言家の密法なり○同八年丙戌　兆なり六年甲申なり異本の方よろし○皇太后宮にあかり　三寶に貞觀六年甲申正月七日甲午宣命皇太后乎太皇大后爾上奉利と有本文皇の上太の字脫せり○五條后と申す　拾芥抄に東五條　五條后宮とあり編年記に太皇太后藤原順子號五條后云々

伊勢物語に業平の中將。よひ〳〵ここにうちもねなゝんこよみ給ひたるは此宮の御事のやうにさふらふめる

○伊勢物語　或說に伊勢御の述作乎は業平朝臣の自記など云り作者決袋草紙に伊勢物語業平朝臣所爲也偏非彼人作歌耳古今之間歌有興之皆載歟又不論自他隨便同人歌樣書列之若是密事を令混之故歟萬葉歌多入之又其名目有二義有密事之故爲構僻事之由號伊勢物語諺に伊勢は僻と云故也一齊宮事を爲詮故伊勢是正義歟泉式部本以ニ齊宮事ニ最先書云々○業平中將　紹運錄に平城天皇孫三品彈正尹阿保親王子業平母伊登內親王桓武帝皇女也三寶に業平者故四品阿保親王第五之子正三位行中納言行平之弟也阿保親王娶桓武天皇女伊登內親王生業平下略在原姓也天長三年賜姓在原朝臣と同書にあり職原抄に左右近衞府中將華族四位任之執柄息若一世二世源氏中納言時兼之云々伊勢物語天福本奧書に元慶元年正月十五日業平任左近權中將よしみゆ

○よひ〳〵ことに　伊勢物語を一段引へし
いかなる事にか二條の后にかよひ申されけるあひた
の事とそうけ給りおよふやはるやむかしのなとも五
條の后の御いへと侍るはわかぬ御中にてそのみやに
やしなはれ給へれはおなしところにおはしけるにや
○二條の后　拾芥抄に小二條二條南東洞院東南北
二町或號山吹殿二條后高尊宅藤系圖に贈太政大臣
長良女高子母贈太政大臣總繼女と有清和の后陽成
の御母なり立后下にみえたり○はるやむかしの
伊勢物語□段歌の心は月も去年の月にあらず春も
去年のはるにあらず我身ばかり元の身なりとなり
其故は去年は二條の后と諸共に月を見しに此年は
后もおはしまさてかくひとりみれば月もはるも去
年に似さるとなり○わかぬ御中　二條后は五條后
の御姪なればなり
一（イ）五十六代（イナシ）此みかと御かたちめでたゝ御こゝろいつくし
異本に五十六代の下御諱惟仁親王とあり○みかた
ちめでたく　三實に天皇（清和）風儀甚美端儼如神性寛
明仁恕溫和慈順臥立領聞不輟發言擧動之際必遵禮
度好讀書傳潜思釋敎鷹犬漁獵之娛未甞留意亹々焉

有人君之量云々編年記上におなじ
つきのみかど清和天皇（イ皇）と申ける「御いみなひさやす」（イリイ以下ナシ）
文德天皇の第四の御子なり御母○明子皇后（イナシ太后宮）と申き太政
大臣良房おとゝの御むすめなり
○清和天皇　三實に清和天皇諱惟仁文德天皇之第
四子也母太皇后藤原氏太政大臣贈正一位良房朝臣
之女也云々拾芥抄に清和院正親町南京極西清和母
后御在所云々御讓位の後此院におはしましける故
清和天皇と申奉るなり○ひさやす　これひとの誤
なり○明子　藤系に太政大臣良房女明子母嵯峨帝
皇女潔姬文德后清和母后云々○太政大臣良房　藤
系に左大臣冬嗣男良房母阿波守眞作女云々裏書に
天安元年二月十九日任太政大臣と有
此みかどは嘉祥三年庚午（イ分註）三月廿五日母かたの御おほ（イにに）
ちおほきおとゝの小一條のいへにてちゝみかどの位
につかせ給ひて（イへる）五日といふ日生れ給へりけんこそい
かにをりはへはなやかにめでたかりけんとおぼえ侍
れ
異本に爰に此みかど御こゝろいかにめでたかりけ
んといつくしくおはしましけると有○おち　おほ
ちの寫誤なり異本のかたよろし和名鈔に爾雅云父

之考爲王父九旗冒云其父兵保知と有し小一條のい
、拾芥抄に小一條近衛南洞院西門井公家一云由
吹殿清和天皇誕生所貞信公家云々〇父御門　文德
天皇なり御受禪嘉祥三年三月廿一日なり上にみえ
たり〇五日といふ日　三寶に嘉祥三年歳在庚午三
月廿五日癸卯生天皇於太政大臣東京一條第とあり
〇はなやか　賑はゝしく悅しきなり白氏文集に韓
花云々花爛の意にや
これたかのみこの東宮あらそひし給へりけんも此
御事をこそおほゆれ
〇これたか　紹運錄に文德天皇皇子惟喬親王母靜
子正四位下紀名虎女云々〇東宮あらそひ　元亨釋
書慧亮傳に仁壽帝二皇子爭儲位帝令二皇子闘藝勝
者得立兒惟喬弟惟仁敵不決乃賭力士相撲於是乎惟
仁有引林郎將善雄惟喬武衛將軍那都羅膂力過善雄
惟仁付亮乞法救亮乃修大威德護摩法惟喬又請濟闍
梨修[illegible]供都下皆知二沙門加二皇子也期日二人角力
那都羅身體壯大善雄不及群臣以爲惟仁失也于時惟
仁馳使告亮々即執獨鈷杵鑿破頭腦投爐火而供持念
須臾忽大威德尊所騎靑牛犬吼一聲此時宮中善雄得

勝仁惟立爲太子貞觀帝是也云々續江談抄平家物語
曾我物語などにもみゆ惟喬親王は後出家し給ひて
小野といふところに住給へり
やがて生れ給へる歳の十一月廿日東宮にたち給ひて
天安二年戊寅八月廿七日御歳九歳にて位につかせ給
ふなり貞觀六年正月七日御元服「元日御元服也」御歳十五なり
世をしらせ給ふ事十八年てか貞觀十八年十一月廿九日染殿院におりさせ給ふ（元慶四年十二月
四日失させ給ふ御年卅一）　元慶三年五月八日御出家なりみつのをの
御門と申
按に元慶四年とある分註こゝにあるべきを上に出
たり是は亂れたるならん〇東宮に立給ひ　本文十
一月廿の下五の字落たり異本にあり三寶に嘉祥三
年十一月廿五日戊戌立爲皇太子于時誕育九月也先
是有童謠云大枝乎超天走超天騰躍止利加理超天我那護毛留
田仁那搜阿左理食無志岐那雄々伊志岐議者以大枝
謂大兒也是時文德天皇有四皇子第一惟喬親王第二
惟條親王第三惟彥親王皇太子是第四皇子也天意若
曰超三兒而立故有此超之謠焉異本裏書云承平元年
九月四日夕參議實賴朝臣來也談及古事陳云文德天

天皇最愛惟喬親王于時太子幼沖帝欲先廢立惟喬親王而太子長壯時還繼洪基其時先太政大臣作太子祖父爲朝重臣帝憚未發太政大臣憂之欲便太子辭讓是時藤原三仁善天文諫大臣曰懸象無變事必不遂焉爰帝召信大臣清談良久乃命以立惟喬親王之趣信大臣奏曰太子若有罪須廢黜更不還立若無罪亦不可立他人臣不敢奉詔帝甚不悅事遂不變無幾帝崩太子續位後應天門有火良相右大臣伴大納言計謀欲退信左大臣共參陣座時後太政大臣爲近衛中將兼參議良相大臣急召之仰云應天門失火左大臣所爲也急就第召之中將對云太政大臣知之歟良相大臣云太政大臣偏信佛法必不知行如此事中將則知太政大臣不預知之由報云事是非輕不蒙太政大臣處分難輙承行遂辭出到曹司令諮太政大臣々々驚令人奏曰左大臣是階下之大切之臣也今不知其罪忽被戮未審因何事若左大臣必可見誅老臣先伏罪帝初不知聞大驚怪報詔以不知之由於是事遂定矣爾後太政大臣奏清和天皇爲之請中不舉樂云々此等事皆左相公所語也と有○位につかせ給ふ　三實に清和天皇天安二年十一月七日甲子天皇卽位於大極殿時年九歲宣と言間之本文八月廿七日は例の受禪也正統紀清和條に我朝は幼主位に

居給ふ事は始なりき此天皇九歲にて卽位戊寅の年なり己卯に改元ありしかば外祖良房の大臣始めて攝政せらる云々○御元服　三實に貞觀六年正月七日甲午當帝御冠加賜此久止成賜叔云々分註の元日御元服は非なり○世をしらせ給ふ事　編年記に清和天皇御宇十八年自貞觀元年己卯至同十八年丙午云々○染殿院にておりさせ給ふ　拾芥抄に染殿正親町北忠仁公家云々三實に清和條に貞觀十八年十一月十九日壬寅自出東宮駕牛車詣染殿院是日天皇讓位於皇太子云々分註に廿九日と有は十九日の寫誤なるべし○御出家　三實に元慶三年五月八日丁酉是夜太上天皇落飾入道云々○失させ給ふ　三實に元慶四年十二月四日癸未是日申二刻太上天皇崩圓覺寺時春秋三十一云々十訓抄に清和帝隱れさせ給ひて東宮の御息所戀悲しみ給ふ事限なし月日重り行につけてむかしのしのひ給ふ涙のみ御袖にかわくまなくて詮方なきまゝに朝夕かよひし御ふみどもを入おきたる箱の百合にもあまりたるを開て見させ給ふにつけても御心のおきどころなく〳〵おぼえさせければ雲ゐのけぶりになさん事もむけにかな

しさてこれを色紙にすかせて大小乘を書供養せられけり云々是反古色紙の始なりとあり又續世繼あしたつの卷にも出たり○みつのをのみかど　夫木集に山城國愛宕山西峯有水尾村云々正統記清和條に此天皇天下を治め給ふ事十八年太子にゆつりて退かせ給ふ中三年ばかりありて出家せらる慈覺の御弟子にて灌頂うけさせ給ふ丹波國水尾といふ所にうつらせ給ひて練行しまし〳〵しかば程なくかくれ給ふ云々されば水尾のみかどゝ申也と有三實に元慶四年十二月七日是夜丙四刻奉葬太上天皇於山城國愛宕郡上粟田山奉置御骨於水尾山上云々按に水尾は山城と丹波の境なるべし

此御すゑそかし今の世に源氏の武者のそうはそれもおほやけの御かためとこそはなるめれ御母三十三にてこのみかどをうみ奉り給へり貞觀六年甲申正月七日皇后宮にあかり給ふきさきの位にて四十一年おはします染殿の后と申

○源氏の武者のそう　陸奥守頼信朝臣などの一族をいふなるへし彼朝臣の一門を清和源氏と稱す清和天皇の苗裔なり源氏系圖に延喜七年十月五日清和天皇御孫貞純親王男六孫王經基年十五元服任右馬助始賜源朝臣と有○おほやけの御堅め　朝家守護也王母に京官除目云々其狀云源氏中將　朝堅也云々○此帝をうみ奉り給ふ　清和天皇御誕生上にみゆ○皇后宮にあかり　職員令に皇后義解に謂天子嫡妻也云々三寶に貞觀六年正月七日辛卯宣命皇太后平太皇太后皇太夫人平皇太后上奉崇奉留云々按に此宣命の太皇太后は仁明天皇の御后順子なり皇太后は文德天皇の御后清和天皇の御母染殿の后明子なり本文皇の下太の字脫せり立后は是より以前なり三寶に天安二年十一月七日詔書朕母藤原氏平皇太夫人上奉利治奉流と有裏書には天安二年十一月廿五日爲皇太夫人云々此一件落たるにや○后の位にて四十一年　染殿の后明子の立后は上にいふ如く天安二年なり崩御は日本紀略に昌泰三年五月廿三日とあれば后位四十二年なり本文の一は二を寫誤なるへし又此后太皇太后にあかり給ふ事も是に脫せり三寶に元慶六年正月七日庚戌宣命皇太后平太皇太后上奉留とあり裏書同之

○染どのゝ后　染殿太政大臣良房公の御女にて[illegible]

宮におはします故にしかいへり
その。時の御持僧には智證大師におはします
○御持僧　禁秘抄に御持僧於僧侶無双精撰也古不過三人次第加増及六七人近代先俗姓後智行之間美麗若僧事行粧著美服濟々尤爲朝家無由只戒行相應凡卑僧爲君第一歟東寺一長者多候夜居又山寺各一人必可候三壇不斷之御修法阿闍梨也不動如意輪其中驗者必可加旦暮奉護身玉體也云々○智證大師　天台座主少僧都圓珍の諡號也釋書に圓珍姓和氏讃州那珂郡人父宅成母佐氏弘法之姪也云々紀略に延長五年十二月廿七日贈故天台座主少僧都圓珍法印諡曰智證大師と有裏書同之大師は尊稱僧の極官なり貞觀年中勅して最澄圓仁兩僧に傳教慈覺の大師號を贈らるこれ本朝大師號の始めなり編年記に見えたり
天安二年つちのえとらのとし八月廿七日にそ失させ給ふ「みさゝきたむらといふ所にあり御ものゝけのかなはさりけるこそ心うくは今生冠なり天安二年に。唐よりかへり給へり
○天安　此天安以下たらむといふ所にありまて文德の段の末の亂て入たるなり○御ものゝけ　靈氣にて鬼氣の意なり是は染殿の后の御事なり古事談に此后天狗の爲になやまされ給ふといふ事有又柿本紀僧正の戀奉りて魔道におちたるといふ事もあり○唐よりかへり是は智證大師の事也釋書に圓珍仁壽三年秋儀唐商欽良暉發舶珍共之浮海八月十五日著唐之嶺南福州境即宣宗大中七年也云々十二年夏乘商人李延舶至肥州松浦縣即天安二年戊寅也云々新古今釋に入唐の時歌智證大師一法の舟さしてゆく身と諸々の神も佛も我を見そなへ　按に此段甚混雜せり又衍文脱文なともあるへし上の染殿の后と申とあるより御もののけのかなはさるはとつゝけて其次に其御時の御持僧には智證大師におはします天安二年唐よりかへり給へりとつゝけて見るへきなり

一五十七代　「此みかとものくるはしくれはしたりといへる本あり」
異本五十七代の下御諱貞明親王とあり○ものくるはしく　正統紀に陽成院此天皇性惡にして人主の器にたへすみえさせ給ひけれは攝政なけきて廢立の事を定められにけりと有

つきのみかと陽成天皇と申き「御いみなさたあきら」清和天皇第一の皇子なり御母皇太后宮高子と申き贈太政大臣長良のおとゝの御むすめなり

○陽成天皇　三實に陽成院諱貞明先是太上天皇之第一子也母皇太后宮贈太政大臣藤原朝臣長良之女也云々拾芥抄に陽成院大炊御門南西洞院西件院御誕生云々此帝讓位の後も此陽成院におはしましける故に陽成院と申奉るなり○長良のおとゝ　藤系に左大臣冬嗣男長良母阿波守眞作女云々下に委し

此みかと貞觀十年つちのえね十二月十六日染殿の院にて生れ給へり同十一年「つちのとのうし」二月一日二歳にて東宮にたゝせ給ひて同十八年丙申十一月十一日に位につかせ給ふ御とし九歳元慶六年壬寅正月二日御元服御とし十五世をしらせ給ふ事八年「元慶八年二月四日おりさせ給ふ御歳十七二條院におはしましけるそこ」のかせ給ふて六十五年なれは八十一にて天暦三年九月廿九日にかくれ給ふ

○染殿院にて生れ給へり　三實に陽成院后兄太政大臣藤原朝臣業經初夢后壽歐庭中苦腹脹滿頃之腹氣升屬天即便成日其後后以遷入據庭有身去貞觀十年十二月十六日乙亥生帝於染殿院云々○東宮にたゝせ給ひ　三實に貞觀十一年二月一日天皇立皇太子云々○位につかせ給ふ　三實に元慶元年丁酉正月三日乙亥天皇即位於豐樂殿云々○世をしらせ給ふ事　編年紀に陽成天皇御宇八年自元慶元年丁酉至同八年甲辰云々○おりさせ給ふ　三實に元慶八年二月四日乙未宣命天皇位乎讓遜給天別宮爾遷御座須止皆御命乎と有○二條院におはしましける　河海抄に陽成院を二條院と號す脱履の後御此院二條以北大炊御門以南油小路以東西洞院以西と有三實に元慶八年二月四日乙未太上天皇遷御二條院遜皇帝位焉云々今昔物語宇治拾遺同之○かくれ給ふ　扶桑略記に天暦三年九月廿九日己巳此曉太上天皇陽成院崩于冷泉院春秋八十一即奉移圓覺寺云々要記に御年七十九歳云八十一歳

御法事の願文に、釋迦如來の一年のこのかみとはつくられたる也ちゑふかくおもひよりけんほといさけうあれと佛の御歳よりは御としたかしといふこゝろの後、世のせめとなんなれるとこそ人の夢にみえけれ

○御法事　略記に天暦三年十一月十八日丁巳此日

於圓覺寺修陽成院七々御態云々○願文　裏書に江相公朝綱作之と有○釋迦如來　天竺摩竭國淨飯王子母摩耶夫人名義集に釋迦發軫云本起經翻釋迦爲能人云々如來成實論に乘如實道來成正覺也云々○一年のこのかみ　釋迦如來は八十にて入滅し給へり此帝は八十一にて崩御ましますに依て一の兄とは作られたり略記に陽成院七々日御法事於圓覺寺被修之願文作者朝綱姑射山上送八十年之春風功德林之中迎四八相之秋月言其尊儀娑婆世界十善之主計其實算釋迦如來一年之兄十官景從普是諸天之受子九品雲聳今則三界之慈親云々此願文本朝文粹にも出たり○後の世のせめ　後世の責にて後生の障となるとなり○人の夢にみえ　誰人の夢に見えけるや未考

御母后清和の御門よりは九年の御あねなり廿七と申しとし此陽成院をはうみ奉りたるなり元慶元年。正月に后にたち給ふ。中宮と申御歳卅六同六年壬寅正月七日皇太后宮にあがり給ふ御とし四十一

○九年の御あね　二條后は承和九年の誕生なるべし清和天皇嘉祥三年降誕とあれば九つの御姉なる歟○后にたち給ふ　三實に元慶元年丁酉正月三日宣命朕親母藤原氏乎皇太夫人爾上奉利治奉流云々○中宮と申　職原抄に中宮職云々中宮者則皇后也云々奈須恒德翁云史記天官書に中宮天極星云々是は天の中樞北極を云凡て禁中を天に比して紫宸などいふ意にて后宮を中宮といふならんと申されきさも有べし○皇太后宮にあがり　三實に元慶六年正月七日宣命皇太夫人乎皇太后爾上奉利崇奉留と有裏書には高子元慶元年正月十九日爲皇太夫人同六年正月七日爲皇太后云々

此后のみやつかへしそめ給けんやうこそおぼつかなけれいまだよごもりておはしける時さい中將のしのひてねてかくしたてまつりたりけるを御せうとの君だち基經。大臣國經。大納言なんどのわかくおはしけんほどの事也けんかしとりかへしにおはしたりけるをりつまもこもれり我もこもれりとよみ給ひたるは此御事なれば末の世に神代の事もとい申出。けるぞかしされはよの常の御かしつきにては御覽しそめられ給はずやおはしましけんとおぼえ侍るもしはなれぬ御中にて染殿のみやにまゐりかよひなどし給ひけ

んほどの事にやさをおしはかるゝ（書たるゝイ本作れ傳る）○宮つかへしその　二條の后業平朝臣と密通の事などの世にきこえたらんに入内有し事不審となり○よこもりて　世に知られず深窓に養はるゝをいふ世隱の意なり○ねでかへし　ねはゐの誤なりゐは卒也○せうと　兄人なり○基經　藤系に中納言長良三男基經後良房公の養子と有補任基經天慶四年十二月四日任太政大臣下に詳なり○國經　藤系に中納言長良一男國經基經公高子の御兄なり職員令に大納言四人掌參議庶事敷奏宣旨侍從獻替下略職原抄に大納言相當正三位云々公卿補任に國經延喜二年正月廿六日任大納言云々○つまもこもれり

伊勢物語口段――――云々若草は夫の枕詞也日本紀仁賢紀――――長明無名抄或人曰業平朝臣二條后の未だ例人におはしましける時盜みとりて行けるを兄人たちにとりかへされたるよし、いへり此事又日本紀の式にあり云々○神代の事も　伊勢物語口段詞歌――――歌の心は神代に上世をそへて以前の密通の事をよみ給へり大原は藤氏の氏神なり下の本文にも見えたり○かしつき　傳は提挈の意なりと本居宣長いへり○はなれぬ御中　二條后は五條后の御姪なり○染殿のみや　五條后順子の御所なり上にみえたり○まゐりかよひ　二條后染殿のみやへ參りかよひ給ひし折節業平朝臣の見始給ひけるかとなり

およばぬ身にかやうの事をさへ申すはいとかたじけなき事なれど是は昔人のしろしめしたる事なればいかなる人かは此ごろ古今伊勢物語など覺えさせ給はぬはあらんずる見もせぬ人の戀しきはなど申事も此御なからひの程とこそはうけ給はれすゑの世までかきおき給ひけんおそろしきすきものなりかし。

○古今　紀略に延喜五年四月十五日御書所預紀貫之撰進古今和歌集廿卷云々袋草紙に古今集和歌千九十九首此中長歌五首延喜五年四月十八日令友則貫之躬恒忠岑等撰之云々○見もせぬ人の　古今戀二右近の馬場のひをりの日云々歌――――――かへしよみ人しらず歌――――――此歌の心はほのかにみしより戀しく切になりゆくはかひなく今日や詠めくらさんとなりながめは侘しく愁ふる心なりあやなくは無甲斐といふに同じ○すきもの　好物

にて好色の事なり
いかにむかしは中々にけしきある事もおかしき事も
ありけるものとてとうちわらふけしきことになりて
いとやさしげなめり二條の后と申は此事なり業平中
將のよひ〳〵ごとにうちもねなゝんとよみ給ひたる
もはるやむかしのなごん此御事なめり
○けしきある事　ゆゑ〳〵しき事なり源氏胡蝶に
けしきある事は時々ませ給へと云々是はけしきは
む事なり○おかしき事　面白き事なりおかしきと
をかしきとは異なれど轉じてはひとしくいふと契
沖師はいへりおかしきは於牟迦斯の略也と排取の
魚彥いへりをかしきは可笑と書て字鏡に乎迦之と
有異本裏書に業平平城天皇孫三品阿保親王第五子
○母伊豆內親王是桓武天皇第七皇女也業平者元慶
四年庚子五月廿八日卒五十八于時從四位上右近衞
中將美濃權守業平者自五條后者十六年弟也五條后
嘉祥三年庚子三月廿一日仁明天皇崩年四十一同年
四月五條后爲皇太夫人年四十二今年業平二十六也
自二條后者十七年兄也二條后貞觀八年丙戌十二月
爲女御年二十五今年業平年四十二〇二〇二〇今按
於二條后者女御以前密通也於五條后者仁明天皇崩
之後密通歟と有

一五十八代「御諱時康親王」
つきのみかど光孝天皇と申き「御いみなときやす」仁
明天皇の第三の王子也御母○そう皇太后宮障子と申
き贈太政大臣總繼大臣の御むすめなり
○光孝天皇　三賓に光孝天皇諱時康仁明天皇第三
之皇子也母贈皇太后藤原氏贈太政大臣正一位總繼
朝臣之女焉○障子　裏書に贈皇太后障子母贈正一
位藤原數子承和年中爲女御從四位下同六年六月丁
丑卒同日贈三位元慶八年二月廿三日贈皇太后宮云
々一代要記に小松天皇仁明第三子母贈皇太后藤澤
子紀伊守從五位下贈太政大臣總繼女也云々扶桑略
記正統紀編年紀紹運錄等皆御母澤子と有本文裏書
に障子と有は誤なり○總繼　藤系に左大臣房前五
男河邊大臣魚名孫美乃守從五位下末茂男總繼とあ
り
此御門淳和天皇の御時○天長八年辛亥東○六條○家にてう
まれ給ふ御おやの深草のみかどの御時○承平十三年丙
寅正月七日四品に給ふ御歲十六嘉祥三年庚午五月中

務卿になり給ふ御とし廿の仁壽元年辛未十一月十一日三品にのぼり給ふ御歳廿二貞觀六年甲申正月十六日上野大守かけさせ給ふ御歳卅四「同八年丙戌正月十三日太宰に遷兼す御とし卅六」同十二年庚寅二月七日二品にのぼり給ふ御歳四十「同年上野大守」おなしく十八年丙申二月廿六日式部卿にならせ給ふ御歳四十六元慶六年壬寅正月七日一品にのぼらせ給ふ御歳五十二同八年甲辰二月四日位につき給ふ御とし五十四世をしらせ給ふ事四年

○淳和天皇　日本後紀淳和天皇桓武天皇第三皇子母曰夫人贈皇太后藤原旅子贈太政大臣正一位百川女也云々○天長八年辛亥　此天皇國史記錄などにも誕日不詳編年記には天長七年庚戌誕生小松殿と有○六條宮　拾芥抄に釣殿院六條北東洞院號六條院光孝天皇御所云々○生れさせ給ふ　三實に天長八年生天皇光孝於東六條第云々○深草御門　仁明天皇なり此帝山城國紀伊郡深草山に葬奉る故深草帝と申なり上にもみゆ○四品し給ふ　四品は親王の初位也官位令に一品二品三品四品云々義解に謂品位也親王稱品者別於諸王公式令云應叙者親王四品諸王五品諸臣初位以上是也云々續日本紀に承和十三年正月己酉授無品時康親王四品云々

○中務卿　職員令に中務卿一人掌侍從獻替相禮儀審署詔勅文案受事覆奏宣旨勞問納上表監修國史及女王內外命婦宮人等名帳考敍位記諸國戶籍租調僧尼名籍事云々文德實錄に嘉祥三年五月甲午四品時康親王爲中務卿云々○三品にのぼり給ふ　文實に仁壽元年十一月甲午授四品時康親王階三位云々

○上野大守　職原抄に東山道上野有大守云々百寮訓要に上總常陸上野は親王任にて皆大國なり然れは大守といふ親王は其身京都に在て兼官なり故に介守に代りて其國政を行ふ依て介を以て受領といふ又介を加美ともよむと有三實に貞觀六年正月十六日癸卯三品中務卿諱光孝親王爲上野大守中務卿如故云々○かけさせ給ふ　中務卿にて上野守を兼帶し給ふなり○太宰帥　職員令に太宰府帶筑前國主一人掌諸祭祠事帥一人掌祠社戶口簿帳字養百姓勸課農桑糺察所部貢擧孝義田宅良賤訴訟租調倉廩徭役郵驛傳馬烽候城牧過所公私馬牛闌遺雜物及寺

僧尼名籍蕃客歸化饗讌事云々三實に貞觀八年正月十三日庚寅三品中務卿兼上野大守諱光孝親王爲太宰帥中務卿如故云々〇二品にのぼり給ふ　三實に貞觀十二年二月七日己丑詔授三品行中務卿兼太宰帥諱光孝親王二品云々〇上野大守　衍文なり〇式部卿にならせ　職員令に式部省卿一人掌內外文官名帳考課選敍禮儀版位位記授勳績論功封賞朝集學校策試貢人祿賜假使補任家令功臣家傳田事云々三實に貞觀十八年十二月廿六日己巳二品行中務卿兼行上野大守諱光孝親王爲式部卿太守如故云々〇一品にのほらせ　三實に元慶六年正月七日庚戌授二品行式部卿兼常陸大守諱光孝親王一品云々〇位につき給ふ　本文の二月四日は例の受禪なり御卽位は同月廿三日なり三實に元慶八年二月廿三日甲寅天皇卽位於大極殿云々嘉祥二年渤海國入覲大使王文矩望見天皇在諸親王中拜起之儀謂所親曰此公子有至貴之相其登天位必矣後有善相者藤原仲眞其弟宗直侍奉藩宮仲眞戒之曰君王骨法當爲天子汝勉事君王焉古事談に陽成院御邪氣大事御座之時諸御座儲君昭宣公親王達の許へ行廻つゝ見事體給に他の親王達はさわきあひて或裝束し或は圓座とりて奔走しあはれたりけるに小松帝御元鳥二侯に取て無傾動氣御座しけれは此親王こそ帝位には卽給はめとて御輿をよせられたりけれは鳳輦にこそのらめとて惹花には不乘給けり云々小松帝親王之間多借町人物御卽位之後各參內責申仍以納殿物被返與云る〇世をしらせ給ふ事　編年記光孝天皇御宇三年自仁和元年乙巳至同三年丁未云々裏書にも要記にも在位三年とあり本文誤なり

小松のみかどと申此御時にふちつほのうへの御つほねのくろとはあきたるとき〻侍るはまことにや

活本スベイ以下ナシ「式本に仁和三年八月廿六日失させ給ふ御とし五十六」

〇小松のみかど　拾芥抄に小松殿大炊御門北町東光孝天皇誕生所云々〇黑戸　拾芥に瀧口戸西云々〇あきたるとき〻侍る　徒然草に黑戸は小松御門位につかせ給ひて昔例人におはしまし〻時まさなき事せさせ給ひしをわすれ給はて常にいとなませ給ひける間なり御薪木にす〻けたれるは黑戸さいふとあり〇失させ給ふ　三實に仁和三年八月廿六日丁卯是日巳二刻天皇崩於仁壽殿于時春秋五十八

要記裏書にも春秋五十八とあり分註の五十六は寫誤なるへし略記に仁和三年九月二日壬申葬山城國葛野郡後田邑陵一云小松山陵云々江談抄に小松帝時仁和三年八月武德殿有鬼食人是則大怪也同廿六日帝崩是徵歟云々諸陵式に後田邑陵光孝天皇在山城國葛野郡田邑鄉立屋里小松原陵戸四烟云々編年記に奉葬于小松山陵云々號光孝天皇又小松帝

一五十九代

「此みかさなりひらの中將さすまひとり給ひてまけてかうらんやふれたる事ありおもひ人のときなり」異本に五十九代の下御諱定省親王とあり業平朝臣と相撲とり給ひし事本文にみゆおもひ人はおもと人の寫誤なるへし此帝はしめ孫王の侍從にておはしけれは王侍從とは申奉りしなり和名抄に侍從をおもとひとまうちきみとあり

つきのみかと亭子のみかとゝ申き小松のみかとの第三の王子なり「御いみなさたみ」御母。皇太后宮いみな班子。と申き二品式部卿贈一品太政大臣中野の親王の御女なり

○亭子院のみかと　宇多天皇なり要記に諱定省號亭子云々此帝御讓位の後亭子院に遷御ましますしか申奉るなり拾芥抄に亭子院七條坊門北南西洞院西三町寛平法皇御所元東七條后溫子家云々又寛平法皇とも申奉る此帝寛平年中の天子にて出家させ給へはなり略記に宇多天皇諱定省小松天皇第七子母皇太后源班子贈太政大臣一品仲野親王女也云々此天皇三寶扶桑略記には光孝帝第七皇子と有正統紀編年記紹運錄なとには光孝帝第三の皇子と有一代要記には第四子と有○班子　裏書に班子式部卿仲野親王女母贈正一位當麻氏元慶八年四月辛卯爲女御仁和三年正月八日叙從二位同十一月十七日爲皇太夫人寛平九年七月爲皇太后宮云々○仲野親王　紹運錄に桓武天皇皇子仲野親王母藤原大繼女河子三寶に朱雀太上天皇踐祚日一品太政大臣を贈るとあり

此みかと貞觀八年丙戌五月五日生れ。給ふ元慶八年甲辰四月十三日からいしものになり給ふ御歲十九「王侍從なと聞えて殿上人にておはしましけるとき殿上のこいしのまへにて業平の中將とすまひとらせ給ひけるほとにこいしにうちかけられてかうらんをれ

にけりそのをれめいまに侍るなり」

○生れ給ふ　編年紀に宇多天皇貞觀九年丁亥五月五日癸卯誕生云々要記裏書同之○からいしもの是は寫誤なり異本に源氏になり給ふと有正統紀に宇多天皇元慶のころ孫王にて源氏の姓を贈らせましますとあり三實元慶八年四月十三日漢明帝の古事を引て皇子たちに源姓を賜るよし見ゆ裏書に元慶八年四月十三日賜源朝臣姓と有○王侍從　孫王の侍從なれはしかいへり職員令に中務省侍從八人掌常侍規諫拾遺補闕云々裏書に宇多天皇貞觀○○任侍從云々○殿上人　逍遙院殿御説に殿上人は四位五位六位まで昇殿ゆるされたるを申云々禁秘抄に殿上人凡員數廿五人具六位世人是寛平遺誡也非職小舍人在此外近代竃殿上希代體也上古公卿十五六人時殿上人及百人貞觀寛平頃其後公卿及百人殿上人計少尤無詮況殿上も遂日繁多也及七八十人有何事哉云々○殿上　清涼殿をいふ禁秘抄に殿上六間上戸（有小部）主上覽殿上所也（御物忌時下之）昔子獲出納日暮奉仕懸楾奏杖（在上戸邊）下畧名目鈔に御殿清涼殿又中殿云々禁腋秘抄に殿上は御殿の孫庇をのそきて西へ四間の通障子をとほりにはしを六間にわりて柱を立たり上の戸の妻戸内へ捶くそはに小しとみあり一間の奥に壁にそへて御倚子をたつ此御倚子は昔のまゝにて今まてあり云々拾芥に清涼殿（云中殿又云御殿七間四面）と有○こいし　和名抄に倚子本朝式云紫宸殿設黒柿倚子云々○すまひ　和名鈔に捔力漢武故事云角觝今相撲也和名須末比續世繼白川のわたりの卷其御座と申は御倚子とて殿上のおくの座の上にたてられ侍るなるしたんにて造られて侍るなるをむかし宇多のみかとのまた殿上人にはしましゝ時業平の中將とすまひとらせ給ひてかうらんうちをらせ給ひけるを代々さきのみをれなからこ侍るなるに近き御世につくしの肥後守になれりける何かしとかやいふ人藏人なりける時したんのきれ殿に申て其かうらんのをれたるつくろはんなさせられけるこそをこの事に侍りけれ

寛平元年（イナシ）つちのとのとり（イ分註）十一月廿一日つちのとのとり（イ分註）の日かもの臨時祭はしまる此御ときよりなりつかひ（イにはー）。右近衞中將時平。（イ也）（イ分註ナシ）のちにきたのゝ御かたさ本院のおとゝの御事なり　昌泰元年つち（イ分註）

のえうゝ四月十日。出家せさせ給ふ
○東宮にたゝせ　三實仁和三年八月廿六日丁卯天皇寢殿乘輿是日立第七皇子諱爲皇太子云々○同し日位につかせ　略記宇多條に仁和三年丁未八月廿六日丁卯踐祚于時年廿一云々十一月十七日丙戌卽位云々要記同之本文八月廿六日は例の受禪御さし廿三は廿一の誤也○よをしらせ給ふ事　編年記に宇多天皇御宇十年自仁和四年戊申至寬平九年丁巳と有正統紀に宇多天皇此御世こそ上代によれゝは無雙の御政なりけん云々○かも　山城國風土記に賀茂社乙訓郡可茂社稱可茂者日向國曾之峯天降座賀茂建角身命也云々大江匡房卿記に賀茂神者日本國地主神たり云々神名式に山城國愛宕郡賀茂別雷神社亦若雷名神大月次相嘗新嘗賀茂御祖神社二座並名神大月次相嘗新嘗云々岷江入楚に賀茂大神は山城國の地主にておはしませは中の申の日は國より奉るなり中の酉の日は内裏よりの祭也云々○臨時のまつり　定例の祭は四月中酉日臨時祭は十一月下酉日也紀略に寬平元年十一月廿二日己酉賀茂臨時祭始々々江次第鈔草紙同之○右近衛中將時平　職原抄に左右近衛府元者近衛中衛也平城天皇御宇大同二年勅以近衛爲左近衛以中衛爲右近衛唐朝殊重此職統二領諸宿衛一禁軍故也本朝又爲重任云々中將上に見ゆ時平公は關白基經公の一男補任に仁和三年二月十七日任右近權中將云々猶次の卷に委しくみゆ○きたのゝ御かたき　北野山城國葛野郡にあり菅家の御靈なりこれも次の卷に委しく見えたり○本院　拾芥に本院中御門北堀川東一町左大臣時平公家云々○四月十日出家　十日の下出家の上落字あるへし試にいはゝ四月十日太上天皇になり給ひて同年十月廿四日出家せさせ給ふと有しを脫せしか裏書に寬平九年七月十日爲太上天皇昌泰二年十月廿四日於仁和寺出家と有要記紀略同之

此御門（以下イナシ）いまた位につかせ給はさりける時十一月廿よ日の程にかものみやしろのへんにたかつかひ遊ひありきけるにかものみやうしんたくせんし給ひけるやう此邊に侍るおきなともなりはるはまつり多く侍り冬のいみしくつれ／＼なるにまつり給はらんと申給へは其時に賀茂の明神のおほせらるゝとおほえさせ

給ひておのれはちからおよひさふらはすおほやけに申させ給ふへき事にこそさふらふなれと申させ給へはちからおよはせ給ひぬへきなれはこそ申せいたくきやう〳〵なるふるまひなさせ給ふそさ申やうありとてちかくなり侍るとてかいけつやうに失給ひぬいかなる事にかと心えすおほしめすほとにかく位つかせたまへりけれはりんしのまつりせさせたまへるそかし

○たかつかひ　鷹狩なり仁徳紀四十三年依網屯倉阿弭古捕鷹て天皇に奉る事みゆ水鏡仁徳條に四十三年と申し九月にそ鷹の鳥をとるといふ事はしり始て狩はしめ給ひし云々○きやう〳〵なる　輕々なるなり榮花若枝卷にかやうの例ならぬこと候へはまつおひたてさせ給ふにいときやう〳〵にさふらふや楚王の夢の卷にも參りても別に居たらんかいときやう〳〵なれはとも有○さ申やうあり　さる子細あれは申となりやかて天位につき給はんとの事なり

賀茂明神のたくせんしてまつりせさせたまへと申させ給ふ日とりの日にて侍りけれはやかて霜月のはてのとりの日臨時の祭は侍るそかしあまつあそひの歌はとしゆきの朝臣のよみけるそかし「ちはやふるかものやしろの姫小松よろつ世ふともいろはかはらしこれは古今にいりて侍り人皆しらせ給へる事なれともいみしくよみ給へるぬしかないまにたえすひろこらせ給へる御するみかと〻申ともいとかくやはおはします位につかせ給ひて二年といふにはしまれりつかひ右近中將時平朝臣こそはし給ひけれ

○あまつあそひ　あつまあそひの寫誤なり拾芥抄に東遊云々東遊ひの曲は安閑天皇の御宇駿河國有渡濱に天女下りて歌舞をなしけるを道守の翁といふ人其曲を習ひて世に傳ふるとそ○うた　東遊ひの曲を奏するときの歌なり○としゆき　藤系に武智麻呂六代孫陸奥守富士麻呂男敏行母紀名虎女云々○ちはやふるかもの　縣居翁云ちはやふるはいちはやきといふに同しことにて心膽疾くはけしく崇はしきをいふ元はあしき神の事なるを後に轉して善惡によらす神の冠辭とするよしいへり賀茂は名た〻る神にましませは卽神といはすしてちはやふるかもとよめり歌の心は小松の色の不變を君か

代に比して祝せり此歌古今に冬の賀茂の祭の歌とあり〇いまにたえす　敏行朝臣の子孫をいふにあらす宇多帝の御末の事なり宇多醍醐朱雀村上冷泉圓融花山一條三條後一條皆宇多帝の御子孫なり〇みかどゝ申とも　帝の上代々とありしを脫せし歟世々の帝と申とも御子孫かくやは榮えおはするかくはあらすとなり神武天皇より御代々血脈連綿として御相續し給へとも或は御一代或は二代三代にて又孫王なとより御即位あり此宇多帝より今の後一條院まて一つ御筋なれは偏に賀茂明神の守りおはしますならんと翁の批評せるなり〇位につかせ給ひて二年といふに　此臨時祭は宇多帝御即位の翌年寛平元年始れり略記に寛平元年十一月廿二日己酉賀茂臨時祭始云々寛平御記に宇多の帝王侍從と申せし時賀茂の邊に狩し給ふ俄に霧ふり東西に迷ふ帝藪の中へ引入て愁へ給ふ事甚し時に一人の老翁あり告て云我は此邊のものなり春すべてに祭あり冬祭あらす願は冬祭を行ひ給へ帝の御心に賀茂の明神なりとおほして答云我ちからおよぶべきにあらす內に奏聞いたすべしとあり我ちからおよびぬる所を知れりといひて失ぬ帝不思議におぼしめす所にはたして仁和三年八月廿六日立爲皇太子即日天皇位信卿言而寛平元年十一月廿二日始臨時祭あり此時藤原敏行詠東遊歌ちはやぶる云々公事根源載江入楚同之

寛平九年七月七日おりさせ給ふ昌泰二年つちのとのひつし十月十四日出家せさせ給ふ御名こむかうかくと申き承平元年七月十九日失させ給ひぬ御とし六十六

〇おりさせ給ふ　略記に寛平九年七月五日戊寅一云丙子天皇年卅禪位於皇太子敦仁親王云々編年記宇多條に七月三日丙子禪位於皇太子云々要記裏書にも七月三日丙子讓位と有本文の七日は誤りなり〇出家せさせ給ふ　略記に昌泰二年己未十月十四日甲申太上皇落髮入道權大僧都益信[illegible]授三部十善戒御名金剛覺云々後撰雜二法皇御髮おろし給ひてのころ七條后「人わたすことたになきを何しかも長柄の橋と身のなりぬらん御かへし伊勢「ふるゝ身は涙の川にみゆればやなからの橋にあやまたるらん伊勢家集に亭子院の帝おりゐさせ給ふ秋「し

ら露のおきしかはれば百しきのうつろふ秋は物そかなしき「別るれどあひも思はぬもゝしきを見さらん事の何かかなしき○失させ給ひぬ　紀略に承平元年七月十九日丶丶太上法皇崩六十五宇多院云々要記裏書同上本文六十六は誤なり愚管抄に寛平は卅にて御出家有て弘法大師の門流眞言の道を極て承平元年に御とし六十五にて御入滅と有後撰哀に法皇御服なりける時純色のさいてに書て人におくり侍りける京極御息所「墨染のこきもうすきも見る時はかさねてものそかなしかりける信明家集に亭子院失させ給ひつる御服にて「去年の春枝にて折し藤の花衣にきんとたもひけんやは猶此時の歌あまたあれどうるさければ省きぬ

肥前のそうたちはなのよしとし殿上にさふらひける入道すけ（イして仮行）の御とも（イも）に○これのみ（イそ）○つか（イう）○まつりけるされば
くまの（イぎ）○にてもひねさいふ所にてたひねの夢に見えつるはどもよむそかし（イナシ）「人々（イ以下ナシ）なみだおとすことわりにあはれなる事かな」

○肥前のそう　職原抄に諸國守介掾目云々國に上大中下あり掾に大少あり相當七八位なり職員令に大掾一人掌糺判國内審署文案勾稽失察非違少掾一人掌同大掾云々○たちばなのよしとし　姓氏錄に橘朝臣甘南備眞人同祖云々天平八年十二月甲午詔參議從三位行左大辨葛城王賜橘宿禰諸兄とあり良利は肥前國藤津郡の人出家して號寛蓮圍碁堪能よつて碁聖大德どもいへり今昔物語に異人と碁をうちたる事みゆ○入道すけの　すけは修行の寫誤なるべし異本にす行の御とも有○くまのにてもひねといふ所　熊野の下道と有しを脱せし歟くまのは和名抄に紀伊國牟婁郡と有ひねは同書に和泉國日根郡と有異本に熊のゝ下御幸と有紀略に延喜七年十月三日丁未法皇幸紀伊國熊野云々○たひねの夢に　大和物語に旅ねの夢に見えつるは恨やすらん又とはねはと有歌の心は古さとに恨るものやあらん家を出しより後問たる事なければかく旅ねの夢にみゆるならんとなりたひねに日根をそへたり此歌法皇の久しく旅行し給ふをいさめ奉りてよめるよし新古今十訓抄大和物語などにみえたり（イナシ）

此みかどのたゞ人になり給ふほど（イ御に）なむとおほつかなしよくもおぼえ侍らず御母とうゐむの后と申一長野

の親王は桓武天皇の御孫なり」
○たゞ人　凡人例人などをよめり始め源姓を給ひしほどのこと委しく知らずとぞ○さうゐんの后　編年記に皇太后班子女王號洞院と有○長野親王　長野は誤り仲野なり○桓武天皇の御孫　編年記に桓武天皇諱山部檀原帝光仁帝長子母曰皇太夫人高野新笠贈一位乙繼朝臣女也云々仲野親王は桓武帝の皇子なり御孫にあらず疑らくは仲野親王の御女と有しを誤るならん

此帝の陽成院の御時殿上人にて神社の行幸にはまひ人なとせさせ給へり位につかせ給ひて後やうけいゐんをとほりて行幸有けるにはたうたいは下人にはあらずや「あしくもとほるかなとこそおほせられけれ」

○陽成院　おりゐの御所なり拾芥に陽成院大炊御門南西洞院西云々○行幸　蔡邕獨斷に天子車駕所至臣民被其德澤以爲僥倖故曰幸云々○舞人などせさす　神社の行幸には舞人陪從などあり帝いまた王侍從と申奉し程は舞人などつとめ給ひし也拾芥抄中末十八ォ神社行幸京職率幣物神祇官次御祓物内藏次舞人陪從次（左右…）公卿（…）雜凶次（内豎 … 近衛 兵衛 …）小大將（隨身 …）○やうけいゐん　けはせの寫誤にてやうせいゐん也○下人　以前王侍從とて人臣にておはしましければ御位の後も猶昔を忘れ給はず先帝陽成院を御尊敬ある也異本裏書に宇多院寛平九年丁巳七月五日退位于時朱雀院（年卅）昌泰元年戊子十月廿日有競狩御幸翌日幸吉野宮謹同二年己未十月十四日於仁和寺入道（年三十三 法名金剛覺）以權大僧都益信爲戒師同寺受戒同月依同停太上天皇號同三年庚申十月御幸南山（三十）延喜五年乙丑九月七日御幸金剛寺（御年三十九）六年丙寅十一月十七日公家幸朱雀院賀法皇四十算加爵院司七年丁卯十月御幸熊野山十一年辛未六月十五日召太后等亭子院行賜飲之禮（有記紀）十五年乙亥公家幸亭子院同十六年丙子三月八日公家於朱雀院賀法皇五十算同年娶左大臣時平女（名褒子所謂京極御息所也）同廿年庚辰○月○日生雅明王（母同）延長二年甲申正月廿五日法皇奉賀今上四十算興經於宥官三年乙酉○月○日生行明親王（母同雅明）四年丙戌十月十九日法皇與帝幸大井川十二月十九日京極御息所賀法皇六十算大和物語に帝おりゐ給ひての又の年の秋御髪おろし給ひて所々の山ふま

せ給ひておこなひ給へり云々

一六十代　（イナシ）「いくゐ聖代短算（節イ）事北野御事など世中に申な（たイ）める」

異本に六十代の下諱敦仁親王と有○いくゐ聖代いくはいまの寫誤なるべし正統紀に醍醐天皇此君久しく世をたもたせ給ひて德政を好みおこなはせ給ふ事上代にこえたり天下泰平民間安穩にて本朝仁德の古き跡にもそなへ異域堯舜の賢き道にもたくへ申へきと有○桓算　此下三條院の段にも師輔公の段にも桓算供奉と有內供奉の僞なるべし京油小路に桓算石といふ石有桓算人をうらむる事ありて雷となり落て石となるといひ傳ふ長明無名抄に妹かりゆけはといふ歌を六月廿六日桓算か日もこれをたに詠すれば寒くなるとあり又平家物語十訓抄にも桓算みえたり○北野御事　菅家の御事なり本院左大臣時平公の纔言にて左遷ましませり桓算の事北野の御事下の段にみえたり

つきのみかど醍醐天皇と申き御いみな（イナシ）あつひと是亭子太上法皇の第一王子（イの皇）におはします（イナシ）御母。贈（イは）皇太后宮温子（亂イ）と申き內大臣。高藤（イ贈京）（此人勸修寺イナシ）の氏いはしめ此おとゝの御女なり

○醍醐天皇　紀略に醍醐天皇諱敦仁亭子天皇第一之子也母前女御從三位藤原朝臣胤子中納言高藤之女也云々此帝崩御の後山城國宇治郡醍醐にをさめ奉る故醍醐天皇と申奉るなり○太上法皇　宇多帝の御事なり正統紀に持統天皇此天皇天下を治め給ふ事十年位を太子に讓りて太上天皇と申き太上天皇といふ事は異朝に漢高祖の父を太公といふ尊號ありて太上皇と號す其後に魏の顯祖唐の玄宗睿宗等也本朝には其例なし皇極天皇位をのかれしも皇祖尊と申き此天皇よりぞ太上天皇の號は侍りける云々壒囊抄に文選に太上不辱先公父を呂延濟釋して云太上とは謂第一也下略○温子　非なり要記略記正統紀編年記等皆胤子と有異本のかたよろし紀略に寬平九年七月十九日壬辰追尊皇妣從四位下藤原朝臣胤子爲皇太后云々裏書に胤子勸修寺贈太政大臣高藤公女母贈正二位宮朝臣列子宮內大輔彌益女と有○內大臣　職原鈔に孝德天皇御宇以中臣鎌子連爲內臣天智朝擧爲內大臣賜藤原朝臣姓此時其位在左右大臣上也後此官久絕至光仁御宇藤原良繼

魚名等之初次左右大臣之下凡內大臣者令外之官也下略○勸修寺　拾芥抄に勸修寺贈閣西右大臣定方建立勸修寺緣起之勸修寺門跡次第に醍醐天皇御願所感記云延喜帝母后胤子贈太政大臣高藤公女草創也云々宇治大納言物語今昔物語なとに勸修寺草創の事見えたり○高藤藤系に正六位上良門男高藤母市正沙彌騰女小一條又號勸修寺云々補任に高藤昌泰三年正月廿八日任內大臣とあり

此みかと仁和元年乙巳正月十八日に生れ給ふ寛平五年みつのとのうし四月二日に東宮にたゝせ給ふ御とし九歲同七年乙卯正月十九日十一歲にて御元服○又同九年丁巳七月三日位につかせたまふ御とし十三やかてこよひよるのおとゝより假に御冠奉りてさしいておはしましたりける御手つからわさと入の巾はまことにや御世をたもたせ給ふ事卅四年

○生れ給ふ　紀略に天皇元慶九年乙巳正月十八日甲戌誕生云々裏書略記同之本朝世紀編年記要記等には仁和元年正月一日丁巳降誕とあり但し元慶九年改元仁和元年なり○東宮にたゝせ給ふ　紀略に寛平五年四月十四日壬午策立爲皇太子年九要記裏書同之本文の二日は誤りなり○御元服　紀略に寛平七年乙卯正月十九日皇太子加元服云々○位につかせ給ふ　略記に宇多讓位寛平九年七月五日戊寅一云三日丙子天皇年卅禪位皇太子敦仁親王年十三奕要記寛平九年七月三日丙子受禪紀略に寛平九年七月十三日丙戌天皇即位於大極殿春秋十三云々七月三日は例の受禪也○よるのおとゝ　年中行事歌合註に夜御殿と申は天子の御寢所也劔璽を置るゝ故にいつも燈火を消さす云々禁腋秘抄に夜御殿はよんのおとゝとよむ有禁秘鈔に夜御殿四方有妻戶南大妻戶一間也帳間淸凉殿東枕疊御座敷也御枕有二階奉安御劔神璽皆有覆蘇芳也御劔東南帳四角有燈樓又帳南西北敷疊爲女房座○世をたもたせ給ふ事　編年記に醍醐天皇御宇三十三年昌泰元年戊午至延長八年庚寅云々裏書同之本文三十四年は誤なり

此御歲そかしむらかみか朱雀院か○うまれおはしましたる御いかのもちひ殿上にいたさせ給へるにこれひらの中將○和歌つかうまつれるとておほゆめりひさゝせにこよひ數ふる今よりはもゝとせまての月かけを見てことよむそかし御返しみかとのしおはしまし

けんかたしけなさよ「いはひつるとたまならはもゝさせの後もつきせぬ月をこそ見め御しう(ふ歟)なこ見給うるにいさなまめかしうかく(イかやうのかた)○さへおはしましける延長(イナシ)八年九月廿五日おりさせ給ふおなし八日失させ給ふみさゝき山しろにありのちのやましなさいふ此時そかし」

○村上か朱雀院か　わさとおほめかし書たるなるへし實は村上の御誕生の御時なり村上朱雀下にみゆ○御いかのもちひ　いかは御誕生ありて五十日をいふくひぞめなとの祝事有和名抄に釋名云餅音屛和名毛知比と有○これひらの中將　藤系に武智麻呂後胤左中將敏行三男伊衡裏書に正四位下參議左兵衛督藤原伊衡朝臣左近中將敏行朝臣男云々補任に伊衡承平五年十二月廿三日任參議兼美乃權守母従五位下多治弟梶女と有○ひとゝせに　此歌作者覺えたかへ也先前の五十日も百日の誤り也玉葉賀に天暦の帝生れさせ給ひて御百日の夜よみ侍りける參議伊衡日を年にこよひそかふるいまよりや百年までの月かけも見ん御返し云々歌の心は百日の日數を百年のとしの數に今よりかへて百年までの月の影をみんとなり　○ことたまならは　言靈なり伊衡朝臣の祝ひ給ふ言靈の幸ひあらは百年の後もつきせす月を見るへきとなりことたまは萬葉集にことたまのさきはふ國なと有て皇國はいひ出ることはに神の御靈の幸へまして言葉の末の通りかなふをいふとそ○なまめかし　伊勢物語にいとなまめいたる女はらからすみけり古今集に女郎花なまめき立る姿をやなとあり遊仙窟に婀娜をよめり媚也艶也又風流なとをもいふ○かくさへおはしましける　此帝御仁政のみならず歌道にまて御心をかけ給ふとなり古今眞字序に仁流秋津州之外惠茂筑波山之陰淵變爲瀬之聲寂々閉口砂長爲巖之頌洋々滿耳思繼既絶之風欲興久廢之道云々又假字序によろつのまつりことをきこしめすいとまもみ〳〵の事をもすて給はぬあまりに古の事をもわすれしふりにし事をもおこし給ふとて今もみそなはし後の世につたはれとて延喜五年四月十八日云々くさ〳〵の歌をなんえらはせ給ひける云々○おりさせ給ふ　紀略に延長八年庚寅九月廿二日壬午天皇逃位讓皇太子寛明親王云々略記要記編年記同上本文廿五日とあるはたかへり○おなし八日うせ給ふ　記略に延長八年九月廿九日己丑未一刻太上皇

崩給云々本文おなし八日は誤也要記略記裏書編年記其に崩日廿九日とす有李部王記に延長御門最後御樂之間東宮朱雀院右近御時御身貞信公爲御供奉内主上御對面之間有五ヶ條仰一者可專神事二者可仕法皇三者可左大臣訓四者可褒右人其外一ヶ條御忘却東宮御退出之時左大臣被奉問之菲記正文取意云々編年記醍醐條に延長八年庚寅六月廿六日清涼殿坤柱上有霹之神火大納言藤清貫卿右中辨平希世朝臣身火付燒死南人本自不信佛法之者也近衞二人燒死天滿大自在天神十六萬八千眷屬中第三使者火雷火氣毒王之所行也其日毒氣始入聖主御身内玉體不安穩云々後撰哀に先帝おはしまさて世中おもひなけきてつかはしける三條右大臣「はかなくて世にふるよりは山科のみやの草木とならましものを返し兼輔朝臣山科のみやの草木と君ならは我は雫にぬるはかりなり此帝菅家を流罪せしめ給ふとかにより地獄におち給へるよし釋書日藏か傳寶物集十訓抄なとに見えたり〇みさゝき山しろにあり　山しろは山しなの誤たるへし紀略に延長八年十月十日庚子奉葬大行皇帝於山城國宇治郡山科陵云々山

祕記に醍醐北小野云々濫年記に奉葬山科山陵號醍醐天皇

大鏡短觀抄卷一下

一六十一代　將門純友が事この御時なり

異本　六十一代の下諱寛明親王と有○將門　大系に桓武天皇皇子一品式部卿葛原親王五代鎮守府將軍良將男相馬小二郎將門承平有反逆企被誅畢自號平親王云々○純友　大系に權中納言長良孫太宰少貳良範男從五位下伊與掾純友將門謀反同意西海道賊首去承平年中不遂本意忽將門被誅後天慶四六廿伊與國警固使　爲橘　遠保被　斬首畢云々此兩亂おろ〈下に見ゆ

○朱雀院天皇と申き御いみなひろあきらこれたいごのみかどの御十一の皇子なり御母。皇太后穩子と申き太政大臣基經おとゞのよつの御むすめなり

朱雀院の上異本つきのみかどゝあり本文脫せしにや例にたがへり紀略に朱雀院諱寛明醍醐天皇第十一王子也母皇后藤原穩子太政大臣昭宣公之女也云々正統紀編年記裏書同之一代要記には第十二皇子と有拾芥抄に朱雀院累代後院或號曰條後院三條北朱雀院西四町西條北西坊城東云々此帝遜位の後氏朱雀院におはしましゝ故朱雀院と申奉る也○基經大臣　藤系に中納言長良三男基經號昭宣公云々次の卷に委しく見ゆ○四つの御むすめ　要記に基經公四女皇太后藤原穩子云々裏書に穩子昭宣公女延喜元年三月二日爲女御延長四年四月廿六日爲中宮元從三位承平元年十一月廿八日爲皇太后宮天慶九年四月廿六日爲太皇太后宮と有

此みかど延長元年癸未四月廿四日うまれさせたまふ同三年乙酉十月廿一日東宮にたち給ふ御とし三歲おなじく八年庚寅九月廿二日位につかせ給ふ御年八歲承平七年正月四日御元服御年十五世をたもたせ給ふ事十六年ある本に廿四にて御すけ天曆六年八月十五日失給ふとあり御とし廿七みさゝきさとりへ野にあり

○生れさせ給ふ　紀略云延長元年癸未七月廿四日丙寅晄中宮御產第十一皇子於右大臣五條第名寛明云々略記編年記裏書同之要記には延長元年四月誕生母年卅九と有○東宮にたち給ふ　紀略に延長三年十月廿一日庚辰爲皇太子年三云々○位につかせ給ふ　紀略延長八年九月廿二日壬午先帝遜位讓皇太子年八云々十一月廿一日天皇即位於大極殿云々要記裏書同之本文九月廿二日は例の踐祚なり○

御元服　紀略に承平七年正月四日丁巳天皇於紫宸殿加元服云々略記要記裏書同之世をたもたせ給ふ事十六年編年記に朱雀院御宇十六年自承平元年辛卯至天慶九年丙午云々○御すけ　御出家也源氏澪標巻にまことにすけせしめ奉りし榮花ひかげのかづらの巻にあはれにいみじう有がたき御すけになんとも有すけは出家の音なり　略記天暦三年三月十四日○太上天皇朱雀院落餝入道一云六年三月出家云々要記に三月十四日入道法名佛陀壽裏書編年記同之○失給ふ　略記に天暦六年八月十五日朱雀院太上法皇崩春秋卅云々編年記要記正統記裏書等皆御とし卅とあり分註あやまりなり編年記同廿日癸卯葬来定寺或記云葬法性寺東中尾南源陵置御骨於醍醐陵傍云々略記に依遺詔不津山陵不入國忌云々○とりへの　和名抄に山城國愛宕郡鳥戸云々河海抄に風土記云稱鳥部書秦公伊呂具的餅化鳥與飛居其所森今鳥部云々顯昭拾遺抄に鳥戸山は阿彌陀嶺也其裾を鳥部野といふと有

八幡の臨時の祭は此御時よりあるぞかし此みかどうまれさせ給ひては御かさしもまゐらすよるひる火をともして御帳の内にて上までおぼし奉らせたまひき北野におち申させ給ひてかくは有しぞかし此みかど生れおはしますは藤氏のさかえいとかうしもおはしまさゝらましいみしき折ふし生れさせ給へるぞかし

○八幡　山城國石清水八幡宮也類聚二代拾芥山城國久世郡と有號男山鳩峯公事根源に八幡大井こむなるは人皇第十六代の帝應神天皇の御事なり仲哀天皇の第四皇子御母は神功后宮なり中略欽明天皇の御代に始て神とあらはれて筑紫の肥後國菱形の池といふ處に跡を垂給ふ人皇十六代譽田八幡丸なりと託宣ありき譽田とはもとの御名八幡とは垂跡の號後は豐前國宇佐宮に鎭り給ひしかは聖武天皇東大寺建立の後巡禮し給ふへきよし託宣あり依て威儀をとゝのへ迎へ申さる又神託有て御出京の義ありきやかて彼寺に勸請申さる然れども勅使なとは猶宇佐に參りき清和の御時の大安寺の僧行教宇治にまうてたりしに靈告ありて今の男山石清水にうつりすませ給ふ下略朝野群載に石清水護國寺略記云行教俗姓紀氏欲奉拜大菩薩去貞觀元年參拜宇

佐宮云々一夏九旬已欲歸本都之間以七月十五日夜行敎示御宣吾深感應汝修善須近都移座鎭國家云々同廿日京上八月廿三日到山崎離宮邊同廿五日夜示宣可移座之處石淸水男山云峰也吾將現其處者驚奇向南方山城國巽萬山頂和光垂瑞宛如日月光明次明曉參拜件山頂隨御示現點處結草且先以法座奉座且鎭上作力參上公家令奏聞矣同九月十五日下勅使令實檢點定次宣下杢權允良基令造六字寶殿三字正殿禮殿三字已了云々○臨時の祭　袋草子に八幡臨時祭朱雀院御持被始行云々北山抄に石淸水臨時祭四月中午日云々公事根源江次第同之○御かうし　和名鈔に通俗文云篋子篋音隔子亦作格俗用格子二字行障名也云々○まゐらす也　開たまはぬ也○御帳　和名鈔に帳几帳釋名云猪商反此間音長張於牀上也小帳俗云斗帳一云屛幔形如覆斗也今按帳屬有几帳之名所出未詳云々○北野　菅原朝臣の靈也次の卷には委し○藤氏のさかえ　關白基經公の御女穩子后宮は朱雀村上兩帝の御母にて基經公は兩帝の御外戚にて其御子孫或は公卿或は大臣の位にて攝關に昇り御代々帝の御後見し給ひ御繁昌なる事下の卷々に委しく見ゆ○いみしき折ふし　能折節に朱雀院御誕生ありて藤氏の御一門さかえ給ふさなり世繼かことはなり

位につかせ給ひてまさかさかみたれいてきて御かれにてそさ聞え侍りしこの臨時の祭り其あつまあそひの歌つらゆきのぬしのよみたりし「松もおひ。またもかけさすいはしみつゆく末さほくつかへまつらん

○まさかさか亂れ　要記に天慶二年己亥伊豫掾藤原純友文木等爲海賊西國往還不通備前介藤原子高等起亂平將門並從五位下興姓王等謀反虜領東國發亂也云々紀略に天慶二年十二月二日戊戌常陸國言上平將門興世王等指害私物等狀云々廿七日癸亥下野國豐田郡武夫奉方平將門並武藏權守從五位下興世王等謀反虜掠東國信乃飛驛奏云々同三年二月八日甲辰天皇御南殿發遣征東大將軍參議右衞門督藤原朝臣也文賜節刀云々三月五日辛未藤原秀卿飛驛言上殺害平將門之由四月廿五日庚申藤原秀卿差使平將門首云々正統記朱雀院條云此御時平將門といふもの有上總介高望か孫なり執政の家につかうまつりけるか使の宣旨を望み申けり不許なるによ

りていきとおりをなし東國に下向して叛逆を起してけり先伯父常陸の國の大掾國香をせめしかは國香自殺しぬ是より坂東をおしなひかし下總の國相馬郡に居所をせしめ都となつけてみつから平親王と稱し官符をなしあたへけり是によりて天下騒動す參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし源經基藤原仲舒を副將軍として差つかはさる平貞盛藤原秀鄕等心を一つにして將門をほろほして其首を奉りしかは諸將は道よりかへり參りき將門は承平五年二月に事をおこし天慶三年二月にほろひぬ其間六年を經たり藤原の純友といふものかの將門に同意して西國にて叛亂せしをは少將小野好古をつかはして追討せらる下略　將門記著聞集前太平記なとに見ゆ〇御かれにて　按るにかれは御靈の崇りと思へと又八の卷に臨時の祭をいふ處に將門か亂れ出きて其御願にてとあれは願の字の誤りなるへし紀略に天慶五年四月廿七日庚辰奉幣宇佐八幡宮香椎廟石清水依賽東西賊徒討平之由也云々江次第公事根源同之〇あつまあそひ　上にみえたり〇つらゆき　大系に孝元天皇の苗裔武内大臣十七代の後望行男貫之と有〇松もおひて　續古今神祇に出たり貫之集には松も生て又苔むすにと有　歌こゝろはきこえたり本文のかけさすは誤りなるへし

一六十二代　天暦聖王此也殿上有和歌會　異本に六十二代の下諱成明親王と有〇天暦聖主　村上帝は天暦年中の帝にましませはしか申奉るなり正統紀に村上天皇此天皇賢明の御ほまれ先皇の跡をつき申させ給ひけれは天下安寧なる事も延喜延長の昔に異ならす文筆諸藝を好み給ふこともかはりまさゝりけり萬の例には延喜天暦の二代とそ申侍る云々〇和歌會　編年記に天暦十年丙辰二月廿九日内裏歌會云々天徳四年庚申三月三十日女房歌合云々紀略袋草紙にも見ゆ榮花月宴卷に康保三年八月十五日夜月宴せさせ給はんとて清涼殿の御まへに皆方分て前栽植させ給ふともあり是も歌合なり

つきのみかとむらかみの天皇と申き御いみななりあきらこれたいこのみかとの十四皇子なり御母后朱雀院の御おなしはらにおはします

○むらかみの天皇　紀略に村上天皇諱成明醍醐天皇之第十四子也母同朱雀院云々正統記編年記要記等同之村上は山城國葛野郡にあり此帝を彼處へ葬し奉る故村上天皇と申奉るなり

此帝延長四年丙戌六月二日○うまれさせ給ふ（桂方坊にて生れさせたまへるこそ）天慶三年庚子二月○五日御元服御歳十五同七年甲辰四月廿日に東宮にたゝせ給ふ御とし十九同九年丙午四月廿九日位につかせ給ふ御歳廿一よをしらせ給ふ事廿一年（ある本に康保四年五月廿五日うせさせ給ふ御歳四十二御陵　むらかみ）御母后延喜三年癸亥前坊生れさせたまふ御歳十九同廿年。女御の宣旨下り給ふ御とし卅六同廿三年みつのとのひつし朱雀院生れさせ給ふ同四月廿九日」后の宣旨かうふらせ給ふ御歳三十九」やかてみかとうみ奉り給ふ同し四月に后にもたゝせ給ひけるにや御とし四十九にて村上の御門は生れさせ給ひけり

○桂方坊　桂芳坊の寫誤なり拾芥抄に桂芳坊在朔平門內云々○生れさせ給ふ　紀略に村上天皇延長四年丙戌六月二日丁亥降誕於桂芳坊云々○御元服

紀略に天慶三年庚子二月十五日辛亥先帝第十四成明親王於殿上加元服云々要記裏書同之本文二月の下十の字脫せり異本に有○位につかせ給ふ　略記に天慶九年丙午四月廿八日於大極殿即位年廿一云々要記裏書同之本文一日たかへり○世をしらせ給ふ事廿一年　編年記に村上天皇御宇廿一年自天慶元年丁未至康保四年丁卯云々失させ給ふ紀略に康保四年丁卯五月廿五日癸丑巳刻天皇崩于淸凉殿春秋四十二云々六月四日辛酉今夕奉土葬先皇於山城國葛野郡田邑鄕北中尾又云充陵戶五烟云々略記に村上陵仁和寺也云々山槐記に村上陵長尾と有中尾長尾村上同所歟蜻蛉日記に五月にもなりぬ十よかに內の御藥の事有てのゝしるほとゝなくて廿よかのほかにかくれさせ給ひぬ云々榮花月宴卷に御腦まことにいみしけれは云々終に五月廿五日失給ひぬ云々續古今哀に御心ち例ならすおはしましけるころ女御徽子女王のもとにつかはされける天曆御歌「かゝるをもしらすやありけん白露の消ぬへきほともわすれやはする又天曆の御門の返事をいみしくなけきて病になりけれはいと心細くて宣耀

殿女御「おくれても越けるものをしての山先たつことを何なげきせん此歌寶物集にも出たり古今著聞に村上帝かくれさせ給ひて後按察大納言延光卿朝夕戀しく思ひ奉りて御かたみの色を一生脱給はざりけり或夜の夢に御製をたまひける月輪日本離相別潤意清涼昔至識四來最高陽内院如今於彼語卿名大納言夢さめて涙てこれに和し奉る再拜龍顏一襄程思云芳口春中情夢中如覺夢中爭離盡一生遺恋箋云々十訓抄にも出たり〇御母きさき　昭宣公の御女穩子なり〇前坊　所東宮にて醍醐天皇第二の皇子保明親王又號文彥太子坊は春宮坊なり春宮の居所を坊といふ職員令職原鈔に見ゆ〇生れさせ給ふ　紀略に延喜三年癸亥十一月廿日丙辰女御穩子產生第二皇子名曰崇象接改保明云々四年甲子二月十日乙亥今上第二子崇象親王爲皇太子於紫宸殿寅刻太子年二朗日任坊官云々〇女御　閑窓に八十一女御堂御叙于王之寵寢云々本朝文粹に俗謂貴女爲御蓋取天人女御之義也云々女御は一位より四位までの女を用ることぞ后の次更衣の次なり河海抄に委しく〇宣旨　下學集に指物書云々略記に延喜元年辛酉三月〇日〇〇以藤原穩子爲女御云々裏書同之但し要記には延喜廿年〇月〇〇穩子爲女御とも有是は誤りなり〇后の宣旨　紀略に延長元年癸未四月廿六日庚子以女御從三位藤原穩子爲中宮前皇太子之母也裏書要記同之按るに延喜廿三年は改元ありて則ち延長元年也本文の廿九日は廿六日の寫誤なるべし

后にたゝせ給ふ日。前坊の御事を宮の內にゆかしかりて申。いづる人も無りけるにかの御めのとこに大輔のきみといひける女房のかくよみて出したりける「わびぬれば今はた物をおもへかし心ににぬは涙なりけり又御法事はてゝ人々まかり出る日もかくこそはよまれたりけれ「いまはとてみやまをいづる時鳥いづれのさとになかんさすらん　五月の事に侍りけるけにいかにとおほゆるふし〳〵すゑの事までつたはるばかりの事いうに侍るかしな

〇后にたゝせ給ふ日　延長元年四月廿六日なり〇前坊の御事を　保明太子薨去の事なり紀略に延長元年癸未三月廿一日〇〇子刻皇太子保明親王薨年廿一天下庶人莫不悲泣其聲如雷擧世云菅帥靈魂

宿怒所爲也云々紹運錄に醍醐帝第二皇子保明親王本名崇象母昭宣公女穩子立太子諡文彥延喜廿三年三月廿一日薨年廿一云々要記裏書同之續古今哀に延長元年三月文彥太子の事をなけき給ひてよませ給ひける延喜御歌「春深きみ山さくらも散ぬれは世を鶯のなかぬ日そなき○御めのとこに　和名鈔に乳母日本紀師說女乃於止言妻妹也事見彼書唐式之皇子乳母皇孫乳母云々○大輔のきみ　作者部類に大輔乳母文彥太子御乳母但馬守源弼女裏書同之○わひぬれは　此歌大和物語にも出たり歌の心はかゝる立后のめてたき折なれば前坊の御別れを今はた思はし思ひ出さしいといまはしき事なれば思ひ捨てんと思へども思ひ出られて涙は心に似す自らおつると也されば侘ぬればとはよまれたり此歌新勅撰戀に躬恒か「わびぬれば今はとものをおもへども心しらぬは涙なりけり　此歌と全く同じ又源氏榊の卷に「そのかみをけふはかけしと忍ぶれと心のうちに物そ悲しき　是も相似たり○人々まかり出る日　後の御わざはてゝ宮仕人の退散する日なり古今長歌に彼の伊勢か秋のもみちと人々

はおのかちり〳〵わかれなはとよめるも七條の后の宮を退散の折の事なり○いまはとて　歌の心は此宮中を立出て又何れのさとに行てか此御別れの悲しさをなきなげかんとなり折節五月の事なれば郭公のみ山を出て里に來啼にたとへたり續古今雜にはいかなるやとになかんとすらんと出せり貫之家集に東宮かくれ給へるころよめる「霞しゝ山へを君によそへつゝ春の宮人猶やたのまん「君まさぬ春の宮にはさくら花淚に雨にたれつゝそふる○五月の事に侍り　保明太子三月薨去なれば女房の退散は四十九日過にて五月なるべし○すゑの事まで　異本にすゑの世とある事は世の誤りなるべし○いうに侍る　優にてやさしく侍る事なり

さて前東宮[イ春]におくれたてまつりてかぎりなくなけかせ給ふ同じとし朱雀院生れさせ給ふ[イひ]われ后にたゝせ給ひけんこそ世[イさまく]に御なげきよろこびかきまぜたる心ちつかうまつれ世[イの]におほききさきと是を申す

○われ后に　此われは御身といふに同じ后をさして世繼がいふ辭也○おほききさき　紀略に朱雀院承

平元年辛卯十一月廿八日辛亥紹尊母儀☐皇太后云々天慶九年四月廿六日丙戌皇太后爲太皇太后裏書同之按るに此穏子の后を大きさきと申奉る事は太皇太后の尊稱によりていふにあらず下にいふべし

一六十三代（或本に此みかど元方のものゝけれはしましてあさましかりしとある本（活）にあり）

異本に六十三代の下諱憲平親王と有○元方のものゝけ　姓系に式部卿宇合六代孫從四位上菅根二男元方大納言云々村上帝第一皇子三品兵部卿廣平親王の御母更衣祐子の御父なり物怪は鬼氣の意なり廣平親王御弟の冷泉院に東宮を越られ給ひ其御憤にて元方卿も更衣祐子も早世し給ひ亡靈冷泉院を恨み奉るよし榮花物語其外に見ゆ事なかければ爰にはふきぬ

つきのみかど冷泉院天皇と申き「御いみな（一本以下ナシ）のりひら是むらかみ天皇の第二の王子なり御母皇后宮安子と申す右大臣師輔のおとゝの第一の女なり

○冷泉院　紀略に冷泉院諱憲平村上天皇第二子母故皇后藤原安子故右大臣師輔朝臣之女也云々拾芥抄に冷泉院大炊御門南堀川西嵯峨天皇御宇此院累代後院弘仁亭本名冷然院云々而依火災改然字爲泉云々正統紀に冷泉院此帝より天皇の號を申さず又字多より後諡をたてまつらず遺詔ありて國忌山陵を置れざる事は君父の賢きみちなれど尊號をとゞめらるゝ事は臣子の義にあらず神武以來の御號も皆後代の定め也持統元明より以來遜位或は出家の君も諡を奉り天皇とのみこそは申めれ中古の先賢の義なれども心を得ぬ事に侍るなり云々○右大臣　職員令に太政官左大臣一人掌統理衆務擧持綱目總判庶事彈正糺不當者無得彈之右大臣一人掌同左大臣云々○師輔　太政大臣忠平公の二男なり下に委し○第一の御女　編年記に藤安子九條右丞相一女也云々裏書に安子九條右大臣師輔女母贈正一位藤原盛子武藏守經邦女と有

此御門は天暦四年庚戌五月廿四日右衞のおとゝのいまだ位在位下にて備前介ときこえはべりしをりの五條の家にて生れさせ給へり同年七月廿三日東宮にたゝせ給ふ「應和三年癸亥二月廿八日御元服御歳十四康保四年丁卯五月廿五日十八にて位につかせ給ふ世をたもたせ給ふ事二年

○右衛　寫誤也異本に在衛と有藤系に贈太政大臣房前後胤但馬守有頼男在衛云々○備前介　職員令に大國守一人掌祠社戸口簿帳字養百姓勸課農桑糺察所部貢擧孝義田宅良賤訴訟租調倉廩徭役兵士器仗鼓吹郵驛傳馬烽候城牧過所公私馬牛闌遺雜物及寺僧尼名籍事云々介一人掌同守云々百寮に介地下六位是に任す是も公卿殿上人なとの兼官は別の事なり云々○五條家にて生れさせ給へり　按るに上の右衛より是迄の一段すへて作者の誤り也紀略に天暦四年庚戌五月廿四日辛酉誕生丹波守藤原遠規宅編年記裏書同之○東宮にたゝせ給ふ　紀略に天暦四年庚戌七月廿三日戊子於外祖右大臣第立爲皇太子云々榮花月宴卷に生れ給ひて三月といふに東宮にたゝせ給ひぬ云々○御元服　紀略に應和三年癸亥二月廿八日辛亥於紫宸殿有皇太子加元服云々○位につかせ給ふ　紀略に康保四年丁卯十月十一日丙寅天皇於紫宸殿即位云々百練抄要記共に十一月十一日即位云々要記に康保四年丁卯五月廿五日踐祚年十八於凝華舍得劔璽等編年記百練抄裏書同之本文の五月廿五日は例の踐祚なり正統記に冷泉院此天皇邪氣おはしましければ即位の時大極殿に出給ふ事もやすかるましけるにや紫宸殿にて其禮ありき云々○よをたもたせ給ふこと三年　編年記に冷泉院御宇二年安和元年戊辰同二年己巳云々要記裏書同之本文の三年は二年の寫誤りなるべし

寛弘八年辛亥十月廿四日御とし六十にてかくれおはしましけるも三條院位につかせ給ふ年にて大嘗會などののひけるをそをりあしとよの人申ける

○かくれおはしまし　紀略に寛弘八年辛亥十月廿四日癸亥戌刻冷泉院太上皇崩于南院春秋六十二云々裏書要記同之本文六十の下二の字脱せり○三條院位につかせ給ふとし　寛弘八年十月十六日三條院御即位也下に見ゆ○大嘗會　天子御即位の年其年の新米を神に獻る大禮也類聚三代格に踐祚之初大嘗會祭者七月以前即位者當年行事八月以後者明年行事云々○のひけるをぞ　紀略に弘寛八年辛亥十一月廿二日辛卯大嘗會停止之云々榮花ひかけのかつらの卷にかゝる程に十月廿四日冷泉の院失させ給ひぬ哀に悲しきなときこえさするもあはれなり中略かく御位につかせ給ひて後しもかくおはし

させは御覧大嘗會のおこたるかたこそあれ失させ
給ひぬる院の御かきりもいみしうこそあり
一六十四代　圓融院寛和元年八月廿九日出家歳廿七御名金剛法同二年三月廿二日於東大寺受戒正暦二年二月十二日崩年三十三同十九日葬於北原置御骨於村上陵傍
異本に六十四代の下註守平親王ご有　圓融院　首
緯抄に永觀元年三月廿三日供養圓融寺云々古德記
に圓融寺寛朝僧正禪室也圓融院御在世之時造之云
々此寺に御讓位の後おはしましける故圓融院こ申
侍るなり○御出家　下に見ゆ○東大寺　拾芥抄に
東大寺聖武天皇御願天平五年始造之云々南都に有○受
戒　源氏にいむことうけさ有拾芥抄に五戒八戒十
戒此外四十八戒あるよし見ゆ法界次第に大聖初度
正覺方因提謂長者開授三歸之戒翻邪歸正以爲入聖
之根本三乘行者歸宗進行此爲初首也云々大智論曰
衆佛如醫王念法如服藥念僧如瞻病人念戒如服藥禁
忌云々紀略に寛和二年丙戌三月廿一日庚寅法皇於
東大寺受具足戒云々○崩御　崩におなし類書纂
要に四崩天子死曰崩故天子死曰駕崩云
々紀略に正暦二年辛卯二月十二日癸丑法皇崩年卅
三云々○置御骨　昔は骨の寫誤也紀略に正暦二年
二月十九日庚申葬太上法皇於圓融寺北原置御骨於
村上山陵傍云々此分註下にあるべきを愛に亂て入
れり

つきのみかど圓融院天皇こ申き御いみなもりひら是
村上のみかどの第五皇子なり御母冷泉院のおなじは
らにおはします此帝天德三年己未三月二日生れさせ
給ふ此帝の東宮にたゝせ給ふほどはいときゝにくゝ
いみしき事どもこそ侍れな是は皆人のしろしめした
る事なれは事もながしごとゝめ侍りぬ安和二年己巳
八月十三日にこそは位につかせ給ひけれ御歳十一ご
そきて天祿三年壬申正月三日御元服御歳十四よをた
もたせ給ふ事十五年。惱ありて御出家法名こんかう
ほふご申き正暦二年二月十二日失させたまふ御ごし
三十三

○圓融院　紀略に圓融院諱守平村上天皇第五子也
母贈皇太后藤原安子故右大臣師輔朝臣女也云々○
生れさせ給ふ　紀略に天德三年己未三月二日丁未
皇后産第五皇子守平云々　○東宮にたゝせ給ふ　紀
略に康保四年丁卯九月一日丙戌立先皇第五守平親
王爲皇太子年九卽任坊官云々○きゝにくゝいみし

き事　西宮左大臣源高明公左遷の事なり是は圓融院の御兄冷泉院の御弟爲平親王を帝かねさて高明公御聟になしてかしつき給ひけるを伊尹兼通兼家公は后宮安子の御兄弟にて爲平親王の御叔父なりけるか此親王帝位につき給はゝ源氏の世となりて藤氏は衰へたまはんさおほして圓融院を東宮にたて奉りし也此事下の巻におろ〳〵見えたり又そのころ右大臣師尹公左大臣をのぞみ給ひて爲平親王の彼東宮にはづれ給へる事を恨み奉りて高明公謀反企給ふよし師尹公公へ讒言し給ふ故高明公を太宰權帥になされて筑紫へ流しつかはされしことをきゝにくきことゝいへり榮花にもみえたり〇位につかせ給ひ　百練抄に安和二年八月十三日受禪編年記裏書同之紀略に安和二年己巳九月廿三日丁卯天皇卽位於大極殿裏書同之八月十三日さ本文にあるは例の受禪也〇御元服　紀略に天祿三年壬申正月三日甲子天皇於紫宸殿加元服御さし十四云々〇世をたもたせ給ふ事十五年　編年記に圓融院御宇十五年自天祿元年庚午至永觀二年甲申云々〇御出家　紀略に寛和元年乙酉八月廿九日辛丑後太上天皇依病落髪法名金剛法云々新後拾遺雜題しらす圓融院御製「光さす雲の上のみ戀しくてかけはなるべき心ちたにせず〇失させたまふ　紀略に正暦二年辛卯二月十二日癸丑法皇崩年三十三云々榮花さま〴〵のよろこび巻に圓融院の御腦ありていみしう世にのゝしりたり中略日ころありて正暦二年二月十二日に失させ給ひぬ云々見はてぬ夢の巻に此圓融院の御葬送紫野にてせさせ給ふ其ほさの御ありさま思ひやるへし一年の御子日に此わたりのいみしうめてたかりしはやさ思ひ出るもかなしければ閑院の左大將「紫の雲のかけても思ひきや春の霞になしてみんさは行成左兵衛佐いさ若けれさ是をきゝて一條の攝政の御孫の成房少將の御許に「おくれしさ常のみゆきはいそきしを烟にそはぬ旅そ悲しき　其比さくらのおかしき枝を人にやるさて實方中將「墨染のころもうき世の花さかり折わすれてもをりてける哉　新古今哀に此歌の返し道信朝臣「あかさりし花をや春も戀つらんありし昔を思ひ出つゝ

母后。御(イの)さし卅三(イナシ)四にてうちつゝき(イ冷泉院を奉りて)此帝さ(イを)冷(イナシ)泉院さ

うみ奉り給へり（御なかに女四宮うまれ給へりうち〳〵きさきは異本のひか事也）いとやんことなき御すくせなり御母かたのおほち出雲守從五位下藤原のつねくにといひし人也すゑの世にはさうせさせ給ひてこそは贈三位し給ひしかいさぬ跡なれと此世の日かりはいとめいほくありしなかきさきと申す此御事なり

○此御門と冷泉院と生奉り　要記に圓融院天皇天德三年己未三月二日誕生母年二十三云々異本に冷泉院を生奉りてうちつゝき此帝を生奉りと有冷泉院は御兄圓融院は御弟なれは本文前後也○御中に爲平親王　紹運錄に村上天皇皇子冷泉院爲平親王圓融院云々后宮安子一腹の御兄弟也分註正し但し本文此帝の下爲平親王と有くは有しか脫せし歟○つねくに　裏書に安子師輔公女母贈正一位藤原盛子武藏守經邦女○いさぬ　いきさぬ也いの下まの字脫せり○贈三位　御母盛子を贈三位になし給へる也裏書には贈正一位と有り○此世の日かり　安子國母となり給ひ御母に贈位有しは面目の事と也光は御蔭といふか如し○なかきさき　中后也太后とは醍醐の后穩子中后とは此安子后宮今后とは後三條院の后茂子をいふ是は此物語かゝれたるころの異名なり江次第に宇治三陵宇治陵穩子太后中宇治陵安子中后今宇治陵茂子院母后とあり

女十宮うみ奉り給ふたひかくれさせ給へりし御なけきこそいとかなしくうけたまはりしか村上の御日記御覽したる人もおはしますらんほの〳〵つたへうけ給はれ（るそに）ともおよはぬ心にもいとあはれにかたしけなうさふらふなそのとゝまりおはします女院こそはおほ齋院よ

○女十宮　選子內親王なり裏書に選子內親王村上天皇第十皇女母中宮安子右大臣師輔公女要記に村上四女と有是は后宮安子の御腹の四女といふ事なり○うみ奉り給ふたひ　紀略に康保元年甲子四月廿四日己巳中宮產皇女選子云々廿九日甲戌中宮藤原安子崩于主殿寮年三十八皇太子母也產生之後有此事云々榮花月宴卷に應和四年四月廿九日崩と有應和四年は則改元ありて康保元年なり新千載哀に選子內親王うみ奉らせ給はんとて出させ給ひける時贈太皇太后宮一蓬事のかきりのたひの別には死出の山路を露けかるへき　いみしうむつからせ給

ふて御返事天暦御製「君のみや露けかるへき死出の山おくれしとおもふわか袖を見よ○村上御記所謂天暦御記也○女院　異本に女宮と有此齋院後に尼になりたまへば女院ともいへる歟但し寫誤にや○おほ齋院　紹運錄に選子內親王號大齋院云々絕路に天延三年乙亥六月廿五日丙寅卜定賀茂齋王先朝第十選子內親王也云々裏書に選子號大齋院圓融花山一條三條後一條五代齋院云々平家物語に嵯峨皇帝の御時平城の先帝尙侍すゝめによつて旣に世を亂さんとせさせ給ひし時帝御祈のために第三の皇女薗智內親王を賀茂の齋院に立まゐらせ給ふご齋院のはじめなると有河海抄嵯峨天皇弘仁元年置齋院司以皇女薗智內親王爲齋王云々延喜式に凡天皇卽位定賀茂大神齋王仍簡內親王未嫁者卜之若無內親王者依世次簡諸王女卜定云々齋院は卜定ありて後東川にのぞみ御祓の事有て初齋院に入給ふ初齋院は大內の內大膳職或は左近府なごを點じて其處にて三年潔齋有て紫野の野の宮に入給ふ是を二度の御祓と云それより四月中の酉の日賀茂社にまゐり給ふとぞ裏書に村上御記曰應和四年四月廿

九日辰刻使藏人文利問中宮乘今間上產養否之由還來申伊尹朝臣申云自今曉寅刻氣息難絕通不可救存生更不可被行他事卽令召惟賢々々參來令文利申云中宮氣已絕但聞御身頗暖依有事疑不能參上與通朝臣有所令申爲之如何令仰云若未終給以前參來若早可參上惟賢參上申云兼通朝臣令申候宮諸司宮人等若可被忌御穢者不可通隨仰將進止令仰云聞此由悲歎不知所爲宮人暫不可通內裏又遣文利問中宮已刻文利還來申云中宮已崩卽持僧等皆退下　皇后是前大臣藤原師輔朝臣第一女諱安子母故出羽守藤原經邦之女盛子也帝在藩之時以天慶三年四月配合爲儲貳之後同八年正月以太弟妃授從五位上及登帝位爲女御授從四位下厥後頻進階級天暦四年五月生男子以同年七月立爲皇太子云々初謁見之日又授從二位至于天德二年策命爲皇后以應和四年四月廿四日於主殿寮廳誕生女兒今日巳刻終于同寮時年三十八在后位七載　夫榮耀無常運命有限何處避之誰人永存然而弘仁以來無正妃之皇后當時順命之者今配偶之後二十有五年共奈礼同枕席多產混間嬰兒子此屑戀哭先言淚下何時敎慰心腹乎年剋春宮大夫藤原

朝臣今學士齊光申云皇太子今日欲參中宮而已崩不達臨間須避正寢坐下地之所而專無有其便之處令仰可令坐西庇未剋或人告曰中宮今間蘇生　又遣文利問消息文利還來申云兼通朝臣申云近侍女以薄紗掩御面面如風吹疑此氣息歟又御體冷了更以暖熱仍召加持僧等令加持又淨藏法師等可令蘇生給之狀故所行也左衛門督藤原朝臣令文利申云伊尹朝臣申穢已入彼內裏惟賢參入此今崩後也兄弟等皆候此春宮無候人哉若有仰者一人參候春宮如何即遣文利仰云伊尹朝臣參入可侍東宮實間今問消息文利還來申云伊尹朝臣等申御胸煩暖雖有事疑更非可賴云々入夜伊尹朝臣參入實令知伊尹朝臣語暫退下向凝華舍ご有

一六十五代諱師貞「寛弘五年二月八日崩四十一」

つきのみかど花山院天皇と申き御いみなもろさだ」冷泉院の第一皇子也御母贈皇后宮懷子と申す太政大臣伊尹の。第一。女なり此みかど安和元年「つちのえたつ」十月廿六日母かたの御おほち。一條の御家にて生れさせ給ふとあるは世尊寺。ここにや其日は冷泉院の御時の大嘗會の御けいあり同二年「己巳　八月廿三日東宮にたゝせ給ふ御歳二歲天元五年壬午二月十九日御元服せさせ給ふ「御とし十五」永觀二年「甲申」八月二十八日位につかせ給ふ「御とし十七」

「花山院　紀略に花山院諱師貞冷泉院天皇第一之子也母故女御從三位藤原懷子故太政大臣謙德公之女也云々拾芥抄に花山院近衛南東洞院東一町本名東一條云々拾遺抄に花山は山階にあり元慶寺といふ御寺たてられたり花山院に彼寺に御幸ありて御出家あり仍て號花山法皇後に京におはします御所をも花山院と號するなり云々○懷子　譜書に謙德公女懷子母准三后惠子女王中務卿代明親王女康保四年九月四日爲女御云々永觀二年十二月十七日贈皇太后宮云々○伊尹　九條右府師輔公男伊尹大臣下に委しく見ゆ○世尊寺　拾芥抄に世尊寺一條北大宮西本小路東無路南伊尹攝政家本主貞純親王云々○御けい　三代格に踐祚大嘗會者十月下旬天皇臨川禊潔而齋云々延喜式同之紀略に冷泉院安和元年十月廿六日丙子天皇禊于東川二條末復日也依大嘗會也左右大臣參入今日女御藤原懷子產第一皇子花山院也云々○東宮にたゝせ給ふ　紀略に安和二

年己巳八月十三日戊子爲皇太子年二百練抄要記編年記裏書同之本文廿三日は十三日の寫誤なるへし
○御元服　紀略に天元五年壬午二月十九日壬午於南院加元服云々○位につかせ給ふ　紀略に永觀二年甲申八月廿七日先皇讓於今帝云々十月十日丙戌天皇卽位於大極殿云々百練抄編年記要記裏書同之本文例の受禪にて廿八日は廿七日の誤りなるへし

寬和二年「丙戌」六月廿三日。夜あさましく候し事は人にもしられさせ給はてみそかに花山寺におはしまして御出家入道せさせ給へりしこそ「御とし十九」世をたもたせ給ふ事二年其後廿二年はおはしましき

○花山寺　山城國宇治郡山科に有陽成院御宇元慶年中草創よりて號元慶寺拾芥抄に元慶寺廿一寺の一也○入道せさせ給ふ　紀略に寬和二年丙戌六月廿三日庚申今夜丑剋許天皇密々出禁中向東山花山寺落餝于時藏人左少辨藤原道兼奉從之先于天皇密奉劒璽於東宮出宮内年十九裏書同之百練抄編年記要記等には六月廿二日と有○世をたもたせ給ふ事二年　編年記に花山院御宇二年寬和元年乙酉同二年丙戌云々詞花集に御ぐしおろさせ給ひての後七月七日よませ給ひける花山院御製「たなはたに衣もぬきてかすへきにゆゝしとやみん墨染の袖」○其後廿二年　御脫履の後卽崩御は寬弘五年なり

あはれなる事。おり。おはしましけるよはふちつほのうへの御つぼねの小さより出させ給ひけるに有明の月のいみしうあかゝりければ見證にこそありけれ如何あるべからんとおほせられけるをさりとてとまらせ給ふへきやう侍らす神璽寶劒わたり給ひぬるにはとあはたのおとゝさはかし申給ひける事は又御門出させ給はさりけるさきにしんしはうけんてつからとりて東宮の御かたにわたし奉り給ひてければかへりいらせ給はん事はあるましくおほしてしか申させ給ひけるとそ

○おりおはしましける夜は　御位をさり給ふ夜なり異本のをり〳〵は誤なり○藤つほの上の御つほね　禁秘抄に號藤壺上御局后女御更衣參上所也云々拾芥抄に偉鑒門元者玄武門也偉號之不開門或人云花山院御出家之時自此門令出給云々其後不被開

云々〇見苗　あきらかなるをいふ源氏玉鬘巻にけそうに人しけくもあるべし永閑抄にきら〳〵しきさまをいふと有〇神璽宝劔　神璽は八坂瓊の曲玉ともいひ又印なりともいふ宝劔は禁秘抄に神代有三劔其一云々〇あはたのおとゝ　大入道兼家公の三男道兼公なり此時蔵人左少辨なり下に委し〇さはかり申給ひける事は又　異本に事の上まの字あり又まだともあり本文あやまりなるべし

さやけきかげをまはゆくおほしめしつるほとに月のかほにむら雲のかゝりてすこしくらかりければわか出家は成就するなりけりとおほせられてあゆみ出させ給ふほどにこきでんの女御の御ふみの日ころやりのこして御身もはなたす御覧しけるをおほしめしいでてしばしとてさりにいらせ給ひけるほとそかしあはたとのゝいかにかくはおほしめしたちぬるぞたゞいますぎなはおのつからさはりもいてまうできなんとそらなきし給ひける。

〇まはゆく　俗にいふまほしきなり源氏桐壺并蓬生の巻にも此詞あり満々と明らかなる意也愛は忍びての御幸なれば餘所目をはゞかり給ふなるべし

〇月のかほ　異本に月のおもてと有〇こき殿の女御　法住寺為光公の女祇子なり弘徽殿に御局し給へはしかいへり裏書に弘徽殿女御祇子恒徳公女永観二年十月入内同十一月七日為女御寛和元年七月十八日卒懐孕之間日来病悩天下哀之同廿二日贈従四位上栄花花山巻に為光公の御女弘徽殿の女御はらませ給ひて八月といふに失給ふと有此女御はあまたの女御たちの中に勝れて花山院の御愛姫にて御発心此御慈歎によりて也拾芥抄に弘徽殿七間四面百奇抄に在清涼殿北云々〇かくはおほしめしたちぬるぞ　御出家の思召たちの事なり〇さはりさて　さてはさもの寫誤なるべし異本にさはりともとあり

さてつちみかどよりひんかしさまに「おはしますに」晴明のみいへのまへをわたらせ給へはみつからのうへにて手をおひたゝしくはた〳〵とうつなりみかどおりさせ給ふとみゆる天變ありつるかすでになりにけりと見ゆるかなまゐりて奏せん車にさうぞくとうせよといふこゑきかせ給ひけんはさりともあはれにはおほしめしけんかしかつ〳〵しき神一人たる

りにまゐれと申けれはめにはみえぬものとゝおしあけていつうしろをやみ參らせけんたゝいまこれよりすきさせおはします。といらへけりとかや其いへはつちみかどまちくちなれは御みちなりけり

○土御門　拾芥抄に土御門は京極の北とあり○晴明　安部系圖に右大臣御主人後大膳大夫益村子晴明陰陽師天文博士從四位下穀倉院別當と有○みつからのうへ　異本にみつからのこゑとあり○まゐりて奏せん　參內して奏せん也壒囊抄に奏すといふは主上に申詞なり云々禁秘抄に天文密奏天文正權博士并密奏者毎有天變奉奏書司天先參內覽人許執柄覽之加封返則司天給之持參內裏於殿上口申事由藏人取之付內侍天子覽之執柄加封者深恐外見之故也下略○さうぞくとらせよ　裝束取粧せよなり異本にとくせよとあり疾せよにや○かつ〳〵しき神　かつ〳〵は端々の意なれとも是は寫誤にてまつ〳〵なるへししき神は職神にて陰陽師のつかふ神なりとそ盛衰記に一條戾橋といふは昔安部晴明か天文淵源を極めて十二神將をつかひけるか其妻職神の貌におそれけれは彼十二神を橋の下に咒し置て用事の時はめし仕ひけり是にて吉凶の橋占を問へは必ず職神人の口にうつりて善惡をしめすと申す云々○土御門町くち　今昔物語に晴明か家は土御門よりは北西洞院よりは東なりとあり

花山寺におはしましつきて御くしおろさせたまひてのちにそあはたとのはまかりいてゝおとゝにもかはらぬすかたいま一度みえかくとなんあんないし申てかならすまゐり侍らんと申給ひけれは「あはれにかなしきことなりな」日ごろはよく御弟子にてさふらはんとちぎりすかし申給ひけんかおそろしさよ

○まかりいでゝ　道兼公花山寺をまかり出給へるなり○おとゝにも　御父東三條大臣兼家公也○かはらぬすがた　道兼公花山寺を出給ひ御父兼家公に俗體の姿を今一度見せまゐらせて又此花山寺に參りて出家つかうまつるべしと空言のたまひて立出たまふなり○日ごろよく　異本にかくとありまたよくも御弟子にならんとたはかりけんといふ事にや○弟子　楞嚴義疏に資於師長以父兄之道事之故云弟子云々○あはれかなしき　おそろしさよまで世繼か詞なり異本に我をはかるなりとてこそな

かせ給ひけれどもあり
東三條どのはさる事やし給ふとあやふさにさるべく
おとなしき。源氏の武者だちをこそ御おくりにそ
へられたりけれ京のほどはかくれてつゝみのわたり
よりぞうちゐてまゐりけるてらなどにてはもしお
して人などやなし奉るとて一尺ばかりのかたなども
をぬきかけて。まもり申けるとぞ「ある本に寛弘五
年一月廿うか失させ給ふ御年四十一」
〇東三條どの　兼家公也拾芥抄に東三條四條院誕
生所或重明親王家云々二條南町西南北二町忠仁公
家貞信公大入道傳領長久四四卅燒失云々〇もしさ
る事や　道兼公をもし出家にもやなさんとなり〇
源氏の武者たち　攝津守頼光朝臣の一族なるべし
〇つゝみのわたり　西宮抄に堤川東川也と有堤中
納言兼輔卿盛命婦などの住給ひしあたりにや源氏
夕顔卷につゝみのほどにて馬よりすべりおりて云
々永閑抄に賀茂川堤のよしみゆ〇もしおして　押
て道兼公を人の出家なさする事もやあらんと源氏
の武士たちに守護せさせ給ひしとなり釋書に寛和
皇帝者安和之長子也永觀二年十月十日卽位寛和二
年六月廿日夜排貞觀殿王閣自羅下地潜出宮扈從二
人供奉沙門嚴久侍中藤道兼也鑾嬌不知也路過安晴
明宅安氏適譯著經行庭下忽仰見大驚曰天象呈變大
子避位何其怪哉帝聞斯言笑走安氏使入宮奏事帝不
在焉帝如花山寺薙髪法諱入覺容算一十九初帝亡弘
徽殿妃自此厭世相下嗜兼家公御子の道兼公をかた
らひ給ひて女御忯子の御愁傷を幸に御出家をすゝ
め御孫の一條院を御位につけ奉り外戚の威をふる
はんとの御謀也十訓抄に弘徽殿の女御とてさふら
はせ給ひけるが限りなく御心ざし深かりけるにお
くれさせ給ひて御歎淺からす世の中心細くおぼし
めす頃粟田の關白いまた殿上人にて藏人辨など申
けるにや扇に妻子珍寶及王位臨命終時不隨者とい
ふ文をかきて持れたりけるを御覽しけるより御心
おこりて實此世は夢幻のほど也因の寶王の位よし
なしと思召とりてたちまち十善の王位を捨て一乘
菩薩の道にいらせ給ひける云々神正統紀榮花古事
談愚管抄其外にみゆ〇失させ給ふ　紀略に寛弘五
年戊申二月八日己亥今夜亥剋花山法皇崩年四十一
云々編年紀重書同之百練抄には二月九日崩と有要

記には三月八日崩と有榮花初花卷かゝるほどに院の御こゝち不覺になりて二月八日に失せ給ひぬ御年四十一にそおはしましける中略御葬送の夜おそろしき物を着るとて命婦「去年のはるさくら色にといそきしを今年は藤の衣をそきる　千載哀に花山院かくれさせ給ひてのころよみ侍りける藤原長能「老らくの命のあまりながくして君にふたゝびわかれぬるかな。　玉葉雜に花山院かくれさせ給ひて御わさのことはてゝ又の日殿上にさふらふ人につかはしける道命法師「諸共に昨日の野へにいさゆきて霞をたにも見て歸らなん　新續古今哀に花山院うせさせ給ひての春あそひなともとゝまりしかは道命法師「つらしとや山のさくらもおもふらんしらすかほにも過る春風

一六十六代　一諱懷仁親王」

つきのみか一條院天皇と申き「御いみなやすひと是」一圓融院の「御門」第一の皇子なり御母皇太后宮詮子と申き是太政大臣兼家のおとゝの第二の。女なり

○一條院　紀略に諱懷仁圓融院天皇第一子也母女御正四位下藤原詮子攝政右大臣兼家公之女也云々要記同之拾芥抄に一條院一條南大宮東二町謙德公家又爲法住寺大臣爲光家也云々左經記に寛弘七年二月廿七日始作一條院云々榮花□□□卷に一條の太政大臣の家をは女院領せさせ給ひていみしう造らせ給ひて帝の後院におほしめすなるへし云々紫式部日記に寛弘七年十一月廿八日廷新造一條院中宮行啓云々讓位の後も此中殿にたはしましける故號一條院○詮子　兼家公女詮子號東三條院裏書に詮子東三條入道攝政太政大臣女母贈正一位藤原時姫攝津守中正朝臣女天元元年八月十七日入內同十一月四日爲女御云々正曆二年九月十六日出家年三十同日院號云々○兼家大臣　東三條大入道兼家公也補任に永祚元年十二月廿日任太政大臣云々

此帝天元三年庚辰六月一日兼家のおとゝの東三條の家にて生れさせ給ふ「東宮にたゝせ給ふ事」永觀二年甲申八月廿八日也「御歳五歲」寛和二年「丙戌」六月廿三日位につかせ給ふ「御歲七歲」永祚二年「庚寅」正

月五日御元服「御さし十一」よをたもたせ給ふ事廿五年御母「はゝ」十九にて此帝を生奉り給ふ東三條。女院と是を申す此御母。つのかみ藤原。仲正のむすめなり「あろ本に寛弘八年六月十三日おりさせ給ふ同月廿二日うせさせ給ふ御とし三十二」

○生れさせ給ふ　紀略に天元三年庚辰六月一日壬申寅刻女御藤原詮子産第一皇子名懷仁云々○東宮にたゝせ給ふ事　紀略に永觀二年甲申八月廿七日甲辰此日立懷仁親王爲皇太子編年記裏書同之本文一日たかへり百練抄には八月廿七日とあり○位につかせ給ふ　紀略に寛和二年丙戌六月廿三日行先帝讓位之禮云々編年記に六月廿三日庚申踐祚云々要記百練抄同之裏書には六月廿六日踐祚のよし有紀略に七月廿二日戊子天皇即位於大極殿編年記裏書同之百練抄には七月廿三日卽位と有本文例の受禪也○御元服　紀略に正曆元年庚寅正月五日壬午天皇元服年十一云々永祚二年改元ありて則ち正曆元年也○よをたもたせ給ふ事　編年記に一條院御宇廿五年自永延元年丁亥至寛弘八年辛亥云々古事談に一條院は寒夜にわさと御直衣を推脱て御座けれは女院なとかくてはと令申けれは國土の人民寒からんにかくあたゝかにて寢たる不便なれはこそ仰られける十訓抄にも此事みえたり○東三條女院　兼家公女詮子后宮也紀略に正曆二年九月十六日戊刻皇太后宮落餝爲尼停皇太后宮職爲東三條院○藤原仲正　藤系圖に權中納言山蔭卿七男仲正と有○おりさせ給ふ　紀略に寛弘八年辛亥六月十三日乙卯讓位要記には十二日と有紀略に十九日辛酉辰刻太上皇落髮要記に十九日辛亥依御腦出家法諱精進覺云々新古今哀に例ならぬ事おもくなりて御くしおろし給ひける日上東門院中宮と申ける時つかはしける一條院御歌「秋風の露のやとりに君をおきてちりを出ぬることそ悲しき○失させ給ふ　紀略に寛弘八年辛亥六月廿二日甲子午刻太上皇崩于一條院中殿春秋卅二要記編年記裏書同之百練抄には廿一日崩と有榮花石蔭卷に七月七日明日は御葬送とて按察大納言殿より「たなばたを過にし君と思ひせばけふはうれしき秋にぞあらまし　命婦御返し「佗つゝも有つるものをたなばたのたゞおもひやれあすいかにせん　新古今哀に一條院かくれ

給ひにければ上東門院「逢事も今はなきねの夢ならでいつかは君を又はみるべき　愚管抄に一條院失させ給ひて後に御堂殿は御遺物ともさだありけるに御手習のありけるを開き御覽じけるに宸筆の宣命めかしき物を書せおはしましたりける始に三光欲明覆重雲大精晴と遊ばされたりけるを御覽して次さまを讀せ給はでやがて卷こめて燒あけられにけりとこそ宇治殿は隆國には語らせ給ひけると隆國はしるして侍るなれ云々編年記に寬弘八年六月廿二日崩于一條院七月八日己卯葬北野永坂内本前寺前置御骨於圓城寺號一條院云々

一六十七代　諱居貞親王

つぎのみかど三條院「のみかどゝ申き御いみないさた「是冷泉院第二の王子なり御母贈皇后宮超子と申き太政大臣兼家の第一の女子也このみかどは貞觀元年「丙子」正月三日生れさせ給ふ寬和二年「丙戌」七月十六日東宮にたゝせ給ふおなし日御元服なり「御とし十一「寬弘八年」「辛亥」六月十三日位につかせ給ふ「御年三十六」よをたもたせ給ふ事五年

○三條院　紀略に三條院諱居貞冷泉院天皇第二子也母故女御從四位上藤原超子故入道太政大臣兼家朝臣之女也云々○いさた　いさた誤なりすゑさだと可訓也此帝讓位の後三條院を造らせ住せ給へば三條院と申奉るなり○贈皇太后宮超子　裏書に超子東三條入道攝政太政大臣女母贈正一位藤原時姬攝津守中正朝臣女安和元年十二月七日爲女御同廿九日叙從四位下天元五年正月廿八日卒寬弘八年十二月廿七日贈皇太后宮○貞觀元年　貞觀非也貞元元年なり異本のかたよろし○生れさせ給ふ　紀略に天皇貞元元年丙子正月三日誕生云々要記編年記裏書等同之○東宮にたゝせ給ふ　紀略に寬和二年七月十六日壬午於外祖攝政右大臣南院第加元服此日立爲皇太子年十一云々百練抄編年記裏書同之要記には寬弘二年丙子七月十六日爲皇太子と有此寬弘は寬和の誤なり○位につかせ給ふ　紀略に寬弘八年辛亥六月十三日乙卯一條院天皇遜位於新皇云々十月十六日辛卯天皇即位於大極殿百練抄編年記要記裏書同之本文六月十三日は例の受禪也○よをたもたせ給ふ事　編年記に三條院御宇五年自長和元年壬子至五年丙辰云々

院にならせ給ひて御目を御覽せざりしこそいといみしかりしことに人のみたてまつるにはいさゝかかはらせ給ふ事おはしまさゞりけりよそのことのやうにぞおはしましける御まなこなどもいときよらにおはしますばかりいかなるをりにか時々は御らんずる時もありけりみすのあみをの見ゆるなどもおほせられて

○院にならせ給ひて　御讓位の後三條院にすませ給ふ故に院と申也紀略に長和五年五月廿九日甲戌天皇於枇杷第讓位於皇太子天皇云々後拾遺雜に例ならずおはしまして位などさらんとおぼしめしけるころ月のあかゝりけるを御らんじて「心にもあらでうきよにながらへばこひしかるべきよはの月かな○御目を御覽ぜざりし　正統紀に三條院御邪氣の故に折々御目の暗くおはしけるとぞ云々百練抄に長和四年六月十九日故權律師賀靜贈僧正是天皇三條御目不明以心與加持之間元方卿并賀靜靈現云々○ことに人の見奉るに　異本にこと人のこと有○御まなこなどもきよらかに　清旨にや和名抄に清旨七巻食經云凡龍并梅李食姙身便子清旨俗云阿岐之比云々○みすのあみを　御簾編緒也

一品宮ののぼらせ給へりけるに辨のめのとの御ともに候かさしくしをひたりにさゝれたりければあこよなさくしはあしくさしたるぞとこそおほせられけれ此みやをことのほかにかなしうしたてまつらせ給ひて御くしのいとをかしげにおはしますをさくり申させ給ひてはかくうつくしうおはするみかどをえ見奉らぬこそ心うけれくちをしけれとてほろ／＼となかせ給ひけるこそあはれに侍れわたらせ給ふたびごとにはさるべき物をかならず奉らせ給ふ

○一品宮　禎子內親王也後號陽明門院要記に禎子內親王母妍子左大臣道長公女長和二年七月六日誕生同十二月廿三日爲內親王同四年十二月廿七日准三宮治安三年四月一日叙一品云々榮花ゆふしての巻にかくいとをさなくおはしますを一品になし奉らせ給ひしもいとあはれに云々又此皇女御くし長くして生れさせ給ふとあり○辨のめのと　裏書加賀守藤原順時女母肥後守紀敦經とあり○あこ　我子也源氏帚木巻にあこはしらしな河海抄に吾子曰

本紀云々○みかさ　異本に御かみさありみかさは寫誤なり○ほろ〳〵　涙のおつるさまなり古今俳諧に「春の野のしけき草葉のつまこひにとひたつ雉子のほろゝとぞなく　清輔家集に「旅つとにもてるかれひのほろ〳〵と涙そおつるみやこおもへは

玉葉釋に「山鳥のほろ〳〵となくこゑきけは父かとそ思ふ母かとそおもふ

三條院の御書をくしてかへりわたらせ給へりけるを入道との御覽してかしこくおはしける宮かなをさなき御心にふるほくとたにほして打すてさせ給はてもてわたらせ給へるよ。と興し申させ給ひけるまさなくも申させ給ふ。かなと。御めのとたち。わらひ。給ける冷泉院も奉らせ給ひけれとむかしよりみかとの御領までのみさふらふ處にいまさらにわたくしの物になり侍らん。便なきことおほやけものにてさふらふへきなりとてかへし申させ給ひけれは代々のわたり物にて朱雀院のおなしこと。侍るへきにこそ

○三條院の御書　御書は御劵の寫誤異本のかたよろし劵は所領の書付なり源氏須磨巻にさるへき處々の劵なと皆奉りおき給ふ云々是は當今より賜る三條院の劵なるへし此後一品宮禎子に給はるよし榮花木綿四手巻にみえたり○入道との　御堂關白道長公なり○ほぐ　和名抄に反故と有○まさなく　無正也源氏桐壺にも繪合にも此詞みゆ爰は乳母たち道長公のこと〳〵しく一品宮をほめさせ給ふを笑ふなり○冷泉院も奉らせ　冷泉院も御所の御劵をかへし奉らせ給ひしとなり○みかとの御領まで　御門の御領にてなりまてはにての寫誤なり○かへし申させ　冷泉院は帝の後院なれは私物になさんはよろしからすとて冷泉院も其院の劵を帝へかへし奉りしとなり○代々のわたり物　代々帝の後院にて他へわたらぬなり○朱雀院の同し事　朱雀院も帝の後院にて冷泉院と同やうとなり拾芥抄に冷泉院朱雀院累代後院とあり

此御めのためにもよろつにつくろひおはしましけれと其しるしあることもなきいといみしき事にてもさより御風おもくおはしますとくすしともの大小寒の水を御くしにい。させ給へ。と申けれはこほりふたか

りたる水をおほくかけさせ給ひけるといさいみしくふるひわなゝかせ給ひて御いろもたかひおはし給ひたりけるなんいとあはれにかなしく人々見まゐらせ給ひけるとそうけたまはりし

○よろつにつくろひ　さま〳〵御眼病の御療治有しかとも其しるしなしとなり百練抄に長和二年十二月廿六日明救任權僧正天皇(三條)耳目不分明仍令明救行修法結願夜天皇夢明救自左右耳目月共出即入帝左右眼夢覺耳目共明仍抽任之云々○御風おもく　風病の疫癘の如く重くなり給へるなり○くすし　醫師也和名鈔に説文云醫和名久須之治病也云々○大小寒のみつ　大寒小寒の冷水なるへし○御くしにいさせ　御頭に浴させ奉るなりいはあみの反なり此帝の御脳疫癘なとの重くおはしまして御熱氣強きゆゑに醫師ともの水治を用ひられたるなるへし榮花根合巻にうちの(後朱雀院なり)御なやみの事猶おこたらせ給はねはいかにとむつかしうおほしめす御居立のありさまなとおなし事なり日ころの過るまゝに猶水なといさせ給ふてやよからんと申せは其さほうの御しつらひしたてまつるいとさむきころたへかたけに見えさせ給ふ(下略)平家物語に入道相國病つき給へる日よりして湯水も咽へいらす身の中のあつきことは火を焚かことし只のたまふ事とてはあた〳〵とはかりなり誠にたゝ事ともみえ給はすあまりのたへかたさに叡山より千手井の水を汲下し石の槽にたゝへそれに居て冷し給へは水おひたゝしくわきあかつて程なく湯にそなりにけるもしやとかけ樋の水をまかすれは石やくろかねなとの焼たるやうに水ほとはしりてよりつかすおのつからあたる水はほむらとなりてもえけれは黒烟殿中にみち〳〵てほのほうつまいてそありける云々寳物集に病はまことにたへかたくしのひかたき事也國王大臣にも處をおかす冷泉院三條院なとも御病ゆゑにこそ早く位をもおりさせ給ひけれ云々奈須恒徳翁云昔の醫法に可水可火なとの法あり可火といふは焼針とて針を焼て用ひ又は今の温石なとの類をも用ひたり今の灸とは別なり可水とは冷水を呑しめ又は水をあみせる事なり三條院の御代はさらなり平相國の時代まても古法傳りて水治の法を用ひたる醫師も有へし其後は古學すたれて

知るものなしその證をいはゝ傷寒論に身熱皮粟不解欲引衣自灌若以水灌之洗之其熱被劫不得出云々此文は水治すましきに水治を用ふるを云後世古學行れす平相國水槽の事たゞむかし語りのやうにのみ思へる人多かり元來醫法にある事こそ申されき

御やまひにより金掖丹といふ藥をめしたりけるを其藥くひたる人はかく目をなんやむなど人は申しかどまことには桓算供奉の御ものゝけにあらはれて申けるは御くひにのりいて左右のはねをうちおほひ申たるにうちはふきうこかすをりに少し御覽するなりことそいひ侍りけれ御位さらせ給ひし事。おほくは中堂にのほらせ給はんとなりさりしかどのほらせ給ひてさらにその驗おはしまさゝりしこそくちをしかりしかやがておこたらせおはしますとも少しのしるしはあるべかりし事よされはいとゞ山の天狗のしたてまつるとこそさまぐ\にきこえ侍るめれ

○金掖丹　掖は液の寫誤なり和名鈔に金液丹一名靈花丹一名靈景丹一名神化丹一名玄塵丹一名不死丹云々○目をなんやむ　逆上して眼病となるなり

此金液丹は甚強き藥なり和劑局方に硫黃一味を製法したる藥と彼奈須氏申されき○桓算供奉　上にみゆ供奉は僧官なり職原抄に僧正僧都律師法印法眼法橋已講內供云々內供は內供奉也平家物語に三條院の御目も御覽せられさりしは寛算供奉か靈とかや云々○御くひにのりゐて　桓算世傳には雷になりたるよしいへど爰には天狗になりたるやうにあり往昔は何事も御物怪といひさわき陰陽師出家などの僞りのゝしる事を世間にいひ傳へたる僻事なり此桓算上の醍醐の條にみえたり御代々々恨み奉る事何故にや未考○うちはふき　羽振をする也○中堂　比叡山延暦寺根本中堂也釋書に延暦寺桓武天皇延暦七年草創と有拾芥抄に延暦寺延暦七年始建立云々東塔根本中堂藥師云々此藥師へ御眼病の御祈念に御幸有し也○おこたらせ　病解怠して快氣するを云○天狗　史記に星名云々杜氏券天狗賦に鳥名云々五雜爼に本朝靈魅中其較著者曰天狗云々佛像圖彙に天光自在義狗凝圍不自在義云々○さまぐ\にきこえ　御眼病を桓算か靈なりといひ金液丹御腹用故といひ又叡山の天狗の所爲など時

の人のいひけるなるべし紀略に長和五年五月一日甲辰太上天皇登天台山依御眼病也七ヶ日可修七壇御修法云々八日辛亥上皇自台山還御云々要記に公卿以下水皐裝束云々御祈似無驗云々
うつまさにもこもらせ給へりきさて佛の面よりひんかしのひさしに。くみれはせられたるなり御ゐほうしせさせ給へりけるは大入道殿にこそ。いとよく似たてまつり給へりけれ御心さへいとなつかしうおいらかにおはしまして世の人いみしうこひ申めり齋宮のくたらせ給ふわかれの御くしさゝせ給ひてはかたみにみかへらせ給はぬ事を思ひかけぬと此院はむかせ給へりし。あやしとは見奉りし物をとぞ入道殿はおほせられける「寛仁元年五月九日失させ給ふ御とし四十二」
○うつまさ　廣隆寺也拾芥抄に東寺末太秦又號蜂岡寺河勝建立藥師云々三條院御目の御願に御參籠なり廣隆寺緣起に檀像藥師如來作像山城國乙訓郡在社號乙訓社今向日明神也　昔入于西山採薪人休息于此社々前有一箇株杭而一人樵夫休息之間以杭木作佛像而稱南無藥師佛而奉入社殿故知向日大明神權化神作也然此佛像奇瑞端的而庶民恭敬下略續古事談に僧都道昌水尾の帝の御持僧にて廣隆寺の別當なりける時御藥ありて僧都をめして祈念せしむる時僧都申やう大願寺に靈驗の藥師佛います彼佛を廣隆寺に安置して心みに祈奉らんと則宣旨を下して御佛を廣隆寺にうつし奉り七日祈奉るに玉體平安なり云々又石造寺の佛なりとも有猶緣起續古事談に委し
○こもらせ給へり　紀略に長和五年十二月三日癸酉自今日三條院籠廣隆寺九ヶ日裏書同之○佛の面より東　佛前に向ひて東の廂なり○くみれ　三條院太秦の藥師へ御眼病の御祈願に御參籠あれば東のひさしを修理せられし也くみれは天井なり組入の義にや紫花浦々の卷に伊周公左遷の處に塗籠を開てくみれの上なども見よとある宣旨しきりにそふ云々塩嚢抄に家の天井は井筒の如くなればよそへて天井とは付たるかくみれの井に似たれば申付たるにはあ　す云々○大入道殿　東三條大入道兼家公皇編年記に永祚二年五月八日出家法名如實云々號法興院殿下稱大入道殿云々○ゐほうしせさせ給へるは　太上天皇尊號の後は御烏帽子奉るよし

名目抄に見ゆ續世繼にも院の烏帽子めすことあり○おいらか　俗におとなしきといふに同じ大やうなるなり○齋宮　延喜式に齋宮凡天皇即位者定伊勢太神宮齋宮仍簡内親王未嫁者卜之若無内親王則依世次簡諸王卜之訖即遣勅使於彼家告示事由云々凡齋内親王定畢即卜宮城内便所爲初齋院祓禊而入至于明年七月齋於此院更卜城外淨野造野宮畢八月上旬卜定吉日臨河祓禊即入野宮自遷入日至于明年八月齋於此宮九月上旬卜定吉日臨河祓禊參入於伊勢齋宮云々此時の齋宮は三條院第一の皇女當子内親王也榮花石蔭卷に寛弘八年九月一宮齋宮にゐさせ給へり御定めになりぬ云々紀略に長和□年九月九日壬辰依齋宮群行止重陽宴云々十一日甲午今上第一皇女（御年十四）名當子參向太神宮云々○別の御櫛齋宮伊勢へくだらせ給ふ時帝大極殿に出御ありて此事有江次第に内侍取小櫛筥獻天皇示齋宮近可進之由齋宮近候天皇開筥取櫛刺齋宮額勅曰此間京乃方爾赴給奈云々源氏榊卷に別の御櫛奉り給ふほどあはれにしほたれさせ給ひぬ云々○此院はむかせ給へりし　齋宮の御額に別れの御櫛さゝせ給ひては互にみかへらせ給はぬか例なるを此帝は御目のあしき故かへりみせさせ給ひしと也○入道殿　道長公也○失させ給ふ　紀略に寛仁元年丁巳五月九日丙午太上天皇崩于三條院御年四十二云々榮花木綿四手卷に寛仁元年五月九日晝つかた淺ましくならせ給ひぬ（中略）十一日に御葬送せさせ給ふ一條院のおはしませし石蔭におはしけり云々ある人おもひやりきこえさせてひとりごちけると其人としるさす「日本を照しゝ君が石かげのよはのけふりこなるぞかなしき

一六十八代　諱（イ）敦成親王

つきのみかど當代「御いみな（イナシ）あつなり是」一條（イ院の）天皇（イナシ）御第二（イ皇）王子也御母。（イは皇太后宮彰子と申す）いまの入道殿下（イナシ）道長の第一の御女也（イナシ）「皇太后宮彰子と申す」

○當代　後一條院也紀略に後一條院諱敦成一條院天皇第一之子也母皇太后宮彰子攝政左大臣道長第一女也○一條天皇　例によれば一條の下院の字脱せるか異本には一條院天皇と有○彰子　裏書に彰子法成寺入道前攝政太政大臣女准三后從一位源朝臣倫子一條左大臣雅信公女云々長保元年十一月一

日庚辰入内年十二同六日爲女御同二年二月廿五日爲中宮年十三長和元年二月十四日爲皇太后宮云々

只今はたれかはおぼつかなくおぼしおもふ人の侍らんされどまつすべらきの御事を申さまにたかへ侍らぬなり寛弘五年「戊申」九月十一日土御門殿にて生れさせ給ふ「寛弘」八年「辛亥」六月十三日東宮にたゝせ給ひき「御とし」四歳「長和五年「丙辰」正月廿九日位につかせ給ひき「御とし九歳」寛仁二年「戊午」正月三日御元服「御とし十一」位につき給ひて十年にやならせ給ふらん今年萬壽二年「乙丑」○さここそは申めれ

○土御門殿　拾芥抄に京極殿土御門南京極西南北二町其南一町被入道長或大入道殿家上東門院是也後一條後朱雀後冷泉三代帝於此所誕生匡衡宅皇后四人於此所誕生此家紀伊島賀茂明神通路云々後一條後冷泉院被加南一町云々土御門同所也○生れさせ給ふ　紀略に寛弘五年戊申九月十一日戊辰午時中宮於左大臣土御門第御産皇子第二親王也云々十訓抄に誠や此御時一の不思議ありける上東門院の御方の御帳の内に犬の子を産たりける思ひがけず

有かたき事なりければ大きに驚かせ給ひて匡衡といふ博士に問はれければ是めでたき吉事也大の字のそばに點をつけり其點を上につければ天なり下につけば太なり其下に子を書つくれば天子とも太子ともよまるべしかゝれば太子生れさせ給ひて天子にいたらせ給ふべしとぞ申けるその後はたして皇子御誕生ありて程なく位につき給ふ後一條天皇是也云々又同帝生れ給ふ時上東門院殊の外なやませ給ひければ御堂入道殿さわがせ給ひて是はいかゝすべき御誦經など重ねてすべきと仰られける間御誦いまだ終らざるに勘解由相公有國卿いまだ若かりけるとき申て云御産は既になりさふらひたる也重て御誦經に及ぶべからずと申程に女房走り参りて御産既になりぬると申けり事落居の後有國をめして如何にして御産なりぬるとは知りけるぞと問はせ給ふに障子は子をさふると書て候に廣く開て候ひつれば御産なりぬるとは存候つると申けり云々古事談にも此事みゆ玉葉集賀に後一條院生れさせ給ひて七夜に前大納言公任「秋の月影のさかにもみゆるかなこやながきよのためしなるらん　後

拾遺賀に後一條院生れさせ給ひて七夜に人々まゐりあひて女房盃出せさ侍りければ紫式部「めづらしきひかりさしそふさかつきはもちながらこそ千世もめぐらめ紫日記榮花にもみゆ○東宮にたゝせ給ひき　紀略に寛弘八年辛亥六月十三日乙卯宣命敦成親王乎立天皇太子止定賜布云々要記百練抄編年記續世繼裏書等同之○位につかせ給ひき　紀略に長和五年丙辰正月廿九日甲戌未刻三條院逃位讓皇太子春秋九歲二月七日壬午天皇即位於大極殿云々編年記百練抄要記裏書同之本文の五月廿九日は正月廿九日の寫誤にて例の受禪也要記には二月十日即位さ有是も誤なり○御元服　紀略に寛仁二年戊午正月三日丁酉天皇於一條内裏加元服春秋十一云々百練抄裏書同之○位につかせ給ひて十年　後一條院御即位長和五年より今年萬壽二年乙丑まで十年なり

おなじみかどゝ申せども御うしろみおほくたのもしくおはしまし御おほちにて只今の入道殿下出家せさせ給へれどよのおや一切衆生。一子のごとくはくゝみおはします第一の御をぢにてたゞいまの關白左大臣一天下をまつりごちておはすべきつき。の御をぢさ申は内大臣にて左大將かけておは。す。あるひは東宮大夫中宮權大夫中納言などさまぐ〵にておはしますかくのごとくにおはしまさせは御うしろみおほくもむかしも今もみかどかしこしさ申せど臣あまたしてかたふけ。たてまつるにはかたふき給ふものなりさればたゞ一天下はわか御うしろみのかぎりにておはしませはいとたのもしくめでたき事なり

○入道殿下　道長公也○出家させ給へさ　編年記に道長公長和五年正月廿九日改關白爲攝政寛仁元年三月十六日讓攝政於長子頼通公三年三月廿一日出家法名行覺云々○一切衆生一子の如く　漢書に魯恭曰萬民者天之所生愛ニ其所ㇾ生猶ニ父母愛ニ其子ニ云々法華經譬喩品に衆聖中尊世間之父一切衆生皆是吾子云々最勝王經に吾観衆生無偏黨如羅怙羅云々○御をぢにて　后宮彰子の御兄弟なれば當今後一條院の御叔父なり○關白左大臣　道長公の一男宇治頼通公なり補任に寛仁三年十二月廿一日改攝政爲關白治安元年七月廿五日任左大臣于時關白如故云々○内大臣にて左大將　道長公の三男大

二條關白教通公也長和六年四月二日任左大將云々補任に治安元年七月廿五日任内大臣○東宮大夫　道長公二男堀川頼宗公也職員令に春宮大夫一人掌吐納啓令宮人名帳考叙宿直事云々補任に頼宗治安二年八月廿九日兼東宮權大夫云々○中宮權大夫　道長公四男能信卿也職員令に中宮大夫一人吐納啓令事云々補任に從二位能信寛仁二年十月十六日任兼中宮權大夫云々○中納言　道長公の六男長家卿也補任に治安三年二月十三日任權中納言云々補任に萬壽二年乙丑關白左大臣從一位藤頼通三十四云々内大臣正二位藤教通三十左大將云々權大納言正二位藤頼宗卅三春宮大夫云々權大納言正二位藤能信卅一中宮權大夫云々權中納言正二位藤長家二十云々○かたふき給ふものなり　異國には例あまた有皇國には蘇我大臣馬子東漢直駒をして崇峻天皇を殺し奉し事日本紀にみゆ又花山院を大入道との粟田殿心をあはせてすかしおろし奉し事前の條にみゆ

むかし一條院の御なやみのおり「おほせられけるはすぢからくは次第のまゝに」一のみやをなん東宮とすへけれとうしろみすへき人なきにより思ひかけすされは此宮をはたてたてまつるなりと仰られけるそ此當代の御事よけにさる事そかし

○一條院御なやみのおり　紀略に寛弘八年五月廿二日乙未天皇始不豫廿七日庚子有御藥事云々榮花石蔭巻にまめやかに苦しうおほしめさるれは是よりおもらせ給ふやうもこそあれと何事をおほしわかさるほとにいかてさもかくもとおほしめさる御ものゝけなとさま〳〵しけきさまなり此ころ一條院におはします云々○一のみこ　敦康親王なり御母は皇后宮定子關白道隆公の御女一品號帥宮一條院第一皇子也要記に敦康親王一品准后長德元年十一月七日丙戌誕生同二年四月十七日爲親王寛弘七年七月十七日元服即叙三品（此間闕字あり）六月六日叙一品云々○後見すへき人なきにより　敦康親王の外舅父道隆公は長德元年四月十一日薨し給ひ御叔父内大臣伊周公中納言隆家卿なとは花山院の御事によりて左遷し給ひ其後歸京ありしかとも道長公と御中あしくして世のおほえも殊の外にて有にもあらすおはしまして人もうけひくましけれは敦康親王

の御後見する人なしとなり○この宮をはたて奉るなり　後一條院也異本に二のみやとありいつれにても有へし榮花石蔭巻に寛弘八年に東宮には若宮をなんものすへう侍る道理のまゝならは帥宮をこそはと思ひ侍れとはかく／＼しきうしろみなとも侍らねはなん大方の御まつりことにも年來したしくなんと侍りつるをのこともに御用意あるへきものなりみたりこゝちおこたるまてもほいとけ侍りなんと侍り云々

帝王の御次第は申さずともありぬへけれと入道殿下の御榮花も何によりひらけ給ふそとおもへはまつ御門后の御ありさまを申なりうゑ木は根を生してつくろひおほしたつれはこそえたもしげりてこのみもむすへやしかあれはまつ帝王の御つゝきをおほえてつきに大臣の御つゝきはあかさんとなりといへはおほいぬ丸をとこいて／＼いといみしうめてたしやこゝらのすへらきの御ありさまをたにかゝみをかけ給へるにまして大臣なとの御事○はとしころやみにむかへたるにあさ日のうらゝかにさしいてたるにあへらん心ちもするかな又翁らか家の女とものもとなるくしけ○かゝみのかげみえかたくとく／＼も見もしらすうちはさめておきたるにならひてあかくみかけるかゝみに向ひてわか身のかたちをみるにかつはかけはつかしく又いとめつらしきにもむかへりや

○帝王　白虎通に德合天地者稱帝仁義合者稱王別優劣也云々○うゑ木は根を生して　貞觀政要に臣聞求二木之長一者必固二其根本一欲二流之遠一者必浚二其原源一云々○うらゝか　毛詩註に遲々日長而暄也云々爰は朝日のはなやかにさし出たるやうに明らかと也○おきなか家の女とも　女はをんなと有しを女と誤るにや嫗なるへし但し女にても聞えたり此一段繁木か詞なり世繼か物語を承れは帝王の御代々々の御事も鏡にむかひたるやうに明らかなりと也殊に大臣たちの御事なとは年來闇のやうに一向辨へす有しを今の御物語にて夜の明たる心ちするとて我を古くうちくもりたる妻の鏡にたとへて繁木心を恥て世繼を明らかなる鏡にたとへて世繼を褒詞するなり

あなけうありのわさやなおきないま十廿年の命はけ

ふのひぬる心ちし侍ると。「いたくゆけするを」みきく人々をこかましうおかしけれともいひつゝくる事ともはおろかならすおそろしけれは物もいはてみなきゝゐたりおほいぬまるをとこいてきゝ給ふやうたひとつゝくりて侍りといふめれはよつきいとかんある事なりとてうけ給はらんといふしけきいとやさしけにいひいつ「あきらけきかゝみにあへは過にしも今行末の事もみえけり　といふめれはよつきいたくかむしてあまたゝひ誦してうめきて返し「すへらきのあともつき〳〵かくれなくあらたに見ゆるふるかゝみかも

○あきらけき云々　繁木か歌なり世継か是まて帝王の物語の明らかなるを鏡にたとへてよめるなり帝王の御代々々の御事も明らかなる鏡に向ひたるやうなるに又語り出給はん大臣公卿の御事も兼てより明らかに見ゆるとなり○うめき　倦なり○すへらきのあとも　世継か歌なり己を古鏡にたとへてよめり歌の心は明らかなり大鏡の名は此二首の歌より名つけられたるなり

今やうのあふひやつはなかたの鏡らてんのはこにいれたるにむかひたる心ちし給ふやいてやそれはさきらめけとくもりやすきところあるやいかにいにしへのこたいのかゝみはかねしろくて人手ふれねとかくそあかきなとしたりかほにわらふかほつきゑにかゝまほしく見ゆあやしなからさすかなるけつきておかしくまことにめつらかになんよつきよしなし事よりはまめやかなる事を申いてんよく〳〵誰も〳〵きこしめせけふのかうしの説法はほたいのためとおほし又おきならかとくことは日本紀をきくとおほすはかりそかしといへは僧俗けに説經説法おほくうけたまはれとかくめつらしき事のたまふ人はさらにおはせぬなりとてさしおいたるあまほうしともひたひに手をあてゝしんをなしきゝゐたり

○今やうのあふひやつはなかた　めくりに葵又八花形鋳付たる鏡なり今も古鏡に間々あり此ころ専ら流行せしなるへし○らてんのはこ　螺鈿箱也匂會に螺鈿金花鏤なりと有又青貝細工したるをも云とそ○さきらめけと　さは發語にや又夫といふ意にて今様の葵八花形の鏡はきら〳〵すれとゝいふ心歟きらめくは佳麗端正分明なとの字を日本紀に

よめり照り耀くことなり是は當時の鏡は見躰よろしきやうなれと銅の冶あしく曇やすしとなり○人手ふれねと　人手ふれて磨ねともなり○かくそあかき　古鏡の冶ひよきは如此明らかなりと世繼かたはふれの自讃なり○さすかなるけつきて　興言なからもしかしいかやうなる事をか語り出さんと思ふなりけは故なり又氣にや○よしなしことよりまめやか　無益の事より眞實の事を申さんと也○日本紀　續日本紀元明卷に養老四年一品舍人親王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十卷系圖一卷云々○ひたひに手をあてゝ　源氏葵の卷に手をつくり額にあてつゝ見奉り云々榮花見はてぬ夢の卷に手を額にあてゝよるひるいのり申す云々尊敬拜禮のかたちなり

よつきはいとおそろしきなゝり（イおきたに侍り）眞實の心おはせん人はなとかはつかしとおほさゝらん世中を見しりうかへたてゝもちて侍る翁なり目にも耳にもきゝあつめて侍るよろつの事の中に只今の入道殿下の（イナシ）ありさ（イ）まいにしへをきゝいまを見侍るにも二つもなく又三つもなくならひなくはかりなくおはしますたとへは一乘（イの）法のことし御ありさまのかへすかへすめてたきなり世間（イヤ）の太政大臣攝政關白と申せとはしめをはりとめてたき事はえおはしまさぬ事なり

○いとおそろしきなゝり　しきの下おきの二字脱せり異本にありおそろしきはかしこきなり○眞實の心おはせん人は　實の心ある人は翁の物語を聞て心耻かしと如何に思ふらんとなり○二つもなく三つもなく　法華經方便品に十方佛土中唯有一乘法無二亦無三除佛方便說但以假名字引導於衆生云々風雅釋に源信「妙法のたゝ一つのみありけれは又二つなし又三つもなし○はしめをはりめてたき事は云々　古へより攝關大臣の始中終凶事なきはなしと也此道長公のみは其家しかも富て御女三人后に立せ給ひ御子達高位高官にのほり御一生めてたくおはしますとなり此物語表は御堂殿の御榮花をほめて裏にはおこりを誹謗せり

法文聖敎のなかにもの（イへたまへイた）たまふなるはうをのこおほかれとまことのうをとなる（イす）事は（イナシ）かたし奄羅といふうゐ本（イな）あれとこのみをむすふことかたしとこそはとき給（イ以）へれ天下大臣公卿の御中に此たからの君のみてそ。

よにめつらかにおはすめれいまゆくすゑも誰の人かゝるはかりはおはせんいとありかたき御事なりたれも○心をひとつにてきこしめせ世にある事は何事をかは見のかしきゝのこして侍らん此よつきか申事ともはし○もしり給はぬ人々およはすらんとなん思ひ侍るといふめれはすへて〳〵申へきならすとてきゝあへり

○法文聖敎　佛書經論なとなり○うをのこおほかれと　裏書に涅槃經第十三云譬如魚母多有胎子成熟者少如菴羅花多果少云々○菴羅　名義集に正云菴沒羅或菴羅婆利肇注此云奈也云々本草に梨之屬云々大日經疏に菴摩羅果形如本國夏梨云々○たからの君　榮花花山卷に我たからの君はいつくにあからめせさせ給へる云々如寶大切なる君といふ意にて道長公をさす○申ことゝもはしも　申ことともなりしは助辭なり○人々およはすらん　およのよは衍字異本に多くおはすらんと有○申へきならすとて　凡ていふへきにもあらす何事もしらすとて人々聞居るとなり

世はしまりて後大臣みなおはしけりされと左大臣右大臣内大臣太政大臣と申位天下になり給へるかすへてみなおほえ侍り世はしまりていまにいたるまて左大臣三十人右大臣五十七人内大臣十二人なり太政大臣はこのみかとの○よにはた○やすくおかせ給はさりけりあるひは御門の御おほちあるひは御門の御をちそなり給ふめるまたしかのことく帝王の御おほちをちなとにて御うしろみし給ふ大臣納言かすおほくおはす失給ひて後贈太政大臣○になり給へるたくひあまたおはすめりさやうのたくひ七人〔或本十人〕はかりやおはすらんわさとの太政大臣はなりかたくすくなくそおはする

○なり給へるかすへて　異本になり給へるかかそへてと有何れにても有へし○この御門　こいにしへ也御門の下御の字異本に有○贈太政大臣　裏書に贈太政大臣七人事〔右十四人不審〕右大臣不比等左大臣武智麿參議房前內大臣良繼參議百川內舍人橘清友左大臣冬嗣中納言長良紀伊守藤原總繼式部卿仲野親王內大臣高藤左大臣時平右大臣菅原朝臣關白右大臣道兼○左大臣三十人　阿部倉橋麿巨勢德大臣蘇我赤兄臣多治比眞人島石上朝臣麿長屋王藤原武智

麿橘諸兄藤原永手同魚名同冬嗣同緒嗣源常同信同融藤原良世同時平同仲平同忠平同實賴源高明藤原師尹同在衡源兼明藤原賴忠源雅信同重信藤原道長同顯光同賴通〇右大臣　裏書に蘇我山田石川麿大伴長德連蘇我連子臣中臣金連安倍御主人石上朝臣麿藤原豐成更任藤原不比等長屋王藤原武智麿橘諸兄藤原豐成同長手吉備眞吉備大中臣清麿藤原田麿同是公同繼繩神王藤原內麿同園人同

〇內大臣十二人の事不審十一人也　裏書中臣鎌子連同伊周同公季同賴通同敎通

神武天皇より三十七代にあたり給へる孝德天皇と申たるみかとの御代よりならひに八省百官左右。大臣內大臣なりはしめ給へらむ左大臣には安倍のくらはしまろ右大臣には蘇我のやまたのいしかはまろ「是は元明天皇の御おほち也石川麿大臣　孝德天皇位につき給ひて。元年乙巳大臣になり五年つちのとのとり東宮にたちてころされ給へりさこそは是はあまりあかりたる事也」內大臣には大中臣の鎌子のむらしなり（をなし御時五年三月十七日あへの大臣失給ふ同廿五日山田石川麿大臣はをさへひうかの臣にさんせられ天智天皇いまた東宮にをはしますさき兵をなして是をうたせらる時に縊死す是元明天皇の御をほちなり）「彼時年號。あらされは月日申にくし」

又卅九代にあたり給へる御門天智天皇こそははしめて太政大臣をはなし給。へりけれ（是天智第四の皇子大友の皇子）それはやかてわか御をとゝの皇子におはしける大友の皇子なり正月に太政大臣になり給へり天智天皇十年二月三日失給ひてのち大友皇子我位につかんとてし給ひしに六月廿六日此皇子をころしておほみの皇子位につき給ひて天武天皇と申給ひき世をしらせ給ふ事十五年

〇孝德天皇　孝德紀に天萬豐日天皇天豐財重日足姬天皇同母弟也云々是は茅渟王の御子也〇八省百官　職員令に中務省式部省兵部省刑部省大藏省宮內省云々是を八省といふなり說文に省禁署也本作寄云々孝德紀に大化五年春二月詔博士高向玄理與釋僧旻置八省百官云々百寮訓要に百官と云は天子に隨ふ內外の諸官也必百の員數にてはあらすされとも百寮の義にて申侍るなり又百は數の多き義と有〇左右大臣　正續紀に孝德天皇に此御時始て大臣を左右にわかたる大臣は成務の御時武內宿禰始て是に任ず仲哀の御代に又大連の官をも置る大臣

大連ならひて政をしれり此御時大連を止めて左右の大臣とす又八省百官を定めらる云々○内大臣なりはじめ　内大臣其也内臣也孝德の御世には未だ内大臣いできす○あへのくらはしまろ　姓氏錄に安倍朝臣孝元天皇皇子大彦命之後也云々倉橋麿未考○山田石川丸　姓氏錄に蘇我孝元天皇皇子彦太忍信命之後也云々石川麿未考○元明天皇　續紀元明卷に日本根子天津御代豐國成姬天皇小名阿閇皇女天命開別天皇之第四皇女也母曰宗我嬪蘇我山田石川麿大臣之女也云々○元年乙巳大臣になり　孝德紀に元年六月庚戌以阿部倉橋麿爲左大臣以蘇我山田石川麿爲右大臣云々○東宮に立て殺され　異本に東宮の爲に殺され給へりと有本文寫誤也東宮は中大兄にて天智天皇におはします○内大臣に大中臣の鎌子の連　姓氏錄に大中臣朝臣藤原朝臣同祖云々藤系に鎌子天兒屋根尊廿一代孫御食子卿長子母大德冠大伴比子卿女云々孝德紀に大化元年以大錦冠授中臣鎌子連爲內臣云々天智紀に八年十月庚申授大織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏自此後通曰藤原內大臣云々職原鈔に內大臣孝德天皇御宇以中臣鎌子連爲內臣天智朝擧內大臣云々此時其位左右大臣上云々○ひうかの臣にざんせられ　孝德紀に大化五年三月戊辰蘇我臣日向譖倉山田大臣於皇太子曰僕之異母兄麿伺皇太子遊海濱而將害之將反其不久皇太子信之云々此讒言によりて石川麿大臣父子終に山田寺にて縊死給ふ事長ければこゝに省きぬ○年號あらざれば　年號は孝德天皇即位ましましける秋初て大化の年號起れり此一亂は大化五年也年號なしとは作者の覺えたかへ也○天智天皇

天智紀に天命開別天皇息長足日廣額天皇太子也母曰天豐財重日足姬天皇云々○太政大臣をはなし給へり　天智紀に十年春正月癸卯是日以大友皇子拜太政大臣云々○二月三日失給ひて　天智紀に十年十二月乙丑天皇崩于近江宮云々本文二月の上十の字脫せり○大友皇子紹運錄に天智天皇皇子大友母伊賀采女云々○我御をこゝの皇子　異本に第四の皇子と有本文寫誤也○六月廿六日此皇子を殺して　六月非也翌年七月廿三日也○おほみの皇子　おほあまのみこの寫誤にや天武紀に天渟中原瀛眞人天皇天命開別天皇同母弟也幼曰大海人皇子生而

有岐嶷之姿云々天命開別天皇元年立爲東宮十年冬十月庚辰天皇臥病以痛之甚矣於是遣蘇我臣安麿召東宮引入大殿時安麿素東宮所好密顧東宮曰有意而言矣東宮於玆疑有隱謀而愼之天皇勅東宮授鴻業乃辭讓之曰臣之不幸元多病何能保社稷願陛下擧天下附皇后仍立大友皇子宜爲儲君臣今日出家爲陛下欲修功德天皇聽之卽日出家法服云々癸未至吉野而居之云々元年夏五月是月朴井連雄君奏曰臣以有私事獨至美濃時朝廷宣美濃尾張兩國司曰爲造山陵豫差定人夫則人別令執兵臣以爲非爲山陵必有事矣若不早避當有危歟或人奏曰自近江京至于倭京處々置候亦命菟道橋守者遮皇太弟宮舍人運私粮事天皇惡之因問察以知事已實於是詔曰朕所以讓位遁世者獨治病全身永終百年然今不獲已應承禍何默亡身耶云々是より帝東國の軍兵をあつめ給ひ濃州わざみか原江州勢田にて合戰あり七月廿三日大友皇子終に打まけ給ひ近江の山前にかくれて自ら縊死給ふ事長ければ爰に省きぬ〇位につき給ひて　天武紀に二年二月丁巳朔癸未天皇命有司設壇場卽帝位於飛鳥淨御原宮云々〇世をしらせ給ふ事十五年　編年記

天武條に御宇十五年自壬申至丙戌云々

神武天皇より。四十一代にあたらせ給ふ持統天皇又太政大臣「にたけちの皇子をなし給へり」「天武天皇の皇子なり此二人の太政大臣はやがて帝となり給へり高市皇子。大臣ながら失給ひにけり其後太政大臣いとひさしくたえ給へり」たゞし職員令には太政大臣にはおぼろけの人はなすべからずとしそれなくばたゞにおかるべしとこそ。ありければおぼろけのくらゐにはあらぬにや

〇持統天皇　持統紀に高天原廣野姬天少名鸕野讃良皇女命開別天皇第二女也母曰遠智娘云々〇たけちのみこ　紹運錄に天武帝御子高市皇子命母胸形君德善女云々持統紀に四年秋七月庚辰以皇子高市爲太政大臣云々〇二人太政大臣　大友皇子と高市皇子也按に此二人の太政大臣一人は御門となり給へりと有しか脱せしにや〇やがて御門と　大友皇子也西宮記に大友皇子天智天皇十年正月任太政大臣十二月卽位云々〇大臣ながら失給ひ　持統紀に十年秋七月庚戌後皇子尊薨云々萬葉集に高市皇子

尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌云々長歌爰に省きぬ○職員令　拾芥抄に令十卷第一官位職員後宮職員東宮職員家令職員云々令義解序目に藤原朝廷御宇正一位藤原太政大臣奉勅制令十卷律六卷云々至大寶元年修撰既訖施行天下平城朝廷養老年中同太政大臣復奉勅刊修令律各爲十卷云々○おぼろけの人はなすべからず　職員令に太政大臣一名唐名大師右師範一人儀刑四海經邦論道燮理陰陽無其人則闕云々裏書に釋云師範一人儀刑四海謂師者敎人以道者之稱也範者法也儀者尊也刑者法也四海九夷八狄七戎六蠻也經邦論道燮者和也理陰陽謂燮者治也理者也言太政大臣佐王道弘經國事和理陰陽則是有德之選非分掌之職爲無其職故不稱掌設官待德故無其人則闕云々

四十二代にあたり給ふ。文武天皇の御時に。「年號定まりて」大寶元年といふ。文德天皇のすゑの「齊衡四年」丁丑。二月十九日みかどの御おほぢ「おち右大臣從一位藤原良房のおとゞ、太政大臣になり給ふ御年五十四。此おとゞ、こそははじめて攝政もし給ひつれ「ばやがて此との」よりして今の閑院大臣。まで太政大臣十一人つゞき給へりたゞし是より以前大友皇子高市皇子くはへずしては十三人の太政大臣也

○文武天皇　文武紀に天之眞宗豐祖父天皇天渟中原瀛眞人天皇之孫日並知皇子尊之第二子也母天命開別天皇之第四女平城宮御宇日本根子天津御代豐國成姬天皇是也云々○大寶元年　文武紀に五年三月甲午對馬島貢金建元爲大寶元年云々水鏡に文德天皇五年三月廿一日に對馬より始て銀をまゐらせたりしかば大寶元年と年號を申き此後より年號は和つゞきて今日まで絶す云々愚管抄同之正統紀に是より先に孝德の御代に大化白雉天智の御時白鳳天武の御世に朱雀などいふ年號ありしかど大寶より後にそたえぬ事とはなりぬる依て大寶を年號の始とするなり云々○文德天皇　上にみえたり○齊衡四年丁丑　今年改元天安元年也○良房おとゞ　藤系に左大臣冬嗣公男良房白川大臣又號染殿大臣云々猶下の卷にくはし○太政大臣になり給ふ　文德紀に天安元年二月丁亥右大臣正二位藤原朝臣良房爲太政大臣云々○攝政もし給ひ　職原抄に淸和

天皇幼而即位外祖忠仁公奉文德遺詔而攝政是本朝以人臣爲攝政之初也云々正統紀同之○閑院大臣藤系に右大師輔公十一男公季云々下の卷に委しくみゆ拾芥抄に閑院二條南洞院西一町冬嗣大臣家金岡疊水石公季公傳領之云々補任に公季治安元年七月廿五日任太政大臣云々○十三人太政大臣　裏書に大友皇子高市皇子道鏡禪師藤原良房同基經同忠平同實賴同伊尹同兼通同賴忠同兼家同爲光同道長同公季云々異本裏書に大友皇子高市皇子の入らさるも有又一本裏書に私云稱德天皇の御時に藤原仲丸（ゑみのおしかつ）弓削道鏡法師此二人太政大臣に任す但し道鏡は法師なり仲丸は逆臣となつて誅せられけるゆゑ是を除く歟と有道鏡をのそけは十三人合へり

太政大臣になり。ぬる（イ給活）人は失給ひてのち「（イナシ）かならすいみなと申」（イ諡號といふ）もの　あり（異本に大友のみこは帝位にそなはり給ふ　但天智天皇十月帝病し給ふ太子大海皇子出家して吉野に入大友やかて儲君とす終に大海皇子と隙ありよつて　明年七月みのゝ國にて戰あり同廿三日大友皇子は山中にて縊死す）「けりしかりといへと」（イナシ）「大友皇子やかて御門に　たち給へり」（イ以下ナシ）「御門なから失給ひぬればいみなゝし」（イナシ）高市皇子（イ上）の御いみなおほつかなし又太政大臣といへと出家し。（イ給ひ）つる（イれ）はいみなゝし（異本に良房のおとゝをは忠仁公と申　法興院入道兼家おとゝはいみなゝし）されは此十一人つゝかせ給ひ（イへ）たる「二所（イ以下ナシ）は出家し給　ひつれはい　みなおはせす

⦿いみなと申もの　異本に諡號とあり諱はいみ憚る名といふ義にて世におはします時の實名也日本紀にたゝのみなとよめり然るに此書と榮花物語には死後にをくらるゝ名をのちの御いみなとあり猶可考史記に死而以行爲諡云々說文に行之跡也云々拾芥抄に良房忠仁公美濃基經昭宣公越前忠平貞信公信濃實賴淸愼公尾張伊尹謙德公三河兼通忠義公遠江賴忠廉義公駿河爲光恒德公相摸公季仁義公甲斐以上九人賜諡人云々外不比等淡海公文忠公右大臣也雖不經　太政大臣依藤氏始祖有諡號云々○隙あり　書言故事に有隙怨讐也云々此天武帝と大友皇子との御合戰の事上にみゆ○二所は出家し給ひ

御出家ありし太政大臣は東三條兼家公と御堂關白道長公也○儲君　東宮をいふ元命苞註に儲君副主也言設以待之云々舊事紀に儲君まうけのきみとよめり懷風藻に大友皇子年廿三立爲皇太子とあり

此十一人の太政大臣たちの御したい〔イ有さま〕はしめをはり申侍らんと思ふなりなかれをくみてみなもとをたつねてこそはよく侍るへきを大織冠よりはしめ奉りて申へけれとそれはあまりあかりて「のよの事なり」〔イ侍り〕このきかせ給「ふ」〔イはん〕人々もあなつりことには侍れと何ともおほされさらんものからことおほくて講師おはしなはこことめ侍りてくちをしされはたゝ帝王の御事も文德の御時より申て侍れは「ふゆつくのおとゝようすそ」そのみかとの御を〇ちのかまたりのおとゝよりは第六にあたり給「ふよの人は」ふしさしとこそ申〇めれ」その冬嗣の大臣より申侍らんその中に思ふに只今の入道との〇すくれさせ給へり

○大織冠　内大臣鎌足公也上にみゆ大織冠は拾芥抄に天智天皇三年二十六階大織小織大縫小縫大紫小紫下略　此内の上階なり○ふゆつくのおとゝ　藤系に左大臣内麿子冬嗣母眞夏女也とあり下の卷に委し○其御門の御をち　をち非也異本におほちとあるかたよろし冬嗣大臣は文德天皇の御祖父なり○六に　六の下代の字脱せり藤系に鎌足不比等房前眞楯内麿冬嗣と有○ふしさし　藤左子にやしからは藤氏の左大臣といふ事ならん大織冠傳記に鎌足公をも藤子といひけるよしみゆ○只今の入道との　御堂關白道長公なり

大鏡短觀抄卷二

臣家

冬嗣大臣（五條后のてゝなり　イ左大臣）　良房大臣（忠仁公白川殿　太政大臣）
良相大臣（右大臣　西三條）　長良中納言（二條后のてゝなり）
昭宣公（基經　太政大臣）　時平大臣（基經太郎　左大臣本院）

此目錄異本には初卷の末に出たり

一左大臣冬嗣（イ上）のおとゝは內麿のおとゝの三郎（異本に御母正六位上飛鳥部奈良麿のむすめさあり）公卿にて十六年左の大臣のくらゐにて六年（イ分註）たむらの御おほちにておはしますがゆゑに嘉祥三年庚午七月七日贈太政大臣になり給へり閑院大臣と申す

○左大臣冬嗣　上にみへたり○內麿　藤系に贈太政大臣眞楯男贈左大臣內麿母安部常丸女號長岡大臣云々補任に內麿大同元年五月十九日任右大臣云々左大臣は贈官にて右大臣也本文寫誤なるべし○三郎　三郎は三男也往古嫡子を太郎と稱し次男を二郎といふ太子傳曆初蘇我臣入鹿時人稱二太郎一是也云　孝德紀に同之源氏乙女卷に太郎君云々拾芥抄に有阿朝臣云嫡子太郎云嫡孫二郎已下可云泉孫云々御母　異本に奈良麿裏書に母正六位下飛鳥部奈止麿女云々後紀に冬嗣公の御母は眞夏女と有○公卿にて十六年　公卿は職原鈔大中納言參議を見任の公卿といふと有後紀に弘仁二歲春正月丙申朔甲子以從四位上藤原朝臣冬嗣爲參議云々裏書同之○大臣の位にて六年　後紀に弘仁十二歲春正月戊戌朔丙午以大納言正三位藤原朝臣冬嗣爲右大臣云々天長三年秋七月己丑左大臣正二位兼行左近衞大將藤原朝臣冬嗣薨年五十二左大臣內麿三男母眞夏女云々按るに公卿の間弘仁二年より天長三年まで十六年大臣弘仁十二年より天長三年まで六年なり○贈太政大臣　文德紀に嘉祥三年七月壬辰追崇外祖父正一位藤原朝臣冬嗣爲太政大臣云々裏書同之本文七月七日は十七日の誤りなり○閑院拾　抄に閑院三條南西洞院西一町冬嗣大臣家云々

このおとゝはおほかたをのこゝ十一人おはしたるなりされどくた〳〵しきをんなたちの事はくはしくしり侍らずたゞしたむらのみかどの御母后贈太政大臣長良のおとゝ太政大臣良房のおとゝ左大臣良相の

おとゝはひとつ御はらなり

○をのこゝ十一人　大系に冬嗣の御子長良々房良方良輔良相良門良仁良世順子女子と有○くた〳〵しき　許々多しきにて數多也若干といふに同し今俗にこた〳〵するさ云は此轉言なり○御母后　五條后順子の御事にて仁明天皇の御后文德天皇の御母なり長良のおとゝ下に見ゆ○良房の大臣　下に見ゆ○良相のおとゝ　下に見ゆ但し左大臣は誤り右大臣なり○ひとつ御はら　藤系に長良々房良相順子の御母は阿波守眞作女尚侍美都女と有

一大政大臣良房のおとゝは左大臣冬嗣次郎なり天安元年丁丑二月十九日太政大臣になり給ふ同年四月十九日從一位御歳五十四みつのおの御門の御孫におはしませば天安二年八月廿七日位につかせたまふ同年戊寅十一月七日攝政の詔あり年官年爵を給りたまふ貞觀八年丙戌關白にうつり給ふ御年六十三失給ひての御いみな忠仁公となつけたてまつる又白川の大臣染殿の大臣と申つたへたり

○良房のおとゝ　藤系に冬嗣二男良房母阿波守眞作女裏書に良房母贈正一位尚侍美都子阿波守從五位下眞作女云々○太政大臣になり給ふ　文德紀に天安元年二月丁亥右大臣正二位藤原朝臣良房爲太政大臣云々○從一位　文德紀に天安元年夏四月丙戌天皇御南殿太政大臣正二位藤原朝臣良房授從一位云々○みつのをの御門の御孫　水尾の帝は清和天皇也良房公は文德天皇の御后明子の御父なれば御外祖にて清和天皇は御孫なり○攝政の詔あり　編年記清和天皇天安二年十一月七日甲子即位于大極殿時御年九此日以太政大臣爲攝政云々職原鈔に清和天皇幼而即位外祖忠仁公奉文德遺詔而攝政是本朝以人臣爲攝政之初也爾來皈一門爲攝政之臣云々裏書に天安二年十一月七日爲攝政准三后云々正統紀に清和天皇此天皇九歳にて即位戊寅の年なり己卯に改元踐祚ありしかば外祖良房大臣初て攝政せらる云々但し清我清和紀に無行見按るに是は內覽の宣下なるへし清和紀には貞觀八年八月攝政と有裏書に貞觀六年正月一日辭攝政依帝御元服也同八年八月十九日重勅攝行天下之政とあれど猶いかゝ○年官年爵　拾芥抄に年官年爵太政大臣諸國允一人諸國掾一人目一人一分三人爵一近代加階封戸

二千戸勅旨田千町諸院宮東宮官爵同之或云臨時申賜諸司助又給二分代内舍人封戸千五百戸或威五百戸云々官職雑儀に年官年爵とは春の除目に諸國の掾壹人目一人秋の除目に内官を給ふ叙位に叙爵を一人給るなり給ふをは誰にても申し任し給ふ也云々○貞觀八年丙戌　丙戌の下八月十九日と有しか脱せしなるべし○關白にうつり　清和紀に良房公關白轉任無所見按るに此時攝政になり給へるなるべし同紀に貞觀八年八月十九日辛卯勅太政大臣攝行天下之政云々此時まことの攝政になり給ふとみゆ今年良房公六十三とあり　新後拾遺雑に永德二年讓國の宣命に攝政の事のせられ侍りしに忠仁公始て此宣を蒙りしか同年六十三にて侍りしを思ひ出て攝政大臣「古の跡に及はぬ身なれとも老の數こそかはらさりけれ　此御歌をもて考れは以前は内覽の攝政にておはしましけん忠仁公には貞觀十四年六十九にて薨し給へり今年貞觀八年なれは六十三におはしますへし○失給ひの御いみな　爰に貞觀十四年九月二日と有しを脱せしか給ひての下後の字も落たるにや但しわさと省ける歟清和紀に貞觀十四年九月二日己巳太政大臣從一位藤原良房薨云々故太政大臣藤原朝臣以正一位又以美濃國封之焉　諡公諡曰忠仁公云々○白川の大臣　編年記に藤原良房謚忠仁公號白川又染殿云々

たゝしこのおとゝは文德天皇のおち太皇太后○明子の御ちゝ清和天皇の御祖父にて太政大臣准三宮位にのほらせ給ひ年官年爵の宣旨くたり攝政關白なとし給ひて十五年こそはおはせしかおほかた公卿にて卅年大臣の位にて廿五年そおはせし此殿そ藤氏のはしめて太政大臣攝政し給ふめてたき御ありさまなり

○明子　良房公の御女文德天皇の御后清和天皇の御母后也號染殿后御母は嵯峨天皇の皇女潔姫也上の□□□□○准三宮　清和紀に貞觀十三年四月十日良房公先帝の遺詔に依て准三宮になり給ふ由みゆ官職雑儀に准三后とは太皇太后宮皇太后皇后宮の三に准する事也中略忠仁公准三后年官年爵封戸等を給らる是は官爵封戸を給らんか爲也云々職原鈔に准三宮大臣毎年給官爵即從五位下宮乃掾若内宮也如三宮之儀云々○攝政關白なとし給ひて十五年　天安二年良房公内覽の攝政より貞觀十四年薨去

まて年數十五年也○公卿にて卅年　卅の下九の字脫せしにや續 後紀に承和 元年七月戊午以左近衞權中將從四位下藤原朝臣良房爲參議云々裏書同之公卿のあひた卅九年也○大臣の位にて廿五年　續後紀に嘉祥元年正月辛未次大納言正三位藤原朝臣良房爲右大臣云々三代實錄に貞觀十四年九月二日己巳太政大臣從一位藤原朝臣良房薨云々大臣位廿五年谷へり○はしめて太政大臣攝政　官職雜儀に人臣正しく攝政し給ふは淸和天皇幼主の御時忠仁公御外祖にてなり給ひしよりの事なりとあり職原鈔同之

わかもあそはしけるとこそことにてあまた侍るめる后のおほいまうち君とは此御事なりおほかる中にもいかに御心ゆきめてたくおほえてあそはしけんとおしはからる御むすめ染殿の后のおまへに櫻の花のかめにさゝれたるを御らんしてかくよませ給へるとそ「としふれ はよはひはおひぬしかはあれと花をしみれは物思ひもなし后を花にたとへ申させ給へるにそ

○后のおほいまうちきみ　后寫誤なり異本にさきのとありはしめの大臣といふ心なり　和名鈔は大臣於保伊萬知岐美云々○いかに御心ゆき　古今集にあまた御歌入たる中にとりわき此御歌は面白となり心行はこゝろのすゝみて嬉しきなり○そめどのゝ后　明子の后也○后を花にたとへ　后を櫻の花にたとへ我身年老給へと后を見奉れは思ふ事なしとなりをしのしは助字なり古今集春に染殿の后のおまへに花瓶にさくらの花をさゝせ給へるをみてよめる前のおほきおほいまうちきみ「年ふれはよはひは老ぬ云々とあり

かくれ給ひて白川にをさめたてまつる日素性きみのよみたりしは「ちのなみたおちてそたきつ白川はきみかよまてのなにこそありけれ　みなひとしろしめしたらめと物を申はやりぬれはさそ侍るかくいみしきさいはひ人の。子のおはしまさぬこそくちをしけれ御このかみの長良中納言の。外にこえられ給ひけんをりいかはかりからうおほされけん又よしんもことのほかに思ひ申けめとその御すゑこそいまにさかへおはしますめれはゆくすゑはことの外にまさり給へりけるものを

○かくれ給ひて　良房公薨去上に見ゆ○白川にを

さめ　古今爲家抄に白川殿は今の法勝寺なりとあり榮雅抄に白川忠仁公家也云々○素性きみ　紹運錄に桓武帝苗裔良峰安世孫宗貞爲出家僧正遍昭其子素性清和其時之殿上人云々○ちのなみた　古今集に前のおほきおほいまうちきみを白川のあたりにおくりける夜よめる素性法師ちの涙おちてそたきる云々歌の心は忠仁公の御別れを惜みかむしむ紅涙のなかれたきれは白川は忠仁公の在世までの名にて白川も紅になれるとなり○申はやりぬれは疾く言進みたる也○子おはしまさぬ　忠仁公は御子のおはしまさぬゆゑ基經公を養子とし給へり徒然草に染とのゝ大臣も子孫おはせぬはよく侍る末のおくれ給へるはわろき事とそ世繼の翁の物語にはいへるとあるは是なり○良長の中納言　下にくわしく見ゆ○外にこえられ　外の上異本に殊の字あり長良卿は忠仁公の御兄なれとも官位を御弟に越られ給ひけるをいかはかりからく思しめされけんとなり○ゆくすゑは殊の外　長良卿は位は淺くおはしけれともその御子基經公關白になり榮えて御子孫繁昌し給へるとなり異本裏書に長講會山階寺自七月廿四日至九月四日四十ヶ日間修之料米百五十石此會承和十三年忠仁公奉爲先考冬嗣公先妣尚侍藤原美都子天長五年九月四日忌始修也此日者即此會竟也其始講涅槃經四十卷其後講一切經論家々義疏嘉祥三年以來染殿太后助會資用貞觀十四年九月二日忠仁公薨自後太后專一云々而昌泰三年五月廿五日昇霞后此會斷絶致仕左大臣良世愁嘆云々祖父長岡相府有水田若干町貽其孫謀以此應輸分給其孫云々仍先訪西三條右丞相良相仍分施田庄之地子永充長講會之施供云々相公昌泰三年冬薨卽贈太政大臣時平公相承興隆云々去延喜九年四月四日時平公薨太政大臣忠義公深感先者之遺志相續云々貞元二年己巳講藥師如來水願功德經一卷最勝王經六百卷以給大施王本願云々

一右大臣良相のおとゝに御母白川の大臣におなし冬嗣大臣の五郎大臣の位にて十一年贈正一位西三條大臣と申す淨藏定額を御いのりの師にておはす（イナシ）千手堂（イ陀羅尼の法）にて驗德かうふり給へる人なり

○右大臣良相　藤系に冬嗣五男良相母尚侍藤美都女云々阿波守眞作女也補任に良相天安元年二月十

九日任右大臣云々○大臣の位にて十一年　文德紀に天安元年二月丁亥正三位藤原朝臣良相爲右大臣云々編年記に貞觀九年十月十日良相薨云々天安元年より貞觀九年まて十一年也贈正一位清和紀に貞觀九年十月十日乙亥右大臣從二位藤原朝臣良相薨贈正一位云々○西三條大臣　拾芥抄西三條三條北朱雀院西又號百花亭良相大臣舊跡云々○淨藏定額

釋書に淨藏洛城人諫議大夫殿中監善清行之第八子也母弘仁帝孫女云々定額は數の定まりたるを云文武紀に賜祿之定額云々弘仁格に定額諸寺其數有限云々徒然草延喜式に定額女孺云々徒然草に惣て數定りたる公人の通號にこそと有○御祈の師　御祈禱者也○千年堂にて　拾芥抄に千手堂御室戸云々されとも是は異本に千手陀羅尼の驗德かうふり給へるとあるかた増れり拾芥抄に御修法千手供云々陀羅尼は大論に秦言能持集種々善法能持令不散不失譬如好器盛水々不漏散惡不善根心生能遮令不生若欲作惡罪時持令不作是名陀羅尼云々○驗德かうふり　修法の德ありて驗しをえたまへる也

此大臣の御女御この事よくしらすひとり（イは）そみつのをの御時の女御をのこゝは大納言常行。卿（イの）と聞へし御子二人おはせしも五位にて典藥助主殿頭なといひていとあさくてやみ給ひにきかくはかりすゑさかえ給ひける中納言殿をやへ〱の。おとゝ（イ弟）（イうと）にてこえたてまつり給へ（イひ）にける御あやまりにやとこそおほえ侍れ

○みつのをの御時の女御　清和帝の女御なり大系に良相女正二位多美子清和天皇の女御と有○常行卿　藤系に良相男常行母大枝乙枝女云々補任に常行貞觀十四年八月廿五日任大納言○御子二人　大系　常行子名繼演世輔國萬世四人見ゆ○典藥頭　職員令に宮内省典藥寮頭一人掌諸藥物療疾病及藥園事助一人云々○主殿頭　職員令に宮内省主殿頭一人掌供御輿輦蓋笠繖扇帷帳湯沐灑掃殿庭及燈燭松柴炭燎等事云々官位令に典藥助從六位上主殿頭從五位下とあり○中納言殿　長良卿なりやへ〱のおとゝ末弟也後拾遺雜におしなへてさく白菊は八重〱の花のしもとぞ見へわたりける　袋草子にやへ〱の人たにのほる位山老ぬる身にはくるしかりけり

一贈太政大臣權中納言從二位左兵衛督長良卿（イ北中納言云）冬嗣

のおとゝの太郎。はゝは白川大臣西三條。大臣におなし公卿にて十三年陽成院の御ときにおほちにおはするかゆへに元慶元年丁酉正月に贈左大臣正一位又贈太政大臣枇杷大臣と申すひか事ぞかし此おとゝ御子六人おはせしその中に基經のおとゝすぐれ給へり

○左兵衛督　職員令に左兵衛府右兵衛府准此督一人掌檢校兵衛分配閤門以時巡檢車駕出入分衛前後及左兵衛名帳門籍事佐一人云々○長良　藤系に冬嗣一男長良母阿波守眞作女尚侍美都子云々裏書に長良承和九年七月廿五日任左兵衛督云々補任に長良齊衡元年八月廿八日任中納言云々○公卿にて十三年　文德實錄に長良卿承和十一年正月爲參議云々齊衡三年七月薨云々公卿にて十三年合へり○贈太政大臣　文德實錄長良卿至元慶元年追贈正一位左大臣三年重贈太政大臣と有○枇杷大臣　大系に長良贈太政大臣正一位號枇杷云々○御子六人　藤系に長良卿御子國經遠經基經高經清經達淑高子弘經云々以上八人見えたり

一太政大臣基經のおとゝは長良中納言の三郎におはす此もとつねのおとゝの御むすめ醍醐の御時の后朱雀院天皇ならひに村上二代の御母后におはします此おとゝの御母贈太政大臣總繼の女贈正一位大夫人乙春陽成院位につかせ給ひて攝政。宣旨をかうふり給ふ御とし四十一寛平御時仁和三年丁未十一月廿一日關白にならせ給ふ御歳五十六「にて寛平三年正月十三日失給ひにき御いみな昭宣公と申す公卿にて廿年大臣。位にて廿年よをしらせ給ふ事十よねんかとぞおほへ侍るよの人堀川の大臣と申す

○太政大臣基經　藤系に長良三男基經母贈太政大臣總繼女爲叔父忠仁公養子云々要記基經忠仁公男實中納言贈太政大臣長良三男母贈正一位大夫人藤乙春紀伊守贈太政大臣綱繼女云綱は總の寫誤也補任に基經天慶四年十二月四日任太政大臣に○醍醐の御時の后　后宮穩子也上の卷に見ゆ總繼藤系に左大臣房前後胤美濃守末茂男總繼云々○攝政の宣旨　清和紀に貞觀十八年十一月廿九日壬寅勅右大臣從二位兼行右近衛大將藤原朝臣基經保輔幼主攝行天下之政如忠仁公故事云々○關白にならせ　編年紀に仁和三年十一月廿一日基經爲關白云々裏書に元慶四年十一月八日爲關白同十二月四日任太政

大臣年四十五云々陽成紀に元慶八年十一月四日宣命太政大臣宮ニ上給比治賜久止初任攝政之職令世輔弼々動奉仕禮止勅命乎衆聞食止宣と有○經公關白になり給へるは宇多の御時なり裏書關白の年月非なり官職難儀に關白とは天皇御成人の補佐し申さるゝを關白とは申なり是は昭宣公より始ると有○失させ給ひにき御いみな　略記寛平三年正月十三日關白太政大臣藤原朝臣基經公薨五十六諡曰昭宣公云々○公卿にて廿年大臣位にて廿年　清和紀に貞觀六年正月十六日癸卯從四位下藤原朝臣基經爲參議云々十四年八月廿五日右大臣宮ニ治賜と有按るに公卿のあいた廿八年なり異本の廿七年も誤也大臣の位は貞觀十四年より薨去の寛平三年まで廿年合へり○よをしらせ給ふ事　貞觀十八年攝政の年より寛平三年まで十六年なり○堀川の大臣と申す　拾芥抄に堀川院二條南堀川東南北二町昭宣公家云々

小松の御門の御母　此きの丶御。はらからにおはします小松の御門をしたしく見奉らせ給ひてとにふれてきやうさくにおはしますをあはれ君かなと見奉らせ給ひけるによしふさのおとゝの大きやうにやむかしはみこたちかならずつかせ給ふとにてわたらせ給へるにかならず。もる物にてありけるをいかゝしけんそむしやの御前にとりおとしてけりはいせんする人みこの御まへのをとりてまとひてそんしやの御まへにすふるをいかゝおほし。けんおまへにともしたる御とのあふらをやをらかいはたせ給ひけるこのおとゝはその折はげらうにてさのすゑにてみ奉らせ給ふにいみしくもせさせ給ふ物かなといよ〳〵みめてたてまつらせ給ひて陽成院おりさせ給ふべきさだめにさふらはせ給ふとほるのおとゝ。やんごとなくて位につかむといふ心ふかくてちかき王胤をたづねはとほるらも侍るはといひおたまへるをこの大臣王胤なれどしやうを給はりて只人にはつかはれて位につきたる事ありやと申出給へればさもある事なれば此大臣のさだめによりて小松のみかどは位につきたまへるなり

○小松の御門の御母　光孝天皇の御母后澤子なり
○此殿の御はらから　此殿の下御母の字脱せたり異本にあり昭宣公の御母長良卿の北方は光孝天皇

なり御母后と御兄弟なり藤系に總繼女澤子（光孝國母）女子（昭宣公母）と有○きやうさく　景迹なり此詞源氏花宴若菜常夏などにみゆ字書に景像也迹跡也云々天武紀に景迹こゝろはせとよめり　考課令に景迹義解に景迹者景狀也猶言狀迹也云々花鳥に勝れたるをいふとあり河海にはほめたる事といへり○大饗大臣大饗なり江次第に正月四日左大臣饗五日右大臣饗是式日也而近代任大臣明年正月行之不行大饗大臣不向饗所云々分註に初任大饗於庇行之每年大饗於母屋行之云々藤氏一大臣用朱器臺盤以其日可行由以職事達天聽是非式日時依可遣蘇甘栗使並饗祿樂部等書歟下略○みこたち　親王たちなり○かならすもる物にて　必の下脱字あるべしもる物未考○そんしや　尊者は大饗の席の正客なり其席に招かるゝ高位高官の人を云されと時によりて大臣も納言もあるよし江次第に見ゆ○とりおこして尊者の前をとりおこして親王の前に見すへたるなり江次第に主人起座到簀子敷居一世源氏座執盃主人勸外座尊者云々尊者放盃後主人座南廂親王著座立主人机下略北山抄に天慶八年尊者机四脚主人座

西面同後東方立机南北爲妻仰祿事後一世源氏机令立南簀子敷卸令着源氏勸盃座疊自始敷也云々眞饗雜事記に天祿二記大臣赤木自餘黑梯外記史木佐木摺足云々机也○御とのあふら　御殿油にて燈火なり○やをら　契沖云やをらは柔なり後の物語には則つやはらといへる處も有といへり○さために　陣定なり大臣陣の座に着て諸卿の評定し給ふなり江次第西宮記などにみゆ○とほるのおとゝ　紹運錄に嵯峨帝十二皇子融從一位右大臣母正四位下大原全子云々裏書に嵯峨天皇第十二源氏と有補任に貞觀十四年八月廿五日任左大臣云々○皇胤　纂疏に皇君也天子之父故號曰皇胤子孫相承繼也云々○只人にてつかはれて　姓を賜り人臣となり給へる皇子即位の例なしと也此融公は昭宣公の御心にかなはさる故光孝天皇を位につけ給へるなるべし次の宇多天皇も源姓を賜り侍從とて陽成院の御時の殿上人也然るを位につけ奉りしも昭宣公なり古例なしとてその器たらん君などか位につけ奉らさらん時宜に寄る事なるべし小松のみかど光孝天皇なり古事談に陽成院御邪氣大事御座の時依不御儲君昭

宣公親王達の許へ行回りつゝ見事躰云々融大臣有帝位之志云被尋近皇胤者融等も侍るはと云々昭宣公云雖爲皇胤給姓只人にて被仕たる人即位の例如何云々融卷舌止云々正統紀に光孝天皇昭宣公諸皇子を相し申されけり此天皇一品式部卿兼常陸太守と聞へしか御年高くて小松宮にまし〱けるに俄にまうてゝ見給ひければ人主の器量餘の皇子たちに勝れまし〱ける故によりて即儀衛をとゝのへて迎へ申されけり

みかどの御すゑもはるかにつたはり大臣のすゑもつたはりつゝうしろみ申給ふさるべくはちぎりおかせたまへる（イりける叩中）にやとぞ思ひ侍るおとゝ失給ひてふかくさの山にをさめたてまつるに勝延僧都のよみ給へるうつせみはからを見つゝもなくさめつふかくさの山けふりたにたて（イ分註ナシ 此歌ハへんしやうかかなしさに御門の御さうそうによみてうせたり）又かむつけの岑雄といひし人のよみたるも（イ深草の野への櫻し心あらは）ことしはかりはすみぞめにさけなとゝ古今に侍ることゝもぞかし

○深草の山にをさめ　深草山は山城國紀伊郡にあり古今哀に堀川の太政大臣身まかりにける時に深草の山にをさめて後によみける僧都勝延うつせみは云々歌の心はもぬけたる蟬も骸をみれは慰むものなり深草の山に煙たにたてよかし責てそれを御形見とみんとなり是は火葬し給へは也○勝延僧都

異本裏書に勝延僧都延暦寺花藤宗天台宗他化宗右京人寛平二年四月八日任權律師年六十四昌泰元年十二月十六日任少僧都朱雀院御佛名畢日任之四年二月十日卒年七十五一本裏書に少僧都勝延父母不詳延喜元年二月十八日入滅年七十五云々按るに延喜元年は昌泰四年也今年改元あり僧都は職原に僧正大正權僧都大正權少權僧都准四位殿上人と有

○へんしやう　僧正遍昭なり素性法師か父也拾芥抄遍昭僧正大納言良峯安世男嘉祥元年三月廿一日天皇崩日出家俗名宗貞號華山僧正云々○御門の御さうそうによみて失たり　此分註一説也遍昭か仁明天皇崩御の後御葬所にてよみたる歌と同し案なれは爰にしるせる歟失たるとは逐電したるなり遍昭家集に何くれといひありき侍りしほとにつかうまつりし深草の帝かくれおはしましてかはらん世をみんもたへかたく悲しく藏人頭中將なといひて

夜晝なれつかうまつりし名殘なからん世にも交らんさて俄に家の人々にもしらせて比叡山にのほりてかしらおろし侍りしにもさすかに親なとの事は心にやかゝりけむ「たらちねはかゝれとてしもぬはたまの我黒髮をなてすや有けん　始めて山ふみし侍りて「今更に我はかへらし瀧見つゝよへときかすとはゝこたへん　深草の山にをさめ奉りしをおもひまいらせん心の程はおもひやるへし「空蟬はからを見つゝも云々と有○かむつけのみねを

　姓氏錄に上毛野朝臣下毛野朝臣同祖豐城入彥五世孫多奇波世若之後也裏書に六位上上野峯雄父母不詳承和比人云々○深草野への櫻し　古今哀にかんつけのみねを深草の野への櫻し云々櫻しのしは助字歌の心は此春は彼大臣の御腹にて皆墨そめの喪服を着し春とも思はさるに櫻も心あらは服衣の如く墨染に咲けとなり此歌寶物集にもみゆ

御いへは堀川院閑院とにすませ給ひしを堀川の院をはさるへき事のをりはれ〳〵しきれうにせさせ給ひ閑院をは御ものいみや又うとき人なとまゐらぬ所にてさるへくむつましくおはす人はかりを御供にさふらはせてわたらせ給ふをりもおはしましける堀川院は地形のいといみしきなり大饗のをり殿はらの御車のたちやうなとよ尊者の御車は川より東にたてうしはみはしのひらはしらにひきつなきことかんたちめのくるまをは川より西にたてたるかめてたきをは尊者のみくるまのへちにことに見ゆることはここと所は侍らぬ物をやと見給ふるに

○堀川院閑院　上に見ゆ○地形のいみしき　今昔物語に閑院ゝ此大臣基經の御殿にて有けれともうとき人をはよせ給はさりけりしたしき人々のかきりをは寄せ給ひてしつかなる所になさをなひけれは閑院とはいふなり堀川院は地形微妙なれば晴の所にして大饗おこなはれける云々○御物いみ　拾芥抄に迦毗羅衞國中有桃林其下有一大鬼王號物忌其鬼王邊他鬼神不寄爰大鬼王誓願利益六趣有晴寶吾名號者若人宅物恠屢現惡夢頻示可蒙諸凶害之時臨其日書吾名立門其故他鬼神不令來入書吾名令持人々如願可令守護云々物忌は何にても心にかゝる事あるとき簾帳などおろし物忌と書て愼みをるなりとそ○ひらきはしら　和名鈔に薫臺楊氏漢語抄

云蔥臺比良岐岐之良橋兩端所堅之柱其頭似蔥花故云と有
このかやう院殿にこそおされにてはへるめれほう四町にて四面おほちなる京中の家は冷泉院のとこそ思ひさふらひつれよのすゑになるまゝにまさる事のみこそいてまうてくめれこの昭宣公のおとゝは陽成天皇の御をちにて宇多のみかとの御時准三宮位にて年官年爵をえ給ふ朱雀院ならひにむらかみのおほちにておはしましよをほへやむことなしと申せはおろかなりや

○かやう院　拾芥抄に高陽院中御門南堀川東南北二町南一町後入賀陽親王家云々編年記に高陽院南北二町起北中御門至南大炊御門東西二町起東洞院至西堀川云々續文粋に夫高陽院者累葉執政之人甲第也休也濫奇臺殿呈巧先公相國之關洪基云々○まさる事のみ　京中にて冷泉院ばかりを大院と思ひしにまた高陽院のやうなる大院も出來ると也堀川院も勝れたる院にてありしかと此高陽院には今おさるゝとなり○准三后　略記に宇多天皇仁和四年二月廿二日○○關白太政大臣藤原基經勅准三后賜年官年爵云々

御をのこゝ四人おはしき太郎左大臣時平次郎左大臣仲平四郎太政大臣忠平といふにしけきかけしきことになりてまつうしろの人のかほうち見わたしてそれそこのいはゆるおきなかたはらのきみ貞信公におはしますとてあふきうちつかふかほもちこうにおかし三郎にあたせら給ひしは從三位して宮内卿兼平の君と申て失給ひにきさるは御母いさあてにおはすみつよしの式部卿のみこの御むすめにて返す〳〵もやんことなくおはすへかりしか。とこの三人の大臣たちをよの人三平と申き

○時平仲平忠平　下に見ゆ○けしきことになりて面色にあらはれたるなりかたはらのきみたからのきみの寫誤なり榮花々山巻に我たからの君はいつくにあからめせさせ給へる云々寶の君にて大事の主君といふ意なり○兼平　藤原に基經三男三品宮内卿兼平云々榮花系圖に兼平母式部卿忠良親王女と有○みつよし　忠良のあやまり也紹運錄に嵯峨帝皇子忠良親王二品式部卿容貌美麗にとあり

一左大臣時平。のおとゝはもとつねのおとゝの御太

郎なり御母四品やすちかの皇のむすめ。醍醐のみかどの御時この。左大臣の位にてとしいとわかくておはしきすかはらのおとゝ右大臣の位にておはします左右大臣に世のまつりことをおこなふべき宣旨くださしめ給べきにその をり左大臣御歳廿八九ばかり右大臣。御歳五十七八。にやおはしけんともによのまつりごとうちせしか給ひしあひた右大臣さえもよにすぐれめでたくおはじまし御心おきてもことのほかにかしこくおはしまし左大臣は御年もわかくさえもことのほかにおとりたまへるにより右大臣御おほえことの外におはしましたるに左大臣やすからずおほしたるほどにさるべきにやおはしけん右大臣の御ためによからぬ事いできて昌泰四年正月廿九日太宰權帥になしたてまつりてなかされ給ふ

㊟女云々補任に時平昌泰二年二月十四日任左大臣云々○やすちかの皇 ひとやすの御子の寫誤なるべし異本のかたよろし紹運錄に仁明帝□□皇子人康親王彈正尹號小科宮云々裏書に人康親王仁明天皇第四皇子母贈皇太后宮澤子贈太政大臣總繼公女云々○左大臣の位にて 紀略に昌泰二年二月十四日戊寅詔以大納言正二位藤原朝臣時平爲左大臣云々○すかはらのおとゝ 北野の御事也姓氏錄に菅原出師朝臣同祖乾飯根命七世孫大保慶連之後也云々菅家卿傳記に參議從三位行刑部卿是善三男母大伴氏也少而好學博涉經史及壯工文兼詠和歌師事文章生田口達音門弟之中已爲貢首云々○右大臣の位にて 紀略に昌泰二年二月十四日戊寅以權大納言正二位菅原朝臣爲□□○みかど御としいとわかく 醍醐天皇仁和九年御誕生なれば昌泰四年のころ御十六七歲なるべし世の政を行ふへき宣旨內覽の宣旨 紀略に寬平九年七月三日丙子太上皇讓天祚于紫宸殿傳國詔命云春宮大夫藤原朝臣權大夫菅原朝臣少主未長之間一日萬機之政可奏可請之事可宣可行云々編年記に醍醐天皇條此御時無攝政關白左右丞相兩人內覽云々正統紀同之官職難儀に關白になり給はて內覽はかりも有延喜帝の御宇に關白は侍らて左大臣時平右大臣藤原朝臣兩公並て內覽の宣下あり云々○右大臣の御ためよからぬ 正統紀に

南大臣天下の政をせられしか右相は年もたけ才もかしこくて天下の望所也左相は譜代の器なりければ捨られがたし或時上皇の御在所朱雀院に行幸猶右相にまかせらるべきといふさだめ有てすでにめし仰給ひけるを右相かたくのかれ申されて止ぬ其事世にもれにけるにや左相いきとふりをふくみさま〳〵の讒をまうけて終にかたふけ奉りし事こそあさましけれ此□の侍て□□申傳て侍りし□菅氏權□□の御事なれば末世のためにや有けんはかりかたし□□公淸行朝臣は此事未だきさゝさりしに兼てさとりて菅氏に災をのがれ給ふべきよしを申けれどさたなくて此事出來にき云々○太宰權帥職原に太宰權帥納言以上若前官任之中古以來例於正帥者擬親王官丞府務人任權也或又任正依時宜歟爲大臣之人左遷之時任權帥然而不可知府務也云々紀略に延喜元年辛酉正月廿五日戊申諸陣警固帝御南殿以右大臣從二位藤原朝臣任太宰權帥云々編年記に左大臣時平公讒奏之上以陰陽師咒詛之合力人々光卿定國卿菅根朝臣云々本文廿九日は寫誤なるべし

此おとゝの子どもあまたおはせしにをんなきんたちむことりをとこきんたちは皆ほと〳〵につけて位ともおはせしをそれもみなかた〳〵にながされ給ひてかなしきにをさなくおはしけるをとこ君をんな（イナシ）君たちしたひなきておはしければちいさきはあへなんとおほやけもゆるさしめ給ひしかばともにゐてくだり給ひしそかし帝の御おきてきはめてあやにくにおはしませば此御子どもをおなじかたにたにつかはさゞりけりかた〳〵にいとかなしくおほして御前の梅の花を御覽じて「こちふかはにほひおこせようめの花あるしなしとて春なわすれそ

○皆かた〴〵に流され　紀略に延喜元年二月廿五日權帥子息等各以左降云々御傳記に延喜元年二月二日筑紫國長男從五位上行右少辨高視次從五位下式部大丞景行藏人正六位上兼茂正六位下文章得業生淳茂等悉左遷諸國云々○あへなん　とりあはさるなり俗にあへてかまはぬといふに同じ榮花みはてぬ夢の卷に麗景殿さふらひたまふめれどそれはあへなんとおほして急ぎ給ふなども有○あやにくに　心にたかふをいふ源氏桐壺の卷に御心ざしのあやにくなりしそかし又若紫の卷にあやにくなる

短夜とも有生惜可惜の字を杜詩遊仙窟などによめり○こちふかは　拾遺雜春に流され侍りける時梅花を見侍りて贈太政大臣こちふかは云々御歌のこゝろはあきらけし

又ていしのみかどに聞えさせたまふ「なかれゆく我はみくつとなりぬともきみしからみとなりてとゝめよ」なき事によりかくつみしられ給ふをかしこくおほしなげきてやかて山さきにて出家せしめ給ひてよりそのほどきはめてかなしき事おほかりひころへてみやことほくなるまゝにあはれに心ぼそくおほされて「君かすむやとのこすゑをゆく〳〵もかくるゝまてにかへりみしかな」又はりまの國におはしつきてあかしのむまやのいみしう思へるけしきを御らんしてつくらしめ給へる詩いとかなし「驛長無驚時變改一榮一落是春秋」

○ていしのみかど　宇多天皇也○流ゆく　みくつは水屑なり御歌の心は明らけし○かくつみしられ　しられはせられの寫誤りなり○かしこくおほしなげき　無實の罪なれども君臣の道を重んじ給ひて恐れつゝしみ給ふなり○山さき　山城國乙訓郡にあら○出家せしめ　御出家の事未考○きみかすむ云々　拾遺別に流され侍りて後いひおこせて侍りける贈太政大臣君がすむ云々結句かへりみしはやと有御歌の心はあきらけし○あかしのむまや和名鈔に播磨國明石郡明石云々驛唐令云諸道須置驛者每三十里十驛音繹和名無末夜若地勢險阻及無水草處隨緣置之云々○むまやのをさ　驛の長者也○驛長無驚云々　異本に驛作亭無作莫一榮一落是春秋は草木の春繁茂し秋萎枯するに世の盛衰をたとへて騎長におそろくなかれ昔日のならひさなり源氏須磨の卷にうまやの長に口侍とらする人もありけるとぞあるは此事なり菅家後集に到明石驛亭々長見驚驛長莫驚云々編年記其外に見ゆ○つくしにおはしましつきてあはれに心ぼそく□□さるゝゆふへをちかたに所々けふりたつを御覽して「夕されば野にも山にもたつけふりなげきよりこそもえまさりけれ」又雲のうきてたゝよふを御らんしても「山わかれとひゆく雲のかへりくるかげみるときぞなをたのまるゝ」さりともとよをおぼしめされけるなるべし月のあかきよ「うみならずたゞよふ水の

そこまでもきよきこゝろは月ぞてらさむこれ。かしこくあそはしたりかしけに月日よりこそはてらし給はめとこそはあめれ

○つくし　筑紫は南海道九ヶ國を云されど爰は筑前太宰府をさす○ゆふざれば云々　御歌の心は驛きに木をそへ給へり夕されば丶夕へになればなり野山にたつけふりは我無實のつみをなげく胸のけふりよりもゆるとなり異本にもえはしめとあるかたまされり此御歌萬代集雜にも出たり○山わかれ云々　新古今雜に菅原贈太政大臣山わかれと有御歌の心は飛行雲のやがて山に歸るを見れば我御身も西府におはすれど又御歸京のたのみもあるとなり○海ならず云々　新古今雜海うみならずと有御歌の心は水の底までも月は清く照らすなれば我清き身をも月は照覧あらんとなり海ならず海の外水あるかぎりをいふ

まことにおどろ〳〵しきことはさる物にてかくやうの歌や詩などをさへいとなたらかにゆく〳〵しういひつゞけたまふと見きく人〻もあやにあさましくあはれにもまもりゐたり物のゆゑしりたる人などもむけにちかくゐよりてほかめせずみきくけしきともをみていよ〳〵はへて物をくりをくやうにいひつゝくるほどぞまことにけうなるやしげきなみだをのこひつゝけうしゐたりつくしにおはします所のみかどもかためておはします大貳のゐところははるかなれども樓のうへのかはらなどの心にもあらず御覽しやられけるに又いとちかく觀音寺といふ寺のありければかねの聲をきこしめしてつくらせ給へる詩そかし都府樓纔看瓦色觀音寺只聽鐘聲これは文集。白居易。遺愛寺鐘欹枕聽香爐峰雪撥簾看といふ詩にもまさゞまにつくらせ給へりとこそ昔のはかせどもは申けれ

○おどろ〳〵しき　恐懼也○なたらか　柔順なり源氏桐壺巻に心はせのなたらか榮花月宴巻になたらかにおきてさせたまへばなど有○ゆく〳〵しきゆゑ〳〵しうの寫誤なるべしゆゑ〳〵しくは一ふしあるをいふ榮花初花巻にこゝのましき人はおのつからゆゑ〳〵しうしたり又云ゆゑ〳〵しきから橋どもをわたりこの間を分つゝかへりいる程も云々○人〻もあやに　あやは歎息の辭あなといふに同し枕草紙に目もあやにあさましきまで源氏

紅葉賀卷に目もあやなりし御かたちあげまきの卷に目もあやに心つきなど丶云々細流に驚かる丶心と有花鳥に目もあやはうつくしき物の文を見るやうなる心なり云々孟津抄に目も及ばぬなどの心とあれど皆非なり切にいふ辭なり心○いよ〳〵はへてものをくりをく　はへは延すなりへるなり物はいとの寫誤にてもあるべしをくは異本にいたすと有かくてぞ穩なる○みかどもかため　配所の御門を閉ておはしますなり○大貳　太宰大貳なり職原に大貳近代例多以參議散三位等任之非參議四位又有其例有權帥者不任大貳任大貳者不任權帥雖無其謂已爲流例多是以名家人任之云々此時の大貳は參議正四位下藤原興範卿也○ゐとこひ　宰府城也○樓　和名抄に辨色立成云太加止乃一云和名呂云々○觀音寺　釋書に筑紫觀世音寺者淡海公大津宮天皇爲後崗本天皇所創也○都府樓云々　朗詠集私註に都府樓者太宰府樓也觀音寺者觀世音寺也天智天皇草創言不出門之意也云々菅家後集不出門一從謫落就柴荊萬死兢々跼蹐情都府樓纔看瓦色觀音寺只聽鐘聲中懷好逐孤雲去外物相逢滿月迎此地雖身無檢繋何爲寸歩出門行と有○文集　唐の白樂天か文集所謂白氏文集也○白居易　字樂天氏は白稱醉吟先生李林宗鳴爲囁嚅翁晩年香山居士○遺愛寺鐘　白氏文集十六卷に見えたり朗詠私註に寺近香爐峯下白氏及暮年建寺於其傍雍州記曰望楚山有三磴道名香爐峯云々○はかせ　漢書に於古今温故知新謂之博士云々河海抄に天平二年始置文章博士

又かのつくしにて九月九日に菊花を御覽しけるついてに又京におはしまし丶時九月のこよひ内裏にて菊の宴ありしに此おとゞ（イの）。つくらしめ給へりける詩をみかどかしこくかんし給ひて御衣（イを）。賜り給へりしをつくし（イにも）まてくたらしめ給はりければ御覽するにおと丶そのをりおほしめしのて丶つくらせ給（イおほしめ）ひける（イへり）去年今夜侍清涼秋思詩篇獨斷腸恩賜御衣今在此捧持毎日拜餘香　この詩いとかしこく人々かんし申されきこの事ともたゞちり〳〵なるにもあらずかのつくしにてつくりあつめさせ給ひて（イへりけるを書て一卷とせしめ）後集となづけられたり又をり〳〵の歌（イを）。かきおかせ給へりけるをおのつからよにちりきこえしなり

○九月のこよひ　異本の十日のかたようし後集に

九日後朝とあれはなり○又京に　又はまたの寫誤
異本のかたよろし○菊の宴　重陽宴也公事根源に
九月九日は節日にて侍れは菊の花の宴行はるゝ也
是を重陽の宴と申す九月九日は月と日と九陽の數
にかなふゆへに重陽とはいふなり昔は天子南殿に
出御なりて節會行はる上達部親王たちより始て其
道のは皆撰題給り文作りて文臺にすへて講せらる
　紀略に昌泰三年九月九日甲午重陽宴題云寒露凝
云々十日乙未公宴題云秋思云々○つくらしめ給へ
りける詩　後集に九日後朝同賦秋思應制承相度年
幾樂思今宵觸物自然悲聲寒絡緯風吹處葉落梧桐雨
打時君富春秋臣漸老思無涯岸波猶遲不知此意河安
慰飮酒聽琴又詠詩と有○去年今夜侍清涼云々　清
凉は清涼殿也秋思詩篇は上に見えたる去年九月十
日の御詩なり斷腸は肝腸寸斷の義と席弘明集に見
ゆ餘香はうつり香なり御詩の心はあきらけし源氏
須磨の卷に恩賜の御衣は今此にありと誦しつゝ
入給ふと有是をひかれたり○後集　所謂菅家後
集也○をり〳〵の歌をかきおかせ　菅原歌集なり
よつきかわかう侍りし時この事のせめてあはれにか

なしく侍りしかは大學の衆のなさふかうにはいます
かりしをとひたづねかたらひとりてさるへきゑふく
ろわりこやうのものてうしてうちくしてまかりつつ
なうひとりて侍りしかとおいのけのはなはたしきこ
とはみなわすれ侍りにけれこれはたゝすこふるおぼ
え侍るなりといへはきく人々けに〳〵いみしきすき
ものにも物し給ひけるかないまの人はさることゝゑあ
りなんやとかんしあへりまた雨のふる日うちながめ
て「あめのしたかはけるほとのなければはやきてしぬ
れきぬひるよしもなき
○大學衆のなさふかうにはいますかりしを　大學
衆上にみゆなさふかうは誤字なるべし難解います
すは眞名伊勢物語に在の字をよめり○ゑふくろわ
りこ　餌袋破子にて重物なり○てうして　調しに
てこしらへるなり○ならひとり　ならひとりの寫
誤なり○あめのした云々　拾遺雜戀に流され侍り
けるとき贈太政大臣天の下のかるゝ人のと有御歌
の心は天の下に雨をそへ給へり乾けるほとのなけ
ればやは彼無實の罪をなけき給ふ御淚はしばらく
もかはく間のなければひる時もなしとなり濡衣は

なき名負ふ事をいふと
やがてかしこにてうせ給へるよのうちに。北野にそこらの松をおほさしめ給ひてわたりすみ給ふをこそはたゞいまの北野。宮と申てあら人神におはしますめれおほやけ。も行幸せしめ給ふいとかしこくあかめ奉り給ふめりつくしのおはしまし所は安樂寺といひておほやけより別當所司などなさせ給ひていとやんことなし內裏やけてたび〳〵つくらしめ給ひしも圓融院の御ときの事なりたくみどもうらいたともをいとうるはしくかなかきてまかり出つゝ又のあしたにまなりてみるにきのふのからいたに物のすゝけてみゆるところのありければはしにのほりてみるによのうちに虫のはめるなりけりそのもしは「つくるは又もやなけんすかはらやむねのいたまのあはんかぎりはとこそありけれそれもこの北野のかくはしたまへるとこそは申めりしか

○かしこにて失給へる　紀略に延喜三年三月廿五日丙申從二位太宰權帥菅原朝臣薨於西府年五十九云々北野にそこらの松おほさしか北野山城國葛野郡に有そこらは若干なり略記に天應九年三月十二日酉時御託宣曰右近馬場ニソ興宴乃地奈禮我彼乃馬場乃邊仁移居牟但住良牟所仁者可生松云々編年記に朱雀院天慶五年七月十二日北野天神御垂跡西京邊云々村上天皇天曆九年乙卯六月九日北野天神自西京奉移北野御託宣云我居所可生松樹也仍一夜之中數千本松生北野云々八雲御抄一夜松北野と有新千載雜爲長「一夜松ちよの末葉の老木まで木高くならぬ年も位も○北野宮と申　公事根源に北野延喜四年二月廿五日配所にて經かくれ給ふ其後天滿天神と申奉りて天下擧りてあかめ奉る延喜の御時より漸く天神の御靈とて世中おそろしき事共出きしかは延喜廿三年四月廿日に宣命を下して贈官贈位などの事有て右近馬場に跡を垂給ふ云々○あらひと神　現人神にて人身より神とならせ給ふをいふ和名抄現人神和名安良比止加美云々詞花集小大進「思ひのつやなき名をたつはうかりきと現人神もありしむかしを此歌十訓抄にも出たり○おほやけにも行幸せしめ　紀略に一條天皇寛弘元年十月廿一日辛丑始行幸平野北野社云々愚管抄に大內の北野に一夜に松生て渡らせ給ひて行幸なり神

となせ給ひて人の無實を糺させおはします云々
續古今序に菅丞相は延喜より始めて雲の上のえらひにそなはり天曆よりあらたに都の北野に跡をたれしかは松のかけをわけて行幸かさなり野への草をしのきて手向をむすひつゝ朝夕にあふきたふとみ奉る云々○安樂寺といひて　編年記に延喜三年二月廿三日菅家於太宰府薨御春秋五十九欲奉葬三笠郡四堂邊御車途中留而不動仍奉葬其處安樂寺是也云々○別當所司　公家より置るゝ也延喜玄蕃式に凡諸寺以別當爲長官以三綱爲任用云々所司は寺務なり○內裏やけて　編年記に村上天皇天德四年九月廿三日庚申今夜亥三刻內裏燒亡云々內裏燒亡三度難波宮藤原宮今平安宮世遷都以後百七十年始有此災云々應和元年十一月廿日遷幸新內裏圓融院貞元々年五月十一日丁丑子刻內裏燒亡同二年七月廿九日遷幸新內裏同五年十一月十七日內裏燒亡永觀二年遷幸新內裏云々○たくみ　和名鈔に工匠工功反和名太久美匠上反巧人也云々職員令に木工寮大工少工など有○かなかきて　黨かきてなり和名鈔に唐韻云釋音斯和名賀奈辨色立成用曲力二器也字云々平木釋名云斲有高下之跡鐵以此平其上色こ有○はしにのほり　階子に登り也和名鈔に考聲切韻云梯登堂級也云々○つくるとも云々　袋草紙に北野御歌つくるとも云々　是圓融院御時內裏燒亡して造宮の間被造裏板に蟲の喰歌云々御詠胸に棟をそへ給へり此御歌編年記續詞花なとにもみえたり

かくて此おとゝはつくしにおはし(イまし)○て延喜三年みつのと(イにて)の亥二月廿五日に失給ひしそかし御とし五十九○さ二ゝ後(抄七年ばかりありて)○左大臣時平のおとゝ延喜九年己巳四月四日失給ふ去年はかりや(イ今年ニシ)(おはしけん)　御歳三十九(イの)大臣の位にて十一年そおはしける本院○大臣と申す又此時平のおとゝのむすめの女御も失給(イふイナシ)ひぬ御孫の東宮も一男八條大將保忠卿も失給ひにきかし

○延喜三年云々　菅家薨去上に見ゆ○四月四日失給ふ　紀略に延喜九年己巳四月四日□□左大臣藤原朝臣時平薨年三十九云々後撰哀に兄の服にて一條院にまかりて太政大臣「春の夜の夢の中にも思ひきや君なき家を行て見んとは○去年はかりやおはしけん　分註の去は七の寫誤なり菅家薨後七年はかり後時平公薨去となり○大臣の位にて十一年

略記に昌泰二年二月廿四日戊寅詔以大納言正二位藤原朝臣時平爲左大臣以昌泰二年より延喜九年まて十一年也○本院大臣　上に見ゆ○むすめの女御時平公の御女保明太子の女御慶頼王の御母也卒未考○御孫の東宮　慶頼太子也紹運錄に延喜帝皇子保明太子御子慶頼王母時平公女云々紀略に延喜元年四月廿九日癸酉詔以故文彦太子息慶頼王爲皇太子云 文彦太子は保明親王の御事なり延長三年乙酉六月十九日庚辰寅刻皇太子慶頼王薨云々裏書同之○保忠卿も失給ひぬ　藤系に時平一男保忠母人康親王女號八條云々裏書に保忠卿長元八年十二月十七日任大納言年四十承平二年八月卅日兼右大將云々補任同之紀略に承平六年丙申七月十四日庚子大納言正三位兼行右近衛大將藤原保忠薨云

此大將八條にすみ給へはうちにまゐり給ふほといとはるかなるにいかゝおほされけん冬はもちひのいとおほきなるをひとつちいさきをはふたつやきてやきいしのやうに御身にあてゝもち給へりけるかぬるくなれはちいさきをはひとつつゝおほきなるをは中よりわりて御車そひになけとらせ給ひけるあまりなる御よういなりかしそのよにもみ。とゝまりて人の思ひけれはこそかくいひたつへ侍らめこのとのそかしやまひつき給ひてさまくのいのりし給ひしにやくしきやうのとつきやうまくらかみにてせさせ給ふに所謂宮毘羅大將とうちあけたるをわれをくひるとよむなりけりとおほしけるおくひやうにやかてたえいり給へは經のもんといふ中にもこわきものゝけにとりこめられ給へる人にけに。あやしくはうちあけ。るよしさるへきとはいひなからことのはをりふしことに侍る事なり

○やきいし　溫石也○御車副　拾芥抄車副大納言四人近代二人と有○藥師經　藥師瑠璃光如來本願功德經一卷○宮毘羅大將　藥師經に爾時衆中有十二藥叉大將俱在會坐所謂宮毘羅大將伐折羅大將迷企羅大將云々○うちあけたるを　讀經の僧の聲を高らかに打あけたるなり

その弟の敦忠中納言も失給ひにきよにめてたき和歌の上手管絃のみちにもすくれ給へりさかくれ給ひてのち御あそひなとあるをり。に博雅三位のさはる事あ

りてまゐられぬ時はけふの御あそひはとゝまりぬとたひ〳〵めされてまゐるを見てふるき人々はよのすゑこそあはれなれ敦忠中納言のいませし時はかゝるみちに此三位のおほやけをはしめ奉りてよの大事におもはるへきものにもはおもはさりしとそのたまひける

○敦忠中納言　藤系に時平三男敦忠母左衛門在原棟梁女云々補任に敦忠天慶五年三月廿九日任中納言云々紀略に天慶六年三月七日乙酉中納言從三位藤原朝臣敦忠薨云々○上手　下學集に上手起於圍棊而云日本之世云謂々敦忠卿卅六人歌仙乃一人也著聞集に延長七年三月廿七日踏歌後宴のまけわさ次第の事共はてゝ御遊ありけり敦忠笛をふき義方和琴を彈しけり時々みきまいりて下略○管絃　文選註に管絃吹曰管撫曰絃云々博雅三位延喜帝の御孫なり紹運錄に三品兵部卿克明親王男源博雅母時平女從三位皇太后宮權大夫とあり著聞集に博雅は上古に勝れたる管絃者と有

先坊にみやす所まゐり給ふ事本院のおとゝの御むすめくして三四人なり本院のは失給ひにき中將のみやす所と聞へし後はしけあきらの式部卿のきたのかたにて齋院の女御の御はらにてそもうせ給ひにきいとやさしくおはせし先坊を戀かなしみ給ふ大輔なん夣に見奉ると聞て送り給へる「ときのまもなくさめつらむ君はさは夢にたにみぬ我そかなしき　御返事大輔「戀しさはなくさむへくもあらさりき夢のうちにも夢とみしかは　玄上の宰相のむすめかや

○先坊　保明太子也○本院の　時平公の御女の女御也保明親王の妃と藤系圖に有○中將のみやす所　忠平公の御女貴子也大系に忠平女貴子保明太子御息所後重明親王北方云々女子式部卿重明親王北方と御女二人出たり○重明式部卿　紹運錄に延喜帝皇子重明親王母源昇卿女二品式部卿云々○北方　琅江入楚に男は南女は北に住へきいはれなり陰陽を司るゆゑなり仍て貴賤ともに妻室を北のかたと號する也と有○齋宮女御　紹運錄に重明親王女徽子女王母貞信公女號承香殿齋宮女御配村上歌人云々村上天皇の女御なり榮花月宴卷に重明式部卿のみやの御女徽子女御にておはす云々裏書に徽子女王村上女御式部卿重明親王女母貞信公女承平六年九月十二日庚戌卜定齋宮年十二天慶八年正月十九

日遣母喪同七月十六日退出天曆元年入內同三年四月七日爲女御下略○御はらにて　異本に御はゝと有○そも失給ひにき　齋宮女御の御母貞信公の御女中將の御息所の御事也按るに貴子と中將御息所ゝは御兄弟にて共に保明太子の女御にて有しか中將の御息所は太子薨後重明親王の北方となり給へるにや異本裏書に貴子延喜年中入太子宮天慶元年十二月十四日任尚侍十二月叙從三位八年正月叙正三位應和二年十月十八日薨同卅日贈正一位云々御記云貴子延喜年中入太子宮太子薨後守貞節天曆之間父相薨執孝道殊篤仍非當時親戚功學之人爲美其節操所贈也後代以尚侍之職不可必影此恩云々是を以て考れば貴子は齋宮の宮の女御の御母とは異也齋宮女御は天慶八年正月十九日遭母喪退出と有貴子は應和二年十月十八日薨とありて殊に節婦なり○先坊　保明太子なり先坊の上落字あるべし○大輔　保明太子の乳母なり作者部類に但馬守源弼女大輔君云々裏書同之○ときのまも云々　後撰哀に人をなくして限りなく戀て思ひ入てねたる夜の夢にみえければおもひける人にかくなんといひつかはしたりければ玄上朝臣女時の間も云々返し大輔悲しさは云々と有歌の心は先坊を夢にみ給ふときけば君はしばらくの間も心をなくさめつらん我は彼の御別れを歎きてねられぬまゝに夢にも見奉らすかなしきとなり○戀しさは云々　歌の心は明らか也後撰に「戀しさはなくさむべくもあらざりつ夢のうちにも夢とみゆればと有○玄上の宰相　藤系に式部卿宇合後胤中納言諸葛男玄上母有濟勝義女云々補任玄上延喜十九年正月廿八日任參議云々○むすめかや　かやはにやの寫誤なるべし是は上の歌を玄上の女と大輔との贈答といふ事ならん然るに異本に今一人のみやす所は玄上宰相の女にやと有此異本によれば上の贈答の歌他人ときこゆされと後撰に玄上の女とあれば本文のまゝにてよし異本いかゞ

の後そ朝の使に敦忠○中納言少將にてし給ひける宮失給ひてのち此中納言にはあひ給へるをかぎりなくおもひながらいかゞ見給ひけん文範の民部卿はりまのかみにて殿のけいしにてさふらはるゝをわれは命みちかきそんなりかならずしなんす其後君は此文範に

そあひ給はんするとのたまひけるをあるましき事と
いらへ給ひければあまがけりてきえむよにたかへた
まはしなどの給ひけるかまことにさていますそか
し

○後朝の使ひ　彼夢の歌の後朝の使にや○少將に
てし給ひ　異本裏書に敦忠延喜三年正月十三日侍
從年十八去年二月昇殿延喜九年三月十八日左近少
將今案少將者太子死後也と云○文範の民部卿　藤
系に參議元名二男文範云々裏書に文範母大納言扶
幹女云々補任に參議左大辨備後權守天祿元年正月
廿八日兼民部卿云々○けいし　家司令に家令云々
家事を司るものなり源氏の惟光良清の類なり○そ
んなり　孫也纂に子之子曰レ孫々者也續ニ祖父後一也
○あまかけり　命終りて魂の天翔なり禮祭義疏に
魂氣歸於天體魄復于地云々萬葉集に久堅之天所知
流天皇に隱れますなど有○さていますそかし
敦忠卿の御遺言をたがへて今文範卿の室となりて
おはします

たゞこの君たちの御中には大納言源昇卿御女のはら
の顯忠。おとゝのみぞ右大臣までなり給へるその位
にて六年おはせしかどすこしおほす所やありけん出
てありき給ふにも家のうちにても大臣の作法をふる
まひ給はず御ありきのをりはおほみけにて御さきま
ゐらずまれ〳〵もほのかにそまゐりしこせんつかひ
給はすはつかにかすゝくなにてそさふらひし御車そ
ひ四人つかはせ給はさりき又はんさうたらひにて御
手すまさす。寢殿のひんかしのまにたなをしてこお
けにちいさきひさげくしておかれたれば仕丁つとめ
てここにゆ。もて參りていれければ人してもかけさ
せ給はすわれ出させ給ひて御手つからそすましける
御めし物はうるはしくこきなとにもまゐりすへてた
ゞ御かはらけにてたいなどもなくおしき。にとりす
へつゝそまゐらせけるけんやくし給ひし。もさるべ
き事のをりの御さと御はんところにてそ大臣とは見
へ給ひしかくもてなし給ひしにや此おとゝのみぞ御
そうの中に六十餘までおはせし

○大納言昇卿　大系に左大臣從一位源融公男昇大
納言民部卿云々補任源昇延喜十四年八月廿五日任
大納言云々顯忠大臣藤系に時平三男顯忠母大納言
源昇女云々○右大臣まてなり給へる　紀略に天德

四年八月廿二日己丑大納言藤原朝臣顯忠爲右大臣云々○其位にて六年　天德四年より康保二年まで六年なり○作法　左傳に容止可觀作事可法云々○おぼろけ　朧々として不明をいふ爰は急度せさるなり御さきまゐらす前驅をもつかひ給はて御さきもおはせたまはぬなり○こせんつかひ給はす　前駈番ひ給はぬにはあらず仕ひ給はぬなり○御車そひ四人つかはせ給はざりき　拾芥抄に車副左右大臣內大臣四人云々是を省略したまふなり○はんさうたらひ　和名鈔に匜說文云匜移爾反一音移和名波爾佐布柄中有道可以注水之器也俗用楾字所出未詳但和名之義或說云有柄半插其內故呼爲半插也云々盥音管音一貫澡手也字從臼水臨皿也揚氏漢語鈔云澡盥多良比用手洗二字云々○ひさけ　和名鈔に杓唐韻云音與酌同和名比佐古掛水器也云々○仕丁　下部なり○うるはしきこきなどにてもまゐり　美麗の御器などにてもまゐり也疑ふらくはまゐり給はすなるべし○たいなどもなく　懸盤などにてもめし給はぬなり○けんやく　勻會に儉約去奢從約謂儉約云々○さるへき事の折の御座と御はんの所　顯忠公凡て御儉約にて少も大臣らしき事おはしまさねと陣の御座などや又御劍の上などはさすがに右大臣におはしますとなり六十餘までおはし

紀略に康保二年四月廿七日甲子右大臣兼左大將藤原朝臣顯忠薨六十八云々十訓抄に時平公は延喜九年四月九日卅九にして薨御むすめの女御其御孫東宮も失給ふ一男八條大將保忠卿は承平六年七月十四日四十六にて失給ひき三男本院中納言敦忠卿天慶六年三月七日四十八にてかくれ給ふ二男富小路右大臣顯忠公のみそ深く天神に恐れ〳〵て每夜庭に出て天神を拜み奉りて事において儉約を用ひ給ひけり大臣にて六年おはしけれとも前駈をも召くし給はすかたの如く後車はかりそ有ける日隱の間に小桶に杓を具して水を入置て御手をすましけり其故にやありけん右大臣左大臣從二位をへて康保二年四月廿四日にぞ六十八にて失給ひにける正二位をは後におくられけり

四分一の家にて大饗し給へる人なりとみのこゝちの大臣と申す是より外の君たち皆三十餘四十に遇給はす其故はたゝことにはあらす此北野の御なけきにな

んあるへき

〇四分一の家　先代の家よりみれは四分一となり御殿のちいさきなり是も顯忠公の御儉約によりてなり〇大饗　大臣大饗上にみゆ古事談に富小路顯忠右大臣時平御子也毎夜出庭奉拜天神云々以儉約爲事銀器操手洗等水不被用又出仕之時全無前駈只後車如形被相具に大饗之日小野宮殿爲尊者きたなけなり無由之所に來にけりとおほしける程に車宿にもつるめふる馬二疋引立之着額白云々尊者自幕隙見之令咲給云々宇治拾遺には大饗の時顯忠公良馬を引出物に引れけれは一座大きにほめて家のみくるしきも消てめてたかりきと有古事談と異なり〇とみのこうち　大系に顯忠右大將右大臣號富小路云々拾芥抄京程圖に京極と萬里小路との間に富小路みえたり

顯忠。大臣。御子は元すけの宰相とておはせし御子也今の三井寺の別當心譽僧都山階寺權別當快公僧都なとこのきんたちにてこそ物し給ふめれあつたゝの中納言御をのこゝあまたおはしける中に兵衛佐何かしの君とかや申しそのきみ出家しつて往生し給ひにきとかその僧の御子なりいはくらの文慶僧都は敦忠公の御むすめはひはの大納言の北の方にておはしきかしあさましき惡事を申おこなひ給へりしつみにより此おとゝの御すゑはおはせぬなり

〇元すけの宰相　藤系に顯忠一男元輔云々補任に元輔從四位上天祿三年閏二月廿九日任參議云々〇三井寺　三井寺近江國志賀郡に有り一名園城寺號長等山釋書に園城寺者大友與多之所建也初天智帝勅大師大友氏移崇福寺建此地安丈六彌勒像天皇有夢又勅大師還遷本地大師薨其子與多承顧命奏天武帝創之並是大師之家基也云々〇心譽　大系藤系共に心譽を重輔の子と出せり重輔は元輔の弟なり異本裏書に心譽長和□年十一月廿一日任權律師□年三月十五日權少僧都寛仁三年辭僧都但可□謂也有宣旨治安四年六月廿六日任權大僧都依爲法成寺別當藥師堂今日供養仍所任也萬壽三年五月廿五日給□七十五戸主上御藥加□賞下略　榮花本の雫卷に三井寺より僧扶公快は誤なり〇山階寺　大和國に在奈良一名興福寺釋書に齊明天皇三年冬十月內臣鎌子建山階寺云々和銅三年春三月辛酉遷都于和州

平城右僕射藤公建興福寺云々元山階に有しゆゑ山しな寺とはいふなり○快公　大系藤系共に快公を重輔と出せり榮花系には快作扶異本裏書に扶公長和□年十一月任權少僧都治安元年十月十五日任權大僧都春日行幸賞依爲興福寺別當也下略榮花本雫卷に山階寺の別當僧都手をつくしたり□う僧都同し事□編年記に扶公萬壽□年六月廿七日補興福寺別當と有○兵衞佐何かしの君　兵衞佐職掌上に見ゆ藤系に敦忠子助信母參議源等女從四位下內藏頭右中將往生極樂記に延曆寺町門眞覺者權中納言敦忠卿第四男也初在俗時官歷右兵衞佐康保四年出家云々入滅之日誓願曰我十二箇年所修善根今日惣以迴向極樂入滅之夜三人同夢衆僧上龍頭舟來相迎而去云々○いはくら　拾芥抄に石藏王城四方在之云々諸社根元記に天の岩戸の落下りて岩倉となると有名所和歌集に石藏山東北愛宕郡西乙訓郡以上三ヶ所云々大雲寺緣記に北岩藏山大雲寺者圓融院御願日野中納言文範卿草創也云々文飯室座主觀音院大僧正徒弟文慶法印依勅初當寺別當職云々○文慶　藤系敦忠息相信すけのふの子文慶と有文慶は

のはの字衍也榮系に相信と有異本裏書に文慶寛弘□年四月廿四日權律師□年四月廿七日輔正長和□年十月日輔權少僧都寛仁元年輔正治安三年□月廿九日補權大僧都同年辭退長曆二年六月□□叙法印永承元年□月□日卒去云々○敦忠公の御むすめ　公は卿の寫誤なり敦忠卿の御女は枇杷大納言の北方と榮花にもみゆ○ひわの大納言　紹運錄に延喜帝皇子代明親王三男源延光號枇杷大納言云々補任に延光天延三年正月廿六日任大納言云々○惡事をおこなひ　時平公の事にて菅家を讒言のことなり

さるはやまとたましゐなとはいみしくおはしたるものを延喜の世間の作法したゝめさせ給ひしかと過差をえしつめさせ給はさりしに此殿せいをやふりたる御さうそくのことのほかにめてたきをしてうちにまいり給ひて殿上にさふらひ給ふをみかとしとみより御覽して御けしきいとあしくならせ給ひて職事をめしてせけんの過差のせいきひ(イし)らきこ(イに)ろ。左のおとゝの一の人といひなから美麗ことの外にてまゐれる便なき事也すみやかにまかりいつへきよしおほせよ

とおほせられければうけたまはらんもいかなることに
かとおそれおはえければまゐりてわなゝく／＼しか
／＼の由と申ければいみしくおとろきかしこまり
うけ給はりて御随身のみさきまゐるもせいし給ひて
いそきまかり出給へは御前ともゝあやしと思ひてな
んさて本院のみかと一月程とゝまてみすのとにも出
給はす人なとのまゐることもかむたうのおもけれはこ
てあはせ給はさりけりさりしにこそよの中の過差は
たひらきたりしかうた／＼にうけ給はりしかはさて
はかりそしつまらんとてみかと御心あはせ給へう
けるとそ

○やまとたましゐ　日本魂也菅家遺誡に漢才和魂
云々源氏乙女巻に猶才をもとゝして倭魂のよにも
ちひらるゝかたもつよく侍らめ云々後拾遺俳諧赤
染衛門さもあらはあれやまとたましゐかしこくは
ほそちにつけてあらすはかりそ○延喜の世中の作
法　延喜格也編年紀に延喜七年左大臣時平奉勅撰
延喜格十二巻云々○過差　格式に過たかひたるを
いふ○御さうそくの殊の外にめてたき　御装束制
に過てうるはしきをめし給へるなり○ことしさみ

禁秘鈔に殿上六位上戸自小時出仕上臈殿上所望云々
和名抄に蔵人云々和名之豆美和陀光者也云々○職事
職原に蔵人頭公卿第一人雖明當云々四位侍中
職事人蔵五位中又撰補三人六位中又撰補四人
前之蔵事云々○きひらき　きひしきの高まなり○
一の人　職原に執柄必當一座之宣旨故稱一人云々
○御せんとも　前駈なり○かんたう　下學集に勘
當爲君父所擯之義云々文徳實録に本朝俗爲君父擯
斥日勘當云々禁秘鈔に勅勘無風情不見天氣御門之
外無他云々○世中の過差はたひらきたり　新古今
維に延喜御時女蔵人内匠白馬節會見侍りける事よ
り紅の出し衣出したりけるを檢非違使糺さんとし
ければ云々古事談に延喜須上達部時服不好麁装云
々○本院のみかと一月はことゝせて　拾芥抄に本
院依新制勅勘之時籠居此家云々時平公の御家なり
此左大臣ものゝおかしきそえねんせさせ給はさりけ
りわらひたゝせ給ひぬれはすこふる事もみたれける
か北野に世をまつりこたせ給ふあひたひたすらなる
事おほせられけれはさすかにやむことなくてせちに
し給ふ事をはいかゝはおほしてこのおとゝのし給ふ

ことなればふひんなりとなけき給ひけるをなにかし
のすることにも侍らすおのかれかかまへにてかの御
事をとゝめ侍らむと申ければいとあるましき事いか
にしてかはなむとの給はせけるをたゝ御覧せよとて
さにつきてこときひさしくさためのゝしり給ふにこ
の史ふむはさみにふみはさみていちなくふるまひて
このおとゝにたてまつるとていとたかやかにならし
て侍りけるにおとゝふみもえとらすしてわなゝきて
やかてわらひてけふはすちなし右のおとゝにまかせ
申とたにいひやり給はさりければそれにこそすかは
らのおとゝのこゝろのまゝにまつりこち給ひけれ
○おかしさそえねんせさせ給はさりける　笑ふに
たへさせたまはぬ也○やむことなく　むの下この
字脱せりやむことなくなり眞名伊史と有するは寫
誤なり史は職原に太政官の屬官大史二人云々行宮
中事謂之官務云々官務者太政官文書悉知之樞要重
職也云々○かまへにて　榮花浦々の巻にかしこ
くかまへてとも有僞なり謀なり○かの御事　時平
公の非道の政事なり○こときひさしく　事きひ
しくなりひさのさは衍字なり異本のかたよろし○

いとあるましき事　史か謀計を以て事もなくとゝ
め侍らんと申を右大臣殿のさやうに心易く其事を
とゝむる事はえあるましくとのたまふ也○ふむは
さみ　文杖なり桃花蘂葉に文杖有黒白依文相替云
々建武年中行事註に圖あり○いちなく　ちはらの
誤りなりいらなくはことごとしきなり此詞大和物
語竹取物語徒然草なとにみゆ○ならして　凡和名
鈔に四聲字苑云　屁積聚匹鼻反三字通也揚氏漢語
抄云放屁和名倍比流下部出氣也云々へひるをなら
といふは鳴といふ事ならん宇治拾遺にも屁をなら
と有○わなゝきて　異本に手わなゝきと有時平公
あまりのおかしさに手惜き栗へ給ひて文もえとり
得給はぬなり

また北のかみにならせ給ひていとおそろしく神なり
ひらめきせいりやうてんにおちかゝりぬとみえける
日本院のおとゝたちをぬきかけていきてもわかつき
にこそものし給ひしかけふ神となり給ふともこの世
にはわれにところおき給ふへしいかてかさてはある
べきそとにらみやりの給ひける一とはしつまらせ給
へりけりとそよの人申侍りしされごそれはかのおと

とのいみしくおはするにはあらずわうゐのかぎりなくおはしますによりてりひをしめさせ給へるなり

○かみにならせ　雷にならせ給ひなり和名鈔に雷公兼名苑云雷公一名雷師力囘反和名伊加豆知一云奈流加美云々編年記に師檀延曆寺第十三座主法性坊尊意和尙室化來曰吾欲入帝都遂愁恨散縱雖下官旨敢不可參給即時雷電靈王城○和尙蒙三度宣旨爲御修法云々菅家のたしかに雷となり給へるといふ事無見所然れども古書に御靈のやうにかゝれたり

○いきてもわかつき　時平公左大臣菅公右大臣なれば我次といへり○こころおき給ふべし　一所を除置の意也時平公一階上なればなり十訓抄に十善萬乘の年なれども所をおき奉らぬ習ひかなし寶物集に國王大臣にも處を置す云々○さてはあるべきさやうにてはなきか也按に延喜（崇覺カ）。長の比霹靂しは〳〵ありし世に菅公の靈なりといへり但し淸涼殿におちて淸行卿希世朝臣の燒死し給ひしは延喜八年六月廿八日なり爰はそれよりの□□事也裏書に菅家延喜元年四月廿日詔運補本官本位右大臣從二位令燒却去延喜元年正月廿五日宣命贈正二位正曆四年五月廿日贈左大臣正一位或云天曆九年二月廿七日贈正一位依安樂寺廟託宣同閏十月廿日贈太政大臣云々異本裏書に時平大臣并菅廟事（[illegible]）寛平遺誡云左大將藤原朝臣者功臣之後其年雖少已熟故理先年於女事有失朕早忘却不置於心朕者春加敎勵令勤公事又已爲第一之臣能顧問而縱其輔道新君愼之右大將菅原朝臣是鴻儒也又深知政事朕選爲得士多諫正仍不次登用以答其功加之朕前年立東宮之日只與菅原朝臣一人語定此事女知尙侍也其時無其相議者一人又東宮初立之後未經二年朕有讓位之意朕以此意密之語菅原朝臣而菅原朝臣申云如此大事自有天時不可忽不可早云々仍或上事或吐直言不愼朕言又正諫也至于今年告菅原朝臣以朕志必可果之狀菅原朝臣更無所申事に奉行至七月可行事之議人口云々殆至於欲延引其事菅原朝臣申云大事不再擧事若留則變生云々遂令朕意如石不轉惣而言之菅原朝臣非朕之忠臣新君之功臣乎人功不可忘新君愼之又古人口傳之延喜御時相者伯人參來天皇御于簾中聞御聲云此人爲國主聲多上小下之聲也叶國體天皇恥給不出御次先坊（保明太子）左大臣時平右大臣菅原三人

列座依勅令相云第一人先坊容貌過國 各不叶 此國不可久輿爰貞信公爲淺薦公卿遙離列候給相者申云被候人才能心操形容旁叶國定久奉公輿寬平法皇聞食此事被仰云三人事吾不見及於貞信公者向後必可善之由所見也因之第一女源氏於朱雀院西對有嫁娶之儀于時貞信公大辨參議云々法皇同御東對又貞信公云吾賢慮之條雖見不可省申左大臣之由年來所相存也於他事更不可及申令相者之所見花所爲耻也云々九日後朝同賦秋思應製　承相度年幾樂思今宵觸物自然悲聲寒洛津風吹處葉落梧桐雨打時君富春秋臣漸老恩無涯岸報猶遲不知此意何安慰飲酒聽琴又詠詩去六月頃朝家差使武藏權守菅原朝臣幹正被奉太宰安樂寺是則贈菅右丞相正一位左大臣也幹正朝臣續宣命出之間自珠簾內有表紙書隨風出矣即一絕其詞云于時正曆四年而已件正文詩今在外記局非彼御手跡似道風手云々或記云彼寺僧夢道風令書云々忽驚朝使開荊棘宮品高加拜感成雜悅仁恩罕遂屈但懸存沒左遷名託宣何家門用式風烟筆硯枕來十九年每仰蒼天恩故事朝々暮々淚漣々正曆四年十二月朝家差使散位菅原朝臣爲理被奉安樂寺是贈靈廟於太政大臣也宣命之後有託宣一句矣先是同月十二日召入禰宜藤原長子於廟內殿中曾不令出戶外令仰云贈宮位使十六日可到來之由南山隱士有被告之其間依有可仰所令候也于時十六日勅使參到讀宣命之間以別當僧松壽所令書詩也其詞云昨爲北闕被悲士今作西都雪恥尸生恨死歡其奈我今須望足護皇基古老傳云此詩北野天神爲令詠之人每日七度令護誓給之詩也馬年深蒼煙之松雖老龍光露暖紫泥之草再新爲時詠云

大鏡短觀抄卷三上

廣平親王　三品兵部卿母藤祐姫天暦三年九月十日薨年廿二
致平親王　四品兵部卿母同天慶正妃在衡女天元三年五月十一日出家住三井寺號宮
輔子內親王　母同齋宮□□□年卜定
資子　一品准后天延三年十二月授一品准后承和四年四月薨
承子內親王　天暦三年二月□親王二歳同五年□月廿五日薨年四歳
保子　永延元年八月廿一日薨三十九歳配入道太政大臣後出家
盛子內親王　母左大臣顯光主女御元子□□年七月二十日薨
規子內親王　天延三年六月爲齋宮寛和二年五月十□日薨年三十八
學子內親王　無品天暦八年九月廿八日薨號桂宮母□□□子參議十世王女
資平　治暦三年十二月卒八十二

一左大臣仲平此おとゝ是もとつねの次郎御母は本院の大臣におなし大臣の位にて十三年そおはせし枇杷左大臣と申御子もたせ給はす伊勢か集に「ほに出て人にむすはれにけりなとよみ給へるはこの人におはす貞信公よりは御兄にあたらせ給へと廿年まて大臣になりおくれ給へりしつひになり給へれはおほきおとゝの御よろこひの歌「おそくとくつひにさきぬるうめの花たかうゑおきしたねにかあるらん」やかて其花をかさして御對面よろこひ給へる

○左大臣仲平　藤系に基經二男仲平母人康親王女號枇杷大臣天慶八年薨略記に承平七年正月廿二日乙亥以右大臣從二位藤原朝臣仲平爲左大臣補任正三位仲平承平三年二月十三日任右大臣左大將如元五十九○大臣の位にて十三年　記略に承平三年二月十三日己未詔以大納言正三位藤原朝臣仲平爲右大臣裏書に仲平延喜八年二月廿三日任參議年三十四同七年正月廿九日任中納言延長八年正月十二日轉權大納言承平三年二月十三日任右大臣年五十九同七年正月廿三日轉左大臣記略に天慶八年九月五日戊戌入道左大臣藤原朝臣仲平薨按るに承平三年より天慶八まて十三年也○枇杷左大臣　拾芥抄に枇杷殿左大臣仲平公宅昭宣公家近衛南室町東或鷹司南東洞西院一町江談抄に仲平大臣者富饒人也枇杷殿一町內四分之一　牡□□皆立倉庫珍寶玩好不可勝計○伊勢か集　藤系に參議眞夏後大和守繼蔭女號伊勢七條后宮女房歌人云々伊勢家集一卷あり○ほに出て人に　伊勢家集につかうまつる所より早くのほらせよと仰給ひけれは早くのほり給へも

とより宮仕へをこそし給へと思ひしかともおもはせていふにしぬる心ちすへしよしなき君たちをやは思ひかけしなといひてあけてうちまゐり仕るあひたに此男の兄なるをとこありける今はあの人は世にもとはし何かたのみ給ふ我を思へなとせちにいへと文はかりは見つゝさらにあはてありけりかくいふけしきもとの人はしりたりけり女さとに出て秋せんさいなとのおかしかりける尾花をなん手すさみにむすひたり此つらかりし人のきたりてよみたりける「花薄われこそふかくたのみしかほに出て人にむすほれにけり」古今集戀に題知ず藤原仲平朝臣花すゝき我こそ云々○廿年まて大臣になりをくれ　仲平公は御兄なれとも御弟の忠平公に大臣をこされ給ひし也紀略に延喜十四年八月廿五日忠平公を右大臣とすと有仲平公は承平三年に右大臣になり給へは廿年忠平公にをくれ給へり○おほきおとゝ　忠平公なり紀略に承平六年八月十九日忠平公太政大臣になり給ふとあり承平三年はいまた左大臣にておはしつれと極官を爰にあけたるなり○おそくとく　大和物語におほきおとゝは大臣になり給ひてとしころおはするに枇杷殿おとゝはえなり給はてありわたりけるを終に大臣になり給ひにける御よろこひにおほきおとゝ梅を折てかさし給ふて「おそくとく云々歌の心は遅速を梅の花にたとへ給へり誰植置し種とは誰か種そ兼經公の御權なれはといふにそへられたり此歌新古今集雜に出袋草紙におそくとく終に咲ぬる梅の花といふ歌は貞信公歌云々兩公忠辨集云枇杷大臣右大臣になり給へる年の春御慶に太政大臣おはしましたれは御あるしこよなくつかうまつりて御かはらけあまたゝひになりけるほとに權中納言敦忠君の御前の梅花をかさして「おそくとくつかうまつる色もかもことしの春は梅花ふたゝひ匂ふ心ちこそすれ如此は敦忠卿歌歟と有按るに今の公忠集に此歌の事不見むかしの集にはしか有しにや續後撰雜に枇杷大臣始て大臣になりて侍るころよろこひにまかりて貞信公「折て見るかひもあるかな梅花二度春にあふ心ちして」返し枇杷左大臣「埋木に花さく春のなかりせはまちかき枝も誰か折まし」玉葉集春に枇杷左大臣の大臣になりて人々歌よみ侍け

ゐに源公忠朝臣「いろもかも今年の春は梅の花二度匂ふ心ちこそすれ」
ひさしの大饗せさせ給ひけるにもよこさまにすへさせ給ひけるこそさしころすこしかたはらいたくおほされける御心さけていかにかたみに心ゆるし給へりけんと御あはれひめてたけれこのとの丶御心そまことにうるはしくおはしましける昔人きゝしろしめしたる事なり此おと丶にいせのみやすところのわすられてよむ歌「人しれすやみなましかはわひつ丶もなき名そとたにいはまし」物を一
○ひさしの大饗　大饗上に見えたりひさしは母屋の庇などにて大饗せらる丶なり徃然草に大臣大饗はさるへき所を申うけて行ふ常の事なり宇治左大臣殿は東三條殿にて行はる内裏にてありけるを申されけるによりて他所へ行幸有けりさせよせなけれこと女院の御所なとかり申故實なりとぞ○よこさまにする　彼大臣大饗の折なと仲平公淺宮におはしますは御弟なれとも先忠平公へ配膳なとす丶らる丶を横さまにといふなるへし○こ丶ろゆるし異本に心ゆかせと有り御あはれひめてたけれ

異本に御あそひめてたしと有本文ひは衍字也○御心そまことにうるはしく　今昔物語に□□□□○いせのみやすところ　細流に御息所は御子誕給ふ女御更衣をいふと有華江入楚に凡更衣は便宜の殿にさふらひて御衣を改かふ仍て御息所といふ其事において寵を得る人を御息所といふ又東宮の正室は必御息所といふ是后かねなり一禪は御子の有無にはよらしと云々○わすられてよむ歌　伊勢集に人のつらくなるころ「人しれず絶なましかば云々歌の心は人に知られざる中ならば絶ぬるともなき名そといふべきを侘しくかなしき中にも是は人にしられたる中なればいはんすへなく悲しとなり此歌古今集戀には題しらず伊勢と有
一太政大臣忠平貞信公　此おと丶是基經のおと丶の四郎君御母本院の大臣ひわの大臣におなじ天慶四年辛丑十一月關白の宣旨かうふらせ給ふ延長八年十一月廿一日攝政宣旨くだり給へり公卿にて四十二年大臣の位にて三十六年よをしらせたまふ事廿年（天暦三年八月十四日失）（さかへ給ふ時御年七十）のちのいみな貞信公となつけたてまつる小一條の太政大臣と申朱雀院ならびに村上の御をぢに

おはします此御子五人そのをりは我御位太政大臣にて御太郎左大臣にてさねよりのおとゝ是小野宮殿と申す次郎右大臣師輔のおとゝ是を九條殿ときこえさせ第四郎師氏大納言と聞えき五郎に又左大臣師尹のおとゝ小一條殿と申きかし此四人の君たちの左大臣大納言にてさしつゝきおはしましゝいみしかりし御ゐいくはそかしをんなこひとゝころは先坊のみやす所にておはしましき

○太政大臣忠平　藤系に基經四男忠平母時平號小一條云々略記に承平六年八月十九日□□□以左大臣藤原忠平朝臣任太政大臣攝政如元○關白の宣旨　略記に天慶四年十一月八日太政大臣藤原朝臣忠平辭攝政爲關白年六十三○攝政の宣旨　略記に延長八年九月廿二日壬午天皇逃位讓皇太子寛明親王詔曰左大臣藤原朝臣保輔幼主攝行政事云々紀略同之此段本文前後したり延長は天慶より以前也攝政は幼君なれは是を置るゝ帝王御成長の後は關白となさるゝ也又本文に十一月十一日攝政と有紀略略記と異也○公卿にて四十二年　略記に忠平公延喜八年正月十二日任參議云々紀略に天暦三年八月薨とあれば公卿の間四十二年也○大臣の位にて三十六年　紀略に延喜十四年八月廿五日己丑詔以大納言正三位藤原朝臣忠平爲右大臣左大將如故云々延喜十四年より天暦三まで三十六年也○よをしらせ給ふ事廿年　延長八年攝政の年より天暦三まで廿年也○八月十四日失させ給ふ　略記に天暦三年八月十四日乙酉戌時太政大臣藤原忠平公薨小一條第年七十病間公家賜度者世人又大赦天下云々紀略同之榮花月宴卷にかゝるほどに太政大臣殿月頃なやましうおほしたりつるに天暦三年八月十四日失させ給ひぬ此三十六年大臣の位におはしましけるを御年ことしぞ七十になり給ひにける裏書に貞信公忠平昌泰三年正月廿八日任參議年廿二月廿日辭職參議讓叔父清經朝臣于時太皇太后宮大夫右衛門督依法皇命也　同五月十五日更兼右大辨延喜八年正月十二日更參議同九年四月九日任權中納言同十一年正月十三日轉權大納言同十四年八月十五日任右大臣云々新勅撰雜に貞信公隱れ侍りて後彼家にまかりて讀侍りける九條右大臣「行かへり見れは昔の跡なから頼みしかけそとまらさりける」○のちのいみ

な　貞信公いみなの上御の字落たり略記に天暦三年八月十八日己丑々時薨太政大臣於法性寺外長地詔贈正一位壽貞信公勅使大納言清蔭和參議庶明朝臣等向彼處○小一條の太政大臣　拾芥抄に小一條近衛南洞院西師尹公家一云由吹殿清和天皇誕生所貞信公押角有宗像社○朱雀院ならひに村上の御をち　忠平公は朱雀村上の御母后穩子の御兄弟なれは御伯父なり○をのゝみや　拾芥抄に小野宮大炊御門南烏丸西惟高親王家元頼傳[illegible]之清愼公傳領○九條殿　拾芥抄に九條殿九條坊門南町尻東右大臣師輔公家○小一條殿　上に見ゆ○御子五人　榮花月宴卷に今の太政大臣にては基經の大臣の御子四郎忠平の大臣帝の御伯父にて世をまつりこちておはす其大臣の御子五人そおはしける太郎は今の左大臣にて實頼と聞えて小野宮といふ處に住給ふ次郎は右大臣にて師輔の大臣九條といふ處に住給ふ三郎の御ありさまおほつかなし四郎師氏と聞えける大納言まてなり給ひける五郎師尹の左大臣と聞えて小一條といふ處に住給ふ○左大臣大納言
　左の下右の字脱せり異本のかたよろし○先坊の

みやす所　坊は東宮の御事なり先坊とは保明親王を云醍醐天皇の皇子にて則東宮に立給ひしか早世まし〳〵けり上の卷に見ゆ御息所は忠平公の御女なり韓系に忠平女貴子保明太子妃とあり

つねに此三人の大臣たちの參らせ給ふれうに小一條の南かてのこうちにはいしたゝみをそせられたりしかきた侍るそかしむなかたの明神おはしませは洞院こしろのつしよりおりさせ給ひしにあめなどのふる日のれうとそうけたまはりしおほかたその一町は人まかりあるかぎりきいまはあやしき物もうま車にのりつゝみし〳〵とあるき侍るはさよむかしのならひにいとかたじけなくこそ見給ふれおきなどもは今もおぼろけにてはさほり侍らす今日も來り侍らんかこしのいたく侍りつれば術なくてまかりさほりつれさ猶いしたゝみをはよきてそまかりつるみなみのつらのいさゝき泥をはふみこみて候つれはきたなきものもなくなりて侍るなりとてひきいてゝみす先祖の御物は何もおしけれど小一條のみなんように侍らぬ人は子うみしぬるれうにこそ家もほしく侍るにさやうのをりは外へわたらん處は何にかはせん亦おほか

たつねにもたゆみなくおそろしきぞかの入道殿には
仰らるゝなれ
○かてのこうち　勘ヶ由小路也○むなかたの明神
　諸社根元記に勘解由小路宗像社田心姬湍津姬市
杵島姬云々土記に延久元年五月十八日春宮權大夫
良基來語申云小一條本緣內麿大臣爲三位之時爲男
正六位上冬嗣自當麻松長手被買取云々冬嗣爲內舍
人參內到東洞院近衞御門之間廬中有聲云暫留聞吾
者靡聲暫留乃示云於小一條買取件地可居住福及子
孫我又住此邊爲汝護有聲無形隨有怖畏答云如只今
者無可買取之力云々其後經兩月又有聲所示如初答
又同若自身力不堪者可被申嚴父也於是彼大臣許諾
次問此聲爲誰乎答云我是住筑前國宗像郡及大和以
是相尋自知歟又件家傍作善居所我必護汝一家雖我
住所々有可敎化洛陽之思也云々○洞院こしろの
こはうの寫誤にてうしろのつしなり○むかしのな
らひ　異本にむかしのなこりとあり○術なく　續
世繼砂石集などにも此詞あり窮困の義なり〕外へ
わたらん處　宗像明神おはしませば穢不淨を忌で
子產しぬる時は外へわたらせたまふなりさやうの

家は先祖の傳領にても不用なりさそ
此貞信公は宗像明神うつゝにものなど申給ひけり我
よりは御位たかくてゐさせ給へるなんくるしきと申
給ひければいとふびんなる御事なるかなとて神位は
申させ給へるなり
三代實錄に貞觀元年二月晦日丙辰筑前國從二位勳
八等田心姬神湍津姬神市杵島姬神並正二位太政大
臣東一條第從二位勳八等田心姬神湍津姬神市杵島
姬神並正二位此六社居雖異實是同神也編年記に宗
像大明神常有御託語但神位階依爲下﨟神殊痛思召
仍貞信公申與神階給云々東齋隨筆にも出たり神社
考に宗像社神書疏云神名帳筑前國宗像郡宗像神社
三座是也田心姬胸肩湍津姬宇佐明神市杵島姬嚴島
明神貞信公忠平居小一條是宗像明神所移坐自筑紫
也從洞院後路而下車爲備雨時布甃于小路時々神現
形與公語或時神告其位卑於公々奏增神位云々諸神
記に建治二年請文云□□東一條宗像神社三座元爲
式外之神而去年建治卜部兼文依勸奏予可預四度官
幣之宣下了

彼殿いつれの御時とはおぼえ侍らず思ふに延喜朱雀院の御迹とにこそは侍りけめ宣旨うけたまはらせ給ひてれこなひに陣の坐さまにおはします道に南殿御帳のうしろの程とほらせ給ふほとに物のけはひして御かたちのいしつきをとらへたりければいとあやしくてさくらせ給ふにけはむく〱とおひたる手のつめはなかくかたなのはのやうなるにおになりけりといとおそろしくおほしめしけれとおくしたるさまみえしとねんせさせ給ひておほやけの勅定うけたまはりてかためにまゐる人とらふるはなにものそゆるさすはあしかりなんとて御たちをひきぬきてかれか手をとらへさせ給へりければまとひもちはなちてこそうしとらのすみさまへまかりにけれ思ふに夜の事なりけんかしことこのはらの御ことよりも此殿の御事申はかたしけなくもあはれにも侍るかなとてこゑうちかはりてはなたひ〱うちかむめりいかなりける事にか七月にてうまれさせ給へるとこそ申つたへたれ天暦三年八月十四日にて失させ給ひにける正一位そうせさせ給ふ

○陣の座　拾芥抄に陣座右近南殿東日華門内右近日華門内云々北山鈔に陳座事於左近陳定雜事者大將及宰相中將着納言座次將着參議座云々○南殿　拾芥抄に云紫宸殿とあり○御帳　上に見えたり○いしつき　匀會に予戟底平者爲鐓銳者爲　○むく〱　けのはえたるさまなり○おになりけりと　○かため　異本にさためとあり陣の定めなり陣定は公卿僉議なと云に同し○まとひもちはなちて　もちはうちの誤なり○うしとら　舊事記に艮ウシトラとよめり艮を鬼門と云風俗通に東海度朔山有大桃樹其北有鬼門神荼鬱壘二神守之主領萬鬼云々源氏夕顏の卷に南殿の鬼のなにかしの大臣をおひやかしけるためしをおほし出てと有は忠平公の此御時の事なり○はなうちかむめり　泣さまなり○七月にてうまれ　俗に云月たらすなり編年紀に忠平公在胎七ヶ月誕生人也云々五雜爼に胎十月而子生精氣足也然亦有七月而生者亦有過期至十四五月者所感異也云々○失させ給ひにける　忠平公薨去上に見ゆ○正一位そうせさせ給ふ　紀略に天暦三年八月十八日己丑々時葬太政大臣於法性寺外艮地詔贈正一位諡貞信公云々北山鈔に天暦三年八月

十四日戊刻貞信公薨十五日奉遷法性寺東岡本也同十八日任葬使可問贈物之由彼是中略贈正一位封以信濃國謚曰貞信公

一太政大臣實頼小野宮後安和三年五月十八日薨七十二贈正一位 これ忠平のおとゝの一男におはします小野宮のおとゝと申き御母寛平法皇の御むすめ大臣の位にて二十七年天下執行攝政關白し給ひて二十年はかりやおはしけん小野宮大臣と申き天祿元年五月十八日失させ給ひにき御とし七十一と申き御いみな清愼公也

○太政大臣實頼　藤系に忠平一男實頼母右大臣能有女紀略に康保四年十二月十三日丁卯任大臣以左大臣爲太政大臣○小野宮　此分註異本になし彼は殿の誤りなり○これたゝひらの　例によらはこのおとゝはと可有なり○寛平法皇の御女　紹運錄に宇多天皇々女源傾子配貞信公云々是實頼公の御母なり藤系に源能有女と有は誤りなり裏書にも清愼公貞信公一男母宇多天皇源氏傾子朝臣昌泰三年庚申誕生と有○大臣の位にて廿七年　略記に天慶七年四月九日　大納言藤原朝臣實頼任右大臣云々天慶七より天祿元薨去の年まて廿七年なり○天下執

行攝政　編年記に實頼康保四年六月廿二日爲關白云々同記安和二年八月十三日改關白爲攝政と有紀略に安和二年八月十三日戊子令太政大臣攝行政事如貞信公故事云々○攝政關白し給ひて廿年　誤りなり康保四年に關白になり給ひて天祿元年に薨し給へは四年也○小野宮　拾芥抄に小野宮大炊御門南烏丸西惟喬親王家定頼傳領之清愼公傳領古今著聞集に小野宮は惟喬親王双六の質に取り給ふ也とあり○失させ給ひにき　紀略に天祿元年五月十八日戊午申刻攝政太政大臣從一位藤原朝臣實頼薨五月廿日庚申固關警固贈故太政大臣從一位藤原朝臣正一位封尾張國爲尾張公謚曰清愼公云々愚管抄に小野宮失られたりけるとき弔のため門に人多く來り集りたりけるが昔は德ある人のうせたるには擧哀といひてあつまれる人聲をあけて哀傷する事ありけれと今はさる人もなし此時門外にあつまれる貴賤上下擧哀の聲おのつから出來て哀みける天下になけくへきを極りにけりと人は申けれ云々

和歌の道にもすくれおはしまして後撰にもあまたいれり大かた何事にも有職に御心うるはしくおはしま

す事はよの人の本にそひかれさせ給ふをのゝみやの南おもてには御もとゝりはなちていてさせ給ふ事なかりきそのゆゑはいなりのすきのあらはに見ゆれは明神御覽すらんにいかてかなのけにてはいてんとの給はせていみしくつゝしませ給ふにおのつからおほしわすれぬるをりは御袖をかつかせ給ひてそおさうきされかせ給へる
○後撰　袋草子に後撰和歌集天暦五年十月日詔以坂上望城源順紀時文大中臣能宣清原元輔等於昭陽舍令讀解萬葉集之次令撰之拾芥抄に後撰集廿卷天暦五年辛亥十月於梨壺以藏人少將伊尹爲和歌所別當能宣元輔順時文望城等撰之增鏡に榮花□□□□
○あまたいれり　榮花月宴卷に其古今に入らぬ歌を昔のも今のも撰せさせ給ひて又廿卷撰せさせ給へるそかしそれにも此小野宮の大臣の御歌おほく入ためり云々○有職　公事の方なとに委しきを云花鳥に物をしりたる事なりとあり○もとゝりはなち　冠をめし給はぬを云○いなり　神名式に山城國紀伊郡稻荷神社三座並名神大月次新嘗とあり小野宮より稻荷山の杉の梢の遙に見ゆるなるへし稻荷山にむかしは杉の木あまたありしよし夫木集攝川百首其外古書に見えたり今は杉の木なし
此おとゝの御女そ女御にたゝせ給ひにき村上の御ときにやたしかにおほえ侍らすそこ君は時平のおとゝのむすめの御腹にあつさしの少將とておはせし交おとゝの御さきにかくれ給ひにきかしさていみしうおほしなけくに　是はみちの國のかみのめになりて御めのとのわか君いかけさて御馬たまわらせけるとそ　あつまのかたよりうせ給へることもしらて馬をたてまつりたりけれはおとゝ「まてしらぬ人もありけりあつまちに我もゆきてそすむへかりける」いとかなしき事なりなとて目おしのごふにおとゝの御わらはなをはうしかひと申されはその御そうはうしかひをはうしつきとのたまふなり
○女御にたゝせ　藤系に實頼女慶子朱雀院妃述子村上妃裏書に李部王記云天慶四年二月廿二日夕右大將實頼卿長女初參内寓居昭陽舍郞夜侍寢云々要記に天暦五年十月卒と有按るに爰にいふ女御は述子の御事なるべし村上の御時かと本文にあればなり紀略に天暦元年十月五日丙戌女御藤原述子卒云々此述子入内の事年月不詳續古今玉葉集などに實

賴公哀傷の歌見ゆ又拾遺集に村上帝の御製も有裏書に淸愼公三女天慶九年十二月廿六日爲女御天曆元年十月五日卒年十五同十三日贈從四位上○あつとし 尊系に實賴子敦敏左少將正五位下母左大臣時平女と有にかくれ給ひにき 紀略に天曆元年十一月十七日丁卯敦敏朝臣卒編年記に天曆元年十月女御述子卒十一月長子敦敏少將卒是故民部卿忠文天慶征夷將軍登征東功不昇納言仍成此害云々十訓抄に承平の頃將門東國にて謀反起したりけるに常陸掾平貞盛下野押領使藤原秀鄕等をつかはしてめされけれども叶はざりければ參議民部卿忠文を大將軍として舍弟刑部少將仲舒を副將軍として下されけるにいまだ下りつかぬさきに將門うたれにければ道より歸り參りにけりさて貞盛秀鄕等に勸賞を行れし時忠文も同じく蒙るべきよし申されければ陣の定めありけり其時小野宮殿は一の座にてうたがはしき事をばおこなはされといふ文有とて無沙汰して有なんと申けるに九條殿は次の座にて下着已前に逆徒の亡るはさる事なれども勅定にしたがふ忠文いかでか捨られん刑のうたがはしきは行はざれ賞のうたがはしきはゆるせとこそさふらへと曲禮の文を引て申されけれども先の議に付て拔やみにけり然れども忠文其詞畏甲て宮家の領をば券契をかきて九條殿に奉りにけり夫より代々傳へて一の人の御領也小のゝみや殿をば恨み奉りて子孫を失はんと誓ひ失られけりと有○またしらぬ人も 後撰集哀傷にあつとしがみまかりにけるをまだきかであづまより馬をおくり侍りければ左大臣「またしらぬ」云々歌の心はあきらかなり榮花月宴卷に小野宮の大臣の御太郞少將にて敦敏とていとおぼえありておはせし一とせ失給ひにしぞかし其御おもひにていみじく戀しのひ給ひけるを東のかたより人の彼少將の君にとて馬をたてまつり給ひければみ給ひてよみ給ひけるまたしらぬ云々○目おしのこふに 泣さまなりのこふにの下落文あるべし○うしつき 實賴公の御童名牛飼と申せし故其御族は牛飼といふをはゞかりて牛着と申せしとぞ

あつとしの少將の男子佐理の大貳よの手かきの上手任はてゝのぼられけるにいよのくにのまへなるとま

りにて日いみじうあれ海のおもてあしくて風おそろしう吹などするをすこしなほりて出んとし給へばおなしやうにのみなりぬかくのみしつゝ日ごろのすぐれはいとあやしくおぼしてものとひ給へば神の御たゝりとのみいふにさるべき事もなしいかなる事にかとおそれ給ひける夢に見え給ひけるやういみじうけたかきさましたるをとこのおはして此日のあれて日ごろへ給ふはおのづからへ給ふ事なりそれはよろづのやしろに額のかゝりたるにおのがもとにしもなきがあしければかけんと思ふになへての手してかゝせんかいとわろく侍ればわれにかゝせ奉らんと思ふにより此をりならではいつかはとてとゞめたてまつりたるなりとのたまふにたれとか申さとひ申給へば此うらのみしまに侍るおきなゝりとのたまふに夢のうちにもいみしうかしこまり申とおぼすにおどろき給ひてはまたさらにもいはすさていよへわたり給ふにおほくの日あれつる日ともなくうら／＼となりてそなたさまにおひかせ吹てとふがごとくまうでつき給ひぬゆたび／＼あみいみしくけさいしてきよまはりて裝束してやがて神の御まへにてかき給ふやしろの官どもめしいでゝうたせよく法のごとくしてかへり給ふにつゆおそるゝ事なくてすゑ／＼のふねにいたるまでたひらかにのぼり給ひにきわかする事を入間の人のほめあがむるだにけうある事にてこそあれまして神の御心にさまでほしくおぼしけんこそいかに御心おこりし給ふらむまたおほかた是にぞ日本一の御手のおぼえは此後ぞとり給へりしか六波羅密のかくも此大貮のかきたまへるされはかの三島の神の額と此寺のとは同じ御手に侍り

○佐理大貮　藤系に敦敏子佐理母三木元名女參議正二位兵部卿能書本朝三跡之内號佐跡云々補任に佐理正暦二年正月廿七日辭參議同兵部卿任太宰大貮○手かきの上手　榮花々山巻に手かきの佐理の兵部卿とあり要に佐理寛和元年八月九日從三位書殿門額賞江談抄に兼明佐理行成三人等同之手跡也各皆樣少相乖也後人難決殿最歟源右相府云行成卿世人爵劣於道風歟信者佐理兼明等同止奈牟世人稱計指後拾遺雜一條院御時大貮佐理筑紫に侍りけるに御手本書に下しつかはしたりければ思ふ心書て奉らんとて書つくべき歌とてよませ侍りけるによ

める源重之「都へといきの松原いきかへり君かちとせにあはんとすらん」○任はてゝ　任はよさしとよみて帝のよさし給ふ國へおもむくゆゑしかいへり諸國の受領は一任四ヶ年也太宰府は五ヶ年を以て一任とするなり職原抄に天平寶字三年勅諸國司以四ヶ年爲任限寶龜十一年勅太宰府任限爲五ヶ年云々紀略に長德元年十月十八日辛卯停大貳佐理任依宇佐宮訴也百練抄同之○まへなるとまり　○ものとひ給へば　卜筮などし給ふなるべし○神の御たゝり　說文に祟神禍也○さるべき事もなし佐理卿の御身の上にさやうのおぼえもなしと也○額　釋名に額鄂也有垠鄂と有門戶封署也○三島に侍る翁　三島明神也神名式に伊豫國越智郡大山積神社名神社大と有○けさいしきよまはり　潔齋也允恭紀に沐浴齋戒ゆかはあみきよまはりとよめり○やしろの官　禰宜にて神職也○うたせて　徒然草に門に額かくるをうつといふはよからぬにや勘解由小路の二品禪門は額かくるとのたまひきとあれど平家物語にも額うちろんなどいふ事有○するの船　從者の乘たる船なり○御手のおぼえ　十訓抄に昔佐理卿大貳の任はてゝ上られたりける道にて伊與國三島明神の託宣ありて彼社の額をかゝれたりけるもめてたかりけり著聞集東齋隨筆同之○六婆羅密　異本に密の下寺の字有略に應和三年八月廿三日空也聖人鴨河東岸建堂供養云々拾芥抄に六波羅密寺十一面八尺空也上人建立往生記光勝傳に天曆五年京畿疫癘之自刻十一面大悲像祈之像成疫止於洛東勸四衆創一藍號六婆羅密寺奉安像云々伊呂波字類抄本朝文粹にも見ゆ○同じ御手　佐理卿同筆也徒然草に佐理卿は額の裏書したまはぬよし行成卿は裏に位署名書し給ふと有

御心はへぞ懈怠はすこし如泥人とも聞えつへくおはせし故中關白殿東三條つくらせ給ひて御障子にうたゑともをかゝせ給ひし色紙形を此大貳にかけとのたまはするをいたく人さわかしからぬほどにまゐりてかゝれなはよかりぬべかりけるに關白殿わたらせ給ひて上達部殿上人などさるべき人々あまたまゐりつどひてのちに日たかくまたれたてまつりてまゐり給へりければすこしこつなくおぼしめさるれどさりとてあるべき事ならねはかきてまかり出給ふに女のさ

うそくかすけさせ給ふをさしてもありぬべくおほさるれどすつべき事ならねはそこらの人の中をわけ出られけるなん猶けだいの失錯也けるのとかなるはさとくもうちまゐりてかゝれたらましかはかゝらましやはとぞみる人もおもひみつからもおほしたりけるむけの其道のなへてのけらうなどにこそかうやうなる事はせさせ給はぬと殿をもそしり申人々ありけり○けたい　塵袋抄に天平四年六月十二日の格に恐慾々たる後進因解體と云りものくさき也ものぐさきは四支五體もぬけるやうにてすくやかならず是によりて解體とも書かと有○如泥人　後漢書列傳に儒林周澤傳註引漢官儀云一日不齋醉如泥杜詩に先判一飲醉如泥集註に南海有蟲無骨名曰泥在水則活失水則如泥然字典に唐韻奴低切集韻韻會正韻年題切並音泥蟲名出東海得水則活失水則如泥杜甫詩先拚一飲醉如泥菅家文草に州廟釋奠有感一絶一拜意如泥觸犯蕭疎禮用迷曉露春風二獻後若非供祀定見晴台記に文安元年閏十月十九日庚申土御門大納言來守庚申講老子講師登宣問者余二重敦任二重余慶々絶音不足言登宣又如泥同十一月廿九日庚子依例講周易講師顯業其答如泥問者孝能其疑優美成佐各二重註記敦任云々○前中關白　東三條大入道兼家公一男道隆公也道隆公を中關白と申事は兼家公と御堂關白道長公との中の關白といふ事なるべし其中に粟田の關白道兼公もおはしませと是はたゞ七日か間の關白にて薨し給へは政事も行ひ給はすよりて道兼公をのぞきて三人の關白の中にあたり給ふ故道隆公を中の關白と其世の人の異名に申ならはしたるなるべし○東三條　拾芥抄に二條南町西南北二町忠仁公家貞信公大入道傳領云々按るに是は東二町の寫誤ともおぼゆる榮花物語浦々の別の巻に二條の南北とつくらせさせ給ひしは殿おはしましをりかたへはやけにしかばともあり紀略に長德元年正月九日丙辰午時内大臣二條第幷鴨院燒亡云々又さま〴〵のよろこびの巻大入道殿大饗の所に道隆公二條院の東のたいに住給ふ由見ゆ東三條は女院詮子の御所にて御里第也二條院を寺になして法興院といふと榮花紀略百練抄入楚なとに見ゆれどそは殘らず寺となしたるにてはなし道隆公薨去の後伊周公定子皇后宮も猶二條院におはしま

したるよし枕草子に見ゆ○御障子　和名鈔に障子漢語鈔云障子屏風之屬也紙一重張たる今のさは異なりむかしのは唐紙ふすまの類なり○うたゑ　歌かくべき料の繪也○色紙　事苑に以色加紙曰牋○こつなく　下學集に無骨字治拾遺に無天骨とあり骨格なきをいふ爰はよろしからぬなり○女の裝束　大袿小袿の類なるべし○失錯　越度なり律に公事及文書幷有稽留失錯之罪云々

其大貳御むすめいとこの懷平左衛門督きたのかたにておはせし經任君の母上大貳におとらず女てかきにておはすめる大貳のいもうとは法住寺ためみつおとゝの北方にておはす御はらの女君は花山院の御時の弘徽殿女御又入道中納言の北方にて又をのこゝは今の中宮大夫齊信卿とぞ申めるをのゝみやのおとゝの三郎（是は二郎とて大よしとも）敦敏少將のおなじはらの君右衛門督までなり給へりし齊敏とぞきこえしかし其男君播磨守これふんの女のはらにみごころおはせし太郎高遠の君大貳にて失給ひにき二郎懷平とて中納言右衛門督まででなり給へりし其御をのこゝなりいまの右衛門督經通の君またない大納言ときこゆ（經通資平の母は源中納言保光女子）侍從宰相資平の君いまの皇太后宮權大夫にておはすめり其たゞとしの君の御をのこゝ御おほちをのゝみやのおとゝ御子にし給ひてさねすけとつけたてまつり給ひていみしうかなしうし給ひき此おとゝの御名の文字なりさねもしはといふほどもあまりさえかりたりやわらはなはたいかく丸とそつけたりける其君こそいまのをのゝみやの右大臣と申ていとやんごとなくておはすめり（賢人右大臣事なり九十三にてうせ給ふ）

○大貳御女　藤系に佐理女榮系に同じつほみ花の卷にも見ゆ○いとこ　和名鈔に從父兄弟爾雅云兄之子弟之子相謂爲從父昆弟和名伊止古但兄之子男爲從父兄女爲從父姉弟之子男爲從父弟女爲從父妹也○懷平左衛門督　要記に懷平左衛門督寛弘三年六月廿九日撿非違使別補之補に左衛門督寛弘三年六月廿六日爲別當寛弘六年三月十三日轉左衛門督爲別當懷平（左衛門督）敦敏（少將）藤系に實頼子齊敏齊敏子懷平母播磨守尹文女○經任君　藤系に懷平子經任母佐理女榮系同之○女の手かきにて　榮花つぼみ花の卷に村上の御時の日記をおほきなるさうし四つに繪に書せ給ひて佐理の兵部卿の女の君と延幹の

君とにかゝせ給ふ歌合の卷に詠や御賀の歌は赤染出羽經任の頭の辨の母にてものし給ふ佐理の大貳の女そ書給ひける○御いもうとは妻 藤系に敦敏女爲光北方榮系同之○法住寺爲光のおとゝ 藤系に師輔子九男爲光母雅子内親王と有此大臣法住寺を御建立有し故號法住寺殿拾芥抄に法住寺法性寺北太政大臣爲光建立紀略に永延二年三月廿六日從一位右大臣藤原爲光供養法住寺云々○弘徽殿女御 藤系に爲光女忯子母敦敏女弘徽殿女御要忯子大納言爲光二女母右近少將敦敏一女永觀二年十月十八日入内十一月七日爲女御寛和元年七月十八日卒廿二贈從四位上榮花々山の卷に御懷姙にて失給ふ由見ゆ花山院の御出家は此女御の御愁傷によりて也上の卷にみゆ○入道中納言 藤系に伊尹子義懷母代明親王女補任に義懷寛和元年十二月廿七日任中納言云々紀略に寛和二年六月廿四日中納言義懷藏人權左中辨藤惟成等相次出家義懷法名悟眞惟成法名悟妙榮花々山に花山寺にて出家し給ふよし見ゆ○中宮權大夫齊信 藤系に爲光子齊信母敦敏女中宮權大夫と有大系に齊信長保二年二月廿七日任中宮大夫云々齊信權大納言正二位藤齊信按察使寛仁二年十月日兼中宮大夫補に齊信長保二年二月廿七日兼中宮權大夫要に治安二年中宮大夫と有○三郎敦敏 分註の二郎は非也藤系に實頼三男齊敏母敦敏におなじ右衞門督と有榮系大系共におなじ○播磨守これふん 藤系に式部卿宇合後正三位右大將道明子尹文播磨守とあり○高遠君 藤系に齊敏子高遠母播磨守尹文女太宰大貳號岡崎三位紀略に寛弘元年十二月廿八日丁未以左兵衞督藤原高遠任太宰大貳六年八月十四日丙申停止太宰大貳藤原高遠依筑後守菅野久信訴也長和二年五月十六日丙午前太宰大貳正三位藤原朝臣高遠薨年六十五要に高遠寛弘元年十二月廿八日太宰大貳○懷平とて中納言右衞門督まで 懷平上に見ゆ補任に懷平長和二年六月廿三日任中納言と有○右兵衞督經通の君 藤系に懷平子經通母中納言保光女權中納言正二位帥別當榮系に經通右兵衞督と有要に經通寛仁三年十一月廿一日任參議云々治安元年八月廿九日兼右兵衞督○いまの皇太后宮權大夫いまのより下おはすめりまで分註也要に資平正二位康平四年十二月

八日任大納言皇太后宮大夫藤系に懐平子資平母保光女太皇太后宮大夫榮系同之○をい大納言　資平卿なりされど萬壽二年五月いまだ大納言にあらず分註は遙に後の人の書入なり補任に資平康平四年十二月四日任大納言と有○源中納言保光　紹運錄に醍醐天皇々子代明親王子源保光母右大臣定方女號桃園中納言補任に保光天元二年十月二日任中納言○實資　藤系に齊敏子實資母播磨守尹文女號小野宮祖父實賴爲子右大臣右大將と有榮花月宴卷に右衛門督の御子ともあまたおはせしける中にも三郎をそ祖父大臣我御子にし給ひて實資とつけたまへりける○かなしう　愛するなり日本紀に㤽怜萬葉集に□□□□○さねもし　女の陰門をさねといふ故あまりされたる御名と世繼の翁の笑ふ也殊にさねすけはさねさきとひゝきてきゝにくし女陰は和名鈔に玉門と有て通鼻とよめれど猶古へさねともいへるなるべし○小のゝみやの右大臣　補任に實資治安元年七月廿五日任右大臣○やんことなく　眞名伊物に貴の字をよめり○賢人右大臣　實資公の異名也東齋隨筆に小野宮右府實資公をは賢人

の大臣と申けり他事のかしこきには似す女の事にしのひ給はさりけり北の對の前に井あり下女ら清凉水と名付てあつまり汲けり其中に少年の女をみて閑居に招きよせてたはふれ給へり宇治殿此事を聞給ひて侍所の雜仕の女のみめよきをゑらみて彼水を汲につかはす件の女にをしへさせ給ふやう水を汲んに招引あらばまゐりて其水桶を捨て歸りまゐるべしと仰られけり果して案の如く招き寄られけり後日に彼大臣宇治殿へ參られたりけるに公事言談の後先日侍所の女の水桶今はかへしたまはるべしと仰られければ大臣赤面して申事なくして居られけり賢人なども振まひにつけてはたばかられ給ひけり或時此殿のおまへをことよろしき女のとほりけるを門よりはしり出てかきいだき給へりけるに或人又通りあひて車よりおりて天晴賢人の御ふるまひかなといひたりければ女人に賢人なしと答て逃入給ひにけり十訓抄に小野宮右大臣とて世には賢人右府と申し若くより思はれけるは身に勝れたる才能なければ何事につけても其德あらはれかたし試に賢人を立て名をえる事を希て一筋に廉

潔のふるまひをそしたまひけるかゝれども入さらに不許かへりてあさけるたぐひもあるほどにあたらしく家を造りて移徙せられける夜火鉢なる火の翠簾のへりにはしりかゝりけるがやがても消さりけるをしはし見たまひけるほどに漸とゆづりつきて次第にもえあかるを人あさみてよりけるを制してけさゝりけり火大になりけるとき笛ばかりを取て車寄よとて出たまひにけりいさゝか物をもとり出る事なし是よりおのづから賢者の名現れて常よりはしめ奉りて事の外に感じてもてなされけり○九十三にて失給ふ　三菲なり編年記に右大臣藤原實資寛德三年正月十八日薨年九十云々榮花根合卷に（寛德三年）其年の春小のゝみやの右大臣失給ひにけり九十をしも待給へることゝちしてあはれなり長しとても終にはかくこそはと見えたり大宮の民部卿これをきゝ給ひて「玉のをのながき例に引入も消れば露に何かことなる」との給ひけり此歌□□要に實資永承元年正月十八日薨年九十續文粹に小野宮右大臣四十九日追善寛德三年三月二日開衛柳相府平日雖仕王室多年深皈佛道開禪庭於蓮府之中安尊像於花堂之內例修每月之講說偏致發遂露之誠云々

此おとゝの御子のなきなげきをし給ひてわが御をいの（大納言の子ともいまの殿の中將あきつねのおほち）資仲の宰相をやしなひ給ふめり顯基卿のおほち又するゑにみやつかへ人をおほしけるはらにいでおはしたるをのこゝは法師にて內供良圓君とておはす又さふらひける女房をめしつかひ給ひけるほとにおのづからうまれ給へりける女君かくやひめとぞ申ける此女はよりさだの宰相のめのとこ北方は花山院の女御ためひらの式部卿の御むすめ院そむかせ給ひて此女御殿にさふらひたまひしなり此女君千日のかうおこなひ給ふ資家中納言のうへのはらなり兼賴の中納言北のかたにてうせ給ひにきおほかた子かたくおはしけるそうにや是も中宮の權大夫のうへもまゝ子をやしなひたまへる

○大納言の子ども　大は中の誤り中納言の子ともにて此中納言は懷平卿の事也補任に懷平長和二年六月廿三日任中納言と有て大納言にはのぼり給はず○中將あきつねのおほち　あきさねの是も誤りなり藤系に中納言懷平其子侍從宰相資平其子中將資仲其子參議中將顯實と有資平卿は顯實卿の祖父

なり要に資平長和六年三月四日任參議○資平宰相を養ひ給へり　榮系に資平卿の子資仲卿の兄資房卿を實資公の養子とあり大系には資房卿を經任卿爲子と有いかゞ○顯實宰相のおほち　此分註よしなし○内供良圓　大系に實資子良圓權少僧都小本榮系同之大本系に不見○かくやひめ　榮系に實資女母爲平親王女兼頼卿室と有て此かくや姫とは異なり但し小本榮系には實資公の御女二人出たり○よりさだ宰相　紹運錄に村上皇子爲平親王子源頼定母高明公女榮系に頼定源宰相云々要源頼定寛仁元年正月參議兼勘解由長補に寛弘六年三月廿日任參議按るに此女はより下めのとこまでかくやひめの分註なるへし紛れて本文に入たるならん○北方は　實資公の北方にて爲平親王の御女也○院そむかせ給ひ　花山院世を背かせ給ひて後なり寛和二年六月廿二日花山寺にて御出家の事上の巻にみえたり○女御殿にさふらひ給ひしなり　花山院女御紹運錄に爲平親王女子寛和女御後右大臣實資室母高明公女榮花みはてぬの巻に實資公かよひ給ひて後北方になり給ふよしみゆ○此女君千日のかうおこなひ給ふ　かくや姫の講おこなはれしなるべし新拾遺集釋に小野宮右大臣の千日の講をたひ／＼きゝてはての日捧物つかはしける包紙に周防内侍「世にふれは君にひかれて有かたき一味の雨にちたひぬれぬる」○資家の中納言のうへのはら　藤系に大納言長家子祐家中納言云々ははゝの寫誤なるべし補任に祐家治暦三年二月六日任中納言○兼頼中納言の北方　藤系に右大臣頼宗子兼頼中納言號小野宮云々補任に兼頼長久三年正月廿九日任中納言按るに資家中納言より下失給ひにきまで分註の本文に紛れて入たるならん祐家兼頼の中納言になり給ひしは萬壽より遙に後なり○中宮權大夫のうへ　敦敏の女齊信の母なり榮花衣珠巻にかの兵衛督の此ついたち八日より世中心ちわつらひ給ひし同月の十五日の曉かたにうせ給ひにけり中略かくて其のち姫君をは大納言とのむかへとり給ひてけりわらはなる君は法師とおほしけれどそれもこのとのかうふりせさせて我したてんとおほしける

小野の宮のしん殿の東面に（今の中宮權大夫のうへはかくやひめの事なり）帳ゆか

たてゝいみしうかしつきすゑたてまつりいかなる人か御むことなり給はんとすらんかの殿いみしきこもりと人におはします故小野宮のそこはくのたからもの庄園はみな此殿にこそはあらめ殿つくりせられたるさまいとめでたしや對霞殿度殿はれいの事なりたつみのかたに三間四面の御堂たてられてめくり廊は皆供僧の坊にせられたりゆやにおほきなるかなへふたつぬりすへられてけふり絶ぬる日なし御堂には金色佛おほくおはします供米卅石ちやうさことにおかれてたゆる事なし世中に御堂にまゐるみちには御前いけよりあなたをはる〳〵とのみつくらしめ給ふてとき〳〵花もみちをうゑさせ給へり又船にのりて池よりこきてもまゐる是よりほかに道なし住僧はやむことなき知者或は持經者眞言師なんとゝもになん是に夏冬の法服をたまひ供をあて給ふわが滅罪生善の御いのち又ひめ君の御息災をいのらしめ給ふ此小野宮をあけくれつくらせ給ふ事日にたくみの七八人たゆることなし世中にてをのゝおとする所は東大寺と此をのゝみやとこそは侍れおほちおほいとのゝとりわきたまひしゝるしはおはする殿なりまことゝ此御を

のこゝはゝきのかみすけよりと聞ゆめりひめ君の御ひとつはらにはあらすいつれにかありけん

○しんでん　常の居所なり寢所にあらず○今の中宮權大夫のうへ　此分註心えがたし中宮權大夫は齊信卿なりかくや顯は齊信卿の室にあらず但し皇太后宮大夫の誤りにて資平卿の事にや猶可考○帳ゆかたてゝ　和名鈔に帳釋名云帳猪高反此間音長張也施張於床上也云々牙床々子胡床とあり帳ゆかたてゝは大事にかしつき給ふさまなり○こもりと人　子傳にや○故小野宮　實頼公也○庄園　所領なり莊匀縣に田舍也又道路交會之盛也園說文所以樹果也師古曰養鳥獸曰苑々有垣曰園云々○對霞　對は西對東對などいひて母屋に對せる殿をいふ霞は寢の寫誤也○度殿　渡殿也源氏桐壺にうちはしわたとのと有打橋などわたせる廊なり○三間四面の御堂　小野宮第中の御堂也○めくり廊　枕草子にひちをりたるらうとも有廻廊なり○供僧の坊　供僧は彼御堂の佛に仕ふる僧也坊は要覽に區院也と有居所也○ゆや　浴室なり○かなへ　和名抄に唐史考云釜扶雨反上聲之重與鬴同和名賀奈閇

一云末路賀奈倍黄帝造也○ぬりする　竈也○金色の佛おほくおはします　拾芥抄に中尊釋迦前左普賢同右文殊後左彌勒後右觀音小野宮御堂如此と有○供米　佛供或は僧の扶持米なり○ちやうきこさにおかれて　異本に定つくしと有○世中に　異本になし○はる〳〵とのみつくらしめ　のみのにと異本にあり野になり○知者或は持經者眞言師　知者知識などをいふ持經者經よく讀僧を云眞言者は密學よく極めたるをいふ○法服　僧衣なり法服三衣なり法花經云三衣和名抄に□□○供をあて　僧の扶持米なり○滅罪生善□□□□　○忌奠　□□□□□□□　○たくみ　工匠なり○をの　和名鈔に斧名苑云斧音府和名乎能一云與岐神農造也新釋名云新音斤和名天平乃所以平滅斧迹也○東大寺南都に有拾芥抄に東大寺聖武天皇神龜五年始造之と有○すけより　大系に實資子資頼正四位下攝津守大本纂系に實資子資頼出雲守小本纂系には伯耆守と有

一太政大臣頼忠此おとゝ小野宮實頼大臣次郎なり御母時平大臣御むすめ敦敏少將おなしはらなり大臣の位にて十九年關白にて九年此生は極せさせ給へる大ぞかし三條よりは北西東院よりは東に住給ひしかば三條殿と申此おとゝいみしき事ともしおき給へる人なりかもまうてにけひゐし車のしりにくする事又馬のうへのすいしんさうに四人つかひはしむる事も此殿のしいて給へりいにしへは物のふしのかぎり一人つゝありてふさうはなくて侍りし也一の人おはすなど見ゆること侍らさりけりかならすかく侍るなりける事なりかしあまりよろづしたゝめあまり給ひて殿のうちによひにともしたるあぶらを又のつとめてさふらひにあぶらかめをもたせて女房のつぼねまでめくりてのこりたるをかへし入て又今日のあぶらにくはへてともさせ給ひけりあまりにうたてある事なりや一條院位につかせ給ひにしかばよそ人にて關白はのかせたまひにきたゝおほきおほい殿と申て四條宮にこそはひとつにすませ給ひしか

○太政大臣頼忠　藤系に實頼二男頼忠母時平女號三條殿云々補任に天元々年十一月二日任太政大臣裏書には十月二日とあり○大臣の位にて十九年關白にて九年　編年記に頼忠天祿二年十一月二日任

右大臣紀略同之貞元二年十月十一日爲關白寛和二
年六月廿三日止關白云々紀略裏書同之大臣の間十
九年關白の間九年也○東院　洞院の寫誤なり○三
條院　拾芥抄に三條院三條堀川廉義公宅京程圖に
在三條北西洞院東○かもまうて　關白賀茂詣也公
事根源に四月中申日初度には日次をえらびて此事
あり天祿二年九月廿六日攝政右大臣謙德公賀茂詣
の事あり是攝政の人の賀茂詣の始めなるべきぞ此
事必ず賀茂の祭の前の日ある事なり主人は乘車に
て地下殿上人の前驅あり白妙の御幣神寶唐櫃やう
の物をかたけもたさしむ琴持菅笠深沓といふ物を
めしくす上達部車つらね社頭にて神拜あり葵桂を
禰宜持てまゐれば是を冠にかく東遊求子駿河舞な
ど有四季物語に御形のあいそきは中の酉日にて關
白の御詣いみしうみえたり○けひゐし車のしりに
くする事　職原抄に檢非違使淳和天皇御宇天長十
年初置之百寮に檢非違使々廳也天下の非違を糺彈
すと有江談抄に攝政關白賀茂詣供公卿并子息大臣
御前雜少納言後檢非違使華介供奉下﨟○馬の上の
隨身左右に四人つかひ　馬上隨身也職原抄に關白
家御隨身所別當内舍人左右府生左右番長左右近衞
舍々取安麗節に攝政關白隨身十人府生二人番長二
人以下騎馬近衞六人拾芥抄同之○一のひと　職原
抄に執柄必蒙一座之宣旨故稱一人○あまりよろづ
したゝめ　調し過たるなり○つとめて　眞名伊物
に晨つとめてとよめり早朝なり○うたてある事
こゝはあまり儉約すぎたるとなり賴忠公萬事した
ゝめ過て御物入などあれば後は女房の局の油まで
を儉約し給ふとなり○一條院位につかせ　一條院
御即位は寛和二年七月なり○よそ人にて　他人と
云心なり圓融院の御時は賴忠公の御女遵子后にて
おはしまし花山院の御時も御女諟子女御にておは
せしが今の一條院の御世は御緣もなければよそ人
とはいふなり此御時は東三條兼家公御外戚におは
しましけり○關白はのかせ給ひ　編年記に賴忠公
寛和二年六月廿三日止關白と有○四條宮　拾芥抄
に四條宮四條南西洞院東廉義公家公任大納言家紫
雲立所也

それに此前精殿は時の一の人の御子にてえらいはす
はなやき給ひしに六條殿の御むこにておはせしかは

つねに西洞院のほりにあるき給ふをこそ人ならばこそかたよりもよきてもおはすべきを大臣太政大臣のおはしますまへを馬にてわたり給ふおほきおとゝいとやすからずおぼせども いかゞはせさせ給はん猶いかやうにてかきゆかしくおぼして中門の廊の連子よりのぞかせ給へばいみしうはやる馬にて御かひもおしのけて雜色二三十人ばかりさきいとたかくおはせてうちみいれつゝ馬のたづなひかへてあふきたかくつかひてとほり給ふをあさましくおぼせど中々なる事なればこそおほくものたまはでなさけなるをのこにこそありけれとばかりぞ申給ひける非常の事なりやさるは帥中納言殿うへの六條殿ひめ君は母は三條殿ひめ君におはすれば御孫ぞかしされば人よりはまゐりつかうまつりたにこそし給ふべかりしか

○前輔殿　異本に前帥殿と有前帥は道隆公の息隆家公なり帥とは太宰帥をいふなれと正帥はすべて親王官にて在京し給へば大貳かはりて九國の政務をつかさどるよつて大貳をさして帥といふ也隆家公は三條院の長和三年十一月大貳になりて同四年四月下り給ひ寛仁三年三月歸京し給ふよし榮花つぼみ花の卷に見ゆ然るを愛に前帥とかけるは後より前の事をいへば也補任隆家長德元年四月六日任中納言裏書に長德二年四月廿四日坐事左遷出雲權守五月一日赴任同三年三月召返中略長和三年十一月七日任太宰權帥同四年四月廿一日叙正二位寬仁三年十二月辭權帥云々○時の一の人の御子にて作者の誤りにや又御うまごとありしを傳寫のあやまれるにやおぼつかなし賴忠公は一條院御即位ありて關白をのかせ給ひ只太政大臣にておはしますと本文にもあれば寬和二年六月廿三日よりのちにて延永永祚の間の事なりされば時の一の人を道隆公とすれば年曆たがへり兼家公を時の一の人とすれば本文うまごとなくては不叶猶按に此時の一の人は兼家公也本文の御子はうまごの誤りなるべし兼家公は寬和二年六月賴忠公關白をのかせ給ひて一條院の御即位の初めより攝政し給へり賴忠公は兼家公薨去已前永祚二年六月薨し給へり道隆公攝政は正曆元年五月兼家公薨し給ひて後なりされば此一人は道隆公にはあらず○はなやき　時のおぼえあるをいふ○六條殿　紹運錄に宇多天皇々子敦

實親王子源重信母時平女號六條左大臣○御むこ
榮花浦々の別巻に御腹の高内侍也あるか中の弟の君
は三位中將になしきこえ給ひつ六條の右のおほい
とのいみじきものにかしつき給ふ姫君にむことり
給ひつ○大臣太政大臣　大臣異本に太后とあり按
るに是も作者の覺えたかひ歟傳寫の誤りにてもあ
りぬべし本文の大臣異本の太后いづれも非なり遵
子后宮太后宮にのぼりたまへるは頼忠公薨去の後
長保二年の事なりされば后宮太政大臣のこあらば
可然歟○ゆかしく　おぼつかなきなり古事記に悒
の字をゆかしとよめり○連子　和名鈔に連子四聲
字苑云櫺郎丁反字亦作欞和名禮連之窻櫺子也○は
やる馬　はやるは勇み進むの意にて駿馬なるべし
○御かひ　馬飼なり○雑色　下部也○さきいとた
かくおはせ　警蹕を高くさする也○帥中納言殿
隆家卿也補任に長徳元年四月六日任權中納言同年
六月十九日轉正同二年四月廿四日左遷出雲權守云
々同三年四月五日詔召上入京同五年十月廿三日兵
部卿同年正月卅日侍從長保四年九月廿四日更任權
中納言云々長和三年十一月七日太宰權帥寛仁三年
十二月十五日辭退

此頼忠のおとゝ一の人におはしましゝかと御なほし
にてうちにまゐり給ふ事侍らざりきそうせさせ給ふ
事あるをりは布袴にてぞまゐりたまふさて殿上に候
はせ給ふ年中行事の御障子のもとにてさるべき職事
くらふとなとしてぞ奏せさせ給ひ又うけたまひてけ
る亦あるをりは御門鬼のまにいでさせ給ひてめしあ
るをりぞまゐらせ給ひし關白し給へとよその人にて
おはしましけるけにや

○御なほし　桃華蘂葉に直衣大納言以上着服禁秘
抄に聽入立之人定聽直衣其外侍讀聽之不然人可然
人少々聽之也○うちにまゐり　參内也○布袴　蘂
葉に布袴事反古裏圓月寺御筆布袴は無別子細歟只
先如衣冠下重共着しさて其上に下重をきて袍を着
し候尻こそ如束帯唯着玉帶襪常袍に着下襲指
貫是を布袴と云傳抄に布袴者四方拜非公事無止
之時着之直廬除目攝政被座簾中之時着之云々○年
中行事の御障子　禁秘抄に年中行事障子向上戸立
之春東方也一人路置て立つ禁腋秘抄に上の戸の前
に年中行事の障子をたつ春は東をおもてにたつ正

月を外へ向るなり〕職事藏人　職原抄に藏人所以
公卿第一人爲別當四位侍臣殊撰其人頭五位中又撰
補三人六位中又撰補四人謂之職事爲要籍驅仕六位
中撰良家子令候殿上謂之非藏人〇鬼の間　拾芥抄
に中殿鬼間あるよしみゆ禁秘抄に鬼間二間格子也
云々南壁白澤王切鬼繪櫛形者小障子際交柱有之〇
けにや　けは故の字の意にてかれの反しなり

故中務宮よしあきらのみこの御むすめのはらに御む
すめ二人男一人おはしましておほひめ君は圓融院の
御時女御にて中宮と申き御年廿六（天元五年壬午三月五日后たゝせたまひき）み
こうまれおはせす四條の宮とそ申めりしいみしき有
心者有職にそいはれ給ひし功德も御いのりも如法に
おこなはせ給ひしとしことの季御讀經なともつねの
事ともおほしめしたゝす四日かほと廿人そうを坊の
かきりめてたうてかしつきすへさせたまひゆあむし
時なとかきりなく如法に供養せさせたまひ御前より
も又とりわきさるへきものともいたさせ給ふ御みつ
からもきよき御そたてまつりかきりなくきよまはら
せ給ひてそこに給はらするものともはまつ御前にと
りすへさせておかませ給ひてそ後につかはしける

〇中務卿よしあきらのみこ　よしあきら誤りなり
よあきらなり紹運錄に醍醐天皇皇子代明親王母更
衣鮮子伊與介連永女三品中務卿〇御むすめ　代明
親王女嚴子女王賴忠公室と紹運錄に見ゆ〇おほひ
め君　藤系に賴忠女遵子母代明親王女圓融院后と
有〇三月五日后にたゝせ　五日非也十一日なり紀
略に天元五年三月十一日癸卯以女御從四位上藤原
遵子立爲皇后裏書同之〇みこうまれおはせす　榮
花々山卷に一のみこおはします女御を（詮子なり）おきな
からかくみこもおはせぬ女御の后にゐ給ひぬるこ
とやすからぬ事に世人なやみ申て素腹の后とそつ
け奉りたりけり〇四條宮　紀略に皇后遵子世言四
條宮〇有心者有職　有心者は仁心情なと有なり有
職は何事をも辨へ知りたる人を云〇功德（壇經）　願
以此功德（玄義記二の十九）源氏薄雲にくとくのかたとてもす
ゝむるにより給ひていかめしうめつらしうし給ふ
人なとむかしのさかしき世に皆ありけるを是はさ
やうなる事なくもとよりのたから物え給ふへき
つかさかうふりみふのものゝさるへきかきりして
まことに心深き事とものかきりをしおかせ給へは

云々○如法　如法（江次第にもさかりさなあり）如法修行の（大鏡廿五の十一）如法
經　○季御讀經　江次第に季御讀經春秋二季請百
僧於南殿讀大般若經其內定御前僧廿口於御殿讀仁
王經○つねの事ともおほしめしたゝす　一年に
二度にて恆例なれども等閑にしたまはぬとなり
○四日がほど廿人の僧を　公事根源に季御讀經二
月八日に大般若を百敷にて講せらる四ヶ日の事に
て第二日には行茶とて僧に茶をたまふ事あり天平
元年四月八日に始らる○ゆあむし　沐浴さするな
り○時なさ　齋なり毘婆娑論に齋者以過中不食爲
躰義楚六帖に明相出時得食粥午前得齋午後不得食
所司明相東方白時也又云星沒比丘見手中文開齋○
供養　慈恩に進財行爲供有攝資爲養○そこに給は
らする物　こはうの寫誤なり季御經の僧の布施な
り江次第に綿十屯以絲帛裹之置於机立佛前
惠心僧都の頭陀行せられけるをりも京中にこそりて
いみしき御時をまうけつゝまゐりしにこのみやより
はうるはしくかねのこきどもうたせ給へりしかはこ
とかくてはあまりみくるしとて僧都乞食とゝめ給ひ
しかは
○惠心僧都　釋書に源信姓卜氏和州葛木郡人也父
正親母淸氏云々慈惠大師の弟子にて惠心院に住す
よつて惠心僧都といふ裏書に權大僧都源心事延
暦寺座主父不詳母陸奥守平元平女異本裏書に源心
長保六年五月廿四日任權少僧都大和國人長保二年
任法橋上人位仁王會行幸曰寬弘三年十一月日辭
退○頭陀行　名義集に頭陀新云杜多此云抖擻亦云
洮汰垂裕記云抖擻煩惱故也善住意天子經云頭陀者
抖擻貪欲瞋恚愚癡三界內外六人若不取不捨不修
不著我說彼人名爲杜多今訛稱頭陀云々文選註に頭
陀者抖擻也言抖擻去煩惱也○かねのこきどもうた
せ　金にて新に御器を繕て僧都の齋の具にせられ
しなり○乞食とゝめ給ひし　惠心頭陀行をやめら
れたるとなり惠心僧都頭陀行の事東齋隨筆にも出
たり名義集に分衞善見論云此云乞食僧祇律云乞食
分施僧尼衞護令修道業故云分衞是則論從語律謂華
言兩說未詳
今ひとゝころの姬君は花山院御時の女御にて四條の
宮にあまにておはしますめりやかて后女御のひとつ

はらのおとこ君只今按察大納言公任と申す小野宮の御まこなれはにや歌の道すぐれ給へりよにはつかしう心にくきおほえおはす其御むすめ只今の内大臣殿北方にて年來多く公達うみつゝけ給へるこその正月にうせ給ひて大納言よろつおほしなけく事かぎりなし又をとこ君一人そおはする左大辨定頼君若殿上の中に心あり歌なとも上手におはすめり母北方いとあてにおはすかし村上の御九宮の御むすめ多武峯少將まちをさ君の御むすめのはらなり内大臣殿うへも此辨君もされは御なからひいと〳〵やむことなし

○花山院の御時の女御　藤系に頼忠女諟子花山院女御母代明親王女榮系同之○あまにて　左經記に諟子長元八年六月卒と有尼の事未考○按察大納言公任　職原鈔に東山道陸奥出羽按察使府按察使近代納言以上兼之百寮に按察使陸奥出羽を管領する職なり大納言可然人是になる中古以來國の成敗はなし云々藤系に頼忠子公任母代明親王女紀略に寛弘六年三月四日己未藤原公任任權大納言補任同之裏書に治安元年正月廿四日兼按察使補任同之〃歌の道すぐれ給へり　八雲御抄に兼盛重之好忠など昔の跡をつきてことなる歌よみなり彼ともからか後は公任一人天下無双萬人是にたもむく云々○よにはつかしう心にくきおほえ　公任卿諸藝にすぐれさせ給へは世の人恥かしきとなりこゝろにくきは俗に秀てたる人をみてにくきほとよくするといふにくきにてまことに惡きにはあらすよろしきのうらなり○内大臣殿　藤系に道長子教通母雅信女紀略に治安元年七月廿五日戊戌教通任内大臣と有編年記補任同之榮花日かけのかつらの巻に公任卿の女教通公の北方になり給ふよし見ゆ○多くの公達うみつゝけ　榮系に教通子後家信〻信基生子觀子母は公任女とあり○去年の正月に失給ひ　萬壽元年正月也榮花の後悔巻には萬壽二年正月五日失給ふとあり○左大辨定頼君　藤系に公任子定頼母昭平親王女權中納言左大辨云々補任に從三位藤定頼廿九右大辨治安三年二月十二日兼備後權守十二月十五日轉左大辨○村上の御九宮　紹運錄に村上天皇々子昭平親王母左大臣藤原在衡女第九宮と有○多武峯入道少將まちをさ君　多武峯大和國十市郡に有談山妙樂寺と號す多武峯緣起に定惠和尚歸

朝謂弟右大臣不比等聞言大織冠聖靈御墓所何地哉答攝津國島下郡阿威山也和尙言平生有約契郞其大織冠御約言幷在唐間夢狀大臣聞之伏稽首涕泣不已和尙卒廿五人參阿威山墓所堀取遺骸手自懸頸云々葬蹟談峯奉瘞御骨其上起塔云々經年之後塔南三間四面堂號妙樂寺是乃定惠和尙之所建也今講堂是也以之爲多武峯寺之草創耳藤系に師輔子高光母雅子內親王應和元年十二月出家榮花月宴卷に高光少將ときこゆるは童名はまちをさ君ときこえし九條殿のいみしう思ひきこえ給ひし君云々此高光の女は昭平親王の北方にて其親王の御女は公任卿の室定賴卿の母なり藤系に昭平親王女母高光女公任室又公任子定賴母昭平親王女と有

彼大納言無心事一度そのたまへるや御いもうとの四條の宮后にたゝせ給ひてはしめてうちへ入給ふに西洞院のほりにおはしませは東三條のまへをわたらせ給ふに大入道殿も故女院もむねいたくおほしめしけるに按察大納言殿は后の御せうとにて御心ちよくおほされけるまゝに御馬をひかへて此女御はいつか后にたち給ふらんとうちみいれてのたまへりけるを殿をはしめたてまつりて御そうやすからすとおほしけれとをとこ宮おはしませはたけくそよその人々もやくなくものたまふかなときゝ給ふ一條院位につかせ給へは又女御后にたゝせ給ひて內に入給ふに此大納言榮のすけにつかうまつり給ふに出車よりあふきをさし出してやゝ物申さんと女房のきこえけれは何事にかとてうちより給へるに辨內侍かほをさしいたして御いもうとのすはらの后はいつくにかおはすると聞えかけたりけるに先年の事をおもひおかれたるなりけりみつからたにいかにとおほえつる事なれは道理なりなくなりぬる身にこそとおほえしかとのたまひけれされと人からよろつによくなり給ひぬれはことにふれてすてられたまはすかのないしのおりなるにてやみにき

〇四條宮后にたゝせ　遵子立后也紀略に天元五年三月十一日癸卯以女御從四位上藤原遵子立爲皇后外記日記に天元五年五月五日中宮立后後自太政大臣四條第初入內裏書に圓融院后廉義公一女母正三位嚴子女王中務卿代明親王女天元々年四月十日入內同五月廿二日爲女御同五年三月十一日爲中宮正

暦元年十月五日爲皇后宮○大入道殿　東三條兼家公也紀略に正暦元年五月八日太政大臣從一位藤原朝臣兼家落餝入道年六十二法名如實○故女院兼家公御女東三條女院詮子也紀略に正暦二年九月十六日壬子皇太后宮落餝爲尼云々○むねいたくおほしめしけるに　榮花々山卷に天元五年になりぬ五月十一日中宮たち給はんとて太政大臣いそきさわかせ給ふ是につけても右の大臣あさましうのみよろつきこしめさるゝほとに后たゝせ給ひぬいへはおろかにめてたし中略東三條の大臣いのちあらはとはおほしなから猶あかすあさましきことに覺しめす○そこ宮　一條院也○一條院位につかせ給へは　即位にあらす受禪なり受禪は寛和二年六月廿三日なり此物語には凡て受禪を卽位とせり○女御后にたゝせ給ひ　紀略に寛和二年七月五日辛未以母儀女御藤原詮子爲皇太后○癸　殿の字の寫誤なるへし○すけにつかうまつり　皇太后宮亮にや未考○出車　河海抄に人給出車名也花鳥に出車をは公より賦せられて其人に給ふ故に人たまひと名付なり○辨内侍　未考○すはらの后　素腹にて遵子の異名なり榮花々山卷に后立せ給ひぬいへはおろかにめてたし中略一の御子おはする女御を置なからかく御子もおはせぬ女御の后にゐ給ひぬる事やすからす世人なやみ申てすはらの后とそつけ奉りたりける云々○先年の事　公任卿先年東三條殿の前にて過言の事なり○なくなりぬる身にこそ　公任卿辨の内侍にかくといはれたるとき消入たきやうにありしと後にかたられけるとなり○内侍のおりなるにて　異本に内侍のとかなるにてとあり十訓抄に一條天皇の御時四納言ときこえし人々歌合にて蹴鞠の會ありけるにかゝりの外に鞠の落て有けるを其中に公任卿此まりを大臣大將の子ならさらん人とるへしといひけれは行成卿申されけるは短命こそ口惜けれ少將いきたらましかは三公の位をはきらはれさらましとのたまひたりけり是公任卿の非愛なるにそ有ける下略

ひとゝせ入道殿大井川の逍遙せさせ給ひしに作文船管絃船和歌船とわかたせ給ひて其道にたえなる人々をのせさせ給ひしに此大納言殿のまゐり給へるを入道殿かの大納言いつれの船にかのるへきとの給は

すれはわかのふねにのり侍らんとのたまひてよみたまへるぞかし「をくら山あらしの風のさむければもみぢのにしききぬ人ぞなき（此歌大井川とある本もあり）申うけ給へるかひありてあそばしたりな御みづからもの給ふなるは作文のにぞのるへかりけるさてかはかりの詩をつくりたらましかはなのあるらむも事まさりなましくちをしかりけるわざかな扨も殿いつれにとか思ふとのたまはせしなんわれなから心おごりせられしとのたまふなるひとことのすくるゝたにあるにましてかくいつれのみちもぬけいで給ふけんは古しへも侍らぬ事なり三條のおとゝの御すゑかくなり（異本に永祚元年六月廿六日薨給ひて六月廿日贈正一位になり給ふ廉義公とそ申ける）

○入道殿　道長公なり此大井川逍遥の事十訓抄東齋隨筆袋草子其外に見ゆ○大井川　在山城國葛野郡小倉山の麓なり○逍遥　莊子註に逍遥言優游自在也毛詩註に遊息也○管絃　文選註に吹曰管撫曰絃○たえなる人　たへたる人の寫誤なり堪能の人をいふ○をぐら山嵐の風　小倉山は大井川同所也此歌拾遺集秋には嵐の山のふもとをまかりけるに紅葉のいたくちり侍りければ右衛門督朝まだき嵐の山の云々とあり歌の心は明らけし袋草子に御堂道長公大井川遊覽の時詩歌の船を分て各被乘堪能之人而御堂被仰云四條大納言何の船に可被乘哉大納言云可乘和歌船云々此度「朝まだき嵐の風の寒ければちるもみぢ葉をきぬ人ぞなき」とはよむなり後に大納言何れの船に乘へきぞと仰られしこそ心驕せしか云々又後悔あり乘詩船て是程の詩作りたらましかは名はあけてまし云々古今著聞に此歌花山院拾遺集撰はせ給ふときもみちの錦とかへて入へきよし仰られけるに大納言然るへからさるよし申されければもとのまゝにて入にけり猶十訓抄東齋隨筆なとにもみゆ○贈正一位になり給ふ　裏書に永祚元年六月廿六日薨年六十六贈正一位諡曰廉義公封駿河國紀略に永祚二年六月廿六日乙亥太政大臣從一位藤原朝臣頼忠薨年六十六七月廿日詔故太政大臣藤原朝臣正一位封駿河國諡曰廉義公裏書には永祚元年薨とあり誤りなり

女御藤懷子 謙德公一女年廿一年爲皇太后

女御藤怤子

女御藤超子 未爲公卿女爲女御初例藏人頭從三位兼家一女

尙侍藤登子 師輔二女母同皇后初適重明親王重明親王薨後入掖庭寵年

輔子內親王 帝同産也康保五年卜定

齋院尊子內親王 帝二女康保四年九月四日爲親王同五年七月一日爲齋院年三歲天延二年四月遭母喪後入圓融天皇後宮叙二品寬和元年五月一日薨年廿歲或云四月廿九日薨

撿非違使別當參議朝成元右衛門督年五十一

爲尊親王 二品彈正尹母同三條長保四年六月依病出家薨

敦道親王 三品太宰帥母同寬弘四年十二月薨年二十七

宗子內親王 二品康和元年誕生安和元年八月四日叙四品寬和二年七月廿一日薨年廿三

天延二年甲戌九月十六日前少將擧賢後少將義孝同日夭死依疱瘡也

一左大臣師尹此おとゝ忠平大臣五郎小一條おとゝと聞えさすめり御母九條殿に同じ大臣の位にて三年かうほう四年十月にうつり給ふこと西宮の筑紫へくだり給ふ御かはり也 安和二年五月左大臣になり給ひ大將かけ給ふ十月十四日失給ふ御年五十 其御事のみたれは此小一條のおとゝのいひ出給へるとぞよの人聞えしさて年もすくさず失給ふなどこそ申めりしかそれもまことにや

○左大臣師忠 藤系に忠平子師尹母同師輔榮花月宴卷に忠平五郎師尹の左大臣ときこえて小一條と云所に住給ふと有拾芥抄小一條○大臣の位にて三年紀略に康保四年十二月十三日丁卯以大納言師尹朝臣爲右大臣安和二年十月十五日薨云々大臣の位にて三年也○かうほう四年にうつり給ふ うつり給ふの上脫字あるべし試に曰く康保四年十二月十三日右大臣になり給ひて安和二年三月廿五日左大臣にうつり給ふこと西宮のとあるべき也○西宮 左大臣源高明公也拾芥抄に西宮四條北朱雀西高明御子家紹運錄に醍醐天皇々子源高明母源唱女號西宮左大臣要に高明延喜廿年三月廿八日賜源姓□左京職補任に高明安和二年三月廿六日爲太宰權帥○筑紫へ下り給ふ御かはり 紀略に安和二年三月廿五日壬寅以左大臣兼左近衞大將源高明爲太宰員外帥以右大臣藤原師尹爲左大臣云々裏書には三月廿六日任左大臣補任此西宮殿左遷の事四の卷におゐ

〳〵みゆ○其御事の亂れは此小一條の大臣のいひ
出給へる　紀略に安和二年三月廿五日壬寅以左大
臣兼左大將源高明爲太宰員外帥云々左馬助源滿仲
前武藏介藤原善時等密告也編年記に左大臣源高明
座事左遷太宰權帥依左馬助源滿仲前武藏介藤善時
等密告也或記云師尹大臣所爲云々○年も過さず失
給ふ　編年記に于時高明公左大臣左大將師尹公右
大臣右大將也師尹爲轉左有此企云々右府則尅轉左
無幾薨逝畢紀略に安和二年十月十五日己丑左大臣
正二位藤原師尹薨年五十裏書同之榮花月宴卷に安和
二年かゝるほどに小一條の左大臣日ごろなやみ給ふ
ける十月十五日御年五十にて失給ひぬとのゝしる
分註に師尹公薨日十四日とあり紀略榮花とたがへ
り但し編年記には十四日と有拾遺集雜に小一條左
大臣まかりかくれて後彼家に侍ける鶴の啼ければ
小野宮太政大臣「おくれゐて鳴なるよりはあした
つのなどかよはひをゆづらざりけん
御むすめ村上の御時の宣耀殿女御かたちおかしけに
うつくしうおはしけりうちへまゐり給ふとて御車に
たてまつり給ひけれはわか御身はのり給ひけれど御
くしのすそはもやのはしらのもとにぞおはしけるひ
とすぢをみちのくにかみにおきたるにいかにもすぢ
みえ給はずとぞ申つたへためる御目のしりのすこし
さかり給へるがいとゝらうたくおはするを御門いと
かしてくときめかさせ給ひてかくおほせられける
「いきてのよしにての後ののちのよもはねをかはせ
る鳥となりなん御返し女御「秋になることの葉たに
もかはらずは我もかはせる枝となりなん

○宣耀殿　拾芥抄に宣耀殿麗景殿北七間四面藤系
に師尹女芳子母右大臣定方女榮系に師尹女芳子村
上女御宣耀殿御髮長と有榮花月宴卷に小一條の大
臣の御女いみしく美くしうて宣耀殿の女御ときこ
えさす紀略に天德二年十月廿八日乙巳以藤原芳子
爲女御裏書同之要に芳子左大臣師尹一女母定方女
天德二年十月廿八日爲女御○御くしのすそは　昔
の婦人の髮自然と長きも有べけれど大かたはかつ
らかけたる也○みちの國かみ　檀紙也○いきての
世　村上帝の御製也玉葉集戀に宣耀殿女御にたま
はせける天曆御製いきての世云々東齋隨筆にも出
たり○はねをかはせる鳥　長恨歌に在天願作比

翼鳥焉或書に南方有比翼鳥不比不飛御製の心は明らけし○かはせる枝　長恨歌に在地願爲連理枝歌の心は明らけし此御返しも玉葉集に出たり
古今うかへさせ給へりときかせ給ひて御門こゝろみに本をかくして女御にはみせたてまつり給はてやまと歌はとあるをはじめにてまつのくのことはをおほせられつゝとはせ給ひけるにいひたがへ給ふことはにても歌にてもなかりけりかゝる事など父おとゝはきゝたまひて御さうそくし御手あらひなどしてところ〳〵に讀經などしねんし入てそおはしける
○古今　紀略に延喜五年四月十五日□□御書所預紀貫之撰進古今和歌集一部廿巻拾芥抄袋草紙同之○うかへさせ給ひ　諳し給へるなり活法に諳練歴也○やまとうたは　古今集假字序にやまと歌は人の心をたねとしてと有○まつのく　まへのくの寫誤なるべし但し先の句歟○ところ〳〵に誦經なとし　處々の神佛などへ祈念し給ふ也枕草子に村上の御時宣耀殿の女御と聞えけるは小一條の左大臣殿の女御におはしければ誰かは知り聞えざらんまた姫君におはしける時父の大臣のをしへきこえさせ給ひけるは一つには御手を習ひ給へ次にはきんの御琴をいかで人にひきまさんとおほせさて古今の歌廿巻を皆うかへさせ給はんを御學もんにせさせ給へとなんきこえさせ給ひけるときこしめしおかせ給ひて御物忌なりける日古今をかくして持てわたらせ給ひて例ならず御几丁を引たてさせ給ひければ女御あやしとおぼしけるに御双紙をひろけさせ給ひて其とし其月何のをり其人のよみたる歌はいかにととひ聞えさせ給ふにかうなりと心得させ給ふもおかしきものゝ僻覺もわすれたりなどもあらばいみしかるへきことゝわりなくおぼしみだれぬべし其かたおほめかしからぬ人二三人ばかりめし出で碁いしして數を置せ給はんとて聞えさせ給ひけむほどいかにめでたくおかしかりけん御前にさふらひけん人さへこそうらやましけれせめて申させ給ひければさかしうやかてするまでなとはあらねどすべて露たかふ事なかりけり下略
みかど御さうの事をめでたくあそばしけるも御心に入てをしへなどかぎりなく時めき給ふに冷泉院の御母后いらせ給ひてこそ中々二なくおぼえおとり給へ

りさはきこえしかこ宮のいみしくめきましくやすからぬものにおぼしたりしがおもひいづるにいとほしくくやしきなりとぞおほせられける

○御さうの事　事は誤り御箏なり和名鈔に箏風俗通云神農造箏側莖反俗云象乃古止或曰蒙恬所造奏聲也蒼頡篇云箏形似瑟而短十三絃云々禁秘抄に和琴父延喜天暦吉例箏同之云々榮花月宴卷に宣耀殿の女御はいみしううつくしげにおはしましければ御門も我わたくしものにぞいみしう思ひきこえ給ひける御箏の御琴をぞいみしう遊ばしける此宣耀殿の女御にならはさせ給ふければいとうつくしうひきとり給へり○冷泉院の御母后　藤系に師輔女安子母經邦女○いらせ給ひてこそ　紀略に天慶三年四月十九日甲寅三品成明親王於飛香舍娶中納言左衛門督藤原師輔女裏書同之要記に芳子天徳二年十月廿八日爲女御と有按るに此段心得がたし安子入内の後芳子御おぼえおこり給ふとあるはいかゞ后宮安子入内は天慶三年四月なり女御芳子入内は天徳二年十月にて女御は后宮より十八九年後入内なり是は作者の覺えたがへなるべし○こ宮　貴みやにて安子后宮なり

此女御の御はらに八宮とてをとこうまれ給へり御かたちなどはきよけにおはしけれど御心きはめたるよのしれものとぞきゝたてまつりし世中のかしこきみかどの御ためしにはもろこしには堯のみかどゝ舜のみかどゝ申此國には延喜天暦とこそは申めれ延喜とは醍醐の先帝の御事天暦と申は村上の先帝の御事なり其みかどの御子は小一條大臣うまこにてしかしれ給へりけるいと〳〵あやしき事なかりし

○八宮　紹運錄に村上天皇々子永平親王母師尹女一品兵部卿號八宮裏書には四品と有○しれもの　愚人なり日本紀萬葉に愚人本朝文粹に白物左傳に白癡しれものとよめり○堯のみかど　堯帝陶唐氏名放勳有火德在位七十八年居有八彩史記に詳なり○舜のみかど　舜帝ゝ顓頊七世裔有虞氏瞽叟子名重華字都君土德重瞳龍顏以孝聞帝堯舉之以授九州在位五十一年○醍醐の先帝　正統紀に醍醐天皇此君久しく位をたもたせ給ひて德政を好み行はせ給ふ事上代にこえたり天下泰平民間安穩にて本朝仁德の古き跡にもなぞらへ異域堯舜の賢き道にもた

くへ申べき榮花月宴に○村上先帝　正統紀に村上天皇此天皇賢明の御ほまれ先帝の跡を繼申させ給ひければ天下安寧なる事も延喜延長の昔に異ならず文筆諸藝を好み給ふ事もかはりまさゞりけり萬のためしには延喜天暦の二代とぞ申侍る

其母女御の御せうと濟時の左大將と申し長德元年四月二十三日に失給ひにき御とし五十三此大將は父おとゝよりも御心様のわづらはしくくせ〳〵しきおぼえまさりてあまり名聞になどぞおはせし御いもうとの女御殿に村上の事をしへさせ給ひける御まへにさふらひ給ひてきゝならひ給ふほどにおのづからわれも其道の上手に人におもはれたまへりしをおぼろげにて心よくならひ給はすさるべき事のをりもせめてそゝのかされてものひとつはかりかきあはせなどこそし給ひしかあまりけにくしと人にもいはれ給ひき人のたてまつりたるにえなといふ物は御前のにはにとりおかせ給ひて夜るはにえ殿にをさめ晝は又もとのやうにとりいれつゝおかせなど又人のたてまつり給ふるまではおかせ給ひてとりうごかすことはせさせ給はぬあまりやさしき事なりな人のまゐるにも

かくなんと見せ給ふれうなめりむかし人はさることをよきにはしければ其さまゝの有さまをせさせ給ふとぞかくやいみしう心ありとおぼしたりしほどよりはよしなし事し給へりこぞ人にいはれ給ふめりし

○濟時の左大臣　藤系に師尹子濟時母右大臣定方女左大臣權大納言正二位贈太政大臣紀略に正暦元年六月一日云々以大納言右近大將藤原濟時爲左近大將○長德元年四月廿三日失給ひ　紀略に長德元年四月廿四日庚子正二位大納言兼左近衛大將藤原朝臣濟時薨年五十五裏書廿三日薨年五十五と有要廿三日薨と有本文五十三の三は五の誤りなるべし○くせ〳〵しき　まが〳〵しと同じ邪曲也榮花月宴にも此詞あり○名聞　○村上の事　事は琴の寫誤なり○きゝならひ給ふ　榮花月宴卷に御門村上箏の御琴をいみしう遊ばしける此宣耀殿の女御の御はらからの濟時の少將常に御前に出つゝさりけなう聞けるほどにいみしうよくひきとり給へりければうへいみしう興せさせ給ひてめし出しつゝをしへさせたまひて後々は御あそびのをり〳〵は先めし出ていみしき上手にてそものし給ひける○に

えなどいふ物　贄は玉帛禽鳥を男の贄とし榛栗棗修を女の贄とするよし左傳にみえたり○にえ殿
拾芥抄に贄殿在内膳中有別當藏人預納大字及諸國所進御贄納備供御料闕納御厨子所也と有是は公の
なり私の家にもあるへし

御をひの八宮に大饗せさせたてまつり給ひて上戸におはすれば人々ゑいしてあそはんなどおほしてさるべき上達部達とく出るものならはしはしなどおかしきさまにとゝめさせ給へとよくをしへ申させ給ひけりさこそ人からあしくしれ給へれどやむとなきみこの大事にし給ふ事なれば人々あまたまゐり給へりしもこたひなりかしされどおほやけ事さしあはせたる日なれはいそぎ出給ふにえこどさる事ありつどおほしいでゝ大將の御かたをあまたゝひ見やらせ給ふにめをくはせ申給へば御おもていとあかくなりてとみにえうち出させ給はずものもえおほせられて餓におひゆるやうにおどろ〳〵しくあらゝかに人々の御聲のきぬのかたゝ本おちぬばかりとりかゝらせ給ふにまゐりとまゐれる上達部はかほけしきかはりつゝとりあへずことに事をつけつゝいそぎたちぬ此入道殿

などは若殿上人にておはしましけるほどなれば事するゑにてよくも御らんせざりけりたゞ人々のほゝゑみていで給ひしをそみしとぞ此ごろおかしかりしことにかたり給ふなる大將は何せんにかゝる事をせさせ奉りて又しかのたまへどもをしへ聞えけんとくやしくおほすに御いろもあをくなりてぞおはしけるましここにみこをはもとよりさる人としり申たれば人これをしもそしり申さす此とのをぞかゝる御心とみる〳〵せめてなくてあるべきことならぬにかくみぐるしき御ありさまをあまた人にみせきこえ給へる事とぞそしり申しいみしき心ある人とおぼえおはせし人のくちをしくてそくかうとり給へるよ

○をひ　和名鈔に爾雅云兄弟之子爲甥生反和名乎比○大饗　大臣の大饗とは異なり私に饗應するなり○上戸　下學集に上戸下戸就酒日本俗所言世話也文選註に以飲食多者爲大戸小者爲小戸○とくいづるものならは　速に歸宅するならばなり○こたいなり　古代也㒵は昔よりしれる人といふ事なるべし○おほやけ事さしあはせたる日　公事のしげき日なり○さる事ありつと　濟時卿のおかしき

さまにとゞめ給へと申せし事なり○めをくはせ
目にでしらするをいふ眴顔師古云動目而使之也枕
草子にかつきする蜑のすみかはそこなりとゆめい
ふなとやめをくはせけん○おひゆるやうにおとろ
〳〵しく　協萬葉集二に虎かほゆると諸人のおひ
ゆるまでに云々おどろ〳〵しは恐懼なり爰は八宮
の俄にさわぎ立てとゞめ給ふさまなり○御聲　聲
はうへの假字をこゑと誤り寫せるなり御うへのき
ぬにて袍なり和名鈔に袍揚氏漢語抄云朝服着襴之
袷衣也云々○かた〳〵本　是もかた〳〵もとにて片袂
なり榮花日かけのかつらの巻に宣耀殿の女御村上
の先帝のいみしきものに思ひきこえさせ給ひけれ
と女御にてやみ給ひにき男宮ひとりうみ給へりし
かとも其宮かしこき御中より出給へるとも見え給
はすいみしきしれものにてやませ給ひにける月宴
巻にも八宮のおろかにおはします事みゆ○そくか
うとり給へるよ　今物語にそくかうかくともあれ
ば耻かゝ事なるべし辱號にや猶可考
此殿の御北方にては枇杷大納言延光御むすめそおは
せる女君二所をとこ君二人そおはせし女君は三條院
の東宮にておはしましゝ折の女御にて宣耀殿と申て
いと時におはしましゝをとこみこ四所女宮二人さて
女君は三條院東宮にておはしましゝ時まゐり給へり
しほどに東宮位につかせ給ひて又年長和元年壬子四
月十八日后し給ひて皇后宮と申小一條御母なり又今
一所の女君は父の失給ひにし後御心わざにれんせい
ゐんの四のみこ帥宮と申御うへにて二三年ばかりた
はせしほどに宮和泉式部にかへさせ給ひし後の子の
ところきけば心えぬありさまのことのほかなるにて
こそおはすなれいきふとこそかしや小一條左大將殿
の御おもておこし給はば皇后宮おはしますにはちか
ましくいとほしきは今一人の御むすめにこそあめれ
○枇杷大納言延光　紹運錄に醍醐天皇々子代明親
王子延光母右大臣藤原定方女藤系に仲平大臣の男
とあるは誤りなり榮系に延光女濟時室母敦忠女補
任に源延光天延三年正月廿六任大納言○女君二所
男君二人　藤系に濟時女娍子中君女子相任通任榮
系同之○男みこ四所女宮二人　三條院の御子也紹
運錄に三條院皇子敦明親王敦儀親王敦平親王師明
親王皇女當子内親王禔子内親王云々○女君　娍子

也○三條院東宮にておはしまし丶時まゐり　榮花みはてぬ夢の卷に東宮の十五六ばかりにおはしましけるにある僧の經たうとく讀ければ常に夜居せさせて世の物語申けるついでに小一條殿の姫君の御事を語りきこえさせけるに宮御耳にとまりておほしめて此僧を夜毎にめしつゝ經を讀せさせ給ひて物語りには小一條わたりの御事を言草に仰られて此事かならすいひなして給へなどいみしうま心に仰られければ大將に聞えければかくてのみやは過させ給ふべき中略かくて急ぎたちて十二月の一日にまゐらせ給ふ昔おほし出てやがて宣耀殿にすませ給ふかひありていみしう時めき給ふ紀略に正曆二年十一月一日大納言藤原濟時卿女娍子入東宮江談抄に爲仲云濟時卿女被參三條院東宮之時之夕大將參大入道殿被申云被下華車宣旨哉件事欲蒙莫大自返答云々余土加被可有恩許之事也欲奏達云々大將不堪感悅起坐雖退出及入內之尅限雖相待宣旨以上無音敷遂道被參入也時人寄號紅梅大將又彼大將家前有紅梅稱室拜○長和元年壬四月十八日后に給ひ紀略に長和元年壬子四月廿七日甲子立女御從四位下藤原娍子爲皇后裏書に娍子寬弘八年八月廿三日爲女御長和元年四月廿七日爲皇后宮云々立后の日本文たがへり要に寬弘九年四月廿七日爲皇后さ有要に娍子正曆年中入太子三條宮寬弘八年八月廿三日爲女御故大納言濟時一女母故大納言源延光一女也○小一條　三條院の一宮敦明親王也○今一所の女君　榮系に濟時女中君敦道親王北方後離別さあり○父の失給ひにし後　濟時卿薨長德元年四月廿七日也○帥宮　紹運錄に冷泉院皇子敦道親王母兼家公女號帥宮○和泉式部　拾芥抄に越前守大江雅致女上東門院女房和泉守橘道貞爲妻仍號和泉式部○かへさせ給ひし　帥宮敦道親王和泉式部に御心うつりて中君を思ひ捨給ひし事榮花初花卷に小一條の中君と聞ゆるは宣耀殿の御おさうとの君殿も上もこともかうもなさて失にしかはいかて女御とのにおさらぬ樣の事をなさおほしかまへて東宮の弟の帥宮に聞えつけしかは南院にむかへ給へりしかと年月にそへて御心さし淺うなりもてゆきて和泉守道貞かめを覺しさわきて此君をはとの外におほしたりしかはゐわつらひて小一條の祖母の北方

の御もとにかへり給ひにしそかし○の子のところ
　上のゝ字は衍字子のところはこのころの誤りなり○いきふところそかしや　此九字何ともわきまへかたし○今一人の御むすめ　彼中君の事にや又榮系に女子一人見ゆされとも是は公信卿の女のはらとあれは異なり

此みやの御ならひの一のみこ敦明親王とて式部卿のみやとそ申し程に長和五年正月二十九日三條院おりさせ給へはたうたい位につかせ給ひて此式部卿の宮東宮にたゝせたまひにき御年廿三たゝしたうりあることく皆人おもひ申しほとに院うせさせ給ひてのち二年はかりありていかゝおほしめしけん宮たちとまうしゝおりよろつに遊ひならはせ給ひてうるはしき御ありさまいとくるしくいかてかくてあらはやとおほしならひて皇后宮にかくなんおほえ侍ると申させ給ふをいかてかはけにさもとはおほさんするすへてあさましくあるましきこととのみいさめ申させ給ふにおほしあまりて入道殿に御消息ありけれは參らせ給へるに御物語こまかにて此位さりてたゝ心やすくてあらんとなん思ひ侍ると聞えさせけれはさらに〳〵うけたまはらしさは三條院の御末はたえねとおほしめしおきてさせ給ふかいとあさましくかなしき御事なりかゝる御心のつかせ給ふ御事はこと事ならし古冷泉院の御ものゝけなとのおもはせたてまつるなりさら〳〵おほしめすへきそとせいし給ふにさらはたゝほいもあり出家にこそはあんなれとのたまはするにさまておほしめす事ならはいかゝともかくも申さんうちに奏し侍りておりさせ給ふをりにそ御けしきいとよくならせ給ひにけるさてとのうちにも申させ給ひけれはいかゝはきかせ給ひけんこのたひの東宮には式部卿の宮ほとこそはおほしめすへけれ一條院のはか〳〵しき御うしろみなけれは東宮に當代を立奉るなりとおほせられしかは是もおなし事なりとおほしさためて寛仁元年丁巳八月五日こそは九さいにて三宮東宮にたゝせ給ひて同月の廿三日にこそはつほきりといふたちはうちよりもてまゐりしか當代位につかせ給ひしかはすなはち東宮にもまゐるへかりしをしかるへきにやありけんとかくさはりて此年比うちのをさめとのに候つるそかし寛仁三年己未八月廿八日御とし十一にて御元服せさせ給ひし

かさきの春宮をは小一院と申いまの東宮の御ありさま申かきりなしつひのことゝおもひなからたゝ今かくさは思ひかけさりし事なりかし

○此宮の御ならひの　此宮は娍子后宮なり御ならひは御はらの寫誤なり○式部卿の宮　敦明親王なり紀略に寛弘八年十月五日庚辰以二皇子敦明一爲二親王一榮花初花巻にかくて東宮三條院の一宮敦明をは式部卿の宮ときこえさする要に敦明親王小一條院寛弘八年十月五日爲親王叙三品年十八同十二月式部卿長和二年六月廿三日叙一品○當代位につかせ給ひて此式部卿の宮東宮にたゝせ　紀略に長和五年正月廿九日甲戌天皇三條院なり於枇杷第讓位於皇太子後一條院也天皇春秋四十一在位五年太子年九令左大臣藤原朝臣攝行政事如忠仁公故事立第一式部卿敦明親王爲皇太子太上天皇稱三條院卽補院司等○たうりあることく　ある事とありしを誤る歟○院失させ給ひて　三條院崩御は紀略に寛仁元年五月九日丙午太上天皇崩于三條院御年四十三○みやたちさ申しをり　いまた東宮になりたまはぬ以前たゝ親王にておはしましゝをりなり○いかてかくて　からての誤りなり○おほしならひて　おほしなりての誤りにてもあらん歟○御消息　要玄事集に音問謂之消息猶言安否善惡消々耗也息生息也又壒嚢抄にもみゆ○冷泉院の御ものゝけ　大納言元方卿の靈幷更衣元子の靈なりそれを冷泉院は御ものゝけと云此靈冷泉院につきて御惱ましましける故冷泉院の御物怪とはいふ也○大宮　彰子後號上東門院紀略に寛弘九年二月十四日壬子宣命[illegible]以后宮爲皇太后云々寛仁三年正月七日以皇太后爲太皇太后要彰子左大臣一女母從三位源倫子前左大臣雅信第三女長保元年二月十一日叙從三位十一月一日入内同七日爲女御年十三同二年二月廿五日爲中宮寛弘九年二月十四日爲皇太后年廿五寛仁二年五月爲太皇太后宮萬壽三年正月十九日爲左三十九號上東門院○いかゝはきかせ給ひけん　榮花木綿四手巻に其まゝにやかて大宮に入らせ給て道長公也かう〳〵の事をなん東宮たひ〳〵のたまはすれとさらにうけひき申さぬにめしてのたまひつるやうなとこまやかに申させ給ふ攝政殿もおはします人の是をこかく思ひきこえさする事ならはこそあらめわかたや

すくならはせ給へる御心なれは一ゐんとて御心にまかせてあらんとおほしめしたるもあらまほしき事なり扨も東宮には三宮こそはゐさせ給はめと申させ給へは大宮けにそれはさることに侍れと式部卿のみやのさておはしまさんこそよく侍らめそれこそ御門にもすへ奉らまほしかりしかと故院のせさせ給ひしことなれはさてやみにき此度は彼みやのゐさせ給はんは故院の御心のうちにおほしけんほいもあり宮の御ためもよくなんあるへき若宮は御すくせにまかせてあらはやとなん思ひはへるときこえさせ給へは殿けにいとありかたうあはれにおほせらるゝことに侍れと故院もことゝ〵ならすたゝうしろみなきによりかしこうおはすれとかやうの御有さまはたゝうしろみからなり帥中納言たゝに京になきこそなとあるましきことにおほしさためつ○式部卿のみや　紹運錄に一條院皇子敦康親王母后宮定子道隆女榮花玉村菊に式部卿の宮とは一條院の帥宮をそ今はきこえさする敦明親王東宮にたちたまへは帥宮敦康親王を式部卿になし奉りしなり○三宮東宮にたゝせ　紹運錄に一條院皇子後朱雀院母同後一條諱敦良紀略に寛仁元年八月九日甲戌敦明親王請退儲皇即日帝胞第敦良親王皇太子年九本文五日は九日の寫誤なるべし○つほきり　紀略に寛仁元年八月廿三日戊子奉渡東宮御印云々是壺切の御太刀なるべし世俗淺深秘抄に東宮護劒壺斬蒔繪海部有如龍摺貝裝束青滑革此事不見諸家記延久御記許被註此旨秘藏○をさめ殿　拾芥抄に納殿累代御物納之在宣陽殿云々江談抄に壺切昔名將劒云々雄劒云辟事也云々三條院東宮の時廿三年間入道殿不令献云々其故藤氏腹東宮之寶物也○十一にて御元服　紀略に寛仁三年八月廿八日壬子皇太弟加元服年十一○さきの春宮をば　敦明親王也職原抄に東宮春宮是一也と有○小一院と申　小一の下條字の落たり紀略に寛仁元年八月九日甲戌以前東宮坊爲小一條院年給官爵如元廿五日庚寅以前皇太子爲小一條院太上天皇賜年爵年官受領等停進屬爲判官代主典代又以左右近衛各五人爲御隨身御封等由舊奉宛之猶小右記左經記榮花などにみゆ

小一條院わが御心とかくかけ給ふ事はこれをはしめとす世はしまりてのち東宮位とりさけられ給ふ事は八九代はかりにやなりぬらんなかに法師東宮おはしけることは失給ひて後に贈太上天皇と申ていはひす

ゐられ給へれおほやけもしろしめしてしゆたう天皇
さて官物のはつほさきにだてまつらせ給ふめり此院
のかくおほしたちぬる事かつは殿下の御法のはやく
おはしますおされ給へるか又おほくは元方民部卿の
靈のつかうまつりつるなりといへば此さふらひそれ
もさるべきなり此ほどの御事こそとの外にかはりて
侍れなにかしはいとくはしくうけたまはりたること
侍るものをといへば世繼さも侍らんつたはりぬる事
はいで〳〵うけたまはらはやならひにし事なればも
のゝ名をきかまほしく侍るぞといふけうありげに思
ひたれば事のやうたいは三條院のおはしましけるか
ぎりこそあれ失給ひにけるのちはよのつねの東宮の
御やうにもなく殿上人などまゐりて御遊ひせさせ給
ふやもてなしかしつき申人などもなくいとつれ〳〵
にまきるゝかたなくおぼしめされけるまゝにこゝろ
やすからぬ御ありさまのみ戀しくほけ〳〵しきまで
おぼえさせ給ひけれど三條院おはしましつるかぎり
は院殿上人などもまゐりや御つかひもしけくかよひ
などするに人めもしげくよろづなくさめさせ給ふを
院失おはしましては世中のものおそろしくおほちの

みちかゐもいかゝとのみわづらはしくふるまひにく
きにより宮司などたにもまゐりつかうまつる事もか
たくなりゆけばましてけすの心はいかゞはあらんさ
のもりつかさのしもへもあさきよめつかうまつる事
もなければ庭の草もしげりまさりつゝいとかたじけ
なき御すみかにておはしますまれ〳〵參りよる人々
は世にきこゆる事とて三宮かくておはしますを心く
るしく殿も大宮も思ひ申させ給ふにもしうちに男宮
もいておはしましなばいかゞあらんさあらぬさきに
東宮にたて奉らはやとなんおほせらるなりさればお
してとられさせ給へるなりなどのみ申をまことにしも
あらさめとけに事のさまもよもとおぼえぬ事なれば
にやきかせ給ふ御心ちはいかゝうきたちたるやうに
おぼしめされてひたふるにとられんよりはわれとや
のきなましとおぼしめすに又高松殿のみくしげ殿ま
ゐらせ給ひて殿のはなやかにもてなしたてまつらせ
給ふべかなりとて皇后宮聞せ給ひていみしうよろこ
ばせ給ふを東宮はいとよかるべき事なれとさたにあ
らはいとゝ我おもふ事みせしなほかくてえあるまじ
くおぼしめされて御母宮にしか〳〵なん思ふと聞え
させ給へはさうなりやいと〳〵あるじまき御事なり

みくしげ殿の御ことをこそまことならばすゝみきこえさせ給はめさらに〳〵おぼしめしよるまじき事なりときこえさせ給ひて御ものゝけのするなりと御いのりどもせさせ給へどさらにおぼしめしとゞまらぬ御心のうちをいかでかよひともきゝけんさてなんみくしげとのまゐらせ奉り給へどもきこえさせ給ふべかなるなどいふ事殿の方にもきこゆればまことにさもおぼしゆるきてのたまはせはいかゝすへからんな、ごおほすさて東宮はついにおぼしめしたらぬさてのちにみくしけ殿の御事もいはんに中々それはなごかなからむなどよきかたさまにおぼしめしけんふかくさの事なりやなつほきりなどの事ひか事にあめり小三條院たび〳〵申させ給ひしかどもとかく申やりてたてまつらせざりしとこそ聞侍りしかされば故院もさむはれなくともたてゝはとておはしましゝなりしかるべきことはおのづからの事を申させて皇后宮にもかくとも申させ給はずたゞ御心のまゝに殿に御せうそくきこえんとおほしめすにむつましうさるべき人もものし給はねば中宮の權大夫殿のおはします四條のはうもんごにしの洞院とは宮ちかきそかしそれは

かりをこと人よりはとやおぼしめしよりけん藏人なにかしを御つかひにてあからさまにまゐらせ給へとあるをおほしもかけぬ事なればおどろかせ給ひてなにしにめすぞとゝはせ給へば申させ給ふべき事のさぶらふにこそと申を此きこゆる事ともにやとおほせとのかせ給ふことにはさりともよにあらしみくしけ殿の御事ならむとおほすいかにも我御心ひとつには思ふべき事ならねばおどろきながら參り候へきをおとゝにあない申てなんさぶらふべきと申させ給ひて先殿に參り給へり東宮よりしか〳〵なんおほせられたりつると申させ給へば殿もおどろかせ給ひて何事ならんとおほせられながら大夫殿の御おなじやうにぞおほしよられけるまことにみくしけ殿の御事のたまはせんをいなひ申さんもびんなし參り給ひなは又さやうにあやしくてはあらせたてまつるべきならず又さてはよの人のますなるやうに春宮のかせ給はんの御おもひあるべきならずかしとはおほせしかどもわざとめさんにはいかでか參らではあらんいかにものたまはせん事を聞へきなりと申させ給へばまゐらせ給ふほどに日も暮ぬ

○かくかけ給ふ　異本にかくのかせ給ふとあり○八九代ばかり　異本に八の字なし九人ばかりや有つらんと有按るに九は五の字の寫誤なるべし裏書に廢太子九人可勘之道祖親王　天武天皇孫新田部皇子男天平勝寶八年立之寶字元年廢之　他戸親王光仁天皇々子寶龜二年立之同三年廢之　早良親王追號崇道天皇光仁天皇々子天應元年四月四日立之年卅三延曆四年十月廢之左遷淡路國　高岳親王平城天皇々子大同四年立之出家渡唐逆旅之間遷化號眞如親王　恒貞親王淳和天皇々子天長七年立之承和元年廢之　○法師　はやらの寫誤なるへし○東宮　紹運錄に光仁天皇々子早良親王母贈正一位乙繼女皇后高野新笠皇太子延曆十九年七月追稱崇道天皇○失給て後に贈太上天皇　續日本紀に天應元年四月壬辰立皇弟早良親王爲皇太子編年記に延曆四年九月廿三日夜中納言兼式部卿三位藤原朝臣種繼爲賊被射殺也此事五百枝王大伴家持男永主同繼人紀白丸多治比濱成皇太子早良親王所知也云々仍讀成殺大披山白丸家持男永主配流隱岐國五百枝王配流伊與國繼人男國道配流佐渡國云々十月廢皇太子早良親王禁固乙訓寺從十八日不喫仍載小船流淡路島日本後紀に延曆十七年三月此月遣勅使參議五百枝于淡路國奉迎早良親王骨收葬于大和國八島陵近年依親王祟世人多病惱或大亡光是二度遣勅使然而神祟不止風波衝盪官船漂沒群臣僉曰宜遣五百枝以慰神意制可五百枝者親王之姪也水鏡に此親王流され給ひて後世中心ちおこりて人多く死失しかは御門おそろき給ひて御迎に二度まて人をたてまつり給ひし皆海に入浪にたゝよひて命を失ひてき第三度に親王の甥の宰相五百枝をつかはしきことに祈りこひて平らかにつきて渡したてまつりしなり○しゆとう天皇　編年記に延曆十九年七月遣勅使於淡路國取故早良親王骨云々奉納大和國八島崇重稱崇道天皇諸陵式に八島陵崇道天皇在大和國添上郡北東西五町南北四町守戸二烟○官物のはつほ　官物は公物なりはつほは初穗の意にて新穀のはしめをたてまつるなり早穗の字三代實錄に見ゆ荷前の使是なり公事根源に荷前十二月先十三日につかさ〳〵をかねて定めらる使は公卿のも殿上のも

あり荷前とは十陵八墓に年の終りに幣帛をたてまつらせ給ふなり拾芥抄に八島崇道天皇在大和添上郡天長九年止國忌而猶在小陵内○御法のはやく異本に御くはほうとあり○此さふらひ　上巻に青侍と有しなり○ならひにし事なれは　□□□□○ものゝ名をきかまほしく　名をは猶の寫誤にてもあらんか○御あそひ　詩歌管絃なと也○ほけ〳〵しき　滑々敷にて忙然としたる心又心の亂るゝやうの事なり○おほたのみちかひ　大路道合なり道路なとにて人に逢給ふも御心つかひあることなり是は御身の上を案しさせ給ふ心なり○宮司　東宮大夫權大夫亮權亮大進小進なと也○とのもりつかさ

職員令に春宮坊主殿署首一人掌湯沐燈燭洒掃鋪設坐事令史一人殿掃部二十人使部六人直丁一人駈使一人○しもへも　掃拭なとする下男なり是をとものみやつこといふとのもりのとものみやつこ心あらは此春はかり朝きよめすないと後の事なから徒然草に新院おりゐさせ給ひての春よませ給ひけるとかや「とのもりのとものみやつこよそにして

はらはぬ庭に花そちりしく窓の處をうつしてよませ給ふにや○とられさせ給へるなりなとのみ申異本にとられさせ給ふなとのみ申をとあり○事のさまもよもと　東宮へ参りよる人々のいふをよもやさにはあるましき事とは思しめせと也異本によもとおほゆましければにやとあり○たかまつとの

拾芥抄に高松殿姉小路北西洞院東高明親王家彼みくしけとのは道長公の北方高明公の御女のはらなれば此高松殿におはします故高松殿の御櫛司殿とは云也榮花系に道長女みくしけとの母高松上小一條院女御續世繼に高松どの此御はらに女君おはしき一人は小一條院とて東宮より院にならせ給へりし女御に参り給へりき○我思ふ事みせし　見せしはえせしの誤り也異本正し○さうなりや　うはらの誤りさらなりや也異本正し○ふかくさの事　さ衍字なり不覺なり○ひか事にめり　めはあの誤なり○小三條院　小は故の誤なり○さむはれなくとも

つぼきりなくともの誤り歟さはそれなくともの寫誤にてもあらんか○中宮權大夫　道長公の息能信卿也榮花淺みとり の巻に寛仁二年十月十六日

能信卿中宮大夫になり給ふよしみゆ　補任同之藤系に道長子能信母高松上○四條坊門　拾芥抄に四條坊門永昌坊 京程圖に六角と錦小路との間にあり○にしの洞院　拾芥抄京程圖に西洞院町口と油小路との間にあり○藏人何かし　東宮の藏人なり未考

陣に左大臣殿の御車やこせんとものあるをなまむつかしとおほせとかへらせ給ふべきならねば殿上にのほらせ給ひてまゐりたるよしけいせさせよと藏人にの給はすればおほい殿の御前にさふらはせ給へは只今はなん申候はぬと聞えさするほと見ゝはさせ給ふに庭の草もいとふかく殿上のありさまも春宮のおはしますとはみえずあさましうかたじけなけなりおほいとのいて給ひてかくとけいすればあさかれいのかたにいてさせ給ひてめしあればまゐり給へりいとちかくこちとおほせられてものせらるゝ事もなきにあないするもはゝかりおほかれとおとゝにきこゆべき事のあるをつたへものすべき人のあるにまちかきほとなればたよりにもと思ひてせうそこし聞えつるなりそのむねはかくて侍るこそは本意ある事と思ひこゐんのしおかせ給へる事をたかへたてまつらんもかたく／＼にはゝかり思はぬにあらねどかくてあるなん思ひつゝくるにつみふかくもおほゆるうちの御ゆくすゑはいとはるかにものせさせ給ふいつともなくてはかなき世にいのちもしりかたしこのありさまのきて心にまかせておこなひをもし物まうてをもしやすらかにてなんあらまほしきをむけにさきの東宮にてあらむはみくるしかるべきなんねんかう給ふてとしにすらうなとありてなんあらまほしきをいかなるべき事にかとつたへられよとおほせられけれはかしこまりてまかてさせ給ひぬ

○陣に　玉篇に爾雅堂塗謂之陣と有禁中に左右近衞陣あり爰の陣は帶刀などの番所のあたりを云歟○左大臣殿　顯光公なり藤系に兼通子顯光母元平親王女廣幡大臣堀川大臣又號惡靈大臣小一條院女御延子の御父也補任に顯光寬仁元年十二月四日任左大臣○こせん　前驅也○つたへものすべき人のあるに　あるに異本になきにと有あるは誤也○みくるしかるべきなんねんかう給ふて　異本に思くるしかるべくなん院かう給はりてと有本文のかた

よろしからず○すらう　孟津抄に受領とは諸國の
守をいふとあり
そのよはふけにければつとめてぞ殿に參らせ給へる
にうちへまゐらせ給はんとてさうぞくのほとなれば
え申させ給はず大かたには御供に參るべき人々さ
らぬもいでさせ給はんにけさんせんとおほく參りつ
どひて物さわがしければ御車に奉りにおはしまさん
に申さんとてそのほどしんでんのすみのまのかうし
によりかゝりてゐさせ給へるを源民部卿よりおはし
てなどかくてはおはしますときこえさせ給へば此殿
にはかくしきこえさせ給ふべき事にもあらねばしか
〱の事のあるを人々のさふらふめればえ申さぬ
なりとのたまはするに御けしき打かはりて此殿もお
どろき給ふいみしうかしこき事こそあなれたゞとく
きかせたてまつらせ給へうちにまいらせ給ひなばい
とゝ人かちにてえ申させ給はじとあればさならんと
御心えさせ給ひてすみのまに出させ給ひて東宮に參
りたりつるかとはせ給へばよへの御消息くはしく
申させ給ふにさうなりやおろかにおぼしめさんやは
おしておろし奉らん事はゝかりおぼしめしつるにか

ゝる事の出きぬる御よろこび猶つきせす先いみしか
りける大宮の御宿世かなとおぼしめす民部卿殿に申
あはせ給へばたゞとく〱せさせ給ふべきなり何か
よき日もとらせ給ふすこしものひはおぼしかへして
さしてありなんとあらんをばいかゞはせさせ給はん
と申させ給へばさる事とおぼして御こよみ御らむず
るにけふもあしき日にもあらざりけりやがて關白殿
も參らせ給へる程にとく〱とそゝのかし申させ給
ふまづいかにも大宮に申てこそはとてうちにおはし
ますほどなればまゐらせ給ひてかくなんときかせ奉
らせ給へばましして女の御心はいかゞはおぼしめされ
けんそれよりぞ春宮に參らせ給ふかう申ことは寛仁
元年八月六日の事なり又れいも御ともにまゐり給ふ
御こともの殿ばらまたれいも御ともにまゐり給ふ上
達部殿上人ひきくせさせ給ふればいとこちたくひゞ
きことにておはしますをまちつけさせ給へる宮の御
心ちはさりともすこしすゝろはしうおぼしめされけ
んかし心もしらぬ人はつゆまゐりよる人だになきに
きのふ二位中納言どの參り給へりしたにあやしとお
もふにまた今日かくおびたゞしくかもまうてなどの

やうに御さきのほどもおどろ／＼しうひゞきて參らせ給へるをいかなる事ぞとあきるゝにすこしよろしきほどのものはみくしげ殿の御事申させ給ふになんめりと思ふはさもにつかはしやむけに思ひやりなききはのものは又我心にかゝるまゝにうちのいかにおはしますぞなどまで心さわきしあへりけるこそあさましうゆゝしけれ母の宮たにもしらせ給はざりけりかく此御かたに物さわがしきをいかなる事ぞとあやしくおぼしてあないし申させ給へとれい女房のまゐるみちをかためさせ給ひてけり殿にはとしごろおぼしめしつる事などてまかにきこえんと心つよくおぼしめしつれどまことになりぬるをりはいかになりぬる事ぞとさすがに御心さわがせ給ひぬむかひ聞えさせ給ひては方々におくせられ給ひにけりとやたゞきのふのおなしさまになか／＼事すくなにおほせらるゝ御をりはさりともいかにかくはおほしめしよりぬるぞなどやうに申させ給ひけんかしな御けしきの心くるしさをかつはみたてまつらせ給ひてすこしおしのこはせ給ひてさらばけふよき日なりとて院になしたてまつらせ給ひてやがて事どもはじめさせ給ふ日よろつの事さだめおこなはせ給ふ

○つとめて　早朝也眞字伊勢物語に晨つとめてとよめり○源民部卿　俊賢卿也榮花に高明男俊賢母師輔女高松上の兄弟なり補任に前權大納言正二位治部卿俊賢寬仁四年十一月廿九日遷任民部卿○關白殿　賴通公也藤系に道長男賴通母雅信女倫子○そゝのかし　進むるなり○こちたて　てはくの誤り言痛なり○すゝろはしう　すゝろは坐又不慮不覺の字をよめり○二位中納言殿　能信卿也要に能信從二位寬仁元年八月卅日任權中納言補任に能信寬仁元年八月廿九日任權中納言元左京大夫右近中將云々寬仁二年十月十六日兼中宮權大夫同月廿三日叙正二位行幸云々○かもまうて　關白賀茂詣のやうとなり大勢引づれ給へはなり○御おりは　御かへりの寫誤なり○院になし奉らせ給ひて

判官代には宮つかさとも藏人なとかはるへきにあらす別當には中宮の權大夫をなし奉り給へはおはしてはいし申させ給ふ事ともさたまりはてぬれはいてさせ給ひぬいとあはれに侍りける事は殿のまたさふらはせ給ひけるとき母宮の御かたよりだつね參りたる

にかあらはに御らんするもしらぬけしきにていとあやしけなるすかたしたる女房のわなゝく／＼いかにかくはせさせ給へるそとこゑもかはりて申つるなんあはれにも又おかしうもとこそおほせられけれ勅使こそたれともえたしかにもきゝ侍らねろくなとにはかにていかにせられけんといへは殿こそはせさせ給ひけめさはかりの事になりてとうりうせさせ給はんやはひたきやちんやなとやらせけるほとにこそえたへすしのひねなく人々侍りけれまして皇后宮ほり川の女御殿なとはさはかり心ふかくおはしますふ御心ともにいかはかりおほしめしけんとおほえ侍りし世の中の人堀川の女御とのゝ「雲井まてたちのほるへきけふりかとみえし思ひのほかにもあるかな」なといふ歌よみ給へりなと申さはさらによもとおほゆれといとさはかりの事に和歌のみちおほしよらしかしな御心の中にはおのつからのちにもおほえさせ給ふやうもありけめと人のきゝつたふはかりはいかゝありけんといへはおきなけにそれはさる事に侍れとむかしもいまもいみしき事のをりかゝる事いとおほくそきこえ侍りしとてさゝめくさていかなる事にか東宮御位せめおろしとりたてまつり給ひては又御むこにとり奉らせ給ふほともてかしつきたてまつらせ給ふ御ありさまことに御心もなくさませ給ふはかりこそきこえ侍りしかおものまゐらするをりは大はんところにおはしまして御たいやはんなとまて手つからのこはせ給ふ何をもめしこゝろみつゝなんまゐらせ給ひける御さうしくちまてもておはしまして女房にたまはせ殿上にいたすほとにもたちそひてよかるへきさまにをしへなとこれこそは御ほいよとあはれにそこのきはにこしきふきやうの宮の御事ありけりといふこともそらことなり何故あることにもあらなくにむかしことゝもこそ侍れおはしまし人の御事申すちなきことなりしかしな

○判官代　職原抄に院廳大別當執事年預判官代主典代官人又院司別當執事年預殿上人藏人非藏人と有○別當には中宮權大夫　能信卿也○いてさせ給ひぬ　西洞院の東宮の御所を也○わなゝく／＼　綏靖紀に神八井耳命則手脚戰慄不レ能二放矢一○とうりう　逗留也活法に遲延也僧史音釋に止也と有○ひたきや　和名鈔に助鋪辨色立成云助鋪和名古夜一云

比大岐夜如衛士屋也○ちんや　東宮の御所の陣屋なり○やらせ　破らするなりこほつなり○堀川の女御　藤系に顯光女延子母盛子村上皇女小一條院女御と有○雲井まで立のぼるべき　歌の心は天位にやかてつき給ふへきと思ひ居しに東宮の位をさへおりさせ給ひ今ひたきやなごをうちこぼつをみれば思の外の事となり雲井に帝位をたとへおもひに火をそへさせ給へり此歌後拾遺雜に小一條院東宮ときこえける時思はすに位おり給ひけるに火たきやなごこぼちさわくをみてよみ侍りける堀川女御雲井まで云々あり○東宮御位せめおろし　敦明親王東宮をおのづからおり給はんやうに御堂殿のせめたる也○御むこにとり奉らせ　小一條院を御堂殿の御聟にし給ひし事なり榮花木綿四手卷にさて院の御こどけふあすあるべしとのゝしるはまことにやあらん堀川の女御とのことをきゝて御むねふたかりておほしなけくべしさてしはすにぞむことりたてまつらせ給ふべき其用意心ことなり此おまへをは月ころ御くしげどのとぞきこえさせける御かたちありさまあへいかぎりおはします御こゝろさまなど人はめでたしとぞ申める○おもの　御膳なり○大はんところに　女房などの飲食する處なり○御たい　臺三寶の類なり○はん　懸盤の類なり○こしきふきやうのみや　敦康親王なり榮花系に一條院皇子母道隆公女一品帥宮後式部卿寛仁二年十月薨とあり要敦康親王一品准后長保元年十一月七日丙戌誕生同二年四月十七日爲親王○御事ありけりといふ　東宮に立賜はんなどの事なり下に有さて式部卿の宮と申は故一條院の一のみこにおはします其宮をはとし頃そちの宮と申しを小一院の式部卿にておはしましゝか東宮にたゝせ給ふあくとところにそちのをはのかせ給ひて式部卿の宮と申しそかし是たかくらの宮の御たほちなり其後のたびの春宮にもはつれ給ひておほしなげきしほどにうけ給りてのち又此小一院御さしつきの二のみやあつのりの親王をこそはいはくらの式部卿とは申めれ又つきの三のみやあつひらの親王を中務の宮と申つきの四のみや師明親王と申おさなくより出家して仁和寺僧正御かしつき物にておはしますめりこの宮たちの御いもうとの女宮二人ひとところはやかて三條院の御時の齋宮にてくたらせ給ひてのち荒三位道雅にわたらせ給ひけれは三條院も

御なやみのをりいとめさましき事におほしなけきてあまにならせ給ひて失給ひにきいま一所の女宮はおはします是は大二條殿北方小一條大將御ひめ君こそはたゝ今の皇后宮と申つるよ三條院の御時に后にたて奉らんとおほしけるにうちよりて大納言のむすめにて后にたつれいなかりけれは御ちゝのおとゝ小一條の大將を贈太政大臣になしてこそは后にたてさせ給ひてしかされは皇后宮いとめてたくおはしますめり御せうと一人は侍從入道いまひとゝころ大藏卿通經君こそはおはすめれ又いよの入道もそれそかし今一人の女君はいとはなはたしく心うき御ありさまにておはすめり

○小一院　一の下條の字脫字歟○たかくらのみや禔子內親王なり紹運錄に後朱雀院皇女禔子內親王母中宮嫄子敦康親王女○うけ給りてのち　是は寫誤なりうせ給ひてのちとあるへき也○あつのりの親王　紹運錄に三條院皇子敦儀親王母后宮娀子號石藏式部卿宮と有○いはくら　王城の四方に有と拾芥抄に見ゆ臥雲日件錄に岩藏在四方南以男山爲岩藏名所和歌抄に岩倉山東北愛宕郡西乙訓郡以上三ヶ所云々諸社根元記に天岩戸の落下りて岩倉となるとあり○あつひらの親王　紹運錄に三條院皇子敦平親王母皇后娀子榮系に中務卿と有○師明親王　紹運錄に三條院皇子師明親王母后宮娀子仁和寺宮編年記に師明親王法名聖信仁和寺濟信僧正室出家年十四母后夢上人來云將託后能不經幾程皇后有娠十ヶ月之間不嘗葷腥誕生之時神光照室小兒之時有成人之量と有○仁和寺僧正　仁和寺山城國葛野郡に有號御室御所花鳥に仁和寺光孝天皇の御願寺として仁和年中に送られたるによりて仁和寺とは號せりとあり濟信僧正世榮系に土御門左大臣雅信子濟信と有○一とところは　紹運錄に三條院皇女當子母后宮娀子○齋宮にて　中略　紀略に長和元年十二月四日丁卯齋宮卜定當子內親王○くたらせ給ひて荒三位道雅にわたらせ　荒未考藤系に伊周子道雅母重光女と有補任に通雅長和五年從三位云々榮花玉村菊卷に前齋宮のほらせ給ひて皇后宮におはしますみやせはしとて又しらせ給ふ所にそおはしまさせ給ふける中略松君の三位中將道雅の君いかゝしけんまゐりかよふといふこと世にきこえてさ

ゝめきさわけはみやいみしう。おほしなけかせ給ふほとに院にもきこしめしてけりこと〳〵ならす齋宮の御めのとやかてみやのないしにて候中將のめのとのしはさなるへしとて院いみしうむつからせ給ひてなかくまかてさせ給ひつみやは皇后宮にむかへ奉らせ給ひて云々ゆふしての卷に三位中將はあとたえてわりなくのみ思ひみたれてかせにつけたりけるにやかくてまゐらせたり「榊葉のゆふしてかけしそのかみにおしかへしてもにたる比哉」人しれぬ事ともれほかゝりけれと世にきこえねはまねひかたしまたかうらんにむすひつけたりける陸奥のをたえの橋や是ならんふみゝふますみこゝろまとはす

○あまにならせ　榮花ゆふしての卷にみやはふるのやしろのなともおほされてあはれなるゆふへ御手つから尼にならせ給ひぬ○今一所の女君　紹運錄に三條院皇女禔子母濟時女敎通北方と有○大二條殿　拾芥抄に二條殿二條南東洞院東入道大相國造之二條關白傳領大系に道長公子敎通母雅信女號大二條殿○小一條大將御ひめ君　娍子后宮なり○小一條の大將を贈太政大臣になして　榮花日蔭のかつらの卷に今も中ころも納言の女の后にゐたるなんなきといふをはいかゝはすへからんとこそきけとのたまはすれはそれは僻事にさふらふなりいかてかさらは故大將をこそは贈大臣の宣旨を下され給はめと奏せさせ給へはさへきやうに行ひ給ふへしとのたまはすれはうけ給はらせ給ひて官におほせことたまはすさへき神事あらん日をはなちてよろしき日して小一條大將それかしの朝臣贈太政大臣になして彼墓に宣命よむへしとのたまはすうけたまはりて四月にさへ所々の祭はてゝ吉日してかの大將の御墓に勅使下りてやかて修理大夫そひてものすへくあれは彼君も出立參り給ふ紀略に長和元年四月廿七日甲子立女御從四位下藤原娍子爲皇后裏書同之○侍從入道　藤系に濟時子相任侍從遠江守榮系に相任母延光女望月卷に侍從入道と有○大藏卿通經君　通經は通任の誤りなり藤系に濟時子通任母能正女權中納言從二位職員令に大藏省卿一人掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角齒羽毛漆帳幕權衡度量賣買估價方貢獻雜物事云々榮系に

通任大藏卿と有通經と本文に有は誤りなり○いよの入道　東系に濟時子爲任母能正女伊與守從四位下と有○今一人の女君　榮系に濟時女中君敦道親王北方後に離別と有又女子母公信女寛子候と有いつれにや

ち丶大將のとらせ給へりける處分の領所近江にありけるを人にとられけれはすへきやうなくてかはかりになりぬれはものゝはつかしさもしられすや思はれけん夜るかちより御堂に參り給ひてうれへ申給ひしはさよとのゝおまへはみたうの佛の御まへにねんしゆしておはしますに夜いたくふけにけれは御けうそくよりかゝりてすこしねふらせ給へるにいぬふせきのもとに人けはひのしけれはあやしとおほしめしけれは女のけはひにてしのひやかに物申候はんと申を御ひかみゝかとおほしめすにあまたゝひになりぬれはまことなりけりとおほしめしていとあやしくはあれとたそあれはとゝはせ給ふにしか〳〵の人の申へき事候てまゐりたるなりと申給ひけれはいと〳〵あさましくはおほしめせとあらくおほせられんもさすかにいとほしくて何事そとゝはせ給ひけれはこれしろしめしたる事に候らんとて事のありさまこまかに申給ふにいとあはれに思しめしてさらなりみなきゝたる事なりいとふひなる事にこそあなれいましかすましきよしすみやかにいはせんかくいましたるいとあるましき事なり人してこそいはせたらはめとくかへられねとおほせられけれはさこそは返々もおもひ候つれと申つくへき人のさらに候はねはさりともあはれとは仰事に候なんと思ひかまへて參り候なからもいみしくつゝましくさふらひつるにかくおほせらるゝ申やるかたなくうれしく候とて手をすりてなくけはひにゆゝしくもあはれにもおほしめされて殿もなかれさせ給ひにけり出給ふ道に南大門に人々ゐたる中をおはしければなにかしのぬしのひきことゝめられけるこそいとふあひの事なりやのちに殿もきかせ給ひければいみしうむつからせ給ひていとひさしう御かしこまりにていましきさて御うれへの所はなかく論あるまじく此人の御領にてあるべき由仰下されければもとよりもいとしたゝかに領し給ふきはめていとよしさはかりになりなんにはものゝはちもしらてありなんかしこく申給へるいとよき事とくち〳〵

ほの聞えしこそ中々におぼえ侍りしか大門にてさら
へたりし人は式部大夫まさなかゝちゝなりさはかり
優におはしけむ御すゑこそすこしすか〳〵しき人な
けれ甲斐前司師季か先祖しなのゝいかうこそはあれど法師なればむ一本
○處分　親より分あたへられたる所領也○御堂
法成寺也拾芥抄に法成寺近衛北京極東御堂關白治
安二七供養後一條幸但し無量壽院にや法成寺は榮
花疑卷に寛仁三年道長公御出家の比より造はしめ
させ給ひて治安二年供養さ有無量壽院は寛仁四年
供養あり爰に御堂といふはいづれの事にや無量壽
院は法成寺の境内也此御堂供養の事下の卷にもみ
えたり○けうそく　下學集に脇息靠身机○いぬふ
せき　猪欄なり駒よせの類なり○けはひ　新猿樂
記に景勢○いましたるいさあるましき事なり　自
身に參るは推參となり○手をすりてなく　拜みな
からなくさまなり○ひきとゞめられける　式部大
夫まさなかゝ引とゝめてたはむれたる也○御かし
こまり　御咎なさうけたるなり○式部大夫まさな
かいまた未考○すか〳〵しき　物淸き人といふな
るべし神代紀に□□□□□○甲斐前司師季　大系
に濟時子通任々々子師成々々子師季正四位下前甲
斐守と有○しなのゝいかう　未考大系に尹時覺成
季圓

大鏡短觀抄卷四

イ本三巻目なり

右大臣師輔　九條殿

師輔　右大臣九條殿又坊城大政大臣

伊尹　謙徳公一條攝政

兼道　忠義公太政大臣堀川攝政

爲光　恒徳公太政大臣法住寺

公季　仁義公太政大臣閑院

關白次第

世續名

一右大臣師輔九條殿此おとゝはこれたゝひらのおとゝの御二郎君母御○右大臣源○能有の御女は田村帝親王「このよしあり」いはゆる九條殿におはします公卿にて廿六年大臣の位にて十四年をおはしましゝ「天祿二年五月二日出家せさせ給ひにき御とし五十三にて」御こゝに○春宮又四五宮を○みおきたてまつりてかくれ給ひけんはきはめてくちをしき御事そや御としまた六十にもたらせ給はねはゆくすゑはるかにゆかしき事おほかるへきほとにてとよつきせめてさゝやくものからてをうちてあふく

○右大臣師輔　藤系に忠平男師輔母源能有女號九條殿云々裏書同之○源能有　紹運録に文德天皇々子能有母伴氏仁壽三年賜源姓正二位右大臣號近院云々補任に能有寛平八年七月十六日任右大臣云々○田村帝　文德天皇也○九條殿　拾芥抄に九條殿九條坊門南町尻東右大臣師輔公家云々○公卿にて廿六年大臣の位にて十四年　略記に承平五年二月廿三日□□以右近中將藤原師輔任參議天曆元年四月廿六日□□右大臣天德四年五月四日□□薨とあれは公卿の間廿六年也大臣の年數十四年合へり○天祿二年　天祿非なり天德也二年も四年の誤りなり異本正し○五月二日出家せさせ　紀略に天德四年五月一日己亥今日依右大臣病賜度者十五人右大臣正二位藤原朝臣師輔病落餝或云二日出家可尋之云々○春宮　冷泉院也○四五宮　爲平親王圓融院也⦿かくれ給ひ　紀略に天德四年五月四日ゝゝ入道右大臣薨于九條第五十三云々榮花月宴にかゝるほとに九條殿なやましうおほされて御風なといひて御ゆゝてなとして藥きこしめして過させ給ふ程に中略「天德四年五月二日出家せさせ給ひて四日に失させ給ひぬ御とし五十三云々裏書には天德四年五月二日出家同五日薨年五十三とあり新勅撰雜に九

條右大臣かくれ侍りにける年新嘗會のころうちの女房につかはしける藤原高光「霜枯のよもきか門にさしこもるけふの日かけをみぬかかなしき

その殿の御公達十一人女御六人そおはせし第一の御むすめはむらかみの先帝の御時の女御おほくの女御みやすところの中にすくれてめてたくおはします「天徳二年十二月廿六日后にたゝせ給ふ皇后宮と申き御とし三十二」みかとゝ此女御殿にはいみしう○おき申させ給ひきありかたき事をもそうせさせ給ふ事をはいなひさせ給ふへくもあらさりけりいはんやしよの事をは申へきならすすこし御こゝろさかなく御物うらみなともせさせ給ふやうにそよの人にいはれおはしましゝ

○御公達十一人女御六人　榮花月宴に九條の師輔の大臣いさたはしくおはしてあまたの北方の御はらに男十一人女六人そおはしける云々按るに女御は御女の寫誤なるへし異本には女五六人と有大系に師輔息伊尹兼通兼家遠量忠君遠度遠基高光爲光公季尋禪深覺女子安子登子三君盛子愛君繁子重信公室都合男十二人女七人出たり○第一の御むすめ后宮安子也○村上の先帝の御時の女御　紀略に天慶三年四月十九日甲寅二品成明親王村上也於飛香舍娶中納言左衛門督藤原師輔女云々裏書同之○女御みやす所の中にすくれ　榮花月宴にかくて女御たちあまたまゐり給へる中に九條の師輔の大臣のひめ君あるかなかに一の女御にてさふらひ給ふ○天徳二年十二月廿六日后に立せ給ふ　紀略に天徳二年十月廿七日甲辰策立女御從三位藤原朝臣安子爲皇后宮云々裏書要記同之本文廿六日は誤りなり榮花月宴に十月廿七日立后とあるも誤り也○いみしうおき申させ　いみしうの下心の字脱せり○さかなく　眞名伊勢物語に惡の字をよめり神代紀に不祥又不良不善との字を書紀によめり

御門をもつねにふすへ申させ給ひていかなる事のありけるをりにかゆふさりわたらせおはしましたりけるを御かうしをたゝかせ給ひけれとあけさせ給はさりけれはたゝきわつらはせたまひて女房になとあけぬそとゝへとなにかしのぬしのわらは殿上したるか御ともなるにおほせられけれはあきたるところやあるとこゝかしこ見たまひけれとさるへきかたはみな

たてられてほそとののくちのみあきたるに人のけはひしけれはよりてかくとのたまひけれはいらへはともかくもせていみしくわらひけれはまゐりてありつるやうをそうしけれは御門もうちわらはせ給ひてれいの事なりとおほせられてそかへりわたらせおはしましける此わらはゝいかのせんしすけくにかおほちなり

○つねにふすへ　後撰戀にこと女にものいふときゝてもとの妻の內侍のふすへ侍けれは云々ふすへはそれと物をあからさまにいはてよそ事のやうにあてつけて居るもおられぬやうにいふ事なり燻の意にて俗にいぶすといふ事とおなし○ゆふさりわたらせ　ゆふさりは夕になりて也異本にはよさりと有禁秘鈔に渡御殿舍后女御々方密々儀自昔不及廣侍臣少々候御供或小舍人童藏人等候之不及御劔藏人敷筵道近代殿舍中皆有打橋或不用筵道御草鞋用之御裝束無定樣御冠必着御也云々○わらは殿上童體にて殿上したるを云是は元服の後或は藏人となるも有又內舍人なとになるも有なり○ほそとのゝ口　和名鈔に廊唐韻云廊音郎和名保會止乃殿下外屋也云々河海抄に弘徽殿の北南へほそく通りたる戶あり格子遣戶なり云々其口なるへし○いかのせんしすけくに　裏書に伊賀守藤原資國事中納言兼輔卿曾孫修理亮從五位下守正孫正五位下大藏大輔義理男云々○おほち　藤原守正也裏書に天慶九年四月廿一日補藏人云々按るに村上御即位は天慶九年四月廿八日なれは守正童殿上より藏人に補せられたるころなるへし

藤つほ弘徽殿とのうへの御つほねはほどもなくちかきにふちつほの方には小一條女御弘徽殿のには此后のほりておはしましあへるをいとやすからすおほしめしてもえやしつめかたくおはしましけん中へたてのかへにあなをあけてのそかせ給ひけるに女御の御かたちの「八宮の御はゝよ御かたちはいますこしよろしくともよのつれの子たにうみ給へる」いと美しうめでたくおはしけれはむへ時めくにこそありけれと御らんするにいとゝこゝろやましくならせ給ひてあなよりとほる計のかはらけのわれしてうたせ給へりけれは御門のおはしますほどにて「かの女御の（御）たもとのうへにかはらけのわれあたれり」これはかゝりにはえたへさせ給はすむつかりおはしましてかうやうの事は女房はせし伊尹兼通兼

家なさかいひもよほしてせさせるならんとおほせられて皆殿上にさふらはせ給ふほとなりければ三ところなから御かしこまりになり給ひしかはそのをりに后いとゝおほきにはらたゝせ給ひてわたらせたまへと申させ給へれは思ふにこの事ならんとおほしめしてわたらせ給はぬをたひ／＼なほ／＼と御せうそこありけれはわたらすはいとゝこそむつからめとおそろしくいとほしくおほしめしておはしたるにいかゝかゝる事はせさせ給ふそいみしからんさかさまのつみありとも此人々をはおほしゆるすへきなりいはんやまろかかたさまにてかくせさせ給ふはいとあるましく心うき事なりたゝいまめしかへせと申させ給ひけれはいかてかたゝいまはゆるさんおときゝ見くるしき事なりときこえさせ給ひけるをさらにあるへきことならすとせめ申させ給ひけれはさらはとて帰りわたらせ給ふをおはしましなはたゝいましもゆるさせたまはし只こなたにてをめせとて御袖をとらへたてまつりてたてたてまつらせ給はさりけれはいかゝはせんとおほしめして此御方に職事めしてかへりまゐるへきよしの宣旨くたさせ給ひける

○藤つほ　拾芥抄に飛香舎西一藤壺弘徽殿西或五間四面云々和名鈔に飛香舎在弘徽殿北布知豆保云々○弘徽殿　拾芥抄に弘徽殿七間四面云々和名鈔に弘徽殿在清涼殿北云々○うへの御つほね　禁秘鈔に上御局號藤壺上御局后女御更衣參上所也近代爲御所上御局號弘徽殿御局是御行なと有所也女御更衣可參上云々○小一條女御　師尹公の御女芳子なり○此后　后宮安子師輔公の御女也○もえやしつめかたく　胸のもゆるにて嫉妬なり古今に富士のねのならぬおもひにもえはもえ我たにけたぬ空しけふりを花鳥に村上天皇の御時宣耀殿の女御藤壺にさふらはせ給ひて中宮弘徽殿の上の局におはしましけるか常に不快のことゝも有けるよし世繼にあり云々○八宮の御はゝよ　村上帝第八皇子永平親王の御母となり榮花月宴に宣耀殿の女御芳子なりをとこ六八の宮生れ給へりけれと六の宮はかなく成給ひにけり八の宮そたひらかにておはしける云々○よのつねの子をうみ給へな　纂要に尋常猶言庸常云々才智のなき事也永平親王は愚人なり上にもみゆ給へなのなはるの寫誤也○むへ時めく

むへは諸宜の字をよめり菅家萬葉に郁子古今秋に吹からに秋の草木のしをるればむへ山風をあらしといふらん時めくは細流に時をえたるをいふと有○むつかり　憤の字を欽明紀によめり源氏乙女にも玉葛にも此詞ありいきとほりはらたつ事也○御かしこまり　御咎にて勘事也後撰雑にかしこまる事侍りてさとに侍りけるを云々萬葉十九に天雲をほろにふみあたし鳴神もけふにまさりてかしこけめやもと有も勘事の時の歌なるべし禁秘鈔に勅勘無風情不見天氣閉門之外無佗云々十訓抄に天暦女御安子皇后宮は宣耀殿の女御をそねみ給ひてけしからぬ御ふるまひ有けるによりて御せうとの君達まてかしこまり給ひけるとかや云々○まろ　花鳥にまろは男女の通稱也おのれなと云かことし云々○おとき丶見くるし　俗に外聞あしきといふに同し○職事　職事の藏人也上にみゆ○宣旨　下學集に綸旨綸言宣旨三共指勅言云々
これのみにもあらずかやうなる事どもいかにおほくきこえ侍りしかばおほかたの御心はいとひろく人の御ためなどにもおもひやりおはしましあたり／＼にあるべきほど／＼は(イ元)すくさせ給はす御かへりみありかたへの女御たちの御ためにもかつは情あり(イなけ)御みやひをかはさせ給ふに心より外にあまらせ給ひぬる時の御物ねたみのかたにやいかゞおはしましけん此小一條女御はいとかく御かたちのめでたうおはすればにや御ゆるされにすきたるをり／＼の出くるによりか丶る事もあ(イ出く)るにこそそのみちに(イは)心侍(イはへ)るにもよらぬ事にやなかやうの事までは申さしいとかたじけなし大かた殿上人ねうはうさるまじき女官までもさるべきをりのとふらひをせさせ給ひいかなるをりもかならずみすくしき丶はなたせ給はず御らんし入てかへり見させ給ひまして御はらからたちをはさらなりや御あにをはおやのやうにたのみ申させ給ひ御をと丶をは子のごとくにはく丶み給ふ御心おきてそやさればうせおはしましたりしことわりとはいひながらゐ中せかいまでこそ聞つきたてまつりてをしみかなしひ申しか御門よろづのまつり事をは聞えさせあはせてせさせ給ひけるに人のためなげきのあるべき事をはなほさせ給ひよろこびになりぬべき事をはそ丶のか

し申させ給ふおのづからおほやけきこしめしてあしかりぬべき事など人の中をは御くちよりいたさせたまはすかうやうの御心おもむけの有がたくおはしませば御祈ともなりてながくさかえおはしますにこそあへかめれ

○あたり〳〵 近く召つかはるゝ人などをいふなるべし○御かへりみ 恩顧なり後撰雑に法皇かへりみ給ひけるをのち〳〵は時おとろへありしやうにもあらずなりにければ云々枕草紙に是家々のむすめぞかしあはれやよくかへりみてこそさふらはせ給はめ云々○かたへの 傍也眞名伊勢物語に諸の字をかたへとよめり○御みやひをかはさせ 綏靖紀に風雲萬葉に風流の字をみやひとよめり眞名伊勢物語にむかし人はかくいちはやきみやひをなんしける云々みやひは宮風にて雲上ふりといふ事とぞあかたゐの翁いへり奥儀抄に世継にも女御たち多くおはするにもかた〴〵みやひをかはしかつはなさけ有などあり云々文集にも閑の字をみやひかなりとよめり閑麗などいふもやさしく媚たる事にや

○御ゆるされに過たる 御寵愛の過たる也○かゝる事もある 士器なけられし事也○其道に心得るにも 小一條の女御の事をいへり賢愚にもよらず只美麗によりて御門の寵愛し給ふにやと也○さるまじき女官 玄かるべからぬ一向にいやしき女官也岷江入楚に私云女官に二の心あり女官といふは内侍命婦藏人すゝき女の官を云是をニヨクワンといふなり女の字を引かす女房の官の總名にいふ也又ニヨウクワンといふ事有是は下﨟の女也今の世にすゑの者とて御膳など取扱ふもの也此事をえらんで得選と云也臺所の女官也御ゆとのゝ女官有此時は女の字をニヨウと引也云々○こゝろおきて 綏靖紀に居懐こゝろおきてとよめり九條師輔公遺誡に凡爲君必盡忠貞之心爲親必竭孝敬之誠恭兄如父愛弟如子公私大小之事必以一同志纖芥勿隔若有不安心之事常語述其旨不可結恨況至于無頼姉妹慇懃扶持又所見所聞之事朝謁夕謁必白於親必纖爲爲我有芳情爲親有懸意早以絶之若雖疎於我有懇於親必以相親之下略 安子后宮は御父師輔公の此遺誡を用ひ給ふにや○失おはしましゝ 日本紀略に康保元年

四月廿九日甲戌中宮藤原安子崩于主殿寮年三十八云々裏書同之榮花月宴に應和四年四月廿九日崩のよし有應和四年改元ありて則ち康保元年也拾遺哀に中宮かくれ給ひて前栽に露の置たるを風の吹なひかしけるを御覽して天暦御製「秋風になひく草葉の露よりも消にし人を何にたとへん○御祈ともなりて　安子后宮のなさけふかくおはしましゝか御祈りとなりて御子孫なかくさかえおはしますと也

冷泉院圓融院爲平の式部卿宮と女宮四人「女一女と九十の宮」との御母后にて又ならひなくおはしますみかど東宮と申代々。關白攝政と申も たゝこの九條殿のひとすぢにおはします也そこ宮たちの御ありさまは代々の御門の御事なれば返々又はいかゞは申侍らん此后の御はらには式部卿の宮こそは冷泉院の御つきにまつ東宮にもたち給ふべきに西宮殿の御むこにておはしますにより御をとゝの「圓融院」つきの宮にひきこされさせ給へるほどなとの事ともいといみしく侍りそのゆゑは式部卿爲平御門にゐさせ給ひなは西宮殿の「高明御」そうによの中うつりて源氏の御さかえになりぬへければ御をぢたちのたましゐふかく非道に御をとゝをはひきこし申させたてまつらせ給へるぞかし世のなかにも宮の中にも殿はらのおほしかまへけるをばいかでかはしらん次第のまゝにこそはと式部卿宮の。御くしかいけづり給へなど御めのとたちにおほせられて大入道殿御車にうちのせ奉つりて北陣よりなんおはしましけるなどこそつたへうけ給はりしかされば道理あるべき御かたひとたちはいかゝはおほされけんその比宮たちあまたおはせしかとことしもあれ威儀のみこをさへ給へりしよみ給へりける人もあはれなる事にこそ申けれそのほど西宮殿御心ちよないかゝおほしけんさてぞかしおそろしくかなしき御事ともいてきにしはかやうに申も中々にいと〳〵ことおろかなりやかくやうの事は人中にてげらうの申にいとかたじけなし。とゞめさぶらひなんされどなほわれながらふあひの物にておぼえ候にや式部卿宮爲平我御身のくちをしうほいなきをおぼしくつをれてもおはしまさで猶すゑのよに花山院の御門は冷泉院のみこにおはしませば御をいそがしその御時に御むすめたてまつり給ひて御みづか

らもつねにまゐりなどし給ひけるこそさらてもあり
ぬへけれよの人もいみしうそしり申けりさりとても
御つきなどのおはしまさはいにしへの御ほいのかな
ふへかりけるとも見ゆべきに御門出家し給ひなとせ
させ給ひて後又このいまの　小野宮左(イ右)大臣殿(イ无)○北方に(イさねすけ)
ならせ給へりしよいとあやしかりし御事ともそ(イの)かし
○冷泉院圓融院爲平の式部卿宮　后宮安子の御腹
也○女宮四人　女一承子内親王女七輔子内親王女
九資子内親王女十選子内親王也皆安子の后の御腹
也榮花月宴に天暦四年五月廿四日九條殿の女御男
みこうみ奉り給ひつ云々三月といふに七月廿三日
に東宮にたゝせ給ひぬ云々冷泉院也同卷に又九條
殿の女御七九十のみやなどあまたさしつゝきうま
れさせ給ひて猶此御ありさま世にすくれさせ給へ
り云々○九條殿のひとすち　今の道長公後一條院
皆九條殿の御末也○返々又はいかゞは申侍らん
上に申たれば返々は申さしと也○式部卿の宮　爲
平親王也榮花月宴にかゝるほどに重明式部卿の宮
ひころいたくわつらひ給ふと聞ゆれば九條殿いか
に〳〵とおはしなけくほとに失給ひにければ(中略)

御いみなど過させ給ひて此四のみやをそ一品式部
卿の宮ときこえさすめる云々裏書に一品式部卿爲
平親王事村上天皇第四皇子母贈太皇太后安子○西
宮とのゝ御むこ　西宮左大臣源高明公上に見えた
り榮花月宴にかゝるほどに后宮も御門も四のみや
を(爲平親王なり)かきりものに思ひきこえさせ給ふけれは
其けしきしたかひてよろつの殿上人上達部なひき
つかうまつりてもてはやし奉り給ふほとにやう
〳〵十二三はかりにおはしませは御元服の事おほ
しいそかせ給ふ御むすめ持たまへる上達部はいみ
しうけしきはみきこえ給ふに宮の大夫ときこゆる
人源氏の左大將えもいはすかしつき給ふひとりむ
すめをさやうにとほのめかしきこえ給ひけれは御
門もみやも御けしきさやうに覺しけれはよろこひ
てよろつしとゝのえさせ給ひてやかて其夜まゐり
給ふと有り○ひきこされさせ給へるほとなとの
事　西宮高明公左遷の事なり下にみゆ○高明　上
に見えたり榮花月宴に高明親王ときこえさせし今
は源氏にて例人になりておはす云々○御そう　西
宮高明公の御族なり○御をちたち　一條伊尹公堀

川兼通公東三條兼家公也○式部卿の宮の御くし異本に御くしの上に御事を思ひ申たりしに假に若宮のと有本文脱せり○かいけへり　へはつの寫誤也異本正し○大入道殿　東三條兼家公也編年記に兼家稱大入道云々爲平親王を東宮に立給はんと思ひしに兼家公若宮圓融院也の御くしをかいけつらせ奉りて東宮にたて給ひしと也○北陣　拾芥抄に縫殿陣朔平門云北陣云々○宮達あまた　村上皇子廣平親王爲平親王昌平親王具平親王永平親王照平親王皆村上の皇子にて冷泉院圓融院の御連枝也○威儀のみこ　纂要に威儀凡人有ニ威嚴一使下人望レ之其容儼然可ニ畏敬一之曰レ威凡人有ニ容儀一使ニ人見レ之其儀象卓然可ニ宥象一之謂ニ之儀一云々異本にいきのみことも有恐くはつきのみこの寫誤にて圓融院の御事成へし○さへ給へりしよ　異本にさへの下たてと有本文脱せり榮花月宴に少し心のとかに也てら東宮の御事有へかめる式部卿の宮わたりには人知す大臣の御けしきを待おほせとあへておとなけれはいかなれはにかと御胸つふるへし源氏の大臣もしさもあらすはあさましうも口をしうもあるへき哉

と物思ひにおほされけりかゝるほとに九月一日東宮立給ふ五の宮そたゝせ給ふ御年九にそおはしける云々○さてそかし　それそかし夫故に御謀反なとの事出來しと也○おそろしくかなしき御事共　榮花月宴に四の宮爲平親王なり帝かねと申思ひしかといつらは源氏のおとゝの高明公也御むこになり給ひしに事たかふと見えしものをやなと世にある人あいなき事をそ中略かゝるほとに世中にいとけしからぬ事をそいひいてたるやそれは源氏の左のおとゝの式部卿の宮の御事をおほして御門をかたふけ奉らんとおほしかまふといふ事出きて世にいときゝにくゝのゝしる中略三月廿六日に此左大臣殿に檢非違使うちかこみて宣命よみのゝしりて御門をかたふけ奉らんとかまふるつみによりて太宰の權帥になして流しつかはすといふ事をよみのゝしる云々紀略に安和二年三月廿五日壬寅以左大臣兼左近衞大將源高明爲太宰員外帥云々左馬助源滿仲前武藏介藤原善時等密告中務少輔橘繁延等謀反由仍右大臣以下諸卿忽以參入被行諸陣三寮警固々關等事令參議文範遣寮告文於太政大臣職曹司諸門禁出

入倹非違使捕進繋延僧蓮茂仍参議文範保光於左衛
門府勘問之光所避伏其罪又倹非違使満季進前相模
介藤原千晴男久頼及随兵等禁獄又召内記有勅府等
禁中騒動殆如天慶之大亂云々編年記に源高明坐事左
遷太宰權帥云々縁坐者有其數各配流除目以前左府
出家息男左兵衛佐忠賢同出家云々蜻蛉日記に安和二年
三月廿五六日のほどに西宮左大臣流され給ふ見奉ら
んとて天下ゆすりて西宮へ人はしりまどふ下略　後
拾遺旅につくしへまかりける道にてよみ侍りける
西宮左大臣「七日にもあまりにけりな便あらはか
そへきかせよ沖の島守同雑に西宮大臣つくしにま
かりて後住侍りける西宮の家を見ありきてよみ侍
ける恵慶法師「松風も岸うつ浪も諸共に昔にあら
ぬこゑのする哉○くつをれても　源氏桐壺におも
ひくつをるなど返す〳〵いさめおかれ云々河海抄
に頽堕と有○御むすめ奉り給ひて　要記に女御無
位婉子女王式部卿爲平親王一女母太宰權帥源高明
一女寛和元年十二月爲女御云々紀略に寛和元年
十二月五日甲辰式部卿爲平親王息女子入掖庭爲女
御七日丙午式部卿爲平親王聽昇殿云々榮花々山に

かゝるほどに式部卿の姫君婉子女王いみしううつくし
うおはしますといふ事をきこしめして日々に御ふ
みあればかはかりの人をひきこめてあるべきにあ
らずとおほしていそぎまらゐせ給ふ故村上のいみ
しきものにきこえし四の宮の爲平親王なり源帥の高明公なり御
女のはらにうまれさせ給へるひめぎみにて御なか
らひあてにめでたう下略　○御つきなどの　繼にて
花山院の皇子のおはしまさぬ事也○御門出家　花
山院御出家の事也○小野宮左大臣　實資公也左は
右の寫誤なり異本正し
その女御殿には道信中將公も御せうそこきこえ給ひ
けるにそれはさもなくてかのおとゝのまゐり給ふに
ければ中將の申給ふそかし「うれしきはいかばかり
かはおぼゆらん」うきは身にしむ心ちこそすれ。いま
に人のくちに入たる秀歌にて侍るめりまことに此式
部卿の宮はよにあはせ給へるかひ有をり一度おはし
ましけるは御子日のひそかし御をとゞのみこだち
もいまだをさなくおはしましてかのみやおさなに
おはします程なればよ。おぼえ御門の御もてなしも
ことにおもひ申させ給へるあまりにその日こそは御

ともの上達部殿上人などのかりさうぞく馬くらまで
たいりのうちにめし入て御らんするはまたなき事と
こそはうけ給はれたきくちをはなちては布衣のもの
うちにまゐる事はかしこき君の御時もかゝる事の侍
りけるにやおほかたいみしかりし日の見物そかし物
見車は大宮のほりに所やは侍りしこよさはかりの事
こそこのよには候はねとのはらののたまひけるはお
ほちわたる事はつねなりふぢつぼのうへの御つほね
につとふ。えもいはぬうち。てともわさとなくこぼれ
出で后の宮うちの御まへなどさしならひみすのうち
におはしましして御らんせしに御まへとほりしなむた
ふれぬべき心ちせしとこその給ひけれ又それのみか
はおほちにも宮の車ともをは。ひきつゝけてたてら
れたりしは一町かねてはあたりに人もかけら。す瀧
口さふらひの御前ともにえりとゝのへさせ給へりし
さるものゝ子共にて心のかぎりけふはわれよと人は
らはせ。きらめきあへりしきそくともなどよそひこ
まことにいみしうこそ侍りしかとて車のきぬのいろ
などをさへかたりゐたるぞあさましきや
○女御どの　爲平親王女婉子女王花山院の女御也

○道信中將公　藤系に爲光男道信左中將從四位上
云々○嬉しきはいかばかり　詞花戀に女を恨みて
よめる藤原道信朝臣いかばかり云々歌の心はあき
らか也榮花見はてぬ夢に小野宮實資中納言式部卿
の御女花山院女御に通ひ給ふと云事いてきたれば
一條の道信の中將さしおかせける「嬉しさは云々
此歌大和物語にも出たり○秀歌　秀逸也詠歌大概
に秀歌抄に秀歌といふは歌にとりて無上の事なり
云々奥儀抄に秀歌躰云々新撰髓腦云心深く姿淸け
におかしき處あるを勝れたりといふべし○御子日
のひ　拾芥抄に正月子日登岳何耶傳云正月子日登
岳遠望四方得陰陽靜氣除煩惱之術也十節記云々公
事根源に子日遊是は昔野邊に出て子日すとて松を
引けるなり云々○かりさうぞく　狩衣直衣なとな
り○瀧口　職原鈔に瀧口藏人屬官也堪武勇之輩可
補之云々西宮記瀧口在御所邊寛平被置衆十人廿人
隨時議有內官熟食迫月奏云々又云瀧口武者以名簿
下給先試其藝依善射被定下藏人勅仰諸陣々官書宣
旨押陣云々禁秘鈔に瀧口員廿人無有官大略同所衆
但白地不昇殿公役躰同但御船公役瀧口也着布衣且

幕候砌下略〇布衣　下官の服也名目抄に狩衣或布衣云々狩衣に似て文のなきを布衣と云とぞ爰は布衣のものといひて布衣を着る下官をさす也〇かしこき君の御時　先帝のかしこき御時も布衣の者内裏へまゐる事なかりしと也禁秘鈔は村上御宇爲平親王子日時布衣輩濫御前云々〇大宮　皇城の東西にあり〇うちてとも　御簾のうちより出したるきぬ也〇こぼれ出て　餘り出たる也〇さふらひ　侍也職原鈔に凡侍者親王大臣以下諸家恪勤之名也云々〇きらめき　欽明紀に端嚴の字をきらめくとよめり爰はうるはしき也〇きぞく　貴族也〇よそひと　異本にとの字なし粧〇車のきぬのいろ　車より出たる衣のいろ也紀略に康保元年二月五日壬子今日第四爲平親王自禁中出北野有子日之興中納言師氏以下多以陪從供鷹犬等云々裏書に康保元年二月五日壬子爲平親王遊覽北野子日之興也平旦天陰及午尅漸晴同刻召爲平親王參議伊尹朝臣於前又召覽陪從殿上侍臣鷹飼等御馬四位着直衣五位着狩衣鷹飼四人着野裝束下略榮花月宴に式部卿の宮のわらはにおはしまし丶折の御子日の日帝后もろ共にゐ

たゝせ給ひて出し奉らせ給ひし程御馬をさへめしいでゝ御前にて御よそひおかせなどして鷹犬飼までの有樣を御覽し入て弘徽殿のはさまより出させ給ひし御ともに左近中將重光朝臣藏人頭右近中將延光朝臣式部大輔保光朝臣中宮權大夫兼通朝臣兵部大輔兼家朝臣などいとおほくおはしきや其君たちあるは后の御せうとたち同しき公達と聞ゆれど延喜の皇子中務の宮の御子そかし今は皆おさなになりておはする殿はらそかしおかしき狩裝束ともにてさもおかしかりしかな船岡にて亂れたはふれ給ひしこそいみしき見物なりしが后の宮の女房車三つ四つに乘こほれて大海の摺裳うち出したるに船岡の松の緑も色こく行末遙にめでたかりしぞやと語りつくるをきくも今はおかしうてぞ云々

さてこの御はらにおはしまし丶女宮一人はいとはかなくうせ給ひにしぞかし又女七の宮は御物のけこわくて失給ひにき九宮は今○入道一品宮とて三條におはしましき失給ひて十四年にやならせ給ひぬらんうみおき奉らせ給ひし彼の十のこそは今の齋院におはしませはいつきの宮よに多くおはしませはこれは

ことに動きなくよに久しくたもちおはしますもたゝこの御すちのかく榮へ給ふべきさとそ見申「御門たひ〳〵うせ給へとこの齋院はうこきなくおはしますそれもかもの明神のうけ給へれはかくうこきなくおはしますなり佛經なとの事は。むかしの齋宮齋院は。いませ給ひけれと此宮には佛法さへあかめ申給ひてあさことの御念誦かゝせ給はすちかうはこの三條のけうのかうにはさだまりてふせをこそおくらせ給ふめれいさとうより神人にならせ給ひていかてかゝる事。おほしめしよりけんとおほえさふらふはかものまつりの日一條のおほちにそこらあつまりたる人さなからともに佛とならんとちかはせ給ひけんこそ猶あさましく侍れさりとて又現世の御榮花をとゝのへさせ給はぬかは御禊よりはしめ三箇日か作法出車なとのめてたさはおほかた御。さまのいといふよりやう〳〵しくおはしましたるぞ

〇女宮一人はいとはかなく　承子內親王也榮花月宴に九條殿の女御たゝにもおはしまさてめてたしとのゝしりしかと女みこにていとほいなきほとにたひらかにておはしまさて失させ給ひぬるに

云々紹運錄に村上帝皇女承子內親王母師輔女安子云々要記に承子天曆三年二月內親王二歲同五年七月廿五日薨年四歲云々紹運錄同之〇女七の宮　輔子內親王也紹運錄に村上帝皇女輔子內親王母同承子齋宮云々紀略に安和元年七月一日壬午有伊勢賀茂齋王卜定事齋宮輔子內親王先帝皇女也下略正曆三年三月三日丁酉今日前齋宮二品輔子內親王薨村上天皇第七女年四十云々〇御物のけ　輔子內親王御物のけの事未考〇九宮　資子內親王也紹運錄に村上帝皇女資子內親王母同承子一品准后云々紀略に天祿三年三月廿八日丁亥資子內親王於昭陽殿有藤花宴天皇臨御宴託內親王叙一品云々寬和二年正月十二日壬午一品資子內親王落餝爲尼云々〇失給ひて十四年にや　紀略に長和四年四月廿六日乙亥一品資子內親王薨先是落餝云々按に十四年の四は餘の誤りなるへし長和四年より萬壽二年まで十一年也〇うみおき奉らせ給ひしたひの　恐らくはうみ置奉らせ失給ひし度のと有しを失の字脫せし歟〇十のこそは今の齋院　十の下宮の字是も脫せるか異本に宮の字有選子內親王也紹運錄に村上帝皇

女選子内親王母同承子號大齋院歷五代云々裏書に選子内親王村上天皇第十皇女母中宮安子右大臣師輔公女康保元年四月廿四日誕生同八月廿一日爲内親王下略榮花月宴安子后宮御產の所にかゝるほとに大かたの御心ちよりも例の御事のけはひさへそひてくるしからせ給へはいとゝ御しつらひし御誦經なとそこらの僧のこゑさしあひたるほとにいみしうみやはいきたにせさせ給はすなきやうにておはしますそこらの内外ぬかをつきおしてりてとよみたるに御子かい〳〵となき給ふあなうれしと思ひて後の御事ともを思ひさわくほとそいみしきやとのゝしるほどにやかて消いらせ給ひにけりかくいふ事は應和四年四月廿九日いへはおろかなりや思ひやるへし云々紀略に康保元年四月廿九日甲戌中宮藤原安子崩于主殿寮年三十八云々康保元年は則應和四年也此年改元あり○うこきなく世に久しく　紀略に天延二年十一月十一日乙酉先帝第十選子内親王於淸涼殿初笄云々十三日丁亥除目選子内親王叙三品云々三年六月廿五日丙寅卜定賀茂齋王先朝第十選子内親王也云々小右記に萬壽元年正月壬寅齋院選子叙一品云々裏書に圓融花山一條三條後一條已上五代齋院云々長元四年九月廿二日依有老病故退出云々同廿八日出家同八年六月廿二日薨年七十二云々紀略編年記同之○佛經なとの事は昔の齋宮齋院はいませ　延喜式に齋宮齋院凡忌詞死稱直病稱息泣稱鹽垂血稱汗宍稱菌打稱撫墓稱壤云々○佛法さへあかめ申給ひ　詞花雜に賀茂のいつきさきこえける時に西に向ひてよめる選子内親王「おもへともいむとていはぬ事なれはそなたに向てねをのみそなく○この三條のけうのかうに異本に此御寺のけふのかうと有本文寫誤なるへし則雲林院の菩提講なり

○かものまつりの日　賀茂祭公事根源に四月中酉日云々未日先上卿陣に着て六府をめして警固のよしを仰す當日の使は近衞の中少將勤む昔夢の告侍りしより今日人々あふひかつらをかくる也賀茂松尾の社司前日より然るへき處々へ奉る欽明天皇の御宇より此祭は始る下鴨御祖上賀茂別雷二柱の神祭也此御祖の神をは玉依姫と申賀茂建角身命の女也ある時せみの小川のほとりに遊ひけるに川上よ

り丹塗の矢一筋なかれ下る玉依姫此矢を取て我家の屋根にさしはさむ夫よりして程なく孕て男子をうむ然れとも父を誰とも知らさりき或時はかりことに酒もりをして今の兒に盃を持せて汝か父にさせとをしへけれは兒其盃をは虚空になけて家の屋根を踏破りて我は天神の御子なりとて天上をさしてそのほりける則別雷命是なり云々延喜式太政官に凡賀茂二社四月中酉祭○佛にならんとちかはせ

未考○御禊　賀茂祭の御禊也拾芥抄に四月中午日御禊云々江次第に西賀茂祭齋王參上下神社行祭御禊中午日云々永閑抄に賀茂祭毎年有之祭は卯月に酉の日三あれは中二つあれは初めの酉云々御禊は毎年のは卯月午日也河原に出給ひて祓し給ふ時は一條の小路を東へ通り給ふ也云々委しくは西宮記北山鈔延喜式江次第なとにみゆ事長けれは爰にはふきぬ

○三箇日か作法　拾芥抄に四月中午日御禊中未日警固中申日献葵桂中酉祭云々公事根源に凡神事に大祀中祀小祀と申事あり一月の神事をは大祀といふ大嘗會なと也三日のをは中祀といふ今賀茂祭なとなり一日の神事をは小祀と申す松尾平野已下諸者の祭なるへし云々○出車　花鳥に出車は公方より點せられて其人にたまふ故に入たまひと名付る也云々

河海抄に入給使國卿記權記有此名出車云々延喜式に副車云々和名鈔に副車漢書注云副車會閑久流萬俗云比度太萬比後乘也云々○やう／＼しく　異本におほかた御ありさまのいとゆうにらう／＼しくおはしましたるそと有本文寫誤なるへし

今の關白殿兵衞佐にて御禊御前（イさき）せさせ給ひしにいとおさなくおはしませはれいは本院と（イに）かへられ給ひて人々にろくなとは（イ給は）○するをこれはかはらよりいてさせ給ひしかはおもひかけぬ御事にてさる（イ御）○心まうけもなかりけれは御前にめしありて御たいめんなとせさせ給ひてたてまつり給へりける御こうちきをそかつけたてまつらせ給ひける入道殿きかせ給ひていとおかしくもし給へるかな祿なからむも（イたより）便なくとりにやり給はんもほとへぬへけれはとりわきたるさまを見せ給ふなめりゑせものはえおもひよらしかしとそ申させ給るけるこの當帝や東宮なとのまた宮たちに

ておはしましゝ時まつり見せたてまつらせ給ひし御さしきのまへすきさせ給ふほど殿の御ひさに二所ながらすへまゐらせ給ひて此みやたちみたてまつらせ給へど申させ給へはみこしのかたひらよりあかいろの御むふきのつまをさしいて給へりけり殿をはじめたてまつりて猶心はせめてたくおはする院なりやかゝるしるしを見せ給はずはいかでかは見奉らせ給はんともしらましとこそはかむしたてまつらせ給ひけれさて齋院より大宮にきこえさせ給へる「ひかり出るあふひのかげを見てしよりとしつみけるもうれしかりけり御返し「もろかつら二葉ながらに君にかくあふひや神のしるしなるらむげに。かも明神などの受たてまつり給へればこそは二代まで打つゝきさかえさせ給ふらめなこの事いとおかしうせさせ給へりとよひど申き前帥殿のみぞ追從ふかきおいきつねかなあなあひ行など申給ひける

○今の關白殿　宇治頼通公也○兵衞佐にて　頼通公兵衞佐補任に無所見御幼年の時なるべし○御桟御前　江次第に齋院御桟の處に兵衞々門の前驅見えたり○本院　齋院の本院也袖中抄にありす川は齋院のおはします本院のかたはらに侍る小川也歌枕同之八雲御抄に齋院本院有[illegible]川と有○かはら　鴨河原也○こうちき　和名抄に漢書音義云諸于今按于宜作衦見玉篇大掖衣婦人[illegible]衣也釋名云衦音圭漢語抄作[illegible]云字知岐婦人上衣也云々○ゑせもの　枕草紙にゑせもの源氏葵にゑせすれう云々曲者也○當帝　後一條院也○東宮　後朱雀院也○御さしき　下學集に棧敷云々○御こしのかたひら　御輿に垂たる帳なり○心はせ　天武紀に景迹こゝろはせとよめり○ひかりいつる　歌のこゝろはあふひに逢日をそへて若宮たちをいへり其光りを見奉ればば年老たるも甲斐ありてうれしきさなり○あふひ　和名鈔に本草云菅達和名阿布比味甘寒無毒者也云々賀茂の祭に葵桂かくる事は公事根源に四月中酉日賀茂祭の處に昔夢のつけ侍りしよりけふ人々あふひ桂の[illegible]をかくる也四季物語賀茂祭の處にひめ葵はもろは草とて愛になん二葉のあふひ有てよその里にはなきなりと云々堀河院百首に俊頼「けふくれはしどろにみゆる山かつのおどろのかみもあふひかけたり隆源「神山のしるしとおもへはけ

ふこさにあふひのかつらせぬ人そなきうつぼ物語らうの上に四月祭の日あふひかつらいといつくしううるはしきさまにて云々○御返し　道長公の御返しなり○もろかつら　葵をいふよし八雲御抄にみゆ隣女和歌集に賀茂祭「もろかつら月日にちきる草木さや雲井の使けふかさすらん宗尊親王三百首夫木集にも葵をもろかつらとよめりさて歌の心は若宮二所をそへ奉りて二葉なからことよみ給へり二葉は發生をいふ君は齋院をさし奉る御兩所ながらめでたき齋院に逢たまふ事は賀茂の神の御しるしなれば御行末たのもしきこと也榮花初花に（寛弘七年）四月には殿（道長）一條の御さしきにて若宮に賀茂の祭御覽せさせ給ふいみしうふくらかにしろうあいきやうつきうつくしうおはしますを齋院のわたらせ給ふをり大殿是はいかゝとて若宮をいだき奉り給ひて御簾をかゝげさせ給へば齋院の御輿のかたひらより御扇をさし出させ給へるは見奉らせ給ふなるべしかくて暮ぬれば又の日齋院より「光り出るあふひのかげを見てしかば年へにけるもうれしかりけり御返し殿の御前「諸かつら二葉なからも君にかくあふひや神のしるしなるらん此兩首後拾遺雜に出たり但し端書に榮花とおなじく後一條院一方のやうに有○前帥殿　中納言隆家卿也内大臣伊周公かこ思へご是は寛弘七年正月薨し給へり爰は同年四月の祭こ見へたれば也○追從　下學集に媚諂之義也云々○おい狐　和名鈔に狐考聲切韻云狐音胡和名木豆禰獸名射干也關中呼爲野干語訛也孫愐切韻云狐能爲妖恠至百歳化爲女也云々格物論に狐黃似黃狐鼻尖　大性多疑審聽云々說文に狐妖獸也鬼所乘也云々玄中記に千歳之狐爲淫婦百歳之狐爲美女云々靈異記に狐はよく人をたぶらかす物ゆゑ齋院を狐にたとへての惡口なり

○あいきやうな　愛すべきさまのなしこ也孝經に愛敬盡ニ於事ㇾ親云々董氏注に愛者仁之端敬者義之端云々

まこさこのきさいの宮の御をこゝの中の君は重明式部卿宮北方にてそおはせしかしそのみこは村上の御はらからにおはしますこの宮の上さるべき事のをりは物見を奉りにさて后むかへたてまつり給へばしのひつゝまゐり給ふに御門ほの御らんしていこうつく

しうおはしましけるをいといろある御心くせにて宮にかくなん思ふとあながちにせめ申させ給へば一二度しらすかほにてゆるし申させ給ひ。けりさてのち御こゝろはかよはせ給ふ。なる御けしきなれどさのみはいかゞはとやおぼしめしけん后さらぬ事だにこのさまにはなたらかに。みつくりあへさせ給はさめるなかにましてこれはよその事よりは心つきなうもおぼしめすべければ御あたりをひろうかへりみ給ふ御心のふかさに人の御ためきゝにくゝうたてあればなたらかにいろにもいですすくさせ給ひけるこそいとかたじけなうかなしき事なれさて后の宮も失おはしましゝ式部卿の宮も失給ひてみかどわりなくこひとおぼしければ。めしとりていみじく時めかさせ給ひて貞觀殿。内侍のかみとこそ申しかしよになくおぼえおはしてこそ女御宮すところそねみ給ひしかとかひなかりけり是につけても九條殿の御さいはひとぞ人申ける

○中君　藤系に師輔女登子母同兼家云々異本裏書に登子右大臣師輔二女云々○重明式部卿宮　紹運録に醍醐帝皇子重明親王母源昇女二品式部卿云々

○いろある　好色也○みつくりあへさせ　異本にみつくしあへさせ給はざるとあり本文寫誤にや○なたらか　平らかなり○后の宮も失　安子后宮也崩上にみゆ

○式部卿の宮も失　略記に天暦八年九月十四日□□三品式部卿重明親王薨年四十九延喜帝王四子也云々○わりなくこひと　こひの下しの字脱せり○貞觀殿内侍のかみ　拾芥抄に貞觀殿常寧殿北俗云御匣殿在此殿云々本文の歡は觀の誤り也職員令に内侍司尚侍二人掌供奉掌侍奏請宣傳檢校女孺兼知内外命婦朝參及禁内禮式之事云々職原鈔に尚侍二人相當從三位云々榮花月宴に宮（重明親王なり）の北方はめづらしき御ふみをうれしうおぼしながらなき御かげにもおぼしめさん事おそろしうつゝましうおぼさるゝに其後御文しきりにてまゐり給へ〳〵とあれどいかでかは思ひのまゝには出立給はんいかになど覺し亂るゝほどに御兄弟の君達にうへしのひて此事をのたまはせてそれまゐらせよと仰られければかゝる事のありけるをみやのけしきにも出さてさしころおはしましける事とおぼす何につけて

もいとかなしう思ひ出きこえ給ふさてかしこまりてまかて給ひてはやう參り給へなと聞え給へばあへい事にもあらずおぼしたればいまはしめたる御事にもあらさなるをなどはづかしけにきこえ給ふて此君だち同し心にそゝのかしさるべき御さまにきこえ給ふうちよりはくらつかさに仰られてさるべきさまのこまかなる事どもあるべしさはさて出立參り給ふを御はらからの君たちさすかにいかにそやうち思ひ給へる御けしきどもゝすゝろはしくたほさるへしさてまゐり給へり登花殿にて御つほねしたる云々是には登花殿と有紀略に安和二年十月十日甲申以從五位上藤原登子爲尙侍云々裏書同之本文には村上御在位の時尙侍になさせ給ふと有紀略裏書とたかへり安和二年は圓融院の御時也○こと女御宮す所そねみ　榮花月宴にまゐり給ひて登花殿に御つほねしたるそれよりして御とのゐしきりてこと御かた〳〵あへて立出給はす故宮の女房たちの御めのとなどやすからぬことに思へり

又三君は西宮殿の北方にておはせしを御子うみて失給ひにしかは。君達の御ためあしかりなんとてまた御をと。ゝの五にあたらせ給ふあい。宮と申。にうつらせ給ひにき「四君はとく失給ひにき」六君。冷泉院の東宮におはしましゝにまゐらせ給ひなんと女君たちは皆かくなりをとこ君たちは十一人の御中五人は「五人のうち三人は關白攝政」太政大臣にならせ給へりそれあさましくおそろ〳〵しき御さいはひ有かし其御ほかは右兵衛督忠君又北野三位又大藏卿遠量多武峯入道少將。君なり。法師にては飯室權僧正今の禪林寺。なとにこそはおはしますめれ法師といへと。よの中のいちの驗者にて佛のことくに公私たのみあふき申さぬ人なし又北野三位御子。尋空律師朝源律師。なり又大藏卿の御女子は「今の左兵衛督母うへの事也」あはたとのゝ北方いまの左衛門のかみ。のはゝうへ此御そうかやうにておはしますべき

○三君　藤系に師輔女三君母同兼家左大臣高明室惟賢俊賢等母云々○御子　俊賢卿也○あい宮　異本にあいの宮と有藤系に師輔女愛君母同爲光高明室三君之後嫁也云々○四君　榮系に師輔女四君繁子號藤三位典侍粟田大臣道兼室云々藤系には此繁子を六の君と出せり○六君　榮系に師輔女六君怤

子冷泉院東宮の御時の女御云々要記に怤子師輔六女に有裏書に怤子冷泉院女御右大臣師輔公女母贈正一位盛子安和元年十二月七日爲女御云々○君たち十一人　藤系に伊尹兼通兼家忠尹尋禪深覺遠慶高光遠量爲光公季と有○關白攝政　下に委くみゆ○右兵衛督忠君　藤系に師輔男忠尹母同兼家云々榮系同之日次記枕草紙拾遺後拾遺なとには忠君と有○北野三位　藤系に師輔男遠度母常陸介公葛女號北野三位云々補任に遠度永延元年七月十三日叙從三位云々○大藏卿遠量　藤系に師輔男遠量云々大系に遠量母右大臣顯忠女大藏卿云々日次記に遠量云々榮系に遠重と有職員令に大藏省卿一人掌出納諸國調及錢金銀珠玉銅鐵骨角齒羽毛漆帳幕權衡度量賣買估價方貢獻雜物事云々職原鈔に大藏卿相當正四位下云々○多武峯　上に見えたり○入道少將君　高光朝臣也藤系に師輔男高光母雅子內親王延喜皇女右少將從四位下法名如覺號多武峯少將入道云々卅六人傳に高光天德九年正月廿五日任右近衞少將云々○飯室權僧正　飯室近江横川號極樂寺藤系に師輔男尋禪號飯室和尚諡慈忍云々釋書に尋禪右僕射藤師輔第十子也叡山慈慧與僕射道契尤深故以愛子與慧中略永延三年九月二十八日寂諡慈忍云々裏書に尋禪師輔公男母同高光任權律師天延二年十二月廿七日任權少僧都天元二年十二月廿一日轉少都僧同四年八月三十日任權僧正不經大僧都寛和元年二月廿八日補天台座主永祚元年九月廿八日辭權僧正并座主正曆元年二月十七日入滅年四十八寛弘四年三月十五日勅諡號慈忍云々拾芥抄に飯室中納言義懷籠居尋禪僧正云々○禪林寺　洛陽東山にあり永觀堂是也三代實錄に貞觀五年九月六日乙未以山城國愛宕郡道場一院預於定額賜名禪林寺云々藤系に師輔男深覺高德驗者號禪林寺云々裏書に深覺師輔公男母同仁義公長德四年十月廿四日任權律師長保四年七月廿六日任權少僧都同五年八月七日補東大寺別當寛弘八年四月任權大僧都寛仁元年三月轉大僧都同十二月廿五日補法務同三年任權僧正同四年任僧正治安三年十二月廿九日任大僧正下略○尋空律師　大系に遠度男尋空少僧都云々榮系同之律師は釋氏要覽に律鈔解題云言善解一字名律師一字者律字也寶雲經云具足十方名律師云々弘安

濃節に律師准五位云々異本裏書に尋空治安元年十二月任權律師長元四年十二月廿六日轉權僧都六年十二月廿二日轉正僧都七月廿九日卒云々〇朝源律師　萬壽二年いまだ律師にあらず大系に遠度男朝源安祥寺源覺弟子云々異本裏書に朝源萬壽四年月日任權律師長元四年十二月廿六日轉正八年十二月廿六日任權少僧都永承五年五月日卒云々〇大藏卿の御女子　大系に遠量女粟田關白北政所云々榮系に道兼公の北方後に顯光公の室と有又さま／＼のよろこび見はてぬ夢の卷にも見ゆ分註の左兵衞督は左衞門督の寫誤なるべし〇今の左兵衞督母うへ　榮系に道兼男兼隆母遠重女左衞門督云々要記に兼隆從二位治安元年八月廿九日左衞門督三年十二月十五日轉正長元二年十二月廿七日辭退云々母うへは彼遠量女なり

なかにたふのみねの少將の出家し給へりしほどはいかにあはれにもやさしくもさま／＼なる事どもの侍りしかはなかにもみかどの御消息つかはし。たりしこそおぼろけならずは御心もやみたれ給ひけんとかたじけなくうけ給はりし「みやこより雲のやへたつおく山のよかはの軒はすみよかるらん御かへし「こゝのへのうちのみつねはこひしくて雲のやへたつ山はすみうし　はじめはよかはに一すませ給ひしぞかし」後には多武峯にすませ給ひきいといみしく侍りしこそそかしされどもそれは九條殿后宮などうせおはしましてのちの事なり

〇出家し給へりし　拾遺哀に法師にならんとしけるころ雪の降ければたたう紙に書置て侍る藤原高光「世中にふるぞはかなき白雪のかつは消ぬる物としる／＼榮花月宴に高光の少將ときこえつるは童名はまちをさ君ときこえしは九條どのゝいみじう思ひきこえ給へりし君中宮の御事などもあはれにおぼされて月のくまもなうすみのぼりてめでたきを見給ひて「かくばかりへがたくみゆる世中にうらやましくもすめる月かなとよみ給ひて其曉に出給ひて法師になり給ひにけり帝もいみじうあはれがらせ給ふ世のひともいみじうをしみきこえさす多武峯といふ處にこもりていみじうおこなひおはしける云々拾遺雜に法師にならんと思ひ立侍りけるころ月を見侍りて藤原高光「かくばかり云々

家集には村上の帝かくれさせ給ひてのころ月をみて「かくはかり云々と有今爰に村上帝と御贈答の歌有いかゝにや續後撰雜に少將高光かしらおろしにひえの山にのほるよし申て出けるをいつものならひに思ひて我いとふゆゑにやとうらみてよみ侍りける大納言師氏女「あはれともおもはぬ山に君し入らば麓の草の露とけぬべし新後拾遺雜に世をのがれて横川に侍けるころよめる藤原高光「見わたせばけふりたえたる山さとにいかにほさまし墨染の袖新勅撰雜に高光横川に侍りけるにとふらひまかりてよみ侍りける東三條入道攝政太政大臣「君かすむ横川の水や増るらん泪の雨のやむよなければ○みやこより雲の八重立　村上の御門の御製也御歌の心は都よりみれは雲のあまたたてる叡山の奥の横川となり横川は叡山三塔の一つなり軒は水の誤りなるへし山奥は靜にてすみよからんと也横川といふより水といひすみよからんなと緣言にのたまへりされと軒にてもかなへり此御製の贈答新古今雜に出たり○こゝのへのうちのみ　九重類書纂要に九者陽數之極故天子所居曰九重云々新

古今には百敷のうちのみつねはさ有歌の心は禁中のみ常に戀しくて横川の奥は住うしと也按るに此書と榮花物語とに中宮安子崩御の後出家し給ふとあれといふかし異本裏書に村上の御記を引て高光應和元年十二月六日左少將高光きのふ横川の山寺にいたりて出家するのよしきこしめす同二年四月一日伊尹朝臣に仰せしめて前左少將高光および相したかふもの二人得度せしむへきよし御記　康保三年三月十九日前左近少將高光給師時度者二人名簿又仰にて高光受戒せしめ畢御記　とあり又新勅撰雜に少將高光横川に登りて出家し侍るとき衾を調して給はせける御歌天曆中宮「露しもの宵あかつきにおくなれは床にや君かふすまなからんとも有猶高光少將物語に委し○はしめは横川に　拾芥抄に横川楞嚴院九條殿建立惠心院高光少將如覺住之云々新古今雜に少將高光横川にまかりてかしらおろし侍けるに法服つかはすとて權大納言師氏「奥山の苔の衣にくらへ見よ何れか露の置まさるとも返し如覺「しらつゆのあしたゆふへにおく山の苔の衣は風もさはらす○後には多武峯に住　大和國十

市郡に有多武峯妙樂寺上に見えたり續後拾遺雜に藤原高光かしらおろして多武峯に侍りけるに神無月のころ申遣しける安法々師「今はさて世をのかれけんほとよりも思ひこそやれ木の葉ちるころ高光家集に多武峯に住ころ人のとふらひたる返しに「いかてかは尋ねきつらん蓬生の人のかよはぬ我やとの道○九條殿后宮なと失おはし　按るに九條殿の后宮は安子の御事なり安子崩御は應和四年四月廿九日なり此高光出家は彼村上の御記に應和元年十二月六日昨日高光横川の山寺にて出家するのよしきこしめすとあれは應和元年十二月五日の事也高光物語にもいまた安子后宮御在世のうちのよし見ゆ此物語と榮花とには后宮安子の崩後のやうにしるせり誤りなり

此うまのかうの殿の御出家こそおやたちのさかえさせ給ふことのはしめをうちすてゝいよ〳〵ありかたうかなしかりし御事よとうよりさる御心まうけはおほしよらせ給ひにけるにや御はらからの公達にくしたてまつりて正月二七夜のほとに中堂にのほらせ給へりけるにさらに御おこなひもせておとのこもりたりければ殿はらあかつきになとかくて。ふしたまへるおきて念誦もせさせ給へかしと申させ給ひければ今一度にとのたまひしをそのをりはおもひもとかめられさりきかやうの御ありさまをおほしつゝけけるにやとこそこのをりには君たちおほしいてゝ申給ひけれさりとてうちくんしやいかにそやなとある御けしきもなかりけり人よりことにほこりかに心ちよけなる人。にてそおはしける

○うまのかうの殿　道長公の息顯信也藤系に道長男顯信母高明女右馬頭出家云々職原鈔に左右馬寮頭一人相當從五位上四位五位中可然之輩任之知寮務時尤爲重職云々○御出家こそ　榮花日かけのかつらにかゝるほとにとのゝ高松とのゝ二郎君右馬頭にておはしつる十七八はかりにやとそいかにおはしつるにか夜中はかりに横川のひしりのもとにおはして我法師になし給へとしころの本意なりとのたまひければひしり大殿のいとたうときものにせさせ給ふにかならす勘當侍りなんと申てきかさりければいと心きたなきひしりの心なりけり殿ひんなしとのたまはせんにもかはかりの身にては

苦しうやおほえんわろくとも有けるかなこゝにな
さすともかはかり思ひ立てとまるへきならすとの
たまはせけれはことわりなりとうちなきてなし奉
りにけり聖の衣とりきせさせ給ひてなほしさしぬ
きさるへき御衣なと皆ひしりにぬさたまはせてわ
たの御衣ひとつはかりたてまつりて山に無動寺と
いふ處に夜のうちにおはしにけり横川のひしりあ
やしき法師ひとりをそへ奉りけるそれを御とも
にてのほり給ひぬ云々〇中堂　比叡山根本中堂也
上に見えたり〇今一度にと　顯信かねて出家せん
の御心あれは今一度に念誦し給はんとなり〇うち
くんし　打屈しなりうちは辭なり〇ほこりか　禮
記註に矜謂自尊大也云々顯信朝臣出家の事下に見
ゆ

この九條殿は百鬼夜行にもあはせ給へるは何ほとと
云事はえうけ給はらすいみしう夜更て內より出させ
給ふに大宮よりみなみさへおはしますにあはのゝつ
しのほとにて御車のすたれうちたれさせ給ひて御車
うしもかきおろせ〳〵といそきおほせらるれはあや
しとおもへとかきおろしつ御隨身御前ともゝいかな
る事のおはしますそと御車のもとにちかくまゐりた
れは御したすたれうるはしくひきたれて御さくたれ
てうつふさせ給へる〇さまにておはします御車はし
ちにかくなたゝすいしんともはなかえの左〇右にく
ひきのもとにいとちかく候てさきをたかくたへさう
しきともゝこゑせさすな御前ともゝちかくあれとお
ほせられて尊勝陀羅尼をいみしうよみたてまつらせ
給ふうしをは御車のかくれのかたにひきたてさせ給
へりさて時中はかりありてそ御すたれあけさせ給ひ
て今は御うしかけてやれとおほせられけれとつゆ御
ともの人々は心もこゑさりけりのち〳〵のしか〳〵
のことのありしなとさるへき人々にこそはしのひて
かたり申させ給ひけめとさるめつらしき事はおのつ
からちり侍りけることにこそは

〇百鬼夜行　下學集に百鬼夜行節分夜也云々後漢
書和帝紀に永元五年六月己酉初令伏閉盡日註に漢
官舊儀曰伏日萬鬼行故盡日閉不干佗事云々　〇何
ほと云事は　寫誤也何の下のゝ字脱せり云の上と
の字もおちたりいつのほとゝいふ事はえうけたま
はらす也異本にはいつれの月といふ事はと有

○あはのゝつし　二條大宮にあり異本にあはゝのつし寶物集にあはのゝ辻眞言傳にあゝの阡とあり
○御さく　和名鈔に四聲字苑云笏音忽俗云尺手板長一尺六寸闊三寸厚五分也云々說文に笏公及士所搢也云々釋名に笏忽也有事記其上以備忽忘也云々延喜式に凡五位以上通用牙笏白木笏前詘後直六位以下官人用木前詘後方云々
○しち　和名鈔に榻唐韻云榻吐盍反和名之知床也云々
○なかえ　和名鈔に轅唐韻云轅張流反車轅也轅音園和名奈加江俗在前謂之轅在後謂之鴟尾或云小轅車轅也云々
○くひき　和名鈔に軛釋名云軛音厄久比岐所以扼牛領也云々
○さきをたかくおへ　警蹕は惡鬼惡神をさけんためなるよし徒然草にも見えたり(頭註曰)河海抄に昔は內々のありきにもさきをおひけり云々用心の爲也變化の物もさきの聲におそるゝといへり西宮左大臣神泉苑の艮の角にて變化の物にあはれけるにも前聲するときはひき入れるとあり云々
○こゑせさすな　異本にこゑたゝさすなとあり
○尊勝陀羅尼　佛頂尊勝陀羅尼經一卷大唐罽賓佛陀婆利奉勅譯云々拾芥抄に御修法尊勝陀羅尼云々名義集に大論秦言能持集種々善法能持令不散不失譬如好器盛水々不漏散惡不善根心生能遮令不生若欲作惡罪時持令不作是名陀羅尼下略
○心もこゑさりけり　異本に心得さりけりと有本文寫誤なるべし寶物集に尊勝陀羅尼の功德未來の事は申に不及現世にもめでたき事とも多かりしなり九條右大臣師輔は百鬼夜行にゆきあひ給ふか尊勝たらにをよみて鬼の難をのがれ給ふ又西三條大將光行は若君のとき神泉苑にて百鬼夜行にゆきあひ給ふが乳母の衣のえりに尊勝陀羅尼を縫くゝみしゆゑにこそたすかりたまひけれされば冥途の道にてもあはうらせついかでか此功德を空しくなさんやよく〳〵信ずべきもの也云々又釋書卷廿九に此事みゆ江談抄に小野篁幷高藤卿中納言中將之時於朱雀門前遇百鬼夜行之時高藤下自車夜行鬼神等見高藤稱尊勝陀羅尼云々高藤不知其衣中乳母籠尊勝陀羅尼之故云々

元方式(イ民)部卿の(イ御)むまこまうけの君にておはするころみかどの御庚申せさせ給ふにこの式(イ民)部卿まゐり給へるさらなり九條殿さふらはせ給ひて人々あまたさふ

らひてこうたせ給ふついてに冷泉院のはらまれおはしましたるほどにてさらぬたによひさいかゝとおもひ申たるに九條殿こよひのすくろくつかうまつらんとおほせらるゝにこのはらまれ給へるみこをさことおはすべくはてう六いてことてうたせ給ひけるにたゝ一とにいてくるものかありとある人めを見かはしてかんしもてはやし給ひわが御みづからもいみしさおほしたりけるに此式部卿のけしきいとあしうなりていろもあをくこそなりたりけれさてのちにれいにいてましくその夜やがてむねにくちはうちてきさこそのたまひけれ

○元方式部卿　藤系に參議菅根男元方母石見守氏江女大納言正三位民部卿云々裏書同之式部卿は民部卿の寫誤也村上帝第一皇子廣平親王の御母更衣祐子の御父也要記に元方中納言天暦元年八月五日兼民部卿云々○うまご　紹運錄に村上帝第一皇子廣平親王母大納言元方卿女更衣元子云々裏書に三品兵部卿廣平親王村上天皇第一皇子母更衣藤原祐姫民部卿元方卿女天祿二年九月十日薨云々○まうけの君　元命苞註に儲君副主也言儲以待之云々舊事紀には東宮まうけのきみとよめり按るに此廣平親王は東宮に立給はず只東宮かねにておはしましたる也されば心まうけの太子かねと云事なるべし官職難儀に儲君と申は春宮の御事なりいま坊にも立給はぬを押て儲君と申人侍るはいかゞ也云々榮花月宴に元方の御息所たゝならぬ事のよし申てまかて給ひぬればもしをのこみこ生れ給へるものならば又なうめてたかるべき事によの人申思ひたるに一のみこ廣平生れ給へるものかなあなめてたいみしさのゝしりたりうちよりも御はかしよりはじめて例の御作法の事ともにてもてなしきこえ給ふ元方の大納言いみしとおほしたり東宮はまた世におはしまさぬほどなり何の故にかわかみこ東宮にゐあやまち給はんとたのもしくおほされけり云々

○庚申　拾芥抄に庚申經庚申人腹中有三尸爲人大害常庚申之夜上告天帝記人罪過絶人生籍庚申之夜不寢則不得上天云々朗詠私註に庚申孝子經曰庚申夜若人眠則三尸九蟲以爲災也云々猶抱朴子古今醫統酉陽雜俎太上感應篇などに見ゆ袋草紙に庚申せ

て寝る誦文「しやむしはいねやさりねや我床をねたれどねぬそねゝとねたるそと有〇こうたせ　和名鈔に圍碁博物志云堯造圍碁音期字亦作棊此間云五一云舜之所造也中興書云圍碁堯舜以教愚子也云々〇冷泉院はらまれ　榮花月宴に九條どのゝ女御たゝにもおはしまさすといふ事おのづから世にもりきこゆれど元方の大納言いてさりともさきのこともありきなと聞おもひけりおほいとのも九條どのもいとうれしうおほす云々〇いかゝと思ひ申たる　御誕生以前より男宮におはしますらん世の人のとりさたせし事也〇すくろく　和名鈔に双六兼名苑云双六子一名六采今按簙亦是也簙音博俗云須久呂久云々〇をとこおはすべくは　后宮安子の御父師輔公鹿島明神に男宮のなきをなげき祈願し給ひて冷泉院を設給ふよし左經記に見えたり〇てう六　雙六にいふ辭也壒嚢抄に疊六と有〇のちにれいにいてまして　異本にのちに靈にいてましてとあり物怪になり給へる事なるへけれど爰の文章おだやかならず恐らくはのちは例のやうにも出ましらはてとも有べきなり〇むねにくちはうちてきくちはくきの誤にて胸に釘はくちてきにてもあるべし猶可考

大かた此九條殿いとたゝ人にはおはしまさぬにやおほしめしよるゆくすゑの事などもかなはぬはなくそおはしましけるくちをしかりける事はいまだわかくおはします時ゆめに朱雀院のまへに左右のあしをにしひんかしの大宮にさしやりてきたむきにて内裏をいたきて　たてりとなん見えつるとおほせられけるを御前になまさかしき女房の候けるかいかに〇またいたうおはしましつらんと申たりけるに御夢たかひてかく御子まこはしそんはさかえさせ給へど攝政關白えしおはしまさすなりにし〇又おすゑにおもはすなるさまに御事のうちまじりそちこのゝ御事などそこれかたかひたるゆゑに侍る也いみしき吉左右の夢もあしさまにあはせつれはたかふとむかしより申つたへて侍る事なり荒涼して心しらさらむ人のまへにてゆめかたりそこのきかせ給ふ人々しおはしましゝそいまゆくすゑも九條殿の御そうのみこそとくつけてひろこりさかえさせ給はめ

〇朱雀院　異本に院門と有院は寫誤なり拾芥抄に

朱雀門長安南面皇城門是謂朱雀門又大明宮南面五門正南曰丹鳳門夫丹鳳朱雀其義一然則以其在南方故謂之朱雀乎云々○にしひんかしの大宮　拾芥抄宮城指圖に東西に大宮あり○御夢たかひて　往昔は夢ときといふ者ありて夢をあはせけり風俗通に黄帝作占夢書云々拾遺戀によみ人不知夢よりそ戀しき人を見そめつる今はあはする人もあらなん宇治拾遺に大伴善男吉夢を其妻にかたりたるによくもあはせさりければたがひたるよしあり古事談に出つ拾芥抄に不語夢曰件日語夢滅成惡夢凶也正未申戌二巳申亥酉三申戌酉四未亥卯五子午亥卯六子丑午亥七辰子卯丑八寅亥子辰九寅辰亥十巳辰十一申戌未十二午未亥又夢誦惡夢著草木吉夢成寶玉今按到桑木下談所見誦之三反吉夢誦福德增長須彌功德神變王如來又云惡無成就須彌功德王如來云々○吉左右の夢　左右は萬葉集にとにかくかにかくなとよめはよきとかくの夢と云事にや但し相の字借字の心か後世の文通に樣子と云へきを左右といへり其意を以てかけるにや○荒涼して　韓退之詩に家居率荒涼云々徒然草に短慮のいたりきはめて荒涼の事なれとも云々平家物語に荒涼の申やう云々壽命院殿の說過言の事と有○ゆめかたりそ　活本にゆめかたりなこのきかせ給ふ人々しおはしましゝそこと有本文の儘にては予爾遠波とゝのはす

いとおかしき事は「かくやん事なく」おはしますとのゝつらゆきのぬしのいへにおはしましたりしてそなほ和歌はめさましき事なとおほえ侍りしか正月一日つけさせ給ふへき魚袋のそこなはれたりけれはつくろはせ給ふほとまつ貞信公の御もとにまゐらせたまひてかう〳〵の事の侍れはうちにおそくまゐるよしを申させたまひけれはおほき大殿おとろかせ給ひてとしころもたせ給へりける○とりいてさせたまひてやかてあるものにもと○たてまつらせ給ふをこをことうるはしう松のえたにつけさせ給へりその御かしこまりのよろこひは御心のおよはぬにしもおはしまさゝらめと猶つらゆきにめさんとおほしめしてわたりおはしましたるを待つけ申けんめいほくいかゝはおろかなるへきな「ふく風にこほりとけたる池のうへをちよまて松のかけにかくれん集にかきいれたることわりなり

○やんことなく　眞名伊勢物語に貴やんことなくとよめり○つらゆき　紀氏系に孝元帝苗裔筑前守本道孫望行男貫之云々○めさましき　源氏桐壺にめさましき物におとしめそねみ云々驚くやうの事也源氏註に寂煩冷眼などの字をあてたり○魚袋和名鈔に魚袋蔣魴切韻云袋音代囊名又金銀魚袋唐令云諸百官魚袋並令中尚預造進也云々江次第抄に金魚袋實錄云三代以韋爲之謂之弄帒魏易之爲龜唐高祖給隨身魚三品以上其飾金五位以上其飾銀故名魚袋賜紫給金魚賜緋則給銀魚彈正式曰凡魚帒者參議已上及着紫諸王五位以上金裝自餘四位五位銀裝云々或書曰魚袋不離取事君夙夜匪懈之義金銀以其飾分尊卑也云々裝束拾要に公卿金銀魚袋四品以下銀魚袋帶の第二の石の方付之或一石隨人之肥瘦云々付緒紺糸紫四組延喜式曰參議以上及紫着之諸王五位以上金魚袋自餘四五位銀袋の由見えたり節會大嘗會御禊內宴臨時祭の使二宮大饗などに着之又御禊の時四位五位といへども國司を兼る人幷外記は不着之云々○おほき大殿　太政大臣忠平公なり○あるものに　異本にあへものにと有あえものゝ誤り也肖(アヤ)かり給へとの事也○わたりおはしましたる　貫之家集には九條殿の御消息と有本文とたかへり○ふく風に氷りぬ　此歌家集には「吹風に氷とけたる池の魚は千代まで松のかげにかくれん袋草紙には「春風に氷とけたる池のうをはちよ松かげにすまんとぞ思ふ後稱念院殿裝束鈔には「春風にこほり解たる池の魚はちとせを松のかげにかくれんと有八雲御鈔に魚袋池魚といふよしみゆ歌の心はあきらか也○集にかき入たる　貫之家集に天慶六年正月藤大納言殿(九條師輔公也)の御裝束にて魚袋をつくろはせんとて給はせりけるをおそくいてくるにひかすちかくなりにしかは大殿(忠平公也)に此よしをきこしめして我むかしよりようすなど仰られてあえものにけふはかりつけよとてつかひしてたまはせたりしかはよろこひかしこまりてようして又の日松の枝につけて奉るそのよろこひのよしないしのかんとのゝ御方にをわさしてかふにきこえんと思ふをしのひてそのころかきいてゝとあるに奉る「吹風にこほりとけたるいけの魚は云々と有袋草紙に九條殿大納言之時元三可用魚袋不作之由令申

給に貞信公吾若より用魚袋あえものにすへしとて令本借給へるを後日に返上の時付松枝令副給歌は貫之に所召也所謂「はる風にこほりとけたる云々世繼物語には彼家に行向ひて被仰たりとそ侍る貫之集には御消息ありとそ侍るいかにもよまんと思ひけんにさまてもなきにや何れの集にも不入と有は変の事也増鏡に貫之か家に枇杷大臣魚袋の歌の返しとふらひにおはしたりしをも道の高名とてそは日記には書て侍れ云々按るに此枇杷大臣は師輔公の事にや大系に師輔公は號九條殿又號坊城右丞相云々御弟の師氏卿を桃園大納言枇杷と有おそらくは師輔公と師氏卿と増鏡には誤る歟

いにしへよりいまにかきりもなくおはしますとの丶た丶れんせい院の御ありさまのみそいと心うくくちをしき事にてはおはしますといへは「さふらひされさこのれいにはまつ其御時をこそにひかるめれといへはそれはいかてかさらて侍らんその御門のいておはしましたれはこそはなかく藤氏の殿はらいまにさかえおはしませさう〳〵ましかはこのころわつかにわれは諸大夫はかりになりいて丶ところ〳〵の御せんさうやくにつかれありきなましとこそ入道殿は仰らるれは源民部卿はさるかたちしたるまうちきみたち候ましかはいかに見くるしう侍らましとそわらひ申させ給ふなれかゝれはおほやけわたくしその御時の事をためしと思ふことわり也御物のけこわくていかゝとおほしゝに大嘗會の御禊にこそいとうるはしくてわたらせ給ひにしか「それは人のめにあらはれて」九條殿なん御うしろをいたきたてまつりて御こしのうちにさふらはせ給ひけるとそ人申し丶けにうつゝにてもいと。たゝひとゝは見えさせ給はさりしかはましておはしまさぬあとにはさやうに御まもりにてもそひまゐらせ給へらんさらはこゝに元方の卿と相算供奉とおひのけさせ給ふへきなそれはまたしかるへきさきの世の御むくひにこそはおはしましけめさゐは御心いさうるはしくてよのまつり事もかしこくせさせ給ひつくへかりしかは世間にいみしうあたらしき事にて申めりしさてまたいまは此九條殿御子とものかすれいせいゐん圓融院の御母后貞観殿のないしのかみ一條攝政堀川關白大入道殿たゝきみ兵衛督と六人はむさしのかみ従五位

上つねくにのむすめのはらなりよの人をんなこさいふ事はこの御こさにや大かた御はらこそなれさをさこ君たち五人は太政大臣三人は攝政し給へり○冷泉院の御ありさま　御物のけの事也○さらて侍らん　さやうにて侍らんやさやうにて侍るさ也○さう〳〵ましかは　異本にさあらましかはさ有さやうにあらましかは也○諸大夫　五位の通稱を大夫さいふ職原鈔に候執柄及諸大臣家輩六位時補侍中五位已後參院上北面剩院内昇殿家々不可勝計云々○源民部卿　俊賢卿なり○まうちきみ　諸大夫をいふ○御物けこわく　元方卿靈也○おひのけ　師輔公の靈魂冷泉院につきそひ奉りて元方卿桓算供奉の靈なさを追のけ給ふさなり續古事談に一條院の御時大地震のありける日冷泉院おほせられけるは池の中島に幄を立よおはしますへき事有さ仰られけれは人心えす思ひなから立て御簾かけ莚しきたる午時はかりにわたり玉ひにけり其後未時はかりに大地震ありておそく出たる人は打ひしかれけり人々此事を問奉りけれは去夜の夢に九條大臣來りて明日の未時に地震有べし中島におはしませさ告つる也さぞ仰られける聞人涙を流しけり彼大臣の靈つきそひてまもり奉りつるなるべし云々○あたらしき　惜の字也○つねくに　藤系に近江守有貞男經邦云々裏書同之○をんなこさいふこさ　長恨歌令天下父母心不重生男重生女云々○五人は太政大臣　伊尹公兼通公兼家公爲光公公季公也○三人は攝政　伊尹公兼通公兼家公也

關白次第

良房 忠仁公　基經 昭宣公
忠平 貞信公　實頼 清愼公
伊尹 謙徳公　兼道 忠義公
頼忠 廉義公三條殿　兼家 大入道殿東三條殿法名如實
道隆 中關白殿　道兼 粟田殿七日關白
道長 御堂入道殿法名行觀　頼通 大字治殿
教通 大二條殿　師實 京極殿
師通 後二條殿　忠實 知足院殿法名圓理
忠通 法性寺殿　基實 號忠殿
基房 號松殿　基通 號近衞殿
師家 號松殿小殿下　兼實 號九條殿
世續名

一　月宴
二　花山たづぬる中納言
三　よろこびの卷
四　見はてぬゆめ
五　うら〳〵のわかれ
六　かゞやくふぢつぼ
七　とりへのゝまき
八　はつ花のまき
九　いはかげの卷
十　日かげかつら
十一　つぼみはな
十二　たまのむらさき（イさく）
十三　ゆふしての卷
十四　あさみどり
十五　うたかひの卷
十六　もとのしづく
十七　おんがくの卷
十八　たまのうてなの卷
十九　御もぎのまき
廿　御賀のまき

廿一　のちくひの大將
廿二　鳥のまひ
廿三　こまくらべの行幸卷
廿四　わらはのまき
廿五　たまやのまき
廿六　そこ（イ迎イ上）のゆめの卷
廿七　衣のたまの卷
廿八　わかみづの卷
廿九　たまのかざり
三十　つるのはやし

關白次第世續名異本になし按るに教通公より下萬壽二年後の關白なり又世續名は榮花物語の卷々の名にて三十卷の表題を出せり是は此書によしなし作者藤原爲業朝臣の榮花の後篇を書給はん料の覺え書にや榮花は彼爲業朝臣殿上の花見の卷よりむらさき野のまで十卷の作者也此事上のあけつらへにすでにいへり

大鏡短観抄巻五

一太政大臣伊尹のおとゝこのおとゝ一條攝政と申き是九條殿一男におはしますいみしき御集つくりてとよかけとなのらせ給へり大臣になりさかえ給ひて三年いとわかくて天祿三年十一月一日に失給ひにき御歳四十九御いみな謙德公と申き

○太政大臣伊尹　藤系に師輔一男伊尹母武藏守經邦女云々○一條攝政　拾芥抄に一條院一條南大宮東二町謙德公家又爲法住寺大臣爲光家也云々紀略に天祿元年五月廿日庚申今日詔令右大臣藤原伊尹朝臣攝行政事榮花同之編年記補任同之○とよかけ　奥儀抄序に豐蔭一條攝政集云々○大臣になりさかえて　裏書に天祿元年正月廿七日任右大臣年四十七同二月二日大將如舊同五月廿日勅攝行萬機同七月十三日叙從二位同日勅給隨身内舍人二人左右近衞各四人同十八日辭大將同二年十一月二日叙正二位同日任太政大臣同廿四日聽牛車云々○失給ひにき　紀略に天祿三年十一月一日丁巳太政大臣藤原朝臣伊尹薨四十九云々百練抄編年記等同之裏書に天祿三年十月廿日依病上表乞致仕同十一月一日薨年四十九賜正一位封三河國諡謙德公云々紀略に十一月十日丙寅之日故太政大臣藤原朝臣正一位封參河國爲參河公諡曰謙德公云々榮花花山に九月はかりのほどなり殿の御こゝちいかゝとさふらひに御子の義孝の少將の御もとへ人の御心ちいかゝとさふらひきこえたれば「ゆふまぐれ木しげきやとを詠めつゝこの葉とともにおつる涙か詞花雜に出たり榮花々山に攝政とのは今年四十九におはします太政大臣にて失させ給ひぬれば後の御いみなけんとくこうときこゆ云々

いとわかくておはしましたる事は九條殿の御遺言をたかへさせ給へるけとそ人申けるされどいかでかはさらてもおはしまさん御葬送の事をむけに略定にかきおかせ給へりければいかでかいとさはとてれいの作法におこなはせ給ふとぞそれはことはりの御しわざそかしたゝ御かたち身のさえ何事もあまりすぐれさせ給へれば御いのちのみとゝのはせ給はさりけるにこそ

○わかくておはし　わかくての下失と有しを脱せ

し歟○九條殿の御遺言　師輔公の遺誡也○いかでかはさらても　下に過差を好ませ給ふよし有九條殿遺誡をそむかせ給ひたるやうに世の人は申せとも爭てかさやうにはあらしと也○御葬送の事をむけに略定に　大臣納言の葬式例有事なるをみづから省略してかき置せ給へごさやうにてはあまりなりとて例の作法にとりおこなはせ給ひしとなり紀略に天祿三年十一月五日辛酉故太政大臣葬送也令に□□□□□○御かたち身のさえ　御容貌御才覺などは勝れさせ給へと御命ばかりは不足におはしませしとなり

をり／＼の御和歌などこそめでたく侍れな春日の使におはしましてかへさに女のもとにつかはしたりける「くればとてゆきてかたらむあふとのことほちのさとのすみうかりしも御返し「あふ事はさとほちの里にほどへしもよし野のやまとおもふなりけんすけのふの少將うさの使にてたゝれしに殿上にて餞に菊の花うつろひたるを題にて別の歌よませ給へる「さはさほくうつろひぬとかきくの花をりて見るたにあかぬこゝろを

○春日の使　拾芥抄に二月上申日春日祭春日使立云々公事根源に春日祭上申日是も二月十一月に行はる先未の日使たつ近衛の中少將つとむ延喜左右近衛式に凡諸祭供走馬者春日社使少將已上一人云々神名式に大和國添上郡春日祭神四座並名神大月次新嘗云々公事根源に春日四所大明神と申奉るは第一の御殿は武甕槌命第二御殿は齋主の命第三御殿は天津兒屋根命第四御殿は姫太神是なり神護景雲元年六月廿一日武いかつちの命常陸の國鹿島より御すみ所たづねにいで給ふ中略十二月七日に大和國あへ山につかせ給ふ同じき二年正月九日頭注云正月可尋三笠山に跡をたれ給ふ下略略記に天曆二年二月三日癸未今日立春日祭使左少將藤原朝臣伊尹勅使云々拾遺雜賀につかはしける一條攝政暮はさく行てかたらん云々本文のさてはさくなり和名鈔に大和國十市郡止保知云々歌の心は春日の使にまかりて逢事の遠さがりて住みうかりし事を暮たらばはやくそれへ行てかたらんとなり十市に遠きをそへられたり○御返しあふことは　女誰ともなし歌の心は逢事の遠く

ほどをへて御かへりさなれしは其とほく隔たるを
よしと思召ならんと也十市吉野皆大和の名所なり
○すけのふ　藤系に左大臣時平公孫權中納言敦忠
二男助信母三木源等女從四位下内藏頭右中將云々
榮花に相信と有○餞　玉篇に餞自剪切送行設宴也
云々うまのはなむけ一說旅立人の馬のはなを其行
方に向くるを馬のはなむけと云とそ○さはとほく
云々　歌の心は聞に菊をいひかけ折てみるに居り
てみるをそへられたり今居りてみるたにあかぬを
筑紫までうつり行給ふか名殘をしきとなり
御門の御おち東宮おほちにて攝政をさせ給へば世中
はわか御心にかなはぬ事なくくわさことのほかにこ
のませ給ひて大饗せさせ給ふに寢殿うら板のかへの
すこしくろかりければ俄に御覽しつけてとかくみち
のくにかみをつふとおさせ給へりけるかなか〳〵白
くきように侍けるおもひよるへき事かはな御家は今
世尊寺そかし御そうの氏寺にておかれたるをかやう
のついてにはたちいりて見給へればまたその紙のお
されて侍るこそむかしにあへる心ちしてあはれに見
給へれかくやうの御さかえを御覽しおきて御年五十

にたにたらて失給へるあたらしさはちゝ大臣にもお
とらせ給はすとこそよ人をしみたてまつりしか
○御門の御をち東宮おほちにて　御門は圓融院な
り東宮は花山院也○世中は我御心　攝政し玉へば
萬事御心のまゝとなり○くわさ　くはさの誤にて
過差也○みちのくにかみ　檀紙也○つふとおさせ
直に張たる也○世尊寺　拾芥抄に世尊寺一條北
大宮西本小路東無路南伊尹攝政家本主貞純親王云
々今昔物語に一條攝政殿の住給ひけるは今の世尊
寺也云々○御そうの氏寺　御子孫氏寺にて世尊寺
也百練抄に長保三年二月廿九日右大辨行成供養世
尊寺堂件寺故中納言保光卿舊宅也紀路同之顯昭拾
遺抄に桃園は一條北邊大宮の西つらにあり世尊寺
是也云々
其をとこ女の君たちあまたおはしましき女君一人は
冷泉院の御時の女御にて花山院母贈皇后宮にならせ
給ひにきつき〳〵の女君二人は法住寺大臣の北方に
てうちつゝき給ひにき九君は冷泉院の彈正宮と申し
御うへにておはせしを其宮失給ひて後あまにていみ
しうおこなひつとめおはすめり又たゝきみの兵衛督

の北方にておはせしが後には六條左大臣殿の御子の
左大辨のうへにておはしけるは四君とこそは又花山
院の御いもうとの君一宮は失給ひにき女二君は圓融
院の御時の齋宮にたゝせ給ひて天延三年になり給ひ
て貞元三年に圓融院の御時女御にまゐり給へりしほ
どもなくうちのやけにしかは火宮とよの人もつけた
てまつりきさて二三度まゐり給ひてほどもなく失さ
せ給ひにき此宮に御覽せさせんとて三寶繪はつくれ
るなり

○冷泉院の御時の女御　紀略康保四年九月四日己
丑以藤原懷子爲女御云々裏書同也榮花月宴に安和
六年二月入内のよし有懷子也○贈皇后宮　裏書に
懷子冷泉院女御花山院母儀謙德公女母准三宮惠子
女王中務卿代明親王女康保四年九月四日爲女御同
年永觀二年十二月十七日贈皇太后宮云々本文皇の
下太脫せし歟○法住寺大臣・法住寺開基爲光公也
○北方にて打つゝき　大系に伊尹女子一人大相國
爲光公室女子一人同公妻と有○彈正宮　紹運錄に
冷泉院皇子爲尊親王母贈后超子兼家公女二品彈正
尹○御うへ　藤系に伊尹女母爲尊親王室云々榮花

花山に九の御方うへは九君　あはれにおほしなけき
て四十九□□いみしうわつらはせ給て失給ひぬ云
々○其宮失給ひて後尼　榮花鳥邊野に彈正宮あさ
ましかりつるよありきのしるしにや紀略長保四年
六月廿九日癸巳入道彈正尹二品爲尊親王薨○たゝ
きみの兵衞督の北方　藤系に師輔男忠君母武藏守
藤經邦女兵衞督云々大系に伊尹女忠君朝臣室○左
大辨のうへにて　榮系に宇多天皇第八皇子敦實親
王子六條左大臣源重信公男道方云々大系に□□□
榮花初花に頭辨云々大系に伊尹女忠君朝臣室後源
致方室後又齋通重信公云々榮系に伊尹女四の君重
信公齋通云々齋と異也重信公は道方卿の父也○一
宮　紹運錄に冷泉院皇女宗子内親王母贈皇太后宮
懷子伊尹公女二品榮系に宗子女一宮云々薨日可尋
　榮花月宴せつせうとのゝ女御と聞ゆるは東宮の
御母女御におはす其一腹に女御子二所生れ給ひに
けりされど女一宮ほとなくうせさせ玉ふて女二の
宮そおはしましける紀略康保四年八月四日以皇女
宗子爲内親王紀略天延三年六月廿六日今日宗子内
親王薨○女二宮紹運錄に冷泉皇女尊子内親王母贈

皇后宮懷子二品齋院後入圓融院紀略冷泉院康保四年九月四日己丑以第二皇女尊子爲内親王○齋宮にたゝせ給紀略に安和元年七月一日壬午齋王卜定齋院尊子内親王裏書同之天延三年になり給ひてなりはおりの寫誤也紀略に天延三年四月三日乙巳前女御從三位藤原懷子薨年三十皇太子并齋院母也仍齋院退出東院云々編年記に齋院尊子内親王天延三年四月三日退出依母喪也云々○貞元三年に　天元三年の誤り也○女御に參り給裏書に尊子内親王圓融院女御冷泉院皇女母贈皇后宮懷子謙德公女天元三年十月廿日入内云々紀略に天元三年前齋院尊子内親王始參候麗景殿冷泉院女也云々本文の貞元は誤り也○うちのやけにしかは　紀略に天元三年十一月廿二日辛酉賀茂臨時祭宣命之間從主殿寮人等候所火焔忽起天皇御中院女御尊子移左近衛少將曹司一品資子内親王移縫殿寮前齋院尊子移本家此間諸殿舍皆悉燒亡所釆女町御出所桂芳坊等巳戌時天皇移職曹司今日諸衞警固云々○火のみや　榮花々山に今の東宮の御妹の女二宮參らせ給へりしかはいみしううつくしうもて興し給ひしをまゐらせ給ひて程もなく内なと燒にしかは火のみやと世の人申し思ひたりし程にいとはかなく失給ひにしになん云々○失させ給ひにき要記に齋院尊子内親王帝冷泉院二女寛和元年五月一日薨年廿歳或云四月廿九日薨云々紀略に寛和元年五月一日乙巳前齋院二品尊子内親王薨年廿冷泉院上皇第二皇女也云々裏書同之○三寶繪　佛繪也

男君達は代明の親王の御女のはらに藏人前少將後少將とて花をゝり給ひし君達殿失給ひて三年はかりありて天延二年甲戌のとしもかさおこりたるにわつらひ給ひて前少將はあしたに失給ひ後少將はゆふへにかくれ給ひしそかし一日かうちに二人の子うしなひ給へりし母北方の御心ちいかなりけんいとこそかなしくうけ給はりしか

○代明の親王　紹運錄に延喜帝皇子代明親王母更衣鮮子伊與介連永女三品中務卿本名將觀云々○御女　紹運錄に代明親王女惠子女王太政大臣伊尹室云々○前少將　藤系に伊尹息擧賢母代明親王女惠子女王左中將正五位下云々○後少將　藤系に伊尹息母上右少將從五位下云々○花をゝり　榮花藤つ

ほに此ころ藤つほの御かたやへかう梅を織たる上着はみなあやなり殿上人なとのはなをらぬなくいまめかしう思ひたり此榮花のは見る人の鼻を折意にて俗にかををるといふ事に同し愛の花を折るは折たる花のやうにうつくしき若人といふ意なるへし○殿失給ひて　伊尹公也天祿三年薨去天延二年まて三年也○もかさ　和名鈔に唐韻云皰防教反面瘡也云々皰瘡此間云裳瘡云々編年記に天延二年甲戌四月五日朝成中納言三條右大臣定方二男薨年五十八謙德公歎人成鬼七代可取之云々八九月有皰瘡患九月十六日謙德公一男左近少將擧賢號前少將歳廿五母代明親王女朝卒二男右近少將義孝號後少將歳二十母同上夕卒時人曰朝少將夕少將云々紀略に天延二年甲戌八月廿六日辛丑大赦依天暦元年八月十五日例行之是爲除皰瘡災也云々九月八日癸丑奉幣伊勢以下十六社依拂皰瘡災也云々○一日かうちに二人の子を失ひ　榮花々山に天延二年今年は世中にもかさと云ものいてきてよもやまの人上下やみのゝしるおほやけわたくしいさいみしき事と思へりやんことなき男女失給ふたくひ多かりきときこゆる中にも前攝政とのゝ前の少將後の少將同し日うちつゝき失給ひて母北方いみしうおほしなげく事を世中のあはれなる事の例しにはいひのゝしりたりまねひつくすへくもあらす云々○母北方の御心ち　代明親王女恵子女王也拾遺哀にふたりの子ともなくなりて後謙德公北の方「あまといへといかなる海士の身なればか世に似ぬしほをたれわたるらん○道心者にぞ　榮花々山に後少將はをさなくよりいみしう道心おはして法華經を明暮よみ奉り給ひて法師にやなりなましとのみおほさるゝ云々道心者備道に志をいふ十六觀經に發無上道心云々

後少將は義孝とそ聞えし御かたちいとめてたくおはしとしころきはめたる道心者にそおはしけるやまひおもくなるまゝにいくへうもおほえたまはさりければ母うへに申給ひけるやうおのれしに侍りぬ共とかく例のやうにせさせ給ふなしはし法華經誦したてまつらむの本意侍ればかならすかへりまうてくへしとのたまふて方便品を讀奉り給ひて失給ひけるその遺言を母北方わすれ給ふへきにあらねともものもおほえておはしければおもふに人のしたてまつりてけるに

やまくらかへしなどにや例のやうなるありさま共にしてけれはえかへり給はすなりにけりのちに母北方の御夢に見え給ひける「しかはかりちきりしことをわたり川かへるほどにはわするへきやはとぞよみ給ひけるいかなる心ちし給ひくやしくおほしけんな
○道心者　前に註有○とかく例のやうに　常の死人の作法にし給ふなど也○かへりまうてくへし　一度蘇生すへしと也○方便品　拾芥抄に法華經廿八品第一序品第一方便品第二云々○まくらかへし　今も死人をは北枕などにする也是を枕がへしと云なるべし○例のやうなるありさま　死人の作法にせし也○しかばかり云々　しかばかりはしかの如くに約束せしを也わたり川は三途の川を云其三途の川をわたりたゞちに歸る程の間にはや契約をわすれ給ふやと也後拾遺哀にしかばかり契し物をわたり川かへるほどにはわするべしやは古註に此うたよしたかの少將煩ひ侍けるになくなりたりともしはしまて經よみはてんといもうとの女御にいひ侍て程もなく身まかりてのち忘れてとかくしければ其夜母の夢に見え侍ける歌也云々

さて程へて賀縁阿闍梨と申僧の夢に此君達ふたりおはしけるあにの前少將はいたうもの思ひさまにみえ給ふ此後少將はいと心ちよげなるさまにて見え給ひければ阿闍梨君はなどこゝちよげにておはする母うへは君をこそあに君よりはいみしうこひ聞え給ふめれど聞えければいとあたはぬさまのけしきにて「時雨とはちぐさの花ぞ散りまよふ何ふるさとに袖ぬらすらんなどうちよみ給ひて又誦し給ひける「昔契蓬萊宮裏月今遊極樂界中風とぞのたまひける（さてのちに小野の宮のさねすけのおとゞの御夢におもしろき花のかげにおはしけるをうつゝにもかたらひたまへりし御中にていかでかくはいづくにいてかなどめづらしがり申給ひければ御いらへに此詩は有けり）
○賀縁阿闍梨　八代集抄に比えの山延暦寺のあざり也云々○しぐれとは云々　歌の心は娑婆の時雨は千草の花のちりまかふなり極樂にては種々の面白き花ちりておもしろきを母上の古郷に袖ぬらしかなしみ給ふ事なかれと也
後拾遺哀にしぐれとは云々古註に此歌義孝少將かくれ侍りてのち十月ばかり賀縁法師の夢に心ちよげにて笙をふくを見るほどに口を只ならすになん侍ける母のかくばかり戀るを心ちよげにていかに

といひ侍ければたつを引とゞめてよめるとなんいひつたへたる云々「きてなれし衣の袖もかはかぬにわかれし秋になりにけるかな古註に此歌身まかりてのちあくるとしの秋いもうとの夢に少將よしたかが歌とてみえける云々袋草紙又寶物集にもみゆ○昔契蓬萊宮云々　蓬萊山渤海中にあり神仙の都會する所なり是を禁中にたとへたり○極樂世界

無量壽經西方十萬億土にありとぞ○さてのち小野の宮　此分註抄本に本文也昔契蓬萊宮の詩下に出たり○さねすけのおとゞ　上に見ゆ實資公なるべし上に見えたり編年記に義孝告高遠大貳小野宮殿孫齊敏卿男贈地舞人也夢云昔契蓬萊宮云々是には實資公の御孫高遠の夢と有

極樂にうまれたまへるにぞあなるかやうにもゆめなどしめい給はず共この人の御往生をうたがひ申べきにあらずよのつねの君達のやうにうちわたりなどにてもおのづから女房とかたらひはかなきことをたにの給はせざりけるにいかなるをりにかありけんほとゝのにたちより給へれば例ならずめづらしくて物がたり聞えさせけるにやう〳〵夜なかなどにもなりやしぬらんと思ふほどにたちのき給ふをいつかたへかとゆかしうて人つけたてまつりてみせたりければ北の陣よりいで給ひけるほどより法花經をいみしくたうとく誦し給ふ大宮のほりにおはして世尊寺におはしましつきぬなほみれば東對のつまなる紅梅のいみしうさかりにさきたる下にたゝせ給ひて滅罪生善往生極樂といふぬかを西にむきてあまたゝびつかせ給ひけりかへりて御ありさまかたりければいと〳〵あはれにきゝたてまつらぬ人なし此おきなも其頃大宮なる所にやとりて侍りしかば御ころにこそおとろきていといみしう承りしかばおきな出てみたてまつりしかば空はかすみわたりたるに月はいみしうあかくて御なほしのいとしろき御さしぬきによいほどに御くゝりあけて何いろにかいろあるそこものゆたちよりおほくてこぼれいでゝ侍りし御やうたいなどよ御かほの色月明にはへていとしろう見えさせたまひしにひんくきのけちゐんにめでたくこそまことにおはしましゝかやがてみつき〳〵におほんともにまゐりて御ぬかつかせ給ひしも見たてまつり侍りきいとかなしくあはれにこそ侍りしか御ともにわらはひとり

そ候めりし
○御往生をうたかひ申べきにあらず　頭註曰往生の二字法華藥王品より出たりとぞ又安樂世界へ行を往と云蓮華の中に生るゝを元にて往生と云とぞ日本往生傳に
○うちわたり　禁中なり○ほそとの　細殿にて廊下なり女房の局などへ立より給へるなるべし○北の陣　拾芥抄に縫殿陣朔平門云北陣云々○世尊寺上に見ゆ○東の對のつま　對屋といふて東西などにさし向へるを西の對東の對といふつまは軒なり　○ぬか　額突にて拜禮するをいふ○御なほし　和名鈔に
○ひんくき　髮の生際の事也○けちゑん　掲焉にていちしるく見ゆるをいふ
又殿上のせうえう侍りしときさらなりこと人は皆心々にかりさうそくめでたうせられたりけるにこの殿はいたうまたれたまひてしろき御そともにかうそめの御かりきぬうす色の御さしぬきはなやかならぬあはひにてさしいて給ひけるこそ中々心をつくしたる人よりはいみしうおはしましけれつねの御事なれば法花經御くちにつふやきて紫檀の御すゝの水精のさうぞくしたるひきかくしてもち給ふたりけり御用意などのいうにこそおはしましけれおほかた一生精重はじめ給へるまづ有かたき事そかしなほ〳〵おなし事のやうに侍れごいみしと見給へきゝおきつる事は申さまほしくて
○せうえう　上に見ゆ○かり裝束　狩衣也和名鈔布衣袴文選云振布衣此間云獵衣加利岐謂レ衣則袴可レ知レ之○かうそめの御かりきぬ　蘗葉に香染（頭註曰蘗葉に狩衣其色不定若年の時は紅梅萠木の浮文織物盛年は遠文□十五未滿時は袖緖毛拔形若人は薄ひらの組萠木紫紅等のうちませ次は匂ひ次は薄色等也）○うすいろ　紫の薄きなり餝抄に薄色宿老之色也四季通用云々又云宿老之人大將後着薄色奴袴云々胡曹抄に薄色二藍色うすき也云々又云たてぬき
○つふやき
○しだん　和名鈔に內典云栴檀黑者謂之紫檀兼名苑云一名紫栴云々○すゝ　和名抄念珠內典有念珠經○水精　和名抄に兼名苑云水玉一名月珠和名美豆止留大萬水精也云々○精重　重異本に進に作る

精進の寫誤也法界次第に欲樂勤行善法不自放逸謂之精進云々弘決に於法無染曰精念々趣求曰進云々

此殿は御かたちのありかたく末の世もさる人やいておはしましかたかるらんとまてこそ雪のいみしうふりたりし日一條左大臣殿にまゐらせ給ひて御前の梅の木に雪のいたうつもりたるををりてうちふらせ給へりしかば御うへにはら〳〵とかゝりたりしを御なほしのうらの花なりけるかかへりていとまたえになりて侍りしにもてはやされさせ給へりし御かたちこそいとめてたくおはしましゝか御あにの少將もいとよくおはしきこのおとゝ殿のかくあまりにうるはしくおはせしをもどきてすこしようかんにあしき人にてそおはせし

○一條左大臣　紹に宇多帝御孫敦實親王子源雅信母左大臣時平公女從一位左大臣補任に雅信天元元年十月二日任左大臣○御なほしのうらの花

○えになりて　艶になり也○もてはやされ　御かたちを人のめて興し給へられし也○もどきて　梅もどきたらもどきなど皆正物をあしくすることゝろ也若葉に幼き人をぬすみ出たりともどきおひなん云々あしきさまによそよりいはるゝを云○ようかん　庸奸歟

其義孝少將もゝそのゝ源中納言保光卿の女の腹にうませ給へりし君そかし今の侍從大納言行成卿世のてかきとのゝしり給ふはこのとのゝ御をのこゝはたゝいまの但馬守實經の君をはりの權守良經の君二人は泰精三位の女のはらの也むかひはらの少將行經君又女君は入道殿の御子たかまつばらの權中納言殿の北方にておはせしひめ君十五にて失給ひにきかし又今のたはのかみつねよりの君の北方にておはす又大姫君おはしますとか

○桃園源中納言光保卿　拾芥抄に桃園世尊寺南保光卿家行成卿傳之云々紹に延喜帝皇子代明親王子源保光母右大臣定方女從二位號桃園中納言云々補任に保光天元元年十月二日任中納言云々○女のはらにうませし　榮花花山に後少將はをさなくよりいみしう道心おはしてほけきやうを明暮よみ奉り給ひて法師にやなりなましとのみおほさるゝに桃園の中納言保光と聞ゆる故中務卿代明親王の御子におはすその御女君に年ころかよひ給ふに美しき

男をそうませ給へりけるそれが見捨がたきによろづを覺ししのぶなりけり後拾雜に一條攝政かくれ侍りて後少將義孝子うませて侍ける七夜に昔を思ひ出てよみ侍けり法性寺太政大臣「ちゝにつけおもひそいづる昔をはのとけかれども君そいはまし○侍從大納言行成卿　藤系に義孝子行成母中納言源保光卿女云々補任に行成長保三年十月三日兼侍從云々寬仁四年十一月十九日任大納言云々要記裏書同之○てかき　手は手跡なり漢書郊祀志に天子識其手師古曰手謂所書手跡大系に本朝入木相丞之大祖能筆三跡內號權跡是也云々十訓抄に行成は道風の跡を繼でめでたき能書也とあり○但馬守實經の君をはりの權守良經君　藤系に行成一男實經二男良經共母左京大夫源泰清女ィ泰經女云々○泰精三位　本文精は誤り淸なり紹に延喜帝御孫有明親王子源泰清母左大臣仲平公女時子從三位大藏卿左京大夫云々要記に泰清永延二年正月廿九日從三位同日任右京大夫云々○むかひはら　もしは草に當腹子むかひはらとよめり○行經　藤系に行成三男行經云々○女君　藤系に行成女長家卿室云

々榮花淺みどりに侍從中納言のむかひはらのひめぎみとあり○入道殿　御堂殿なり○たかまつはらの權中納言　長家卿なり藤系に道長男長家母左大臣高明公女高松上云々補任に長家治安三年二月十二日任權中納言云々要記同之○北方にて　榮花淺みどりに長家卿の行成卿の御女のむこになり給ふよし見ゆ○十五年にて失給ひにき　榮花本の雫(行成卿の御女失給ふところ治安元年三月)に中將のきみ(長家卿也)思ひ寢にねたまへる夢に女君(行成卿女)のみえ給ひければ中將殿「夢のうちの夢のやどりにやどりして我身はしらず人ぞ戀しき「しぬばかり戀しき人を戀ふるかなわたり川にてもしもあふやと　母御前(高松上也)「ちかづくも君に見せばやみるほどもなく〳〵さむる夢の悲しさ是をきゝて尾張權守(長經なり)「別ちは終の事とぞ思へどもおくれ先だつほどぞかなしきとあり○たはのかみつねより　大系に宇多帝御孫源雅信公子中宮大夫扶義男經賴母源是輔女と有是にや榮花淺綠に行成卿の中君經賴卿の室とみゆ又おほひめきみをとこきんだちの御はゝ此今の北方の姉にものし給ふとあれば今の北方も泰清卿の姉女なるべし

此侍從大納言殿こそひごのすけとてまた地下におはせし時藏人頭になり給ふなれいとめづらしきことよな北頭は源民部卿殿は（よ国経卿むうえにしくしてたはつけにつかまつりしによりみんぶきやうにはれたるさきに見えたる人なり）職事におはしますにかんだちめになり給ひければ一條院此つきには又たれかなるべき人とはせ給ひければゆきなりなんまかりなるべきにさふらふとさうせさせ給ひけるを地下のものはいかゞあるべからんとの給はせければいとやん事なきものさふらふ地下などおほしはゞからせ給ふましゆくすゑにもおほやけになに事にもつかまつらんにたへたるものになんかくやうなる人を御らんしわかぬはよのためあしくじに侍りせんあしくをわきまへおはしまさばこそ人も心づかひはつかうまつれ此きはになさせ給はざらんはいとをしき事にこそさふらはめと申させたまひければだうりの事といひながらなり給ひにしぞかしおほかたむかしはさきの頭の擧によりて後の頭はなることにて侍りしなりされば殿上にわれなるべしなどさたのふの民部卿中將にておはせしをり思ひ給へりける此人はこよひさきゝてまゐり給へるにいづこもさくかにさしあひ給へりけるをたれぞさとひ給へるに御なのり給へば思ひかけずおぼして何事に參り給へるぞとあれば頭になしたびたればまゐりて侍るなりとあるにあさましとあきれてこそおえきもせでたち給ひたりけれけに思ひかけずだうりなりや此源民部卿かく申なし給へる事をおぼしりて從二位のをりかさよこえ申給ひしかさらにかみにゐ給はざりき彼殿いで給ふ日はわれやまひ申し又ともに出給ふ日はむかへ座などにそゐ給ひしさて民部卿正二位の折こそは本のやうにけらうになり給ひしか

○ひこのすけとて　補任に行成永祚二年正月廿九日任兼備後權介云々要記に地下殿上をゆるされざる人を地下といふ也○藏人頭になり給ふ　補任に長德元年八月廿八日行成補藏人頭とあり紀略に長德元年六月廿九日補藏人頭○源民部卿殿　俊賢卿也大系に延喜帝御孫西宮左大臣源高明男俊賢母右府師輔公女云々補任に前權大納言正二位俊賢寬仁四年十一月廿九日遷任民部卿云々○ゑんまわうく　名義集に琰魔或云琰羅此翻靜息以能靜息造惡者不善業云々論云此卿部當下過五百塵點罪有餘殃

王[illegible]實亦[illegible]云々抄本に閻魔王宮に生れたりと夢に見えたる人なりされどもかゝみうる見ては天上に一定生なんとその給ひける明年うせんとての前のとし西京に棺つくる法師の有けるをめして明年の何月のいくかの日かならす棺作りてもてこのたまひけるをはうちの大納言のみそ聞給ひけるさの給ひける年月日失給ひにけり遺言させん日書逆はせよとありければ□□□顯基卿棺なくてはいかゝとの給ひければうちの大納言こそ去年承と有きとて件の法師の許へ尋に遣したりければ昔存して候とてもちて參れり云々〇かんたちめ　三位以上を云補任に俊賢正暦三年八月廿八日補藏人頭云々俊賢參議可考〇あくし　惡事あしき事と有しを寫し誤るにや〇さきの頭の事　前藏人頭の吹擧によりて後の頭を定むるとなり〇殿上にわれなるべし〇さたのふの民部卿中將にて　齊信卿也さたはたゝの誤也大系に法住寺爲光二男齊信母左中將敦敏女云々補任に齊信永延三年三月四日任左中將云々萬壽五年二月十九日任民部卿云々齊信民部卿榮花物林巻可考〇いつこもとゝかにさしあひ　〇おえきもせて　〇從二位のをり　行成從二位歟〇民部卿正二位のをり　齊信正二位行成卿藏人頭の事十訓抄に實方中將と論の時おこなしきふるまひとて藏人頭になされしよし見ゆ實と異なり

大方此とうのとうあらそひにかたきつき給へはこれもいかゝおはすへからん皆人しろしめしたることなれとあさなりの中納言と一條攝政とおなしをりの殿上人にてしなのほとこそ一條殿とひとしからね身のさえよおぼえやむことなき人なりければ頭になるへき次第いたりたるに又此一條殿さうなりたうりの人にておはしましけるを此あさなり書申給ひけるやう殿はならせ給はすとも人わろく思ひ申へきにあらす後々も御心にまかせさせ給へりおのれは此たびまかりはつれなはいみしうからかるべき事にてなん侍るべきをのかせ給ひなんやと申給ひければこゝにもさ思ふ事なりさらはさりまさんとの給ふをいとうれしと思はれけるにいかにおぼしなりにける事にかやかてとひこともなくなり給ふにければかくばかり給ふべしやはといみしう心やましと思ひまされけるほど

に御中よからぬ事にて過給ふ程に此一條殿の御つかうまつる人とかやのためになめきことしたまひたりけるをほいなしなとはかり思ふともいかにことにふれて我なとをはかくなめけにもてなすそとむつかり給ふときゝてあやまたぬ、よしも申さんとてまゐられたりけるにさやうの人は我よりたかき處にまうてゝはこなたへとなきかぎりはうへにものぼらてしもにたてる事にてなん有けるをこれは六七月のいとあつくたへかたきころかくとまさせていまや〳〵と中門に立て待ほとに西日もさしかゝりてあつくたへがたしとはおろかなり心ちもそこなはれぬべきにはやう此殿は我をあふりころさんとおほすにこそありけれやくなくもまゐりにけるかなと思ふにすべてあくしんおこる事はおろかなりよるになる程さてあるべきならねばさくをおさへてたちければたうとをれけるいかばかりの心をおこされにけるにかさて家に歸りてこのそうながくたえんもしそのこゝも女子もありともはか〳〵しくてはあらせしあはれといふ人もあらばかれをもうらみんなどちかひて失給ひにければだい〳〵の御あくれうとこそはなりたまひたれされ

ばまして此殿にかうおはしませばいとおそろし殿の御夢に南殿の後のとのもとかならず人のまゐるにたつところよなそうに人のたちたるをたれぞと見ればかほは戸のかみにかくれたればよくもみえずあやしうてたぞ〳〵とあまたたびとはれてあさなりに侍りといらふるに夢のうちにもいとおそろしけれどねんしてなどかくてはたち給ふたるととひ給ひければ頭辨のまゐらるゝをまち侍るなりといふと見給ひておどろきてけふは大事ある日なればとくまゐるらんふひなるわざかなとて夢に見え給ひつる事あるをけふは御やまひ申などもして物いみかたくして何かまゐりたまふこまかにはみつからとかきていそぎたてまつり給へとちかひていとゝくまゐり給ひにけりまもりのこわくやおはしけんれいのやうにはあらてきたの陣より藤つぼ後涼殿のはざまよりとほりて殿上にまゐり給へるにこはいかに御せうぞくたてまつりつるは御らんせざりつるかかゝる夢をなん見侍りつるとくいてさせ給ひねと聞えさせ給ひければてをはたとうちていかにぞとこまかにもとひまさせ給はすまたふたつものもたまはて出給ひにけりさてぞ御いの

りなさし給ひてしばしはうちへもまゐりたまはざりける此ものゝけのいへは三條よりまた西洞院よりはにしなり今に一條の御そうあからさまにもいらぬところなり

○あさなり中納言　藤系に良門後朝成右大臣定方六男母山蔭卿女號三條云々補任に朝成天祿元年正月廿七日任中納言云々○一條攝政　伊尹公也頭註曰藏人頭○殿上人にて　五六位のほどなり○殿はならせ不給とも　殿は伊尹公也頭にならせたまはすとも九條殿の御子なれば人わろくもいふまじ一躰の素性よろしければ也○かうかるべき　うはらの誤りからかるべき也辛はくるしといふはに同じ辛苦辛勞の事也からき物を喰はすれば苦しき故いひかはしたる詞歟萬葉十五昔よりいひけることのからくにのからくし爰に別れするかも同十七にすま人の海へつねさらすやく鹽のからき戀をも我はするかも古今雜におしてるや難波のみつにやく鹽のからくも我は老にけるかな○さらばさりまさん　藏人頭を退かんと也○とひこともなく　音信不通也○まされ　れはりの寫誤なるべし○なめき事したらひ　無禮也日本紀に□□したらひはしたまひの寫誤也○むつかり　發憤也○あやまたぬよし　あやまりなきよし申さん也○我よりたかき　我より位の高き人の處也○やくなく　無益也○さく　芴也○たえん　異本にたゝんと有たえんは寫誤なるべし○はか〱しくてはあらせし　爰のはか〱しくは尋常にてはあらせし也○ちかひて失にければ　紀略に天延二年四月五日癸未中納言從二位藤原朝成薨年五十八云々編年記に朝成朝成謙德公敵人成鬼七代可取之云々十訓十丁廿四に朝成大納言所望の時不遂本意惡靈となるよし有古事談同之○そうに人の　うはこの寫誤也○ねんして　堪へる也○まもりのこわくや　○北の陣　上に見ゆ○藤つぼ　上に見ゆ○後涼殿　拾芥抄に後涼殿清涼殿西或云九間云々○花鳥に後涼殿は御殿のにしにあたれる殿なればつねの御所にちかきなりと有後涼殿拾遺抄に後涼殿厨子所也云々○はさま　あひた也愚見抄に清涼殿は東也後涼殿は西にあり兩殿の間をはさまといへり云々○殿上　清涼殿也拾芥抄に清涼殿云中殿又云御殿七間四面云々○ものゝけのいへ

拾芥抄に鬼殿三條南西洞院東有佐宅悪所云々或朝成跡歟云々古事談に攝政伊尹薨逝是朝成生靈所謂鬼殿歟云々

此大納言殿よろづにとゝのひ給へるを和歌のかたやすこしおくれ給へりけん殿上にうたろきといふ事いできてそのみちの人々いかゝもたらすべきなど歌のかくもんよりほかの事なきに此大納言殿はものものたまはざりければいかなる事ぞとてなにかしとのゝなにはつにさくやこの花冬こもりいかにと聞えさせ給ひければさばかり物もの給はていみしうおほしあんずるさまにもてなしてえしらすとこたへ給へりけるに人々わらひてことさめ侍りにけりすこしいたらぬ事にも御たましゐふかくおはしてらう〳〵しくしなし給ひける御子上にて御門おさなくおはしましして人々にあそびものまゐらせよとおほせられければさま〳〵こがねしろがねなど心をつくしていかなる事をかなとふりうをしいでゝもてまゐりあひたるにこの殿は小松ぶりにむらこのを付て奉り給へりければあやしのものゝさまやこはなにぞとはせ給ひければしか〳〵となん申されければ南殿に出させ給ひてまはさせ給ふにいとひろきとのゝうちにのこらすくるべきあるけはいみしうけうせさせ給ひて是をのみつねに御らんしあそばせ給へばこともものどもはてめられにけり

○うた論議　○なにはつに云々　古今假字序に難波津の歌は帝の御はしめ也云々細註におほさゝきのみかとの難波津にてみこと聞えける時東宮をたかひにゆつりてくらゐにつき給はて三年に成にければ王仁といふ人のいふかり思ひてよみてたてまつりける歌也この花は梅花をいふなるべし又云なにはつにさくやこの花冬こもり今は春へと咲やこの花○いたらぬ事　俗にいふ一寸したる事也○らう〳〵しく　○御子上　○御かと　一條院也○あそびもの　御翫物也○ふりう　風流也頭註曰風流下學集に風情義也日本俗呼二箱子物一曰二風流一○小松ぶりに　こまつくりの誤りなり和名抄獨樂辨色立成云獨樂和名古末都玖利有孔者也○むらこ　村濃紫濃○南殿　紫宸殿也上に見ゆ

又殿上の人々あふきどもしてまゐらするにこと人々ははねにまきゑをしあるひはしろかねこかねちんし

たんのほねになんすぢをいれほりものをしえもいはぬかみともに人のなへてしらぬ歌や詩や又六十よこくの歌まくらになあかりたるところ〳〵などをかきつゝまゐらするに例のこの殿はほねのうるしはかりをおかしげにぬりてきなるかうかみのしたゐほのかにおかしきほどなるにおもてのかたには樂府をうるはしうしんにかきたてまつり給へりければうちかへし〳〵みかど御らんして御手箱にいれさせ給ひていみしき御たからとおぼしめしたりければことあふきともはたゞ御らんしけうすばかりにてやみ侍にけりいづれも〳〵帝王の御感侍るにます事やはあるべきないみじきすくのたまへる人なり

○しろかねこかねちんしだん　○すぢをいれ　今いふ一かけ也　○歌枕　名所也○きなるかうかみ　黄色紙に香たきしめたる也　○樂府　樂府の詩の要文を書れたるなり樂府は古樂府新樂府とてあり文選元稹集白居易集など樂府の詩多し○すくのたまへる

此かや院とのにてくらべむまある日つゝみはさぬきのせんしあきまさの君ぞうち給ひし一番には何かし二番にはかゝしなどいひしかとその名こそおぼえねかつべきかたのつゝみをあしくうちさげてまけになりたりければその隨身のやがて馬の上に乘りながらないはらをたちて見かへるまゝにあなわさはひやかばかりの事をたにしそこない給ふよかゝれば明理行成と一さうにいはれ給ひしかとも一の大納言にていとやんごとなくてさふらはせ給ふにくさりたるさぬきのせんしふるすらうのつゞみうちそこなひてはたちたまひたるそかしとはうこしたいまつりたるを大納言殿きかせたまひてあきまさのらんかうにゆきなりかしこなよふきにあらずからい事なりとてわらはせ給ひければ人々いみしうの給はせたりとけうし奉りてそのころのいひことにしけるは

○かや院　上に見ゆ○くらへむま　競馬也江次第臨時競馬神泉苑朱雀院上東門院賀陽院鳥羽院云々又曰故源右府説云競馬者御馬乘近衞所レ奉也至二于官人一者臨レ時隨○つゝみ　競馬の時の鼓也○明理　大納言源重光男　○一番　○隨身　○ないはらをたちて　○くさりたる　腐　○ふるすらう　古

受領　○はうこ放言也　○のらん　詈也　○かし
こなよふき　恐しこ名可喚にあらず也きの上への
字脱せり○此一條江次第に古長經朝臣打ニ龍馬鼓一
有ニ偏頗一是國負畢是國來ニ鼓下一放ニ言長經一曰君心
操如レ此仍不レ被ニ昇進一也明理行成者當初殿上一双
也一人者大納言在ニ殿上ニ一人者在ニ地下ニ打レ鼓有
レ人曰何依レ詈ニ長經ニ喚ニ公卿名ニ哉下略

又一條攝政殿の御おのこゝ花山院の御時みかどの御
をぢにてよしちかの中納言卿と聞えし少將たちの御
おなしはらよその御時はいみしうはなやき給ひしみ
かど出家せさせ給ひてしかはやがてわれおくれたて
まつらしとて花山までたづねまゐりて中ひと日はさ
めて法師になり給ひにきいひむろといふところにい
とたうとうおこなひてそかくれ給へしその中納言も
むまうにはおはせしかと御心たましゐいとかしこく
いうそくにおはして花山院の御時のまつりごとはた
だこの殿とこれしけの辨としておこなひ給へればい
といみしうし給ふそかし
○よしちかの中納言　藤系に伊尹男義懷母代明親
王女云々補任に寛和元年十二月廿七日義懷任權中
納言云々○みかど出家　花山院也御出家の事上に
見ゆ○法師になり給ひき　紀略に寛和二年六月廿
三日庚申云々翌日駕中納言藤原義懷藏人權左中辨
藤惟成等相次出家義懷法名悟眞惟成法名悟妙云々
裏書法名悟眞後改寂眞云々本文中一日はさめてと
有紀略には翌日出家とみゆ○いひむろ．叡山の麓
に有安樂寺といふ上にもみゆ愚管抄に飯室安樂寺
義懷籠居云々○たうとうおこなひて　愚管抄に花
山といふは元慶寺にて御くしおろされければ云々
此事を聞て中納言義懷左中辨惟成はやがて花山に
まゐりてすなはち出家して此二人はいさゝかのき
すなく佛道に入とほりにけり義懷いひむろの安樂
寺の僧になりにけり榮花さま〳〵の悦ひに入道中
納言はたくひきこえ給はず我は飯室といふ處に住
給ひていみしう世中あらまほしう出家の本意はか
くこそと見えて居給へり云々續古今雜に世をのか
れて飯室に籠りて侍りける頃月を見て權中納言義
懷大宮の昔ににたる月影を都にあらでみるぞ悲し
き①もむまう　文盲也

○花山院の御時政は　袋草紙に花山院御時中納言義懷は外戚惟成辨は近習之臣にて各執天下之權云々十訓抄に花山院御時中納言義懷は外戚權左中辨惟成は近臣にておろ〳〵天下の權をとれり然るに帝ひそかに内裏を出花山に幸なるよしをきゝて兩人追て參上の處に帝已に比丘たり惟成もとどりをきる又義懷に語りていはく外戚として重くおはしつるに外人となりて今更に世に交らんも見苦しかるべし早く出家すへしと義懷此よしを存しておなしく出家す人の教訓にてしたれはいかゝと時の人おもひけるに始終たうとくて飯室に住てよまれける見し人も忘れのみゆく山さとに心なかくもきたる春哉○これしけの辨　藤系に左大臣魚名孫左少辨惟材男惟成世號五位攝政云々裏書に藤原惟成左少辨雅材一男母攝津守中正朝臣女○おこなひ給へは

そのみかとをはうちおとりのとめてたとそ（イ御こゝろおきていとめてたしとそ）よの人申し冬の臨時のまつりの日のくるゝあしき事也たつのときに人々まゐれとせんしくたさせ給ふをさそおほせらるともみむまのときにそはしまらんなと思ひ給へりけるにまひ人のきんたちさうそく給はりにまゐりおはさうしたりけれはみかとは御さうそくたてまつりてたゝせおはしましたりけるこの入道殿もまひ人にておはしましけれは此ころかたらせ給ふなるをつたへうけ給はるなりあかくおほちなとわたるかよかるへきにやと思ふにみかとむまをいみしうけうせさせ給ひけれはかうらう殿のめさうよりとほさせ給ひてあさかれゐのつほにひきおろさせたまひて殿上人ともをのがせ御らんするをたにあさましう人々おもふにはてはのらんとさへせさせ給ふにすへきかたもなくてさふらひあひ給へるほとにさるへきにや侍りけん入道中納言さしいて給へりけるにみかと御おもていとあかくならせ給ひてすちなけにおほしめしたり中納言もいとあさましう見たてまつり給へと人々のみるにせいしまさんも中々に見くるしけれはもてはやしけうし申給ふさまにもてなしつゝしたかさねのしりはさみてのり給ひぬさはかりせはきつほにおりまはりおもしろうあけ給へは御けしきなほりてあしき事にはあらぬ事なりけりとおほしめしていみしうけうせさせ給ひけるを中納言あさましうあはれ

にもおほさるゝ御けしきはおなし御心によからぬ事をはやし申給ふさは見えすたれもさそかさは見しり聞えさする人も有けれはこそはかく申つたへたれな又みつからのり給ふまてはあまりなりさいふ人もありけりこれならすひたふるにいろにはいたくも見えす唯御本性のけしからすさまに見えさせ給へはいさ大事にそされは源民部卿は冷泉院のくるひよりは花山院のくるひこそすちなき物なれさ申給ひけれは入道殿はいさふびなる事をもまさるゝかなさおほせられなからいみしうわらはせ給ひけり

そのみかさをはうちおさりのさめてたさそ　異本にその御門御こゝろおきていさめてたしさそさ有　本文寫誤なるべし○冬の臨時祭の日　賀茂の臨時祭也上にみゆ○まひ人のきんたち　臨時の祭の舞也人公事根源舞人江次第□□□□□○さうそく給はりに　○この入道殿　御堂殿也　○あかくおほち　明方也　○後涼殿　上にみゆ○めたう馬道也　○あさかれひ　禁秘抄に朝餉二間南平敷二枚北上　東北立屏風云々○つぼ　坪也○のらんささへ　花山院みつから乗んさ思召也○もてなしつゝ

つゝの下居給ふにさ異本に有○したかさねのしりはさみ　下襲尻也装束に裾下襲の尻也むかしはつゝけたるを着すつゝけたるを着する時は煩あるによりてきりはなして着之也仍一つさして下かさねにかはる事なし長は代々の制符不同也云々和名鈔に陸詞曰裾音居和名古呂毛乃須曾一云岐沼乃之利衣下也云々○のり給ひぬ　花山院馬に乗給ふ也○あけ給へは　のり給ひつゝさ異本に有○おなし　異本にしるくさあり○はやし申給ふさ　はやの上異本にもてさ有もてはやし也

○さそかさは　異本にささそさはさ有かの字なし○ひたふる　日本紀に永の字をよめりひたふるはひたすらに同し事なるへし○御本性　御生得也源氏帚木に□□□□○源民部卿　俊賢也上に見ゆ○冷泉院のくるひ　御狂亂也上にみゆ○花山院のくるひ　此帝も事好ませ給ふゆゑしかいへり○いさふび　最不便也○まさるゝかなさ　まの下うの字脱せり

このよしちかの中納言の御出家これしけ辨のすゝめ

きこえられたりけるとそいみしういたりありける人にて今更によそ人にてましらひ給はんほと見くるしかりなんと聞えさせければけにさもといとゝおほしてなり給ひにしをもとよりおこし給はぬたうしんならねはいかゝと人思ひ聞えしかとおりゐ給へる御心の本性なれはけたいなくおこなひ給ひて失給へしそかしその御なはたゝいまのいひむろ僧都守禪の君又ゐあさりの君入道中將なり其中將の御女は定經ぬし備中守爲雅が女のはらなり其中將のきみなり此三人はのみめにてこそはおはすめれ一條殿の御そうはいかなる事にか御いのちみしかくそおはしますめる

○これしけ辨のすゝめ　十訓抄に

○おりゐ給へる本性　義懐卿の事也異本におちゐ給へるとありおちつき給へる御本性と也○その御なは　異本に其御子と有なは寫誤也○僧都守禪　藤系榮系大系共に義懐子延圓と有榮花鳥の舞に法成寺の藥師堂の繪かき給ふよし見ゆ大系に延圓號阿闍梨と有守禪僧都可尋母備中守藤爲雅女○又ゐあさりの君又ゐは文惠の寫誤なり異本にみゆ榮系に義懐子文惠阿闍梨母同上と有○なりふさのきみ　藤系に義懐子成房母同上○備中守爲雅女右中將云々補任に成房中將入道母同上○備中守爲雅　藤系に贈太政大臣長良公後權中納言文範子爲雅母越前守正茂女備中守云々○定經ぬし　大江系に平城帝後從四位上周防守清通□□□□□□□□□○みめにて　妻なり榮系に入道中將成房女定經室と有○一條殿御そう　榮花さま〲に一條攝政ときこえし其御後ことにはか〲しうも見えきこえ給はす花山院もかの御孫におはしますそかしそれかくておはしますめりをとこ君達入道中納言こそはかくておはしましつるもあさましうそ女君も九の君まておはせしその御かたみこそはのこり給ふめれ云々

花山院の御出家の本意ありいみしうおこなはせ給ふ修行せさせ給はぬところなしされはくまのゝ道に千里濱といふところにて御心ちそこなはせ給へれは濱つらに石のあるを御枕にておほとのこもりたるにいとちかくあまのしほやくけふりの立のほる心ほそさけにいかにあはれにおほされけんな「旅の空夜はのけふりとのほりなはあまのもしほ火たくかとやみん

○御出家の本意あり　百練抄に寛和二年九月十六日花山法皇令受天台戒給云々○くまのゝ道に千里濱　熊野は紀伊國牟婁郡にあり千里濱は八雲御抄に紀伊國云々頭註曰千さとの濱又ちいろの濱同所○おほとのこもり　寢給へる也源氏桐壺に御子はおほとのこもり
○あまのしほやくけふり　榮花さま〳〵に花山院は去年の冬山にて御受戒せさせ給ひて其後熊野にまゐらせ給ひて云々又見はてぬに花山院處々あくかれありかせ給ひて熊野のみちに御心ちなやましうおはされけるに海人のしほやくを御覽して旅の空夜はの煙とのほりなはあまのもしほ火たくかとやみん此御歌後拾遺御旅に出たり御歌の心は明らけし

かゝるほとに御孫もいみしうつかせ給ひて中宮にのほらせ給へる夜驗くらへしけるをこゝろみんとおほしめして御心の内に念しおはしますに御屛風のつらにひきつけられてつふとうこきもせすあまりひさしくなれはいまはゆるさせ給ふおり處つけつるをそうとものかりをとりいぬるをはやう院の御護法のひきとるにこそありけれと人々あはれに見奉るそれさる事に侍り驗もしなによる事なれはいみしきおこなひ人なりともいかてかなすらひ申さん前生の戒力に又國王位をすて給へる出家御功德かきりなき御事にこそおはしますらめゆくすゑまてもさはかりにならせ給ひなん御心には懈怠せさせ給ふべき事かはなそれにいとあやしくならせ給ひし御心あやまちもたゝ御物のけのしたてまつりぬるにこそは侍るめりしか

○御孫も　異本に御驗もと有孫は寫誤也釋書に寛和皇帝傳のところに入紀州那智山不出三歲其勵苦精修苦行之者皆取法云々○中宮　異本に中堂とあり宮は寫誤なり○驗くらへ　金葉雜詞書に年久しく修行しありきて熊野にてけんくらへしけるを云々修驗をくらへ給ふことなり○ひきつけられて　小僧共の御屛風際に引つけられたる也○處つけつるをそうとも　按るに處はひきの誤りつけの下られ落字にてひきつけられつるをそうなるへしのかりはのかれの寫誤にて遁れ往るをなるらん猶可考○院　花山院也○御護法　修驗の法也○なすらひ

法皇の萬乘の御位あれは凡人に可准事にあらすと也○前生の戒力に又國王位をすて給へる出家御前生の戒力によりて國王の位に生れ給へるを又其國王位を捨させ給ひて今御出家とならせ給へは功德いかはかりにやされは驗のおはしますも理りと也
中にも冷泉院の南の院におはしまし丶時燒亡ありし夜御とふらひにまゐり給へりしありさまこそふしきにさふらひしか御親の院は御車にて二條町しりのつしにたゝせ給へりこの院は御馬にていたゝきにかゝみいれたるかさ顯光に奉りていつこにかおはします〳〵と御てつから人ことにたつね申させ給へはそこ〳〵になんときかせ給ひておはしましところちかくおりさせ給ひぬ御馬のふちかいなといれて御車のまへに御袖うちあはせていみしうつき〳〵しうゐさせ給へりしはさる事やは侍りしとよそれに又冷泉院の御車のうちよりたかやかにかくら歌をうたはせ給ひしはさま〳〵けうあることをも見きくかなとおほえ候しにあきのふのぬしのけはひいとまうなりやとの給ひけるにこそ萬人のたへすわらひ給ひにけれ
○南の院紀略に寛弘三年三月十四日丙辰冷泉院上皇自三條宮遷御南院云々拾芥二ヶ所いつれにや南院拾芥に六條北抄烏丸西小一條院御領云々又云四條北壬生西是忠親王家云々○燒亡　南院燒亡紀略に寛弘三年十月五日甲戌南院燒亡去三月十四日冷泉院自三條宮所遷御也此火及但馬守源則忠宅云々百練抄に十月五日南院燒亡冷泉院御座云々裏書同之　○御親の院　冷泉院也○二條町尻　拾芥抄に□□□□□　○この院　花山院也○顯光に奉りて　堀川關白兼通公の男顯光公にや異本に頭に奉りてと有
○ふち　鞭なり源氏逢生に□□□□□□□□和名鈔に野王案鞭音篇和名無知俗云不無遅馬筴也云々○腕といれて　和名鈔に陸詞切韻云腕段反和名太々无岐一云字天手腕也也云々脾字苑に肩下也云々○つき〳〵しう
○さる事やは侍りしとよ　さやうの事はなき事也いとめつらしと也○かくら歌　拾芥抄に神樂部に庭火採物大前張小前張星歌雜歌云々○あきのふのぬし　從二位成忠男但馬守明順にや○けはひいとまうなりや　異本にけはひにはひと有け

はひはあやまり也花山院御車の前に御神うちあはせて鞭をかいなに入てかしこまりゐさせ給へるたにおかしきを又御車より冷泉院神樂歌を高らかに唄ひ給ふを明順ぬしの庭火いと猛なりと擧られたる故諸人笑ひたるさなりといはれし也庭火は神樂の時焚もの也火事を庭火としなしのたまへり

さて又花山院のひとゝせまつりのかへさ御覽せし御有さまはたれも見たてまつりけんなまつの日こといたさせ給へりしたひのことそかしさる事あらんときけふはなを御あるきなどならてもあるへきにいみしき賓治一のものともかうほうのいせいをはしめとして御車のしりにうちむれおほくまゐりしきそくともいへはおろかなりなによりも御すゝのいとけうありしなりちいさき柑子をおほかたのたまにつらぬかせ給ひてたつまには大柑子をしたる御すゝいとなかく御さしぬきにくしていたさせ給へりしはさる見ものやは候しな人々むらさいのゝ御車に目をつけたてまつりたりしにけひゐしまいりてきのふこといたしたりしわらはへとらふべしといふこといてきにけるものかこのころの權大納言殿また其ころはわかくおはしまし〻程そかし人はしらせてかう〳〵の事候とかへらせ給ひねと申させ給へりしかはそこらさふらひつるものどもくものすを風のふきはらふごとくにげぬればたゞ御車そひのかぎりにてやうせて見ものゝ車のうしろのかたより おはしまし〻こそさすがにいとをしくかたじけなくおぼえおはしまし〻かさてけひゐしつきやいといみしうからうせめられ給ひて太上天皇の御名はなかくくださせ給ひにきかゝればこそ民部卿殿の御いひことはけにとおぼゆれ

〇まつりのかへさ御らんせし　紀略に長德元年四月廿一日丁酉賀茂祭也云々今日花山法皇御見物云々此御時にや可考〇まつのこといたさせ給へりし　先日發言せし事何事にや未考又事致せし童賊下に昨日言出せしわらはへ捕ふべしと有〇賓治　院司の人の名なるべし〇かうほうのいせい　豪放のいせいも院の家司か童子にてもあるべし　〇きそく　貴族等なり〇すゝ　和名鈔に念珠内典有念珠經今按念珠一云數珠見千手經云々代醉に引接下根牽果修業之具又貫一百八箇要覽に　□□□〇柑子　和名鈔に柑子馬琬食經云柑子上音甘和名加無之

云々○たつま　數珠の大玉也たつまは手妻にや○むらさいのゝ　紫野也○けひいし　檢非違使なり上にみえたり○わらへさらふべし　凶事を發言せ（いたせし歟）し童なるべし○此ころの權大納言　俊賢卿也○御車そひの限りにてやうせて　やうせてはやう〳〵の誤りにても有べし○太上天皇の御名はなか〳〵くださせ給ひにき　くたさせ腐す事也古事談に入道殿賀茂祭見物棧敷間俄花山院闘亂事あり以職事被仰可遣檢非違使之由奏者申云上卿誰人哉仰云如此急速大事只稱內侍宣也云々此度院被惜下手人入道殿仰使廳下部昇院築垣上院恐之被出下手人云々裏書に或人云經記前一條院御時賀茂祭日四條大納言與別當參議齊信民部卿（宰相中將）同車見物而花山院令打給仍其參內令愁申次日入道殿（左大臣）於紫野見物給花山院同坐紫野殿召故民部卿（道方職事時）被仰云只今參內可申也院坐紫野於此處欲令彈行者戸部承仰少許步去又歸申云宣下若被下者上卿可奉歟其時故源戸部（俊賢）候殿御車後申云如此事以內侍宣可被下歟者御堂令許諾給仍故戸部被參內之間行成大納言（宰相歟）被逢雲林院南大門邊被問云坐何事哉答云依殿御使參內也重被問云何事哉被答云難申事也者行成得其心使人申院早可令歸給者院逐電歸給了其後民部卿歸參被申云聞食了早可被行者然而院令歸給了不能被彈云々百練抄に長德三年四月十七日

さすかにあそばしたる和歌はいつれも人の口にのらむ（ぬカ）なくゆふにこそうけ給はれる「こゝろみにほかの月をもみてしかなわかやとからのあはれなるかとはこの御ありさまにおほしめしよりける事ともおぼえすこゝろくるしうこそさふらへさてまた冷泉院にたかんなたてまつらせ給へるをりは「よの中にふるかひもなきたけのこはわかへんとしをたてまつるなり御返し「としへぬるたけのよはひは返してもこの世をながくなさんとぞ思ふかたじけなくおほせられたりと御集に侍るこそあはれに候へまことにさる御心にもいはひ申さんとおぼしめしけんかなしさよ

○さすがにあそばしたる和歌は　花山院御狂氣におはしますなれとしかしながら御歌ともは皆優に遊ばさると也○こゝろみに　詞花雜に題しらす花山院御歌こゝろみに云々御歌のこゝろは□□□□○此御ありさまに　御狂亂にておはしましながら

かやうに遊はさるゝは御きのごくの事ご也○たかんな　和名鈔に笋爾雅云箈音筆字亦作レ笋和名太加無奈竹初生也本草云竹箈味甘平無毒燒而服之云々○よの中に　詞花冷泉院へたかんな奉らせ給ふさてよませ給ける御製世のなかに云々御歌のこゝろは世の中にふるかひもなき故父君へわか行末の齢を奉るご述懐によませ給ふ御歌也竹の子に子をそへさせ給へり○御返し　冷泉院なり詞花に御かへし冷泉院御製ごしへぬる云々冷泉院へ花山院の御よはひを御返し遊ばされてもやはり子の世を永くご思しめさるご也是も竹のよはひごそへられたり竹のよは節ご節ごの間をいふ○御集　□□□□○さる御心　冷泉院の御狂亂の事也

此花山院は風流者にこそおはしましけれ御家つくらせ給へりしさまなごよ寢殿たいわた殿などはつくりあひひわたふきあはする事も此院のしいてさせ給へる也むかしはへち〳〵にてあはひにひかけてぞ侍し内裏はいまにさてこそは侍るめれ御車やごりにはいたしきをおくはたかくはしにさかりておほきなるつまごをさせ給へる内へは御車のさうなきをさながらたてさせ給ひておのづからごみの事のおりにごりあへすごおしひらかはかう〳〵ご人のてふれぬさきにさしいたされんかれうごおもしろくおぼしめしたる事そかし御てうごゝもなごのけうらさこそえもいはす侍りけれ六宮のたえいり給へりし御誦經にせられたりし御すゝりのはこ見給へきかいふに蓬萊山てなかあしながなごこがねしてまかせ給へりしこそかはかりのはこのうるしつきまきゑのさまゞちおかれたりしやうなごのいごめてたかりしなり又こたちつくらせ給ひしをりはさくらの花はいふなるにえたさしのこは〳〵しくてもごのやうなごもにくしこすゑはかりを見るなんおかしきごて中門より外にうへさせ給へるなによりもいみしくおほしよりたりご人はかんし申き又なでしこのたねをついちのうへにまかせ給へりければおもひがけず四方にいろ〳〵にからにしきをひきかけたるやうにさきたりしなごを見給ひしはいかにめでたく侍りしかは

○風流者　萬葉に風流士みやびをごよめり風雅を好むを云○ひはたふき　下學集に檜皮葺云々○あはする事　殿舍の屋根を一つにふく也○あはひに

ひかけて　間に樋をかけて殿々の別々に有しと也
○いまにさてこそ　今にさやうにて也○御車やご
り　車舍也○内へは　異本に故と有内へはゆへの
寫誤なるべし○さうなきを　無左右歟徒然草にも
此詞有○とみの事　急の事也伊勢物語に□□□○
かう〳〵と入のてふれぬさきに　かう〳〵異本に
から〳〵と有いづれも明出る音也手ふれぬ先には
車やどりの奥高く前ひくにこしらへ給へば戸明る
より自ら出ると也○御てうど　調度にて諸道具也
○けうら　興ある也○六宮　花山院第六の皇子也
紹運錄に花山院皇子清仁親王母若狹守平祐之女彈
正尹云々榮花系に母中務女平子と有五宮歟榮初花
に中務かはらの一のみ也むすめのはらのみこふた
處おやはらのみこをは五の宮清仁むすめはらのみ
こをば六宮昭登紹に昭登親王母御匣殿別當平子若
狹守祐忠女四品中務卿榮系に

┌六宮清仁
└五宮昭登

五六准たかへり○たえいり給へりし　御病氣の時
の事なり○御誦經にせられたりし　御誦經の料也
○御硯の箱　花山院御好の御硯筥也○かいふに蓬
萊山てなかあしなか　御硯箱の蒔繪也源氏□□□
手長足長國山海經にあり蓬萊山は方丈瀛州三神山
在渤海中神仙之所都會望之如雲　蓬萊山は渤海
の中に有神仙の都會なるよし委しくは列子史記三
才圖繪にあり○くちおかせたりし　おきくちにて
今いふ一かけなり○なでしこのたねをついちのう
へに　和名鈔に本草云瞿麥一名大蘭和名奈天之古
一云止古奈豆云々○からにしき　唐錦也
入道のくらへ馬せさせ給ひし日はむかへ申させ給ひ
けるにわたりおはします日の御よそほひはさうなり
おろかなるべきにもあらねどそれにつけてもまこと
に御車のさまこそ又よにたぐひなくさふらひしか御
くつにいたるまでたゞ人の見ものになるばかり
こそのちにはもてあるくとうけ給りしかあて繪あそ
ばしたりしさまにけうありさはゝしりくるまのわに
はうすゝみにぬらせ給ひておほきさのほどやなごし
るしにはすみをにほはせ給へりしげにかくこそかく

べかりけれあまりにはしる車にはいつかはくろさのほどやは見え侍る又たかんなのかはをとこのおよひことにいれてめかゝかうしてちこをおとせばかほあかめてゆゝしうおちたるかた又とく人たよりなしの家のうちつくり法などかゝせさせ給へりしかいづれも〳〵さそありけんとのみあさましうてこそ候ひしかこの中に御らんしたる人もやおはしますらん

○入道殿くらへ馬せさせ　紀略に寛弘元年五月廿七日庚戌左大臣家有競馬花山法皇御幸此第左大臣候御車云々百練抄同之榮花初花には寛弘三年五月と有○あて御繪　あてはさての誤かあのの誤にても有さし○すみをにほはせ　墨を濃したるものなり○およひ　和名鈔に唐韻云指旨反和名由比俗云於與比手指也云々○めかゝかう　目皮搔なり赤ッ目といふにおなし○ゆゝしう　忌々しう也○とく人　獨人にや

一太政大臣兼通のおとゝこれ九條殿の二郎きみほりかはの攝政と聞えさせき攝政し給ふ事六年安和二年正月七日宰相にならせ給ふ閏五月廿一日宮内卿とこそは申しか天祿二年閏二月廿九日中納言にならせ給ひて大納言をはへて十一月廿七日内大臣にならせ給ふいとめてたかりしことなりおとうとの東三條の中納言殿にたはしましゝに又この殿はかくならせ給ひしめてたかりし事なりかし天延二年正月七日從二位せさせ給ふ二月廿八日に太政大臣にならせ給ふやかて正二位せさせ給ひて車ゆるさせ給ひて三月廿六日關白にならせ給ひにしそかし宰相にならせ給ひし年より六年といふにかくならせ給ひにき天延三年正月七日一位せさせ給ひてき貞元二年十一月八日失させ給ひにき御とし五十三同廿日贈正一位の宣旨あり後の御いみな忠義公と申き此殿かくめてたくおはしますほとよりはひまなくて大將にえなり給はさりしそくちをしかりしやそれかやうならんためにこそあれさてもありぬべき事なりたゞしおほしめせかしな御母の事なきは一條殿のおなじにや

○太政大臣兼通　藤系に師輔二男兼通母同伊尹公云々○堀川　拾芥抄に堀川院二條南堀川南北二町昭宣公家忠義公傳領云々榮月に宮内卿は兼通堀川なる家をいみしくつくりてそ住せ給ひける○攝政　榮花々山に天延元年かくて攝政には此おと

ゝ伊尹の御さしつきの九條殿の御三郎内大臣兼通のおとゝなりたまひぬ云々按に兼通公攝政の事おぼつかなし紀略に天祿三年十一月廿七日癸未以權中納言藤原朝臣兼通任內大臣云々攝政の事なし但し百練抄公卿補任等に此日任關白とあり是も內覽の宣下なるべし編年記には兼通天延二年三月廿六日兼爲關白云々紀略には天延二年三月廿八日詔令太政大臣關白萬機又賜內舍人左右近衞等爲隨身兵仗と有攝政の事無所見補兼通天祿三年十一月廿七日任內大臣爲關白云々百に同廿七日權大納言兼通任內大臣爲關白紀廿七日癸未以權中納言藤原朝臣兼通任內大臣○攝政し給ふ事六年　彼天祿三年內覽の關白より貞元元年まで六年也○宰相にならせ補任に兼通安和二年正月廿七日任參議云々裏書同之本文七日の上廿の字脫せり○宮內卿　補任に安和二年閏五月廿一日兼宮內卿云々裏書同之○中納言にならせ　補任に兼通天祿三年閏二月廿九日任權中納言云々裏書同之本文二年は三年の寫誤也○大納言をはへて　百練抄に大納言兼通と有は非也裏書に不經大納言と有○內大臣にならせ　紀略天祿三年十一月廿七日兼通任內大臣云々裏書同之○東三條の中納言　兼家公なり補任に安和元年十一月廿七日任中納言云々○又この殿は　兼通公は安和二年宰相になり給へり又はまだの誤なり○太政大臣云々　紀略に天延二年二月廿八日丁未詔以內大臣從二位藤原朝臣兼通爲太政大臣正二位爲聽乘輦參宮云々裏書補任同之頭註曰從二位補任兼通天延二年裏に天延二年正月七日敍從二位○關白にならせ給ひ　紀略に天延二年三月廿六日乙亥詔令太政大臣關白萬機又賜內舍人左右近衞等爲隨身兵仗云々裏書同之○六年といふに　非也五年也○一位せさせ給ひてき　一位の上從の字落たり補任に□□□□從一位兼通裏書に天延三年正月七日敍從一位○貞元二年十一月八日失させ給ひにき　紀略に貞元二年十一月八日甲午依太政大臣病大赦天下老人賜物大臣於堀川院薨年五十三廿日丙午奏故太政大臣薨由廢朝三ヶ日固三關詔贈正一位封遠江公曰忠義公食封賚入幷同生日本官如元云々○御はゝの事なき云々　是は分註の本文に入たるなるべし

圓融院の御母后このおとゝのいもうとにおはしそこ

の后村上の御時康保元年四月廿九日に失給ひにしそかし此后のいまたおはしまし丶時に此おとゝいかゝおほしけん關白はしたいのまゝにせさせ給へとかゝせたてまつりてとり給ひたりける御ふみをまもりのやうにくひにかけてさしころもちたりけり御おとゝの東三條殿は冷泉院の御時の藏人頭にて此殿よりもさきに三位して中納言にも成給ひしにこの殿わつかに

大鏡裏書 異本

五十五 文德天皇 田邑 仁壽三齊衡三天安二
五十六 清和天皇 水尾 貞觀十八
五十七 陽成天皇 元慶八
五十八 光孝天皇 小松 仁和三
五十九 宇多天皇 亭子 寬平九
六十 醍醐天皇 昌泰三延喜廿二延長八
六十一 朱雀天皇 承平七天慶九
六十二 村上天皇 天曆十天德四應和三康保四
六十三 冷泉天皇 安和二
六十四 圓融天皇 天祿三天延三貞元二天元五永觀二
六十五 花山天皇 寬和二
六十六 一條天皇 永延二永祚一正曆五長德四長保五寬弘八
六十七 三條天皇 長和五
六十八 後一條天皇 寬仁四治安三萬壽二
已上十四代 一百七十五年

冬嗣左大臣
良相西三條左大臣
基經昭宣公大政太臣
仲平枇杷左大臣
實頼清愼公小野宮太政大臣
師尹小一條左大臣
良房忠仁公大臣大政白川殿
長良中納言左大臣
時平本院
忠平貞信公太政大臣
頼忠廉義公太政大臣三條

承平元年九月四日夕參實頼朝臣來也談及二古事一陳云文德天皇最愛二惟高親王一于時太子幼冲帝欲下先立二惟高親王一而太子長壯時還繼中洪基上時先太政大臣仰云太子祖父爲二朝重臣一帝憚未發太政大臣憂之欲レ使下二太子一辭讓上是時藤原三仁善二天文一諫二大臣一曰懸象無レ變事必不レ遂焉爰帝召二信大臣一清談良久乃命以下立二惟喬親王一之趣上信大臣奏曰太子若有罪須二廢黜一更不二還立一若無レ罪亦不レ可レ立二他人一不二臣敢奉一レ詔帝甚不レ悦事遂不レ變無レ幾帝崩太子繼レ位後應天門有レ火良相右大臣伴大納言計謀欲レ退二信左大臣一共座二陣座一時後太政大臣爲二近衞中將兼參議一良相大臣急召之仰云應天門失レ火左大臣所爲也急就レ第召之中將對云太政大臣知之歟良相大臣云太政大臣偏信二佛法一必不レ知二行如此事一中

將則知下太政大臣不二預知一之由上報云事是非レ輕不
レ蒙二太政大臣處分一雖二輙承行一遂辭出到二職曹司一
具語二太政大臣一太政大臣驚令二人奏一曰左大臣是陛
下之大功臣也不レ明二其罪一忽被レ讒求レ審因二何事一
者左大臣必見レ誅老臣先伏レ罪帝初不二知聞一大驚二
惟報一詔以二不レ知之由一於レ是事遂定矣爾後太政大
臣堯清和天皇爲之碁中不擧樂也

此等事皆左相公所說也

古今和歌集第十五曰

五條のきさいの宮のにしのたいにすみける人にほひにはあらでものいひわたりけるをむつきの十日あまりはかりになんほかへかくれにけるありところはきゝけれごえ物もいはてまたのとしの春梅の花さかりに月のおもしろかりける夜こそをこひてかのにしのたいにいきて月のかたふくまであはらなるいたしきにふせりてよめりける

なりひら

月やあらぬ春やむかしの春ならぬ我身ひとつはもとの身にして

伊勢物語

むかしおとこありけりひむかしの五條わたりにいとしのひていきけりみそかなるところなれはかとよりもえ入らてわらはへのふみあけたるついちのくづれよりかよひけり人しけくもあらねとたひかさなりければあるしきゝつけてそのかよひちに夜ことに人をすゑてまもらせければいけどもえあはてかへりにけりさてよめる「人しれぬ我かよひちの關守はよひ〱ことにうちもねなゝん」とよめりければいといたう心やみけりあるしゆるしてけり五條の后にしのひてまゐりけるを世のきこえありければせうとたちのまもらせ給けるとそ

業平（平城天皇孫阿保親王第五子母伊豆內親王桓武天皇第七皇女也）元慶四年庚子 五月廿八日卒去（歳五十六）于時從四位上右近中將美濃權守
自五條后者十六年弟也嘉祥三年庚子三月廿一日仁明天皇崩（年四十一） 同四月五條后爲太夫人（年四十二） 今年業平廿六也自二條后者十七年兄也二條后貞觀八年丙戌十二月爲女御（年廿五） 今年業平（年四十二） 今案於二條后者女御以前密通之於五條后者仁明天皇崩之後密通歟

左大臣

阿倍倉橋麿

多治比眞嶋　石上麿　長屋王
藤原武智丸　橘諸兄　藤原永繼
同魚名　同冬嗣　同緒嗣
源常　同信　同融
藤原良世　同時平　同忠平
同仲平　同實頼　源高明
藤原頼忠　源雅信　同重信
藤原通長　同顯光　同頼通

已上三十人

右大臣

蘇我山田石川麿　大綿上中臣金連　多治比嶋眞人
阿倍朝臣御主人藤原不比等　長屋王
藤原武智麿　橘諸兄　藤原豐成
藤原惠美仲麿　同永手　吉備眞吉備
大中臣清麿　藤原田麿　同是公
藤原繼縄　神王　藤原内麿
同園人　同冬嗣　同緒嗣
清原夏野　藤原三守　源常
橘氏公　藤原良房　藤原良相
同氏宗　同基經　源多
藤原良世　源能有　菅原道眞
源光　藤原忠平　同定方
同仲平　同恒佐　同實頼
同師輔　同顯忠　源高明
藤原師尹　藤原有衡　同伊尹
同頼忠　源雅信　藤原兼家
同爲光　源重信　藤原通兼
同顯光　藤原公季　同實資

已上五十四人

内大臣

藤原鎌足　同惠美仲麿　同良繼
同魚名　同高藤　同兼通
同道隆　同道兼　同伊周
同公季　同頼通　同教通

已上十二人

職員令曰第二

太政大臣一人

右師二範一人一儀二刑四海一經レ邦論レ道燮二理陰陽一

無二其人一則闕

釋曰師二範一人一儀二刑四海一謂師者教レ人以レ道者之

稱軌範者法也儀者善也刑者法也四海者九夷八狄七戎六蠻也經邦論道燮理陰陽謂燮者和也理者治也言太政大臣佐王論道以經緯國事和理陰陽則是有德之選非分掌之職爲無其分職故不稱掌設官待德故無其人闕也

西宮記

大友皇子天智天皇十年正月任太政大臣十二月即帝位明年七月自縊

長講會山階寺七月二十四日

四十ヶ日間修之料米百五十石此會承和十三年忠仁公奉爲先考先妣始修也妣尙侍 藤原美都子忌天長五年九月四日此日即此會意之其始講涅槃經四十卷其後講一切經論諸家之義疏嘉祥三年以來染殿大后助會資用貞觀十四年九月二日忠仁公薨自後太后專一云々而昌泰三年五月二十二日昇霞此會料致仕左大臣良世嘆云々祖父長岡相府有水田若干贈其孫謀以此廳輸分給其孫云々仍先訪西三條右丞相其祖仍分鹿田庄田之地子永充長講會之施供云々相公昌泰三年冬薨即贈太政大臣時平公相承興隆云延喜九年四月四日即遣太政大臣忠義公深感先者之遺志續云々貞元二年己巳講藥師如來本願功德經一卷最勝王經六卷以紹大施主本願云々

時平大臣井聖廟事勘敎師安加筆

寬平遺誡云左大將藤原朝臣者功臣之後其年雖少已熟政理先年於女事有失朕早忘却不置於心朕去春加激勵令勤公事又已爲第一之臣能顧問而從其輔導新君愼之

右大將菅原朝臣是鴻儒也又深知政事朕選爲博士多受諫正仍不次登用以答其功加之朕前年立東宮之日唯與菅原朝臣一人論定此事女尙知侍居之其時無共相議者一人又東宮初立之後未經二年朕有讓位之意朕以此意密々語菅原朝臣而菅原朝臣申云如此大事自有天時不可忽不可早云々仍或上封事或吐直言不順朕言又正論也至于今年告菅原朝臣以朕志必可果之狀菅原朝臣更無所申事々奉行至七月可行事之議入口云々殆至於欲延引其事菅原朝臣申云大事不再擧事若留則變生云々遂令朕意如石不轉惣而言之菅原朝臣非朕之忠臣新君之功臣乎人功不可忘新君愼之又古人口傳云延喜御時相者狛人參來天皇御于簾中聞御聲云此人爲國主賦多上少下之聲也叶國體天皇耻給

不出御次先坊（保明太子）左大臣時平右大臣菅三人列座依
勅令相云第一人（先坊）容貌過國名不叶此國不可久歟
爰貞信公爲淺薄公卿遙離列候給相者申云彼候
人才能心操形容旁叶國定久奉公歟寬平法皇聞食
此事被仰云三人事吾不見及於貞信公者向後
必可善之由所見也因之第一女源氏於朱雀院（西古事談）西
對有嫁娶之儀于時貞信公大辨參議云々法皇同
御東對又貞信公云吾賢慮之條雖兄不可劣申
左大臣之由年來所相存也於他事者更不可
及中令（今）相者之所見花（尤）所可爲耻也云々

九月後朝同賦殘秋思應製
承相度年幾樂思　今宵觸物自然悲
聲寒洛津風吹處　葉落梧桐雨打時
君富春秋臣漸老　恩無涯岸報猶遲
不知此意何安慰　飲酒聽琴又詠詩

去六月比朝家差使武藏權守菅原朝臣幹正被奉太
宰安樂寺是則贈菅右丞相正一位左大臣也幹正朝
臣讀宣命退出之間自珠簾內有靑紙書隨風出
來即一絕其詞云

于時正曆四年癸巳件正文詩今在外記局非彼御
手跡似道風手云々

或記云彼寺僧夢召道風令書云々

忽驚朝使開荊棘　官品高加拜感成
雖悅仁恩覃邃崫　但慙存沒左遷名

託宣句

家門閑幾多風烟　筆硯抛來十九年
每仰蒼天思故事　朝々暮々淚漣々

正曆四年十二月朝家差使散位菅原朝臣爲理被奉
安樂寺是贈靈廟於太政大臣也宣命之後有託宣一
句矣

先是同月十二日召入禰宜藤原長子於廟內殿中曾
不令出戶外令仰云贈官位使十六日可到來之
由南山隱士有被告之其間依有可仰所令候也
于時十六日勅使參到讀宣命之間以別當僧松壽所
令書詩也其詞云

昨爲北闕被悲士　今作西都雲耻尸
生恨死歡其奈我　今須望足護皇基

古老傳曰此詩北野天神爲令詠之人每日七度令護
誓給之詩也

馬鬣年深蒼煙之松雖老龍光露暖紫泥之草再新詠爲

時

保忠　延喜五年十一月二十八日於二東宮院一加二元服一

先坊　文彥太子延喜二十三年三月二十一日薨年二十
一

敦忠　延喜二十三年正月十三日待從年十八去年二月
昇殿延長九年三月十三日左近少將今案少將者
太子薨後也後朝使尋之條可レ尋之

文範　參議宮內卿正四位下元名二男母大納言扶幹女
天慶六年二月二十七日任二式部少丞一年三十五
去四月二十三日補二藏人一年三十三今案文範不
レ歷二播磨守一可レ尋

文慶　寬弘五年四月二十四日任二權律師一同八年四月
二十七日轉レ正長和三年十月轉二權少僧都一寬
仁元年轉レ正治安三年十二月二十九日轉二權大
僧都一同四年辭退長曆二年六月十八日叙二法
印一永承元年七月一日卒去

扶公　長和三年十一月任二權少僧都一治安元年十月十
五日轉二權大僧都一春日行幸賞依レ爲二興福寺別
當一也長元元年十二月二十七日辭退同四年十
月二十日叙二法印一任二權大僧都一此日供養興
福寺塔一依レ爲二別當一有二此賞一同八年七月七日
卒去霍亂云々

心譽　長和三年十一月二十一日任二權律師一六年三月
十五日權少僧都寬仁三年辭二退僧都一但可二公
請一之有二宣旨一治安四年六月二十六日任二權大
僧都一
依レ爲二法成寺別當一藥師堂今日供養仍所レ任也
萬壽三年五月二十五日給二封七十五戶一主上御
藥加持賞
長元元年十二月四日任二權僧正一
以二故入道大相國受戒師一越二上﨟一任レ之
同二年卒去

仲平　延喜八年二月二十三日任參議年三十四同十七
年正月二十九日任權中納言延長五年正月十二
日轉權大納言承平三年三月十三日任右大臣年
五十九七年正月二十三日轉左大臣

貞信公忠平
昌平三年正月二十八日任二參議一年二十一二月二十日
辭職參議讓二升父清經朝臣一于時太皇太后宮大夫右
衞門督依二法皇命一也同五月十五日更兼二右大辨一延喜

八年正月十二日更任ニ參議ニ同九年四月九日任ニ權
中納言ニ十一年右大臣

師安加筆

九條殿遺戒云凡不信之輩非常夭命前鑒已近貞信公
語曰延長八年六月二十六日霹ニ靂清涼殿ニ之時侍臣
失レ色吾心中歸ニ依三寶ニ無レ所レ怖大納言清貫希尋
常不レ尊ニ佛法ニ此兩人已當ニ其殃ニ以レ之謂レ之歸レ眞
之力尤逃ニ災殃ニ又信心貞潔智行之僧多少隨レ堪相
語之非ニ唯見世之助ニ則是後世之因也

貴子

延喜年中入ニ太子宮ニ天慶元年十一月十四日
任ニ尚侍ニ十二月敘ニ從三位ニ八年正月敘ニ正三
位ニ應和二年十月十八薨同三十日贈ニ正一位ニ
御記云貴子延喜年中入ニ太子宮ニ太子薨後守ニ
貞節ニ天曆之間父相薨執ニ孝道ニ殊篤仍雖レ非ニ
當時親戚功勞之人ニ爲レ美ニ其節操ニ所レ贈也後
代以ニ尚侍之職ニ不レ可ニ必預ニ此恩ニ云々

李部王記云

天慶四年二月二十二日夕右大將實賴卿長女初參ニ
內裏ニ陪ニ昭陽舍ニ卽夜侍レ寢云々

良圓　長元元年十二月三十日任ニ權律師ニ四年十二
月二十六日轉レ正六年十二月二十二日轉ニ權
少僧都ニ永承五年七月十七日已卒

宇多院

寬平九丁巳七月五日退ニ位于朱雀院ニ年三十昌泰元年戊午十月
二十日有ニ競狩御幸ニ翌日幸ニ吉野宮瀧ニ二年己未十月十
四日於ニ仁和寺ニ入道年三十三法名金剛覺以ニ權大僧都益信ニ爲ニ
戒師ニ十五日於ニ東大寺ニ灌頂十一月二十一日御ニ幸東
大寺ニ二十四日於同寺受戒同月依ニ固辭ニ停ニ大皇號ニ
同三年庚申十月御ニ幸南山ニ三十四延喜五年乙丑九月七日
御ニ幸金剛峯ニ三十九六年丙寅十一月十七日公家幸ニ朱雀院
ニ賀ニ法皇四十算ニ加ニ爵院司七年丁卯十月御ニ幸熊野
山ニ十一年辛未六月十五日召ニ大戶等亭子院ニ行ニ賜飮之
禮ニ有記紀納言作十五年乙亥公家幸ニ亭子院ニ同十六年丙子三月八
日公家於ニ朱雀院ニ賀ニ法皇五十算ニ口年娶ニ左大臣時
平公女ニ褒子所謂京極御息所是也
同二十年庚辰月日生ニ雅明親王ニ母褒子延長二甲申正月二十
五日法皇奉レ賀ニ今上四千算ニ賜ニ饗於百官ニ三年乙酉
月日生ニ行明親王ニ母同雅明四年丙戌十月十九日法皇與レ帝
幸ニ大井川ニ十二月十九日京極御息所賀ニ法皇六十
算ニ

大和物語云
みかどおりゐ給てまたのとしの秋御くしおろし給て所々に山ぶみせ給ひておこなひ給へり肥前椽にて橘のよしとしといふ人うちにおはしける時殿上したりけるを御くしおろし給てければ御ともにかしらおろしてけり人にもしられ給はてありきたまふにこれなんをくれたてまつらてさふらひけるかゝる御ありきし給事あしとてうちの御使少將中將これかれたつねつゝ御ともにさふらへとてたてまつらせ給ければたかひつゝありき給ていつみのくにゝいたり給てびねといふところにおはします夜有けりいとこゝろほそくあはれにかすかにておはします事をおもひていとかなしかりけりさてひねといふことを歌によめとおほせられければかのよしとし大德

故郷の旅ねの夢に見えつるはうらみやすらん又とゝはねはと有けるにみな人なきてよます成にけりその名をなん寬蓮大德と云て後またさふらひける

選子保康二年八月二十五日子丑着レ袴天仁三年六月日齋院年十五長元四年月日依レ病辭退曆五十七年

應和四年四月二十九日辰刻使二藏人文利問二中宮一兼令レ問下止二産養一否之由上還來申伊尹朝臣令レ申自二今曉寅刻計一氣息雖二纔通一不レ可二敢存座一更不レ可レ被レ行二他事一即令レ召二惟賢一惟賢參來令二文利申一云中宮氣已絕但聞二御身頗暖一依レ有二事疑一不レ能二參上一兼通朝臣有レ所レ令レ申爲レ之如何令レ仰云若來二終給一以前參來者早可二參上一惟賢參上申云兼通朝臣令レ申候レ宮諸司官人等若可レ被レ忌二御穢一者不レ可レ令レ通隨レ仰將二進止一令レ仰云聞二此由一悲歎不レ知レ所レ爲官人暫不レ可レ通二內裡一亦遣二文利一問中宮巳刻崩文利還來申云中宮己崩加持僧等皆退下皇后是前大臣藤原師輔朝臣第一女諱安子母故出羽守藤原經邦之女盛子也帝在藩之時以二天慶三年四月一配合爲二儲貳一之後同八年正月以二太弟妃一授二從五位上一及三于登二帝位一爲二女御一授二從四位下一厥後頻進二楷級一又授二從三位一天曆四年五月生二男子一以二同年七月一立爲二皇太子一云々初謁見之日又授二從二位一至二于天德二年一策命爲二皇后一以二應和四年四月二十四日一於二主殿寮廳一誕二生女兒一今日巳剋終二于同寮一時年三十八在二后位一七載夫榮耀無常運命在レ限何處避レ之誰人永存然而弘仁以來無下爲二正妃一

之皇后ト當時頻ニ命之者今配偶之後二十有五年共ニ衾裯ニ同ニ枕席ニ多經ニ春秋ニ況聞ニ嬰孩兒子比レ肩戀哭ニ先レ言涙下何日何時敢慰ニ心腹ニ乎午剋春宮大夫藤原師尹朝臣令ニ學士齊光申ニ云皇太子今日欲レ參ニ中宮ニ而已崩不ニ遂臨問ニ須下避ニ正寢ニ坐中下地上之所然而專無レ有ニ其便之處ニ令レ仰可レ令レ坐ニ西庇ニ未剋或人告曰中宮今間蘇生云々又遣ニ文利問ニ消息ニ文利還來申云兼通朝臣申云近侍女等以ニ薄紗ニ掩ニ御面ニ而如レ風吹疑此氣息歟又御身體冷了更以暖熱仍即加持僧猶令ニ加持ニ又淨藏法師等ト下可ニ蘇生給ニ之狀上故所レ行也左衛門督藤原師氏朝臣令ニ文利申ニ云伊尹朝臣申穢已入ニ交內裏ニ惟賢參入此令レ崩後也兄弟等皆候レ此春宮無ニ候人ニ歟若有レ仰者一人參ニ候春宮ニ如何即遣ニ文利ニ仰ニ伊尹朝臣ニ參入可レ侍ニ東宮ニ兼問今間消息文利還來申云伊尹朝臣等申御胸頗暖雖レ在ニ事疑ニ更非レ可レ憑云々入レ夜伊尹朝臣參入亥刻即伊尹朝臣語暫退下向ニ凝華舍ニ云（裏書）

枕草子曰

村上の御時宣耀殿女御と申けるは小一條の左大將の御むすめにておはしけりまたひめきみときこへける時父おとゝのをしへきこえ給けることひとつには御手ならひしたまへひとつにはきんの御ことをいかで人よりは引まさむとおほせさては古今の歌二十くわんをみなうかへさせ給へとをしへ聞へさせ給けるきこしめしをきて御ものいみなりける日御さうしをかくしもてわたらせ給て例ならず御几帳を引へたてさせ給ければ女御あやしとおほしけるにひろげさせ給てそのとしその日のおりにこの人のよみける歌はいかにとゝひ聞へさせ給をかう成けりと心え給ふもおかしきものゝかならずおぼえしもせし忘れなどもしたらんはいみしうわろかるべき事とおぼしみたれぬべしそのかたおほめかしからぬ人二三人めしてごいしゝて數をみをかせ給はんとてしひきこえさせ給けんほともいかにめでたうおかしかりけん御まへにさふらひけん人さえこそうらやましけれせめて申させたまひければさうしのすゑまでなどはあらねどすべてつゆたかふことなかりけりあさましくなをすこしおほめかしうひかむこと見つけんとおぼしめしけるに十くかんにもなりぬさらにふようなりけりとて御さ

うしにけうさんさゝせて御ざのこもりぬるもまためてたしかしいとひさしくありてまたをきさせ給へるにこのことのしどけなくてやゝませ給はんわろかるべしさてしもの十寒あすにならばことをぞ見給あはするけふさだめてんとて御ざのあぶら参りてなん後ふくるまでよませ給けるされどつゐにまけ開へさせ給はず成にけりうへわたらせ給てかゝる事なんさ殿にきこえたてまつられければいみしくおぼしさはきて御誦經などせさせ給てそなたにむきて念じくらさせ給けるすき〳〵しうあはれなることなりや

永平

康保三年四月十日親王（年二）

崇道天皇（諱早良親王）

光仁天皇第二皇子母同桓武天皇大夫人高野氏（新笠）

贈正一位乙繼朝臣女也天應元年四月四日壬辰爲皇太子（年三十二）延暦四年十月廢太子流淡路島同十九年七月追稱崇道天皇年十月十七日崩（件日風息）天長元年十月十日官符依去九月二十九日於奏進之但同年十二月十四日官符列十陵預荷前也

濟信

永延三年正月十一日任權律師（東大寺）眞言宗長德四年十二月二十八日任東寺別當同十二月廿九日轉權少僧都長保三年法務同四年七月二十六日轉權大僧都寛弘七年八月二十一日轉大僧都八年四月二十七日辭僧都法務東大寺別當等以永圓申任權律師長和二年正月十四日任權僧正（十二月二十七日轉正任法務）寛仁三年月日轉大僧正治安三年十二月十五日辭大僧正長元二年十二月二十五日給封七十五戸（臨時朝恩）同三年月日卒去

師輔（右大臣坊城殿）九條殿　伊尹（謙德公）一條攝政兼通（太政大臣忠義公）堀河殿

爲光（恒德公太政大臣）法住寺　公季（仁義公太政大臣）閑院　兼家（法興院大入道太政大臣東三條）

道隆（中關白內大臣）道兼（粟田町尻右大臣）

伊賀前司齊（中納言從三位左衛門督兼輔曾孫從五位下修理亮守正孫正五位下大藏大輔義理男）裏書

守正（天慶九年四月二十一日補藏人九月任修理權亮十一月十四日叙令案守正侍中之時爲御使勅童殿上之條可尋之）

安子者村上天皇在藩之時以天慶三年四月配合天皇年十五安子年十四及帝即位爲女御（同九年四月十三日天皇年二十二安子年二十一）

資國長久四年正月二十四日罷二伊賀守一元皇后宮權大進此大鏡萬壽二年物語也伊賀前司之條年紀相違後見之人書加歟

安子

天慶三年四月天皇在藩之時配合同九年五月七日爲女御去五日叙從四位下天德二年十月二十七日爲二皇后一年二十三元從二位康保元年四月二十九日崩年三十八康保四年十一月二十九日追爲二皇太后一安和二年八月二十九日爲二太皇大后一

爲平

寛弘七年十月十日出家十一月七日薨年五十九應和四年二月五日壬子此日爲平親王遊二覽北野子日之興一也平旦天陰及二午剋一漸晴同剋召二爲平親王參議伊尹朝臣於御前一又召二覽陪從殿上侍臣鷹飼被馬一四位着直衣五位着狩衣鷹飼四人着野裝束又召下從二親王一小童三人上其騎馬等同覽未剋許爲平親王使三藏人所雜色藤原爲信獻二鮮雉一翼一助信朝臣所二捕獲一云々入レ夜爲平親王右衞門督藤原朝臣朝忠伊尹朝臣等還參二候侍所一卽於二侍所一給レ酒侍臣等執二獻物一列立藤原朝臣問レ之卽重光朝臣稱二親王獻御贄一各稱二物名一藤原朝臣仰令レ給二御厨子所一侍臣酣醉奏二絃歌一良久賜二公卿等祿一先レ是親王退下不レ給レ祿亥剋入內

登子右大臣師輔二女同安子

康保二年月日第七內親王輔子始幷登子爲レ給レ環又以レ爲二外戚一叙從五位上安和二年二月十日任二尚侍一初通二重明親王一親王薨後入二掖庭一有レ寵安和二年九月叙二從四位上一天祿元年十一月叙二從三位一同二月叙二從二位一天延三年三月二十九日薨

應和元年十二月六日傳聞左少將高光昨日到横川山寺出家之由御記

同二年四月一日令仰伊尹朝臣可令得度前左近少將高光及相從者二人之由御記

康保二年三月十九日前右近少將高光給師時度者二人名薄又仰令受戒高光舉御記

尋禪天台宗天延二年十二月二十二日權少僧都天元二年十二月二十二日轉二少僧都一同年四月三十日任二權僧正一寛和元年二月二十八日補二天台座主一永延三年月日卒亡寛弘四年二月十五日勅書謚號二慈忍一

深覺眞言宗東大寺

長德四年十月二十四日任二權律師一長保四年七月二十六日任二權少僧都一五年八月七日補二東寺別當一寛弘八年四月二十七日任二權大僧都一長和六年三月日轉二大僧都一十二月二十五日補二法務一寛仁三年月日轉二權僧正一同四年月日轉二僧正一治安三年十二月廿九日轉二大

僧正ニ同廿為ニ東寺長者ニ長元四年十二月二十六日辭レ職以ニ弟子宣観ニ申ニ任權少僧都ニ件深覺依レ為ニ花山法皇之皇子ニ不レ經ニ律師ニ任云々其後法務并東寺別當猶有ニ其思ニ云々而非職之人先例不レ居ニ此職ニ云々仍不レ可レ昔ニ公文判行ニ之由有レ議随又東寺事恣不ニ執行ニ長元六年十二月二十二日法務東寺別當如レ元同九年四月三日辭ニ牛車ニ長久四年九月二十五日卒去歳八十九

寺寂治安元年十二月任權法師長元四年十二月二十六日轉權少僧都六年十二月二十二日轉正八年七月二十九日卒亡

朝源萬壽四年月日任律師長元四年十二月二十六日正八年十二月二十六日任權少僧都永承五年五月日卒亡

紀貫之集云

天慶六年正月藤大納言師輔の御消息にそこに年比ありつる魚袋をつくろはせんとて細工にとらせたるをおそくもてくるあひたに日ちかく成にしかばいぬるついたちの日えつけすなりにしをまたの日大殿忠平にまゐりたりしにこのよしをきこしめしてわかむかしより用する魚袋をあへものにしてけふはかりつけよと仰られて給へりしかはよろこびかしこまりて給はり用してまつのえだにつけてかへしたてまつるそのよろこびのよし内侍督の殿上にいさゝかきこえむとなんおもひしのひてそのよしをかきいたしてさゐるにたてまつる

室松岩雄
古内三千代 校
保持昭次

紫花物語

全

榮花物語考

藤原爲章

增鏡の序にいはくまた世繼とか四十帖の草子にて延喜より堀川の先帝まではすこしこまやかなる（上下略）爲章按するにこれいはゆる榮花物語の事なるを世繼と稱し給へり此外古き物に世繼に云と有を考るに皆草子の文なり榮花といふ題號はいづれの頃より誰人の名付られたるといふをいまだ考へず扨作者を赤染衛門といひ傳へて誰もうたかはす或本に目錄系圖一卷をそへて其端に赤染ゑもん記之とあり今委く全書をよみかつ赤染家集紫式部日記なとに考へ合するに決して赤染が撰にあらず思ふに堀川院より後の男子の手に出て古記實錄又は赤染紫以下諸才女の日記家集なとゑり披集女の筆めかしてつくれる物と見ゆ其證を左にかゝげて後勘に備ふべし但まづ衛門か上をしらざれば考索あきらかならず

年齡の事

赤染家集に云中關白（道隆）殿の藏人の少將と聞えし頃はら（赤染か妹なり）からの許にをはして內の御物忌にこもる也月の入ぬ先にとていて給ひにし後も月のどかにありしかばつとめて奉れりし（妹カ）にかはりて

入ぬとて人のいそきし月影は
出てのゝちも久しくそ見し

やすらはでねなまし物をの歌も此妹にかはりて日頃よめる歌なり公卿補任道隆公の尻付を考るに天延二正八藏人十月十一日左少將貞元二止少將同三右中將云々されば此歌は圓融院天延二三年貞元元二年の間の歌也道隆のものいひ給ふ程の妹ありさる秀歌よむ程の衛門か齡なれは大概二十歲前後なるへし家集に又云大原少將入道うせ給ひしかは命長さも心ほそくをぼえて

いとへともあまりうききみのなからへて
人にをくるゝ數もつもりぬ

此大原少將入道は土御門左大臣雅信公の男時叙朝臣（道長公の室倫子同兄）なりこの人は花山院寛和二年出家（二十三歲）後一條院萬壽元年卒去（六十歲）とありされば歌の意味と年次とを思ふに萬壽の頃は赤染すでに六十歲餘猶七十ばかりの老尼としられたり是より先三條院長和元年に大江匡衡（赤染が夫）卒して後幾程もなく赤染も尼に成しと

家集に見えたり　家集又云成衡かをのこ子むまれせたりしにうふ衣ぬふ程に覺えし

雲のうへにのほらむまでも見てしかな
鶴のけころもとしふさならば

是は後朱雀院長久二年に大江匡房卿の生れたる時の歌なり赤染此頃まで猶存命にて曾孫の權中納言となり昇らるべき讖文めきたる歌よみたるはまことに目出度ためし成べしされど此物語の終寛治六年まで存生せば百二三十歲なるべしさるはけ人の記錄せん事疑の卷の疑しき始なるべし或はまた赤染がえらび置たる物語を後人の繼なせる物かといはんとすれども初の卷にもさと見えざる事をほし

宮仕所の事 匡衡守時丹波守

紫日記に云丹波守の北のかたをば宮殿などのわたりにはまさひら衛門といひけることにやむ事なきほどならねどまことにゆゑ〳〵しくうたよみとて万のことにつけてよみちらさねど聞えたるかぎりははかなき折節のこともそれこそはづかしき口つきにはべれ 此文に和泉式部か歌の論してはづかしげの歌よみやとは覺え侍らずといひたるに對して赤染か歌をむらさきほめたり 今案式部は上東門院に侍りて宮殿などのわたりにはさよそ〳〵に書たれば赤染は倫子の御方に候らひしと聞えたり匡衡衛門と夫の名を異名に呼たるは例の女どちのさがなき口なるべし赤染系圖に上東門院侍女と侍るはこまやかならぬ考にや 倫子の御方なれば始は倫子にさふらひて後は上東門院へ參りし女房もあるべし されば赤染は倫子に侍り或は匡衡が任國尾張丹波にいきなはれ匡衡卒後あまに成て里住にて有ながら内中宮東宮齋院或は一品宮某の女御何の御方などの内々の事女房の衣の色あひまでを此物語に云たるやうにいかで見聞せましや 榮花物語には備すへからず たさひ御方々の才女だちの日記めきたるもののありさてても當時互に秘めをき侍るべければ許借も心にまかせがたかるべしかた〳〵につきて按するに前にも申するやうに堀河院より後の人古き才女のしるし置たる物を抜集たるとみゆるにやなをひだりに掲る件々を考べし

第一月の宴に云昔高野の女帝の御代天平勝寶五年には大臣橘卿諸兄諸卿大夫等あつまり萬葉集をえらばせ給ふ 拾芥抄に引たる定家卿押紙

今案万葉の事は此物語の撰者考ふに無用の事なれ共古今集の序よりあやまり始て代々の先達の異論

まち〳〵にて或は文武天皇或は聖武孝謙平城の敕撰など一決しがたかりしを吾西山梅里公かつて釋万葉集五十巻をえらばせ給ひし時万葉二十巻のうちを委く考へ詳かに味ひたまひて中納言大伴家持卿の私撰と決定しまし〳〵て千古のまどひをはるけさせ給ひぬ（委は釋萬葉省巻に見へたり）されば此物語作りし頃はたゞ慮を吠たる説どもなれば論ずるにたらずこそ是は筆の序にいさゝか記し置はべる

第五帖（浦々のわかれ）云内大臣殿（伊周公）をりさせ給ひぬ（車より）検非違使どもみな馬よりをりてなみ居たり見奉れは御年はたゞ今廿二三ばかりにて御かたちのかくやありけむと見たてまつる

今案これは一條院長德二年に伊周公配流の事也彼源氏物語は紫日記を考るに長德長保の頃などや作りて寛弘の間に内中宮にも奉りけんと見ゆるにははやく赤染の手に入てゝもとに引用ん事決してあるべからず紫が卒後に菅原の孝標が女の書るさらしなの日記に源氏を熱望せしにはをなじかるべからずこの世継の撰者ははるかにのちと覺えてするのまき〳〵にもこまやかに引たり

第八帖（初花）云秋のけしきにいりたつまゝに土御門殿（予時中宮御産所）のありさまいはんかたなくをかし云々

今按是より以下二十二三葉に後一條院御誕生の程の事をしるしたるは紫日記を全くうつしたり但引用のあしき故に歌なども紫と見えざるところあり又文をもやゝ書かへ或は程を書加たる所もあり彼日記と引合見るべしまた按に日記の末に當時中宮よりはじめ御方々の女房十二三人の衣裳容體を沙汰し又齋院中將和泉式部清少納言などの人がらを論じてよろしくも書ず赤染は匡衡衛門と異名付たるよしをさへしるし其末に紫自分の用意などを書たり是皆紫が私に筆にまかせうち〳〵記してかりそめにも外見をゆるすまじき物なり假令紫みまかりたる跡にても大貮三位越後辨などいふ才ある娘どもあなれば母の人にくまれなる日記を他人に示すべからず若又たとひ赤染その日記を寫取たる事ありとも同時同等たがひに歌才をあらそふべき女のひるめる性にてかくうるはしく紫日記の文をこゝに引用ひしやよく〳〵思ふべし又按に今の世に傳ふる紫日記は寛弘五六七年の間のみにてその殘

續こよみの想に昔は猶年々の記ありて此世繼にも採用たるかとをぼしき所々あり

又云五節は廿日まいる侍從宰相とあるは内大臣の子實成宰相なるべし舞姫のさうぞくつかはす

今案紫日記には五節は廿日まいる侍從宰相にまひ姫のさうぞくなどせすとあるを物語の撰者引用の時筆を加て内大臣の子實成宰相なるべしと註したり赤染たとひ紫日記をうつすとも當時此註は云べからず是れらの所にこゝろ付べし第十三帖ゆふしでの書の終りにも是に似たる註ありそれも紫日記を引用の時の加筆と見ゆなを全部のうちあまた所あるべし今はたゞ一二件をあげてをどろかし置申になん

又云帥宮の御車のしりには和泉をのせさせ給へり小一條の中の君ときこゆるは中將帥宮に聞えつけたまへりしかは南院に迎へたまへりしかど年月にそへて御心ざしあさうなりもていきて和泉守道貞が女をゞぼしさはぎて云々

今案赤染集をみるに道貞とも和泉式部とも赤染歌の贈答有てよきあはひと見え和泉が妹に赤染が子の擧周は物いひかつ和泉が父雅致と赤染が夫匡衡と同く大江氏なればかた〳〵につきてむつましき和泉が上を赤染か筆にて公界へも出べきこの物語にいかで口さがなく和泉守道貞がめをゞぼしさはきてとは書べきぞや是も他人のしるしたる物を後に引用ひたるかとをぼし

第十二帖たまのむらぎく云今年後一條春宮七にならせ給ふ長和四年とそいふ御文はじめの事あり學士には大江匡衡が子の一條院の御時藏人つかふまつりし擧周をぞなさせ給へる云々

今按匡衡は赤染か夫擧周は子なりされば此書樣も他人の筆と見ゆ赤染が書んにはかくはあるまじくをぼえ侍る

又云長和五年とよのあかりのよあれたる宿に月のもりたりければさとひとたれとしらず

めつらしき豐の明りのひかりには
あれたる宿のうちさへぞてる

今按これは記者未詳の日記或は某の家の集などを

さり用ひて筆を加へたる歟亦染ならば同時の歌を誰としらずとは書べからざるかもししられずはさのみ秀逸とも見えぬ歌を載べからず勅撰の集によみ人しらずとあるは例すべからずなほかやうの書ざまおほし

第十三帖ゆふしで 三條院中宮姸子 に云其頃殿のうへ 倫子 八幡にまうでさせ給へりければ中宮より聞えさせ給ふ

いろ／＼の紅葉に心うつるとも
都のほかに長居すな君

御返しありけむかし是にをちたるなるべし

今按此歌の左の註も撰者の筆とみゆるにこれとは何の記にありけんかし

又云 寛弘元年十一月 賀茂の行幸まだなかりければ廿よ日ばかりにあ しとの丶しれはイ姸子ノ御所 るべければこの一條殿の北の御門のまへよりぞわたらせ給ふべかなれば 中略 さて御覽ずるにいみじうめでたし大宮 上東門院姸子の姉なり 御輿に奉りて女房車えならずしてわたらせ給ふ 中略 又のひ 日 此宮 姸子 より大宮に聞えさせ給ふ

御幸せしかもの川浪かへるさに
立やとまると待明しつ丶 よるさて後拾遺

大宮の御かへし

立歸りかもの河なみよそにても
見しやみゆきのしるしなるらむ

今按初の歌この物語にては中宮姸子の御作と見ゆるに後拾遺集雜の五にいはく後一條院御時賀茂行幸侍りけるに上東門院御輿にのらせたまへて紫野より歸らせ給ひけるまたのあした聞えさせ給ひける選子内親王 歌は右に同 代々勅撰の集にもあやまり見へはべれば此歌の御作者もいづれにかより侍らんされど加茂の川なみたちかへり按するにこれは集の説に心引れ侍り此集は白河院の御時通俊中納言撰進せられて中宮齋院ともに顯貴の御かた／＼なれば御歌をも慥に覺えたる人々多く侍りけんかし此物語は夫より後堀河院寛治の頃までを書たれば撰者もまた通俊卿より後の人にてぞ侍らん思ふに齋院中將などいふ才女も侍りければ 齋宮 それらのうち聞等もありたるを引用るとて此宮よりといふを採紛はしく中宮と心得たがへたるにや侍らん

第十五うたがひ云御堂 浄妙寺 供養寛仁三年七月十九日より ほとけの御前にてイ 中略 殿のおまへこ丶らの人の前にて三昧の火をうたせ給

ふ中略此廿餘年いまに消亡其日の御願文式部大輔大江匡衡つかふまつれりおほう書づゝけたれどけしきばかりを記す始のあり様も聞えほしくぞ願文の詞か（えぬ事こともましりてあれはこれにえうつしさらすイ）んなの心しらぬ（さもイ）ともまなのましりてあればうつしとらす

今按是は寛弘二年木幡の淨妙寺供養の事也寛仁三年とあるは記者の覺たがへたる歟又は轉寫のあやまれる歟寛弘二年より廿餘年は万壽年中なり今にきえずとあるは其頃の人の書たる物か或は撰者の例の加筆にやまなの文てあればえ寫とらずと書たる又同

第十六帖もとのしつく云侍從大納言大貳辭し給へれば源中納言經房の君成給ひぬ故源帥の流され給ひし時童にて御ともにをはしたりける君なり

今按第一帖月の宴安和二年高明公左遷の所に童なり君の殿の御懷放れ給はぬぞなきのゝしりてまどひ給へば事のよし奏してさばれそれはとゆるさせ給ふを同御車にてだにあらず馬にてもをはする十一二ばかりにぞおはしけると云たるは俊賢卿の事なり經房はその年に誕生し給へりこれは撰者の覺たがへなるべしすべて一部の中年月或は官位の任日などあやまれる所々見ゆめり彰考館の御本は諸家の秘本と參考し猶城所友仙大串元善など他の實錄を考へて朱を以て傍書し侍れば加様の違めも知られて世に類なくぞはべる

第十七帖音樂云御堂供養治安三（ニイ）年七月十四日とさだめさせ給へれば中略殿がたの布施祿などはもてつゞけて送らせ給ふすべてめもこゝろも及ばずめづらかにいみじかりつる日の有樣を世中のためしに書つゞくる人をはかるべしその中にもけちかく見聞たるひとはよく覺て書らん是は物も覺ぬ尼君だちの思ひ〳〵に語つゝかくすればいかなるひが事かあらんとかたはらいたし

今按根合の卷軸の後の卷尾などにもかやうの筆ざまあり古き女日記の其儘にて採れる歟又撰者例の遺言歟

第十八帖玉の臺云あみだ堂に參たればおせんぼうのをりなりけりあな嬉しと思ひてみはしにのぼりて佛を見奉れば無數の光明かゞやきて十方界に滿し給へとみえ玉ふかの往生要集の文をおもはす中略かくてあか

うならぬさきにといそぎまかづれば經藏の東の方より沓すりて人々(來)くなり聲いとよくて十方佛土之中以二西方一爲レ望九品蓮臺之間雖二下品一應レ足といふことを常よりもみゝとまりていひおき給ひけん内記ひじりも哀に覺え給ふ月のあくまですゝめるもかの多武峯の少將のうらやましくもとのたまひけんも實と見えたり

今按源信僧都保胤入道高光少將など皆此より前に卒去せられたれども赤染に幾の先達ならず同時の人の詞を是に引ん事いかゞと覺ゆ往生要集は彼源氏物語の類にて此頃未赤染が手に入まじくや

第十九帖(御着裳) 云宇治にては實方の中將のよみたまへ(たりけん)り(イ)ける歌こそまさりぬ(その折りにまかりイ)べかりけれと人申けれ

今案實方もまた赤染と世を同うせし人なる事右の源信等に同

第二十七帖(衣の珠) 云例は色々の前栽ほり花みる人おほかればこそをのづからをかしき事もあれ哀にて過もてゆけばよみ人しらず(歌は略)かへしこれもおぼつかなし(歌略)

今按赤染が歌ならば讀人も記し返しもまた覺束なからまし

第二十九帖(玉のかざり) 云此度の御佛(萬壽四年妍子崩御の佛事)つくらせ給ふ御かざりの御れう(料)には大和守保昌の朝臣のがり玉をめしに遣したれば京の家に奉るべきよしいひあげ(のぼせイ)たれば參らすとて和泉(于時保昌か妻)そへたり

　數ならぬ涙の露をそへてたに
　　玉の餝をまさんとぞおもふ

同し御料の玉を權大夫爲政がこひたりければ赤染(歌略)

今案此巻はこの和泉式部が歌のことばにて名付たりと見ゆるにもし赤染が撰ならば同時等輩猶後生と見ゆるいつみが歌をもて巻になづくべしやかの作り物語なる源氏には例すべからずまた赤染がうたの作者の書さまもみつからよりはかうはあるまじくこそ覺侍れかた〳〵につきて後人の撰とみゆるかし

第三十帖(鶴の林) にいはく侍從大納言の同じ日よりあやしうれいならぬ風にやとて(中略)四日のよさり殿のおまへのをはちせ給ひしおりにこそうせ給ひにけれ(中略)父君義孝の少將方便品誦してうせたまひて往生の

記に入たまふめり

今按日本往生極樂記に曰右近衞少將藤原義孝云々天延二年の秋病疱瘡而卒矣命終時俄誦方便品氣絶後異香滿室云々この往生記は保胤入道寂心が撰なり寂心は一條院長德三年に卒して赤染同時の人なり引用ん事いかゞ

第三十一帖（殿上花見）に曰く入道殿うせさせ給ひにしかども（頼通教通）關白殿内大臣殿女院中宮あまたの殿ばらおはしませばいとめでたしかんの殿皇太后宮のおはしまさぬこそはくちをしき事なれどいかでかはさのみ思ふさまにはおはしまさん光源氏かくれ玉ひしなごりもかくやとぞさすがに覺えけるめでたきながらも哀におぼえさせ給ふきさいの宮右大臣殿薫大將などばかり物したまふ程のおぼえさせ給ふなりさすがすゑに成たる心地してあはれなり

今按是は源氏五十四帖の本末にいともくはしき人の云たる物なり上の往生要集往生記などは僧の作れる物なれば同時の人なれども格別にして赤染が引んといふもゆるすかたありぬべし源氏をかくこまやかにひく事決してあるべからず

第三十二帖（歌合）にいはくまことや御賀の歌は（長元六年倫子七十賀）輔親（大中臣）赤染出羽辨經任（懷平の子）頭辨の母にてものしたまふ佐理の大貳のむすめぞかきたまひける赤染正月朔日臨時客したる所（赤染か歌二首輔親か歌二首はかりのせたりさ略之）かず〳〵にはうるさきやうなれば何かはとてとゞめつ

今案赤染家集にいはく鷹司殿のうへの御賀關白殿のせさせたまへるとて御屏風の歌めししに臨時客（此他の題の歌もあまたあり今略之）されば此頃赤染も七十餘歳の老尼にて里にありしが許へ件のうためししとみゆかつまた赤染が歌二首と輔親が二首のみをあげてかず〳〵はうるさきやうなれば何かはとてとゞめつとて書ざるは赤染の尼が本意なるべからずされはかず〳〵には以下の詞書他人の書るかさらずは撰者例の省略せることば成べし（かやうに省略せる所々に見ゆ）

第三十六帖（根合）にいはく廿五日に（永承元年七月十日章子立后）后の宮旨くだりて（章子此時東塢殿）七月十日大饗あるべしなどある程（中略）院のおはしまし（より白河殿へ移居給へり）しゝにもをさらずいたづらなるやなくかけわたし水の流れもこゝろゆき池の面すみわたり松のみどりもけざやかに見えいみじう面白くめでたし源氏の三條（雲井の祖母）の宮をはせてのち大將むかしにをさらず内の大殿（昔の頭中將と聞）の

へし人（實井の瀧）
姫君とすみゝちてたはする事どいひたる心地ぞせさせ給ひける
今按また源氏物語藤のうらばの末つかたを引たり當時の人のかゝむには正しく御現存の女院（彰子）を彼三條の宮の薨後にたとへ奉るは禁忌なるべしこれらも後人の筆なる事しられたり
又云ことし（天喜元年也）の夏たかつかさ殿のうへ（倫子也）うせさせたまひたれば五節なども何のはえなくてすぎぬ
今按赤染は曾て倫子に仕へまいらせて尼に成し後も御かへりみありしさまに家集などにも見へたるにその薨たまふをしるすとならば哀傷のさまをこまやかにかき或は自詠の歌なども載べきをたゞ二三言に書捨たるは本意なるべからずさしもなき御かたゞゝのうせ給ふをさへ長々敷云たるに合せてかくは心付はべるなりをもふに倫子薨時の古記を撰者の得ざるゆへなるべし
又云清少納言がいひたるやうにめでたし
今按こゝには枕草子を引たり全部のうち伊勢がことばなどを毎々引たるは先筆なればさもあるべし清紫が書をひかん事は赤染ならぬ證なるべし

第三十八帖（松のしづえ）にいはくかくて二月廿日（延久五年）天王寺にまうでさせ給ふ中略午の時に左衛門權佐匡房（御訪の勅使なり）參れりいろ／＼さま／＼にさうぞきたる中にあかきうへの（袍）きぬにことゞゝしくて參りたるいとめづらしく見ゆ
今按匡房は赤染が曾孫にて前にも申ごとく後朱雀の長久二年に誕生白河院延久五年には三十歳なり曾祖母赤染たとひ存生せりとも百とせあまりの老尼なるべければ天王寺へ供奉してかやうの記書べきも覺えはべらず是はその頃供奉せし人の書をきし物などを撰者引用ひたるにや
第三十九帖（布引の瀧）にいはく女院（上東門院）ついに十月三日（白河院承保元年也八十七歳なり）失させ給ひぬ云々
今按前にも記すごとく赤染は女院よりもはるかに増り奉りたる年齢とおぼゆるにたとひ存生せりともかくこまやかなる記せん事似つかはしからず
又云く承保二年正月二日七夜にあたりたれば中畧後一條院の御うぶやに紫式部のいひつゞけたる同じ事なりまなびそこなひに中々なればなむ
今按紫式部のいひつゞけたるとは上に出せり第八帖初花の卷の事也されば此物語首尾一手に出たる

事しりぬべし
第四十帖紫野にいはく彼源氏のかゞやく日の宮の尼になり給ふ願文よみあげけん心地しこやむごとなくめでたし
今案また源氏をひきたり
又云内大殿の少將殿いまは三位中將とてよになくはれやかなる御あり樣なり中略程なく中納言にならせ給ひて中將の中納言にて春の春日祭の上卿せさせ給ふ中略世にまた三笠山のかゝるたぐひなくめでたうおもひあまりてくるまひきとゞめつゝ道すがら見る人の

行末もいとゞ榮そまさるへき
春日の山の松の梢は

今按此物語に道長頼通師實師通忠實と相續めでたく書をさめたるは心を用たるか撰者の爲にいはゞ無用の文華を削りて慥なる事實をいま少くはへたくこそはべれされど是程までも書傳へをきて今此舘にてえらませ給ふ記傳の一助とも成侍れば撰者も地下のめいほくにぞ思はれ侍らんかし前にも申ごとく彼赤染が此頃までながらへ居てかやうに書しるさん事決してあるべからず續世繼の序に云々おほぢはむけにいやしき者に侍りき后の宮になん仕へまつりてはべりける名は世繼と申きをのづからも聞せ給ふらん口にまかせて申ける物語とぞまりて侍るめり云々是この草子の事なるにおほぢはとあるを思ふに古くは男子の撰と傳へられたる事知りぬべし

正德三年癸巳正月二十八日武州小石川水戸藩邸彰考館にしてしるしをはりぬ　年山人爲章

此榮花物語者借羽倉雜掌藏本寫之于享和二壬戌夏四月　岡谷正路由義

榮花物語上卷目錄

榮花物語上卷 根合の後に日ゑ、くわのかみの卷云々四十三ナ

醍醐帝　寛平九年即位
朱雀帝
村上帝
冷泉帝　安和元二
圓融帝　天祿元二三　天延二三　貞元二　天元二三四五　永觀二
花山帝　寛和元二
一條帝　永延元二　永祚　正曆二三四五　長德二三四　長保二三四五　寬弘二三四五六七八
三條帝　長和二三四五　寬仁二三四五
後一條帝　始寬仁二三四　治安二三　萬壽二三四　長元二闕

從　醍醐帝即位寬平九年
至　村上帝崩御康保四年　凡七十一年
從　冷泉帝安和元年
至　後一條帝長元元年　凡六十一年
後一條帝長元二年闕　凡一年

榮花物語目錄年立卷上

八月十三日
○圓融帝即位十一師貞親王花山帝立坊の事
たり居の帝冷泉ゐんに居させ給ふ事
小野宮實賴公おとゝ攝政宣旨幷小一條師尹左大臣に
うつりおなじく薨ずる事
天祿元年正月廿七日 在衡大納言左大臣し給ひほどなく薨し給ふ事號粟田左大臣七十八歲
五月十八日 攝政小野宮清愼公 實賴公 薨去年七十一諡を清愼公と申事
七月十四日 師氏大納言うせ給ふ事五十五
五月廿一日 一條おとゝ伊尹公攝政宣旨源兼明大納言左大臣小
野宮大納言賴忠右大臣になり給ふ事
兼明公能書の事
天祿二年 圓融帝御元服　兼通の宮內卿の女媓子內へ參り給
ふ事
村上帝女九宮資子　一品したまひ女十宮選子　齋院に
ゐさせ給ふ事
兼家中納言の女超子　冷泉院へ奉り給ふ事
冷泉帝女一女二宮宗子尊子　の御事懷子ノ御腹

村上帝八宮永平ノ小一條の震殿におはしまし小一條
の宰相濟時　御後見の事幷　濟時卿比巴の大納言延光
の女に住給ふ事
八宮永平　馬に乘せ參らせて笑ひのゝしる事
冷泉帝后宮懷子八宮永平を子にし奉り給ふ事　幷八宮
永平　おろかにおはします事どもの事

○花　山

天祿三年十一月朔日 攝政伊尹謙德公　薨去諡を謙德公と申事四十九　義孝少將
詠歌推正返歌の事堀川內大臣兼通　攝政し給ひし事
天延元年 堀川女御立后兼通公女媓子號堀川中宮　幷冷泉帝の中宮昌子皇太
后宮になり給ふ事
堀河攝政關白に移給ふ事
同二年 關白太政大臣になり給ひし事
疱瘡時の事　前少將擧賢後少將義孝卒去の事
關白兼通　と兼家大納言兄弟の中あしき事
貞元元年 院冷泉　の二宮三條帝　御誕生の事東三條超子御腹　內裏燒
亡三月廿六日 堀河殿へ遷行の事
同二年 堀河院內裏となり行幸の事

十月 おりゐ帝圓融 堀河院に居させ給ふ事
關白の中姫君諟子內へ參り給ふ事
即位大嘗會御禊の事
式部卿爲平親王の姫君內へ參り給ひし事
十二月 朝光大將閑院の女姚子內へ參り給ふ幷姚子の御母の事
敦忠中納言の女是也大納言延光北方大納言死後獨住にて居給ふに朝光かよひ給ふ事幷小一條濟時卿北方は延光の女なる事
寛和元年 帝花山女御姚子の御合ひかれ〱なるゆへ里に居て幷朝光もかき絶給ふ事
小一條大將濟時の女娍子一條大納言爲光公の女忯子兩方へ帝御艶書の事
帝義懷中納言を媒にて忯子をむかへ給はんとし給ふ事
爲光大納言女忯子 內へ參り弘徽殿に住給ふ幷忯子の御父母の事
弘徽殿女御時めき給ふ御懷姙五月にて里へ出させ給ふ事
同女御御つはりより引續て御惱の事
同女御又內へ七八日の中參り居給ふ帝御寵愛の事
同女御薨去の事 帝幷父大納言光卿なけきの事 帝花山の嚴久阿闍梨に說法をきゝ給ふ事
寛和二年 世中法師尼に成る者多き事
六月廿二日 帝花山 內を出て御頓世の事義懷中納言實所の御前にてふしまろひなきし事中納言幷惟成の辨花山に尋進參りて二人ともに出家の事
〇一條帝 六月二十三日 一條帝位につかせ給ひ三條帝立坊の事
〇さま〱のよろこひ
六月廿三日 東三條おとゝ兼家公攝政爲光大納言右大臣になり給ふ事
七月五日 梅壺の女御立后 本稱皇太后宮事 兼家公ノ御女詮子圓融后
道隆道兼道長昇進の事
攝政の姫宮女宮の宣旨になり給ひし事
東宮三條御元服の時攝政の姫君綏子御そひ伏に參り給ふ御用意の事
綏子の母對の御方の事幷宮の御櫛匣殿の御事
兼家の御子女三人道隆道兼道長生質幷 北方男女君達等の事
高內侍の事

東三條女院四十御賀の事

若宮（媄子）を女院内へつれ參り給ふ事

九月 女院（東三條）石山詣綾御帳白金鉢を奉る僧に法服をたまふ寺へ封など加へ給ふ事幷御歌宣旨君和歌の事

十月 土御門殿にて四十御賀　行幸の事幷御屛風の歌の事　頼宗（納蘇利）頼通（陵王）を舞給ふ事庭の紅葉の事

御送り物の事還幸の事女院も三條院に歸り給ふ事

女院内へ參り給ふ幷やかて出させたまふ事

女院御惱　帝（一條）三條殿へ行幸の事

十二月廿二日 女院平惟中か家へ所かへさせ給ふ幷薨去の事

女院（東三條院）御葬送の事　天下らうあん（諒闇）の事

長保二年 四年二月中 花山の慈德寺にて御法事寢翰の御經供養の事

彈正宮爲尊親王（冷泉皇子）薨去（二十五歲）幷同北方尼と成給ふ事

八月末日 淑景舍女御（伊周公妹中姬君）薨去の事宣耀殿（娍子）御なやみの事

〇はつはな

長保五年 改元寬弘 たつ君（田鶴）（賴通）十二歲の冬元服の事明二月に春日使立給ふ事幷花山帝道長公公任卿和歌の事

一宮敦康親王の御母代御櫛匣殿（シロク）し給ふ事（御櫛匣殿は通隆公女后宮定子妹）

道長公と隆家中納言と中よく語り給ふ事

東宮女御宣耀殿（娍子）の御腹に宮達多き事

道長公中宮の大納言の君（源雅信公孫時通女）を愛し給ふ事

御櫛匣殿（道隆公女）十七八歲薨し給ふ事

寬弘二年 教通賴宗元服任官の事（教通少將 賴宗兵衛督）（道長ノ二三男）

賴通中將に拜任の事（道長ノ嫡男）

賴通中將加茂祭の使せさせ給ふ道長公一條に棧敷を作りて見物花山帝帥宮敦道　御車にて御見物にいでたまふ御よそひの事

和泉式部帥宮の御車に乘る事

伊周公准大臣にうつり御封とも得たまふ事

十一月 内裡燒失の事

寬弘三年 道長公みたけ精進御用意の事

土御門殿にて道長公くらへ馬見給ふ事

花山帝御幸道長公馬車奉り給ふ事

花山院皇女冷泉院へ入れ奉り右冷泉帝の五六の女宮になそらへ御封ともわかち付給ふ事

五六女宮（花山皇子）烏合見給ふ事

帝（一條）一條院東宮琵琶殿におはしますの事

内裡燒失帝一條今内裏に居給ひ東宮三條帝琵琶殿に御座の事
かんのとの妍子東宮へ三條帝參給ふ事
妍子の御調度勝れてはなやかなる事
寛弘七年 伊周公去々年より大臣の御封得たまへとも國の守奉らさりし事
正月廿九日 伊周公薨御の事卅七歳北方へ御遺言の事
伊周公の君達道雅女子二御生質の事幷伊周公はらからの事
小一條濟時の中娘師宮敦道にむかへ給ふ事
和泉守道貞か妻和泉式部を師宮愛し給ひ濟時の姫君をは離別の事
和泉式部を彈正宮も爲尊おもひかけ給ひし事
師宮の北方道隆公女三男も一條邊に獨住給ふ事
具平親王薨去の事智君賴通公あつかひ給ひし事
右爲光公四君花山帝通ひ給ひし方鷹司殿爲光公女君達居所に居給ふを倫子の御方へむかへ取給ふ事
一條の御棧敷にて齋院の渡り給ふをわか宮後一條御見物の事幷齋院御車より扇を出し給ふ齋院道長公御歌の事
右大臣顯光女延子式部卿宮後ニ小一條院三條帝ノ一宮の北方後號堀河女御にむかへ給ふ事
賴宗の中將師殿伊周の女にかよひ給ふ事
賴宗の中將艶色なる事
師殿の次の姫君中宮上東門院に候し給ふべきの事
師宮敦道薨去の事
一宮敦康御元服稱師宮一品になし奉らせ給ふ事

○石蔭

寛弘八年 帝一條位をれり給はんと思召事
六月十一日 東宮三條帝一條院へ行啓の事
一宮敦康を越て二宮後一條帝立坊の事幷彰子中宮心くるしと仰られし事
六月十三日 ○三條帝御讓位の事
六月十九日 院一條御なやみ御くしおろさせ給ふ事
一條帝御治世廿五年なる事
六月廿二日 院一條崩御の事
七月八日 御送葬石蔭へ參り給ふ按察大納言實資和歌右京命婦返し事
師宮敦康御骨をとり大藏卿正光おひ奉る事幷賴宗

（正月）中宮（妍子）御懐姙にて内を出給ふ事并京極殿はかたふさかり故東三條殿へ出給ふ事

顯信の右馬の頭出家の事并無動寺に居給ふ事

道長公横川に行て入道顯信に御逢ひの事

顯信入道へ宮々より送り給ふ御衣を僧ともに送り給ふ事

皇后宮（娍子）内へ參り給ふ姫宮（禔子）もともに參り給ふ

教通公四條公任の女にかよひ住給ふ事

公任の女御母の事并御こゝろあらはしし給ふ事

〇つほみはな

承香殿女御（一條帝女御元子顯光公女）へ源宰相頼定忍ひかよひ給ふ事

付右大臣殿（顯光公）女御を尼にしたまひし事

右大臣殿女御を追やり給ふ故御めのとの家（實誓僧都の車宿の家）に居給ひ髮もはへ給ひ頼定猶かよひ住給ふ事

くらへやの女御（一條帝女御尊子道兼公女）を修理かみ通任にあはせ給ふ事

中宮（妍子）のかりに居給ひし東三條院焼亡によりて齊信の大炊御門家に移り給ふ事并齊信大納言より中宮へ村上の御日記を佐理卿女又延幹等にかゝせて奉る事女房達へも送り物の事

中宮齊信大納言の家より又土御門殿（道長公御家）へ移給ふ事

（七月六日）中宮御産禎子（後陽明門院）御誕生の事

内より御はかし持參る事并女宮へ御はかし奉るは例なき事

御産後御規式の事

さし遠が女伊勢守が女御めのとに參る事

（八月末）若宮（禎子）御髮のなかく生ひ給ふ事

御五十日里にてきこしめす事

（九月）土御門殿へ行幸の事并御遊の事

道長公の家子家司加階の事并道長公舞踏し給ふ事

（十一月十日）中宮内へ歸り入給ふ事

若宮（禎子）御めのと其外さるへき公卿の女子中宮へ宮仕の事

（長和三年）年始の景色の事帝（三條）若宮（禎子）御愛しの事

帝中宮御贈答の御歌の事

司召の事

公任卿の姫君（敎通公室）御懷姙の事
內裡炎上の事帝中宮共に松本といふ所へ遷行の事
南殿淸涼殿其外異殿作べき宣旨下る事
四月みあれの日手斧始の事
石淸水臨時の祭の日若宮（禎子）御めのと內を出給ふ
に道長公添て出給ふ時中宮と道長公と贈答の御歌
の事
道長公のうへ（倫子）若宮（禎子）とともに（倫子ノ母上穆子歟）一條院殿の尼上
へ參り給ふ　尼上の御引出物に香合の箱に名香を
入道風の御手本を白かねこかねの金物の箱に入て
奉り給ふ事

○玉の村菊

（長和三年）東宮七歲にて御文はしめ學士にたかちか參る事
左右內の大臣（并）殿（道長公）の君達御官職の事
（八月十餘日）敎通公の北方三條の家にて女子を出生の事
中宮（姸子）より敎通公女へ御衣を送り給ふ和歌の事
中納言隆家（公）目をわつらひ給ふて引籠し事
大貳のしそと人をおほやけに奉る事
隆家しそに目をつくろはせんと奏し給ふ事
（九月）倫子宇治殿におはして紅葉につけて和歌を中宮へ
送り給ふ（并）中宮御返しの事
（長和四年）（四月一日）姬宮（伊周子）御袴着の事（三歲）
隆圓僧都遷化の事
（五月）帥中納言（隆家）筑紫へ下り給ふ事
（三條）賴通大納言左大將（移歟）懸給ふ事
帝皇女（禔子）を賴通大將にあつけ給はんと思召事
賴通公なやみ給ふ事賴通公室（具平親王御女）の御めのと木
母の神へいのりてなやみ給ふと云事
快歸の事
上東門院に候せし山井の四君へ賴通公通ひ給ひし
事
（十月）山井四君懷姙（并）女子出生母子とも早世の事
（十一月）內裏出來遷幸の事（并）皇后宮內へ參居給ふ事
新內裏又炎上の事
（三條）帝琵琶殿に遷行東宮（後一條）は一條院におはしませし事
（三條）帝御惱の事　御歌の事こゝろにも
（長和五年）（正月十九日）御讓位の事（并）しきふ卿宮（小一條院）立坊の事
○後一條帝　一三條院は其儘琵琶殿に帝は其儘一條院に東宮

は顯光家堀河院におはしませしを皇后宮の東對に渡り住給ふ事
帥宮を式部卿になり給ふ敦康事
大極殿にて御即位の事
承香殿女御賴定の子をうみ給ふ事
式部卿敦康親王御生質の事
具平親王の中の姬君子賁に敦康親王を聟に取給ふ事
同おこ姬十歳嫥子三條の入道一品宮養ひて齋宮に立給ふ事
三條院を造改め給ふ事入道一品宮の居給ふ所
五月上東門院より姬宮禎子へ藥玉奉り給ふ御歌幷中宮御返しの事
七月一日法興院の御八講の事
一條尼上死去の事雅信北方倫子母公穆子
土御門殿道長公家炎上幷御寶物とも多く燒失の事
八月法興院も燒失幷道長公二條殿にわたらせ給ふ事
土御門殿手斧初の事
九月一條尼上觀音寺へ御送葬倫子賴道公其外殿原送り奉る事
御送葬の又の日倫子より中宮妍子へ御歌の事
十二月二日琵琶殿炎上の事東宮亮なりとをが家に院中宮妍子ともに渡り給ふ事
三條院造終て院御移り中宮は讃岐守なりふさが家に居給ふ事
命婦のめのとゝ辨のめのとゝ贈答和歌の事
中宮妍子も三條院へわたりすませ給ふ事
三條院庭景氣の事公任大納言松か浦島と云ひかけし事
御禊の事女御代に道長公の高松殿腹の姬君出給ふ事
御禊帝御幼少故上東門院の御車にたちてまつり給ふ事
同大將衞門督左右の人々の事
同右大臣內大臣馬にて仕まつり給ふ道長公は御車にて渡り給ふ事
十一月大嘗會の事風俗の歌悠紀藏人吉滋爲政主基大內記藤原範忠
豐明の夜月のあかりければ里人の歌の事
前齋宮當子三條皇女のほりて皇后宮におはしますす事
前齋宮へ道雅伊周子の通ひ給ふ事

前齋宮の中將の内侍を道雅の家へ取置し事
寛仁元年三月四日道長公辭左大臣事并堀河顯光左大臣閑院公季右
大臣の事
同十七日道長公攝政を内大臣頼通公に讓給ふ事
道長公并倫子准三后の事
四條宮遵子皇太后宮薨御の事
○木綿四手
通雅の中將前齋宮當子へ密通の和歌
前齋宮尼になり給ふ事
五月九日三條院御髮おろし給ふ事
三條帝崩御の事并石蔭へ御送葬の事
宮々土とのに居給ふ事
いたみの和歌たうめい阿闍梨和歌の事
禎子内親王三條皇女一品し給ふ事
三條帝の宮達皇后宮に御そう分わかち奉る事
三條院の寢殿を寺に作り給ふ事
六月廿五日三條院にて御法事の事
禎子宮三條帝を戀したひ給ふ事
小一條院廿四歳世をいたみて東宮をさらせ給ひ院
と申奉る事
八月九日後朱雀帝東宮にたゝせ給ふ事九歳
小一條院年官年爵藏人判官代など定めの事
東宮大夫に頼宗權大夫に公信傅に公季公成給ふ事
倫子八幡詣の事中宮より御歌の事
雅通中將逝去の事
當子の宮の世をいとひ給ふを皇后宮娍子なげき給
ふ事
中宮妍子御歌の事
加茂行幸并中宮妍子一條宮の北御門前を渡り給ふ宮御見物
の事
中宮妍子と大宮上東門院御贈答和歌の事
道長公の女御櫛笥殿と申を小一條院をむこ取給ふ
事
小一條院歸り給ひて御櫛笥殿へ御使の事
御使にかつけ物給ふ事并御所あらはしの事
女御小一條女御延子并堀川大臣顯光御なげきの事
院小一條院堀川へ渡らせ給へば荒れわたりたる事
堀川顯光公女御延子モ并女御延子三十計にことし成給ふ事

十月初雪に二位中納言殿能信より一條の宮妍子へ御歌の事并命婦のめのと返歌の事
十月十六日道長公女威子立后の事後一條帝
中宮妍子を皇太后宮と申奉る事
中宮大夫に能信中納言なり給ふ事
十二月敎通大將の姫君五ッ三ッになり給ふに袴着の事
小一條院女御道長公女高松腹若宮を產給ふ七日過て若宮早世の事
道長公御八講の事御經手自書給ふ事
二月朔日式部卿敦康親王薨去の事并此宮不幸の事
寬仁三年式部卿宮御法事を法興院にて行ひ給ふ事
古道兼公粟田殿北方尼になりて中宮に參りて御あつかひし給ふ事
堀河院の事
南院古敦康の家さひしき事
女御延子堀河大臣御なけき院小一條此女御へ參り給ふ事かれ〳〵成事
三條帝四宮師明を院小一條の御子にし給ひし事
四宮師明仁和寺にて御出家の事并皇后宮皇太后宮より御裝束を師明へ奉り給ふ事
〇疑
三月十七日ヨリ道長公太政大臣の位をかへし奉給ふ事考是ハ夫寬仁二年二月ノ事ナリ
道長公重く惱み給ふ事
道長公男女の君達所々御祈りの事
三月廿七日道長公御出家の事
三月晦日道長公惱快なり給ふ宮々夫々へ歸り給ふ事上東門院中宮威子
御衣かへにから衣にそへて大宮上東門院へ奉り給ふ道長公御歌并大宮御返し和泉式部大宮の宣旨歌事
或人御前の泉を見て和歌馬の中將瀧の音を聞て和歌の事
御堂建立方四町に大垣をなしゝ事
宮々の御符御莊より一日に五六百人夫を奉り給ふ事御堂建立のありさまいろ〳〵の事
道長公は弘法大師又聖德太子の再來といふ事
十月道長公御受戒のため奈良へ參り給ふ事
東大寺にて御受戒并倉をひらかせ御覽の事

○もとのしつく

賴定卿の御佛事しせいそう都の家にてありし事
堀河殿を顯光と女御元子と論せられし事
十月傅殿道綱出家并薨し給ふ事
十一月廿九日行成卿大貳を辭し源中納言經房大貳になり給ふ事
同行成卿大納言に任せる日公信宰相別當かけ給ふ事
治安元年二月十餘日かんの殿東宮後朱雀へまいり給ふ事かんの殿は道長公女嬉子　東宮は梅壺かんの殿は登花殿に住給ふ御事
東宮御年十三かんの殿十五になり給ふ并御めのと
小式部の君の事
道長公北方倫子源雅信女高松殿高明公女御兩方とも出家の事
三月經房卿大貳に下り給ふ都になこりおしみ給ふ事
行成卿女十五歲　長家卿の北方逝去北山へ葬送の事
并長家卿行成卿北方同男良經和歌の事
世尊寺にて佛事行成卿の女の筆の經供養の事
五月廿五日堀河大臣顯光公薨去の事
小一條院の宮今堀河殿より右衞門大夫宗行が家へ渡り給ふ事
公季公の男如源僧都死去の事

七月賴通公左大臣右大臣に實資公內大臣に敎通公太政大臣に公季公なり給ふ事
皇太后宮姸子の女房經を書寫する事并御堂にて經供養さま〳〵經のかざり供養の品の事
十月春日行幸上東門院もひとつ御こしにおはしませし事
上東門院御歌の事
永昭法師僧都に成給ふ事
奈良の七大寺の僧色々のさゝけもの事
齊信卿の女に長家の中將を聟に取給ふ事
齊信卿の女手よく書繪をもかき給ふ事
齊信卿大炊御門の家燒失の事并長家二條の棧敷に渡り給ふ事
十二月倫子の御堂建立御堂のいぬい并御堂供養の事
治安二年四月琵琶殿作り出來皇太后宮姸子わたらせ給ふ事
正月雪の日皇太后宮姸子と上東門院御歌の贈答の事
二月公任卿同北方同姬君女御諟子　天王寺へ參り給ふ事
三月公任卿姬君逝去の事并公任卿同北方御歌の事
一品宮禎子　御方のらうへの名の事

舞樂の事萬歲樂を家子の君達舞給ふ事
かざしの花金銀にて菊を作る藏人は村菊を成たる
二葢のうへの袴の事
經通涼王舞能長らくそむを舞給ふ事納蘇利イニ
夜るの御遊びの事并盃の御歌殿原仕り給ふ事
十二月十二日
御堂殿七大寺めぐりし給ふ事
師中納經房つくしにて薨する事

○後悔の大將

十二月晦日
敎通の北方小二條殿にて産の事公任卿女
北方なやみ加持きねんの事
萬壽元年正月五日
北方逝去の事　男女君達の事
くちよさし給ふ尼上公任ノ室もしのひて行給ふ事
正月十四日
北方を前相模守たかよし夢に見し事
北方葬送敎通公公任卿もたぐり參り給ふ事
二月十八日
敎通公の夢に北方の和歌よみ給ふを見給ふ事
長谷にて北方の御法事の事
敎通公小二條殿に渡り住給ふ事
二月晦日
御堂火難に僧坊二ケ所燒失外はふせき留し事

御堂殿道長公高松腹の姫君に師房公を聟養子にし給ふ事
三月
一條帝の一品宮脩子出家受戒の事
賴宗の中姫君延子を一品宮脩子やしない置給ふ事

○とりの舞

二月
御堂の東に又御堂藥師堂造立の事
六月
大原入道時叙倫子兄うせ給ふにより供養延引の事
新御堂藥師堂供養佛像を車にて引事事果て僧ども
かく人へ祿かつけもの給ふ事
四月廿日
山の舍利をおろし祇陀林寺にて舍利會の事并昔慈
惠僧正吉田にて母のために舍利會を行し事
五月五日
御堂殿にて此講例の五月に行給ふ事
六月廿六日
御くしけ殿敎道公女三子藥玉を見て和歌の事
新藥師堂供養はしらの繪飯室の阿闍梨畫し事
七佛藥師十二神將を安する事僧樂人かつけ物の事

○こまくらへ異本駒くらへの行幸

高陽院殿のあり樣の事
九月十四日
大宮上東門院高陽院へ渡り給ふ事
同十九日
行幸後一條行啓後朱雀陣よりおりさせ莚道をはり給

家へおはします事

二月十日
中宮威子御産章子御誕生の事幷内より御はかし參
る一品宮禎子の生れさせ給ふ例なる事

出雲前司よりつねが妻御めのとに參る事

萬壽四年正月
琵琶殿臨時の客の事

わか君みすの中より出給ふ事わか君何れ歟不審禎子歟禎子は當(マヽ)東宮へ參り給ふ
しかれは今少なさなひ給ふへし追可考

女院の土御門殿へ行幸行啓の事後一條 後朱雀

京極大炊御門火事の事法興院燒失の事

若宮章子御五十日の事

三月六日
一品宮禎子東宮へ參り給ふ御定めの事

一品宮御なやみの事

十七日
一品宮へ東宮より行經少將御使に參る事

其日宮の御もうけの事

一品宮の御しつらひ弘徽殿なる事

一品宮へ女院中宮院宮々關白殿內大臣殿より御送
り物の事

三月廿二日
一品宮へ東宮より御使東宮へ入らせ給ふ事

東宮承香殿をしつらひ居給ふ事

四月二日
東宮の若宮後冷泉御袴着の事

同九日
帝中宮の御方へ渡りはしめ給ふ事

御衣かへの御几帳の事

○たまのかさり

東宮は十九一品宮は十五にならせ給ふ事

琵琶殿妍子御なやみの事

殿の上倫子琵琶殿へ參り給ふ事

法成寺に十齋堂建立供養の事

五月十四日
右馬入道顯信逝去の事

六月二日
一品宮禎子 琵琶殿へ出させ東のひさしに居給ふ事

六月廿二日
民部卿俊賢 病氣にて出家の事

百體の釋迦堂供養の事

琵琶殿御なやみ少しおこたらせ給ふ事

さくせうとみ僧御ものゝけあらはしたる賞に阿闍
梨になさる事

七月十一日ビハ殿ノ
わか君三條院へわたり給ふ事此若君如何追而可考

琵琶殿御堂の五大堂にこもらせ給ふ事

內大臣殿教通 新宅へうつらせ給ふ事

百體の釋迦堂供養幷僧にふせたまふ事

維摩經供養の事
九月七日 皇太后宮妍子 いまみなみ殿にわたらせ給ふ事
皇太后宮御くしをそぎ給ふ事
九月四日 皇太后宮薨御の事
同そき給ふ御くしの事
祇園東大谷へ御葬り糸毛の御車にて出給ふ事
關白殿は御忌の日ゆゑ御送葬に參り給はぬ事
女房の歌の事
御骨は木幡におさめし事
皇太后宮作置給ふ佛とも供養の事
十月廿八日 同御法事女房達 并和泉式部赤染右衛門の歌の事
并其時あみた堂の御しつらひの事みす墨染なる事
内侍和歌の事
十二月九日 一品宮御堂より琵琶殿へかへり住給ふ事

○鶴の林

道長公惱み給ふ事并加持祈など留め給ひし事
五節の舞姫道長公の殿原御ふくゆへ御覽なき事
十一月十九日 一品宮禎子 琵琶殿わたらせ給ふが道長公へ參り給ふ事
源師房の北方道長公女懷妊にて三條の安藝前司よしすけが家に渡り給ふ事
中宮威子 道長公の家へ出給ふ事
道長公手自書給ふ草子を女院へ上東門院奉るとて御歌の事并女院御返し又道長公御返しの事
十一月 道長公阿彌陀堂に移り給ふ事
御堂殿へ行幸 廿五日後一條 行啓の事 廿八日後朱雀
關白殿の上家司因幡前司近忠美濃守に任す下の家に左衛門督爲賢は使をかけし事
御堂へ五百戸の御封よせさせ給ふ事并絹三百疋布千端御堂の誦經におこなへ給ふ事
國々守道長公の惱みをとふらふとて參り集りし事
御堂に移らん念佛はじめ給ふ事并三位中將入道參り居給ふ事
十二月四日 道長公薨去の事六十二歳
同七日 同鳥部野にて御葬送の事
同御骨を木幡におさむる事
鳥部野にて忠命内供和歌并公任卿其和歌批判の事
侍從大納言行成卿薨し給ふ事并行成男女君達の事
長谷の入道公任より中宮大夫齊信に和歌を送り給ふ并返歌事

中宮并三位入道夢に道長公下品下生に至るといふ事を見たまふ事

關白殿頼通御忌の程に經を供養の事

道長公御領御庄を御堂とうへ倫子とへ分ち給ふ事并御堂の網を夫々へ分ち給ふ事

御厩の馬を僧達に配あたへ給ふ事

十二月廿一日女院御堂殿の御爲に經をかゝせ供養の事

縫の佛金泥の經御佛事の料に出來し事

源師房卿北方御産の事

長元元年正月廿八日御堂殿にて御佛事の事

同日行成卿の世尊寺にて御佛事の事

二月廿日除目の事長家の中納言被任大納言事

齊信卿民部卿に被任事

齊信卿は今の大貳これのりが家に住給ふ事

齊信卿は倫子の子にむかしよりしをき給ふゆへ一ッ所に住給ふ事

御堂の百體の觀音は阿彌陀堂に一所に置給ふ事

此卷末に曰つぎ〳〵の有様どもまた〳〵あるべしみきゝ給らん人もかきつけ給へかし云々以是考は

赤染爰に筆をとゞめて此次殿上花見よりは續編のこゝろ歟此卷長元元年二月迄記次殿上花見には長元三年十二月より記たり長元元年三月より長元二年長元三年十二月迄事闕たり又疑の卷淨妙寺建立の事を記せしに寛仁二年道長公の火をうちて燈し給ひし火この廿餘年いまだ消ぬよし書たり寛仁二年より廿餘年後は長暦年中也又蛛の振廻の卷の後は長暦年後のことなれば旁此篇までは長暦中に赤染かきて爰に筆をとゞめ後年又殿上花見卷長元三年十二月に筆を起したる事明也

栄花物語下之巻

後一條帝（末）　長元三四五六七八九
後朱雀帝　長暦二三　長久二三四　寛徳二
後冷泉帝　永承（二閏）三四五六（七閏）七　天喜二三四五
康平二三四五六七　治暦二（三閏）（四閏）
後三條帝（延久元閏）　延久二三四
白河帝　五　承保二三　承暦二三四　永保（元閏）
二三　應徳　二三
堀河帝　寛治二三（四閏）五六
従後一條帝長元三年至堀河帝寛治六年　凡六十三年
上自寛平九年　下至寛治六年　凡百九十六年

栄花物語目録年立巻下

○殿上の花見
入道道長公君達繁昌の事
（長元三年）章子（後一條皇女母中宮威子五歳）（十二月十四日）御はかま着の事
其又の日土器とりし和歌の事
祝の心をよめる和歌の事
章子一品したまひ男かうふり女かうふりつかさなと得たまふ事
教通公頼宗卿の男女君達の事
みくしけ殿（教通公女生子）内へまいらせんと思召事
頼宗卿の大姫君は小一條院へまゐり小姫君は脩子一品宮のもとへ参り給ふ事
頼宗卿の小姫君を一品宮（脩子）の御子にしたてまつりて三條宮におはしまし手をかき箏のことひき給ふ事
敦康親王の女（嫄子）の事
生子頼宗卿女の事
中宮（威子卅一二）并みや達の事
（長元四年）藤壺の東面一品宮（章子）西面は二宮（馨子）にしつらは

師房の左衞門督齋院の別當藏人辨つねなか同長官の事

長元五年四月齋院御禊の日大せんにいらせ給ふ事

八月廿日中宮齋院へ行啓の事

長元六年子の日に兼房やますけを手まさぐりて和歌の事

出羽辨かへし

齋院わたらせ給ふ年にて御用意さま〴〵の事

女院うへの御局にいらせ給ふ事

東宮の一の宮後冷泉此院上東門にいたまふ事

美作の三位といふ女房後一條皇女章子馨子を擧奉る事

東宮の一品宮禎子の御腹の女宮の事

十月中宮齋院馨子に行啓の事

同廿日より齋院にて庚申の御遊ひ　和歌連歌の事

〇歌合

鷹司殿倫子七十賀の事

女院上東門院中宮威子鷹司殿へ行啓の事

中宮の行啓の規式の事

御賀の又の日清涼殿の東面にて昨日の規式をまなびて一品宮章子に御覽ぜさせ給ふ事

賀の歌は祭主輔親赤染衞門出羽辨經任よみし事書手は佐理卿の女かき給ふ事

長元七年正月二日女院上東門院へ行幸行啓の事

中宮大饗の事

同廿日內宴の事

三月のり弓前方隆國の頭中將後方は經任の辨なる事

隆國勝て加茂に詣て齋院馨子へ參りて遊ひ歌よみし事

三月倫子より中宮へ藤の花を奉るとて和歌同御返しの事

道長公の女君いつれも手よくかき給ふ事

三月晦日藤壺章子居給ふにて藤の宴したまふ事

四月祭日小一條院の下部ろうぜきの事

小一條院男女御子の事并留り女御下野守女の事

五月十餘日に撿非違使なとたつ宣旨下る事

小一條院高陽院にわたらせ給ふ事

いよ中納言君出羽の辨和歌の事

師房女郎花に付し和歌源少將なでしこの和歌の事

新嘗會に雨のふりし日源少將の連歌

長久五年九月
寛德元年 通房大將(賴通公一男)薨去の事
通房の北方(大納言師房卿女)和歌并宰相の君返歌の事
亭主師房大納言和歌又通房の北方通房の扇を見て和歌
通房の北方と東宮大夫姫君と和歌贈答
師房卿北方と中納言の内侍和歌贈答
九月 上東門院九月の御念佛に一品の宮渡り給ふ事
麗景殿女御(賴宗公女延子)懷姙の事
極月 賴宗卿任大將事
廿日 帝御にきみにて御惱の事
〔個の後の卷過半根合の内へ入べき歟

後拾遺(雜二) なかの關白少將に侍りける時はらからなる人にものいひわたり侍けりたのめてこさりけるつとめて女にかはりてよめる赤染右衛門(考るに中關白と通せしは馬内侍也馬内侍集に此歌あれは女にかはると云女は馬内侍なり兄弟なりしか又共に一條帝の皇后に仕たりし間柄ゆゑはらからと書たる歟)

やすらはてねなましものをさよ更て
　かたふくまでの月をみしかな

同集(雜一) 中關白少將に侍ける時内の御ものいみにこもるとて月のいらぬさきにといそき出侍りければつとめて女にかはりてつかはしける　赤染右衛門

いりぬとて人のいそきし月影は
　出ての後もひさしくそみし

同集(賀) 匡房朝臣うまれて侍けるにうふきぬぬはせてつかはすとてよめる　赤染右衛門

雲のうへにのほらんまてもみてしかな
　鶴の毛衣年ふさならは

おなし七夜によみ侍りける

千代をいのる心のうちのすゝしきは
　たえせぬ家の風にそ有ける

中關白(道隆公)左少將を公卿補任に考るに天延二年十月より貞元二年正月迄中二年也さらはやすらはていりぬとての歌とも天延三年貞元元年二年の内にあるへし又匡房朝臣の誕生を補任にて考るに長久二年也此長久二年の天延三年にたくるゝ事六十五年也さて此天延三年に赤染の年纔に十七八歳とし てかそへても長久二年の雲のうへ千よをいのる等の歌の年八十三四なるなり此年序をもて榮花物語

を書しを考るに鶴の林卅巻に長元元年筆をこゝにさゝむさ書し年七十歳也又其の巻十五巻寛仁二年道長公の火をうちて燈し給ひし火この廿餘年いまた消ぬよしを書し寛仁二年より廿餘年後は長暦年中に當れる也此詞を以て思へは長元元年に筆をさゝめし物語の草稿を長暦中に清書してかくは書し歟此長暦中は赤染の年八十計なり又此物語の終は堀河帝寛治なり其比は赤染の年百四十にも及ぶへしよりて考れは殿上の花見以下十巻は後人の繼て書たるものなるべしよて始三十巻鶴の林の巻まて榮花のかみの巻といひたれは次十巻をは下の巻さやいふへき大かゝみに世繼の名をしるせしには鶴の林まてを書たれば三十巻はかりをよつぎさいふと見えたり次の十巻のはしめ出羽の辨の歌多く出たればも見たりし此人の書つきけるにや

〇根合 後朱雀

寛德二年 帝御にきみおもらせ給ふ 并上東門院渡らせ給ふ事

生子女御 敎通公女 梅壺 内を出給ふ帝御文の事

皇后宮 禎子 内へ渡り給はんとし給ふ人々留め奉る事

正月十四日 齋宮 良子 准三宮の宣旨下る事

梅壺女御 生子 御懷妊ともなくなり給ふ敎通公御なげきの事

〇後冷泉帝御讓位の事新帝糸毛にて渡らせ給ひ還御の時御こし奉る事

二月十八日 後朱雀帝崩去の事 三十七にならせ給ふ

梅壺女御經をかき經よみ給ふ事

四月 麗景殿女御 延子 皇女 正子 うみ給ふ事

四月八日 御即位の事 京極殿にて行給ふ事 帝二十一 章子二十

後朱雀帝崩御の時男女君達和歌どもの事

東宮 後二條 十二 閑院におはします禎子も一所におはします齋宮 良子 十七 齋院 娟子 十五 も同し所におり居させ給ふ事

生子女御御有樣めて度おはします事 御年卅二三

上東門院白河殿に住給ふ京極殿をは一品宮 章子 に奉り給ふ事 并梅壺女御 生子 女院へ御歌の事

同女御虫の聲につけ又七月七日の御歌事

永承元年 大膳大夫範長このもりの侍從のもとへの歌

梅壺女御生子准三后にならせ年宮年爵得たまふ事

五月五日 內裏にて根合 并和歌中宮章子皇后宮寛子女房裝束の事

永承六年此間永承七年ノ丁闕

天喜元年 師實元服賴通公男の事

三條殿薨給ふ事賴通公北方寛子の母 皇后宮內を出給ふ事

此程帝冷泉院におはします事

皇后宮寛子 三條殿の四十九日はてゝ內へかへらせ給ふ事

帝後冷泉 御わらはやみの事御物怪冷泉院左大臣出給ふ 并いは神の事

帝高陽院に渡御中宮章子 其夜渡御二三日ありて皇后宮女御も渡らせ給ふ事 并高陽院の樣體の事

六月 鷹司殿倫子薨去の事

天喜二年 正月 皇居高陽院燒亡の事

帝冷泉院に渡御中宮皇后宮も同しく渡り給ふ事

四條宮に遷幸の事

相撲の事 女房の和歌の事

九月 帝京極殿に又遷幸の事

十二月八日 皇居京極殿燒亡の事

帝後冷泉 民部卿の三條の家遷幸女院上東門院とも同しく居給ふ事

中宮章子 權大夫經輔の大炊御門に皇后宮は賴通公へ出させ給ふ事

同廿七日 一條院に冷泉院を移し作らせ給ひ帝中宮皇后宮女御も渡り給ふ事

考自讀抄一條院を作らる、こと天喜三四年なり爰に其年とするは誤歟

師實臨時の祭の舞人したまふ事 并三條殿師實母に似給ふ事

一條院の皇居燒亡の事

高陽院を內の定に作りて遷幸の事

附箋天喜三年かくるか

天喜四年 中納言中將師實皇后宮の小少將と云人密通子產し事

東宮後三條に齋院馨子參り給ふ事

滋野井女御俊子公成女能信養女 に男女の宮達多くおはします事

中宮章子を帝やんごとなく思召事

皇后宮によき女房多き事

延久五年 二月廿八日 一院 後三條 女院 陽明門院 一品宮 聰子 天王寺へ詣給ふ事 幷みな御車二つ苑御車のかざりの事
八幡へ御參詣の事
けふは上達部狩裝束その外かち裝束の事
橋本より御舟を召事 廿二日辰の刻御舟出る
江口の遊ひ二舟參る事
御舟樂の事
長良 ナラ の橋の跡柱ひとつ殘りしを御覽の事
中津川にて攝津守くたものゝ折櫃奉る事
廿二日 住吉へ御參詣の事
廿三四日 天王寺御參詣の事
廿五日 又御舟にめす事みてくら嶋といふ所御覽する事
廿六日 御製 幷御供の男女和歌の事題左大辨實政奉る事
廿七日 御舟出淀より御上り御歸京幷左大臣殿御迎の事
四月廿九日 一院 後三條 中宮 馨子 同し日御くしおろし給ふ事
五月七日 一院崩御の事
一品宮 聰子 前齋院 娟子 女御 基子 みな尼になり給ふ事
堀河女御 昭子 も尼になり給ふ事
一院をいたみ奉る男女の和歌の事

○布引の瀧

承保元年 二月二日 宇治殿 賴通 薨去の事八十三歲
式部卿宮 敦賢 の姫君 凉子 齋宮に立給ふ事
小一條院の姫君 齊子 齋院に立給ふ事
賢子 師實養女 立后の事
太皇太后 章子 女院になり給ふ事
帝御親ならぬ故女院になり給ひて受領を得給はぬ事
四條宮 寬子 太皇大后にあかり給ふ事
后大饗に東三條殿をみかきしつらひ給ふ事
源大納言 俊房 顯房歟 後冷泉院の式部命婦と云人の腹の姫君の事 幷其姫君東北院におはして白河帝の皇子 覺法歟 誕生の事
大女院は上東門院又東北院と稱し奉る事
女院をは二條院と申奉る事
十月十六日 御禊の女御代に藤大納言 忠家 の姫君立給ふ事
十月一日 上東門院薨御の事八十七歲
幷御葬送に關白殿 敎通 七十九歲 おくり給ふ事

西院の御堂木幡の僧正靜圓か知りしを女院薨御後
長谷の法師靜覺知りし事
十二月廿五日 中宮賢子伊豫守か家にて御産敦文誕生の事
承保二年 七夜御きしき八日にいろ〳〵きかへたる事
中宮へ行幸の事
中宮弘徽殿にいさせ給ふ若君敦文の御めのとの事
中宮又御懷妊の事
九月廿四日 左大臣師實公 大井川に紅葉見に渡り給ふ事あり
しに關白殿教通御なやみにてやみにし事
關白殿教通薨去の事
師實公關白の宣旨を蒙り給ふ事
師通元服中將にて春日の使の事
皇太后宮寬子に賴圓か女さむらゐけるに殿師實お
もひ給ひて男御子ふたり家忠尋意出生の事
幷殿の御子上東門院の中納言の君といふ腹にもあ
またありし事
承保三年 中宮御産の事女宮媞子御誕生の事幷御めのとの事
わか宮敦文に馬鞍のかたを作りに御らんせさせ給
ふ事
殿師實布引の瀧見に行給ふ幷御歌の事

永保元年 二月二日 殿の臨時の客の事
三位中將殿師通去年冬俊家民部卿の聟に成給ふ事
幷俊家の男女君達の事
十二月 陽明門院に行幸の事
右大臣師房おもくなやみ給ふ事殿うへ女師房も渡り
居給ふ事
二月十七日 右大臣殿師房太政大臣の宣旨下る事
同廿日 太政大臣薨去の事幷たゝ人筋におはしまさゝる事
幷御さかへの事北方道長公女御さかへの事
師通宰相にて大將かけ給ふ事十六
みあれの月年每に行幸此御代にはしまる事
幷さしすけの中將和歌の事
關白殿加茂詣の事
女御道子能長公女三宮になし奉る事
九月廿三日 女御道子内へいらせ給ふ事御懷妊の事
帝六條殿へ遷行の事幷中宮宮々も一所にいらせ給
ふ事
あかもかさはやる事
八月 帝中宮宮々關白の上大將殿なとあかもかさの事
式部卿宮敦賢中納言能季右京大夫道家兵衞督これされ

暦二年　中宮の御爲に帝月ごとに丈六佛を作らせ御堂造りの事

十一月八日　東宮崩御の事　實仁

應德三年　鳥羽殿作られ池山ひろく作らるゝ事

十一月廿六日　〇堀河帝　二の宮に御位讓の事　八歳

中宮　賢子　薨御の後は先帝みあれの行幸齋宮の沙汰も相止る事

土御門右大臣　師房　のうへ　道長公女　薨し給ふ事　八十餘歳

十二月十六日　御即位の事

殿　師實　攝政の事

寛治元年　皇女　善子　齋宮に立給ふ事

前齋宮　媞子　院　白河帝　にのみおはします事

十月廿一日　御禊女御代に殿　師實　の姫君立給ふ事　美濃守基定ノ女ノ腹也

齋宮陽明院四條宮などの棧敷にて御禊御見物の事　前白河院

大嘗會の事

宇治殿　頼通　の上　具平親王女　薨し給ふ事　九十二歳

寛治二年　正月十九日　院へ行幸の事

二月廿二日　院　白河　高野山へ御幸の事左右大臣　俊房　顯房　供奉の事

正月廿一日　忠實元服其年春日の臨時祭に少將にて舞人し給ふ事　幷より綱が和歌の事

八幡へ行幸　すぐに鳥羽院へ行幸の事

鳥羽院のけしきの事

院　白河　と前齋宮　媞子　と一つ御車にて祭御見物の事

殿は　師實　棧敷にて御見物の事

殿は御車其外大臣大納言みな馬にてさむらふ事

二條院　章子　菩提樹院御建立の事

其所にて故院　後一條　故宮　威子　の御爲に八講五十講行ひ給ふ事

後一條帝の御影を書て　おさめ奉る事

御なをしすがたにて脇足により給ふ事

幷其御影を見て中納言君うはきみ和歌の事

菩提樹院へ經信卿參り給ふ　幷女房と和歌贈答の事

留り女御　小一條院の女御　美作守女　うせ給ふ事

寛治三年　六月　齋院退出の事　齋子　小一條皇女

白河皇女令子齋院にゐたまふ事

令子禎子院　白河　に渡り給ふ事

齋院　令子　御禊大膳職に渡らせ給ふ事

齋宮　善子　母女御　道子　ともに伊勢に下り給ふ事

四年閏

寛治五年内大殿の三位中將忠實左大臣俊房の聟に成給ふ事

寛治六年忠實中將の中納言にて春日祭の上卿したまふ事

宇治にて四條宮棧敷にて見物の事

道すから見る人の和歌に

行すへもいとゝ榮えそまさるへき
春日の山の松の木するは

抑榮花物語は赤染衛門が筆作にして帝の御代年のなもたゞしく記せしは眞名ならねど世々の國史につぎたる心なるべしされどかな物語のさまなれば一つづゝに書つゝけて移り行年月とみに見出すにまぎらはしきまゝ一條の禪閤の源氏物語に年立を書置給ひしにならひて此二帖に書付はべりぬかの文は作り物語なれば年の名もなきまゝ光君薫大將の御としをもとにたてゝしるし給なればかくは名付給しならん是は夫にはことかわりぬれど其例にしたがひしまゝ外に名をもとめず榮花物語の年立と書付置しは桃花のふかき色香をしたふこゝろなりとぞ

延享のはしめのとしの冬　　平經平誌

榮花物語抄卷一

一　月宴村上天暦元年至康保四年凡廿年冷泉安和元年至二年圓融天祿元年至二年

二　花山圓融天祿三年至永觀二年花山寬和元年至二年

三　さま〳〵の悦一條寬和二年至正暦二年

四　見はてぬ夢一條正暦二年至長德二年

月宴

康保三年八月十五夜月宴せさせ給ふことこ此卷ヮ廿九見えたり是たさりて卷名としたり

みかど六十餘代ォ一　此物語に七十三代堀河院の寬治年中までの事をしるしたればゞ七十餘代といふべくおもはるれど三十一帖以下は後人の書續なれば六十餘代と云へるなり六十九代後朱雀院以下は第三十三帖よりなり

字名の御門　第五十九代

敦仁　小印本あつきみ拾芥抄の人名錄には仁の字はひとこのみよめれど慶長二年の節用集に仁をきみとよめり姓名錄抄に仁をきむとよむ同じ事也

申けるぞ位につかせ給ける。こそはを一本

をとこみこ十六人　紹運錄に親王十六人をあげたり但兼明内親王とあるは内字衍文　此外に源姓を賜はりたるみこ六人童子とて一人あり此七人は親王になり給はぬ故にこゝにいはざるにや

その比の　の文字あまりてきこゆひろく宇多より醍醐をかけて云へる詞也さて太政大臣は基經の後絕て久しく闕官にて朱雀にいたりて藤原忠平任ぜられたり下文ゥ三只今の太政大臣にては云々と有これ

は只今のとの文字有てよろし
宇多のみかどの御時うせ給ける（りイ本） 一本よろし
かの御三郎一ウ（たイ本） 一本よろしそのは長良をさす三郎は
基經をいふ
あまたおはしましける二オ けりとあるべし
寛明親王と申ける けりとあるべし
成明親王と申ける けりとあるべし
おはしまさざり。たゞ（けり一本） 一本よろし
例なきことにてウ二 天子の姫宮の皇后になり給ふ例
なしと也しかれども此時古今にあたりて例あるを
いかなればかくいへるにか朱雀の御心に村上に奉
らんとか冷泉に奉らんとかいづれにても叔父にあ
たれば例なしとおぼしたるにか後に冷泉の后とな
り給ふ也叔父の妻となるもをばをつまとしたるも
例有也
よにめでたくおはしましける。又（に一本） 一本よろし
艶ならぬやうに（せ一本） 一本よろし
和歌のかたにも さま〴〵の悦ウ十六 まづいはひの和
歌ひとつつかうまつるべしとおほせらるゝまゝに
とありこの比ははやく歌のことを和歌ともいへる
にこそ源氏物語などにはむかへたる物なくてはい
はず
時あるも時なきも御心ざしのほどことよなけれど（よくなける一本）（きら一本） 時
あることときなき人とはみかどの御かへりみことよな
きによりてなり今こゝにてはその根源をばおしき
はめずにたゞ打みたる所にて時有と時無とめやす
くあつかひ給ひてはぢがましきことなどし給はぬ
よしをいふなり一本なればこともなくきこゆ但し
こよなしといふ詞をよろしからぬことに用ひたる
なりすぐれと云詞にむかへていへば也
くせ〴〵オ三（せイ本） 一本もよろし下文オ十くせ〴〵しうぞお
ぼし花山ウ四
御物忌（わすれ小印本） 忌を忘とよみたかへたる也小本わろし
ごすぐろくウ三 花山の巻にも
偏をつかせ 枕册子第四十三段
いしなとり 石はじきのこと也別にしるす
吹風も枝をならさず
御門の御をぢにて 御門は村上をさす忠平は村上の
御母宮の御兄弟なれば舅父にあたり給ふ
三郎の御ありさまオ四 尊卑分脈に忠平公の御子に師

保出家 とありこれなるべし疑の巻に此兄弟をならべのせたるに三郎をいはず出家なればなるべし

やがていとやむこと 父君の時にかはらず繁昌のことを見せんとてやがてとは云也

いとたはしく たはしくはたはれをなどのたはにて好色の事也和訓栞たはしき可考

師輔 をとこ十一人女六人 尊卑分脈に十二人男七人女

實頼 をのこ君三人同 三人こゝとおなし

一所は宮はらの具ナシ一本 慶子也狭衣物語二上廿ウ かのひめ君こそ大將の御ぐにもしつべけれとあり本書初花の巻六十五オ あやしの法師のぐどもになり給はん又七十ウ ひめ君の御ぐになし聞え給にしかばともありおなじと云ふ意にかよふこゝは宮ばらにはあらねど宮ばらと同しさまにかしつかるゝをいふなるべし狭衣なるは大將とれなどさまにといふことにて大將の北方にせましと也偶の字音ならんと先師いはれたるさもあるべしこゝは道具などの具にて器物の意にてもあるべきかしからんには他處はよくきこゆ本條は一本によりてなきをよしとせんか器物としては本條解がたし

さしつきは女御に 三ノ十オ 述子也村上女御也

つき〴〵さう〴〵 一本よろし

師尹 をのこ子二人女ひとところ 尊卑分脈に四人定時長快女子済時芳 此芳は女にて村上の女御也長快と女子とは数にいらぬなり尊卑分脈にてほの〴〵しらる

をのこ子一人ははかなう 尊卑分脈には此人をかぞへこゝに二人といふは此一人を除きていふ

中務の宮 宮のとあるべし

又在衛の按察使大納言 衡小印本 一本よろし公卿補任天德四年藤原在衡大納言に任ずこれよりさき天暦二年中納言にて按察使を兼られたり

さても此御かた〴〵みな五オ 何也小印本みなの詞を下に屬したるはわろし

みこむまれたまはぬみやす所たちも五オ 源氏物語にては御子うみ給ふ女御更衣にいふをこゝにてはうみ給はぬをもしかいふよし也源氏桐壺の巻御息所の下にて本居氏詳に辨じたり

年頃東宮もかくてふた〴〵びうせたまひぬるに 東宮ふたゝびうせたまふといふごといまだ見あたらず

編年略紀百練抄一代要記扶桑略記帝王編年記日本史等に所見なし

春宮かく（うせ一本）ゐさせ給はぬに　一本よろし

一のみこむまれ給へる物かな（ナシ一本）　一本よろし別にしるす

れいの御さほうのことくさもにて（以下ナシ一本）　如二例一作法一なりさやうのことどもにて也一本なればこともなく聞ゆ

おほゐ殿も九條殿も　おほゐどのは忠平公也九條殿は師輔公也女御の祖父と父と也此文の上の詞は別に見べししからざればきこえず

三十六年　天暦三年より上にかぞへて延喜十四年にて三十六年也忠平公は延喜十四年に右大臣になり給ふ公卿補任にみえたり

左右の大臣　實頼は左大臣也師輔は右大臣也いづれも太政大臣の御子也

御門ゝとからぬ　太政大臣は村上帝の母方の御をぢ也

のちの御諡貞信公（六ウ）　下文（四十二オ）のちの御いみな清愼公と有又花山（二ウ）後のいみなを謙徳公と聞ゆ又下文（八オ）忠義公と御いみなをきこゆいづれにしても誤なり後諱といふ事あるへきことにあらず後諡といふ事もあるべきことにあらず諡と云もの後よりいふことなれば後のことゝわるべき理なければなり但諱字も諡字も名の字の意に用て後の名といふべきを後世諱諡の字にすがりて假字にかき改めたるよりかく二様になりたるにはあらぬか

めでたくて過もていきて（六ウ）　いきてのて文字あまりて聞ゆ下文二三行あとにも過もていくとあり煩はし

一くるしき　一の人とおなじ御いきほひをいふ也くるしきはにこやかなるを愛くるしと云くるしとおなじ詞にて一の人になしてもあまりある御人徳ぞと人々申奉ると也

天暦四年五月廿四日に　女御はらませ給ひしを忠平公よろこび給ふことみえて八月にうせ給ひぬ八月よりかぞへて五月にて十月になりぬ御産のひさせ給ふのか五月の字の誤かされど下文（七ウ）むまれ給ひて三月といふに七月とあれば五月の誤ともいひが

たし去年八月はらみ給ひてその月になくなり給ふ
忠平公よろこび給ふことといかゞ御産ののびたりけ
ん事うたがひなかるべし
いさいみじくあさましき事をもしあやまつべかめる
かな　心ゆかぬ書ざま也もしは誤字かしあやまつさ
つゝけよむべししはする也
けしからぬなるや　一本よろし
はかなう御いか　いかは五十日也源氏などにもいか
の儀式みゆはかなうと云詞いかゞ此詞なくて宜し
東宮にたゝせ給ぬ　冷泉院
三の宮　致平
女三。みや　一本よろし保子也
四五のみや　爲平　圓融院
六八のみや　昌平　永平
七宮　具平
女六宮　樂子
女四宮　規子
女五宮　盛子
九のみや　昭平
女七九十のみや　輔子　資子　選子

をさこみや九人女みや十人
男宮一廣平　元方御息所　女宮一　九條殿女御
二冷泉　九條殿女御　二
三致平　按察使御息所　三保子　按察使御息所
四爲平　九條殿女御　四規子　式部卿宮女御
五圓融　同　五盛子　廣幡御息所
六昌平　宣耀殿女御　六樂子　麗景殿女御
七具平　麗景殿女御　七輔子　九條殿女御
八永平　宣耀殿女御　八
九昭平　按察使御息所　九資子　九條殿女御
十選子　同
女二宮女八宮のことみえずいかゞ
あふさかもはてはゆきゝの　折何あはせたきものすこし
一首の歌の意はあふ坂山を男女のあふに云かけて
初めの程こそは人もさゝへへだつれ後々はおのつ
からゆるぶものなるをゆきゝの關もゐすとはの給
へるなり居すとは關をすゑず也關なき上からは心
やすくたづねて來よと也御かたゞゝの御里居のほ
どなどにつかはしけん
いささこそなくとも　廣幡のみやす所程こそはなく

さもあまりしき事を下にいはんとてかくいふ也
いみじくしたてゝォ九　装束いみじくしたてゝ参内ありし也
なこその関も　あまりしたりがほにふるまへるを心つきなくおぼしていさゝかはへだてもあらまほしと也御歌に逢坂の関とあるよりこゝにも名こその関を引たる也後撰戀二立よらはかけふむはかりちかけれと誰かなこその関をすゑけん
とそきこえ侍し　はへると云詞いかゞ
御門箏の御ことを　女御にをしへ給ひしてと濟時聞取たることゝ見はてぬ夢にォ四又みえたり
心ひろくなどしてウ九　二三句の内に又なごしてと云語あり耳たちてきこゆ
くせゞゝしうぞォ十　上文ォ三くせゞゝしからずなどして
女御の御ことをウ十　上文ォ四さしつぎは女御にておはしけりとある事也
あつまのかたより人かの　人かのの詞なくてよろし一本もいかゞ後撰のはし書になし
まだしらぬ　後撰哀傷
昔高野の女帝の御代云々　孝謙天皇をさし奉るさて萬葉集撰進の時代は此御時にあらぬよし定家卿の押紙に見えて拾芥抄上末に、ひけり袋草子巻二撰萬葉集或稱大同朝疑桓武時事云々契沖古今集餘材抄にも詳に辨ありいづれにも橘諸兄公にはあらず
橘卿諸兄　諸兄の二字自註にて小書か又はさなくとも自註の心にて橘卿といひてその下に諸兄とかけるならむ
醍醐の先帝　上文には醍醐聖帝とありこゝは女帝にむかへて先帝なるべし
廿餘年　延喜五年より村上即位まで四十年ほど也
此御時にはォ十一　村上の御時をさす
小野宮のたゞ　實頼也後撰春上より以下八九首もみえたり
かれはその時の貫之このかたの　かれはとは古今をさすこのかたのとは文筆のかたはと云が如し
二郎二所　一本よろし
右衛門尉のわかうて　督といふべし下文もおなじ
なしあげたてまつり給はで　一本よし三郎のわかくて上達部にのぼりてはやくうせ給ひたるにこりて

二郎はすかくゝと出身をこのまれ給はずと也

春宮よつにおはしましゝ年ゥ十二　天暦七年也上文天暦四年にうまれたまふ

そのけにこそは　ものゝけのけなれどこゝは大納言元方以下の死靈の事故にけとのみいふ也物と云ときはしかとおさへざる詞也

あまた壇　下文ゥ卅一にもみゆ又ォ十八七壇と云事もありよろづにせさせ給へどしるしなし　かくありては上のいみじきことにはと云詞のをさまりなきやう也せさせ給と云てまづいみじきと云詞をむすびて別にされどそのしるしなしなどゝ云べし下文ォ卅一御讀經御修法などあまた壇おこなはせ給ふかゝれどさらにしるしもなしとあり

けしきはみ見え（一本）し給へとォ十三　一本よろし

前朱雀院のなみこ　上文ゥ二にもみゆ前の字なくてもよろし或人校に先と改是もよろしからずこゝは崩御後に此御すぐせ定まり給ふ故に前とあるおぼつかなし下文ゥ六四十故朱雀院の御たから物は

きさきのみやもりきかせす十四　中宮の御耳に入しとなり

九條殿いかにくゝと　重明は御舅故に也

一品式部卿の宮とゥ十五　重明なくなり給ふ故式部卿とこゝにあるに害なし

おほんゆゝて　玉村菊の巻に御ゆゝてせさせ給狹衣雪やけに是もなやましうおぼさるればゆてつくろひなどし後悔大將ゥ一　玉村菊つるのはやし

すぐしてと。（てと一本）おはしますゥ十六　一本よろし里におはします也

此左のおとゞのこりてかくおはする　左のおとゝは時平をさす此腹いさゝか詞たらすおとゞの御末とあるべき歟

ささがちにそ　此女御は朱雀院の皇女也こゝにささといふは御母熙子女王の家をいふ也されど熙子ははやくなくなり給ふ事上にみゆれば母君こそなけれその御家はあるなるべし醍醐の皇子の保明親王の御子熙子女王也

いつかたにもおはしますを　此巻にみえたるすべて九人ありいづれも御子うみ給ひぬたゞ重明親王の御女徽子にのみ御子なし。

左ゝ右もとそおぼしめさるゝかうちにも　と文字衍

文か
九條殿のいそぎたる十七オ 死天の門出いそぎ給ひしを
いふ
ありにしかな 願意也下文二十九オ にもあり玉の緒六十二
六ウに例をひきたり
されば五宮をそ十六ウ 式部卿宮例ならぬみけしきな
れば萬一の時はその代りにもと覺よし也
式部卿の宮の女御みやさへおはしまさねば云々 女
御は北方の誤字なり式部卿女御徽子といふもあれ
ばまがひたる也重明の北方師輔女にて安子の御兄弟 に村上帝通
じ給ふこと上文にみゆ今は重明世にいまさゞれば
みかどのいよ〳〵逢たくおぼす也みやとは重明を
さす重明存生中は大内へまゐることも有たれど今
は安子と御なかもそは〳〵しければ參り給事なし
と也下文廿四オ 式部卿の宮の北方とあり又同みやの
北方ともあり宮とは式部卿宮をさす
そのゝみや。おと（のイ本）ゝ 一本よろし
御こゝろをやりておはしましならひて十九オ 村上の
みかど御こゝろのつかはれて式部卿のみやの御も
ののけなどにおぼしならひてまた安子もかゝる筋
にわづらひ給ふかといたく涙にしづませ給ふを心
ぐるしく實頼のたもふ也おはしましとは御こゝろ
をとにかくにつかひて居給ふをいふ也ならひは見
ならひ聞ならひなどのならひにて式部卿などの事
になれおちて也
かたへの御方々 おほくの女御達などの事なりこゝ
は小野宮のおほす所にはあらず汎く諸人のいひお
もふ也下文廿五オ 御かた〴〵あへてたちいで給はず
とある御かた〴〵と同じ
東宮をも廿オ 死靈のいひおもふさまなり
式部卿のみやこのをりさへやとて 上文十七オ 式部卿
の宮もいまはいとようおとなびさせ給ぬればさと
におはしまさまほしうおぼしめせどゝあるにより
てこゝにかくいふ
女宮たちは云々 女宮たちも五宮をも里にいでさせ
給はぬ也
東宮もいかに〳〵廿オ 東宮の御心に母后をおぼす也
みこかい〳〵となきたまふ廿ウ 御子うまれ給ふ也
内のみやたちも廿一オ けがれ給ふ故に皆出給ふ也
いま宮廿一ウ 此たひうまれ給ふ女宮をさす

このたびは心ことに　安子御大病の折ふしなれば御
平産ならばと云也
香のこし火のこし　和名抄葬送具香輿火輿
これは殿上人なども 廿二ウ　これはといふは天子の諒闇
とはいさゝかかはり有故也されば諒闇たちたれど
ともいへり
夏のよもはかなくて　はかなくて夏のよもあくる也
下文廿二ウにも此詞ありたゞし彼にはその所よりか
へる事にいへり
こはたへまうでたまふ　火葬の翌朝その所に行也下
文廿二ウ村上御送葬の翌朝人々かへり來るごとみえ
たりこゝとうらうへなり猶考べし
おそくとく　さらわかれはたれも遅速こそあれつひ
に有べき事なれど
きのふけふ　古今途にゆく物とはかねて
おじかへし　はやくなくならせ給ふをかなしむをも
どきて夫をおしかへしてかくいふ也
いつゝむつにおはし 一　源語秘決に延喜七年延長四年
兩度の勅文を引て七歳以下には服なきよしみゆさ
れどこれは古人の禮經をよみあやりたる也源白石

の折たく柴をも參攷すべし
あはれなる御有さま云々　御服もなければ打みたる
所にては此あはれなる一ふしもよのつねことには
みゆめれどそれとはなしによろづいみじくおどろ
おどろしくいはんかたなくかなしき事おほかりと
也
孝し　子の父母をうしなひし時にいふ詞なるをかり
てみかどの中宮の御爲に中陰をつゝしませ給ふ事
にいふ也されどいかゞにきこゆ
六月十七日　七七四十九日也
侍從○命婦（小印本の）廿三ウ　一本よろし上文廿一ウ今宮は侍從の命
婦
内かけたるなり　中宮の御人にて天子の御用をもつ
とむるをいふ
うちにも○ふ心（一本）　一本よろし
御文物せさせ給ふに廿四オ　七八行過てみやの北の方
はと云につゞくその間に中宮の御兄弟なげかせ
給ひて物さびしき御殿なる事をかきてみやの北方
はしかじかといふ也
今宮もしのびて

御そのいろどもひたみちに　御殿の内の人々也
すゞろはしくおほさるべし廿六ォ　式部卿北方の心也
登花殿にて　をイ本　一本よろし大鏡巻四師輔に貞觀殿内侍とみえ日本紀略圓融安和二年以從五位上藤登子爲尙侍といひ大鏡裏書には貞觀殿尙侍登子と題して安和二年任尙侍とみえ蜻蛉日記上巻康保四年貞觀殿といひ同中巻天祿元年に貞觀殿の御かたはをとゝし内侍のかみになり給ふと有安和二年は昨年にて去々年にはあらず前田夏繁云天祿二年の文の元年に混入したるならんと云へりうべなることゝ也又云本書には登花殿と有を他書には貞觀殿と有貞觀をちやうくわと假字にかき登花をとうくわと假字にかけるよりあやまれるならんいづれその實をつたへたるかはしらずといへり此面白しかげろふ解環に此登子を伊尹公の女といふはあやまり也日本史にも師輔の女と有たゞし貞觀登花未知孰是といふさては古人も ナシ一本 此兩稱に疑有し也
それよりとして　をイ　一本よろし
かゝる事のいつしかと云々ゥ廿五　事の字をかさねてそのいふ詞をつよく見せたるものなり ナシ一本
わたりなかりし　一本よろし重明存生中をわりなかりしをりといふ也
人のこなさォ廿六　重明の子をうめば也
たけからぬ御一筋　みかど御寵遇今有とてたのみがたき一ふしなれど御兄弟たちのたのむと也
人のそしられ　りを一本　一本よろし
なげかしげにまし給 おもひなげき一本 ォ廿六　一本よろし
たまさかにぞ御とのゐもある　此下にさるをなど云詞を加へてみるべし又はたまさかの御とのゐはありしをなど有たるかあやまれるか
○ひるねなど　名一本　一本よろし
女三宮　これまで父帝に御對面なかりし事と見ゆ順の和名抄の序おもひ合すべし
こなたにときこえたまふ　こなたにときこえ給へればこれにてもきこえぬにもあらねど若はこなたにときこえたまふと云一句衍文歟
ものおい〳〵しく　ナシ一本　一本よろし
ものとなにとみちをまかれば云々　心經也けり　以上琴の地言なり此地言の意たしかならねど大凡は人とゝもにありきたるに大路をまがれば經一巻をひろひえたりやがてこゑたてゝよむそのよむものは

無此の摩有設者不經也けりと云ふ一記事の成文有
か通言にしたる也ものとなにとといふはたれそれ
とといふ意なるべし

とひゝ給ふにこそ　御息所の御答也

きこえさする樣を廿八ォ　なを字衍文

御侍の御ありさまこそ　上文廿六ゥに式部卿北方を御
侍になし給ふことみえたり此君幸ひあるなれども
たかなしきこと有とて高光の事を云也

高光少將廿八ゥ　發心集五仁和寺出家に多武峯の入道高光
少將は兄の一條の攝政の事にふれつゝあやまり多
くおはしけるを見給て世にあるは耻がましき事に
こそとて自ら是心を發し給けるとなむ
是云發心集所載未考おもふに兄の一條の攝政は入
道後の事なり時代推てしるべし又おもふに攝政の
後にあやまりありと云事にてはなく泛く兄伊尹の
事を一條攝政といへるなれば發心集誤りには無き
也

かくばかり　拾遺雜上家集　本書玉臺の卷

これは物がたりにつくりて廿九ォ　多武峯少將物語と
いふもの一卷今存本朝書籍目錄に高光日記一卷と
あり

くさ〲の花おひたるにまさりてかきたり　まことか
の草花よりは繪にかける方まされりといふことか

いさゝか心ゆかず

むしのかたはらにうたはかきたり　いづれにてもき
こゆ

造物所のかたに。おもしろき　一本よし

あまた壇廿一ォ　上文廿二ゥ御修法あまた壇にて

かねてはおりさせ給はまほしく　上文廿九ォ　おりなば
やしばし心にまかせてもありにしかなとおぼしの
給す

非常のこと　崩御のこと也下文四十一ゥ　小野宮大臣非常
の事もおはしまさばとあるも大臣逝去の事を云也

おとゞはみなしりて　上文に卅一ゥ遺勅をうけしこと
ありおとゞは實頼也

ものをと　上文のをかしの詞こゝまでかゝる

のこらんとする卅二ゥ　御おくりせんとてたれものこ
るものなしと也

夏夜もはかなく云々　上文卅二ゥ此ことばあり

おりゐのみかどの御こと葉　おなじことなれど一本

よろし上文十七オ位ながらうせ給みかどは後々の御
有さまいと所せき物にこそと云々
おなじ諒闇なれどオ卅三　上文ウ廿二安子のなくなり給ふ
には諒闇たちたれどゝ有にむかへておなじ云々と
いへる也
しひしばのこらしオ卅三　天下中の人喪服なるよし也
むかしは椎（シヒ）にて染にしや師説詳に考られたり
源氏のおとゞもしともあらずは　四宮式部卿の御舅
にて高明親王也今は源氏になり給ふ上文ウ十四にみ
えたり
このみかど（東宮一本）たゝせ給ふおなじ日ウ廿三　一本よろし
編年紀略には九月一日立守平爲皇太弟四日立昌子
爲皇后とありさてはおなじ日はおなじ月のあやま
り歟又彼此各つたへの異にもあるべし
昌子内親王とぞ申つるかし　中宮になり給ひてかく
申にはあらずかねてかく申つる御方よと云意也上
文ウ二昌子内親王とはやくみえたり
朱雀院の御心おきてを（の一本）　上文ウ二にみえたり一本よろ
し
中宮もさこにしばしウ卅四　伊尹の姫君入内ときゝて
心もすゝまぬ故なるべし
うへの御ものゝけの云々　かやうにはあるべけれど
上の文よりのつゞき心ゆかず
父大納言むねつぶれて　うれしくて也
こそはよの中の（ことし一本）人　村上崩御故也
くれにし。こそ　一本よろししからざればこその詞
いかゞ
式部民部ウ廿五　此兩宮のとりわきまゐることよし有
べし考べし
式部卿のみやの御事をオ卅六　をはにとあるべき歟御
意にいかにぞやとおぼすこと有也是後々太宰權率
になり給ふ起本也下文ウ廿七にみえたり
さしもおはしまさゞりし　此宮の東宮に立給はぬを
いふ
みなかくおはしますめり　萬事皆かく有もの也あや
にくの事也
みかどゝ申すものは云々　天子は外見にてはやすき
やうにてその實はかたきものにてよろづおぼしめ
しのまゝにはえならずされば此宮は御愛子なりし
かど東宮にたて給ふ事もなしかね給ふはさしさは

ることや有けんと也

重光　代明親王の子

延光　おなじ

保光　おなじ

兼通　師輔の子下文三四十オ兼通とあり

兼家　おなじ

きさきの御せうとたち　后は中宮安子也兼通兼家みな中宮の御兄弟也

おなじきはたちときこゆれど　重光延光保光の三人は延喜帝の御子の中務宮代明親王の御子也此事をかぞへていふは此式部卿宮の御勢の猛なるを云也

うし　此處いさゝかきこえず此句の上にあるはと云詞あらばきこゆべきか又は此詞をみなすてゝ或はとのみ云ふべきか

ふなをか廿七オ　山城也

ふなをかのまつのみどり　こゝより後なれど圓融院位さらせ給ひし後ふなをかに子日し給ひしこと新古今雑上にみゆれば松のみどり有べき事異論なし

今はをかしうぞ　何此をかしの詞も上文廿二オにみえたりよからぬことにいふ也

みかどかね　后かねのかね也

いつらは　上に四の宮のいかめしき事をいひつゞけて今はいつらはその御勢の有しと也

あいなきことをぞ　此下に句脱たるやうなれどしからず上文の今はをかしうぞこれにて句絶也或校此下にくるしげにいひ思ふ物なめるみかどゝありかかる本ありやなしや

御ものゝけいと　以下は當今の御事を申す也

よにいときゝにくゝ廿八オ　一本よろし

佛神の御ゆるしにや　花山四ウ佛神の御もよほしにや同義なるべし

この左大臣殿に　一本よろし

みかどをかたふけたてまつらん云々　此罪にて太宰權帥にては刑いと輕し考べし

北の方の御むすめ廿八ウ　の文字衍文歟

おろかなる　一本もよろし

このゝうちのありさまなり　一本もよろし

をさなき宮たち廿九ウ　式部卿宮の御子

おほ北方　高明親王の室師輔の女也

宮のうちも廿九ウ　とのとあるべきか上文廿八ウとのゝう

ちの有さまことあるを考合すべし
みくさゐ廿九ウ
くれやみ四十オ 目もなみだにくれ心も おもひむすぼ
れやみにけり也
師貞親王なり四十ウ 此六字傍註か
師尹のおとゞは左大臣 次の行にも左大臣とあり下
文に四十二オ頼忠左大將のよしあれば一本わろし源高
明左大臣にて有しが左遷故に師尹左大臣となれる
ならんその事は物語のかげになりたり
御弟なれば一月の御ふく四十一オ 兄弟の服は三月のよ
し喪葬令にあり例にたがひて一月とし給ふ故にあ
はれなるよの中といへるなり
れいのありさまごともありて四十二オ 御讓位ありて のと
しのくれ恒例のことども也
ふりつゝみ 鼗鼓也和名抄にみえたり本書さま〴〵
のよろこび十七オ
小一條のおとゞの。かはりの。大臣 一本よろし
在衛のおとゞ 上文四ウ在衡の按察使大納言とあり
いとあやしき 一本よろし
右大臣にて伊尹 一本よろし

非常の事も四十一ウ 上文卅一オもし非常の事もおはしまさ
ば
のちの御いみな 上文六ウのちの御謚とあり必一誤有
べしたぶしいづれにしても誤りの名目也
これに醍醐四十三オ 一本よろし
わかき御心なれど四十三ウ いづれもきこゆ本行のまゝ
ならば帝さまで御としはとらせずわかくあらせ給
へど女御のをかしげに御心つくと也
九條殿の御次郎君とあるは四十三オ 物語にこの文あり
と云事にはあらずとあるは といふはと云 こと也
うちのいとさう〴〵しきに四十三ウ 今上には未だ女宮
もいまさぬによりさう〴〵しと云也しかるに御先
代の姫宮は一品にさへすゝみていとはえ有さまに
すぐし給ふををかしとは云也
位におはしましゝをりならねど四十四オ ねどはでの一
文字にて有たし
春宮かくておはしませば四十四ウ 春宮にはと あるべき
歟かくておはしとは冷泉院に居給ふをいふ也ひと
つ大内ならねば也
うつくしき姫君さゝげものにして 濟時の女也延光

の女のうみたる也されどこの處詞たらずうまれ給
ふことをいふべしさゝげものとのみにてはきこえ
かねたり
またをさなきほど　八の宮の事なり濟時の姫君を戀
給ふなり
おば北の方四十五ウ　おばは祖母也北方は延光の北方也
且命君よりいへば母方の祖母にあたる也
この宮をぞ　八宮永平也
ひめ君　濟時の女也上に四十五オみえたり
心みぬ　一本よし
おそろしとおぼすらん四十六ウ　八宮馬にまたがり給ふ
こともおそろしとおぼすらんと濟時のおもひやる
也
故朱雀院四十六ウ　上文十三前朱雀院とあり
むかへ奉らせ宰相四十七オ　一本よし
よほろ　闕相名異作呂
いかでいひつとは申給四十八オ　啓すと申べきをいひつ
と云ては無禮也
それはかたじけなき人をと　それと云は皇后宮をさ
す皇后は貴人にてかたじけなき人なればいふとい
ひてはおろし啓すと云ふべき也と宰相教ふる也
をい〳〵となり〳〵四十八オ　この假字未考
みやへ四十八オ　一本みやにとあり
聞え給へ、たてまつり給はず　一本よろし
小一條のひめぎみの御かたのいみじからん四十八ウ　此
姫君の御かたはいかに美麗ならんなどいひ出てつ
ゝ互にはづかしがりて八宮を待うくるさま也
申いで給事ぞかし　かしの詞あまりて聞ゆ
ものか　別にしるす諸書にみゆ
たゞころしにころされよと　一本よろしきさいの宮
にて我等を嘲弄したるよしの給ふ也ふみつけに彼
宮にてし給ふと也
いなや　濟時の答也否とやうの事あるべしともおも
はずと也こゝにて何絶也下文なるもその意也濟時
の無言なるを宮のとがめていなとやうに無言の事
はあるべしともおもはれずと也おのれのあしきを
しらず濟時を怨也

朱書云文久二年陽月與細井八百子次男友二郎會讀榮花物語之時再修訂了　泥齋

花山

帝位を捨てゝ花山(ハナヤマ)にのがれ法師となり給ふ事みゆ
是を取て此巻の名とす
大鏡には花山たつぬる中納言とあり孝云本巻卅六オ
中納言や惟成の辨など花山にたつねまゐりにけ
り
一條攝政殿一オ 伊尹
世をしらせ給ても三年になりぬれば 此詞さりとも
といふによくつゞかず誤寫にても有べきか
御年もまたいとわかう 年四十九と下文にあり
ゆふまぐれ木しげき 詞花雜下 詞書 一條攝政身まか
りにける比よめるとて此歌ありこゝと少異二句四
句木と云事重りていかゞ
ひといへ一ウ 玉のかざり十八オにひと殿の中ゆすりみ
ちたり
おぼしまどふとも ともの とは衍文歟
今はとてとひわかれぬる二オ 後拾遺哀傷
はねならぶ 上の句きゝとりかねたり一本下の句君
わすれずはわれもわすれじ按千載戀五 馬内侍 ちは
やふるかものやしろの神もきけ君わすれすはわれ
もわすれじ

後のいみな二ウ 月宴六ウ のちの御諡の條に詳にいふ
女御いつしかきさきにと 今上 圓融院 の女御 媓子 は
此たびの攝政兼通の御子也
冷泉院の中宮 昌子也朱雀の御子也
一品の宮の御方 月宴の巻四十三ウに今上の御一腹の女
九宮 資子 を一品にし給ふことありこゝにかくいふ
を一わたりにみれば中宮女御などの御そへぶしの
御かた〴〵の一人とみゆるはいかなる事にか考べ
し下文十一ウ 一品の宮も梅壺をば御心よせ云々ある
によればみかどゝ御兄弟むつましくされば帝の女
御の梅壺をもいたはり給ふよし也これにてたしか
に聞ゆ
もかさ三ウ 玉勝間十四また九にも
前攝政四オ 伊尹也なくなり給ふ御かたなれば故攝政
といふべくおもはる
この大將 東三條殿をさす上文三オ 兼家は右大將のよ
しみえたり
大殿はおぼしけれどいかでか。は一本 一本よろし 大殿は
兼通をさす
只閑院をそへたてたりければ四ウ 拾芥抄によるに

【堀川院】
【閑院】かやうなればいと近し
【東三條】
くせ〳〵　月宴
をとこみこうみたまへ五ウ　たまへは下知也女御に男宮をうめと父大將の下知するぞと也
よの中かまへん　まつりごと二本　一本なればおだやかにきこゆ
おもひたらむ　と一本　十分に也たらんは滿足也
人にこそ。やすからず　一本よろし
内いでくるまでは　禁裏落成まではと也
この右大臣　賴忠也大殿御中むつかしき故也
わが命もしらずなきやうにしなして　大殿の御意にわが命もたのみがたしいかで東三條を兼家也　なきやうになして　あるがひの なきやうに　賴忠にわが權勢をゆづらんと也
われはなやましさてさとに　内裏炎上にて堀河殿の第宅を今内裏になしたれば同居もたそれあればなやましきに事を託して別業に大殿はすまれたるかその里よりしひて内裏に參りて主上に言上する也
ふのう　不能也

家の子の君たち七ウ　此家の公達もかしこまりはゞかりてよの中にいでまじはらぬ也下文十オ　このころはつゝましげなうありき給と有
中宮よろづに覺しなげく八ウ　父君うせ給ひし故也
たれもおぼしはゞかれと九オ　女宮姫君などもち給ふ人々たれも〳〵中宮をはゞかりて入内をさしひかへたるよし也
中宮におちたてまつり給九ウ　此下にはすの二文字落たるならん東三條どののみはかねて堀河どのに御中よろしからぬ故その斟酌なしと也
おほどのゝひめきみ　おほどのゝと句をきりてよむべし上文九オ　に大姬君を入内させまほしくおもふよしみえたり大殿の意に人よりは先わが大姬君入内の事とおもへど也
堀河どのゝ御心をおぼしはゞかる　賴忠は堀河どのの恩をうけて關白にもなりたればなくなりての後も猶堀河どのに斟酌有となり顯光朝臣などに對してなり
中宮をかくつゝましからず云々　これは廣くたゞ今時めき給ふ所にもかゝりてきこゆ

ことわりにおぼさる　たれかかくおもふにかみえた
りなと云べきかおぼゆにてはいかゞ
御はらからのきんたち　上文七ウ家のこの君たちいで
まじらひ給はずとあり
權大納言中納言　朝光顯光也媓子の御兄弟也
いみじうめでたきうちに　にようご一本　一本によれば女御殿也い
さゝか心ゆかず猶本行にてよろしとのは賴忠をさ
す也
いかにしたることにか　何下文にはかゝはらず當時
の有さまに今上のなつみて御寵愛あるをとがめて
しかいふ也
長日の御修法十二オ　月宴にも
關白殿いとよの中を　姫君の女御には御子うまれ給
はぬ故也
わがあらば女御を　賴忠がわが也下文廿五オ　わがあら
はとれほすべしと有もおなじ意也
むめつぼさやうに　懷妊うー本
しろき御具ともつか。まつる　一本よろししろき
は御産なれば也
さしころたに十三オ　東三條は兼通と　御中　あしかりし

故人々おとづれ奉ることもおほく憚りてまゐりつ
とふ人もなかりし也
院のみやたちの三ところ　冷泉院に超子參りて三條
院と爲尊敦道とをうめり
今上一宮　今上は圓融にあたり一宮は一條院にあた
る
ひもとき　紐解也年來欝々としてゐ給ひしが今はの
び〳〵としたまふと也むすぼると云より紐とつゞ
く也
又こゝし内裏やけぬ　上文六オ炎上の事みえたり
閑院　堀河殿兼通と東三條兼家との中間にあるよし
上文四ウにみえたり
朝光の大納言　兼通の息也上文八ウ
御はらみのけ。なし しき一本　一本よろし
よの人の御心ざまも十三ウ　第一には賴忠關白の女御
にも御子なき故也 ナシ一本小印本
うしろめでたう　一本よろし
御いかやもゝかなと　いやしけなるや文字也と本居
氏いへり玉緒四廿三ウ　されど例はおほくみえたり此卷の
下文さま〳〵のよろこび五處　源氏葵落窪二下葉廿一

なごにもあり　此外本居氏のひけるはこゝにのせす
しそして　つと一本　しは爲也そしはいひそしのそし也一本よろし
かも　山城愛宕郡
ひら野　公事根源四月上申日平野祭山城也
などにこそとは　或校はと孝云いづれにても
おとゞわか一の人にあらぬを　兼家の心にわれは一の人にあらねば頼忠女御におしけたるゝは當然也とおぼすと也
堀川のおとゝ　兼通也此一段前後の文に連續せぬこちす　梅壺のうみたる御子ないそき大内に參らせ給はぬよしの例にいへるかそれには調たらす
今の東宮　花山也
女二宮　伊尹の女懷子御子三人うめり花山院也女一宮女二宮也その女二宮尊子を里より御所に參りたる也
みかどおほきおとゝの　以下は頼忠の女遵子を中宮にせんとみかどのおぼす也
一品のみや十五ウ　上文十一ウ一品のみやもむめつぼをば御心よせ云々とあり頼忠の女のきさきになりて梅壺のなり給はずして梅壺かたのもの物しとおもふをきこしめしてよの中は權勢にはおさるゝものなるを心づきなくおぼす也さやうにとは兼家の物しとおもふをさす下文十九ウ一品宮の梅壺を取なすことあり
三所ぞおはします　道隆道兼道長也尊卑分脈には道綱と云あり異母也此三所は同母也
こなたかなたとまゐらん　堀河殿に所々よりあつまるを云
おきさせ給はん十六ウ　給はねとありたし
かひそへて　御髮長き故に御衣にまとはりふさせ給ふに御ぐしそはりて有をいふ
かの御ものゝけの　元方卿の靈也月宴にみえたりさへうおはします　しかあるべきさまにみゆるよし也
はかなきよともおろか也十八オ　はかなきよの中のことゞもおろか也となり
いまだかゝる　六本　元方の靈のしふねきをいふ
天元五年になりぬ　一本六年よろし上文十五ウはかなくさしもかへりぬ正月に庚申とあるこれ五年也その上文十四オ天元四年になりぬとあり
かの堀河のおとゝの御しはざ十九オ　兼通公此おとゝ

に御中あしく大納言大將などを奪れしことと上文貞
元二年にみえたり
おぼし申させ給ひ十九ウ　給ふとあるべきか
おはしますらんも十九ウ　も文字いかが
御めもみたてさせ給はぬ　他の女房には目をたてゝ
もみ給はぬに也耳をたつる　目をたつる　皆意を付
るをいふ
むめつほの女御の云々　帝の也
三日さふらはせ給べし廿ウ　かく捨たるはたれにかい
さゝか心ゆかす
わがつぎし給へき　我世繼也
いみしきことも　世繼にせんとの契約を女御にし給
ふ也
女御をも　を。はに。の意にて女御の意をなくさめ給ふ
也
おのつからはべる也廿一ウ　おろかにせぬ事は別にお
のつからにはべるとなり別にみかとよりのあつか
ひかたに也
御たくり物　一品宮より此わかみやに也
この月にせさせ給へければ（と一本）　はにても聞ゆれとと。文
字にてははやくきこゆ
このわたりの事は廿二オ　梅壺かたの事をいふ兩三年
のうちにおりゐのみかとにならん時に今宮東宮に
立給はゝ梅壺後日の國母なり皇后に立給はんこと
論なしとみかとのおほす也
かゝる程に年號もかはりて永觀元年といふ正月より
廿二オ　天元六年四月改元なり公卿補任にもしかしる
したり此處のかきさままぎらはし正月より云々と
いふ事を此年のはしめの所よりくりかへしかきた
るものと（と小印本）心得べし
そのことく　小印本よろし
心ことにせさせ給かくて（へなと聞えて一本）　一本よし
つかさかうふりなとたほくよせ　東三條殿の人々に
しかるべき官祿なとを心よせ下さるとも也
かく心（の一本）ほかに（ひ一本）廿三オ　一本よろし
さてすまふなと　一本よろし
思ひのことく廿三ウ　東宮にたてんとおもふ故に故障
なとのなくわかおもひのことくになるやうにいの
れと也
春宮は位につかせ廿四オ　花山也

東宮にはむめつほのわか宮[オ廿四]　一條也
堀河院　拾芥抄[第廿 諸名所部]
御としなともおとなびさせ　月宴[ウ四十]春宮の御とし
ふたつとみえたり今圓融院十六年にておりゐ給へ
は十七八になり給ふされはおとなびとこゝにいふ
也
さはいへと御心のまゝ[ウ廿四]　兼通よりの女御のきさ
きになり給ひておのか姬君の女御のおくれ給ふは
兼通におされ給ふやう也さはいへど也
我あらはとおぼすへし[オ廿五]　上文[オ十二]に此詞みえた
り
源帥の御むすめ[オ廿五]　高明親王女を爲平は北方とし
給ふ高明は源氏をたまはり太宰帥になりたれば源
帥といふ也
むませ給へ[ナシ一本]はひめ宮にて　一本よし
朝光[ウ廿五]　兼通の男也
東宮はちごにおはします　一條はいまた御幼年也今
上に奉らされは平人より外には聟にすべきものな
しと也
かやうのかた　皇后女御などのかたをいふ

堀河殿の三郎　尊卑分脈には二郎也
こ堀河とのゝ御たからは　兼通を堀川殿と云朝光は
兼通の男なれは遺物多し
此[一本無]中宮　一本よろし姪子をさす圓融院の中宮はうせ
給ふ[ナシ一本]上文[オ十]にみえたりその遺物あり
御物のぐどもゝ　兩本いづれにてもきこゆべし
此母みや　重明女也
よそ〳〵にはならせ[おさ一本]給へるか　一本よろしか。はかな
のかにて歎息也今はわかれ〳〵になり給へるかな
と双子の地より云也よそ〳〵の上にさるをなさゝ
云詞を合てみるべし
小一條大將の北方も。　もと云意は朝光におもはれて
みれは朝光の子は猶わか子のことし濟時の室も子
也されはもといふ也
御まゝむすめ　朝光の姬君はいとおさなしき御まゝ
むすめそと也濟時の室のまことの子にむかへてま
まことと云也
御はゝはかりとそ。　と衍文ならんよの中にて朝光と
枇杷大納言の後室との事をこれかれいひさわくな
れと朝光は御おほえいみしけれはたれも〳〵あし

さまにはいはす女君（枇杷大臣の北方なり）のみ人のことの葉に
かゝると也御まゝはゝの事也
のほらせ給へ　みかどよりけふはまゐれとの御さた
ありてまゐる例なれはたれも／＼その御さたをま
ち／＼して月日を過すを今はさてもその御さたは
なしとまつ心もたえたるよし也
御まゝはゝの北の方　此比朝光のかよふ枇杷大納言
の後室をさす女御のまことの御母君は兒のやうに
おはすと上文廿六ウにみえたり此まゝ母の北方のあ
しさまにはからひたる故に帝の寵もおとろへたる
ならんと世人いふとぞ
人のいかなるわざを　不淨をまきし也源氏桐壺にこ
こを取てかけり此處草子地にてまゝはゝの北方の
手續にてかゝる事仕出たるにあらすやとうたかふ
也その後とは此女御まかてゝよりは大内にかゝる
まさなき事有やといふにさやうのあやしきことな
しと也有しといふことゝあることをに文字になし
てはやくきこゆされと誤字にはあらし
ゆめになし廿八ウ　ゆめとは少しと云こと也下文卅五オゆ
めにおはしまさす

なにをかきみなとも　なにおか何なにをかゆめにな
しと錯綜して解べしきみは御ふみのあやまり歟と
櫻井友二郎いへりさもあらんか
おほつかなからぬ程の　朝光の女姚子は天子の寵を
うけて水もらさぬ御中なりしを俄にまかて給ふや
うなることをみて心うしと思ふ也
十二十人　月宴に十人みえたり
御をぢ義懷中納言廿九ウ　花山院の母君懷子の御兄弟
也伊尹の男也
なほ式部卿の宮の女御　みかどうつりやすき御心な
るに此女御はおなしやうに時めくと也
おほいきみの御をさゝ（をぢ一本）　一本よし小印本の系圖もこ
れと合す檜山氏系圖には此北方をおこしたり
をとこ君女君とおはしける也　敦敏の女のはらに爲
光の子男女多く有よしを云也又おほく有をいはて
もよき事なれはをとこ君女君との一句衍ならん後
日傍書に此御はらに此姫君のみならす御子も外に
有しをしらせんとて書入しおきたるが本文に入に
も有べし
父（の小印本一本）○どの廿九ウ　下文卅一オちゝとのゝむねふたかりてと

もあれば一本かならずよしともさだめられず
月日もすきもていけは[ゆ一本]卅オ　一本よし
のろ／＼しさ卅オ　咒詛也和訓栞にも此處を引
やすくもきこしめさず　女御也
只まつ／＼　帝の御ことば也
てまどひしのこす事卅ウ　しは爲シ也御いのりなど爲シの
こす事なしと也
御つかひのしげき[さ一本]　一本よろし
御備卅一オ
六位の藏人などは　かろきもの故にとてもかくても
いとよつかすや卅一ウ　女御の病おもく物きこしめさぬ
にしひて下し給ふを大納言の心にかゝるけしきに
ては物きこしめす事もなしえぬといふことを帝の
おほしわかぬ故也帝御年わかくてよの中のことに
なれ給はぬよといふ也よつくとは功者と云位の詞
也
せめておぼつかなく　帝の御心に也
たゞよひのほど　あからさまにと也一夜ならでもと
也此のよひはまたよひなからのよひ初夜を云
女御はまゐらせ給へりしをりにもあらず　をりにも
あらず解かねたりしひていはゞ始め入内の折のけ
しきにもあらず懷姙の後に内にまた居給ふ時も格
別にやせ給ひしか此たびはまして也をりよりもの
をりはその時といふこと也
いてゐさせ給へり卅二ウ　下文卅三ウゐていでたてまつる
也ゐては率て也いては退出の出也この所もゐてい
でさせとあるを誤脱したるなるへし
一條殿の女御卅三オ　その女御の事也父大納言一條に
住給ふ故に也
ゐていでたてまつる卅三ウ　父君の意也此ほど大内よ
り此女御をゐて退出のときはと也上文卅一ウにいて
ゐさせとある其時の事也
わかよそに卅三ウ　帝の御心に葬送のおくりをせぬ事
を也
雲きりにて　火葬にする故に立のほりてくもともき
りともなりて也
宮の女御をはさやうに卅四オ　おほくの中にて此女御
のみをめし給ふ御こゝろしらひ考へしさやうにと
は御とのゐあれとさやうにの給ひつくるをいふ也
弘徽殿いかに卅四ウ　なくなり給ふ女御をさす懷姙に

てうせしをつみふかしとの給ふ也
あやしうたうとき（うきたる一本）　一本よろし
心のとかならぬ　御心と有まほし
妻子珍寶及王位（卅五オ）　大集經の文
惟成の辨いみじうらうらうたき物につかせ（かさ一本）給ふも　一本
よし帝此惟成をらうたきものにおほしたる也こゝ
はらうたくし給ふ惟成も御をちの中納言もと云心
也
冷泉院の御物のけ　冷泉院にはじめ元方の靈が付た
る故しか云也
をはします（せ一本）は　一本よし
をき〳〵（せ一本）（かため一本）〇さわきのゝしる（卅五ウ）　一本よろし
守宮神　平貞文（武藏鐙卅一）いはくみやもりの神とよむ
べしかしこところをさして云なるべしたゞにかし
こ所といひてもあるべきを守宮神かしこ所とつゝ
けて云たるはかの時宮中をたつねさかし奉る時な
れば守宮神の三字をかしこ所の上にかうふらせし
ならんかしこ所を守宮神と申奉る事は何の書にも
いまだ見あたり侍らねどもかしこ所は廣く天下を
守り給ふなれば宮中にをはしますからに宮中を守
り給はん事いふにやおよぶ守宮神とかしこ所とを
二つになすはよろしからぬか
あからめ　師說別にありわき目をすることなり
そこに目もつゝらかなる小法師　靈異記下第四條漂
青つゝ良可に　新撰字鏡肝張目之貝目豆々良加
爾
三界の火宅　法華三界無安猶如火宅
四衢道　京都は碁盤の目のやうなる地割故にしか云
也花山までの御道筋を云也又おもふに碁盤の目に
似たるよりいふにはあらで四通五達のちまたとい
はんがごとし
千幅輪　三十二相の一也
上品上生（卅七オ）　觀無量壽經に見えたり
こゝのへのみやの云々　村上帝崩御の時も此詞みえ
たり月宴（卅一ウ）
くちき（ち一本）（やみ一本）〇よにまとひ　一本よろし
中納言も（は一本）　何故別に居にか考べし
飯室　見はてぬ夢（八ウ）にみえたり
さま〳〵のよろこひ
永祚元年の條によろこびさま〳〵にて過もてゆくとあり是により

此卷なかように名付たる也○大鏡にはよろこびの卷とあり
みかど 一條院御年七歳讓位御子
東宮 三條院御年十一歳泉院の御子
東三條のおとゝ 兼家也一條にも三條にも御外祖父也
准三宮にそて一本 一本よろし
御はらからの一條大納言 爲光也兼家の兄弟也
むめつぼの女御 兼家女一院御母詮子
三所をおはす 道隆 道兼 道長 道長は此御はらにては三郎也御殿の御子にては五郎也下女四ヶ五郎君三位中將にてとあり
閑院の左大將ッ一 朝光也兼家のをひ也兼通の子也
かの父おとゝ かのは朝光にあたり父おとゝは兼通にあたる我父ながら兼通が今の攝政をあしさまにしたるをおもひ出る也
よの中にいふたとへ いかなる詞あるにか兄弟他人の始りといふ俗言今あり
おほすにや 兼通がむかしわれをあしさまにしたることを兼家おぼすにやと朝光のおもふ也兼家よりは朝光をかく東宮大夫にも昇進をさせ給ふに父兼通は兼家をあしさまにし給ひしことを朝光の心にはつかしく兼家のおぼす所をおもふなり
とのゝ御むすめと云々みやの宣旨になり給ふ みやの宣旨と云ふは女官の一つ也兼家の女這といひ出たるもの有て遂に宮宣旨となりたる也 きゝるはわびしさなげく女房
三ヶ四ォ宣旨君宮宣旨なとみゆるは此女房には有へからす女官の名なればこと人となすに害なし
東宮には云々權大納言といひける人の御むすめなるべし これは上段の宮宣旨とは別人也これは師輔公の女也といはるゝ女にて東宮につかへて居る也內侍になりたり
又先帝の御時 又は人のあやまりにて上の句につゞけてよむべき歟上段のとのゝ御むすめとなのりたまふ人ありとある例ならんさて先帝は冷泉院か圓融院かをさす也今よりいへば花山院も先帝なれど御在位わつかに二年此事有べき御間もなし自然冷泉院圓融院としらるゝ也
みやすところ 系詳ならず今は內侍のすけになりて藤內侍のすけ橘內侍のすけなどゝ一つらに人もいひてやむことなく云々と云文なるべしその實は權大納言某の女也その權大納言はたれとしれねど時

の人はしかいひしならん師輔の女といはるゝゆゑよしも有しならん物語の蔭になりてそれはしれず

下文十八ォ　六の女御（師輔の末な云處也）と云あり尊卑分脈に師輔の女をならべし中に女（懷子女御冷泉院坊時御息所後圓融院女御）あり從來の榮花系圖には尊卑分脈とおなしくてたゝ後圓融院女御といふ一句なし檜山氏重脩の榮花系圖には六の君懷子としるしたり下文を考へていへるならん按尊卑分脈に冷泉院坊時といふ事は別に證有やこゝの本文にてはしかとさやうにもおもはれずよく考べき事也とにかくに此本文によるに女二人系圖に有べきを尊卑分脈にては一人たらず檜山氏は一人を增たり今これにしたがひておのれも新脩系圖には女一人をまさんとそおもふ

ひとつはらからの內侍のすけ。たちに（御めのと一本）二ォ　一本よろしからむ此內侍御乳母の列になりて也下文十二ォ　內侍のすけたちやとあるおなじ女房也

そのおとうとの女君二ウ　おとうとの君とは內侍督綏子の妹にておなじく母は對の御方也たゞし此妹君は兼家の太郎道隆の子也といふ此對御方いろめかしき女と上文にいふなれば兼家にも道隆にもあひて子をうみしなり尊卑分脈に兼家の女にのせずして道隆の女とすよろし榮花系圖

御女とあれば　とあれはと云詞おたやかならず

宮の御くしげ　東宮也三條也

いみしうかしつきて　對の御かた（兼家妾）は大貳の女也兼家のかたにて時めかしたる也

中納言殿幸ふかう　道隆は幸のある人也と先いへる也そのよし下にみえたり

人にわつらはしとおほえたる人の國々　人の國々とは京都より諸國をさしていふ源氏物語なとにも人の國といふみな此例也人にわつらはしとは他人は治めかぬる國々をよく治めたりけると也受領になりしこと此物語にはみえねどはじめのほとなどにしか有けん尋ぬべし

かのをのこゝ女ことも　その國々の下つかさなどのなるべし

人のこゝろの三ォ　その女の心しりかたければみやつかへをさせ給ふ也

先帝の御時　冷泉圓融いづれをさすにかしかれとも圓融院在位十五年なれば冷泉院には有べからざる

か

高内侍　高階氏の女なるべし系圖に高階氏成忠の女のよしいへり

女君達三四人　從來の系圖に五人のせたり尊卑分脈には二人のせたり定子皇后一條院　淑景舍女御三條院　敦道室御匣殿一條院の、、

をとこ君三人　伊周　隆圓　隆家

らう〳〵しくオ四　功者と云ことも也

けおそろしきまて　此處誤字有にや上下打あはぬこちす按するに上の文のいみしくらう〳〵しくをゝしくと云を除くべき歟これは下文五郞君をほめて云詞のまかひてこゝに入たるもの歟

五郞きみウ四　道隆道兼道綱道義道長也

きさいのみや　詮子也今上の御母君也

おほろけにおほす　深くおもふ也

院の女御　冷泉院女御超子なり

二宮は東宮〇にる一本させウ五　一本よろし冷泉院の第一皇子は花山院第二は三條院にて今東宮也

おもひきこえ給へるもウ五　も文字なくてよかるべし

來年ばかり御元服はと　御元服は來年はかりと句を上下にして見るべし

そ一本へてえもいはぬ　一本よろし

おりゐの御なほしウ六　の文字今一つ有べきか

や〇お一本やさゝ　いつれにてもきこゆべし

まさな　よからぬことゝ也言靈にくはし

その日もくれぬれば　夜に入ていそきするといふ事にてはなし今日の御規式もすみて日もくれたれば是よりはやがて大嘗會の御支度と云意也

とはりあけオ七　和訓栞とばり玉葉を引

内侍のかみまゐり給　上文オ二兼家女綏子也

九條殿の十一郞君ウ七　公季卿なるべし公卿補任に奉オ八師輔九男公季と題してその譜ありその譜書には十男とあり標目と打あはず卷五も標目九男とあり其譜には第十にあたる

宮をきこみウ七し一本　名の意可考

つかさ〇に中納言殿は　一本よろし

いはし水　公事根源三月

かゝる程に三位中將殿　下文この三位殿と有にかさなりていかゞ

こゝのほか。や（のこと一本）　一本よろし
くちはきゝばみ（わ一本）　吻口邊也きばみは黄也若年き事也
給へれかし（ナシ一本）　一本よろし
辨や少將なと　時通を云辨少將なれはかやうにいへるものならん若はや文字衍文か時叙の出家の事は下文十二ォにあり
心にゆかす（る一本）　一本よろし
閑院の大將　枇杷の北方にかよひ給ふこと花山の卷にみえたり朝光也
攝政殿くらゐ　道長にゆるしたるをかたしけなくおもふ也
二所のとのはら十ォ　道隆道兼
この殿は　雅信の方をさす二所の殿原の北方にてのしかたは格別の事もなきに此雅信の方のしむけよしと攝政との丶人々おもひきこゆる也すべてかよはる丶男君の下人などはその女かたのあつかひのよきあしきいひさわく今も昔もおなし
こぞの冬山にて　花山卅七ォの末に此事みえたり山とは比叡山を云
たまはさんなり　たまはするなり　さ（すあのつ ドめさ也）るは省くなり
御をちの入道　花山院母君の兄弟也
飯室　石蔭十ゥ　いひむろはやがてそのまゝに候給へは義懷の事也
みし人も　後拾雜三
惟成辨も　花山卅五ォ
少將にておはしけるきみこの比又出家十一ォ　上文九ォ辨や少將なとにておはせし法師になり給にけりとあるは時通の事也こゝにて時叙の出家する也時叙は少將也時通は辨少將なり辨と少將とは文武二官なれば辨や少將と云たるものならん兩人にはあらす
かくて此とのに　雅信の殿をさす
左京のかむのとの丶うへ　道長の室倫子也
れいせさせ給事　月事也
大殿も　雅信をさすかともおもへと攝政殿也　下文十三ォ大殿よりも宮よりもとあり上文十ゥ　大殿の大納言ともありこの大納言は道隆をさす道長の兄也
きたのかた大うへ（ナシ一本）（て一本）　一本よろし
院いとかひあり。えもいはす　一本よろし

内侍のすけたちや　上文オ二ひとつはらからの内侍のすけたちにとあるたちとおなし
よろこひ　加階の事也
冷泉院のカ十二　あさましきことを也
親おはしますかたに　親はさてとかくべし上文を受てかやうにておはしますなれと也
あらはれさせ給へるとそあさましおもひたる　ましは詞にて除てきこゆまでと譯すべし下文オ十九　人ことにましおもひたる
われ〳〵とおろしまとひあひて　われ〳〵とは冷泉院御みつからわれとわれ也われとわが手にこの御衣なとを人々に下し給ふ也人々にその衣をまつはせ給ふと也右にも左にもしかせさせ給ふ故に是と彼と混じあひてと云意ならん一本ならはよみやすし
おほむなからひ（か一本）　一本よろし
本家　雅信をさす主人なれは也師説別にしるす
三位殿オ十四　道長をさす
大納言殿　道隆
宮の御前　一本わろしこゝは詮子を云

たはやすく人に　一本よろしたはやすく物などの給はぬよしは上文オ五にみえたり
いはぬ人なれはあらん　一本よろし相應せんとおほす也
たゝならましよりはと　明子の御事なきよりはあしけれとも也
おほかたの御心さま　倫子の也
みな舞人にていみしうかともオ十五　一本よろし
みなよろこひ　加階也
こさしは近衛のみこそは　一本よろし
おまへにも御覧し人も　一本にてもよくきこえず
此處脱字誤字有べし
四條の宮　圓融院中宮遵子
せう〳〵　おろ〳〵といふ事也師説別にしるす
又の日の御らんにオ十六
おほしめしさためさせ給　おほくの中に御心のとゝのれるは止め給ふめしつかはんの料に也
うへの判官オ十六
よひのまに　袋草子巻一に此歌あり
おほゝゆるかな　一本よろし

御佛名十七オ　公事根源十二月御佛名けふより廿一日まで
地獄ゑ　公事根源にもみえたり
おくりむかふといひおきたるも　拾遺冬　かぞふれはわか身につもるとし月をおくりむかふとなにいそくらん
菩提聲
ふりつゝみ　月宴四十一オ
院も入道せさせ給ひにしかは圓融院にすませ給ふ
上文十一ウ永延二年正月三日院に行幸有しことみえて今こゝに永祚元年の條に此事をしるせは御出家は永延二年に有しことゝきこゆ（永延三年は永祚元年なれは也）しかるに紹運錄に寛和元出家とあり又永祚元三九於東寺灌頂とありさては本書と矛盾
よろこひさま〳〵十七ウ　加階也此卷の名こゝより出たり
かくて大殿　攝政との也
十五のみやのすませ給ひし　道長のかよひ給ふ明子の父君の舊跡也紹運錄に巖明親王は寛和六薨とあれと寛和二年まで也堝氏校語に一代要記に寛和二年とあるよしいへりさては二三年さきにかくれ給ひし也
二條院　たれの爲に修理し給ふにかとおもふに下文大嘗會のためのよしみえたりさて大嘗會の時に此院なにゝ要あるにか尋ぬべし又下文廿ウ攝政との二條院にて大饗せさせ給とあり
明年正月に大嘗會　或校に大饗とあり
九條殿の御をとこ君たち十一人女君達六所系圖にも十一人とあり女君も七人あり重脩本にては此數不符合
きさいの御末　安子也安子の腹に冷泉圓融うまれ給ひていまは圓融の御子一條院の御代也
内侍のかみ　はしめ重明の室也後に村上帝に參りて登華殿にすみて登子といふ是也
六の女御　上文一ウ先帝の御時のみやすところとあるこの人ならん系圖には忯子とあり檜山氏の校本には六の君忯子とあり孝おもふに檜山氏は從來の系譜とこゝの本文に六の女御とあるを兼合せてしかいへるならん別證あるにはあるまじきなり
太郎一條の攝政　伊尹也
ことにはか〳〵しうもみえ聞え給はす　誤字あるに

やはか〳〵しうみえきこゆとあらまほしき也もしは太郎は攝政までには經上られしかど上文の内侍のかみ六の女御なとよりも殊に御なてりなしと云事にかきやうによむときは下文の花山院もののも文字此天皇も女君の御末といはると云事にかをとこ君達入道中納言（三）　義懷也伊尹の子
女きみも九の君まて　伊尹の御子たちをこゝに評して九の君といふは云々と下文につゝく也一本とての方よろし上文師輔の子をいふに女君達六所とありこれとは別也混すへからす見はてぬ夢（ウ二）に九の御方とあり
ひろはたの中納言　此上にされとゝ云語をこめてみるべしこゝは師輔の御末太郎伊尹と二男堀河の兼通の事とをならべあけて三郎の盛なるをいはんとてなり
このたゝ今の大殿（ウ十八）　兼家也
おはしましける（つるに一本）　太郎（伊尹）のかた二男の堀河のかたさまでにあらす三郎のかた盛になり行と也
かくいみしき御中にも　九條殿の御子たちいつれもいみしき御中に九郎は今になからへて右大臣にまてのほりてゐたまふ故にしかいふ伊尹も兼通もよになき人にてその御末はいまたはか〳〵しからぬ也
おはしまさふめる（さ一本）　一本にてもおなし
たゝ今位も　以下また兼家の幸をいふ也位あさしといふは道長の事也兼家の第五子也
人こゝにましおもひたる（オ十九）　ましは助語也上文（ウ十二）にも此詞有
小野宮のおとゝ　實頼
中宮女御權中納言　圓融院の中宮遵子花山女御諟子と權中納言公任と也いづれも頼忠の御子也
さはいかゝはとそ（て一本）　一本もわろしさはいかゝはとてとあるべし
相撲（小千代）　公事根源七月に相撲あり
こちよきみは（ウ十九）　句を切てよむべし伊周の事也此句は下の重光と聞ゆるか御むこになり給ぬと云にかゝる也六條云々は重光の系譜也夾註の意におもふべし
あにきみに　道頼也大千代也
御女まうけの程　道頼はやまの井といふ所にすむ人

の女を北方とし給ふ事上文十ウにみえたり伊周は重光の女にすみ給ふ是弟君のかたまさり給ふ也

小野宮の實資　賴忠弟也

このころの齋宮　一條即位によりて也

なかのみやそ　恭子也系圖誤あり新脩系圖に辨しおく

みかどはかはらせ給へど（は　ナシ一本）（給へど　くておはします一本）一條即位し給へど也

さい院にはおなし。一本よろし

攝政殿　兼家也　㊁

二條院にて廿ウ　上文十七ウにみえたり

ほいあり。うれしけに（て一本）　一本よろし

一條の右のおとゝ　兼家の弟爲光也

○尊者にはまゐり給へり（雅信ノを一本）（たはすめれ一本）　雅信は土御門也一本わろしその上に此時雅信は左大臣也

内のおほいどの　道隆也

やかてひめ君たちなど廿ウ　二行ほど未考

宮々はいとうつくしきをとこ　小男也いまたかたなりなれはかくいふ也爲尊敦道なとをさす兼家の女超子のうむ所也

おほ姫君　上文十ウにみえたり一條院女御定子なり

大納言　道兼なり

こひめ君　上文十ウにみえたりあねの定子は一條院の女御となり給ひし故に妹君の事を今はおほす也

世中の繪物かたりは（は　ナシ一本）廿一ウ　一本よろし

たゝあらましこと　上文に女君のおはせぬをあかぬことにたほしたるよしみゆこれらのことか

小松の僧都といふ人に　大系圖にては隆圓をやかて小松の僧都とせり後にはしかいへるならん

三郎君　新脩系圖に云べし

四郎君　新脩系圖に云べし

よの御はしめころ廿二ウ　兼家卿の壯年のころにとなりこゝはむかしかたりのことなりいまのことにあらず

中將のみやす所なとありしかは（ナシ）もとかた（故の上二一本）の民部卿（式一本）　是は圓融院の女御更衣の中にしかよばるゝありて攝政とのかよはれたることの有にやまゐりたりしかどゝ云詞あれはさも聞えす此處文義通しかたし誤にても有にや元方大納言といふは村上帝の女御の父也別人なるべし按するにこゝは圓融院の御代に中將の御息所ときこえし女の父もとかたの民

部卿といへるか孫女の兼家の北方になられしかと
云こゝろなりまゐると云はいさゝか詳ならず兼家
の所にまゐりたる也入内の義にはあらじ
村上の先帝の御女みや廿二ウ　月宴廿六ウに帝の御前にて
琴ひき給ふ事あり心つきなくおほしめしたる姫宮
なれは兼家もあきれてやみ給ふなるべしこゝの下
文にすへてこのほかにてたえ給ふと有此姫みや
のしれ〳〵（と一本）しきをいふなりけり
おほかた。（おほし一本）の内侍のすけ廿三オ　一本よろし
おそろしき事にて　一本よろし
宮もしのこさせ（れ心よからぬ所とあれは一本）　詮子也
これかけさへ　一本よろし
かの女三宮　上文に廿二ウ兼家のかよはれて後にたえ
はてたるをはつかしくおほしてうせ給ふとあり
摂政との丶御有さま廿四オ　道隆也上文摂政の宣旨か
うふらせ給
きたの。（方の一本）御はら　一本よろし
彈正宮師宮廿五オ　上文廿オ
つちとの廿五ウ　喪居也
有國　上文十五オ

惟仲　上文十五オ
きめられたてまつり　誤寫有にや
二條院をは法興院といふに
この春の大饗のをり　上文廿ウ正暦元年
ひとつはらの。（ほ一本）さへき　一本よろし
にわじのみこ　宇多帝皇子敦實號仁和寺宮天暦二出
家と紹運錄にあり
大師入滅我隨入滅と憍梵波提か　智度論卷二にみえ
たり　疑の卷廿一ウにも此事あり

見はてぬ夢

此卷におほくの人々なくならせ給ふによりかた〳〵の歎きをおも
ひやりてかくは名付たるなるべし
一とせの御子日に　大鏡にみえたり
閑院の左大將　朝光也
むらさきの云々　後拾遺哀傷季吟云紫雲に紫野をそ
へてなるべし雲はかゝるといへはかけてもの枕詞
也孝云紫雲のおほひかゝりくるといふつゝけ也
行成兵衛佐　伊尹（一条摂政）┬義孝――行成
　　　　　　　　　　　　　└義懐――成房

一條攝政の御孫の成房の少將　成房のみ一條の孫のやうにきこゆれと行成も孫也心ゆかぬかきさまならすや
おくれしと　後拾遺哀傷
いみしき御ことのみおほえしかは　かはの二字下文よりうつりて衍文ならむ
さてかへらせ給ひぬ　二本いつれにても聞ゆ
實方中將　師尹孫
すみそめの云々　新古今哀傷に入りて新古今にては道信におくりたる也爲光の男也
をもわすれても　一本よろし但し類句にはおもと有
たひのそら云々ォ二　後拾遺旅
圓城寺
木もとを云々　詞花雜上
一條の攝政のうへは　伊尹の室也花山院の御母女御ははやくなくなり給ひたれと女御の母はいきのこりて居給ひけんこれをこゝにうへと云しならん
九の御方　伊尹女也花山院の御姨也さま〳〵の悦十八ォにみえたり下文九ォ九ウ彈正宮に嫁し給ふ
此院をいかて　花山院也

心ことの御ようい　院御在世のとき殿上人の中に御志ふかく有たるをはおほやけにてもうち〳〵御こゝろしらひ御用意有しなるべしと也いと御こゝろことなるとあるべきか
右のおとゝ　爲光也
六條の大納言　重信也
土御門左大臣　雅信也
春宮　三條院也
夜井ォ三　源氏なとにおほくみゆ
小一條殿の姫君　濟時の女娍子也
大將　濟時也
かしこうのかれ　花山卷にみえたり
中宮　定子也
これは麗景殿さふらひたまふめれと　三條院には兼家女綏子さふらひ給へと也
それはあえなん　あへなんにて堪むと也
先帝　村上也月宴ォ九宣耀殿の女御に箏のことをしへ給ふことあり又濟時もいみしくひき取給ふよしみえたり
この大將御いもうとの宣耀殿の　濟時の妹芳子也

むらかみいみしう　村上の字衍文ならむ
枇杷の大納言延光ヵ四　三條のいとこちがひ也
┌村上──冷泉──三條
└代明──延光
とのをしへ　濟時也
まさゝまに　初花五十九ォ　中々まさざまにこそみゆれど
ありまさりざまのりを省く也
中の君　敦道室也
なかの君のをは　下のの文字衍文
をは北の方　一本よろし祖母也師尹北方定方女也延
光北方かとおもへど同腹にあらぬ故に姫君とひど
しなみにせぬと有からは父方の祖母にて師尹の北
方とおもふ也
そのうへの　師尹室
わが君たちにこそはと思ひ　或校御きたのかたとな
ん
左大將　濟時也
小一條殿に　濟時をさす師尹室かおもふ也に。はなの
親にて濟時をさす也
昔おほし出て　芳子をさす

わかきみ　娍子　わかは我也
御せうとヵ五　通任也
ちゝおとゝ　濟時也
長命君　相任也月宴にもみえたり
この女御　實方といとこ也
攝政とのヵ五　道隆也
よろづのあに君は宰相にてヵ五　此文未詳
あはた殿は　道隆弟道兼也
中宮の大夫　道長也さま〴〵の悦にて中宮大夫にな
りたまふ
おほちよきみ　道頼也公卿補任正暦二年九月七日參議從
三位より權中納言となる
こちよきみ　伊周也公卿補任正暦二年正月七日正四位下
伊周任參議右中將如元七月廿七日從三位九月七日
任中納言
新中納言　道頼也
山の井　さま〴〵の悦に大千代君はくに〴〵あまた
しりたる人の山の井と云所にすむかむすめおほか
るむこになり給ぬとあり
かの大納言殿の　重光也さま〴〵の悦にみえたり十九ゥ

わかきみ六オ　道雅也
をば北の方攝政殿なと　をばはおばとかくべし外祖母光室をさす道隆の室ならば上にはかくべからず
攝政は道隆也
聞ゆるめるナシ一本　一本よろし
めのとにも松一本きみにも　一本よろし
中宮に一本女房とも　一本よろし定子也
あはれにはかなきよになん　此春はいまた諒闇故にかくいふか
故院の御はて　圓融院也
花のたもと　古今皆人は
中宮大夫六オ　道長
つちみかとのうへ　倫子
宮の御かた　明子也高松の上とも
左大臣　雅信
みやおはしまして　盛明親王
法興寺　兼家舊宅さま〴〵の悅廿四オにみえたり
一條のおほきおとゝ　爲光
女御の御のちは　祇子寬和元年逝
法住寺七オ

松雄君　誠信也爲光の太郎也下文にまつきみ
いま一ところ中將　齊信
かしつきみきこええ給ふ七ウ　一本よろし
四五の御かた〳〵おはすれともに一本故女御と　一本よろし
女御は祇子をさす
女子はたゝかたちを　下文三十四オ
此中將　齊信也
齋院より　選子也師輔外孫さま〴〵の悅にみえたり
齊信とはいとこ也
いろかはる云々　新千載哀傷
あはれなる事共　なりの詞落たるか
一條殿　爲光也
さうにとこ本おほし八オ　一本よろし
ひとところ　爲光
ひんかしの院の　上文二ウ
わかみえナシ一本たてまつらせ給をはあるさ一本八ウ　一本上はいつれにてもよし下は一本よろし
いひむろ　義懷をさす花山廿七オにみえたり
されはこそ　句
きさいのみや　詮子

攝政殿　道隆
きゝいとほしかり　詞つまりていかゝ
受領までこそ九ォ
あまへいたく　あまりにあまへすぎたる事とみつか
らおぼす也
彈正のみや　爲尊
二三千部と ナシ一本 一本よし
けひゐし　檢非違使也檢非違使に勘當されたるよし
の戲也
彈正にこそ　彈正の役もおなじ筋なれば爲尊の當官
なれば院のしかの給ふ也
はかなきよになどか　草子の地よりの評也はかなき
うきよに花山院のやうなる御ふるまひよといふ也
わかきのかみすけたゝ　祐忠は中務の夫なり
とくいれ〳〵　氣絶し給ふ也
石山にとしことに十ォ　鳥邊野十二ォ　にれいの九條も御
石山まうで云々
たゝ。陣 今一本 やなども 陣一本　うら〳〵のわかれ六ォ　おはします
陣のうへはかさをだにぬきてとあるは中宮定子の
居給ふあたりをばかさもなく下人のとほるをいふ

こゝは出家されたる故とやうのうるはしき事なし
と也
心やすき物からめでたき　心やすきと云は御威光の
うすらきたるをいふされば物からとうけてめでた
きといふ也
かたほなるならずえ ナシ一本 。させ給 ちひ一本　一本よろしめやすき
人を判官代にせさせ給ふ也
御ともにあまに成にしかばりはた十一ォ　御ともとは詮
子は出家のとき一同に入道したることなるべし此
たび長谷寺へ御ともと云にはあらじ成にしかば旬
りはた名也佛弟子の離婆多をおもへる也法華序品
に出
おとなとのはら　おもき御方々は也
こちよきみ宰相中將にて十二ォ　上文に此君も中納言
とあかり給ふに猶あかすねほすにや大千代君と同
官なるをあかすおほすより大納言にし給ふ也但中
納言にて中將なるを宰相といふことといかゝ宰相中
將を中納言の三字に改めてしかるべし又は中納言
中將とせんかたゞに中將とのみいはんか一代要記
に權中納言右中將とありこれ證とすべき也公卿補

任正暦三年八月廿八日任大納言
閑院の大將　朝光也
おはしまし丶を（一本の）り○十二ウ　一本よろし
彈正の亮云々めてたし　以上未考
藤三位の御（一本ぞ）きみ　一本よろし
藤三位のはらの　下文卅六ウ　にもみえさま〳〵の悦四オ
此はらに女君のあることはやくみえたり此巻卅六ウ
の末に藤三位は九條との丶御むすめとみゆさては
道兼にはをばにあたる藤三位を室としたる也
あはたへは　さま〳〵の悦二十一オ　あはたと云所にいみ
しうをかしき殿を云々
心よりほかに　道兼の也此姫君をばなにともおぼさ
すしかあつかひ給はぬよしさま〳〵の悦四ウ此巻卅六ウ　あれは也
さるにより母の藤三位此姫君のをはにあたり給ふ
詮子に申て詮子のあつかひ給ふ也されと詮子より
そのいそきのことをは父の御事なれはあはたへお
ほせつかはすならむ
みかとおとなび　今上御年十五御即位の時七つとあ
り攝政は御幼君のほとの事なれは也
中姫君　道隆の女ときこゆ文勢しかり淑景舍にすみ
給ふよし下文にみえたり
宣耀殿は　小一條濟時の女上文三オにみえたり下文十六オ
によれは懷姙にてまかて給ふ也
人のきこゆへきにあらす十三オ　この淑景舍によきか
きりよろつあつまれは人々の批判なしと也
三の御かた　道隆第三女
みなが中　皆也
帥宮に　敦道也
よのひ丶きわつらはしう　此姫君人なみにあらぬよ
しの批判もあれはかた〳〵もてはやし給ふことも
なしと也
わか御心さし　姫君かわか也
殿もことわり十三ウ　道隆の心に宮のもてはやし給は
ぬをことわりとおほすなり
南の院十三ウ　初花六十九ウ　朝綠十九オ廿一ウ
おこうとの君　道隆の子なり隆家なり
六條の右のおほいとの　重信也
よさりは　夜はよなかばかりに也くれかたには來で
おそく來るさまをいふ也

このひめきみ十四オ　重信女
一條のおほきおとゝの家をは　為光也兼家の弟也詮子のをぢ也さて帝後にこゝにすみて仙洞となし一條院とせんとのあらまし也下文卅四オ　一條殿をは云々
大納言　道長也
土御門のうへ　倫子也
宮の御かた　明子也
たつきみ　鶴君也頼道の事也
宮の御かたをは院の御前のめのとゝり　詮子の女房也一本にてもおなし宮の御かたのをはとの文字なくてはきこえずとりと云詞十分ならす脱文あるか
いは君十四ウ　巖君也頼宗也
橘三位　下文卅二オ　有國の北方となりてつくしへゆく事あり
又山の井の御子もあり　道頼也橘三位は道頼父子の子をうむ也
麗景殿は　さま〳〵の悦二ウ八オ　にみえたり烏邊野九ウ　源中將しのびてかよひ給ふとあり

まめやかにやむことなき云々　宣耀殿はいとおくふかうはつかしき物に云々と上文五オ にありその上はらみても居給ふ故ならん
いたはしう云々十五オ　關白との女にて　麁末になしかぬるよりなるべし
ことにいてまじらはせ　道長の心におもしろくおもはぬよし也小千代君の立身を叔父道長いかゝにおもふ也
大納言殿やきんたち　大納言は重信也公達は時叙時中也
殿のうへ　穆子也朝忠女也雅信の室也道長の室は下文に大納言の上といへりされば朝忠の女をさす也
大納言のうへ十五　道長の室倫子
有國をみなナシ一本ウ　一本もよろしさま〴〵の悦十五オ　有國は惟仲を大殿いみしきものにおほしめしたりとあり
粟田殿も大納言殿も　さま〴〵の悦廿五ウ　有國は粟田殿の御かたにしば〳〵參りなどしければ
惟仲をは左大辨にて十五オ　有國惟仲の二人兼家のかへりみをうけたることさま〴〵の悦廿五ウ にみえたり兼家なくなりて有國は粟田殿にしば〳〵參る

惟仲はさやうのこともなくてや有けんされは道隆の意にかなひてかく左大辨にていみじうもてなし給ふ也さま〳〵の悦オ十五 には有國は左中辨惟仲は右中辨とありさては右より左に轉したる也うら〳〵のわかれオ廿八 平中納言惟仲とあるこの人也

まだそのまゝにて 有國をおひこめたるはそのまゝにてその子をかやう也といふ也まだは未也まだと濁てよむべし

子は丹波守 貞嗣也

いかなる。か オ十六 に一本 一本よろし

女君うまれ 姸子也三條院の后となる姫君也

男宮 小一條院敦明

むかしのみやたちは五七にて 和名抄序見るべしうら〳〵のわかれウ廿六 定子の女宮うみ給ふ所にも今上かくのたまふことあり あり一本

みや〳〵は 一本よろし

あはたどのの北方オ十七 さま〳〵の悦オ四 宮内卿 遠量なりける人のむすめを北方にし給ふよしみえたり宮内卿は師輔の御子とみえたりさては道兼と北方とはいとこ也又此卷みはてぬ夢の上文ウ十二 藤三位も北方也師輔の子にて實は叔母にあたる也宮内卿の女は下文ウ卅 あまになり給ふ

したしき御ありさまにや 粟田殿北方 遠量女 と九宮 村上帝皇子昭平也 にてしたしきにか誤脱にても有にやしたしきとち故ほどなき處にすむと聞ゆ粟田と岩倉とは程ちかし山城志愛宕郡鄕名有粟田村里有岩藏又山城名勝志卷十三愛宕郡有岩倉有粟田右大臣山庄引榮花長德五年道兼薨時之事共地相近可證也たゞししたしといふはきこゆれどありさまといふ詞おだやかならず

村上の先帝の九のみや入道して岩藏にぞ 村上帝第九宮昭平親王の母は粟田在衡女なり岩藏と粟田との地理後日考へし

又兵部卿 致平親王也母上におなじ

この左のおほいとの 雅信也このと云詞おだやかならず

二人 成信 永圓

一ところをは 成信也

この大納言 道長也このといふ詞おだやかならず

おかし所にぞウ十七　おなじの誤歟
九宮は九條どの丶云々おほしすて丶けるなりけり上
　文に九宮入道の事ありこゝはその入道以前の事を
　くりかへしいへる處也
入道の高光少將　或校高光二字旁注
いとうつくしきひめ君　公任室
故三條の大殿の權中將　頼忠の子公任也
（などに一本）〇とりたてまつり給オ十八　一本よく聞ゆ
二條殿　道兼の本宅なりされは下文ウ廿五　道兼か相知
　のもとより二條殿にかへるとあるこの故なり又そ
　の下文ウ廿七　なくなり給ひて後粟田殿にゐて奉ると
　あれば二條は本宅にあらぬにや
四條の宮の　遵子也公任の姉妹なればこ丶に昭平親
　王の女をすませんとて也
宮も女御とのも　遵子も諟子も也
御なからひ。（に一本）　一本よし
粟田殿　昭平親王の女公任卿の妻は此粟田どの丶養
　女也上文にみえたりウ十七
又一條のおほきおと丶ウ十八　爲光也
御子の中將（[illegible]一本）　いづれにてもきこゆ　まつを君は誠信也

系圖にては中將を道信とする也
この北方の御おとうと　粟田殿の北方遠量女也その
　妹也
此二位の新發　高内侍の父成忠也
内大臣どの丶　伊周
まつきみ　道雅
此御はらの三郎
　此卷の上文ウ十三　はこ丶とたがはず隆圓也さま〴〵
　の悦オ廿二　にては四郎也新脩系圖に猶いふべし
その御おとうと　此卷の上文ウ十三　はこ丶とたかはず
　隆家也さま〴〵の悦オ廿二　にては三郎也新脩系圖に
　猶いふべし
山の井（ナシ一本）　道頼也
この殿の　兼家をさす一本よろし道隆死にちかくな
　りて父兼家の意をおほしての大納言也
若宮ウ十九　小一條也
淑景舍いかにとみたてまつる　道隆女也下々の人此
　淑景舍を評していかにし給ふと云也宣耀殿のわか
　宮をゐて參り給ふ故に也
おほしおきてすや　やは歎息也天下安穩のおきてあ
　らすと歎く也

内によのほど〇廿オ　一本よろし
なとかは〇おほしめして　一本よろし
殿上〇およひ百官廿ウ　一本もよし
あすはしらす廿ウ　あすのいのちはしらずけふはかく
てながらへて居ると也
きたのかた　高内侍也
なにくれのかみとも廿一ウ　明順　信順などをいふ
二位のしんぼち廿一ウ　上文十八ウにもいのりのごとみえ
たり
手をひたひにあてゝ　先師の説別にあり
四月廿七日三本　是非いまだ考ず
左右の大將しはしもおはせぬ　左右の大將ともにう
せしにはあらず左右の大將などはしばしがほども
一人かけてはわろしといふことならん上文十二オ　道
兼は右大將に濟時は左大將になり給ふとみえてこ
ゝに濟時はうせたれど道兼は存生なればしかおも
はるゝ也
中宮大夫殿廿二オ　道長也道兼は右大將なるを弟のか
た道兼にこえて左大將となりたる也
さりともと〇心のとかに　と文字あまりてきこゆ
御をちのとのはら　伊周叔父也道長道綱などをさす

也道兼は下文に別に見ゆ高内侍の兄弟上文廿一ウ　き
たのかたの御せうと云々とあるせうとたち也下文
廿九ウ　御をちともや二位なとゝあるをち也
おそろしき物に　高内侍かたのものは粟田殿をおそ
ろしき物におもふ也内大臣の關白をとられはすま
じきかとうたかふ也けり
又女院の御心おきても廿二オ　内大臣は伊周也をひ也
道兼は兄弟也されは内大臣をおきて道兼に御心よ
せ有しならんしらせとは關白になりて世をしらせ
たまふを云
内大臣どのゝ　の文字ひとつあまりてきこゆ
御やうし　陰陽師也
相如廿三オ　時平の曾孫
左大臣殿　重信也
かの時平のおとゝの云々廿三ウ　時平は菅丞相との一
件にてそのなかれは昇進しかねたる也
さうしともに　曹子也
殿なとも　粟田殿也
けうせさせ給〇て　一本よくきこゆ
かひきとかいふさまにて廿四ウ　源氏みをつくし湖月本五ウ
かゝるをりはいけるかひもつくりいでたるとおり

よろこひなき也こゝはよろこひなきにはあらねと
かひつくる事にはあらぬか　キ○文字衍歟
てつゝ關白の　一氣によむべし
ほをなとウ廿四　和名抄原子朴保々乃加波　とありほゝと
かくべしをとかきてはわろし師説別にあり
大將殿もいまそ　道長也伊周ひきつゝき關白にては
いかゝとたれもひしを今そ也
人のはかまのたけ　上文オ廿一にもみえたり
まめやかにくるしうおほさるれとぬるませ　くるし
くはおほさるれといさゝかおこたり給ふと也
とありともかうともとて　かうはかゝりの誤り歟
二條殿ウ廿五　上文オ十八二條殿の東の對をしつらひて公
任をむこにし給ふことあり下文ウ廿七　道兼なくな
り給ひて後あはた殿にゐて奉るとあれは二條も本
宅にはあらぬにや
ありさたまらぬウ廿五　しかとさたまらぬ事也今こゝに
物か有ても常住せさる意なるべし
二條殿には北の方　道兼の北方也
番かゝすオ廿六　つかひをかゝす警衛する也一本わろし
かならす女君と　かく書事の時節故キツト姫君誕生

有んとおしあてにまつ也かならすは俗のキツト也
大將との　道長也道兼と兄弟なれはよろつあつかひ
きこゆる也
ものにそあたる　源氏
おほやけはらたゝれける　源氏
二人おはすめるも　兼隆兼綱
中川の家あるしオ廿八　相如也上にみゆ道兼しばし住給
ふ所也
こゝろさしのかきり○（火一本）みつ　一本よろし
夢ならて云々ウ廿八　詞花雜下
しろきしきしオ廿九
ゆめみすと云々　後拾遺哀傷
百官施行ウ廿九　一本よし上文ウ廿にもみえたる詞也
おほえのまゝにウ卅　一本よし
宣耀殿も淑景舍も　此兩女御の父君皆うせ給ふ故也
おほ○（えイ本）させ　一本よし
爲頼朝臣　兼輔の孫也
よの中に　拾遺哀傷
小大進君ウ卅一
あるはなく云々　新古今哀傷小野小町

式部卿宮卅一ウ　爲平親王
御むすめ花山院女御　婉子
一條の道信の中將　爲光三男
うれしさは云々　詞花戀上
おひこめられし有國　上文正暦四年　又此後の巻っ
らく／＼のわかれ廿二ウ
大貳三拜書廿二オ　一本よろしくおもはるたゝし三拜書
ともいふにや尋ぬべし
有國をなさせ廿二オ　公卿補任長徳元年非參議藤在國十月
　十八太宰大貳とあり
みかど御めのとの　一本よろしみかとは一條なる
　べし
橘三位の　懐子或徳子と云の文字衍文歟
故との丶　兼家
故關白殿　道隆也道隆に此女あひて後すてられたる
　也
惟仲は　有國ともに兼家に心よせしたる人也正暦
　四年にみゆ
ひろはたの中納言　顯光
堀河殿　兼道

ひろはたのみやすところのはゝ　一本よし
女五宮　盛子
女君ふた所　元子延子
そこ　重家
此たえまに卅二ウ　定子しはし里に居給ふさては本文に
　内にまゐらすることあるは東宮の事なれは東宮
のあやまり歟此たえま考べし又おもふに淑景舎は
父道隆なくなりたる故に此比里に居給ふ也
このひめ君　元子也
みやはらのむすめ　有明親王女
姫君一人　義子
男君二人　實成　親賢此外に僧一人系圖にあり
もたまへりけれはこ　一本わろしよの中にたれもた
　れも公季の女にはゞかる也
いまの關白　道長
けしうはあらん卅三オ　容儀わろくありけんと也はは。そ。
　の誤か
おもはすにおもはすめる卅三ウ　この方にてはたもは
　す不用意也むかふから其不用意におもむきやある
ならんこの方をおもふ也これやかで其不用意か彼

をまとはし我をおもはするになる故におもはすめるゝ云也世諺ならん

女院たれなりとも云々　中宮をはじめ女御たちたれにても御子をもたらんものをふかくおもはんとの給也

こゝの一所　道隆

人みるをりそ　一本よろし帝の御心には新しき女御をみたまふ折こゝに定子にまさるはなしとたほす也

一條殿三十四オ　正曆三年にみえたり上文十四ウ

たかつかさ

寢殿のうへ　正曆三年にみえたり

ちゝおとゝ　爲光

女子はかたちをこそ　正曆三年條

といふ事にて　一本よろし

御ふみなと奉り給　一本よろし

此三君のことウ卅四　一本にても

中納言　隆家

あつけ給へれと　一本よろし

覺しおきてける物は　一本よろしされと物かといふ

語勢の所に物はとあるもこれかれあり言靈にあつめおけり

御心至ウ卅五　一本よし

おそろしきなれと　一本よし

太元法　二位新發たひ〳〵いのりしたるこゝ上にあり此法を修したるにこそ公事根源正月太元帥法併みるべし

この内大臣ウ卅六　詮子のをひ也以下は世の人々の思へる事をいふ也女院も御なやみかちにて御ものゝけなとも打ましはれは此内大臣との〻御心おきてこよなくめやすく雄々しくあるべき時節なるにおさなくしれ〳〵しくてはよろついかゝはよろしからんと也上件より内大臣のよからぬことを三つあげゝるなりうら〳〵のわかれ三ウに此事を宣命にてよむ事あり女院の一事こゝといさゝかたかへりいかゝとをしけにオ卅六　いとほしけにとあるべき也

粲末の結句おもふべし

心くるしうこそは侍れ　地の詞也侍れいかゝあれとあるべし

粟田との丶御むすめ　道兼の女尊子也

この御事をはことにしりあつかはせ給はさりしに

上文十二ウ　道兼の此姫君をしかあつかはぬよしみえたり

左大臣殿廿七オ　道長也去年長徳元年五月八日六條左大臣重信薨給ふ上に見えたりその後道長左大臣になり給ふことは物語のかけになりたれど公卿補任長徳二年の所に七月廿日道長左大臣に轉したるよしみえたり

いまめかしき御覺えにもの給ひける　みかど此女御をいまめかしくれほして御かへりみあるにより母の三位に物給けると解べきかいさゝか詞つまりてきこゆれは誤字にても有にや

惟仲の辨　藤三位は道兼にすてられて惟仲に逢し也

それぞ[き一本]　一本よろし

今まで宮いておはしまさぬ　今上に御子のなきをいふ

いさやそれも云々　例ならぬみけしきも此比の事なれは御懐姙にはあらしともさためかたしと也花山院の一件の事によりてとやかくと御懐姙のさたするにはあらずまがふべからず

あやしう云々　内大臣の花山院を射奉りたることと也

榮花物語抄卷貳

五　うら〳〵のわかれ　一條長德二年至四年
六　かゝやく藤壺　一條長德四年至長保二年
七　鳥邊野　一條長保二年至四年
八　はつ花　一條長保四年至寬弘七年

うら〳〵のわかれ

伊周公と隆家公と流罪になり給ふがひとりは太宰にひとりは出雲にかた〳〵にわかれ給ふをたになしかたにもあらぬことよと伊周公のなげきてかた〳〵にわかるゝ身にも似たるかなあかしもすまもたのがうら〳〵とよみ給へるよりの名なるべし

かくてまつりはてぬれは才一　見はてぬ夢ウ卅六　よの人やすからず祭はてゝなむ花山院の御事なといてくべしなといふめり

世中にいひさゝめきウ一　見はてぬ夢ウ卅六　祭はてゝなむ花山院の御事なといてくへしなといふめり

内大臣　伊周
中納言　隆家

宮の御まへ　定子也伊周妹今上の中宮見はてぬ夢の巻オ卅七　中宮たゝにもおはしまさぬよしはあれと出給ふとはみえすされと此卷を見れは里に居給ふ也さては出給ふことは物語の蔭になりたる也

かゝる事は　一本をよろし定子にことさらに啓するにはあらすおのつから定子のもりきかせ給ふ也をもはもいまだしのとあらばよろしからんを或校はをともとあり

あなあさまし　定子の詞也

賴親　伊周公の弟にも同名あり混べからず

滿中ヵ一　尊卑分脈卷四清和源氏滿仲—┬—賴光
└賴親

檜山氏の系圖は尊卑分脈のまゝに出したるなれば
本文にあはず

貞盛　尊卑分脈卷四平氏　貞盛—維時

むまご也　いすへ一オ　孫にあらず子也つたへのことなるにこそ　さるな一本

よにはおほあなくり　大索也一本もよろし紀略十九左
村上天德四年十月九日　史記始皇卅九年に大索の事あり

いひつくる　しかいひなすを云也附る也

うらなひましつるは二オ　ましと云詞所々にあり

萬にともせば　やゝともせば也

北方の御せうと　北方の上に母の字落たるか下文に
はあり道隆北方伊周母高内侍なり

いかゞせさせ給はんずるなどまし　いひ一本　一本よろし

君のなくならせ給　も一本　なくの二字衍文

こそはと。おもはで　こ一本　一本よろし

てほちはらひ　いづれにてもきこゆ下文にはこひと
あればこの本行のかた勝るべし此詞源氏にも多し博士
讀攷證にくはし

こぼめき　其音を形容する詞こぼ〳〵とおなじ濁語
考攷證にくはし　にありと一本

よの中のある　一本よろし　なめえもいはぬ鬼のやうなるもののうちくしてたちほこをとりつ一本

かこみたり　一本もよしたちは太刀也ほこは矛也

殿。内　の一本　一本よろし

凝殿のうちにおはしましある　定子をはじめ淑景舍
も居給ふ也下文六オ　おはしますめぐりにたちこみて
ひきかなぐり云々とあることの所也　下文十七オ　淑景
舍に東宮よりは消息あるにてもたしかに下宿の事
しらる

とのいまは三オ　殿は伊周也

このみやをいでゝ　定子居給ふ故にわか殿ながら宮
といふならむ

木幡　父道隆の墓あり下文にてしらる疑の卷に詳也
木幡は宇治の近所也京より辰巳也下文六ウ　たつみ
のかたとあり

おぼろげの　おぼろげならぬといふことをおぼろげ
とのみいふ例あり

れいの涙にもあらぬなみだ出きて　此結有べくおも
はる

入みだれ。ば　いづれにてもよし
かきわけさ。る　一本よろし
太上天皇ォ四　花山
御はゝ后ォ　詮子也今上の御母也此一條みはてぬ夢の
　卷ォ卅六　にいへるとはたがへりいかなる事にか
おこなはせたる。つみ　いづれにてもよろし但上文
にひさつひさつとかぞへたらんにはこゝにもひさ
つといひて扨この罪によるよしに云べくおもはる
とかくもッ四　或說ともかくも
明順ばかりとッ四　一本よろし
このごろはいみじうこぐらければォ五　四月末新樹也
くれ〳〵とわけォ五
くぎぬき　釘貫也かりそめのかこひ又かりそめの入
　口をいふ別に說あり卒都婆と貫釘とは二種也
そのをりか〻人々　かゝる人とは明順をはじめ今の
　御供の人々はこその此比こゝに參りし人なれば案
　內しる故に也一本よろし
物のあはれをしる五　一本よろし
いみじき。おはしましゝ　一本よろし
人よりげに　道隆の伊周をかくおもへるよしをいふ

也大千代道賴なり　より小千代伊周なり　を愛したまふよし前
　にみえたり見はてぬ夢ォ十二　道賴にひきこして伊周
　を大納言にし給ふ事などその一なり
みつからのみの程　一本もよし果報也
おはします陣のまへは　定子をさす也みはてぬ夢
ォ十一　たゞ陣屋などもなくて心やすき云々とあるは
　詮子のあまになり給ふ時の事也
かたじけなくておはします。とも　とも二字衍文一
　本よろしおはしますことゝ句すべくおもはる
いかにせさせ給はんずらん。ッ六　一本よしともおもは
　れず
北野　京より戌亥也平野の近所也ちかくは京の水の
　圖にてしるべし今日の圖にても木幡も北野も方位
　こゝにいふとたがはず
御ちかひたてゝさえォ七　未詳
右近のむまば　拾芥抄西京　一條京極末號右近馬場
　山城名勝志七葛野郡西京にも此拾芥を引たり
宮には　伊周の宅也中宮あれば宮といふ也上にもみ
　ゆ
宮をさるべくかく。たてまつりッ七　中宮定子をば下人

にみえぬやうにかくしてさがしもとめよと也
くみれ　細入にて天井也語林類集に諸書を引
しえたる　しは爲也えは得也いたらぬくまなくなし
　得たるをいふ
いみじきまでオ八さ一本　一本わろし甚しくあけたるをいふ
おもひながら○まゝに宣旨の一本　一本よろし
鳥の時ウ八西一本　一本のかたよみやすし
こゝらの人どもにオ一　一本よろし
あらずや　句、やは歎息のや也よりつく事はよきに
　あらずわろしと制する也又は僞にはあらず今殿の
　かへり給ふことはと云こと歟
ふとりきよげにほひ一本　いづれにても
かの光源氏も　此物語より源氏物語のかたふるし初
　花卷には紫式部の事もみえたり
同じさまなるり一本　一本よろし
われひとりはウ九　今こゝに立込たるものかしこまる
けしきもなきに也
まゐらせたりけるかれ一本　一本にてもよし伊周の㝡參の
　事をかたはらより奏聞する也　みづからの事なら
ば參りとのみ云べしかたはらよりいふによりいさ

ゝかあがめ詞を用てまゐられと云し也まゐらせに
　てもおなじ
みやの○御てを御前の一本　いづれにても
思ひま○してはの一本　ましは例のまし歟一本ならば　こさも
　なし
身のいたづらに　檢非違使の詞なれどもいさゝか不
　穩
松ぎみウ十　伊周の男也
かうし　柑子也
ごきひとつ　落くぼ四ウ卅一　御盒器をなん一具給へ
　る
宮の御方をいとかたじけなく　さまざまの悦オ十四　以
下にある明子盛順親王猶子高明女　の事にはあらず定子をさ
す也宮の御まへと云と同義也御殿をさして宮の御
方といへるにて名にはあらずこゝより車にのるは
定子に對してなめげにておそれいれと也上文㝡參
よりかへり來給ひて車より門前にており給ふこと
　あるをむかへてみるべし
御こしをいだきて　腰を抱く也
つゞきてのらせ給へばウ十　これは其時のさまなり

母北方そて〔ち一本〕をつとさらへてやがてのらんと　これは
奏聞詞也
山崎まで　京をはなるゝ處なれば也
ひつじさるのかたへ十一オ　つくしへは山崎よりゆく
京より山崎は未申にあたる日本輿地便覧の攝州東
境山崎とありて西國街道としるしてあり
いぬゐのかたへ　大江山のかた也戌亥にあたる
泪こぼれさせ給へば十一オ　は。は。との誤かと思へどいづ
れにてもきこゆ
おぼさる。事〔る一本〕十一ウ　一本よろし
宮〔宮一本〕に御文　いづれにても
。ありさま〔樣一本〕ゆかし十二オ　一本よし
うきことを　うきことを身にしみおぼゆることに大
江山をいひかけたり大江山は丹波路也京の水西方か
つら川より西にあり金葉小式部内侍　大江山いく
野のみちの遠ければまだふみもみず天のはしだて
とよめる大江山也はし書和泉式部保昌にぐして丹
後國に侍りける頃都に歌合有けるに小式部の内侍
歌よみにとられて侍りけるを中納言定頼つぼねの
方にまうで來て歌はいかゞせさせ給ふ丹後へは人
つかはしけんや云々とあり丹波より丹後にゆく也
關の戸の院十二ウ　山城名勝志巻六乙訓郡或云在山崎西
南とあり
そち。〔殿一本〕はみたり　一本よろし
すかやか十三オ〔のほせ一本〕　下文廿オ　にも此詞あり
あけたてまつれ十三オ　一本よろし
と宣旨あるに十三オ　の結びいかゞ又おもふにかゝ
る宣旨下し給ふにより又かつは中納言宮などの事
をおぼしいでらるゝ也
いと心苦しうおぼして　隔句にて院にと云にかゝ
る
おほとのにも　道長也道長もこの事を院に乞給ふ也
院にせちに　今上と女院と花山院にこの事をこひ給
ふ也道長もこひ給ふ也兩脚の文法也
おろかに〔なをざり一本〕覺し　一本よろし
かへり給ね〔出一本〕　本行よろしこゝは伊周の詞也
物おもふ〔か一本〕十四オ　後拾遺羇旅
など。おなじかたにあらまし。と〔かはなにごともよからまし一本〕　一本よろしなどか
にて句也
しら浪は　拾遺雜上題しらず人丸　季吟云我衣のうら
ならねば波はたつといへども我衣にはかさならず

と也
かたゞ〳〵におかるゝ身にも
さもこそは十四ウ　後拾遺羇旅　いかに都の外に旅寢
すればとて玉緒五　さもこそ
此譯にて一わたりはきこゆれど三の句いさゝか心
ゆかず
公家　おほやけとよむべし下文十九ウにも
のぶやす　上文十二ウ左衞門尉延安といふ人は云々
ともすけ十五オ　或校友助
いとはるかなりつる程の御供に心ニ本　本行よのろしはじめ
はいとはるかなる所にと御供の人々おもひしを都
ちかきに止り給ふ故にうれしうおもふ也
まつきみ　或校松君
清昭十五ウ　或校照下文廿二右　倣此
宮の御所十五ウ　所は前の誤
二位新發　成忠也母北方の父也
御とき　齋也下文廿三ウ　そのまゝにたゞ御ときにて
世はかなければ云々いかゞはあるべからむとて十六オ
無常の世なれば母君もしもの事あらばいみじきこ
とこ明順道順などより帥殿中納言殿へいひやれば
いかゞあるべからんせんすべなしとてはかなく過
して九十月の程にとかくつゝく也
九十月　或校九月十日
宮の御事　御産の事
たのもしくおぼす人　母をさす但傍よりいへば人さ
ありても害なかるべし
あなこひし○よりと一本　一本よろし
よるのつる　詞花雜上　二の句に籠をかねたり夜鶴
思子也
そちの宮のうへは十七オ　太宰帥敦道親王北方道隆女に
て見はてぬ夢正曆四年にみえたり此うへははらからの
中にて一かどならぬ姫君のよしなればこゝにいま
にあさまし云々とありと一本
東宮のみぞ　本行によれば上文にある東宮東三條のみ
ぞとひ給ふ也一本によれば敦道親王をさす
女院　詮子也
こと〳〵なし十七ウ　下の句へつけてみるべし母の意
に別事なくたゞ一筋に也
都をみて十八オ　はりまよりかへり都にいでゝ母君にた
いめしたらんにそのきこえあらば不要の物にわが

身はなりはてんとおぼしさやまる也下文さばれこの身は云々こゝに至り親子迫切の情より〱かやうに思かへして上京する也

かのにしの京に西院と云所十八ウ　拾芥抄西院四條北西大宮東　文義かの西院もとのゝおはしましゝをり云々廿八ウ　又義いさゝか詳ならず大臣は父道隆公存生中に母北方のはからひにて此寢室の地所を伊周公の御莊にかへりみ給ふ所にて伊周公今おぼしいでゝむかし兩親の御心ばへどもに深くおもひ入てさみしき所なれば人々もしらず此處の密會はたれももらすまじき事ならむとおぼしよりたるなり

其をり御心ばへ　一本よろし

思ひてもらす　一本よろし

御かた〲も　淑景舍もこもるべし

ふかく十九オ　下文四十オ

いかなるものゝつみにか　一本よろし

さき〲かゝる事十九ウ　流罪になるものさき〲いくらも有と也

たのもしかりつる物をさとありともサウ　一本よろし

たれかはやさもいはんサウ　さかくのをりとは母北方のなくならんときを云その時には誰人をやたのみにと也

平親信サウ　尊卑分脈になし

つれなくもあるかなと　一本よろし

いづこにたがもとさて　誰許也父の處へ誰人の許し心得て來たるぞと咎むる也帥殿のぼり給と云ことを告たるを父の腹立也

えびすまちめサオ　未詳　夷市女歟

あまへ

清照　或校照上文十五ウ　亦同

いみじ口をしうサオ　一本よろし

あき霧の　萬代秋下　うきたる雲そあはれなりける

雲のなみ　續古今離別

けふりの浪と　未考

むや〱つかひ　或校やけの使

なく〲さいふばかりサウ　引歌にても有べし

大貳は有國朝臣　見はてぬ夢正暦四年長德元年にみえたり

はしにも　一本ならば恥也本行ならば上文よりつゞきはちの端の意なるべし恥のかたかたにもならぬ

よしにいへる也

つかまつらんとす。など（る一本）　本行よろし

我子のはしなりし　有國の子にはしなりと云ものみえず櫻友云よしなり有しをはしなりと字形近故にあやまりしならんといへり此説よろしかるべし系圖に資業と云子あり資はよしともよむ拾芥抄人名にみえたり尊卑分脈九にも有國の子に資業あり或。校はをよとあり（き一本）。

思のさまに　一本もよし

つかうまつるべき。（也一本）本行よし

たゞ御時にて　齋也上文十五ウ　いづこにもそのまゝにみな御ときにて

例のさまにはあらで廿四オ　火葬にせぬ事也

さればよ　西京にゆきて對面し給ふことをいふ

そのをりに廿四ウ　玉葉雜四

かくてうへの御事は　うへは母北方をさすこの一件はせんかたもなければあさましながらこれにてとぢめたりと也

をんなみこ廿四ウ　御子

。にはけざやかに（うち一本）　一本よろし

わざとおぼしつゞけ廿五オ　定子のさまでにはみづからの御産をおぼしもかけず有しよし也

右近内侍廿五オ　上文十七オにみえたる女房也

こどのなどの　故殿にて道隆をさす

はなぐ（れ一本）　いづれにても

おほんその色より（さ一本）　母北方の喪服故に也

わか宮の（なと一本）　一本よろし

ものあえ。せさせ　いづれにてもあえは肖也

しろううつくしう（いみし一本）　一本もよろし

七日が程の云々　草子地也御うぶやしなひをおぼつかなくおもふ也御里かたの人々かしこまりの折ふしなれば也下文に帥殿のたれこまやかにつかうまつるらんとおほすこそありおもひあはすべし

いかゞはせんの御心廿六オ　分別思量のおよはぬ所よりして也

うへの御事　母北方のこと也

いみじうこまかなる　定子より也

なにをうとしとか　色々の下されもののあるを隔心の御取扱よと申上る也これやがて御禮を申す也

いつゝ七など廿六ウ　みはてぬ夢十六ウにあり

春宮の宣耀殿のみや廿七オ　三條の女御娍子が小一條を

也みはてぬ夢十六（オ）　御産の事あり

又たゞにもあらず　定子あまになりしこと也

いみじうさまぐ　以下右近が詞にて定子よりの下

されもの〻事をいふ

。いみじう御心ざし（またんたいあまたさみなやあらんなど一本）　一本わろし（一本誤字あるにや）

まゐりなど廿七（ウ）　入道して參内もいかゞと也

かくてさしもかはり廿七（ウ）　長德三年

かの二條の北南とつくりつゞけ云々　伊周公の御時

御殿かたへやけにしかばそのかたへにつくりたし

てかたぐすみ給ひしを也

このみこなど云々廿八（オ）　脩子生れ給ひし故脩子の御

はからひにて惟仲が莊の有しに定子をうつしすま

せ給ふ也鳥邊野廿（ウ）　惟仲の帥中納言のしる所にわた

らせ給べきに

平中納言惟仲　公卿補任長德三年の條にもみえたり

見はてぬ夢十五（ウ）　惟仲左大辨とあり正暦四年也此惟仲

は兼家のかへりみをうけその後道隆道長もあさま

にはおもはぬものなれば女院よりもへだてなくお

ぼしけん女院は兼家女詮子也

女院もきこえさせ給へば（と一本）　一本よろし

殿などや　道長也

若宮のかぎり廿八（ウ）　若宮のみを參らすることもなし

がたしと也そのかたの女房もこれかれすくなから

ずとて此下文にかぞへ出したる也

北野三位とて（ぶんにて一本）廿八（ウ）　師輔男遠度

よりつくましう　一本よろし

おもひやすらはれ。（はべれ一本）　一本よろし

をとこみやは生れ給はん廿（オ）　後に定子男宮うみ給ふ（下文）

廿六（オ）　兆にこそ（られ一本）

思うたまへりて　一本よろし

よろつにそ〻き奉る三十（ウ）　そ〻のかし也その〻約そ。

かしの約めき。

すがやか（し一本）　すみやかと大意おなじ上にも十三（オ）　あり

おぼ。めしたる　一本よろし

おほどの廿一（オ）（見一本）　道長

こえさせ給へり　肥也一本もよろし

まつしるものに廿一（オ）　古今雜下よの中のうきもつら

きもつげなくに先しるものはなみだなりけり

出させ給。けれど（へ一本）廿二（オ）　一本よろし

みや見つくさで　みやは脩子也いまた見おほせずし

ばしこゝにといふなりその實は定子を引留給ふ也
職。の一本御曹司に卅二ォ
ちかき殿にわたし卅二ォ　職の御曹司より又ちかき所
に也
かくてあるべかりける卅三ォ　定子は中宮の御事にて
固よりかくて有べきをみづから尼になり給ひたる
也內に參りて永く逗留し給ふをかれこれと人の
いふかいかゞのこと也と也上文卅二ォ人のそしらん
もしらぬ云々とありこゝの下文にも世人もきゝに
くゝ申と云されば尼になりて又參り給ふ事をいさ
ゝかなる事といふ也
ひませ　隔日也六帖五一夜へたつるにも新六にもよま
せとよめり隔夜也十六夜日記にやよひの末つかた
わかゝゝしきわらはやみにや日ませにおこること
二たびになりぬ
いと〳〵うれし。う一本卅三ゥ　一本よろし
六條は　重信女を隆家妻となし給ふ事上文に有しや
たづぬへしこゝにはじめてみゆるにや
いきの松原三十四ォ　下文四十三ゥにいきの松原とよめる歌
ありつくしにいきの松原といふ所ありされはかく
云也拾遺別つくしへまかりける人のもとにいひつ
かはしける橘倚平　むかしみしいきの松原ことと
はゞわすれぬ人も有とこたへよ
ちゝおとゞ　顯光
いづれの御方にも　定子元子
弘徽殿　義子
この女御　元子
あはた殿の北方卅五ォ　遠量女にて道兼の北方也道兼な
くなりて尼になり給ふ事見はてぬ夢卅ゥにみえた
り　木綿四手廿三ゥ考べし
此との丶　顯光
御せうとども少將にて　ともの二字衍文歟重家をさ
す
わかみや　定子のうみ給ふ皇女也
いとゞうつくし。と一本思ひ　一本よろし
僧都の君も卅五ゥ　隆圓也伊周の弟也
たゝこの但馬守　或人は明德也といへり系圖には成
忠の子明德に但馬守となし
をとこみこ卅六ォ　敦康
ゆゝしきまで　上文廿五ゥ　循子のうまれ給ふ時に中納

言はなか〳〵に女宮をよしといへるにむかへてこ
ゝにかくいへる也
のぞめどのぞまれず　女御たちの男宮うまんとのぞみてもその願もかなはず定子の逝世されてものがれえぬをいふ
大殿ウ卅六　道長也
内にはニ本　一本よし
藤三位　師輔女
鳴絃讀書の博士オ卅七
すぢはたゆましきことにこそあめれとのみぞ　兩脚にて下文のの給はせけると云にかゝるなるべし天兒屋根尊より鎌足不比等とつゞきたる其筋は絶えざるものなりと也其筋の中に就きて九條師輔殿の族ほど繁榮なるはなきに又其中にも兼家の一流はこよなくあるよしを帝の給ふなりしかれどもこゝの文義いさゝか心ゆかず且又帝の御詞ともいひきりがたし猶よく考べし
あらましかとのみニ本そ(十)おぼしウ卅七　かは。この誤論なしぞ。文字はいづれにても
御心のうち。はニ本　一本よろし
女院とうへの御前　女院との。と。文字衍文か詮子の今上に物がたりし給ふ也
とのにも　も文字は詮子はじめ主上に申給へば也
もがさウ卅八　和名抄瘡類疱瘡此間云毛加佐　下文ニウ四十　あかきかさのこまかなる　あかゞさかしこにも　今世の麻疹也
兼資の頼臣ウ卅八　上文ウ卅三
大殿　道長
源中將　此處よみもてゆくにおのづから此人の系わかる也　村上帝第三宮兵部卿致平親王入道而住于石藏有子二人其一曰永圓逝世爲三井寺僧其一曰成信爲道長室倫子所養謂之源中將蓋此人官中將而爲源氏雅信女倫子所養因冒其氏曰源
おやにもしられでオ卅九　兼資をさすはじめ兼資にもしられずかよひ給ひしことぞと也
かゝることさへ　隆家流罪其後歸り來て兼資の家にやどり給ふ事をいふ
いさゝうたて　うたてとさ。文字有べし父母がうたてとおもふ也
此源中將のはゝは　のはゝの三字衍文

おもひきや廿九ウ　萬代雜二
うきねのみ
とゞめがたし。かたく。歟
淑景舍四十オ　定子の妹也三條の女御
宮のうへ　敦道親王室也定子の妹
四の御かた　一條院御匣殿也定子の妹　かゞやく藤
つぼ十四ウ
いま宮　敦康親王也定子うむ所也
をんな君のもとへ　爲資の女
ふかく　上文十九オ
いかゞ見えたり（ばと一本）　一本よろし
うみがつき四十ウ　神功紀九月適當皇后之開胎（ウムカツキ）
右近の内侍四十ウ　上文十七オ　廿五オ
後に車おもはん（ひ一本）　いさゝか心ゆかず
たゞしゐれにしゐれて（ひ一本）四十一オ　一本よろし下文四十一ウ　御
はらのへりぬれば
こゝらの月比のちのけはひだにいでこて（ず一本）四十一ウ　いづ
れにてもよし本行ならばて文字濁べしちのけはひ
とは血也月比とゞこほりたる血のいでくべきを
也
なぬかやむ
かひき（と一本）　一本よろし咳氣也
かのごきてん　上文廿四ウ
ちこなとの　流産又はやがて死ぬなどをいふ
おはしますにこそはいかゞはせんには（とこひけり一本）（と一本）　一本よろし
かのすだれのみ（とこ一本）　一本よろし
こゑてん（き一本）四十二　一本よろし義子也
かのいでさせ給し　元子也上文三十四ウ
あかゞさ　上文廿八オ　いとあかきかさのこまかなる出
來て
大貳の（筑前一本）　いづれにても
かちよりなれば四十三オ　車にはのらぬさだめにや可尋
此處文義未詳
致仕の大納言殿に　重光也北方の父也
昔にもあらず　詞花集雜上つくしよりかへりまうで
來てもとすみける所の有しにもあらずあれたりけ
るに月のいとあかく侍ければよめる帥前内大臣つ
くゞ゛とあれたるやどをながむれば月計こそ昔也

けれ
あさぢふく 四十三ウ　後拾遺雜五
こしかたのいきの松原　上文廿四オ　いきの松原とのみ
そのかみの 四十四オ　下句わか身で有ながら夢のこゝち
するよと也
宮さま〳〵　敦康と脩子と也さればさま〳〵と云ふ
也
きこえさせ給ふほども　双子の地よりかくきこえさ
せほどにも無常の風のさそはぬ事もなければはか
なきもの也と也　たひらかに云々といふも猶草子
地よりいふ也
たれも。いのちと 御一本　一本もよろし
こうへ 四十四ウ　は丶北方高內侍のこと也
ひとつなみだの。と 一本　引歌あるべし
櫻もとに　上文廿四オ
つゆはかり
さくらもと 四十五オ

かゞやく藤つぼ

此卷に上東門院入內の事あり道長の女彰子也本文にいはく此御かたふちつぼにおはします云々これはてりかゞやきて云々初花の卷六十ウ 中宮のまゐらせ給しなりこそかゞやく藤つぼとよの人申けれとある中宮すなはち上東門院の事也
大との　道長也
ひめこぎみ　姫小君也上東門院彰子のこと也
よろつ。せさせ給へり 一本　一本よし
かのはつ雪の。女御殿 一本　物語のといふ詞なくても古
き物語とはきこゆ鹿泥にのせざるは見落し也
歌はぬしからなん云々
むらさきの 一ウ　拾遺雜春　程なく入內する姫君なれ
ばその心をおもひてむらさきの雲とよめる也紫闕
と大內をいへば也
ひなつるを
やむことなきはさらにもいはず　身分のおもき人々
のむすめはいふまでもなく女房の中にかずまへた
りと也
四位五位のむすめといへど　此句上の句とかけ合い
かゞ　おもふにこゝはやむことなき云々以下を四
位五位のはさらにもいはずやむことなきむすめと

いへごとおらばきこゆへきに

なりいてたち　なりはなりかたちなど云なり也形のこと也いでたちはおしだしと今俗に云これ也

なりいてよき　上文によりていてたちとあるべし落字なるべし

女院より　詮子也

是はやがて云々　詳ならず

むかしの人の云々[ウ]二　初花[オ]八今の世のこと丶しては

ものくるほしう云々

かせなども　今は衣を着かさぬれどなほ風邪をうくるよし也今樣のすかこの古にかはれるをなげきて

かくいふ也こたびの女房のいでたちのはれ〴〵しきをいはんとて也

「女[ナシ一本]御さゝきの御かた〴〵などおもふやうに」　一本よろし

かたはし。に　[た一本]古風のなごりもなしと也一本よし

わかくおはしまし丶[た二本]かば　いづれにてもよし

「[ナシ一本]とまてぞ」　一本よし

おはしますと　上文にとまてそとあるときはこ丶にかくいひては詞と丶のはず

故關白殿　道隆

ほその。[を一本]つねに[ウ]三　一本よし

弘徽殿　義子

香承殿　元子

くらへや　尊子

御子たちあまた　循子敦康

この御かた　上東門院

たまもすこしみかき云々　心ゆかず強ていは丶たまは玉也玉といふともさまでにみがきたてざればひかりぬるくあるよし也

女房もせう〳〵少々の音也おろ〳〵といふこと也

さま〴〵の儀うら〳〵[に一本]のわかれにもみえたり

つかうまつるべき[さ一本]やう。も　一本よし

いといみしう[と二本]あるましう　一本よし

御屏風のおそひ　一本よし

吉上　日蔭のかつら[ウ]八にもあり　言靈キ部にくはし

女官とじなど　とじは刀自也とじと女官と二種也禁秘抄下第七條に刀自あり女官ありとし老たるは二種にか丶る

御めのとたちさへ〻御めのとへも下さる也これは御
　里方のものなれど也
三條のおほきさいウ四　冷泉院皇后昌子也
ひめみやをオ五　宗子のうみ給ふ循子を也おほしは成
　長也
みこ本したてまつらせ　いつれにても
ある此御かたイナシ一本　一本よし
などとおうへすえうはウ五　一本よしともおもはれずな。は名
　かいつれにても誤字あるべし
はかなき御くしのはこ硯のはこのうちよりしてをか
しく云々　後一條に威子参り給ふ所にも此さまみえ
　たり朝みどりウ三にあり
第二本弘高かうたゑ　金岡－相覽ミツ－弘高と本朝畫家系譜に
　あり今土佐にて畫の字を用ふる故に一本には繪をしたるなるべけれどもわろし　うた繪は歌をよ
　まん料にかきたる繪を云散木集卷一詞書にてたし
　かにしらる著聞集十一畫圖にも此詞あり
第二本行成か　みつからの歌をかきたるなるべし
うつりこと　一本よし
ひるまなどに御とのこもりてはオ六　よるはくらきに
　よりよくわからざれども晝のほど御とのこもりし
給ふ時は女君のをさなききさまのしらる〻也
いまぞ廿ばかり　花山の卷天元三年にうまれ給ひてこ
　とし長保元年にて廿歳になり給ふ
まゐりよれば云々　帝の御詞也女君の側に也
こ。としはききさきに　に文字あまりてきこゆ
帥殿はそのま〻にオ七　去年都にかへり給ひてよりや
　がて也鳥邊野オ三　帥どのそのま〻の御精進なれば法
　師におとらぬ
もとよりとの〻御前　道長也此事上の卷にありしや
　可尋
殿上人などの花をらぬ人なく　花をるといふは懸想
　するをいふ
まかてさせ給ふべくてと一本　一本よろし
つちみかど殿　土御門雅信の家をさす道長公の室は
　雅信の女也藤つぼ上東門院は此腹にうまれ給ふなれば
　内よりまかて〻母のもとを里にし給ふさるにより
　土御門殿を修理し給ふ也
みからせ給　みか〻せと有べし活字も小本もか。を。ら
さうさうオ八第二本　一本よし
　とあやまる

殿此兄こそ　道長也
かそへ(つ〳〵一本)奉らせ給八ゥ　一本わろし
殿の御心さま　道長公の女彰子入内の上は道隆公の
かたをはそでにし給ふべきをよくあつかひ給ふ故
に有かたしとは云也
帥殿もわか御心のいかなれはにか　他より評して帥
殿の御心にみつからとほし合することにてもある
にか道長公の御心むけをおもひの外のことにおほ
すこ也もし御心の内におほし合することもなから
んにはかくまてにおもはすなることゝまてれほさ
でもよかるへきを也
はと(と一本)おもはすなりける　一本よし
女御まゐり給て後は　彰子入内の後は也
われらはしも(と一本ナシ)九ォ　しもは詞也
きらゝかに　一本もよし
女一みやもよつ五　脩子也長徳二年十二月廿日うま
れ給ふことし長保二年也御年五つ也
よき夜(こ一本)とて　吉日とて也
なほやんことなく　今宮をさす脩子に對して男宮に
もあらせ給へはなほ也やはりと云ことといよ〳〵の

ここにはあらず
いたきうつくしみたてまつらせ給○は(てありかせ給ふさて見奉らせたまふ一本)さりける九ゥ　一
本よし
たれ(か一本)も　いつれにても
うへの御ふみを(え一本)　一本よし
宮れいの御ありさまに　これ後日なくなり給ふ前表
也
うへいなや○とかく(な一本)は十ォ　如此也一本よし
御事とも○(を一本)のみあ○れ(は一本)は(ナシ一本)　一本わろし
おほせらるゝ　ゝる文字あまりてきこゆ
身をは　定子かみつからの身をは也
このさふらはせ給をは　定子也
十三にならせ給けり(ろ一本)　一本よし
うへもいかなれはにか○(と一本)おほつかなけに十ゥ　帝のみや
の御さまをみ給ひていかなればにかとおほつかな
けにの給ふ也一本よし
それをうれしと　宮の御詞也
ことしは人の　鳥邊野の巻七ォに廿五にならせ給ふよ
しみえたり
宿曜なとにも　源氏桐壺すくえうのかしこきみちの

人に
いとこそさ。らん(ら一本)　一本よし
あまたへぬれさせ給ふ十一オ　へは重也なみたの衣に
通りてぬるゝ也
おほしつゝけらる。を(る一本)　一本よし
このわたりに　伊周公の御殿をさすおほやけに勘當
蒙り給ふわたりなれは也
わつらはしきことにおもひて。つかはせ(めしに一本)十一ウ　一本よ
し
果報にやあらん　定子の果報也
せさせ給はぬ。くちをしさ(そ一本)(う一本)　一本よしとおもはれす
。そとあるにしたかはゝ結ひのたりをたるとすへし
此處宮の御詞より地の詞にうつる所たしかならす
脱字有べし
かものまつりなるやと(に一本)　一本よし
まつしるものを(に一本)十二オ　に文字よろし古今雜下先しるも
のはなみたなりけりうら／＼のわかれにも此詞あ
り
御もきさせ給て(き一本)十二オ　御もと切てよむへしもきのこ
とにはあらす此姫君もきのことは卷の初にみえた
り一本にてもきこゆ
御くしあけて　髪を結ふこと也上の句に裳を着給ふ
ことあり御年十二三にておとなのやうになりたま
ふことをかそへ云なり
此たひは云々　中宮になり給ふ故也
大床子　源氏桐壺
こまいぬ　言靈にくはし
火たきや十二ウ　狹衣上廿三ウ　源氏榊四オ　なとにもみゆ言
靈にくはし
繪にかきたる云々　土御門の火たきや立派なりしか
今一きはといふ也
しな／＼にわかれて　しかとおとりまさりわかるる
故になか／＼に也
しやうふの御こし十三ウ　公事根源五月　献菖蒲
此御心よせの右近の內侍　うら／＼のわかれ四十ウ　に
承香殿の御產の催し有とて顯光よりして此右近內
侍のもとにしらせつかはしたることあり考合すへ
し
中々なめう覺しめしける十四オ　なめしと道長の覺し

けると也なめは無禮也右近の取計を也きを音便に
てうと云也うと音便をいへはおのつからと文字は
はぶかる也 谷川氏云枕草子に文こそはのなめき
四の御かたを　今宮の御うしろみに四の御かたをし
[illegible]ふこそうら〳〵のわかれ四十オ　又はつ花三オにみえ
たりみくしけとのゝ事也
くにをまつ十四オ　續古今秋上
か[illegible]きの　同上　四の御前に文フミを彙て女院の御返
事を乞よし也
たゝこれ十五オ　一本よし彰子と程遠からぬ處なから
常にも逢見ぬにより二星の行合を[illegible]うらましと也

鳥邊野

一條院の中宮定子（道隆女）同[illegible]皇后詮子（兼家女一條院の御母東三條院と云）此ふた宮此卷にてなくならせ給ひて鳥邊野になくり奉るたゝし定子は鳥邊野の南のかた蔵前はかりとりてと有詮子はとりへのに御葬送と有こゝにて火葬にして木幡に御骨をは納め給ふ也〇大鏡にはとりへのゝ卷とあり

八月　長保二年
皇后宮にはいとゝものこゝろほそく一ウ　皇后宮は定子

也懷妊にてなやみ給ふ也
あけくれは　は文字なくてよろし
いとゝ御耳にとゝまりて　風はしかるへし露はいか
ゝ也
女院よりは　詮子也
うちよりはたゝにもあらぬ　懷妊により昔より物た
まふ也
二壇　[illegible]壇にあらすわつかに二壇也　[illegible]御心に
まかせ[illegible]故也
僧なとも一ウ　かゝやく藤つほ十一ウ　人にしられ人かま
しき僧[illegible]たりにははたはそすく參らぬよしあり
此僧たちの云〃　僧たちの他に要事有ていそかしけ
にのみしなしてこゝには心[illegible]れぬをいかにそや
おもはるゝに又打かへしてさやうにおもふは中々
につみうへきことゝ云也
いそかしけさともつみを　ともの上に脱文あるへし
よくつゝかす或校とものの上になとあり
姫宮なとの二オ　脩子也
つねの御夜°は　一本よし
僧都の君　隆圓
さしてこの君　一本よし
春宮には　三條也

宣耀殿の娍子也濟時女
淑景舍　定子妹也伊周隆家の一ふしよりして御かへりみもうすくなるにまして宣耀殿時めかせ給へは參り給ふことかたきもことわりにこそ
淸少納言ウ二　枕草子かける女也
淸照法橋　定子母方の叔父也
きぬとも給はせてオ三　縫○はせてにはあらぬにや
御手ならひなとに　に○文字いかゝを○にはあらずや
そのまゝの　かゝやく藤つほオ七にみえたり
おこなひなりに（る一本）　るの誤ならむ
さとにいてさせ給はす　中納言兼資朝臣女の所に居給ふかゝやく藤つほウ卅八にみえたりこゝをさとといふ也　上文ウ一帥殿中納言殿なとのまゐり給はかりに云々とあるは皇后宮定子の居給ふ所も帥殿と同所なれと晝夜宮の御側にも居給ふましけれはかく云也
我御いのち共　帥殿中納言なとの上よりいふ故に共○と云（と一本）
宮の御ありさまウ三　一本わろし
さあらて（てに一本）はあるへきなと（そ一本）　いつれにてもきこゆれと一本まさるべし
ことしはかゝやく藤つほウ十にもみえたり又下文オ七廿五になり給ふよしみえたり
かほをみたてまつり○むけに（給ふに一本）ウ四　一本よし御かほとあらまほし
よひさくり（かい一本）　一本よし
いとかくませ（て歟）はウ五　せ○はて○なるへし
おもひきこえさせたり（と一本）つる　一本よし
この殿はらの御をりにオ五　左遷の時也
このたひむまれたまはんみこはオ五　此句の上に女院と云ことあるへくたもふ下文に女院の東三條院に出てこのたひの姫宮をむかへたまふことあり其上こゝの下文にも里に出て云々とあるも女院のこと也天子にてはいかゝ
御めのとにも里に出て云々　里にいてゝ以下は女院の御心をめのとにの給ふ也正月を過してとおもふ故に夫迄よくあつかひきこえよとおほす也
御消息（御覽一本）　一本よし
われはこといみオ六　乳母のわれ也
うへは　一條院也

中宮　上東門院也
のほらせ給へとあれと　おほよそにはみかとの勅に
　のほれとあれと中宮のほり給はぬ也下文ゥ十八くれ
　にはとくのほらせたまへこゝは今上母君の許よりかへりたまふ處なり
みやは　定子
三丁の御帳一本　三丁は御帳の假借也
かゝせ給へり　一本此下にまた御まくらに手習せさ
　せ給へりけるなき床にまくらとまらはたれかみて
　つもらんちりをうちもはらはんとあり此うた續古
　今哀傷に入
よもすから　後拾遺哀傷に入
しる人も　同上
けふりとも空ともならぬ云々　上の句火葬にせぬよ
　しなり今の人は懷姙ならは必火葬にするを昔は風
　俗かはれるならんなくなり給ふは御產の上なれと
　この歌は懷姙中はかなくなりたまはんの御意なり
　しなりされと帥殿は宮の火葬をこのみたまはぬな
　らんとおほして土葬になしたまはんとなり
こかねつくり○の一本御いとけの　一本よし
おはしま○さ一本す　いつれにても

あきのふみちのふ　明順道順也定子の母方の叔父な
　り
たれもみな　續古今哀傷
僧都君ォ八　隆圓也定子の兄弟也上文ォ二
よのつねの御有さま　火葬ならはと思召也
野へまても　後拾遺哀傷
世の中には馬車のおとゥ八　皇后宮うせ給ひても正月
　は朝廷をはしめ平年にかはることはなきものにや
　たつぬへし
御いみのほともすきぬれは　女院は定子のをはなれ
　は忌有へしそのいみすきたるとも
院にはォ九　詮子也定子のうみ給ふ媄子をむかへんと
　て
○東一本二條院に　一本よろし
事ともはてなは　定子四十九日の法事すみなはとな
　り
またいみのうちなるうちにもり一本　上文に御いみのほと
　もすきぬれはとあるは詮子の御事也こゝは定子の
　御里にてのいみ也誤字有へしまたいみのうちなる
　によろつ云々とあるへし一本もわろし

かの。かはりと[二本] 一本よし
その御つみの十二オ 御産にてしぬはつみふかき・し
に常に人いふ也
この君の十二オ 兼經
こうへ 道綱室
いひつけんものにもなさにも[ナシ一本] 一本よろしけれと猶
あやまりあるへし
その君十二ウ 辨の君也
れいの九月も御石山十三ウ みはてぬ夢十ウ 詮子わつら
ひ給ひて石山へ御願たて給ふことあり
わかみやは 媞子也
したひきこえ 女院を也
院の今さらに 詮子の今上にの給ふ也
さてあしうやは十三ウ 今上の御答也
つれ〳〵に 女院のつれ〳〵におほしめすに御なぐ
さめにもならんと也おのれもかくまきれ侍はとの
給ふ也
うかはせ給。かくてまかて[女院もいとあはれに見奉らせ給ふ一本] 一本もよろし
あはたくち十三ウ
關山十三ウ 逢坂山のこと也粟田口より近江の逢坂へ

出て石山寺へゆく也
あまたたひ 千載雜中
御いのりすほうなとにも[ほ一本] 一本よし
おきうせ[ぢ一本] 一本よし瘁逝おじは懼也
まゐりはて[へ一本] 上の語の[illegible]
みやつかひ[へ一本] 一本よし
おなしくそ。供養[う一本] 一本よし僧也
又はんとうゐ[まん一本] 一本よし萬燈會也
ゆゝしきまてあり殿も[に一本]十五オ 一本もよし
山々寺々の 一本よし
土御門殿 何故にこゝにてし給ふにか下文十七オ 院
詮子は三條院に又の日かへらせ給ふとあれは三條
はせまくやありけん土御門殿は倫子の御さとなり
此御賀今上のし給ふにて中宮は倫子のうみ給ふ彰
子なれはおのつから土御門にてし給ふ勢ひ也此御
賀の事御賀の巻六ウにもみえたり又大鏡八[板本廿三ウ]にも
此事を載せて頼通頼宗の舞したる事みえたり
あまのはら十五ウ
兼隆[三一本] いつれよけん考へし
神山に

なと（之一本）○ありし　一本よし
たる（か二本）松殿十六オ　一本よし高松也高明女
いは君　頼宗
との丶うへ　倫子
たつきみ　頼通
龍王（陵二本）　一本よし和名抄二十卷本曲調類に陵王は沙陀調と
し納蘇利は高麗樂曲とす
口もきかねは十六ウ　不辯なるをいふ
あけはり　幄をよむ和名抄にみえたり揚張の義也平ヒラ
張に對していふ也
みすのきは　出しきぬを云
行幸かへらせ給　還幸をいふなれはた丶かへらせ給
とのみありて行幸二字あまりてきこゆ
入道との丶十七オ　兼家
しけかへ（を二本）けれは　一本よし
御有さまの　今上の也
圓融院はみたてまつります（さして）なと侍しうちにも　父君
にも見奉りさしたることをの給ひいて丶おなしく
見奉りさしたるうちにもそのかみはをさなう侍り
しほとなれはさるかたにて過はへりしよし也一本

よろし
御有様○か（を一本）い有て　いつれにても
の給すれと（は一本）　いつれにてもきこゆされと下句にと○文
字あれは重りていか丶一本よろし
との丶おまへ　道長
心さわきして　彰子の心也父道長常におのれの事を
諠子にきこえおくこともあれはわかき御心にもい
かならんとおほす也
いとしけ（之一本）〲　一本よし
女院ものせさせ給て十九オ　誤字有へしもし誤字なら
はもの（物）とよむへし
いか丶（に一本）　いつれにても
いきてかいあるへきにあらす　此下にと○文字有へき
か
すはく十九ウ　寸白也和名抄病類蚘虫病源論云蚘虫一名（下略）
寸白狩谷棭齋箋證に蚘と寸白とはおなしからすとて
なか〲といはれたり蚘音廻
まさるやうにも（之一本）　いつれにても
しる（汗一本）なとあえ廿オ　一本よし汗を汁とあやまりやかて
假字にしるとは書ひかめたる也

心のとかに（ならず一本） 一本よろし
世にあるかたの（きり一本） いつれにても
内かたとの。院かた（かた一本） 一本よし
おそろしき山には 故事あるへしたつぬへし
惟仲の帥中納言廿ウ うら〳〵のわかれ廿八オ
つく〳〵とれ（御覽一本）ませられ。奉（見一本）らせ給。ほと（にぬ一本） 一本よろし
たゝしはぬはわろしこゝは御めのとにもわたし奉
らす詮子のひとりあつかひ給ふをいふ也下文廿一ウ
これいたききこえよと有をみれはこゝは詮子の御
ふところをはなれ給はぬさまなり
わたくし。御（の一本）なけきなり廿一オ 一本よし
かた時の程に廿ウ にはとの誤歟
。涙とまらす（御一本）廿一ウ 一本よし
御なみたのいてさせ給はぬも廿二オ 女院也なみたの
いてぬ事醫師に尋ぬへし
年比の行幸の。さほう（御一本） 一本よし
かなしきことを御なほし を文字明し
こよひほかへ 惟仲のしる所に也
たゝひとところ廿二オ 道長也
物さわかし。き（ときとなし一本）上達部廿三オ 一本よし
此宮たちの 敦康循子なとをさす

萬ことわり。いみしき（に一本）廿三ウ 一本よし
殿のおりへ（き一本） 一本よし道長也
彈正宮 爲尊也女院の甥也母は兼家の女也
帥宮廿四ウ 敦道也爲尊の弟也
御心さしの程を 詮子が今上をあつかひきこえたる
にさしつきて此二人のみやたちをあつかひ給へは
その御恩をむくう也
木幡に廿五ウ
らうあん 亮闇也
こと。（の一本）よろしき 一本よし
ふなをか つぼみ花十三オ
たかために 拾遺雜春
花山の慈德寺廿六ウ
いとさう〳〵しけなれ（り一本） 一本よし
宣耀殿の女御廿七オ（中におはしまし一本） 娍子
。一の宮を 一本よろし小一條也
いつぞやのこゝちして 見はてぬ夢十九ウ 長德元年
正月よりよの中いとさわがしうなりたちぬればの
こるへうもおもひたゝぬいと哀也云々ことしはま
つしも人などはいといみしうたゝこの比のほとに
うせはてぬらんとみゆ
新中納言廿七ウ 女房也
いつみ式部 女房也初花七オにも又六十九ウ

三二千部廿七　一二三千部も有たし見はてぬ夢九ウ法華經二三千部とよませ給て　或校二三

東宮も　三條也彈正宮の御兄弟也

花山院そ　彈正宮の事をよく花山院のあつかひ給ふさ也

あはれなるよにいかゝしけん　詞心よからず櫻友は結上起下之辭といへりいかゝ有べき

淑景舍女御十八　定子の妹也東宮の女御也

御はな。くち一本　一本よし

くちやすからぬ物なりければ廿八ウ　これより下句には文字重りてきゝにくし

覺しなけゝと　いさゝか心ゆかす

いつしかこさゝも　東宮の御意に[illegible]れ給にものほらは也上文のわさとを東宮かことさらにわさ〳〵心にしまぬさまになすさいふ人あれさしからずこれは定子の姉妹なれば此比は人のもてはやさぬ家なればかくおもひよれるなれさ文義を考ふるにしからず

さやうにも一本　いさゝか心ゆかす一本にても東宮の御意のうち也

御そのかさなり袖くちと　見はてぬ夢廿三御そのかさなりたるすそつき袖くちなどそいみしうめでたく御覽せられけるとあり此女御の事也淑景舍也

御對面などは　東宮に也夜の御[illegible]へふしなごはまれなれご也

はつ花

一條院の中宮彰子上東門院みこうみ給ふ後一條是也彰子の父君關白道長公の御むまごなれは初花と云但此卷にははつ花と云詞なし[illegible]一つぼみ花の卷(四ウ)にいゆ松屋外集三(廿九ウ)云此卷はすへて紫日記を取て書たる也といへりけにしかり活字本(廿六オ)小印本廿九ウ[illegible]けしきたつまゝにとあるより以下日記の文也[illegible]本(四十九オ)小印本[illegible]かくてわか宮や以下日記になし[illegible]引瀧(九ウ)承保年[illegible]御子の文のうまれ給し時の詞に[illegible]一條院の御[illegible]ふやに[illegible]いひつゞけたるになしこさ也さあり[illegible]この初花の[illegible]にしるし[illegible]さすも金葉春初花ともやいふ[illegible]らん(これは[illegible]しによめるなり)○大鏡にははつはなの卷とあり

殿のわかきみたつきみ　[illegible]道長也殿は道長をさす母[illegible]永延元年すくせさたまり給ふさま〳〵の其後たつ君とよひ給ふといふこと正暦四年見はてぬ夢にあり

このさしうまるといはす正保四年よりこさしまで
十年也 延元年よりは十六年也
枇杷との 何故にこゝにてし給ふか下文オ十 に枇
杷殿に東宮條ニ居給ふことみえたり
閑院内大臣 公季也道長の叔父也
給へりける りイ本 一本よし
少將に 頼通也
はしめたるうひことにて 初の詞重りてきこゆ
のこるなくウ一 いづれにても
うちにて 一本よしにての詞重たれば也
見たてまつらせ給程 程の字あまりてきこゆ
このゝおとゝへ 道長 孝云何故に公任卿に此歌をやられたるにか公任は道長の再従兄弟なれはさま
てことすしつあるましきにわか子なたいふこさないひやりたるかうたがはしき也
わかなつむかすかの 後拾雜五
身をつみて 同上
我すらに ニオ いづれにても
いつかさとり見たてまつり 上文にもいつしかと
云句あり重りていかゝ此歌の文義いさゝか心ゆか
す道長公いつしかと頼通の御代の人々を御世評[illegible]
しよしをいふ也下文オ七賀茂祭の條にもことねり御

馬そひまでしつくさせ給ふことみえたり
○一宮 一本のかたよし
むかしをあはれにニウ [illegible]子を也
故關白 道隆
四の御かたは云々 うら〳〵のわかれオ四十 四の御か
たは今宮の御うしろみさりわききこえさせとあり
かゞやく藤壺オ十四にいまみやの御うしろみよくつ
かうまつらせ給へきさまにうちなきてその給はせ
けるとあり
そのほどをウ二 その時節をいかゞにたはかりいかゞ
の人目になどいふ語勢也その程をのをを疑はしく
おもふべからず
もれ聞えぬ いづれにても
かの御かたには 四の君がたをさす
覺ししつむべかめり オ三 一本よし
みねの朝霧 古今雜下 鴈のくるみねの朝霧はれず
のみおもひつきせぬよの中のうさ
宮の御心 御くしげどの大内に居給ふよし也
宣耀殿ウ三 [illegible]子也濟時女[illegible]宮四君女宮二君但し下文
ウ十二 女ふたところ男みや四ところになり給ふとあ

れはこゝにて此數になり給ふにはあらじ
さふら○せ給　一本よし
内侍のかんのとの　妍子也下文十四
申すめる　一本よし
さき〳〵の殿はらの御やう四　道長公の御心はこれ
までの外戚になり給ふ殿はらとはたがひておだや
かなればとなり
まゐらせきこえさせ給○一本わろし入内をせさせ
給ふ也
くらう○の　時通
帥殿のきたのかた　重光女
のりまさに　則理一本よし
とのゝうへ四　倫子
こと人ならねは　倫子の姪
あさましきめをこそ　あさましうにて逗也則理をさ
す妻をおろかにうと〳〵しうしてあひみることを
もせぬやうになりけるかなおろそかにおもふべき
女にはあらざりけるものをと則理をあしざまに云
なり則理の所業をおごろきたるやうにかきなした
るなり

おほされ○ば　一本よし
そうせ○給ふ　一本よし
○さとにて宮々の　一本もあしからず敦康脩子媄子
のことを宮々と云也
よその○きゝみゝ　いづれにても
かくほいなきことに　いづれにても
帥殿も中納言殿も六　大内へ出仕はあるまじくおも
ふにこゝにかやうにあるはいかに上文二帥殿も中
納言殿もよるしのひて御匣殿のもとへ參りて宮を
見奉るよしあればしかうたがはるゝ也
つき○すおほし　一本よし
一宮　宮たちの御中にても御としまさりたまへばわ
かれをかなしみ給ふ也
寛弘二年六　元年みえず上文に長保五年とはなけれ
ど此卷のはじめに又のとしになりぬといふは長保
五年也長保六年改元寛弘となるその元年みえず
この御はらのおとゝ　敦通也倫子うみ給ふ
たか松殿の御はら○いはきみ　いづれにても高明女
うみ給ふ頼宗をいふ
かすがのつかひ六　頼通上文一にみえたり

殿もうへも　いづれにても
つかひの君　賴通をさす
御さしきの前あまたわたらせ　一本よろし下文七ウ
にも此詞あり
いづみをのせさせ　いづれにても鳥邊野廿七ウ彈正宮
したしくし給ふことみえたり
きんのうるし　黑ぬりのひかるをいふ　語林類集に此詞おほくあり
あしろの車を　此上に帥殿の御車はと云文あるべきかと思へどこゝはすべて花山院の御車ならでは下文の續あしければあしろをうるしにてぬりたる也
すへかりける　一本よろし
大とうし　大童子也花山院は御法體なれば也
あまたたひわたりあるかせ七オ　いづれにても　上文七オこの詞あり
なほけしき云々　花山院をほめて云
このおとこのつかひに　兼て花山院しかおほせたるよしをいふ也賴通をさす
たつとし　立年也御つかひにつかはす年といふことゝ也
われこそ　花山院

ふくらかに八オ　上文一オにもみえたり
世の中の宮とのはら　一本よろし
今のよのことゝして云々　かゞやく藤つぼ二ウむかしの人のありさまをいまきゝあはするにはいとそ物くるほしうそのをりの人のきぬすくなうわたうすくて　物くるほしは薄なそしろなり　下文四十五ウあまりきぬあつくきせて云々　孝云かゞやく藤つぼにてはそのときいくつとなく着かさねたる所より古代を物狂と云也こゝはけふのすがたにくらふれば今世むかしにかはりておほく着重ねたれど猶すくなく物狂とおもはるゝと也こゝの文ものくるしうにて逗也いく重と云につゝくにはあらす
程にむけに八ウ　一本よし
御封なと　下文六十四オ寬弘七年の條をとゝしよりは御封云々可攷
中納言　隆家也公卿補任長德四年前中納言の下に藤隆家五月四日歸京十月廿三兵部卿又長保四年の條に權中納言の下に隆家九月十四日更任元兵部卿とありさてはこゝに一とせといふは長德四年歸京のそのとしをさす中納言とあるは前中納言のことな

り
よのひさはさ　一本よし
かく内のしけうやくるを　下文五十九ウ
みたけしやうしん九オ　御嶽精進也下文十一ウ又十九オ　み
たけの御しるしにやと云々
ことしは不用にや　御嶽精進し給ふによりすへて世
事を放下して閑暇無事のよし也
おほしめれれて　一本よし
例の三十講　別にしるす
土御門殿のむまはや　一本よし倫子の御里也
むけにむもれ云々九ウ　花山院の御詞也
さ。は其日　いづれにても
左右の亂聲
御鞍などおかせても　一本よろし
すつれさすてられぬ　花山院かやうにいつかれ給ふ
故によをすてんとおはしてもかえすてはてられぬよ
し也うら〳〵のわかれ廿六オにのそめとのそまれす
のかるれとのかれすとあり宗子の敦康親王をうみ
給ふ所也おなじやうなる謎にこそ
これをはじめ。て　一本よし

殿い　一本よし
院。この宮たちの　一本よろし御子のみや〳〵ほだ
しになり給ふと也
中つかさかはらの云々十ウ　昭登清仁と也
冷泉院の。うちに　一本よろし
おほろけにおもほせは　おぼろげとのみいひておぼ
ろげならぬ事に用る例もあればこゝはいづれにて
も
。院におはしまさん　一本よし
。子のかなしさを　一本よし
しろしめすべからず　いづれにても
われくるしからぬ　一本よし
なとかあらさらん　一本のかたよろしからんなどか
あしからむとあらばよくきこゆべし
今の帥宮。の　一本よし
くに〳〵に十一オ　一本よしともおもはれず
そうせさせ給へれば　奏の方可然一本にてもよし
物にあたらせ　いづれにても
何をも　一本よしともおもはれず
うづみかつけ　埋「此所蟲喰」にのみいふなり下

(此間虫食)うづめかつけいはねばならず八衢の聲證
に詳にいふ
まうとかな　眞人也御使をさして道長の云也
みたけしやうし十一ウ　上文九オ下文十三オ
としたにかへりなは　寛弘四年にならばさ也
九一本
三月はかり　一本よし上文に五月のことあり
とりあはせ　和名抄雜藝鬪鷄玉燭寶典云寒食之節云
々　編年紀略朱雀天慶元年三月四日於御前有鬪鷄事十番爲限
辨内侍日記寶治三年三月三日御鳥あはせに　禁秘抄下第四十八
幼主時小鳥合幷鷄鬪常事也階梯引其証文長今略　孝云三月にか
ぎるにはあらぬこと階梯をみてしるべし
ことの外にぞ　六宮をかはゆくおぼしたることか又
おぼさぬ事か此詞にてはしりがたし
よの中の京わらべ　此詞いかゞ
かたりきゝて(わき一本)　一本よし
このゝ君たちおはすべう(を一にに)(て一本)　いづれにても
○御泣うってく(かならす御覽すへきよしわさと一本)　いづれにても
それにけり十二ウ(墓一本)　一本よし
いとこそをかしかりけれ(注一本)(り一本)　いづれにても
かくて内もやけにしかば　上文八ウことしの十一月に

内やけぬとあることを打かへして云也こゝにて又
炎上したるにはあらじ
宣耀殿の女御云々　上文三ウあまたのみやたち云々と
ありされどこゝにならへあげたるほどの宮たち上
文のときにあるにはあらじ
式部卿宮の御むすめ　爲平親王の御女恭子齋宮記に
よるに寛和二年より齋宮也さては花山院即位によ
りて也その後一條院の御即位の時引かへずになし
おかれたるをかやうにいふ也
月日につきても(け一本)十三オ　いづれにても
みたけしやうし　上文九オ十一ウ
あふきの中納言　忠輔在衡孫　何のゆゑにあふきと云
にか尊卑分脈九ウ卅一に此系圖あれどあふきといふ
事みえず
よみづしたくし(しく一本)十三ウ　支度也一本わろし
君達おほうそう(く一本)　そうは族也一本にてもおなし
この程。いかにもおそろしう(にてちとこの御方のびむなき事有へしことをこにて一本)　一本よろし帥殿
なほ大殿をうらむ御心の有よし世の中にいふ
也下文廿一オ　帥殿の御むねつぶれて　おぼさるべしと
ある處引合せみるべし彰子のはらみ給へるを帥この

のおぼす也今こゝにて一本の便なき事などあるも
道長參詣有て御いのり成就してはあしかりければ
なるべしさては彰子の男宮うみたまはん事の御願
にこそ

京極殿十四オ　下文廿一ウ京極に居給ふは何故か可考

かんの殿と　妍子也上文三ウ

小ひめ君　威子也後一條の后となる下文ウ

いまめ。けなる（かし一本）　一本よろし

ひきなうやうしかけ　一本よしやうしは揚糸ともと
かけるをその文字の音のみをかき又をよりの三字
を落したるにより遂にきこえぬやうになれるなら
ん

おはします物から　からの詞こゝにいかゞ

小ひめ君　威子上文オ

うつくし。御そ十五オ　一本よし

よものこの（なりの一本）　誤字有か　鴈の子か上文にひゝなのや
うとあるをおもへ

はたち　羽立か

あらうらやまし（なう一本）　一本もよし

おとひめきみ　嬉子也後朱雀尚侍也

御いたゝきもちひ　或人校云爲類集むまこのいたゞ
きもちひをみせたればとしをへてかつまさるべき
さゞれ石のいはほとならんほどをしぞおもふ後
悔大將二十九オ布引瀧十五ウ　和訓栞にくはし

とみも　とみにもとあるべき歟（ナシ一本）

御ともにうちへはと　一本よし

中宮の御有さま十六オ（中宮一本）　こゝに彰子は居給ふべからず
下文。宮はうへの御つぼねに云々これ大内に居給
ふ證にあらずやおほくの姫君をならべいへるによ
り中宮の御有さまをこゝに引出したる也ともいふ
へきか

したんの御すゝのらひさやか十六オ（ち一本）　一本よし

わか君いたき奉る御め。のとの。　何道長の詞也されと
おたやかならすのはに誤にてよし
きみをみよ。倫子をみよと御めのとたちに道長の給
ふ也

せいし申さ廿十六オ（さき一本）　いつれにても

。宮はうへの（中宮一本）　一本よし

たゝいまの御年廿　永延二年にうまれ給ふよしさま
〳〵の悦十三ウにみえたりことし寛弘五年也廿一歳

也
おなしやうなることなれと十七オ　さはばの誤歟
ほゝつき　和名抄　源氏野分十五ウほゝつきとかいふめるやうにふくらかにて髮のかゝれるひま〳〵う
つくしうおほゆ
むもんなと十七ウのからきぬ一本　いつれにても
わらはつかはせ　古代には童女を相ならべ對稱する
ことはなかりしなり今は物好にするなり又按對稱
にはあらて召仕ことなるへし童女は片成なれは皇
后の御前なとのうるはしき處には昔はさし出さぬ
を今は也
やとりきやすらひ　童女兩人の名ならん
ちひたく三本　一本よろし
さほうのことくも　とこ本　一本よし
さわかせ給はねと十八オ　き一本　一本よし
なりぬるは　め一本に一本　一本よし
こゝちもれいならすとの給はすめりとあれは　誤字
有か
いなともね給はす十八ウ　いは熟睡する事にていをね
ぬなといふい也熟睡ウマイなともし給はすと也

おほろけならてなむおとろき給める　よほとのめざ
ましくさをしてそおとろき給ふと也
二月になりて十九オ　ナシ一本　一本よしともおもはれす
御匣殿廿オ　中務と聞ゆ
ふかくに　俄かに也下文廿二オにもみえたり不覺の字
なるべし
いたうおはしましつる　いたうとはほめたる詞なり
例いくつもあり
おそろしけなる廿ウ　喪服
兵部命婦云々　上にみえたり
こそのはる
よき人の御心は云々　よき人とは貴人のことにて花
山院をさす上文十九ウわれしぬるものならは女みや
たちをみなもてゆくへきとの給ひしに今の給ひし
やうになりゆくによりてかくはいふ也
御燈廿一オ　公事根源三月三日又辨内侍日記寛元五年三月一日
御きよさりなへければ　きは一本　一本よしなへければはなる
へければは也
いまよき日して　ヒ一本　一本よし
うたかひなけに　太子に立給はんと也

おはしまさんやと 廿一　一本よし
おはしますよしのみ　いつれにても
京極との　上文十四
文室岡畠梨 廿二　下文廿五
四月のまつりとかり 廿二　一本よし　何故にか東山陸
二月前御故か編年紀略廣瀬龍田平野等の祭の事を
しるし自餘神事等同以停止とあゝされと下文には
十九日に賀茂祭もありいかなることにか
三十講　別にしるす此三十講の事編年紀略にもしる
したり
御堂に宮もわたりて　此御堂は道長の居宅に有なる
へし
御几帳のすそともかは風（のよきなひかされたる一本）　一本も詞のつゝき心ゆか
す
其をり（に一本）なりぬれは　一本よし
せいあるへき 廿三　制也
たき木こり云々　法華提婆品
もたる○せかし　一本よし
苦空無我　觀無量壽經演說苦空無我之音
法花經の　一本よし

みすきはのはしら　柱也
そはそはなとより　なとより此詞おたやかならす
あふちのか 廿三　かは香にて菖蒲楝なとの香のいま
めかしきをいふ下文廿四さうふのかもいまめかし
うをかしうかをりたり
ふちなとそみ○る　一本よし
ひまなくふかれたるあやめ　五月なれは也
かねてよりきこえしはえたのけしき　えたと云こと
考へし下文にもえたと云ことあり捧物は上にみえ
たり
くす玉つけ給へり（るを一本）　いつれにても
わけさらなと（ナシ一本）　一本よろし下文にも衣珠にも烟後に
もわけさらみえたり
殿のうち（の一本）○ありさま　一本よし
さるへうさりせさせ給事（なりは一本）　猶誤寫あるにや一本にて
も心ゆかす
宮の御捧もの（ナシ一本）　一本よし
みなわけさらなるへし　上文にも
上前（一本）
心はへのものとも（ナシ一本）　一本よし

御返給はる　通りにて御酒を下さる也返にはあらす
さうふかさねのおりもの。に（のうちき一本）　いつれにても
内侍のかんのとのなと。（との一本）御物かたり　一本よし研子
也
あまた。（くの一本）して　一本もよし
なほ物はつかしうて云々　常にはしたりかほなる人
も今は臆しかちなるをみつからおもひしるとも
。（三十一本）講もはて廿五オ　いつれにても
彼女二宮云々　上文廿二オ
石藏のりしか。（ち一本）うして　上文廿二オ
こゝしはこゝのつ　長保二年にうまれ給ふ鳥邊野四オ
にみえたりことし寛弘五年までにて九年也
故女院　詮子
。（御一本）身ともかな廿五ウ　一本よし
一品宮　脩子也一品になし給ふことは物語のかげに
なりて本文にはなし
中將命婦　媄子のうまれ給ふ時に定子のもとへ内よ
りつかはし給ふ女房也鳥邊野五ウにあり
故院のゝ（との一本）り參らせ　詮子の此みやたちをむかへとら
んとして東三條にまかて給ひしこと鳥邊野九オにみ
えたり一本よろし
ものふるからぬ（かの一本）　一本よし深也
承香殿廿六オ　元子也
此二宮　なくなり給ひし女二宮のことなり此は彼と
おなし脩子と敦康との二宮にはあらさるへし上文
廿五オ女二宮とあれはこゝも女の字落たるか
秋のけしきに云々　以下紫日記によりてかける也引
合せてみるへし
つちみかと殿　道長
水の音なる（ひ一本）　一本よし
ほこ院の御八講　法興院也玉村菊廿ウにもみえたり
あひわかれにけり　集會して居しものゝ四方にわか
れしにやいさゝか心ゆかす
いくその云々　きのふとくれけふとくらしてはかな
く月日のすきゆくを云也
けにも（との一本）おほし　一本よし
五大尊廿七オ　玉臺十三ウに道長公建立し給ふ御堂の中に
五大堂といふあり此五大尊を安置する御堂とおも
はる
觀音院僧正　疑卷二ウにもみえたり

むまはのおとゝ文殿なと云々　紫日記には法住寺の
座主はむまはのおとゝ遍照寺の僧都はふとのなと
に云々とあり本文脱文にや
かへり。いる程
心譽阿闍梨　重輔の子
ゐやまひて　一本よし
心ちし。むねはしる　いつれにても
宮大夫　齊信也
左の宰相中將　下文卅五オ　紫日記には左宰相中將經
房とあり壺井氏標註に公卿補任には經房とありと
いへり補任の參議の條に爲種はなく經房ありされ
はかやうに壺井氏いふ也參議を宰相と云は常なり
左兵衛督　懐平　壺井氏云實成卿也孝云補任寛弘五
年の條に懐平は左兵衛督とあり實成は右中將也此
人にはあるへからす
美濃少將　壺井氏云濟政也
そらされのなにとなきは　此處誤字有か日記には此
處文ことなり
させ給つる　給てとあるへきか日記には御たきもの
あはせはてゝとあり

そうらさふらひ廿八ウ　そこらなるべし
さらなりいはす　一本よし
おの〳〵屏風。を。つほね　いつれにても
ものおほしつゝけさせたま。て　一本よし
。なみたを　一本よし
おなし屋なひさ廿九ウ　一本よし
かされの人　一本よし
院源僧都　石蔭四ウ本朝四季ウ疑五ト後悔大將十五ウ
。このよにひろまり給し事　一本よし　法華經も此
一家尊信し給ふにより廣宣流布したるよしなるへ
し　玉村菊十ウ　賴通公大病のときも道長のいのるこ
とばにこゝらのとしころつかうまつりつる法華經
たすけたまへこの世界にみちひろこらせ給ことお
ほくはなにかしかつかうまつれることなり云々と
いへり
御かいうけさせ卅オ　三歸にても授かり給ひしならん
そへて　一本よし
との。はしめ　一本よし
をさこにしさへ　後一條と後に申上る
。いのりの人々卅ウ　一本よし

御ほそのをはさゝのうへ　句　日記可證
有國の宰相の妻　此七字日記にはなし橘三位の身分をいふにて三位と二人にはあらす　檜山氏の系圖もこの定也
これは（ナシ一本）　一本わろし
頼定の中將　爲平の男也
心ことなりつらんを　此下脱文かもししからされはいひさしいひのこしたる也下の文にはつゝかす
伊勢のみてくらつかひ　紫日記には内より御はかしもてまゐれり頭中將よりさたけふ伊勢のみてくら使かへるほとのほるましけれはたちなからそたひらかにおはします御ありさま奏せさせ給ふとあり
御使えひた（衍歟）ゝけて。友人清水光房のひたゝけ考にいはく此月は伊勢の大神宮へ例幣使有てその内は禁中僧尼重輕服等の者は參内を得されは中宮のおはします土御門殿は御産穢有に依て御使立なから上堂せられさるをえひたゝけてまゐらずといふ也ひたものすぐ〳〵とはゝかりなく内へ入たゝぬ意也孝云九月伊勢へ奉幣使たつよしはちかく公事根源にもみえたり御使土御門殿の堂にのほらすして大内へかへりて奏するよし也光房の說よし
參りす（ら一本）　一本よし
つゝみふくろからうつ（ミ一本）　包也袋也韓櫃也
しろきたうしきともにて　當色なり一本にてもおなし
みやのさふらひのをさなかのふ　仲宣（大江氏）にや未詳日記にはをさなるなかのふとあり　傍註に源仲信とあり
ふたり（つ一本）（リッ）卅一　一本よし日記にはみつし二きよいこの命婦はりまとりつきてうめつゝ云々とあり
うるはしくさうそきてとりいれつゝむめて云々十六の御ほとき也　御湯あつき故に水をうめる也日記には御ほとき十六にあまれはわるとあり
大納言のきみ　時通女
宮は殿いたき　宮は後三條也道長を殿とさす
とらのかしら　和訓栞に說あり
廣業　有國の男也
史記の第。の巻（二一本）　一本よし日記にも一巻とあり
淨土寺僧都　日記にはへむさしの僧都とあり日記上文にもへむちし僧都あり

うらまきをしのゝしり　日記にはうちまきをなけのゝしりわれたかうちならさんとあらそひさわく

おはゝれたまふ。せかしき　一本よしうちかけらるゝによりて僧都のわふるさまを水におほるゝに比していふ也日記にはかしらにもめにもあたるへけれはあふきをさゝけてわかき人にわらはるとありされと此句の上に僧都のと云三字有へきか又はおほゝれさせとあるへきか

たゝすみゑの心ちして　日記にはよきすみ繪にかみともをおほしたるやうにみゆ

。いつへのうちき　一本よろしかるへし

ふせくみし卅二ウ　紫の日記には袖口におきくちをし裳の縫目にしろかねの糸をふせてくみのやうにしはくをかさりてあやのもんにすゑさありさてはこゝもふせての心なるへけれはふせにて何くみしと又何にしてよむへし

雪ふかき山を月のあかきにみわたしたるやうなり三十二ウ　紫日記にはこの下にきらきらとそこはかと見わたされすかゝみをかけたるやう也とありこれにてたとへの意しかとしられたり

左衛門督卅二ウ　紫日記に右衛門督とあり誠信なるへし傍註に齊信とあるはいかゝ齊信の右衛門督になることは下文四十ウにみえたり但ししからんにはこのとき右衛門督は闕官なるへし誠信にはあらぬ考へしさて左衛門督ならは兼隆ならんか

ころもはこのおりたていれ　一本よし

おほひしたる　一本よしともおもはれす

露のひかりに　一本よし

さをかみにて。つき給へり卅三オ　一本よし

けさんのとも　見參也一本よし人々あまた來る故に一紙に各の名を書つらねて奉る也參らぬ人もあるなれは今あらはれて參るの意也

むれみつゝ　一本よし

そゝ。かしけ卅三ウ　一本よくもなし

さへきひやすき　一本よし

女房は八。ものまゐる　一本よし

おなし心にかみ　一本よし

とりつゝきすまのはる　一本よろしからん

宮の内侍卅四オ　上文にみえたり

かみあけたる女房　此時すへて八人有てその名とも

紫日記にみえたり
たうち給に　和名抄雜藝類意錢今之攤錢也（世還字知）
かみのほとのろん（オ）卅四　考へし
えかきつゝけはへらぬ　或校えそ
いかゝはとおもひ（いふへきなとくちく一本）　いつれにても
めつらしき　後拾遺賀　友人前田夏蔭云齋宮女御集
異本にもちなから千世をめくらんさかつきの清き
光はさしもかけなんとみゆるはまたく同し詞也此
式部かうた後拾遺に入たるはひか事なるへし日記
にてみるに關白殿のとみによめとせめ給ふまゝに
あわたゝしくよめるよしにみゆ又かの　もちなか
らの歌藤原爲頼朝臣とて後拾遺雜五に入たり猶考
へし
むらさきさゝめき（式部一本）（ウ）卅四　一本よろし
ことしもはてゝ（と一本）　一本よし
あはせの（ナシ一本）　一本よし
はかまひとへ（つ一本）　一本よし
しかうへき　替也
其よはののとやか（も一本）　一本よし七夜の前々也第六日
のこと也

船の人々　前夜舟にのりて心ゆくさまにあそひたる
女房とも大内より藤三位をはしめ人々まゐりた
るによりしかく也
左宰相中將　上文（オ）廿八
殿の少將君　敎通
道雅（オ）卅五　伊周男也
やかてけし給（い一本）　啓也一本よし
けさんの文又（共一本）　上文（オ）卅三日記にはけさんのふみとも
又けいすとあり
ゐみのまゆを（の一本）（ナシ一本）（ウ）卅五　一本よし
又日の御有さま　こゝは猶七夜也此詞かならずあ
やまりなるべし日記にはこよひのきしきはことに
まさりておごろ〳〵しくとあり
上達部の祿はみす　此下錯簡也下文（ウ）卅六のうちより
云々おほしめされてまで二十行ほどこゝに入べし
ふすまこしさし（ナシ一本）（一本又紫日記も如此）（オ）卅七　一本わろし紫日記にも　ふすま（被）
あり傍註にこしさしは卷絹也とあり
海賦をかちて（き一本）　かはうのあやまり歟紫日記にはうち
いてゝとあり一本もよし日記傍註には海部とあり

さりはなちにはウ廿七　一本よし
すきたるからきぬ　一本よしともおもはれず紫日
記にもすきたるとあり玲瓏の二字を傍註にかけり
む月　一本よし
御めのとふところ　一本よし
法華經のおはすらんやうオ卅六　上文ウ廿九法性寺の院源
僧都御願書よみこのよにひろまり給し事などな
く／＼申つゝけさありこのこと考合すべしいづれ
にも此處誤字有べし
おいきかり　一本にてもおなし
寅時と　一本よし
上達部の　此下脱簡也下文ウ卅七神座はにしのたい云
々につゝく但し神字は衍文一本又むらさきの日記も如此
東のたい人々　一本よし
この女房は　一本よし
まさゝまに　一本よし
北南のオ卅八　一本よしともおもはれず東向に御倚子
あれは正面東にて左右北南也
こさしは　一本よし
こきうすき紅葉のオ卅八　いつれにても

みづの色　水色
宮にかけたるは　みかさの女房なるも中宮に兼帶な
るは也
藤三位オ卅九　上文ウ卅五藤三位上文ウ卅橘三位紫日記おなし按
藤三位は一條院の女房にて彰子御七夜に參りたる
女房也上文ウ卅五にみえたり橘三位は後三條の御乳
母のよし上文ウ卅にみゆれば藤はあやまり也
若宮　若宮のあやまりならん後一條をさす紫日記に
若とあり
万歳樂太平樂賀殿　此三曲和名抄にのせたり
万歳樂　一本よし
右大臣オ四十　顯光也
左衛門督　兼隆歟
右衛門督　誠信歟疑あり上文ウ廿二左衛門督の條にい
へることあり併考べし
萬歳千秋などその　一本よし　朗詠祝嘉辰令月歡無
極萬歳千秋樂未央とあり　紫日記には萬歳樂千秋
樂ともろこゑにすしとあれば朗詠にはあらぬ歟
とのはいらせたまひ云々　日記には殿はあなたにい

でさせ給ふうへはいらせ給ふとあり本書にていは
んには今上の中宮と御物語有てさて出給ふ殿は御
前にあらでおくへ入せ給ふ也
右大臣を御前にめしてふてとりてかき給
今上筆取てみづから書給ふべきにあらずされど日
記もおなし按るにかゝせ給ふとありしを誤寫なら
んつぼみ花卅九ウにかき出させ給ふとある おなじことさ
なり
案内啓せさせ給めり　日記に奏とありこれしかるへ
し右大臣除目の次第を辨して奏せさする也
さしなる（ちら一本）　一本よし
藤氏なりし（かゝら一本）　一本よし
例にも（ためし一本）　一本よし
宮大夫右衛門督　齊信
權大夫中納言　俊賢
權亮侍從宰相　實成
殿もいてさせ給ぬ　日記には殿もの二字なしみかど
かへらせ給ふ也本書にては殿もみかどの御おくり
に行給ふべければいでさせと云也
御くしはじめて○奉らせ給四十ウ（そぎ一本）　一本よし紫日記には
そひとあり音便にてそいなるべし夏蔭氏はそひは
そりの誤といへり
若宮の家司（おほやけ一本）　一本わろし一本のなは家のあやまり也
家司を音便にかきたるにて異同有るにはあらし
別當職事　日記には職とあり識は誤也
日ごろの御しつらひ　御産の用意にて也
さし比心もとなう　さし比とはあれど去年よりの御
懷妊の事なるへし
北より南のはしら（御大床子のまへより一本）　いづれにても此一本は日記とよ
くあへり
御前のもの　泛くいふ詞にてそのけぢめは下文にな
らべいふ也
御几帳をたてわたして（ナシ一本）　上の件を一本に從はゝこゝ
も一本に從へし
大みや　彰子也日記にも大宮とあり壺井氏の傍註に
東三條院と云は誤也東三條院は一條院今上の母宮に
て詮子也鳥邊野の巻にてなくなり給ふ長保三年の
こと也ことしは寛弘五年也但し宮といはずして大
宮と云は下文のわかみやに對していふ也
わかみやの御前の○（ものの一本）四十一ウ　いづれにても
御さら（こ一本）　一本わろし紫日記にも御ことあり

まゐりさしたり　は日記にさいしもとゆひなどした
りとあり傍註に笄子とあり和名抄冠帽類笄釋名云
笄音雞此間云上音四ォ　狩谷氏攷證云類聚名義抄笄子訓佐伊之
空物語初秋卷亦有佐以之然其音可疑○孝云狩谷氏
不引紫日記者偶漏耳
左衛門佐源爲善か女　系圖にては清通の女にて菅原
爲義の室也こゝと異考べし系圖によれは女は室の
誤歟
かしの御そ四十二ォ　紫日記にはからとあり
右のおとゝ　顯光
内のおとゝ　公季
さうしきみたち　一本よし
内のだいはん所四十二ウ　日記もおなし大内の臺はん所
にや何故にそこにはこふにや
もてまはる四十二ウ　一本よし
宰相君　紫日記には此下に小少將の君とあり
三輪のやまもと四十三ォ　紫日記にはみの山とあり傍註
に華山備馬按するに黄山とよのあかりにあふかた
のしさやと云詞あり
さまかはりたれど　紫日記にはさまばかりなれども
ありよろしからんたゝいさゝかそのさまばかりな
れど也
東のはしら○もとに　一本よしとも　おもはれず　紫日
記にもの文字なし日記には下文にすみのまのはし
らもとゝいふ詞もあり
右大將　實資
れいのことなしひ　一本よろし常のごとくならひに
千歳萬代といはひ〳〵てその宴すき行と也
三位のすけ　侍從宰相のことときこゆ此時三位にて
すけにて有しならん補任考べし
侍從宰相　下文四十五ォ侍從宰相と有は内大臣の男實成
宰相なるべしとあり日記の傍註には行成卿とあり
紫日記には下文にかくはなしされば傍註に行成と
いへるならん
内大臣　公季
しもより出給へる　侍從宰相は子の事故内大臣より
下に居給ひし也面目なれは公季の泣給ふ也
おそろしかるへきよの　よは夜也酒をしひらるゝを
いふ也
宰相の中將　日記の傍註に兼隆卿とありよく考べ

し
二人〔四十三ウ〕　おのれと宰相君と也　おのれは紫式部なるべし此巻紫日記にこれる證とすべし
おそろしければ。〔むらさきしき部一本〕一本よし
いかにいかが　續古今賀
あしたつの　續拾遺賀
おほす事。〔の一本〕すち〔四十四オ〕　一本よし
よろほひてまかてさせ給ぬ　道長公の宮の處より退出也日記には此文なし
まろをちゝにてもちたてまつりたるまろは院ならず此句重りてきこゆ衍文ならむ紫日記この所詞少しかはりてよく聞ゆ
〔うち一本〕。いらせ給へければ〔の一本〕　いつれにてもれいのさとのも。　彰子御里に居給ひしほとはとて女房のおのれ／＼の里にいてゝ居しも有たるかあすは大内へいらせ給ふにより皆集り來りたる也
きしろひ　爭ひ也
宣旨右〔の君一本〕　一本よし
少將の乳母　紫日記には少輔のめのとゝあり
けさう心のとかに〔四十二オ〕　一本よし

一よろひかうちの〔に一本〕〔四十五オ〕　一本よし
古今後撰拾遺云々　日記には五てうにつくりとありさては古今二帖後撰二帖拾遺一帖その一帖ことに四巻つゞ二人にてわかちてかける也折半にはなりかぬる也四巻つゞと云は大凡の詞なるべし五まきにつくりと云ときは四巻の巻の字にさゝはりていかゞ日記には五まきと云詞なしこれよろしからん
行成　義孝の男
延幹　幹のあやまり兼房の男紫日記あやまらずつほみ花〔二ウ〕にも物かゝせたる事あり
あてつ。かゝ〔つ一本〕せ　一本よし
充備〔元輔一本〕　元輔の誤字に疑なし紫日記あやまらずいにしへの歌よみ　天暦梨壺五人の内に元輔能宣あり五六十年の前也元輔の女淸少納言は道隆の女中宮定子につかへたれど父の元輔は五六十年前の歌人としてこゝにいにしへの歌よみといへる也此物語かける時よりは又いさゝかいにしへになるへし
廿日。〔に一本〕あゐる　一本よしこれより以下紫日記傍註本下巻としたり
右宰相中將　下文〔四十六オ〕紫日記傍註兼隆卿とあり

御かつらさうまれ　紫日記には五節にかつら申され
たるつかはすついてにとありこゝのさうまは申を
假字にかけるを活本なればさかしまにうゐたるの
あやまりなるべし
その道にえさらぬうちとも四十五ウ　やむことをえぬよ
し也
業遠朝臣　高階氏也
あさりきぬ　一本よし
それ今のよのことにはわろからず　上文八オ今のよの
ことゝしてはものくるほしういくへともしらぬま
できせたる云々
右宰相中將も四十六オ　上文四十五オ
まとひたり　紫日記にはさとびたりとあり
藤宰相　上文の四十五オ實成宰相のこと歟　別人歟下文に
藤宰相又侍從宰相みなみえたりしかれとも下文
四十八ウ藤宰相は實成ときこゆれば二方に書しにも有
へし紫日記傍註には行成卿とあり考べし
したてかほどもよりは　一本よし　よりはとありて
はいさゝか心ゆかねと日記もおなじ
春宮大夫四十六オ　公卿補任寛弘五年藤頼通春宮權大夫

とありこれ彰子の兄也さるにより宮よりたきもの
つかはす也
尾張守匡衡　赤染の夫也されはそのゝうへより御心
深有し也紫日記傍註には藤原遠光とあり考べし
業遠四十六ウ　上文
藤宰相　上文
宰相中將　上文
尾張　上文
侍從宰相　藤宰相とは別か上文四十三オ四十五オ
宮の御前。たゝ見四十七オ　いつれにても
弘徽殿の女御　義子也一條院の女御也
あはれむかしならしけん　今は義子御寵うすく里に
のみ居給ふ故也此侍從宰相の妹也されはその女房
の事故に大内へ行かよふ事もなく今たま〳〵かし
つきとなりて大内をみるらんと中宮方よりあはれ
におもひやる也
こよひかいつくろひいつ方なりしそ四十七オ　日記には
一夜かのかいつくろひにてゐたりしひんかしなり
しなん左京も源少將もみしりたりしを云々
源少將

いさまにいれて四十七ウ　日記此處文おなしからず此詞もなし
おほや。さまに（け一本）四十七ウ　一本よし
中納言君の　實成よりといひなす也
左京の君　五節のかしつきに出たる女房の名なるべし（後拾遺の季吟抄にもしかいへり）
わが女御との　わがは我也わが義子よりの御消息とおもひし也
おほかりし　後拾遺雜五　一首の意は五節奉りし人多けれとそなたを最第一といひたる也
あをき紙のはしに。て（かき一本）四十八オ　一本よし
とのゝ權中將　道長の男教通也後拾遺雜五の詞書にてしらる日記傍註には賴宗とあり可考
まほりたてまつり（る一本）四十八ウ　一本よし
藤宰相の　侍從宰相實成と聞ゆ上文可考
。隨身にさしとらせて　一本よし
しろかねのはこのふたに　後拾遺雜五の詞書にはのふたの三字なし
日かけ草四十九オ　後拾遺雜五藤原長能一首の意有し御歌にしろき日かけをあはれとの給ひたるはたまく日のひかりにてまがへ給ふ也もとより此方はみるかげもなきものをとこ也　此長能は尊卑分脈卷五廿三オ藤原倫寧の子也倫寧は貞元年間に卒すと有此人なるべし作者部類にも此人といへり
かくてわか宮　彰子のうみ給ふ男宮をさす（以下紫日記にはなし）
帥殿のわたりには　定子のうみ給ふ敦康の爲に也
めつらかなるゆめ四十九ウ　左遷されしこと也
ことなる事なき人のためし　ことなることなき人とは尋常の人といはんか如しためしは諺といふはんか如しよの諺にといふこと也
はてみては　すへて物のはてをみてこそ善惡の決斷をもすれといふに今のすがたにては人わらへにならんとおぼす也
そのまゝに　左遷以後すへて精進也はしめにもみえたり
擧緣五十ウ　攀緣
かひはあらむ（ヤ一本）とすらんやは（ナシ一本）　一本わろしかひなしと落着する也
みかどの。給はする（の一本）　一本よし
いつゝなゝつなどにて　上卷にもみえたり

此宮をこそ　一本よし敦康をさす
おなしさまにてはて（いと一本）（五十二オ）　一本よし
かくはいふ程に　は文字衍文か
右のおとゝ　顯光（元子父）
内のおとゝ（ら一本）　公季（義子父）
われ。しも　いつれにても兩人とも道長とおなしく
　師輔の裔なれはしかいふ也
。はつかしき（切りう一本）（五十二ゥ）　一本よし
内侍のかんのとの　あとよりかくいふ也此時いまた
　入内してかんのとのになり給ふにはあらず下文
（五十六オ）に入内のことあり
いとうれしき。に（ことに一本）（五十三オ）　一本よし
いつれのふしかはと　前の御産の時物のけさま〳〵
有しことをおほしいてゝこのふしかのふしなど御
こゝろにおほししることのあるをいふかはは反語
にあらずたゝか。といふに用ひたりたとへば此一ふ
しおたやかにて有しか彼のふしおたやかにあらざ
りしがいづれのかたかはおだやかなりしなどゝお
ほしいつる也下文（五十八オ）御産の事を記したる所に御
ものゝけなどおこなしと有こゝに相照してみるべ
し

花山院の四の御方　爲光の女也花山女御弘徽殿の妹
　也下文（七十オ）にもみえたり
うせさせ給ふしかば（ひに一本）　一本よし
鷹司殿に　これも京極殿のこと也その證附錄（地名）にい
ふべしたゝ四の御方何故にこゝにわたり給ふにか
從來の系圖にも檜山氏本にも院崩御の後妍子に候
ふとあり妍子は彰子の御妹なれば鷹司に居る也さ
ればこゝにわたり給ふとあり下文（七十オ）にも此事あ
り
かれをもかなと（五十三ゥ）　道長の御意に四の君を得たく
　おほす也
きこえさせ給けれども云々　道長のわが物にせんに
は事のついてよろしかるべきに也下文（七十ゥ）みるべ
し
中務のみや　具平
麗景殿の女御　代明親王女莊子
北方はやかて　具平の姉を北方になしたまふ
母うへは　爲平の北方今具平の室になりたまふ嫄君
　の母を云

故源帥　高明親王
そのこはめからなり五十四ウ
まゐりぬべき　一本よし
むこともたてまつらせ給　一本よし
みえ聞ゆるかう　香也
くのゑかう　一本よし薫衣香也言靈にいふべし
さておしかへし五十五オ　一本よし
ひめみや　隆子女具平
中務のみや　具平
心もとなく　一本よし
をとこ君　賴道
御しな程によるわざにも　いさゝか心ゆかず强ていはゝ貴人なればとて容顏美麗にさたまりたることにあらさんめれとこの御兩人の御仲らひいとよしと也
みやいとかひありて　具平
六條に　具平
おのづからありあふらんいと　不慮に出合ものもあらんとおほす也一本もよし
かみつかたにさへき御さまにと　具平は居宅六條なるべし六條宮といへば也夫より上つ方に御莊あればそこに修理して姬宮の住居させして賴通をかよはせんとおほす也但道長公の邸宅何處にか可考
中務のみや　具平
いまだに　今だに也
ほい　本意也出家のこと
宣耀殿には五十六オ　三條女御娀子也見はてぬ夢四ウ正曆二年十二月入内也あべい事とは有べき事といふ事也下文六十三ウにもみえたり
かゝるとしおほめせば　一本もよろしからずめ文字衍文女御の御心に兼てかゝることあらんとおほしたればと也
たほしいれぬかな　一本もよし
宮の御ため　三條
それにさはらせ　一本もよしかんの殿入内なくても後世のつとめせんには害なかるべき事をと也
との丶おまへ　一本わろし
かくおさなう五十七オ　彰子のうみ給ふ男宮をさす
四天王　帝釋の外臣にて持國增長廣目多聞と云四天王也三論法數十六に法華文句を引て詳にいふ

よらせ給はめ　御誕生の御子大方の御果報にてあらば人のいひおもひたる方に今上もよらせ給ひて太子にもし給ふましけれど此みこ四天王守り給ふらんとおもへは人力のおよふ所にあらしと也
かふ。りなん　一本よし
あきのふもをり心うく　いさゝか心ゆかず
帥殿いかにか　一本よし
うへも殿も五十八オ　うへは帥殿の北方ときこゆ殿はたれにか中納言殿の脫文賊
古今後撰拾遺などをそみなまうけ　あやまりあるか
御さえのかぎりな。れば　一本よし
御もの丶けなどおこなし　おこなしは音無也もの丶けのあらはれいでぬを音信なしといへるなり
をこささへ五十八ウ　後朱雀
さしやらん五十九オ　一本よし
此たびは事なれぬと事　とてのこと也
まささま　見はてぬ夢四オ　まさゝまいますこしいまめかしさとありまさりさまのりを省きたる也　御裳着の卷二ウにも此詞みえたり
まつ君五十九ウ　道雅也帥殿の御子

内もやけにし　上文八ウにみえたるとは別也
いま内裏に六十オ　石蔭の卷一オこの比一條院にそおはします紀略六年十月五日一條院皇后有火天皇暫御織部司十九日幸左大臣枇杷第廿二日東宮自丹波守高階業遠朝臣宅遷御左大臣雅信宅　孝云紀略のいふ所とは本文おなじからずよく考べし本文によらば今内裏とさすものいづくにか山城名勝志三一條院引左經記云寛弘七年二月廿七日始作一條院とあり見はてぬ夢十四オ正曆四年に一條のおほきおと丶の家を女院りやうせさせ給ていみしくつくらせ給てみかどの後院と覺しめす　孝云はしめ爲光のおと丶の一條に有たるを東三條院詮子の御領となりてその後皇居にもせられ里内裏と云名目もあるべし
枇杷とのに　上文いま内裏の條に云べし
いとあさましう　その世をほめていふ也下文二オ六十にもおなじて丶ろはへに云所あり
この御まへすぐれ。六十ウ　一本よし
はかなき。くども　一本よし下文六十二オにも六十二オにもかゝやく藤つほ　上の卷の名にあり彰子入内その卷にあり

十年ばかり　長德二年彰子入内ことし寬弘六年妍子
東宮に參り給ふまで十年也
いてその事共　一本よし
ねひはてさせ給　春宮のねひ給ふ也
宣耀殿　娍子
むかしの宣耀殿　芳子師尹女　芳子の御物嬉子につたはるへきにあらずこれはその御殿におき付けにて傳來したるなりけり
御口筆六十二オ　注文といはん如し
なほしせさせ　しせの二字あまりてきこゆ
その御具ともの屛風ともは　誤衍あるにや
ためうち
つねのり　源氏須磨
道風
ちりはのす　一本よし
ひろたか六十二ウ
侍從中納言　行成卿
とのや左衞門督　道長賴通父子也
まゐり給つると　一本よし
みゑり　一本よし道長父子のみしり給ふ也

宣耀殿より六十三オ　天子に奉る也
さいて六十三オ　一本よし
この御まへ　宣耀殿をさす
おはしませは六十三ウ　宣耀殿をのそきては此たひ入内の妍子も御そのあつかひめてたけれは母君もいとゝめてたうかいつくろひ給ふと也
いとおしう　或校かし
宣耀殿には六十三ウ　上文五十六オにも此事みえたり
年ころかう。へい六十三ウ　一本よし
御たき物なと。つ。に　一本よし
宮はたゝ母きさきなとそ　三條の御心に宣耀殿嫉妬もなくよくあつかひ聞え給ふを母后のこととおほす也
參らせ給ほとに六十四ウ　一本よし
をとゝしよりは　上文八ウ寬弘二年に御封え給ふことありことしまて出入六年中間四年也昨年の又昨年にあらす萬葉に前年ををとゝしとよめる其前年の意にてさきつとしと云こととききこゆ萬葉類林にもをとつ日はきのふよりさきをすへていふへけれときのふのきのふをのみいへりとあり大方は一昨日

一昨年なるへけれとしからぬも有事おしてしるへ
し
あらめと（ナシ一本）　一本よし
なめすへて六十四ウ　ならへすへて也一本よし
北の方　重光女
みかさの御心むすめ　つはみ花十二オ　に此すかたの事
あり又根合卅二ウ　にも
思ひて六十五オ　いつれにても
ことゝ　伊周みつから死て後よの人のおのれの事
をさしていふ詞をこゝにいふ也
をとこにまれたにの宮かの御かた　をとこにまれ未
考
なにと有しかはかゝるそかし　伊周公かやうにて有
し故に此かたにてもかやうにて有しなとゝうへう
へしういはんと也
心をつかひしかは云々　いとゝか心ゆかす誤字にて
も有か
母とておはするか人（ナシ一本）　北方をさす一本よし　母一人
にては此子たちをもてあつかはんと也
なとてよに有つる云々　伊周後悔也はやくらちあく
やうにすへきをと也
神にも（ナシ一本）　一本よし
いのりこはさりとて（つらんくやしきを一本）　一本よし
あやしの法師のく　くはおなしさまと云こと也例あ
り又は物と云ことなならんか下文七十ウ　みるへし月
宴にくはしくいへり
とあり
大ひめ君六十五ウ　下文七十二ウ　道長の子頼宗のかよひ給ふこ
名は得六十六オ（無二本）　一本よし
うちしなとをは　うちけ詞也しは爲（スル）也をはせの誤に
てこれも爲（スル）也人にへつらひて二字なとをおくりて
よをへんとおもはゝわれ死霊となりて片時もその
ものをなからへさせしと也
思はせん（おほしこそ一本）　一本よしなとの下にいひてと云詞落たる
か
きみをこそ六十六ウ　中納言をさして君と云也
道雅　松君也伊周の嫡子を中納言にたのむ也
いとしうとく六十七オ　宿徳也功者なること也
廿よ（二十一本）六十七ウ　一本よし
かりあを（かりきぬ一本）　いつれにても

かたち身の方 ごろ一本 一本よし方は才のあやまりならん
よの上達部 さわきにも一本 うら〳〵のわかれ 九オ 此よの上達部
御もの思ひに 六十八オ 一本よし
しひら 六一本 源氏夕顔にもあり難波江にいふへし
三十七 他書考へし 公卿補任には寛弘七年庚戌前
太宰權帥正二位藤伊周正月廿九日薨卅七とあり前
卷に伊周公生れ給ひし年月なしさま〳〵の悦 寛和二年
にはしめてみゆれとその時生れしにはあらすしか
れとも補任とも合すれは卅七にそ有へき紀略にも
卅七とあり
中宮の云々 六十八ウ 彰子の二宮まてうみ給ふに若みや
後一條 今みや 後朱雀
いまはかうにこそおほし こそとと文字有へし
中納言 隆家
賴親 伊周の弟
周賴 同斷又つほみ花 なり一本 五ウ にもみえたり
御はらからとも 六十九オ 一本よし
いみしきなり 世中一本 一本よし
いふかひなくては はかなきよの中なりとも時めく
人はよけれとよに數まへられぬいひかひなきもの
はわひしと也伊周公の家にあてヽいふ也
僧都 隆圓
かたらひ給ふつヽ ひ一本 一本よし
遠資 兼一本 他書考へし尊卑分脈に遠資兼資ともにあれと
も此人ならんとおもふはみえす
女君たち 從來の系圖にも野村氏本にも女君二人の
せたり母はしるさす檜山氏本に女君一人をのせた
りわろし
いかて女御殿におさらぬことを 六十九ウ たれかしかお
ほすならん考へし下文に敦道にすゝめられて小一
條のおはきたの方の御もとにかへり給ふことあり
さてはその祖母のおほすにもあらんか師尹の北方
なるへし此祖母は小一條にゐ給ふ故小一條にては
あるし也さては此いかてと云上におは北の方と云
詞有へき也
帥宮 敦道
南院に 石蔭 十四オ 道長のはからひにて敦康に奉り
給ふ
みちさたかめ 和泉式部也下文 七十オ 又鳥邊野 廿七ウ に彈
正宮 爲尊 にしたしきよしみえたり

小一條のおはきたのかた　濟時の母をさすか師尹の
　室也此姫君には父方の祖母也
かくそちどのも七十オ　爲尊の御兄弟なれは也
故關白殿　道隆
心えぬ御さまにてそおはする（れば一本）　一本わろしごもおも
　はれす
又小一條の中君　上にいふ宣耀殿の御おとゝの姫君
・也故關白どのゝ姫君にて心えぬさまにて居給ふも
　あり又此姫君もいかゝと人々たしはかる也
六條の宮　具平
左衞門督殿　頼通
一條殿の四君　上文五十三オ
ひめ君の御く七十ウ　御くはおなじさまと云こゝと也別
　に例あり又は物と云ことならんか上文六十五オ考へし
殿よろ。に（ナシ一本）七十ウよろづにの誤か
いとゝまめやか　一本よし
院の御時こそ・花山院の御時にはうとかりしも今は
　道長公に對しても疏略にし給はぬ也
こどしはみつに　上文寛弘五年に中宮御産一宮うま
れ給ふことし寛弘七年にて三歳也

齋院七十一オ　選子也
　これはいかゝとて　いつれにても
ひかりいづる　後拾遺雜五
もろかづら　同上
おほろけの（ならぬ一本）御くさく（ご二本）　一本にても又本行の儘にても
聞えさせ給へるも　いづれにても
東宮の一宮をば　小一條をさす見はてぬ夢十六オ　にう
　まれ給ふ
ひろはたの中納言　顯光
承香殿の女御　顯光の女元子也
中ひめ君　延子也元子の妹
このみやむことりたてまつり。（給へり一本）　一本よろしみやは
　小一條也
いてやこたい・父顯光老人なればその女かならすふ
　るめかしくあらんと也
はとめやすき（いと一本）七十二オ　一本よし
とのも（くニ本）　顯光
わかゝみ（くニ本）　一本よし
おせざりし　おはせのは文字落たるか
か院の大將　閑院朝光也顯光弟也按るにか。文字上句

につけてこその結しかなるべしさてしかのか文字
よりかん院とつゞく故にかんの二字を落したること
みるかたおだやかなるべし
御なからひの心（る御一本）ざし　一本よし
女御を　元子也
またなきものにもひきこえさせし父おとゞ　一句
によむべしいふまでは顯光の意に元子をのみ又な
きものにおもひて居しが今は也
みやも（七十二ゥ）小一條也
御心の本體（性一本）　一本よし小一條の御心たはれたる御
うまれなりしが今は此女君をいみしうおほすと也
帥殿のおほひめ君　上文六十六ゥ大ひめぎみ小姫君なみ
たをながし云々
たかまつ殿はらの　道長公の室倫子の子にはあらず
又高明女を室にして高松殿といふありそのはらに
うまれたる頼宗也
かよひきこえ給ふとぞいふ。と（こ一本）　一本よし
殿の覺し　伊周をさす遺言上文六十四丁以下に見えたり
あはれに。心（を一本）ざし（七十三ォ）　一本よし
母北のかた　重光女にて伊周の北方也

めやすきほどの云々　彰子の御方にてよくあつかひ
給はゞ中姫君をまかせむと母北方おもふ也さて彰
子のもとに參り給ふこと物語のかげになりてみえ
すたゞ朝綠五ゥその御參りの時の女房の人數みえた
り
心くるしうそ（七十三ゥ）　いさゝか心ゆかす強ていはゞ母
北方のわか姫君に心くるしき也父の遺言にいさゝ
かたがへるやうになりゆきてはきのどくにおもふ
なり
哀なるよの中は　伊周と道長と二方にわかれて御中
むつましくなかりしを今なくなり給ふやがて頼宗
に大姫君は北方となり給ひ又中姫君も此すがたな
れば草子地より歎息する也
東宮の一宮　小一條也上文七十一ゥ式部卿ときこゆるよ
しみえたり
中務にても　式部卿は東宮の一宮はやく任じ給ふ故
に中務にとおほすに彰子のうみ給ふ二の宮あれは
それにとおほすさるにより帥宮の闕官を一宮にあ
て給ふ也
人しれぬわたくし物に　このこと朝綠十九ゥにもみね

て故院のわたくし物におもひきこえさせ給へりし物をあはれとおもひ出云々とあり
かう。はおもひし七十四オかくはおもひよらず有しよこ也一本よし
見奉らせ給て。ヒ二オ一本よし
さもあらせ奉らばや　式部卿になし奉らまほしき也
きしつゝく　後一條後朱雀と後に申上る男宮二柱うみ給ふ故に也

榮花物語抄卷三

石蔭

一條院此卷にてうせ給ひていはかけさいふ所に御送葬有しよしみゆたゝしこゝにて火葬にし奉りて御骨は持かへるよしいへればその御骨はいつちに納め奉りけんされもひしか又されもひつゝけたる事さも有その所にいふべし初花オ六十内もやけにしかはみかさは今内裏にをはしますといへりそのみかさ即一條院なり卷末に長歌贈答ありそのしらへいさわろしその事もその所にいふべし〇大鏡にはいはかけの卷さあり

御かさいかておりさせ一オ　初花の末七十四オおりなはやさおぼしの給ふよしみえたりされはこゝにさのみ云々さいへり御かさは一條院なり

殿のおまへ　道長なり

この比一條院にそおはします　紀略寛弘七年十一月廿八日天皇從枇杷第遷御新造一條院とあり此ときも初めて一條院と云ものつくられたるにはあらずもとより一條院と云かありて皇居なりしをやけたればこのたび新たに造りかへられたるなり六年十月五日一條院皇居有火とあるによりしられたり

夏の事なれは　寛弘八年夏なり初花の卷の末七十ウこさしはみつにならせ給ふとあるは中宮のうみ給ふ

わか宮（一条也）の御事なれば寛弘七年也その次に四月
とある七年の四月なり初今こゝに夏と有はそのと
しにあらで八年の夏なり七年の五月より八年の夏
のはじめまでは物語のかけなり
春宮に一 三條院なり
春宮（スつきの一本ッ）には一宮をと 一本たしかなり一宮は敦康なり
うへおはしまして 今上猶御在世にてと云事なり中
宮の御心にも今上の御心をおもひはかりて一宮を
春宮にとおほしおきて給ふにみかとは今現にいま
して春宮に對面いそかせ給ふは一宮に又の春宮は
さたまり給ふにもやあらむとおもふ人もありとな
り下文三ウうへおはしましてこれも同し意なり
わかみや 後一條なり
なけきに（なき一本） 一本よし
たゝ時のまにて。 或校そとあり。
東宮にはわかみや二ウ 後一條
そちのみや 敦康
ほいとげはへりなんとし侍り（ろ一本） 一本よし
さらぬにても二ウ 出家せすしても此世になからふへ
きこゝちせすとなりされどこの句うたかはしいか

にと云に此世になからへむ心ちせぬ故に出家せん
といふ事をいひおきて今又かやうにいふは重言な
らずやたゝおしかへしおもふに本意とけんといは
ゝいつれもそれをうけひかず猶しばし遁世をとゝ
めたまへといはんをおほしはかりて是非ともに出
家せんとの給ふにも有へし
せひなし三オ 是非也
かの宮も 敦康
よのひゝきにより。ひをたかへ（て一本） いつれにても
こゝろくるしういとほし。（りおほされて一本）わかみや 一本よしわか
みやは後一條也
かの御心の内三ウ 一條の御心也
いと有かたき 彰子の御心を父の道長はめて有かた
しとの給ふなり
おぼえさせ給ふまゝにも四オ（ナシ一本） 一本よし
みやの御まへ 彰子
一品宮四ウ 循子なり
おほしみたれたる。内にも四ウ（御心の一本） 一本よし
かゝるをそへ（思召一本） 一本よし
内春宮院 三條 後一條 一條

院源僧都　初花廿九ォ木綿四手一ゥ疑ゥ五
そはしも五ォ　それはしもなり
御。のり五ゥ一本よし
さりともかはかりの　さりともの四文字衍文か次下
に此詞ありて耳たつにこそ
いつゝにて　或校よつ
誰もたほしたるに　句下の語にはつゝかす寛弘八年
六ォと云につゝく
おもひ。まゐらする　一本よし
ことしはよつに　寛弘八年なり初花七十ゥ寛弘七年に
みつとあり
いみしき御有さま　一條院をさす下文八ォにも此詞あ
り容顔美麗をいふ
又かきりなきと云々　容顔美麗まことに限りなしと
なり
御しつらひさまことに　みかどの御座所をさす
三みや　後朱雀
いつかはしらせ給へき　いつれにても
十二三年七ォ　いつれにてもよし其實は十二年なり長
保二年入内寛弘八年まで凡十二年なり

一品の宮は十四五　長德二年十二月廿日うまれ給ふ
うら／＼のわかれ廿四ゥにみえたりことし寛弘八年
までにては十六歳なり
帥のみやはまたいとわかう　長德四年にうまれ給ふ
うら／＼のわかれ廿六ォにみえたりことし寛弘八年
までにては十四歳なり孝云一品宮帥宮此ふたみや
の御としのしるしさまいかゝなり十四歳ならはい
とわかうといふもにつかはしからす女宮十六なる
を十四五といふもいかゝなり
なかきよといへと　初秋なれど秋は夜長ものとして
いふなり
曉かたには御骨なと云々　一條院の御母東三條院詮子
なくなり給ふ所に　かくて三日計ありて鳥邊野に
そ御さうそうあるへき云々曉には殿御骨かけさせ
給て木幡へわたらせ給て日さし出てかへらせたま
へりと鳥邊野廿五ォゥにみえたり今此本文正光朝臣御
骨おひて京へかへらせ給ふやうにみゆもしは脱文
ありて某所に御骨をもてゆきてそれよりかへりた
るにはあらぬか紀略には七月八日今日奉葬先皇於
北山長坂野左大臣以下參集正光卿持御骨奉安置

圓成寺百錬抄同意
ひさかたのみならす七ウ　東宮にたち給はぬことをも
　おほす故になり
中宮いみしうおほしたり　玉體もいよ〳〵やぶれ損
　すればなり
おはしますことは　御送葬をせぬほどはなき御から
　にても此世にいます心なればなり
按察大納言　實資なり實頼の子
たなばたの
わひつゝ一本も八オ
ありつるものをとこ一本たなばたのきこ一本　いづれにてもよしけふ
　まてはとにかくにすくし來るをあすはいさかなし
　からんたなはたも八日にはわひしからん故にわか
　身のうへをもおもひやれかしとの意なり
見。物にゆるかかなしき一本　一本よし
そちの殿宮一本八ウ　一本よろし敦康なり
正光　兼通の三男
日比はさてもおはしますす云々九オ　一條院御葬送の有
　まてはむなしき御からにてもおはしますす故に例さ
　まに物したるをけふよりはなり

たかまつの中將　賴宗
いつこにかナシ一本人一本　新千載哀傷いつくさとあり
公信の內藏。頭　爲光の男なり紀略寛弘八年七月八日　內藏頭公
　信とありさては一本わろし
御念佛の。ほとけ所にしつらひて一本九オ　いつれにても
。念佛の聲弁一本　いづれにてもよろしされど上文にも御。
　とあり
宮の御前　上東門院
みるまゝに　後拾哀傷
かけたにも　玉葉雜四　はし書一條院うせさせ給て
　つねにおはしましける所に月のさし入たるを御ら
　んしてとあり
藤式部　續古今哀傷には紫式部とかけり
ありしよは　續古今哀傷
一品宮十オ　何の故よしにて三條院にちなみ有にか三
　條院と云は今の天子の事を云か可考
一宮はへちなう　敦康なり下文十四オによれは今へち
　なふに移給ふにはあらず一條院御在世よりここに
　居給ふとみえたりなうはなふとかくべし別納にて
　源氏夕顏にもみゆるなり

すけなり　有國の男資業なり
いはかけの　玉葉雜四此歌の下にすけなりの詞のむ
すひ有へし
御讀經他一本○はてまて○一本かくて一本よし
故關白殿　道隆
僧都の君廿ウ　隆圓
いひむろ　義懷をさす花山の卷にみえたり
くりかへし
きみまさぬ
春宮はいまは　後一條
おぼつかなさへ　上東の御そばにはあらで內に居
給ふ故なり
うちにはまた　いまだ女御たち居給はぬとなり
かんのとの廿一オ　妍子なり
宮春春宮一本のはたさらなり　春宮は道長の孫也宮かた〳〵
は一品宮當子わかみや後朱雀これも道長の孫なりをさす　一本よろ
し上文四ウたゝ殿のかた〳〵に御いとまなく內春宮
院などまゐりさだめさせ給ふとあると似たる文なり
宣耀殿のみやたちは　娍子也
三ところは　敦明　敦儀　敦平

四のみや　師明
女一宮　當子也是も今上三條の御子なり母は上にお
なじ
かんのとの　日かけのかつら二ウには宣耀殿娍子のいで
させ給へき御さだめとあり
故師殿廿一ウ　伊周
高松殿の二位中將　道長の子賴宗也初花七十二ウかよひ
そめ給ふことみえたり
これわろきふるまひには　伊周の遺言にそむくを云
初花の卷に六十四オ遺言あり
かんのとのうちに參らせ給このたびは廿二オ　初花六十オ
東宮に參り給ふこと有今こゝにさらにかくいふは
三條院位につかせ給ふによりあらためて入內の式
を行はれしなりさればこのたびはの　は文字力あ
り
明暮の御なからひ　當子の母は娍子也
こゝしも廿二オ　一本よしいろ〳〵取さため　ねはなら
ぬことにさだまりたればなり
此比○ぬかせ給　一本よし道長公喪服を一日ぬかせ
給ひて御禊なとおこなひ給ひて後喪服にかへらせ

給ふに又ことし東宮の宮つかさなとさだめ給ふ事
に一定したれば此比になりてそぬかせ給となり
くれなゐふかく　紅葉をいふなり
ちごみや　後朱雀
あはてさせ給　未考いわけなきさまの事にやあわ
の假字也下文のおよすけと相むかへてみるべし
のとかにも十三ォ　春宮いとけなき事なればいかにも
待遠にのどかにはる〳〵のことにおほせと行末た
のもしとなり
御心なり○し（か一本）　一本よし
承香殿　元子女顯光
弘徽殿　義子女公季
女宮をたに　此女御たちは女宮をももち給はぬ故に
草子地より哀なりといふなり
帥宮だに　敦康はへちなふに一品宮は三條院にわか
れ〳〵に住給ふこと上文十ォにみえたり
へちなふ十四ォ　上文十ォ
みなみの院　初花六十九ゥ敦道の住給ひし所なりおなし
巻七十三ゥになくなり給ふ故に敦康親王に奉りたる也
三宮　後朱雀なり

うちにまゐるはすくなくて　今上のかたにはしたし
みうすく一條院のかたにたよるよしなり
おはしまさしとて　誰も〳〵一條院の御掟のやうに
はなさしとてそれ〳〵したしみの有かたへまゐる
これやがて一條院をしたふなりけり
めでたうおはしまし〻御かど十四ゥ　一條院をさす
くらへや云々　此三人みな一條の女御なり御匣殿の
なきは表立たる女御ならねばなるべし
そは（の一本）うちに　一本よし
承香殿は　一條院の取わき御かへりみ有しとなり見
はてぬ夢卅三ゥ女御の御おほえ承香殿はまさり給や
うにてとあり
露のみの　新古今哀傷　四の句ちりをとあり一二は
秋風の露のとあり
左衛門督　頼通
北の方　具平女なり義子は又從弟なり一條院は從弟
なり
うちのおほいとの〻女御　公季の女弘徽殿義子
かすならぬ云々　長歌甚わろしかへしのかたいさ〻
かまさりさまなり大意互に開運のかたに身をよせ

んとおもひしがおもふまゝにならぬよしなりこゝろよくわからず

おもはすにきえにしよりは廿六　さして云所あるにや女御のかへしにてみれぱさもきこえず

あくべきかたち　いづれも心ゆかず

ほのかに往がこゑばかり聲計りにて廿七　一本よし

きえなんとは　一本よし

內○大臣殿云々廿八　いづれにても公季の女御義子

くもの中にそ　一本よろしともおもはれず

たれもわか世の　若木也

おほゝえぬ廿九　おもほえぬとあるべきか

ふちをもしらず　一本よし

きみもさは

たもはなん　一本よろし

日かけのかつら

三條院御即位の時悠紀かたの歌に此詞あり冷泉院此卷にてなくなり給ふ

さき〳〵はみねはしらす一　此詞によるに此物語かきし人は此比うちわたりに居て儀式なと見たる人にこそ

御門もいみしうねひとゝのほり　三十六になり給ふ一條院も卅六なり紀略三條院の卷にみえたりされと本書花山の卷天元三年に一條院うまれ給へばことし卅二也紀略に一條院の御年三十六とあるは誤なり紀略圓融院天元三年に一條院うまれ給ふことありこれ顯證也

れほとの　道長

あちきなきこと　道長今みかとの御供し給ふぞあちきなしといふはいかゞのやうなれど下文まめやかにと云處より帝を稱歎すればこゝにかくいふ害なしかの右近か玉かつらの行末を初瀨の觀音にねかひたるなとおもひ合すべし

さるは御有さま　いづれにても

かはかり○めでたき　一本よし

御こしのさゝけられ給へる程○そ一　一本よし

十善　釋氏にていふことなり

いてきたれはよに　一本もよし

つねの御ありさま○なれば　一本よし

かはらせたまふとこゝに　一本わろし常とはかはり

給ふとなり
御こゝろの[らイ本] いづれにても
女御代には宣耀殿の 娍子たり石陰の巻[ォ十一]にはか
んの殿出給へきやうによ人申けるとあり
たぶこのみかとのみこそはおはしますそ[ヒイ本]いみしうお
はせん[ぬイ本]宮[ォ三] 一本わろし御子みなうせ給ひても御
門ひとりのこり給ふは院の御ためにいみしくおは
すたとへ宮たち幾人よにあらせたてまつりてもい
くはくの御爲にもなるまじと也
としころもこそ 今上の太子にて年比も有へしをそ
のほとはすくし來てとなり
かく御位に云々 天子にならせ給ひて後になくなり
給ふは院も諺にいふ死みえとなるとなり
當代の御ため 今上も御代になりての事なれば御葬
送そのほかの事も御心のまゝなりと下より御當代
を申上るなり
院分 石陰の巻[ゥ十四]にも一條院の御處分なくてとあ
る院分とおなじくおりゐのみかとの御料をいふこ
ゝは冷泉院の御料なり
この大事とも[ゥ三] 御禊のことなり

からすなとの 黒き故になり
かゝることのいてきたるを[ォ四] を文字あまりてきこ
ゆ
かんの殿は[ォ四] 妍子也
ひるはいま〳〵しく 諒闇にて御喪服なればなりよ
るは御喪服をぬかせ給ふかよしさなくても
宮たちも[のイ本]參らせ いづれにても娍子のうみ給ふ宮々
今は皆[ナシ一本]大内に參りつどひ給ふを云
さま〳〵の 一本よし
村上の先帝 宮達二十人月宴の巻にみえたり
寛平御時 宇多天皇なり此物語より以前のこと也
陽成院 宇多より又以前なり
くや〳〵と 後撰戀一元良親王
かよひ給へるところ〳〵に 後撰には藤原かつみと
いふ女のかへし夕くれはまつにもかゝるしら露の
おくるあしたやきえははつらんとあり
夕ぐれは[のイ本] 新後拾遺戀三本院侍従
むかし○ことを[ォ五] 一本よし
式部卿宮 小一條
兵部卿宮 敦平

人めしけき　なにの故にか
また宣耀殿にやさも（なと一本）　一本よし
春かすみ　新千載戀四　皇后宮にきこえさせ給うけ
る三條院とあり考云此ときは皇后にならせ給はね
ど此後皇后になり給ふ故後よりかくもの故に詞書
には皇后宮とある也
かすめる　帝の御歌も此返しも霞をよむは此時春
なればなり
きみまさぬ　新千載哀傷
侍從中納言　行成卿
こそのけふ　新千載哀傷　いにしとし今夜の月を見
し時にいとかく物をおもひやはせしとありこゝろ
おなじ
（以下十五）藤式部卿（十六）　卿の字なきをよしとす
雲のうへを
月はかはらず（ぬ一本）　一本よしあめの下は大内にあらぬ所
をいふ大空の月は打かはりたるけしきもあらぬこ
ゝながら雲の上をおもひやるとなり今の內わたり
をしのぶなり
宮の御前（ヵ六）　上東門院

あふことを　新古今哀傷
いとけうなき云々（ォ七）　みかどの御詞なり
なにごともそれにさはり云々　みかどは內侍のかみ
をきさきにせんの御心すゝみ給ふさまなれば他事
にさはりて此事のふべきにあらずと也
きさきにゐさせ給とて中宮ときこえさす　いさゝか
詞たらぬこゝちす誤有べし
いみしくやむことなく。めでたし（なむるとの中宮皇后宮におはせ給ふ…年二十五一本）　一本もよし但し
皇后宮は皇太后宮のあやまりならん下文（ヵ十一）妍子
きさきに居給ひて皇后宮と聞ゆるよしみえたりさ
ればこゝにて彰子を皇后宮とは申べからず紀略（三
條院）寛弘八年十一月廿七日追尊天皇母藤原超子爲
皇太后長和元年二月十四日宣命尊皇太后爲太皇太
后中宮爲皇太后女御正二位藤原妍子爲中宮とあ
り（太皇太后は遵子也皇太后は彰子なり中宮は妍子也）
なつましけ（ヵ七）よに泥（なつ）まさる氣象のものもなり
からきぬをき。（るに一本）　一本わろし
おほ宰相　よにあはぬ女房なりけん道長なとも女房
たちにおほせ指さし笑ひ給ふものなれども今樣に
なりたるとなり

しな〳〵わき給へるオ八　今上のいままでとはたがひ
御分別有て宮中のさまことよなうなりたるをほめて
おほやけとならせ給ひぬるは云々といへり
こゝろにはたれも云々　未詳
はちなき　けしうはあらぬをいふなり
しろき御よそひ　何故にか
しゝこまいぬ
おはしましける(れ一本)ウ八　一本よし
御年十九ばかり　萬壽四年なくなり給ふ玉のかざり
にみえたりさては三十四にあたらせ給ふ
火たきやすゑ陣屋つくり　下文ウ廿三　火たきやかゞ
やく藤つぼウ十二
吉上　かゞやく藤つぼ
よろつのあに君大納言　道長の兄なり道綱なり
ふたところ　彰子と妍子となり
おまへに　娀子なり
「此ふみをも」(ナシ一本)　一本にてもきこゆ女房などが縁々に
ふれて消息などおこして娀子の皇后にならせ給は
ぬをやすからぬことにいふその消息を御覧じ給へ
とてみせ奉り給ふなり

うとねりオ十　内舎人
故大將ウ十　濟時なり宣耀殿の父也
修理大夫　通任也濟時の子也
かの御いもうとの宣耀殿　芳子也濟時の女弟なり
きこえさせ給ければ(とこオ)　一本よろし
をとこみや　永平
その小一條のおとゝ　師尹也
この宮の　娀子也
故關白殿の　道隆也
いつもの中納言　隆家　浦々のわかれオ四中納言をは
出雲權守になしてながしつかはすとあるより此稱
謂あるなりけり
年比になり御(ナシ一本)　一本よし
宮たちの御なかにオ十二　三條の宮たち娀子うみ給ふ
きはめ　定め也
かの大將のいもうとの　上文オ十一にもみえたり大將
は濟時をさす
八宮　永平をさす
此宮たち五六人　男みや四柱女みや二柱うみ給ふ
いまは小一條　娀子の御里なり

皇后宮　娍子也

うちはへて ウ十二　娍子皇后宮にはなり給へと内には

さふらはさりしと此御歌にてもしらる二の句おほ

つかなさ きさ一本　いづれにても下文 カ廿二 皇后宮に參るべ

きよしみかどの給ふことみえたり姸子御里居の程

なりけり

つゆはかり

大宮　上東門院

春宮　後一條

三のみや オ十三　後朱雀なり上東の御傍に居給ふ

しられで　不知なり不老門前日月星の意なり

大殿の内侍のかんの殿　道長の女後一條の后になり

給ふ（後一條は上東門院のうみ給ふ所なれば嬉子は叔母にあたり給ふなり）姫君なり上文に ウ二

宣耀殿（娍子）の女御代に出給べき御さだめありたり

されど皇后宮にしらせ給へば今改めて此姫君とは

なりしならん

のり人のは そて一本 へなり ウ十三　一本よし

それにや もて さあは せたりそでには てば一本　未詳なり　一本の

かたいさゝか聞ゆ

おきくちにて 十一本　一本よし

すちをやりすへて　未考

車ひとつか にゐる人の一本 オ十四　いづれにても

きぬ數すへて十五そきたる

悠化の方は 紀一本　一本よし下おなし

一ねつき なと一本

さかたの郡

やまのこと

おほやしま

たかみくら山

しき地

かなやま

かなやまに

すへらきの

あめつちの ウ十五

吉水の

ゆふしての日かけのかつら　此歌より卷の名をされ

り

もろ人の

ふた葉より カ十六

きみか御代　續後拾貿

たつの日
あまつそら
いなふさ山十六オ
かすしらぬ
うこきなき
みの日
君か代はとみつきやま。の一本小本の文字有へし
よろつよを
あめのした
にこりなく
麗景殿　兼家女綏子
淑景舎　道隆女なり定子の妹なり
ふる白雪十八オ　拾遺冬貫之さしのうちにつもれるつみ
はかきくらしふるしら雪とともにきえなん
しんとり十八ウ　つほみ花十三ウ
みやの御前　妍子
つねの行啓せさせ給にもすくれて出一本　一本よしとはおもはれすけふ
は常にまされるよしをいふなり一本にしたかへは
めてたしの句居つがす
京極殿

東三條院　つほみ花二オにもみえたり
たかまつとのゝ二郎君　顯信也道長の子萬壽四年寂
玉のかさり三ウにみえたり
かはかりの身十九ウ　横川のひしりをさしていふ也
何か一本くるしうやナシ一本おはらんむ一本　一本よろし
無動寺廿オ　玉のかさりにもみえたり
この大徳なとや　横川のひしりよりそへて奉りたる
法師をさすにや
申せしやう　或校し。
たかまつとのゝうへ　明子なり顯信の母なり
ひたひのほと　晩年の人は髮をそりたる跡たしかに
みゆるなり
なか〳〵　永久也か文字濁なり又はなか〳〵にてか
へつてと云事にもやか文字清也
ぬのをこそ廿二オ
御具おきて　掟也
御すけ　出家也
皇后宮參らせ廿二オ　こゝにてたもふに皇后宮には立
給へとも御里住にてけふまて有しこさたしかにし
らされは上文十二ウうちはへての御贈答も有しなり

けり
覺しつゝませ　姸子を也
もろともに　姸子と皇后となり
ひとゝころ　主上なり此句の上にましてと云句を合
へき也
ひさよの御まかて　姸子御退出のときには似へくも
あらねどなり
致仕の大納言ォ廿三　重光
女房ものより　一本よろし
西の宮　師明
火たきやヮ廿三　上文ヮ八
みつからよりは　一本よし
左衛門督　教通
四條大納言　公任
御むすめ二ところを　を文字いかゝ
四條宮に　遵子なり　公任の妹にて圓融院の后なり
木の半ヮ廿五にも
九宮ォ廿四　昭平
まちおさの入道少將たかみつ　高光は師輔の子な
り兼家の弟なり

あはた殿　道兼なり従弟女にあたれはやしなひし
なり
大納言のむこ。とり　一本にてもおなし、のは。をのあ
やまりならん　下文ヮ廿四にもに文字なし
やまめの　一本よし
此左衛門尉の君ヮ廿四　一本よし
心にけなるヮ　一本よし
ありかせ。　一本よし
この殿の君たちの。こと　一本よし
いみしきことは　一本よし
みやの御前ォ廿五　遵子住給ふ故也
みやもろともに。たて　一本よし
御こゝろあらはし　一本よし
大とのヮ廿五　道長なり
日比ありて云々　此一段未考　たれの御乳母にてた
れ御そをたまふにか
いかてわかあるときこの姫君　公任の中姫君を遵子
のやしなひ給ふこと上文ヮ廿三にみえたり
東三條ォ廿六　姸子の御懐姙にてこゝに出給ふこと上
文ヮ十八にみえたり

つぼみ花

此卷(四ウ)春宮の生れ給へりしなさのゝたまへの御はつむまこにて榮花のはつ花さきこえたるにこの御ことなはつほみ花とぞきこえさすべかめるそれはたゞ今こそ心もとなけれ時至りてひらけさせ給はんほどめでたしとある詞によりて此卷の名とす春宮とは一條院の御子にて上東門院彰子のうみ給ふ後一條をいふ(敦成)此御こことは三條院の女御子にて上東門院の妹君妍子のうみ給ふ禎子をいふ

承香殿の女御オ一　顯光女元子
故式部卿宮　爲平
源宰相の君　の君二字衍文か
右のおとゝ　顯光
忍びつゝかよひ　朝綠ウ廿女御はとたえ給つゝすませ
　給へば云々あはせみるべし
實誓僧都ウ一　此處脫文あるならむもしはそのめのと
　の家は僧都の車をあづかり居ものといふ事にやさ
　らばきこゆべし
くるまやどり　鳥邊野オ十一にも此詞あり
宰相　賴定

村上の四宮　爲平
源帥殿　高閑
この殿の。給をぞ(かくの一本)　顯光也一本よし
くらべやの女御　道兼女
母の藤三位　師輔女
いまの宣耀殿　今上(三條)の女御娍子なり
すりのかみ　通任
中宮オ二　妍子
齊信大納言　爲光男
大炊御門の家に　下文によるに東三條のやけし故に
　便宜にてこゝに移給ふなり
つちみかど　妍子の母倫子の御里なり下文ウ十をみれ
　は道長公こゝに居給ふ
わたらせ給。へければ(ぬ一本)　一本にてもおなし
家あるじ　倫子の御里方をさす
それも。東三條(はしめ一本)　一本よし
うちに　大炊御門をさす
宮の御おくり物に　齊信のおもふなり土御門にう
　つり給ふ故なり
なに事もめづらしけなき云々　一條院なくなり給ひ

てよの中のはえなきをいふなり

○（河一本に）佐理の　敦敏男なり一本よし

むすめの君　懐平室

（近一本）近幹君　一本よし兼房男なり初花（四十五ォ）此人に物かかせ給ふ（た一本）事あり

出し給へ（こ一本）り　いづれにても

ありさまにて（ォ三）　下文七月六日とあればあつき程なるべし

かの大納言　齊信也中宮姸子しはし居給ふにより加階ありしなり

家つかさなり（ナシ一本）との　一本よし

のゝしる（り一本）　一本よし

みこむまれ（ォ三）　禎子なり

いまひとしきりの　後産

そうなどいとくるしからぬ程に　御いのりの僧ともしづまりて苦勞もなきほどに姸子のなり給ふなり

汗などおしぬくひてくるしけにとよみこらしもし

たゝみこなにかと（ナシ一本）　いづれにても

これをはしめたる　わが家門にてみこうみたること

なくいまはしめて女みこうみたらばくちをしきか

たもこそあらめ春宮もはやく上東門院のうみ給ふ所なればなりかつはこれより末々などかたとこ御子のうまれざらんとなぐさめて云々とあとへつゝく也

なに事も云々（四ォ）　今世はむかしの例を引までもなくその時のすがたによりさま〳〵になれはいまよりは女みこにても御はかしあるべきためしとならむとなり若水の卷に（ォ三）さき〳〵は女宮には御はかしはもてまゐらさりけれど三條院御時一品宮の生れさせ給へりしよりぞとありこの事なり

○（世の一本）ためし（と一本）になりぬべし　いづれにても　けにこれがためしとはなりて若水（ォ三）中宮威子の女みこうみ給ふに御はかしもて參りたる所にいふやうさき〳〵は女宮には御はかしはもて參らさりけれど三條院御時一品宮（禎子）の生れさせたまへりしよりそかゝめるといへり

つるのけころも　白裝束なればなり

東宮　後一條

とのゝうへ（り一本）　倫子

ひとりなる　一本よし

大宮　上東門院なり

さて日比候へきに　下文五ウ 春宮また御乳きこしめす程なれば内侍さうまゐるべき御消息しきりなりと有をみればかねては御七夜のほどこゝに御乳奉れなど有しならんされば こゝに日比といへるなりさるをとにかくにかゝつらひて程へしまゝに御消息有しならむさて此句の下に脱文にても有にや下文によくつゝかぬこゝちす

五位は藏人五位を　上文に五位六位廿人と有その五位のものは藏人にて五位なるを撰むとなり

女にておはしませば（み一本）云々　未考

さるべき君たちの○こうみ五オ　みの字なき方よろしからん

みやの御まへ　妍子也

七日○は（夜一本）　九日の下にも夜字なければ一本をかならずよしとも定かたし

せさせ給つる（ふ一本）める　一本よし

故關白殿　道隆

中務大輔ちかよりのきみの○めのおとうと（室御乳母に參り給ふ大輔のめのとゝいふ一本）俊遠か○め（むすめ一本）なり

一本よし中務大輔周頼室御乳母に參り給ふ也大輔の妻なればやがて大輔のめのとゝめす也此女は俊遠かむすめ也下文十六ウ　木工頭にはこの宮の御めのとのをとこ中務大輔ちかよりと有し君をこのつかさめしになさせ給へりしかばとあるによるに一本よろしきことしらるその上に玉村菊八オをみれば俊遠か妻は頼道の北方の乳母なりさて重脩系圖に橘氏の處に俊遠と出し室近江内侍とありこれはこの處を讀誤たるものならん此次下の文に内侍はうちへまゐりぬとあるこれ上文四オ近江内侍の事にて俊遠か女にあらず

御めのとは（ナシ一本）伊勢のかみ　此句いさゝか心ゆかす脱文にてもあるにや

内侍は　上文の四オあふみの内侍也

心のさか（ナシ一本）けにて六オ　いつれにても下文十一オにも此詞あり

より（る一本）夜中　一本よし

いね○とも（すかた一本）　一本よし心ゆかす誤字にても有にや

内殿上人（ナシ一本）大盤所など萬におほみやまで六ウ　いさゝか心ゆかす誤脱にもや初花四十二ウ　内のたい盤所にもて

まゐるへきに云々又四十ウ大宮のおもの例のちんのをしき云々とありこれによるに御里にて五十日の御いはひあるなれば大内より大盤所をこゝにもてうつし甕し給ふなるへし殿上人の三字衍文大宮の下にのまでの三字補ふへし大宮は妍子をさすうまれ給ふ今宮のおものはいふもさらなればいはすへて初花の卷と引合みるへし大凡にはしらるべきか

八月廿よ日のほどなれば云々　八月の末となれば何故にいみしうしたるにか

宮のみふたに御方一本　一本もよしふたは名簿なり

まゐるまかつめるめつかまつる一本　一本よし

みかどの御めのとのきの三位七オ　みかどは三條院なり木綿四手三オに橘三位といふ女房いみしく三條院のなくなり給ふをかなしみたるとあり此きの三位にはあらてやきと云は橘の音にはあらずや

さかり少將七オ　後拾遺の作者也作者部類に藏人式部丞貞孝女とあり

かんのとの　威子なり日蔭のかつら十三オにみえたり

大宮の東宮のむまれ七ウ　初花廿六ウ行幸の事あり是上東の後一條をうみ給ふ時の事なり

なかしまの松の。つた一本よし

松の風なかしま一本。きんをいつれにても下文九ウ松の風なども

御ものがたりを。こゝろたかに八オ　いづれにても

かり給へるにこそ　一本よし

宮の御まへも見奉らせ　もはをの誤かもしからずは見えとあるべし

うつくしげに八ウ　いづれにても

あつきほとの御ことは　御座の事を御事といふ也

色青ひき　狹衣一下廿二ウ青ひれ男

又いたきゐて九オ　外へ出給ふなり一本よし又おもふにいたきてそこに居給ふにも有べし下文十七オ殿の上そひてゐて奉らせ給ふと云詞もあり

なほめでたき九オ　何といひても萬乘のみ子はさすかに猶めでたきものなれどゝあとにつゝけてみるべししからされば猶と云詞きこえず

なかにふせて九ウ　ふたりの中になり

この宮たちの　嬉子のうみ給ふ宮たちなり

。いらせ給へ　一本まゐらせとあるもよし但し下文十オさくいらせ給へとあり

ものくるほし云々　妍子也
御覽せ。んと（させ一本）　一本よしおとゝいさなひて　はしつか
たに帝をなり
左大將　公季なり補任にみゆ
位まし　ましは增なり
此わか宮十ウ　顯子也
かうふりゆへき（二一本）　一本よし五位に叙すなり
宮の御まへには（ナシ一本）　一本よし初花四十オ　に引合せみるへ
し
あふみの内侍はかゝい　加階なり內侍は五位なりけ
んよりて又位ましてあれば加階といふなり御着裳
ウ五にあふみの三位といふ此女の事なり
わかみやを御心につき十一オ　心ゆかすを。文字衍文歟
つきの詞衍文歟
のこかけなる（ナシ一本）　いつれにても上文六オにも此詞あり
中務のめのと十一ウ（將一本）　いつれよろしきか可考
法住寺のおとゝ　爲光
故關白殿　道隆也
たいの御かたのはらのきみ　たいの御方は兼家の妾
也對御方は兼家にも道隆にもつかへたりさま／＼

の悅二ウ　にてしらる
御くしけとのにて候しは　候しは三字衍文なり
麗景殿の內侍のかみの御はらから　綏子の御姪にあ
たる御兄弟にあらすされと母對の御方兼家の妾に
て綏子をうみ道隆の妾にて五の御方をうみたれは
母のかたよりいへははらからなり
正光　兼通の男
源帥　高明
おほろけのきすかたは。つきたらん（ろ一本）　一本わろし疵
片羽なり
太政大臣　爲光也上文十一ウ　法住寺のおとゝ云々これ
也伊周公遺言に此すかたになりゆきしことをいは
れたり初花六十四ウ　にみえたり又根合天喜元年廿二ウ　にも似た
ることあり
なにの院。なと（の一本）十二ウ　先帝なとの姬宮をさす伊周公
の遺言にみかとの御むすめと云この事なり初花六十四ウ
上の御前　今上をさす
何事をしのこさん　一つとしてしのこす事あらじと
おほすよしなり
からたまの（たらしき一本）　一本よろし冠辭にあらぬ方よし

はれ〳〵　いづれにても
たちかへり　いつれにても
あしたのはら十三　大和名寄に拾遺を引
かすかのゝとふひの　古今春上春日野の飛火の野守
出てみよ
わかなをつみ　上の句にはしめと云詞あれは一本
わろし
ふなをかの子日　鳥邊野廿六　拾遺春能宣千とせまて
限れる松もけふよりは君にひかれて萬代やへんも
たひのほとりの云々　朗詠首夏蠶頭竹葉經春熟階
庭薔薇入夏開とありこれは白氏文集巻十七にある
詩なり竹葉は酒の事なるをまことの竹にとりなし
て末の世はるかといへるなるへし
てうはいウ十三　元日
しんとり　後所なり日蔭のかつらオ十八
をゝしう　一本よろしからん
おりものにかみみたる云々　髪亂也めし給ふ御衣の
織物のあやめもわかぬまて黑髪のおほひかゝりて
あるさまをいふなり
かみのかるひれ　髪枯たるをいふ上文オ八色青ひれと
ありひれは詞也
いつらは　上文オ八わかみやをいつらはと申させ給へ
はとあれは一本よしともさためがたし
御はかし　上文オ四
おしかへし今こそ云々　上文ウ△顔子の御かみをこと
しすきは居たけにもなりぬへしなとゝほめ給ふと
引合せ見るへしこゝにて御くしをそく故にはしめ
てちごのやうにおしかへしなり給ふとはの給ふ
なり
うつゑほかひ　或云夫木御方違また臘のほとに歸ら
せ給ふとて卯杖ほかひをきこしめして龜山院御製
あさまたきいのる卯杖のしるしあらは千とせの坂
もゆかさらめやは　ほかひはほきなりかひの約め
きなり壽字賀字壽字なと是也卯杖は正月上卯日な
り公事根源にもみえたり
うちわらはせ給なゝともオ十五　一本よし
やかて御供に　みかと宮と御物語のとき大納言參ら
れたり夫よりみかとの御供してみかとの御おくり
したるなり
四宮　師明　にはかに此宮の事いひ出たるやうなれ

とみかと妍子のもとよりかへらせ給ふよしありて
さて四の宮の御事を別に草子地よりいひ出したる
にも有へし
春くれと　此歌別にかくれたる事なきなるへし
千代ふへき　これも
四條大納言　公任
御ひめ君　教通北方　日かけのかつら廿三ウ　道長公の
男教通にあはせ給ふとみえたり
あまうへ　公任の北方はあまなるよし日かけのかつ
ら廿四オ　にみえたり
火いてきて十六オ　紀略二月九日とあり
松本
こゝろのとかにもおほしめされぬに　炎上程もなく
なり
皇后宮　娍子
この宮の　一本よし
ちかより　上文五ウ
官使部原　一人にあらすされははらと云也使部と
はかろき者をいふ軍防令凡内六位以下八位以上嫡
子云々下等爲使部などある使部也

はしめて　或校してとあり
來年の四月　或校四作二
まつちかき國々南殿清涼殿なとは　南殿は通任の君
清涼殿は周賴の君造るこの兩人と近國の受領とは
一同に四月に棟上するなり遠國は萬手まはしわろ
けれはおそくなるなり
あさみ十七オ　狹衣にもある詞也おそみと同語也れそ
ろしと云事也
りうしのまつり　一本よしともれもはれす敏行朝臣
集貫方朝臣集にもりうしの祭とかけり
うちにえ候ましき　月事なるべし宮も出給ふなり
中宮の御かたより　一本よろし此時火のさわきにて
中宮は道長の宅に居給ひけんよく考へし
風の心　花の比あやにく風よく吹たるならん
もろともに　續古今春下
こゝろして十七ウ
一條院殿のあまうへ　倫子の母也一本よし
このみや○なん　一本わろし
うへのたまへみえさせ給はねは十八オ　誤字有べし
兒のいたかれぬは　老人の身にいまへしき事有と

いふ諺の有ならん又は老人にいたかれぬ兒はその
兒よろしからぬといふことか尋ぬへし
いかてこの御かた〳〵云々　いつれも〳〵子うみ給
ふを見本らまほしきよしをいふなり
いみし。ともの十九　一本よし
又みちかせ　道風也
をんなみや。いておはしますとて　一本にしたかは
ゝおはしますらんとあるべし
あかす。といかに十九　一本よし
おぼえさせ給まゝにはあひなき事　一本よしあ字は
歎辭なり
少將や　道綱男兼經此比少將也雅信公の女倫子の兄弟也　道
綱に嫁しこ兼經をうむ今此あま君禎子のなごりを
しきによりおのが孫の兼經をいみしうおもふを他
人よりしてはをこにみゆるよし也
をこがましうそみえさせ給ける　此處あまりにうや
まひすぎたる書さまなり三四行のほご誤にても有
にや
さそはへりし　草子地にてははへりといふことといかゝ
是等も誤のひとつかたゝし玉村菊上にも此例あり

玉村菊

此卷に三條院大嘗會の御時の御屛風にのりたゝか玉の村きくさいふ所なよめるうちはへて庭おもしろき初霜におなし色なる玉のむらきく

ことしは春宮七にならせ給一　後一條也寛弘五年九
月うまれ給ふ初花の卷にみえたりことしは七つな
り
長和四年といふ　四年は三年のあやまり也此卷の始
にて年のあらたまるにはあらず或校四作三
御文はじめ
大江匡衡　赤染衛門の夫なり
大殿は　道長なり
堀河のは　顯光也或校のをは
閑院をは　公季也　或校のをは
殿の君達。大納言　一本よし賴通なり
二郎は　教通なり
檢非違使。別當　いづれにても
高松殿　賴宗也
左衛門督殿のうへ　つぼみ花十五に此事みえたり
四條宮にて　公任の妹圓融院の后遵子のすみ給ふ宮

なり左衛門督の北方のそばなりこゝにて子うむは何故にあしきにか此時の方位にてもあしきにや出産の後又四條宮にかへり給ふこと下文ォ二にみえたり

女君生れ給へり　生子也後朱雀の女御也

宮（こと一本）。よりも　上東と妍子となり

大納言殿　公任

あまうへ　公任の北方上の巻にあまなるよしみえたり

本家に（の一本）せさせ。　いづれにてもよし本家は公任を云女の里方を本家と云先師の考あり

中宮　妍子也

かんのとの　威子

ひなづるの　新千載慶賀枇杷皇太后宮とあり妍子の事也小野皇太后宮生れ給けるとあるは教通の女の事にて公任の女の生む處にて後朱雀の女御となる

公任は小野宮也よりて小野皇太后宮と云なり

ほのきゝ侍しォ二　一本よしされどつぼみ花の末にも例あり

なりたふ（う一本）にさま〴〵の　下文廿六ゥ　此人みえたり又後

梅大將ォ十一　にみえたり一本わろし系譜に高階氏に業遠とあり上文ゥ一殿人三條に家もたるとある其人なるべし

はじめたることにこそ　敎通のはしめての子故也

御おくり物に　こゝは他の例と異なるやう也いまうまれ給ふちこに手本をやるも何とやら似つかはしからす此處誤脫にもや

たゝ今は殿かきりなう　教通をさすつほみ花の巻にォ十六　かくれあそひし給ふことのあるをあかぬことにいへるにむかへてみるへし

大納言殿ゥ二　太郎賴通なり御子のなきよし下文ォ七に證あり

この隆家の中納言　伊周の弟也このと云詞いかゝかのと云事か

よろつ治しつくさせ　治は療治なり一本わろし下文ォ九風の治とも

こすくろく（の一本）。かたき　一本よし碁雙陸也

大貳のしそ　辭疏也退役の願書也本のしつくォ六に大貳のしそたひ〳〵奉り給へは云々

唐人は（たうの一本）ォ三　いつれにても

とのゝうへ　道長の北方
中宮にも申させ　妍子也いとここにあたれは歎願する
もうへ也下文オ五にオ中宮よりとりわき御心よせ有
こともみえたり
みれと飽ウ三　續後撰秋下
こゝにたに　同上
年もかへりぬ　長和四年なり
ひめみや　禎子也長和二年にうまる上文オ三にみえた
り
御門枇杷殿に　つほみ花オ十六　うちやけて松本といふ
所に渡御し給ふよしみえたりれなし所か
大貳の御はらからの僧都君オ四　隆圓也一本よろしか
らす帥宮共別にあれはいかゝのやうなれと下文ウ四
にも帥中納言とあり大貳を帥と云ふ事源氏須磨に
みえ伊豫介を伊豫守と云事帯木卷にみえたり次官
を長官に呼ふ事常なれはなり
一品宮　脩子也
帥宮　敦康也
いてやとのかたは云々　道隆公の子孫の衰たるをな
けくにとのかたはさしも御こゝろさしあしきにあ
らす母北方高内侍かわろかりしなりといふに又こ
れに答てされと山井大納言そよりちかの君なとは
こと腹なれとみなはか〳〵しく世に時めかぬはい
かにとかむるにけにとおもはるとなりいてやの
上によの人兎に角にといひさわきてと云詞を含て
みるへし

母北の方　高内侍
さて（させ一本）　いつれにても
山井大納言　道頼
よりちかのウ四　頼親
帥中納言　大貳隆家なりこれを帥といふ事上にいへ
り
又辭せんも　申請たるほとにてなり
内をよるをひるにオ五　造營の事を也
すゝしさはウ五　新古今離別枇杷皇太后宮作者部類に
妍子とあり
船にて（よりも一本）　いつれにても
源中納言　高明の男經房也これに脩子をたのむ意未
考
ありさまなりかし。おはする（こにも一本）　一本よろし

さき〳〵よりは　大貳がよきにはあらねどこれまで
　わひしき故にかく人々のいふなり
殿の大納言との　頼通
皇后宮の女一宮六オ　娍子のうみ給ふ當子也石蔭十二オ
　この比は齋宮も野の宮におはします
女二宮　禔子
覺しかくべき事（も一本）なければ　一本よし
この大殿の大將　道長の男頼通左大將なり
御兄　一本よろし
中務宮の女ぞかし　具平の御女隆子也
えまさらさらん　一本わろし
またわれかくて（あれ一本）は　一本よし
ひさり（ゆ一本）やは七オ　いつれにても
いまゝで子もなかめれは　子のなき事上文二ウにてし
　らる
二宮の　禔子
みやの御直衣　具平男師房なるべし
内には人しれず云々　禔子の御支度なり
皇后宮にも　禔子の母娍子也
うへきかせ給て　頼通室

さしさを（か）　後遺也さしさほさ書べしつぼみ花五ウ考
　合すべし
宮達など八ウ　たれをさすにか
大將殿八ウ　頼通
御内ゆでせさせ給　後悔大將一ウにも有言靈に云べし
ほ（ほ一本）ぞきこしめし　一本よし見はてぬ夢にもみゆ師
　説あり
明尊阿闍梨　殿上花見十三ウに明尊僧都とあり
みつよし　光榮賀茂氏
よしひら　吉平安倍氏
うへの御まへもやすきそらなく云々　頼通の側にゆ
　かんとなり道長の詞におのかあるおなじ事とある
　によれば頼通の側にゆかんと云事たしかなり下文
　十ウとのゝうへものもおぼえさせ給はすいそぎわた
　らせ給へりとある頼通の側へなり只今は云々未詳
の治とも九オ　上文二ウよろつ治しつくさせ給へと
そのしるしけさやかならず　一本よく聞ゆ
ものゝけはさうといふなど九ウ　誤字有べし
心譽僧都　初花廿七ウ
叡効律師

貴姊御十オ
此上の御めのと　頼通北方の乳母
などのそれを（かことのよしにより一本）　いづれにても
世をさへ十ウ（のちの世も一本）　一本よし
此世界も（に一本）　一本よし初花廿九ウ　御願書よみ。このよに（法華經の一本）
ひろまり給し事など
おほくはなにかし　道長公法華經を弘通させたるこ
と讃の餘十二ウ　にもみえたり
壽量品（ヂヤウ一本）　法華經第十六
御物のけたまへちかく廿一オ　一本わろし
かゝる事な。りつるに（か一本）　一本よしされといさゝか心
ゆかす
おのれはよに侍し云々　物のけの詞
いさしれたりなどは　在世のときおのれを凝者と云
ものなし
又めは〳〵しく　今日の始末を物の氣あは〳〵しと
云也
いさめつらしく（おかしく一本）　一本よし
此かなしさ（ねな）　一本よし
やむことなきあたりに　禔子の一件也

かく。きこゆる十二オ（も一本）　一本もよし
故中務の太輔　具平
このをのこ　頼通をさす
おほしたらねさ（え一本）　一本よし
殿の御まへに云々（よりて一本）　一本よし禔子を北方にたさはさ
なり
ことわりのよしたひ〳〵（ナシ一本）　一本よし
まかり。なん（まうで一本）　一本もよし
しはしうちねて　此句上脱文歟頼通か打ねふるにこ
そ
あさましかりける御心地　具平の靈を云
たか御ためにもびなからまし十三オ　頼通の為にも禔
子の為にも頼通北方の為にもよろしからしびは便
の字音也
内のいてくましきを　いてくは出來也内裏造營の事
なり
たゝならましよりは　みかとのおほし給ふことなれ
はわれもその心になりしをなり
それもおとゝ十三ウ（こ一本）　一本よし男の心のあたなるを
いふ此物語女のかける一證となるへし

この御ものゝけをかうけにて十二ウ
御めのさにてはなさか　貴婦禰にいのり申たることさ
　上文十オ此上の御めのさなさのそれを申されたる云
　々とあるにてしらる
山井の四君十三ウ　道頼の女也道隆の孫女
この大將殿　頼通
いてゐて　大將とのかその女をつれて外にゆきて便
　宜の所に置て（なし一本）なりゐていてとかくへし率出なり
いのり。し　一本よし
きよき事云々　誤字あるか（かなしのみ一本）
あはれなることを覺し　いつれにても
うせ。にけり（給ひ一本）　いつれにても
はゝいみしう　四君の母
かくてうちつくりいてゝ　上文十三オ　内のいてくまし
　きを云々
中宮ちこみや　妍子禔子
皇后宮　娀子
女二宮　禎子
東宮も　後一條
かゝる事のあるをそ十五オ　何いかゝせんと云語を含
　めてみるへし
うちやくる事はたひ〳〵也　このたひ〳〵也の一句
　は衍文なるべし
いてられ（てれい一本）はその　一本よし
覺。めす。（もイ）ことはり十五ウ　一本よし
わたりはに　小印本おなし誤字有へし
えさらす（つきせ一本）　一本よし
年はいくはくも　ことしものこりすくなきをいふ
こゝろにもあらて十六オ　後拾遺雜一
。長和五年（としもかへりぬ一本）　一本もよし上文一オ長和四年　これは四年にあらず誤也三年也
　又三ウ　月日もすきて年もかへりぬ正二月云々とあり
　これ四年也されはこゝに長和五年とあり
式部卿宮　小一條院也
二月九日　或校九作七
みかとは九　後一條也寛弘五年にうまれ給ふ初花に
　みえたり長和五年にて九つ也
東宮は廿三　小一條也正暦五年にうまれ給見はてぬ
　夢にみえたり長和五年にて廿三なり
おりゐのみかとをも　一本よし
なほ枇杷殿に十六ウ　上文十五オ内裏炎上のとき枇杷殿

に渡御の事あり
中宮は一條院に　上文廿五オ　中宮は京極殿におはしま
すとあり一條院とおなし事か
年比女御　小一條女御延子　顯光の女也後よりかく故
に女御とはいふにてはしめのほとは女御とはいふ
まほしき也北方ことといひけん初花廿七ウ承香殿の女御
の御おとゝの中ひめ君にこのみやむことり奉ると
あるみや小一條也いまた皇太子ならぬ時なれはむ
ことのみいへり寛弘七年の事也
皇后宮におはしまして　小一條母娍子也こゝに小一
條うつり給ふなり上には泛くいひ下にはこまかに
いへる也皇后宮に云々とは母后のもとにおはして
と云事也さてこゝにて微逗也下文三十ウ　前齋宮のほ
ゝらせ給て皇后宮におはしますとあると同所なり
我すませ給しもとの宮の東對　小一條院の堀川の女
御の許に年比居給たるか其已前母后の側に居給た
るもとの宮に又かへりすみたまふとなり東宮に立
給はんとの事によりて也我とは小一條の御身をさ
すをわたしすませ給ふ也我は娍子をさすもとの宮
と云事未考

なかなかうれ。しきこと（ニ一本）に　一本よろしこゝはうれ
しき事の有時に中々あしき事の変りて有といふ諺
の有しならむ小一條の東宮に立給ふはうれしき事
こたひ小一條の皇后宮娍子の居給ふ所に移り給ふ
はてのましからぬ事こゝに延子のみのこりて今よ
りことごとしくならんとおもへはなりけり下文十九オ
に東宮より延子をめす事あれはこの時東宮と皇后
宮にうつらざることしるし
みやにはきこしめして　小一條をさす
ものこゝろつきなう　顯光と延子とをかくおほすな
り東宮に立からはかく居處のかはるもしかるへき
事なるをうれたく堀川にておもふ故になり
○式部卿宮（世光二十本）とは十七オ　一本よしこれまては小一條式部
卿にてありしを東宮となり給ふ故になり
帥宮　敦康也
もしこたみもや　敦康の意に三條院御卽位のとき東
宮に立されともこの度後一條のときは東宮に立つ
事もやとおほしたるなり
ありける（し一本）かな。うちかへ（ミ一本）し　一本よし
かひなけ也　いつれにても

御即位　當今後一條

うつくしきものゝめてたく　ものゝ未考

皇后宮　娍子

○大將殿　濟時也一本よし

いみしけれはしのはせ給　はの下に涙のこほるゝを

とこ云句を含めてみるべし

大殿は世はかはらせ給へと　當今は上東門院のうみ

給ふ故になり

河そひ柳十七ウ

なほこのみは　一本よし

院春宮　三條　小一條

ほり河院には　顯光也

承香殿の　顯光女元子也つほみ花一オみそかことを父

顯光きゝて手つからあまになし給ふ

宰相　賴定

みたてまつらせ給へと　上の句にたほしなけかるれ

○こゝとありと文字こゝとかさなる事いさゝか心ゆ

かす

この女御　延子

かの水のをり　うら〳〵のわかれ四十一オ

たほしいてられ○心うし　一本よし

御心も○かたちも　一本よし

よにくちをしきものに　いつれにても

大將とのゝうへ十八ウ　隆子

中の宮　具平女

このみや　敦康

わか御むすめ　賴通

さはかせ給ほとうへひとゝころ　うへは隆子也ほと

の二字いさゝか心ゆかす

あるかなかのおとみや　野村氏の系圖にてはこれ媋

子なり檜山氏にては媋子の下に今一人女宮あり可

考

三條の入道一品宮　下文十九ウ　三條院をよるをひるに

なしていそきつくらせ給とあるは入道一品宮のお

はしましゝ所なりけり或云村上御子資子内親王な

りといへり孝云塙氏紹運錄校に小右記を引て長和

四年四月廿六日先一品宮薨春秋六十一といへり月

宴天祿二年に一品になし給ふことありそれよりつき

〳〵此みやの事所々にみえたり入道し給ふ事はみ

えす長和四年なくなり給ふ故におはしましゝ所と

本文にいへるなり
こたみの齋宮　媞子なり齋宮記にみえたり寛仁二年
さあり
院なさのたはしまさまし（と、に一本）　いつれにてもよろし院は
一條院を云
いさあはれになん　はらみ玉ふか何故にあはれにか
さて木綿四手廿六オ　にひめみやうまれ給へるを頼通
公のかたにてやしなひ給ふよしみえたり
さき〳〵のやうにおもひのまゝにて　延子の心に大
内にてはおもひのまゝにもなしかたきことあらむ
さすか〳〵しうおもひたゝぬなりけり
おほしやすらふいかに（ほど一本）　一本よし
おしかへし　ふたゝひさいふかこさしはしめ東宮の
皇后宮に移り給ふ時に物おもひ有しに又也
院には猶　三條院おりゐ給ひても猶也
あへきさしなれは（ど一本）こさし○（ざ一本）ともかくも　上は一本わ
ろし下は一本よし
おほしまさすもかな　ともかくもならすにさいふ意
なり
ひは殿　上文廿六ウ

宗像　山城名勝志卷三（小一條）に拾芥抄花山院家記等を
引
三條院をよるをひるに　山城名勝志卷四（三條院）に入道
一品宮おはしましゝさいふ事をのせす
ひめみや　禎子
そこふかく　新千載慶賀
中宮より　妍子也禎子の母
さしこさの
つほやなくひの云々　下文廿七ウ　御馬鞍弓胡籙のかさ
り云々この事なり
くらの事　或校かすまて
法興院の御八講廿ウ　はつ花廿六ウ
一條殿のあまうへ　倫子の母也雅信室
（さ一本）あるものにて廿一　一本よし
小少將　道綱男兼經（雅信外孫）　系圖をみるに此二人より外
にはあつかひきこゆる人なきなり
丹波中將○御所（なこ一本前一本）　雅信男雅通　一本よし
法性寺座主　仁覺（具平孫）
おはらの入道　時叙（倫子の兄弟なり鳥辨一オにうせ給ふ）
傳殿　道綱也

たちいてさせ給へと〇ガ（きこえさせ玉へと）廿二　いつれにてもよしたちいては立出也今はせんなき故に道長のしかの給ふなりけり

きこえさせわつらひぬ（ナシ一本）（はゞかり給ふ一本）　いつれにても

つちにたゝせ給て　本雫ウ一　つちにたゝせ給て宮々いたき出奉らせ給てとあり延子のうせし時に小一條のかくし給ふなり

おはしあるときに（するほど一本）　一本よし

いかにそこの（ナシ一本）　心ゆかぬ書さまなり

中將少將（なし一本）　雅道兼經

ことはときこえ給へは　一本よろし以上道長の詞也

ひまなく云々　以下倫子の答也あま君の此二人をあなかちにもとめ給ひしがいみしといふことならん

みつるになん（ナシ一本）　一本よし

かきりのたひ（ありこ一本）　或校たいめん

かならすして　いつれにても

傅殿いまはよりみつか家に廿三ガ　道綱の室は雅信の女なりされはかゝる物をも奉るなりさるを道綱又賴光の家に今はすみ給へとそれもたなしこととて奉るなり賴光の家にかよひ給ふこと此物語に他の卷にありや可尋　孝云同し事といへるは賴光も清和帝より出雅信も宇多帝より出いつれも帝王より出る故に同事といへるにやさるほどの義もなきにや

おきてさせ〇ける（給一本）　いつれにても

入棺廿三ウ　みねの月ニウにもみゆ

土御門（り一本）　下文廿四ウ　大宮の御領とあり

のこるなくて廿四オ　一本よし

〇殿のおまへも（大宮の一本）　一本よし

物〇なく（も一本）　いつれにても

おかせ給へりつれ（け一本）　いつれにても

小二條（二一本）　下文廿六オ　にも小二條とあり

大將との廿五オ　賴通

こたひの事　いさゝか居つかぬこゝちす

申思ひはぬ　ひ文字衍文されと小印本もおなし

尊勝の護摩（の一本）廿五ウ

阿彌陀〇護摩　一本よし

丹波中將　雅通

傅殿の小少將　道綱の男兼經

よろつのたまへ（ナシ一本）　一本よし

はくゝみ〇給はす（の一本）　一本わろし

又の日　火葬にして翌日也

御かへらせ　一本よし
一條そのより　倫子也倫子の里なり上文廿四に一條
に居給ふことみえたり
あらしふく　玉葉雜四
御その色も廿六　倫子がなり
かの御いそき　御續大嘗會也
小二條に　上文廿四に土御門殿やけて小二條に道長
公移給ふことみえたり倫子里方に居て小二條へわ
たらせ給はすとなり斟酌なり或抄小一條
あやしうことし。なほ　一本よし
やくなきものか　一本よしとも定かたし
さるべく物の　いつれにても
宮の御まへ　妍子
このひはとの。いとちかき　いつれにても
業遠　高階氏なり道隆公の北方の家なり
大將殿に　賴通
三條院も　上文十九よるをひるとなしてつくらせ給
とあり
みやはその院にいとちかきほとに云々　三條院いて
きてみかとはわたらせ給ひても妍子のすませ給ふ

所かいまたいてきかねたるなりされは下文廿七
に妍子の三條院へうつり給ふこと有也
枇杷との丶やけしをり。のま丶。　一本よしやけたる
時に火をさけてこ丶にうつりたるま丶にてけふま
て里に居よしなり
いにしへそ廿七
きくのはな
池山水。なけれ。と　一本よろし
入道一品宮　上文廿
松かうら島來てみれは廿七　後撰雜一西院の后淳和皇后正子
おほんくしおろさせ給ひておこなはせ給ひける時
かの院の中島の松をけつりてかきつけ侍りける
素性「音にきく松かうら島けふそみるうへも心
あるあまはすみけり」
思いてられてをかし。くて　一本よし
つねにもわかす　一本よし
御馬鞍弓云々　上文廿つほやなくひのかさりのりむ
まの云々この事なり
高松殿の姫君　道長女小一條女御になり給ふ姫君な
り本編四卷十五にみえたり

太郎君廿八オ　頼通
實資　師輔孫
ねひ給へれは（と一本）それは（しも一本）　一本よし
左衛門督にてみな廿八ウ（右衛門督にしめ一本）　一本よし
宮の女房　妍子
大殿（ナシ一本）おはします　一本わろし
堀河のおとゝ　顯光
閑院のおとゝ　公季
きらゝかなる○かきり（四位五位殿上人ともさるへき一本）　いつれにても
いまめかしさまさり○をかし廿九オ（こ一本）　一本よし
ゆきすき（すきこの悠紀一本）　悠紀主基
内の藏人よししけのためまさ
たまたの郡
としへたる廿九ウ（かき一本）
いはこまの（つ一本）　一本よし
みゆきゆたかに　一本よし
はやのさいふ所を
秋かせに
玉の村菊といふ所を　此歌によりて此巻の名とす
うちはへて（つるは一本）　いつれにても

にひたの池卅オ
そこきよき卅オ
さと人たれとしらす　さとはそのとすへし木綿四手
四オその人としるさすと云處併考へし
めつらしき
年中行事の御障子卅ウ
前齋宮　當子也三條院の御代のはしめに齋宮となり
給ふ石蔭十一ウにみえたり
皇后宮　娍子
帥殿　伊周
ことゝならす　別事にはあらすこの故なりさて中
將乳母をまかてさせ給ふなり
みやは皇后宮に（に一本）卅一オ　當子をは母の娍子のもとに也
御心ち○これを　いつれにても
宮たちひまなく卅一オ　娍子のうみ給ふ男みやたちを
は使にて三條院へ御ふみ奉り給ふなり此齋宮の御
事にてなり
齋宮○（われ一本）にもあらす　一本よし
中將の内侍（し一本）　上文の中將のめのとなり
おはせ給ける　いつれにても永の御いとまとなりし

をいふおはせとは三條院の進やらせ給ふをいふなり上文になかくまかてさせとあるこれ也
在五中將の心のやみに　伊勢物語にみゆ此物語をつくり物語とおもはぬよりかくいふなり
心のやみに　古今戀三　業平
かきくらす心のやみにまとひにき夢うつゝとはよ人さためよ
東宮も　小一條なり齋宮と御兄弟故に
いさいみしう。みたれ　一本よし
丁酉歳　一本よし
正。一月
堀河の右大臣　顯光
閑院の内大臣　公季
このゝ大將　頼通
十七日。大殿
こさし廿六
御つかさもなきみやにて　道長の事を云也や。文宇衍歟准三宮ゆゑにみやと云にや
きこえさせぬに　一本よし
かく后さひさしく　一本わろし后さは准三宮なれはなり
つかさかうふりを云々　年官年爵の事なり
四條の皇太后宮　圓融院の后遵子也
わかるゝかたなく　いつれにてもよしたれもあつかひきこえぬをいふなり

榮花物語抄卷四

木綿四手

此卷のはじめに三位中將道雅君より前齋宮當子に榊葉にゆふしてかけしそのかみにかへしてゝ(わイ本)にたる比哉といふ歌の詞によりてゆふしてとは名つけたるなり(一)大鏡にはゆふしての卷とあり

前齋宮いとわかき御こゝろに(一オ) 道雅君かよひ給ふこと玉村菊(廿ウ)にみえたり齋宮は當子也

御覽せし伊勢の 此宮にて伊勢へ下り給ひし事あれは也

千尋のそこのうつせ貝 伊勢に居給ひたるか中々に逢ぬつらさにはまさりたるよし也堀百不逢戀思ふ事ありその海のうつせ貝あはてやみぬる名をやのこさん 新後撰戀二 慈延か抄云うつせ貝は身のなき貝也

御ぬれきぬも 玉村菊(廿一ウ)にまことそらことしりかたき云々ともあれはかくはかける也されとそらことにはあらねは下にみゆる三位中將の御歌もある也

かくてまつらせ(え一本) 一本よし

さかき葉の 後拾遺戀三此歌の意は當子に逢でのみこのころかくてあるをなけきて神につかへ給ひしそのかみは榊のはゝかりにて人を遠さけられしその時節に似たるよと也

にたるころかな(わ一本) 一本と流布の後拾とおなしこと也
古抄の後拾遺二本とも本行とおなし

みちのくの(一ウ) 後拾遺戀三此歌の意は當子よりおこせたりし文ともを今みるにもみぬにも心惑ふと也

をたえの橋(み一本) 緒絶橋也みちのくに有一本わろし

ふるのやしろ 拾遺戀四いそのかみふるのやしろのゆふたすきかけてのみやは戀むとおもひし

皇后宮 娍子

院にし 三條

をゝしき御心はあへなん 手つから尼になり給ふは雄々しき也その御心はにつかはしと也あへは相應の意也

めさましかりつるよりは 道雅と密通のきこえあるよりは尼になり給ふ方がこよなくまされりと也

御なやみ(を一本) 三條也

院源僧都。めして いつれにてもきこゆ初花(廿九ウ)石蔭(四ウ)疑(五ウ)

中宮(二オ) 妍子

皇后宮 娍子也此とき三條院とべちべちに住給也前

巻に嬉子より宮たち御使にてたひ〳〵御ふみ奉られたるよしみゆるにてもしらる

一院さて　三條今は位をすへり給ふ故に一院と申上てなかく世にさかえ給ふにめやすく院さたゝへても十分に相應したる御方なりしを口をしくも入道し給ふよと也

おほしまし　一本よし

ひめ宮　禎子也妍子のうみ給ふをいふ

御心おきて　前巻にたゞ御はかまきのことみゆるのみにて此事は物語のかけになれり

あわたゝしきけはひなれは　此下に此句なくて（こちたき御いはひなく御位もおりさせ給へは一本）は文義きこえず

かゐませ給けれは　いつれにても

東宮は　小一條也御みつから遁世の御心あるにより御父の入道し給ふをゆかしくおほす也下文九ウもとの本意もありとの給ふことあり出家のこと也

橘三位　はつ花廿ウみかとの御めのと橘三位とありさては一條院の乳母也こゝは三條の乳母とおもはるゝつほみ花廿みかとの御めのとの三位とある女にはあらすや

ひめみや　禎子

御いみにもこもり三ウ　一本もよし

覺しめす　本意なくおほしめす也そのこもらせ給はぬよしは下文にてしらる

攝政にて　玉村菊廿二オに頼通に攝政をゆつり給ふ事みえたるに今かくいふはいかにおもふに頼通にゆつられて後もなほまつりこち給ふよりこゝにはしかいふにもあらんか

石蔭　前に石蔭の巻あり

たはし（まさせ一本）けり　一本よろし

としころの御なからひ　むつましかりし也

きこえさするも　皇后宮はいかになけき給らむとよそよりおしはかりきこゆるもおろかにて正身の御心には推量よりも御なげきふかしと也

なほ心よきは（う一本）　よそよりおしはかりきこゆる也一本よし

よそ〳〵　三條とへち〳〵に住給ひしをいふ

みともになむ　身共にて嬉子と小一條とをさすにかきりなき云々　こゝよりは今まて萬乘天子といつかれ給ふもむなし煙となり給ふを云

おなしけふり（はかなき一本） いつれにてもおなしならは一條院こ
おなしくと云事になる也
日のもとを
御念佛なとに（の一本　四カ） いつれにても
つちさの 言靈にいふべし
中宮も（東一本） いつれにても
道命阿闍梨 道綱男也
あしひきの 新拾哀傷
き丶わたるらん（なき一本）
此院も御そうふん 處分也御かたみわけなしに一條院なくなり給ふ此院も也石陰（十四カ） 一條院の御處分なくてうせ給ける
冷泉院の云々 三條は冷泉院の御子なれは傳來したる也
大入道殿 兼家也兼家の女超子は冷泉の女御にて三條の母君也
此院を 三條也三條の御弟爲尊敦道も超子うみたり
又一條院も（の一本）兼家女詮子（世一本）のうみたる也
むかし。ことなを 一本よし大入道殿むかしより傳來の地處と執政のときの地所と也

程のことも（所々一本） 一本よし
すへて。とこころ〳〵（よき一本） 一本よし
殿のおまへ。せさせ（御そう分一本） 一本よし
ひめみや 禎子
中宮の（ナシ一本） 一本よし妍子
ひめみや 禎子
春宮 小一條
皇后宮 娍子
今三所 敦儀敦平師明いつれも娍子うみたり
齋宮 當子也これも娍子うむ
姫宮 禔子也これも娍子うむ
御ようい 用意也道長公の也
大入道殿よりわたりたりし 兼家（大入道也） より三條院の母君につたへ夫より三條院につたはりたる處々をは此度よそへは配分せすと也おと丶道長は兼家の子也されは妍子禎子なとの方にわかち給ふ也父祖傳來の地所なれは也
一品宮 禎子也上文にみゆ此以下一品宮と申上る
そのをり 三條院崩御の時をさす

いつこまても六　一本よし本行のまはにの誤りなり
一條とのに　玉村菊廿六に三條院造營畢りてそこに
わたらせ給ふさき娍子はその院ちかきほとになり
まきの朝臣の家あるにわたり給ふとみねたり今こ
ゝにいふ一條殿はたか住給ひし處にか可尋
四宮　師明也
かゝるをりにやなと　出家遁世也
おほしめす六　わらはなから出家を志さし給ふ也
あわてありかせ給。いつれにてもよしとしとらぬ
故にありかせ給ふにもしつまらていそき給ふよし
をいふ也
。あこめにて
かけ奉らぬ　首の葉に也
ありかせ給　上の句にもこの事ありいかゝ
あて七　父君をさす
郭公にや　古今やよやまて山ほとゝきす
宮たちれほつかなからす　御兄弟の宮たち也
東宮より　小一條也これははるかに御とこしまさらせ
給ふ故に也
まつたてまつらせ給　まつの詞衍文かたてまつらの
まつより誤るか小印本おなじ
その折りの殿上人七　いつれにても
花に紅葉も
御らんせむとのみ。一本よし東宮に立給はぬほと
は所せからぬ故に也
ありにしかなと。いつれにてもよしされと上の句
にのみの詞あり重りていかゝあらん
いくはくに　いくはくもとあるへき歟
故院のあへきさま　三條院也
おほしあまりては　皇后宮が也
めしおほせ　そゝのかし奉るなとわかき人におほせ
らるゝ也
されとこのゝおまへに八　小一條より仰つかはす也
かけうるはしき　一本よし
當代九　後一條也
おはしまさんのみ　東宮にておはしますか一品宮の
御爲也といふ也一品宮の兄君にあたり給ふ故にし
かいふ也
おほさるゝなめり　一本よし
まこいほいもあり　上文二東宮はいとゆかしき御有

さゝまを云々とあり三條院の入道し給ふたゆかしう
おほすよし也
太上○皇（天一本）　いつれにても
○心のとかに（御一本）　いつれにても
攝政とのも　道長の息頼通也
春宮には三宮　敦良也後朱雀と後にいふ也母は上東
門院也
式部卿宮　敦康
故院の御心のうちにおほしけんほいもあり（ウ）十　三條
院の御心に敦康を春宮にとおほしたるよし也
たゝうしろみなきにより　何後見のなきによりて東
宮に居給はぬよし也道隆の末ははか〱しからぬ
故也伊周の一件によりおとろへ給ふ也
○うしろみから也（御一本）　一本よし
帥中納言たに京に云々　隆家也敦康の舅（チチ）にあたらせ
給へは此人なりとも京に居給はゝ御うしろみにも
なるへきに太宰に居給ふ也その中納言の京になき
こそ東宮に居給ふすくせなきならめなと道長のの
給ふ也
あるましきことに云々　されは敦康はあるましきこ
とに決断し給ふ也
八月九日に東宮○（三一本に一本）　いつれにてもよし文勢にて一本な
らすともきこゆる也
小一條院　母君の御里方小一條に居給ふ故也
やさしく十一（オ）　はなやかならねははつかしく小一條
のおほされて也
えりとゝのへさせ給○（て一本）　一本よし
馬鞍のそろへ　或校まてきよら
ひゝしき　美々の音也
人々○いみしう（なと一本）　いつれにても
思へる（り一本）　一本よし
皇后宮あかぬ（と一本）　小一條の母君の心には也
なにくれ○さため　一本よし
さは故院の御つきは　小一條かく東宮をすへり給へ
は此故院の皇統はたえむと也
東宮の十一（ウ）　後朱雀也
高松はらの大納言　頼宗
法住寺　爲光
公信　爲光の子
閑院　公季

きほひ　競也此詞波行にも佐行にも
いさものきよき人のこともさにも　一本よし
大みや　上東門院
式部卿宮このかたはオ十二　このかたさは東宮の事也
敦康の意欝々敷也
前春宮の帶刀　いきほひおとろふるによりて也
夢にみえたりこさし正暦五年にうまれ給ふ見はてぬ
前春宮は御年廿四　寛仁元年にて廿四年也
この東宮は九　寛弘六年にうまれ給ふ初花の卷にみ
えたりこさし寛仁元年にて九年也
高松さのゝ姫君のオ十二　道長の女高松殿の腹也小一
條をむことりせんさ也
いろ〳〵の
かくて十月はかりにきこしめせは　一本よし本行の
まゝならは道長公のさのにて也
故うへの　倫子の母也雅通の養母也雅通は時通の子
なれさ祖父雅信の子さし給ふ也實は孫也玉村菊
オ廿一に故うへの此君に御心ふかきよしみえたり
小少將オ十三　道綱男兼經也玉村菊オ廿一故うへの雅通
とおなしくいたはらせ給ふことみえたり

いさをかしけなるあま　上文オ一當子あまたになり給
ふことあり
中將の乳母　當子の乳母也玉村菊オ廿一にあり
三位中將　道雅當子に通し給ふ人也
そこにもなかなれば　なかはそらなどのなか也中の
字也おちつかぬ也女君のめのさにて男君のかたに
居故にはしたなる也
かやうに　居に也
ひめきみ　禔子也ひめみやのかくおほすよしは物語
のかけにて上の卷にみえず
わか小本はりなく　小本よし
二三宮　敦儀　敦平
御そさもの色も　喪服也
みな人のオ十四　續古今冬
殿の君達たごぞいそすこし　誤字あるべしいまぞす
こしさあるべき歟
又の日このみやよりオ十五　中宮姸子より也されど後
拾遺續後撰萬代などによれば齋宮選子内親王をさ
すおもふにこれはつたへのことなる也歌の意もい
づれにても聞ゆべし

みゆきせし　後拾遺雜五〔選子内親王〕
たちかへり〔ウ〕十五　續後撰神祇萬代神祇　みしは大宮
か也御さためあれば立さまるまてこそなけれ妍子
のかたを見やりて心なぐさめたるもこれしかしな
から行幸の有しるしそさよろこばしさ也
院の御事は　小一條を道長むこにし給ふ事也
堀川の女御　延子也小一條女御也
御くしげどの　此名目上にみえずさて此姫君は玉村
菊〔ウ〕廿七　女御代にて御禊の時出給ふ也
さてしはすにそむこさりたてまつらせ給べき
上のそは給にて結び猶いひ下さんさてへきの詞を
添て下句につゝけたるものなりこれも一閑也下文
〔ウ〕十六　うちのかたにぞおはしますべきこれらはへき
にてそを結也いさゝか疑を帶びて文義味あり
みやさおほしめし〔オ〕十六〔えしらぬ一本〕　めやすき女房は所々の宮々
につさへて今はもさめかたからんよしもさめたり
さもえしもあるへからすさおほしつれど也
三位のはらから〔に一本〕山井大納言のむすめ　一本のかたよ
ろしからん玉村菊〔ウ〕十三　に山井四君さいふありこれ
は上東門院につかへ給へば別人也從來の系圖にみ

えず大納言は道頼也道隆の男也
かのさのはらの女御〔御むすめ一本〕　一本よし
四人つゝ〔さ一本〕なり　いつれにても
殿上人のけしきいへばおろかに〔なり一本〕　一本よしさて心有
殿上人を召具し給へばそのよしをいへばかへりて
物そこなひなるよし也さくら云々は院の御さまを
いふ也
大藏卿　通任也濟時男
左衛門督　頼宗
二位中將　能信
しそくさし　句此二人しそくにて案內し院を入奉る
也朝綠〔ソ〕九　にも此詞あり
やさしう思り　いさゝか心ゆかず上文〔オ〕十一　やさしの
詞はよくきこゆ
いらせたまへれば　帳內に也
堀川女御。思いて〔の御事を一本〕　小一條か也一本よし
御車副舍人〔ウ〕十七　御車にそひたる舍人也
つかせ給へらましよりも。〔めでたしと一本〕　一本よし
やかておはしまし　こゝに院のかへらせ給はすおは
しましけるまゝにかゝれたるかさおもはるゝはか

りに後朝の御文はやくまゐりたる也後朝の文は早
きを女方にて面目にする事也
二位中將　上文廿六オ
さゑいつる（上一本）　一本よしゑはしの誤也
こよひはもちいの夜廿八オ
御もとに（を一本）　一本よし
懸盤廿八ウ
御隨身所めしつき所（召次一本）　下文廿オに詳に云（クワシクイヘリ）
こほりふたかり（かた一本）　一本よし薫也
堀川廿九オ　延子をさす
かくて物まゐら僧給　小本よし
二位中將三位中將　上文廿八オ
かやうのことは　女方にてむこ君の衣服のよしあし
心にさむべき事ならねは也かやうこは婿取の事也
御年廿三四　上文十二オ　御年廿四とありこゝは大凡に
云しなり
御隨身所召次所御車副舍人廿オ　御隨身所召次所は大
殿の方にある所にてそこに御供の人々ほど／＼に
より席を別にまたせおくなり御車副舍人は院の御
車の傍にあるべければ某所におくべきならねばか

やうに書たるものならんよく考べし
ものいみすましう　落涙也
たゞ　延子の父顯光也
一宮　小一條の御子敦貞也
いかにつみ　小一條をさす
あはれ○こゝろうし（に一本）　いづれにても
引かけて　おはします廿一ウ（おなごのこもりたる一本）　いつれにても
うちはちらひて廿一オ（わ一本）　いづれにてもよし但し下句はち
けるとある考べし
このみやもみなはちける　みやは一宮也しばらく院
のさたえてけふ來給ふ故に御子までか隔心になり
給ふを院の心ぐるしうおもひて落涙する也
すきにける　續古今戀五　萬代戀五
うちとけて　萬代戀五
こひしさも　萬代戀五
とくとたに　下の句は院の方にては隔意なく打とく
れと女君のとけぬよしをいふ也
あふことの
とのゝ廿三オ　顯光
いかにひなからん　便也

高松殿　道長の女
こたみのたえ間廿三ウ　此ほどより今日までの也
いつまて草　朝綠廿一ウ
あはた殿　道兼也浦々のわかれ廿五オ
北の方　遠量女也れはの詞あまりてきこゆるやうなれどよくおもふに此時の北方此女御の實母ならば打かたらふにもよけれど今の北方は道長の姪にも有て更に此女御をいたはる心も有ましければ相談の相手にならぬ故に何をいひてもきゝ入ざる也
このとのゝ　顯光也
それにそ　此詞おだやかならず
ひきくたり　とイ本　一本よし
またある物も有へし廿四オ　この外にも御心よせの物有へしと也
一條宮廿四ウ　妍子
御のさき　くとイ本　荷前也公事也
うらゝゆかしけ　一本よし
いて井も　入イ本　一本よし
心ちよ。なれど　けイ本　一本よし
院の御その色　三條院の喪也朝綠十一ウ一條宮には四月つこもりに御服ぬかせ給てしかば
御とし十一　みかとは後一條也寛弘五年にうまれ給ふよし初花にみえたり寛仁二年にも十一也
攝政殿廿四ウ　賴通
歌八十そ　首イ本　いづれにても
い。りたるかぎり。につくし　たイ本　ふだイ本　ろイ本　一本よし
ときは山おひつくなれど廿五オ　らイ本　一本よし
大饗したる所。　殿の御前イ本　一本よし後拾遺にも道長の歌とす
きみかりと　つせ後拾　後拾遺春上　按するに君かりは君が許へ也いづれにてもきこゆ大饗の時は尊者のもとに使をやる也集會の公卿座に付て後に尊者のむかへにやる也下句も大饗の時野邊に鳥を取にやりしに雉を取てもて來るならんと也三の句その使かへり來にけらし也
かすかのつかひたつ所いつみ。　式部イ本　一本もよし
かすか野に
五月。節廿五ウ　のイ本　一本よし
くらふべき
かくのみも
四條大納言　公任

春のはな　結句未詳
山ざとの　後拾遺秋下
閑院右大臣　公季
式部卿宮　敦康也玉村菊廿九　に式部卿みやの北方は
　らみ給ふことみえたり
上陽人　白氏巻三諷諭三白髪人愍怨曠也
ねさめつゝにやあらむ　やすくも一本　一本よし
のこりのともし火　上陽人の詩に耿々殘燈背壁影
わが身よにふる　古今
いづこより
きゝをいこふ廿七　上陽人の詩に宮鶯百囀愁厭聞
みやたちの御そはかりをそあざやけ　七歳未滿にて
　父の御服き給はぬ故也桐壺の巻にいへる趣あはせ
　みるべしされどその實はあやまりにこそ
みものゝまゝにゆりかせ　きこ一本
おひさき　一本よし
一宮
いたかれさせ給。　て一本　一本よし
つゞきあるかせ給程に　るに一本　一本よし
あながち也ッ廿七　道長にならはんとおもふは無理也

さだ
枇杷殿　三條院の居給ふ所也妍子をさすやかて一條
　宮也
源中納言　經房
御まへに　妍子
まつらせ　るに一本　一本よし
命婦のめのと　みくしげどの一本　一本よし玉葉と合す
笛竹の　玉葉雜四枇杷皇太后宮御匣

朝　綠

行成卿のむこに道長公の御子長家君なり給ひし時女君によみてつかはしたる歌にあさみどりそらもいさけき春の日はくるゝ久しきもいさこそさけさ有しによりて此巻の名とす

大殿の尚侍殿　威子也今上の叔母也
はじめのみや／＼　上東門院三條后妍子
攝政殿　頼通也此北方は具平親王の女にしてその婚
　儀のせつ也
ふたみや　上東彰子　と妍子也
よの中の人の御心おきて　心一本　いづれにても
御門ッ　後一條
このもうへも　道長も倫子も也

おほしめしかはす。[へし一本]二ウ　いづれにても
しふ〳〵にのほらせ給へるは　給へれは歟
あふみの三位　後朱雀の乳母也つほみ花四オに見えた
りはつ花一ウに橘三位といふ此女なるへし
むけにしらせ給はざらん三オ　上文二ウさき〳〵もおほ
つかなからすみたてまつりかはさせ給へる御中と
有にてしらる
あかつきには　平人なれば女かたに男のかよふなれ
とこゝは天子なれは女のかたより参る也
あへい事とも　御ところあらはしの事なるべし小一
條のかよひ初給ひし所にもみえたり木綿四手十八オ
に四五日ありてそ御ところあらはしありける
おくり物の[共一本]　一本よし
夜ふくるまでおはしまして　女君のまうのほり給ふ
迄みかどの待給ふ也某の御殿とかねて[たとへは桐壺とか弘徽殿と]
かさだめありてその御殿にみかどのわたりて待つ
け給ふなるべし
御かたにわたらせ給へれは　こゝは後日の事なるべ
し女君の大内にすみ給ふ某の殿にみかどわたらせ
給ひし時の事也

御くしのはこのうちより云々　彰子[上東門院]入内のとき
も此さま也かゝやく藤つほ五ウにみえたり
故あはたどのゝ　道兼
はゝ北の方　遠量の女也今は顕光の北方になり給ふ
木綿四手廿三ウに此北方のいふことを顕光のきゝ入
さることとみえたりされは此姫君のことをいよ〳〵
案じ給ふ也下文六ウすべてまつに[みな本]物ないひそと有も
萬きゝ入ざるさま也
このかんのとの　威子
人のせちに五オ　人とはかんの殿をさす
二位宰相　兼隆也姫君の兄也
いたうこれは　痛取也この事を甚しくその趣意を取
也父君のおほしゝにはみかど東宮にもと有しをつ
よくおもへは今いひおこせたることにしたかふは
故との〻おほしゝにはあらじと也
なにかしなとかためにこそひなう侍らめ　こそはも
とあるべし。めはむと有べしなにかしとは兼隆とそ
のかみいひけんを記者のかきかへたるなりけり
この御有さま　道長也
あるへき事と[共一本]　一本よし

帥殿　伊周也はつ花三十七オ　中君をは伊周女也　中宮上東門院也　より

そたひ〳〵御消息きこえ給ふよしみえてその後中

宮に參り給へることは物語のかけ也その時の女房

の人數かやう也と也たゝし此人數の事もこゝには

しめてみゆる也

さゝやかにて　いづれにても　かゝるなみだもろき

事はよのためしめきたることにて　めづらしき也

よにかきりなき御身かとこそ六オ　皇后にもせんと故

どのゝおもひ給ひけんと也

よろつ物のためしめきぬ　いづれにても

あはれなることゞもかな　いつれにても

たてまつれさせ給へれは　いつれにても

こそさは　一本よし

いやめなるちこ　ちこの物をいやにおもふ時にめそ

〳〵うちひそむと也

ほり河のおとゞ　顯光也

すべてまつに六ウ　一本よし木綿四手廿三ウ　に北方のい

ふことを聞入ざるよしあり

故殿　道兼也

まめやかなる御心　威子の也

二位宰相　兼隆

頭中將　兼綱

したうおほされし　したしうの脱落也

御心むかへ七オ　一本よし

大納言との　一本よし道長をさす

よの中のあはれそ　道長のせはになるまいとおもひ

たるに今かやうなれは也

殿の君達まゐり給はす　一本よし

帥殿のひめきみ　上文五ウ　伊周公の中君の事をこゝの

ちなみにいふ也

きのふのふちそ　古今

一條宮　娍子　下文十一ウ

土御門の御くしけ七ウ　正光女也頼子女房也つぼみ花

十二オ　にみえたり

さきさかす

辨のめのと　順時女也禎子乳母也つほみ花十一ウ

おほかたの

小侍從　江侍從は赤染也小侍從といふもあれと千載

雜中にも江とあり

すきて　一本よろし

むかしみし
小侍従のきみ　一本よし
君ならて
道命阿闍梨　道綱男
いかならむ　二の句のしてはしたり櫻か
中將のめのと。かへしウ八　いづれにても
君ゆゑは　君は三條院をさす君かくれ給ふ故にかな
　しきにほひよと也たはふれに花なと手折しはいか
　なる春のことなりけんと也
殿の中將　長家也
とのゝうへ　倫子也長家は高松どのの腹なれど
思ひ聞え給にたり　一本よし
侍従中納言　伊尹孫行成
むかひはら　源泰清女
なにを。かしつきくさに　一本よし
おほいたりつれは　いづれにても
ゆふくれはウ九
民部大輔君　行成男實經
尾張權守　行成男良經
しそくさして　木綿四手にもみえたる詞也

その上殿も北方も　一本よし
なにごと。あらむ　一本よし
さて曉にオ十　一本よし
けさはなとオ十　合作ともおもはれす三の句の下に意
　をこめてみるべし
家なりそ　いづれよけんいまたよく考得ず
たいふのきみ　大輔實經ウ九にみえたり
あさみどり空も　此歌の詞を取て卷の名とす
猶御てつから。一本よし
御くしはきはかり　脛也
まつりのつかひにオ十一　こそ此つかひにさゝれ給ひ
　たるを道長さしかへ給ふよし上文ウ九にみえたり
攝政とのゝまて　賴通也長家は同腹の弟なれは也
いそかせ給したて。まつらせ給て　句此處誤脱ある
　べし上の給字衍歟一本はいつれにても
しうとめ　行成北方
かひをつくり　今云べそ也潛の意也
このとの　行成
ことわりにみえたり　いさゝか心ゆかす
大ひめ君をとこ君達の御はゝ　泰清二人むすめあり

てはしり姉君を北方にして大ひめ君をさこ君達うませそれなくなりて妹をむかへて姫君をうませたりこれ巨家の室也系圖誤あり今改正

此ちこのやうにおはするウ十一　上文ウ八年十二のよしみえたり

一條宮には　上文カ十七按するに十二月にはならす去年五月九日になくなり給ふ

院よりカ十二　小一條也

嬉石　禎子

このごろを　四の句心ゆかず

いにしへを

京極とのは　玉村菊ウ廿三　十月長和五年廿よ日に火いてきて土御門殿やけぬ云々殿は小二條とのにわたらせ給ふとあり

大宮ウ十二　上東

殿のたまへうへかんのとの　道長倫子威子

うへの。かんのとの丶　御匣一本　一本よし

頼光　滿仲の子也淸和源氏也うら〳〵のわかれにては孫とあり

女房のさうし　曹子

まゐりまかて（給ひ一本）　いづれにても

きぬや　音樂ウ四　今昔十二第廿二

あめうし　枕草子にけなきもの　月のいとあかきにやかたなき車にあひ（古一本）たる又さる車にあめうしかけたる　和名抄牛馬部黄牛友人淸水光房あめの色したる牛也よき牛也

山のおほきなる木ともうせにし　玉村菊オ廿四　にこのことみえたり

枇杷どの丶おそけなることを　玉村菊オ十六　内のやけにしかばなほ枇杷殿におはしましつれはそのまゝにおはしますとあり又カ廿六　十月二日枇杷殿やくるとあり今そのとのつくりのおそきをの給ふ也

枇杷との丶ウ十三　本のしつくウ卅四　につくりはてたる事みえたり

堀河の女御　延子

松風に　後拾遺雜三

二位中納言　妍子の御兄弟能信也木綿四手ウ十六　には二位中將也寛仁元年八月卅日に中納言に任せらるよし補任寛仁二年　にみえたりさては木綿四手にも中納言とあるべきにたま〳〵心付ざりしならん寛仁

元年の冬なれはなり編年紀略にも寛仁二年九月にも權中納言藤能信卿とかきてあり

一條宮に　娍子　＊

ふりかたし　初何めづらしといふことを舊に降をかねてかくいふ也

きえかへり

内大臣の御むすめ　一本よし三條院には娍子今上一後條には威子これみな道長の女也

いまひめぎみ十四ウ　嬉子也これも道長の女也初花五十ウにみえたり此卷下文十九ウ　春宮に参らむとあり

大夫には　或校中宮大夫とあり又にはの下に法住寺のおほきおとゝの御子大納言齊信のきみなり給ぬ

權大納言にはとあり

權中納言能信　上文十三ウ　二位中納言也

いまはこたいの事なれど　物語をかく人の詞にて當時よりみれは古代のことなれとゝいふ也下文のかくてへつゝけてみるべしかくてと云詞多くは句のはしめにあれどこゝはしからず又考ふるにかくての上に脫文ありてさてそれにて一段とし別にかくてといひ出たるにや

三后のたはします　或校三后のを后三人とあり疑五オ后三ところたちたまへるためしは此國にはまたなきことゝ也

我めにみたてまつりあまらせ十五オ　道長公我也

大將殿のひめきみは五　敎通也姉は生子妹は歡子也

御はかまきせたてまつり給給ナシ一本　給の字重れるはわろし

京極殿に　道長の居給ふ所也上文十二オ　にみえたり

大ひめ君てゝも云々十五ウ　何の心もなくしかの給ふ也

きこえたまへは〇あるにか　なにとなく一本　一本よし

御たくり物　道長公より姫君になり京極殿に姫君二日居たまひてかへり給ふ時の事也

かへらせ給　姬君の也

大うへ　公任室也あまなることは日蔭のかつら廿四オにみえたり

高松とのには十六オ　道長公の御むすめ高松殿の姬君を小一條に奉りしこと木綿四手十二ウ十六オ　にみえたり

今こゝにて御産ある也

宮々關白殿　關白は賴通也宮々は上東娍子威子などみな御兄弟也

このいまみや十六ウ　此たびうまれ給ふみや故しか云

也
きえさせ　いづれにても
あさましうつゆにて　露也露のごとくに也
この中にあへなきこと　心ゆかす誤字あらむか
ほりかはのわたり　延子也顯光也
たゞなるよりは　道長の女に御心うつれはこそその
中にうまれ給ふ御子のうせ給ふをいたくなけかせ
給ふ也けれはなにとなく御ありきのたゆるよりは
ねたしと也
院のみこの御事十七ヵ　小一條の御子のうせ給ふこと
也
せいせう　僧なるべし未考按高階氏に清照静照とも淨照ともといふ僧ありうら〳〵のわかれ十五ヵにみえたる僧也
是か或校永照とあり又云永照權大僧都興福寺權別
當住喜多院阿波守藤喜時孫大藏丞基業子とあり
本雫廿一ヵ　せいせう一本永昭
瑠璃の經卷は　出處考べし
上品上の　或校云西域記上茅城之樹木春天に皆黄也
西域記九摩揭陀國下矩奢揭羅補羅城唐言上茅宮城　多出勝
上吉祥香茅以故謂之上茅城云々揭尼迦樹遍諸蹊徑
華合殊馥色爛黄金暮春之月林皆金色
人々の給あひける　いつれにても
あすさくの　一本よし
式部卿宮　敦康
まつはしりまゐらせ給へれと十八オ
あさましう心うかり　敦康の母は道隆の女也道隆の
末かれ行をあさましと也
帥中納言　道隆の子にて敦康母方の叔父也
はるかにおはするをり　一本もよろし
誰なにごとも云々　誰も眞實にあつかひきこゆるも
のはあらしと也
源中納言その十八ヵ　高明の子なり道長の室高松の上
明子の兄弟にて經房と云ふ人なり玉村菊五ヵに隆家つ
くしに下る時中納言に一品宮の事をたのみおく事
みえたり
一品宮　脩子也禎子も一品宮也混すべからず
又關白殿そうへの御ゆかりに　賴通の北方は具平親
王の女也敦康の北方も具平の女也玉村菊六ヵにみえ
たり
心うくあさましき事を　一品宮かみつから也

ありとの給はせ給ても（さこのま一本）（へきに一本）十九オ　いづれにても
南の院のうへ　敦康の北方なるべし下文廿一ウ南院に
は御法事など云々とあり元來南院は兼家の領にて
はつ花六十九ウには敦道親王の住れたることありこれは
敦道の母は兼家の女にて冷泉院の女御超子なれば
なり其後敦康の住たる也敦康の母は道隆の女中宮
定子にて其道隆は兼家の長男なればかやうにも傳
來すべき事也
ひめみやは　敦康の女也具平親王女長和五年に敦康
親王の室になりしと玉村菊十八ウ　長和五年の條にみ
えたり紹運錄嫄子女王としるしたる此ひめみや也
長曆三年に廿四にてなくなり給ふとあり長和五年
にうまれ給ふ也けり
よくそ。やりたてまつらさりける（南の院へ一本）　南の院にやらは
ゆゝしからむと也
内にも　今上也後一條也
大宮はた　上東門院也
こたみの春宮の　此はと東宮を敦良後朱雀也上東の御子とせら
れたりしかとその時敦康になし奉らはよからまし
物をとくいおほす也

こと〳〵ならす十九ウ　上東の御意異事コト〳〵ならず一條院
の事をおほすより也
故院のわたくし物に　故院は一條院をさす初花七十三ウ
うへはあはれに人しれぬわたくし物におもひきこ
えさせ給てとあるこの敦康親王の事也
思ひいてき。させ給に（こえ一本）（さ一本）　一本よし
世のはかなきに　いづれにても按するに此處誤寫あ
るべし
かむの殿　上文十四ウにみえたり嬉子也春宮は後朱雀
也
みやの上は　敦康の北方也
殿のうへも　一本よろしかるべし賴通の北方也
たゞいまさ（ら一本）して（ちあり）おはしまし廿オ　一本よし
覺し　一本よし
あまうへ　具平北方
宮の　敦康
うへは　敦康の北方
故關白との丶　道隆也二條院を寺になし法興院とす
ることさま〳〵の悦にあり附錄地名に詳にす
あはたとの丶北方廿ウ　顯光の北方となりたまふ

中宮の嬉君に　上文ヶ四かんのとのより威子也たひ〳〵御消息有てむかへ給ふことみえたりそのかんのとのは中宮になり給ふ上文ヶ十四その中宮に引とられて二條御かたとかしつかれ給ふさるにより中宮の嬉君とこゝにいふ也本の葉ヶ四にも此事みえたり

堀河のおとゝ　顯光也北方は中宮の嬉君のかたに居給ふ故に也

女御はわたり給つゝ　元子也顯光の女也源宰相のことよりして父顯光此女御を追やらひ給ふ故に外にすみたまふよしつほみ花にみえたり此比父のひとりすみしたまふによりこゝにかへりわたり給ふなり

源宰相　爲平男頼定也つほみの花ヶ一にかよひ給ふことみえたり

もとより御中よろしからす　顯光と源宰相と也女御にかよひたまふにより御中あしくなりたるなるへしたのもしきとあるはおとゞ此比北方もなくひとりすみにて心ほそき故にかくいふ也

院の女御ヶ廿一　延子也顯光の女也院は小一條也一條院にしろしめし云々　元子は一條院の女御にして此堀河院は一條院の御こゝろにしろしめして作出たる所なれは延子には奉らすに元子にゆつるへきことゝ也大宮は上東門院にて一條院の皇后なれは自然ひゝきしたまふ也

きゝ侍しかは　侍と云はいかゝ草子の地なるに

上人大宮の　一本よし

源宰相をもことのほかに云々　すけなくすへき人にあらしと也そのよし下にいへるがことしさて源宰相のかよひ給ふことはつほみ花ヶ一にみえて父君手つから女御をあまにしたまふことあり

式部卿宮の云々　式部卿は爲平也いみしきものにとは御子たちをなりその御子たちの中の一人は今の關白頼通の北方の母なりその北方の母あまうへは頼定の妹にて具平親王の室となりて頼通の北方をうみ給ふ也さて又顯光の北方は具平と爲平とを兄弟にしたる盛子内親王にてそのはらに延子も元子も出來たる也かゝれは本文にいとおほえありてといふ也

醍醐天皇
　├具平（室爲平女）─┬女　頼通室　頼通は上東門院の兄弟也道長公の男也
　├爲平─┬頼定
　│　　　└女　具平室
　└盛子內親王（顯光室）─┬元子　顯光は兼通の男也兼通は道長公の伯父也
　　　　　　　　　　　　 └延子

かくこの御中廿一ウ　元子と延子と姉妹にて御中そは
そはしき也
院の御有さま　小一條の春宮をすべり給ふをいふに
はあらす道長のむこになり給ひて延子にかれ〳〵
なるといふ也
人の御はらから　延子と元子との中らひをいふ也
南院には　敦康北方也上文十九オ
式部卿のみやの大うへ　未考敦康親王式部卿宮也の北
方具平親王女也今敦康なくなりて北方つれ〳〵に
て居給ふ故に母上具平親王の室の常に來かよひ給ふと云
事かたゞしこの母君を式部卿のみやの大うへと申
事いかゞにおもはる猶考へき也
ほり河の女御　延子
いつまて草とのみ　木綿四手廿三ウ

院もおろかならす　道長公の姫君にかよひ給ふを延
子に對しては心くるしうおほしておろかならすも
出入し給ふを也
なりまさらせ給へ。い（に一本）まは廿二ウ　いつれにても
左大臣殿　顯光
我により　我は延子にあたる
宮たち（あ一本）小一條の御子也
おほしくつし　いつれにても
みたてまつらせ給て（かく一本）　一本よし
三條院の四宮　師明也
院そ（ナシ一本）御子に　いつれにても小一條院あつかひ給ふ也
中務宮廿二ウ　敦儀具敦平共御着裳二ウ式部卿宮中務宮
とみえたる敦儀敦平也
仁和寺　疑衍（両才一本による也活字本には仁和寺とあり）
年比出家　木綿四手六オ　四宮またわらはにておはしま
してかゝるをりにやなとおほしめす事もありけれ
と
院宮（ナシ一本）小一條と母宮娍子と也
かくと廿三オ　一本よし
やんことなき人のたえさせ給ましき　元亨釋書十一

性信傳と云あり論明の事也

うたかひ

此巻廿二に諸出品のうたかひといひてこの人うをいふ詞有によりて巻の名とすその外は本文にてよへし此巻にて道長出家年五十四とあり巻五 ○大鏡にはうたかひの巻とあり

殿の御よへ 道長

世しりはしめ 第四みはての夢一條院長徳元年五月 道長に関白の宣下ありことし寛仁三年まて廿五年也

御門は三代に 一條三條後一條

ならせ給に 一本よし

おはしますに いつれにても

御一男 頼通也ことしは寛仁三年也玉村菊巻十二 寛仁元年三月十七日に大殿道長摂政を内大臣殿頼通にゆつり給ふよしみえたりさては去年にあらすをとゝし也一本わろし

おはさる事 一本よし

おほさるれは 一本よし

すへていみしかりし御なやみありし いつれにても

長保二年のことにて鳥邊野巻七にみえたり 長徳元年関白宣下より長保二年まて六年也

なか谷のくわん音 観修僧正也元亨釋書に傳あり

観音院僧正 諱餘慶智證元亨釋書に傳あり僧官補任裏書巻五に餘慶大僧正観音院座主永祚元大僧正任三箇月とみえたり

はつ花巻八 にみえたり

みちよし 光榮也賀茂氏也玉村菊八長和年間の魔にものとはせ給ふことありことしまてわつかに三四年也

故関白殿の尚侍の御家の御門 綏子也兼家女也鳥邊野巻十 長保三年にみゆ一本よろし

いかむ 作也

としころの御はいの出家 一本よし

この京極 道長の臣也朝みとり巻十二 に出替のことみえたり

おこたらせ給へくは いつれにても

とのにも御修法三壇 一本わろし下文に摂政殿とのゝこともあり上文に道長はたゝ佛をのみたのみ給ふとはあれとその御家にてもなとか御いのりなさゝらん上文に妨なし

内春宮三 後一條 後朱雀

大宮 上東

尙侍東宮にたてまつり　東宮は後朱雀也尙侍は嬉子也朝綠ツ十九に東宮に奉らむとおほすよしみえたり

皇太后宮　妍子

一品宮　禎子也いまた約葎にいます故也

いますかれはツ五　言靈に云ふへし

さりともとツ五　一本よし

宮殿はら　一本よし下文オ六にも此詞あり

うへはさらにも　倫子也

いまはとく　一本よし

院源僧都　法性寺の座主也初花ツ廿九　木綿四手ツ一　石蔭ツ四

かんのとのゝ　嬉子

受る人からツ六　一本よし

卅六部の善神恒河沙こもに　別にしるす共に守護する也

さりともに　一本よし

ひころもツ六　一本よし

御しるしなき様いと　一本よし

かうならせ給しをり　いつれにても

御隨身はら　いつれにても

にはのまゝに　いつれにても

御のりの僧達　御いのりとあるへし御のりと計にては聞からぬ也御法とのみにてはいかゝなり

攝政殿もツ七　賴通也

皇太后宮　妍子也

一條殿に　木綿四手オ六に妍子は一條殿に住給ふよしみえたり

おこたらせ給はんものゝと　いつれにてもきこゆと。の下には文字合てみるへし

おこたらせ給ふへき事ならすのみなオ八　一本よし

御そのれうに　一本よし

から衣　新古今雜一色はとあり小印本可校

から衣たちかはり　新古今雜一

いろもみるへき　一本は新古今と合

ぬきかへむ

たちかはるツ八　たちかはるは更衣の意也それに道長公の出家して是まてにはかはることを兼也むかしにかはるまゝにうきよとつゝく也

水の面に

そでのみそかわくよもなき（さ一本） いづれにても 二の句にてきこゆるなり
うら吹風にや 後撰雜四（題しらず しきこのみこ） 我もたもふ人
もわするなありそ海のうらふく風のやむ時もなく
五の句の處趣意にて此時もなく心にかけて御堂建
立したまふと也
おほやけことをはある物（さ一本） 一本よし
○この御堂の（あつ一本） 一本よしとも おもはれず下文にさき
と云詞もあればなり
さきさつかうまつる（に一本） いづれにても
池をほるべきさま 此下に詞落たり
とりのなくも久しくたぼされ（ウ九） 此あたりも詞おち
たるか
ちし官物（地子一本） 續紀八（養老三年） 廿（天平寶字二年） などにみえたり
材木檜皮瓦と（を一本） 一本よし
おなじくはこれこそは 功徳まさるべければ也
二三百人とのぼり（あか一本） いづれにても
ふときをゝ 緒也
四五百人（十一本） 一本よろしかるべし
むくの葉○などして（もゝのさね一本） いづれにても
かはらつくり（ふき一本） 上文九オ かはらふきたり

翁法師などの二尺ばかり これは老人にて六石をあ
つかひかぬる故か
大津梅津 京より大津は東なり梅津は西なり東西を
ひとつにいふなり
にしはひんがしと（オ十一） 奔走して御堂建立すること
東西をわかぬよし也かゝる諺のありしならん
これ成けり○みゆ○と（と一本）（參石一本） 一本よし
須達長者祇園精舍つくりけん 平家物語一にも祇園
精舍の事あり須達長者の事予が釋氏聲類に云べし
冬のむろ（屋一本）
なつの○をのゝ（こゝなり一本）なる
そなたさまに（ウ十一） 上文九ウ そなたをば北南とめたう
をあげて向をさして其方にと云事也
心○よくうかべ（きゝ一本） いづれにても
せんねん 先年也
佛法こうりう 興隆歟興立歟建立歟可考
又天王子 子は寺の誤
王城よりひんがし（人を一本）
佛法ひろめんは（る一本） いつれにても
狩衣にておはす○（オ十二） 一本よし殿上につゞけて

よゝむ
あを　御也
内東宮の　一本よろし
山階寺
ならのみやこのために ウ十二
古き都の事なれは其土地の繁昌をおほして其都のためにこゝに來給ふ也されど戒壇は大和東大寺にあればこゝに行給ふ也比叡山にても戒壇あればそこにても御受戒あることゝ下文にみえたり東大寺は古昔よりの靈場なりけり
僧ども。しな〳〵 ウ十二　いづれにても
唯法皇　いづれにても
堂どうし　玉臺 オ六　童子也塩嚢抄十三第卅に說あり（摩訶止觀にては巻十五にあり）
かづけ物疋絹　初花 ウ七　いづれにても但し下文 オ十九 にもかくありこまくらべ オ十四　衣珠 ウ卅一　ひけんど假字にかけり
山には來年そ　比叡山也下文 ウ十三　山にも奈良にも
おきてたる　ありさま　一本よし
我世のはしめより ウ十二　玉村菊 ウ十　賴通わづらひ給ふ時道長のこれをなげきてこゝらのとし比つかうまつりつる法華經たすけ給へ此世界にみちひろこらせ給ふことおほくはなにかしかつかうまつれる也さいへるをおもひ合すべし
みれこのまね オ十三　一本よし
よませぬ。なし　いづれにても
すへて廿人講師三十人
かくもんにかたどれるは　さはよ歟
。月のひかりに ウ十四　一本よし
このきく人々
さしいらへ。給　いづれにても
はづかしけにも月の夜　一本よし
かの百千萬劫の云々　白氏文集巻廿七贈鉢塔院如大師詩也朗詠佛事にものせたり
又願は今生云々　白氏文集巻七十一香嵩白氏洛中集記にあり是も朗詠佛事に入たり
作佛せう ウ十四　讃佛乘也作は讃とかくべし
御かはらけも　酒盃のめくることゝ也もはありてもなくても
一乘の玉をかけて　衣裏の珠にて法華にみゆ又本のしづく ウ廿六 にも衣裏の珠のことはみゆたゝこゝに

いふ所かの義いさゝかおだやかならず猶考へし
壽量品　法華
いていると　玉葉釋敎
普門品　法華
よをすくふ　後拾釋敎
供養法の御讀經
はちの油をかたふけ
かめの水をうつし
わききこしめして　いづれにても
ことにふかう　一本よし
あさりのけもん　阿闍梨也解文也
つけさせ給へば　つけは寄附也其失費を出すを云
くらきよりくらきいれる　法華化城喩品從冥入於冥
無量壽經下に從苦入苦從冥入冥とあり
又木幡といふところは云々　此一段は此としのこと
にあらずはるかにむかしのことなるにそのついて
なくていはざりしを今御堂建立のちなみにいふ也
さるにより跡にのせたる願文に寛仁三年とあるは
一本に寛弘二年とあり今本は後人のさかしらに今
年のことゝ思ふより改めたるもの也文粹證すべし

又下文にもこの廿餘年とあり是も證也
故殿　兼家
おぼししめし　一本よし
しうちの御身　或校眞實
いし卒都婆　或校いしの
供をあてさせ　供は供養の供也銘々各々に供養
を充行と也
よろづの人きほひすみ住す　多く人あらそひきそひ
つどひてこゝにすみつくをすみ住すと音訓ならべ
云へる也
七僧百僧　數雅にいふべし
寛仁三年十月　一本よし本朝文粹證とすべし寛仁三
年は今年也こゝはむかしのことをいふ處也此次の
本のしつくの卷のはしめに寛仁三年四月とありこ
ゝに三年十月のことあるべからず今一說あり卷末
願文跋文にて云へし
一の人などおぼし　いづれにても
三昧の火をうたせ給
この廿餘年いまだきえず　いづれにても
願文の詞　撰者のみられたる願文は眞字を假字に直

したる本なれば假字にて心得られぬふし〳〵あり
さればうつしさらすたゞ白紙をのこしおき善本を
得て眞字にて寫さんとなり此絲末にその願文の全
文あり後人の本朝文粹十三より抄出しそへたるも
のならむ

か。なのこゝろしらぬ。ともまなのましりにて　一本
よし

うつしさらす。そのをりは　一本よし

淨妙寺　本朝文粹十三供養文あり妙とあり

一と。はづれ十八　いづれにても

いのりまうすならば　此下脱文有へし試にいはゞと
のゝ現世安穩後世善處疑あるべからずとい
ふやうなる詞あるべし

正月　以下十二ヶ月いつれも佛事を修し給ふ事をの
せたるにて上文のつゝきにあらず

一と。はづれ　一本よし

正月御齋會　江次第三御齋會又公事根源にも

ならは　奈良にて御齋會の僧とも奈良より參るにや

かのあつたの明神の給けんさま

貞觀二年　一本わろし或校承和三年

かの香炷婆羅門に

れいのかくること　いづれにても

かつけ物疋絹十九　上文十二

沙彌得道云々

六月會に　此處脱文あるか下文十一月山の霜月會と
あるをもおもふべし又五月のなきもいかゞ但五月
はさる佛事なきにや

うち論義　公事根源正月御齋會内論義と云一條あり
内論義の意は同じことか

傳教大師の始めおこなはせ給へる　一本よし

文珠會

中の秋　何也

八月十一日より十七日まで　七ヶ日

九月には。まゐらせ給ては　一本よし

御いたゝきにそゝがる　そゝがる誤脱あるか

よろづをせさせ給ふうちに　何うちはなかにといふ
とおなじ下文になかにと云詞あれば互にかよふを
しるべし

維摩長者の云々　維摩會なる故にしかおぼす也

山のしも月會のうち論義

物をかつけさせ給（ナシ一本） 一本よし
御佛名廿オ
山のみやしろの八講
天王寺
いも子の大臣のゐてたてまつりたる御經は 今昔物
語卷十一第一條
龜井の水に
大師○入定の（二一本） 一本よろしかるべし
あをやかに○（て一本）ウ廿 いつれにても
きんめい（仁明一本）天皇の御時のつき（ほど一本） 空海は仁明の御代に死
すこしの文詳ならず誤脫にてもあるべし或校おご
ろかせ給はめさみえさせ給ふ大師承和二年三月廿
一日仁明天皇の御時のほど百八十餘年にや
六波羅密寺雲林院の菩薩講
迎講
六觀音廿一オ 烏舞にいふべし
七佛藥師 拾芥抄諸佛第十又壒囊抄十二にみえたり
塵添にては卷十七に入る
八さうしやうたう 八相成道也
九體の阿彌陀 上中下三品也

十齋のほとけ
百體の釋迦（あるほど一本） 煩後二オ
○千手觀音をつくらせ給（ヨ又あるほどに一本） 一本よし
一萬の不動
金泥の一切經
八萬部の法華經
○滅罪生善（これ等みな一本） いづれにても
これにそみ みの字下文につゞけて御懺法なるべし
或校これにそへてとあり
せほう 懺法
世中正法○（隱一本）（の一本）になりて天竺は佛あらはれ廿一ウ
けいそく山のふもき道には
ことくせん 孤獨園
つきうせて（す一本） つきは月歟或校昔の庭には薄伽梵うせて
人もすまさなり 一本よし
わしのみね 靈鷲山也法華に常在靈鷲山と云句あり
おもひあらはれて 誤あるか
鶴林 佛ねはんの所也
迦旃○（延一本）は云々 一本よし或校迦葉
けうほん婆提云々 憍梵 さまざまの悦にもみえた

り大論二に此故事あり
三代のみかど　上文四ウあまたのみかどの御うしろみ道長公の謂　又上文十ウ殿の御前世しりはしめさせ給てのち
御門は三代にならせ給
しつめさせ　一本よし下文にも
涌出品のうたがひぞいできぬべき　此詞によりて此卷の名をつけたり涌出品は法華經第十五の篇名なり彌勒菩薩疑をおこして佛に問奉るは世尊成佛よりわづかに四十餘年にて化度の無量なるよしはたとへば年二十五のもの丶百歲の人をさしておのか子也といひ百歲の人もその年少をわか父なりといふごとく信しかたき事なりといへる事あり
はかりなし　いづれにても
しつめさせ廿二ウ　一本よし上文にも
うゑ木しづかならむ　韓詩外傳一
かうはい　與慶興ならばこうとかくべし
春花　一本よし
榮花　つぼみ花四ウ　にはやくみえ又第廿六　根合廿七オ　に
も此字面あり
たちかくされて　いづれにてもよしてには濁る也

かをりまさる　一本よし
はちすの　いづれにても
よにすぐれて　かにほひたる花
は陸也水におひたる蓮陸に匂ふ花此道長公の榮花
の花にはしかす優曇花のことしと也
弟子大日本國　以下本朝文粹卷十三にみゆ爲左大臣供養淨妙寺願
文　江匡衡と題し末には寬弘二年乙巳十月十九日甲午
とあり或本以下三葉古本無
前白雲山　一本與文粹合謂靈鷲山也
猶園　一本與文粹合
白竹馬至鳩車而立强仕　一本與文粹合
願善修　一本與文粹合
勵諂木幡　一本與文粹合
瞻四枝　一本與文粹合
古塚壘々　文粹には壘々とあり
爰承重葉之塵　一本與文粹合
卓礫萬姓　文粹に礫を礫とあり
湊海公者　文粹に公の字なし
與佛法　文粹に與を興とあり

點木幡墓[四一本]　一本與文粹合
指獸形勝　文粹に獸を點とあり
則礙二恩　文粹に礙とあり
間此嚴頭　文粹に間を問とあり
拜貞之忘　文粹に忘を志とあり
而馳筆迹　文粹に迹を區とあり
今日櫸耀宿　文粹に櫸を擇とあり
蒙霧開　文粹に霧を霧とあり
發日暖　文粹に發を愛とあり
百部千抽　文粹に抽を軸とあり
供鐘　文粹に供を洪とあり
山城獨勝　文粹に山城を丹精とあり
丹丘青像　文粹に像を塚とあり
忽具如來眞包　文粹には來下有之字包作色
乘五包雲　文粹に包を色とあり
將若法龍池　文粹に若を亦とあり
祖父之廟此　文粹に此を北とあり
聚龍鳥　文粹に鳥を象とあり
識年太傅之絶　文粹には譏羊太傅之絶とあり
以高法棟　文粹には棟を棟とあり

遍于法界[五一本]　一本與文粹合
敬禮釋迦　文粹にこの下に多寶の二字あり
嗟呼煨燒　文粹には燒の字なし
渡變蒼指　文粹に淚變蒼栢とあり
乎播　文粹に乎作手
不到　文粹到作剋
芥城縱盡　文粹に縱とあり
上私兜率　文粹に私を征とかけり
弟子歸命　文粹に子下に某の字あり
稽首敬白　文粹にこの次行に寛弘二年[乙巳]十月十九日[甲午]左大臣とあり　左大臣といふはこのとき道長公なり
造法成寺云々　後人上件の願文を文粹より抄出しさてこの文を添おきていへるやうは寛弘二年とあればご御堂建立のときのにはあらずされど法成寺のさきに先年[寛弘をさす]の淨妙寺の故事をしるすにてあやまりにはあるましき也但寛仁三年とあるはいかゞのことなりといへるなり上文[ッ]十六の一本にこのこととありしからは此跋をそふるまでもなく明白なり再びおもふに榮花物語には

あやまりて淨妙寺供養を寛仁としるしたるを後人の文粹を引且跋文を添て年代相違をいへるに又後人この跋にて心付き文粹を據として本文を寛弘としたる一本の出來たるにはあらざるか

一本のしつく

此卷一ウ御なみたのつく〳〵さしり出たるほともとのしつくやさあはれにおろかならすとあり顯光君の女御子なくし給ふ時の御なけきのさま也是によりて卷の名とす

寛仁三年四月一オ　こゝにかくあれは此前卷疑の卷十六ウに寛仁三年十月と有は誤也かの一本寛弘二年とあるによるべし

堀河の女御ナシ一本　顯光女延子小一條女御也

おはしけん　いづれにても

あさかたへう一本もおほされで　いづれにてもきこゆ一本はあるへき方と云詞のつゝまり也或校あつうとありさては熱氣にて病氣の事桐壺の卷の詞とおなじ

もとのしつくやと　是より卷の名とす

つちにたゝせ給ひて　玉村菊廿二オ　とのはつちにたゝせ給て一家にとりてはけにあはれにかなしき御事なりとあり道長公が北方倫子の母なくなりし時一條殿にゆかれて北方倫子にの給ふ所也一條は倫子の母の居所也きるはわひしと歎女房三ウ　一品宮などのおはしますべきつちとのつくるおとをきゝてともあり

一宮　敦貞

えたいめんせすなりぬる事と○て二オの給ひ一本　一本よろし

源宰相　頼定也も一本

はかなきとの　一本よし

女御ナシ一本　元子

おもほされて　一本よし小一條が也

しものみや　未考玉の村菊の卷十六ウ　式部卿宮はかくの御もとに堀河院におはしましつるを皇后宮にたはしまして我すませ給ひしもとのみやの東對に假にわたし奉らせ給ひてしかはとありこゝのしものみやはもとのみやの誤にはあらぬか

おこゝ三ウ　顯光也

殿はおはせぬ○を八一本　一本よし顯光の延子をいだきて

也

心のうちにほゝゑまれけり　極老の人故に法師にな

らんの心ならばすみやかに法師になれかしたゞこ
との葉にのみかくべきにあらずとおもふ也此末ォ五
に小一條の宮たち時得給ふことあらばおのれかな
らず大位にのぼるならんとの給へるを合ておもふ
に延子のなくなりしもかなしけれど世をすてんと
まではおほさぬ事しるし
ことのはしめ　つぼみ花ォ一　源宰相のかよふをはらた
ちて手づから女御の髪をきりて尼にし給ふ事あり
そのうらみ也
殿のあはれにおほえれ給も（しめしたる一本）ォ三　一本にてもよくきこ
えず誤寫か
その日に　御葬送の日也
さりわさむつましう（きこ一本）　一本よし
しものみや　上文ォ二下文ゥ五
あまりしたしくォ三　したしくとはいかなることにか
ひさしくの誤か
御いみはてはォ四　延子の御いみはてはと顯光の思ふ
也
このおきてとも〇くはしう（など一本）　いづれにても
えおはしましやらねば　老人にてはやく歩行しかぬ
るよし也
北方は　顯光北方也
中宮の姫君　朝みどりゥ廿　にみえたり中宮に引とられ
て居給ふ姫君といふこと也
そちわたり給にし　そちは其方へといふこと也朝み
どりにはそこにとありたしかにきこゆ
との〻御ふ（殿一本）　一本よしともおもはれす顯光の御領也
道長公の御堂の事によりせう〳〵の事はたれもた
れも心にかけねどしかすかに院のかくてはしま
せば也
めせど　召也
われは　顯光也
宮たちをまうけ給ふべきにあらず　顯光の心に帝東
宮幼年なれば御子はもうけ給へきにあらずさては
此院の君達は後日のみかどかねと思ふ也これ老ほ
けたる心也みかど東宮としわかければ行末はるか
にてつき〳〵皇子降誕あるべしとおもはぬかをか
しき也
この院の宮達は（など一本）つきの　いづれにても
いまの攝政云々　賴通也此時内大臣賴通攝政なりこ
〻に二人のやうにかけるはいかゞ

たち心ちつかむ　一本よし
それらはいとやすし　此方外祖父になればかれをお
　しけたんことはやすしと也
あはれにて五ゥ　いつれにても
しものみやにおはしますまゝにそよらせ給ける　し
　ものみやはもとのみやか上文みるべし院の時とし
　てもとみやにおはします事あれば此堀河に來給ふ
　と也御子だち顯光のそばに居故也
うちたゝ　未考
九月ばかりに　これはことし九月也長和四年九月あ
　ま上を觀音寺にうつしたるその九月の事にはあら
　ず
大殿のうへ　倫子
一條殿の尼うへ六ォ　倫子の母也玉村菊廿四ゥ　かくて九
　月にあまうへ觀音寺といふ處におはしまさせ給と
　あり長和四年夏卒去そのとし九月に葬送有し也今
　年寛仁三年までは五年の星霜をへたり
それをこのごろ云々　いかにし給ひしにか堀發して
　火葬にしたるならん
いませ給へば　いませは忌の意也玉村菊廿五ォ　いみし
　うきひしきやうにいませ給へとあると同し意にて
　不淨けかれを也
おはしまさて　本宅へはおはしまさて也一本惡し
木幡〇僧都　一本よし
大貳のしそ　玉村菊二ォ　大貳のしそと云ふもの辭疏
　也御役御免の願書也
侍從中納言　行成也長家をむこに取給ふこと朝みと
　り八ゥにみえたり
三位中將　長家
御あつかひの心もとなさに　行成の心にむこ長家を
　まかなふには財寶豐饒ならされは心もとなきに大
　貳になれは富饒になる故に跡役をのそむ也
ひめ君の御心ち　下文十一ォ
はしめやみける後六ゥ　いづれにてもよしむかしはし
　めて此いもかさやみけるより也
はしめやまぬ　むかしやみたるものは世にまれにて
　むかしもかさせぬものか多しと也
宮々もおはしれす　一本よし
前大貳七ォ　隆家
御堂のゑ　會也

大貳の御もとに[とも一本]　隆家つくしより上京のときに此い
もかさを具して來たると也
故式部卿　爲平也
賴定の左兵衞督[門一本]　補任によれは左兵衞よろし下文八ウ
兵衞督とあり
このたひも[聖二本]七ウ　一本よし
院の女御　小一條の女御延子
殿の　顯光也
此春ほり河殿にわたり[らせ一本]　いつれにても去年春延子う
せ給ひし比賴定は元子をつれて外にわたりしを此
春寛仁四年　又堀河殿にかへりすみ給ふ也
かくたのみ　賴定か也
おほしたり　顯光か也
うたてゆゝしきころ[一本]　いつれにても一本によるにと
のは顯光也顯光の御心うたてゆゝしきさまなれは
それに斟酌して賴定か所をもかへさる也又おもふ
に此堀河殿は去年も延子のおもはすに死給ふゆゝ
しき屋形なれはか又本行のまゝなれは賴定の心ち
例さまにあらぬころなれはか此三種の考いつれよ
けん下文十オさわかしき世の中にとある詞よりみれ
は此此世上もかさにて邪氣流行の比なれは今此殿
に邪氣の入きたれは外にうつらんとおもふにや
又もかささへね。して[ら一本]　熱也
關白殿のうへ八オ　賴通の北方は賴定の兄憲定の女也
賴定は叔父にあたる
あへきほとに[こ二本]　一本よし次下に六月九日の事あり
ふかく　上文二ウ
とのものもおほえねとも　賴定
小野宮の今北方八ウ　賴定の女也今北方と云は小野宮
實資はしめ花山院女御を室にして有しかそれなく
なりて後に賴定の女北方とはなりし也されは今北
方と云也その女御は賴定の連枝なれははしめの北
方はをばにそあたれるそのゆかりにて小野宮に往
來したるか遂に妻となれる也（此下文にこの事を
こま〳〵かけり）　舊刊の系譜には實資の北方とは
なけれとも賴定に女子二人みえたり重脩本には賴
定の女一人をのせたり
とのゝ御心ち　實資の用意あるさまをいふ
兵衞督　賴定
なく〳〵出給ぬといへはかたしけなしや　脱文に

ても有るにや
をの丶みやには云々ォ九　これより小野宮の事にて上
につ丶かす
我いたちて　我とは大將をさす重資也
ことにめてたくうつくしきや　下文ォ十三　とみにゆる
しきこえさせ給はぬほとそやさしきや　これは上にそとある故にきこむすひさて、やと濁たり　今こ丶は上にそのや何なくてきとある
はいか丶可考
式部卿宮の女御　はしめ花山院の女御その後實資に
あひ給ふ也式部卿は爲平也
此とのにつかうまつりけるにォ九　花山院の女御の御
殿を此とのと云也其女御の許に居たりしか女御う
せてより大將殿につかへて居たりと也下の句の此
殿は大將をさす
此殿(をは花一本)の宮達ゥ十　此殿には院のとあらはたしかならむ
一本よした丶しう○を○にに改べし
女御の御めのと此し○せい(む一本)　按るに此はこのとあり
しを活字にする時に此字を充たるにはあらすや
御めのと子の某とありたきなりしせいと云僧考へ
し

殿をのこともを云々ォ十　未詳或校殿字しきりの上に
入
さわかしきよの中に　いちかさなさにてさわかしき
世の中にて也
この君達ゥ十　頼定の君達也元子のうみたる也
われも人もときみたれてみえ奉り給ゥ九　或校われも
ひもときみたれてもみえ奉り給はす
ほり河の院の御事　朝みとりゥ廿　此堀河院をはしめは
元子にのちは院の女御にたてまつりしとみえたり
○二條院(二本)のこれひらして
院にそさふらふなるォ十一　小一條院をさす延子に券
をわたしたるより小一條の方に今はあると也
女御の御かたには　元子也
大宮に御心よせ　朝みとりォ廿一にもみえたり
○侍從中納言(かくて一本)　いつれにても上文ォ六行成卿の大貳を申
したる事あり
ことしも暮ぬれは　下文ゥ十一に十月あれは十二月さ
しつまりたるにはあらす大方にいふ也
きや〳〵なれと　たひ〳〵出立の日限のたかふもお

ほやけに對してかしこければ大貳になりていまた程もへねど辭疏奉らんと也いまた程へぬを今日〳〵なれどといふ也けり

それもこの姫君　上文六ォなやみ給ふことあり

傳殿　道綱

きたのかたいみしうッ廿一　雅信女も此北方にて有たれどそれははやくなくなりたればその北方にはあらず雅信女のなくなりたることは長保三年にて鳥邊野に見えたり

よりみつも　賴通には持方のをはむこに道綱はあたる系圖にはみえねど賴通の女を北方にし給ひたるならんもしはよりみつと云名誤字にもや賴通の子にてはあまりに夫婦のとしたがふべしいづれにしても後妻なるべけれどたれの女にか未考す

わかき人におい給へりと　道綱は老人と知ながらわか女のわかきにあはせたる也と女君の父後悔する也

かはりの別當にやかて。かけ㕝一本ォ十二　一本よし賴定　檢非違使別當になりし事上文七ウ

故法住寺のおとゝ　爲光

元三日ナシ一本　いづれにても

かんの殿　嬉子也東宮は後朱雀也

その御いそ。ぎ一本　ぎし　一本よし

大殿　賴通也父入道にかはりてあつかひ給ふよしを云也

關白殿の御むすめ云々　道長公關白にて居給ふ時に中宮もききさきもわか女を立られたり今は入道なればば賴通關白によりその養女にして也

ことさらちかき殿を　拾芥抄にて登華殿と凝花舍梅壺とちかきをみるべし

御むかへ　登華殿より梅壺へ女御の御むかへに也

御めのとたちにおくり物　東宮の御めのとにおくりものする也これは客のかへる時のみやげにはあらず

小式部の君　初花ッ十五にみえたり女君のめのと也

やすみちッ十三　泰通也小式部の夫にや可考

はつかしげにも　姫君なれて物はつかしくもしたまはすと也

ひわ。かく｜やー本に一本ッ十四　一本よし

うへ。十日ばかり。そ一本　いづれにても倫子也

御はい　疑榮ゥ五道長入道せし時ともにさいへるを此
御参りすませてと有しによりて也
從三位　此女詳ならず道長公の北方の一人とはきこ
えたるあまになり給ふ也
高松殿ゥ十四　高明女明子
此御前　倫子
かんのとの二本　嬉子
もてゆく。
世中いさきわがし　まかさにて也下文ヵ十五　此詞あり
合せてみるべし十九
帥中納言　經房也上文ヵ十一　大貳になり給ふ
又辭せむト　行成卿薨し給ふにより經房なり給ひて
また也
内外　源氏枠褒表三ヵ二十四　四ヵ廿七　なきにもみえたり
皇后宮にはヵ十五　妍子
故右衛門督　齊信
小野宮　實資
この君達をは二本　いづれにても
おほしたてたまへるに。はさおほいさ　一本よろし
はるかなるほどはいかゝ。いひてヵ十五　一本よし

侍從大納言のひめぎみ　行成卿の姫君長家北方也わ
つらひ給ふことは此姫君のあね君の母の死靈のよ
し朝みどりヵ十一　にくはしくみえたり
三位中將一本　長家也
おほしたち　一本よし
しはて一本　篤果也
大納言殿は二本　一本よし
そこりきみヵ十六　一本よし
高松殿ヵ十七　長家母也されはおとづれ給ふ也
御忌日　忌は喪の誤かとおもひたれど後悔大將ヵ八に
と常もつかまつらんとおほしの給へと御いみの日
なるにあはせてまたゆゝしうおほしてとゝめたて
まつらせ給ふとあり
女君は十二云々ヵ十八　朝みどりヵ八
歌をよみ給つる二本　一本よし
此。ひめ君は大二本　一本よし朝みどりヵ十一
いとものさわがしき　去年もかさはやりてよりよの
中さわがしきにいまだ兎も角もかはらせ給ふ事の
なきうちにと也
つかまつるんの上　拾芥抄諸名所鴨院

夢のうちの
しぬばかり
ちかづくも　朝任未考
尾張權守　良經妹君の兄
わかれ路は
絶えて（御一本）　いづれにても
女御は　延子をいふなくなりての上は也
宮達は　小一條御子
むねゆき　上文一ウにみゆ
院にせさせ　給と云字落たるか
閑院の右のおとゝ廿オ　公季
三昧僧都　如源
ほりかはのおとゝ　顯光
閑院のおとゝ　公季
關白との　賴通
小野宮大將　實資或校右大將
大殿の大將廿ウ　教通或校左大將
八九月になりぬれは　なりぬればかなればかなるべし
皇太后宮　妍子
はしを（に一本）　一本よし

人々卅人結緣（えん一本）　いづれにても
五の御かた　爲光女也下文廿四オ　廿六ウ　つぼみ花十一ウ
土御門の御匣殿　正光女つぼみ花十二オ
一宮に（宮一本）　一本よし
罪つくりにみえ（なり一本）　一本よし
おなじうは（同一本）いそがせ給（給一本）　一本よし
せいせう律師（永一本）　いづれよけん可考　下文廿二オ廿八オ
朝緣十七オ　うら〳〵のわかれ十五ウ
心さし思へり（給一本）　一本よし
あやうす物（き一本）　いづれにても但下文廿二オにもうすもの
とあり
とのゐさうすく　すはその誤か下文廿二オ　よるの装束（とのゐ一本）
いまはいつくかと　下文には二所までいづこととあり
されはこゝもいつことあるべきか但いづれにても
聞ゆいづくいつこの辨は別にいふべし
とのまゐらせ　道長
せいせう廿二オ（永一本）　いづれよけん上文廿一ウ　或校やうせう
（えやうさはいひかたけれと近き音なればしかよびたるにや）
よるの装束（とのゐ一本）　上文廿一ウ
頭名僧に（とも一本）　一本よし

さるへうしらしき（ならし一本）廿二ウ　しらしき未考
その日のつとめて　その當朝なり
ふたをつけ（え一本）（ヒ一本）　一本よし
さるべき○の集（物一本）廿三ウ　一本よし
からの○こむちのにしきの（錦一本）
こもんなるをおたてに（り一本）
をさめて奉らむ（ナシ一本）　一本よし
五の御方　上文　下文
かうらんにうしろをあて　源氏花宴かうらんにせな
かをしつゝ（え一本）
見ぬき給へれ（ナシ一本）廿四ウ
よりたふ　頼任の系詳ならず
ためまさ　爲政の系詳ならず
宮司よりときのふ　誤字あるか
かいひやく　開白也
大宮釋名入文解釋　一本よし佛經を講する時の名目
也
無量義經　法華開經也
普賢經　法華結經也
極樂に廿五ウ　いづれにても

たゝいまの御身どもは（の一本）　一本よし
舍衛國の女人の我かほよしと
歡喜苑のうちに廿六オ
喜見宮殿に（喜一本）　色界に善見天あり
誠衆生のみつをもてよく四種の甘露
五妙の音樂
三十三天のみめう　微妙也忉利天を譯せは三十三天
と云
ゆふべの露○たのみ（の一本）　一本よし
入相の鐘のこゑ　拾遺哀傷讀人不知　山寺の入相のかねの
聲ことにけふもくれぬときくぞかなしき
皇太后宮　妍子
一品宮　禎子也妍子うみ給ふ
現世安穩後生善所　所は處とかくべし妙法蓮華經藥
草喩品の文也
衣の裏に一乘の玉を　疑の卷十四ウ
そへ給○て（けり一本）廿七オ　一本よし
またしかり（な一本）　一本よし
みかさ山さしてぞ　千載神祇に入
山階寺

さうむせさす（やらん一本）
僧ともにみれ。れはなのあやまり
み給みん廿八オ　みん。は。へんなるべし
○御くだもの廿八ウ（さるべき一本）　いづれにても
大安寺別當大威儀師あんてう　安齋歟
まさもとの朝臣
法住寺のおとゝ　爲光
大納言　齊信
おほし心さして○三條（修一本）院　一本よろしさも思は（おしつき給にしかども中宮のならひきこえしとおほしとまりて一本）
れず下文廿九ウの本文に中宮の事あれば也又聞え
しと云もいさゝかおたやかならず
思きこえ給へりしかさ。（なにかはと一本）一本よしされ　ご何故に三
條院の宮たちにてはわろきにか
いまのみかご　後一條
中宮廿九ウ　威子
又東宮にかんの殿　東宮は後朱雀也かんのとのは嬉
子也
三位中將　長家也北方うせ給ひしこさ此卷の上文十六
ウにみえたり治安元年也今もおなじ元年也上文に
女君十二をとこ君十五とその後四とせといふになく
なり給ふとあり下文卅ウに男君十八にやとある十五
より十八まで四ヶ年也
まゐり給はんとたへて（も一本）　たへは堪也一本よし女御な
とゝなりてもはつかしからぬよし也
この大言納殿卅オ　齊信也
けしめりにたりけるに　けは衍文歟又は氣歟その時
のさま打しめりたれはの意ならむか
うちにおはしける。しを（ミ一本）　一本よし
對につけたりしを　火をつけたる也
かしこうけたれにし　消したれご也
二條（一本院の北の院一本）。のさしき殿卅一オ
寺はうのなり云々卅一ウ　未解なりさこはながさこ歟
下文卅二ウ　ながごこにさふらふとあり（あ一本）
四寸計の程のけて（ナシ一本）
佛のおまへに　いづれにても
その人の子ならぬは卅二オ　誰と名のしれたるほどの
子息ならねば也
三井寺より僧都君おなじく　未詳其意
ふくう僧都卅二ウ
一番に（ひと一本）　いづれにても

[illegible]
なかこて　上文廿一ウ　寺は今のなりとこのやうに
なりこれ廿一オ　上文廿四オ　なりともなれはとあり
のりはり
かうなとして　香染なるへし香の御衣といふこと殿
上花見の歌合廿一オ二行にみえたり
かくやとおはすらん廿三ウ　一本よし
華ともめひわかく　未考
このゝおまへ御堂のことを　下文廿七ウ
枇杷殿やけてのち六年
宮には　妍子
皇太后宮　妍子也
花は宮　鶯を大宮にたとふ
鶯の花にまかふる　續古今春
四條大納言　公任
女御　公任妹諟子
あまうへ　公任の北方
ひめみや　禔子の養子也公任女下文廿五ウに詳なり
故宮の御子に　遵子也日かけのかつら廿三ウ
あたなる御心ち　かりそめの事とおもはれしか也

辨いきみ　公任の孫經家の事か系譜に辨小納言と有
花のたいに殿は　公任也
女御殿　諟子也公任の妹花山女御也
この宮　中姫君 一本
露をだにあたしと　一本よし二三の句心よからず
あたにかく　後拾遺哀傷　こゝにてなくなり給ふ姫
君の御くしにはあらすつたへの異なり
枇杷殿には四月　上文廿四ウ　落成の事あり
一條との遠からぬ
宮の御前　妍子也
ひめみやのおまへ　禎子也
五の御かた　上文廿一オ
土御門の御くしけ殿 一本　正光女
たいの女房廿七ウ　一本よし
大きさ ききなき一本　いつれよけんしらす
姫みやの御はて　上文廿五ウ　中姫君なくなり給ふこと
みえたり公任の女にてみやと云は故宮遵子なりの養子
となればならん
小二條殿へ廿八オ　下文廿九オ
そのはこのしきに　打しきなどのしきなり

あけくれも　いひのこしたる歌也上にかへるにはあらず
院の女御とのうへ　或校院の女御はゝうへたちとあり院とは小一條也女御は道長女
そうの装束卅八ウ　或校その請僧とあり
見そなはさんとす卅八ウ　一本よろしともおもはれず
そのほと。も　一本よし
さしものそかはや　そのさまを物のはさまよりのぞきてみんと也
思ひもかけずなから　句
けしきのきはきぬとも
むすひはた
にしきのはた
きりはた
女御との　諟子
小二條殿に　公任北方尼うへ小二條に住給ふこと上文卅八オにみえたり
しかくしも　一本よし
御かへり事卅九ウ　或校御かへし
わかれにし　玉葉雜四

さま〳〵とや。なる。　一本よし
えんしり　縁知也
をりふし。ものあはせ　一本よし

榮花物語抄卷五

音樂

此卷すへて道長公入道の後御堂建立の時の事なしるして音樂の事たむれさかけり此卷十一オに柱には菩薩聖衆の音[樂一本]かのかたをかき云々といふ詞もあり〇大鏡には音樂の卷とあり

治安三年七月十四日[オ一]　二年のあやまり也野村氏考勘に治安二年と標したり是也前卷[本のしつく]に治安二年六月の比まてみえたり編年紀略にも二年とあり又御着裳の卷[一オ]のはしめに治安三年四月とあるも證とすへし

くもりなき

かくばかり　古今春上文屋康秀春の日のひかりにあたるわれなれとかしらの雪となるそわびしき

たほくのくれ材木を[たきゞ一本][一ウ]　いづれにても

金剛不壞の勝地[寶一本]

さらんすれば　一本よし

七寶はふりにふり　降[フリ]也

よもよりきたる　四方より來也

さき〳〵の御堂の會に[オ二]　淨妙寺の事歟疑の卷にみえたり

しつくさせつれと[たへ一本]　いづれにても

行幸　後一條

行啓　後朱雀

いみじうけうらに[きよ一本]　一本よし

七僧百僧　疑卷にもみえたり

請僧　此會に請待さるゝ法師共也

思いときたり[と一本]　一本よし

試樂といふこと〇せさせ給[を一本]　いづれにても

七八十の女[おうな一本]　一本よし

今日かの〇舞人[日の一本ナシ一本]　一本よし

かの忌日は[法會の一本][三一本]三[オ]

かしてうか〇へて　一本よし

よみづさ　冥土の土產也

かんの殿　嬉子

大宮　上東

西殿におはしませば　此詞いさゝかきゝ取かねたりたゞし下文[廿三オ]　大宮內侍のかんの殿とのゝうへなさはにしとのにおはします

此○堂（殿一本）の西庇三ウ　一本よし
皇太后宮　妍子
關白殿　頼通
中宮　威子
うちの大殿　教通
二條殿の御方　道兼女
一品宮　禎子
五の御かた　爲光女
三二人（二三一本）　いづれにても
にし面（の南むき一本）の大門　本行こともなくきこゆ
○皇太后宮（大宮一本）○の（中宮一本）女房みな東の廊に○（さふらふ一本）四オ　大宮は上東也
上に女房のさふらひ所をいはずこゝにひとつにい
ふ也一本よろし
小一條の女御　道長女
關白殿のうへ　頼通北方具平女
內大殿のうへ　敎通北方公任女
三位中將　長家
世中のくるま（さるへきやむことなき御一本）　いづれにても
「さるへき（一本ナシ）やむことなき御車ともたちこみぬれは」
上文一本によれは此詞かさなるやうなれときこえ

ぬにはあらず
この南のくら（殿一本）の四ウ
その大門のと（より一本）に○　一本よし
きぬや　朝みどり（りさ一本）十三オ　とは外也いづれにても
みすのあみまより
はきなどのを○物（り一本）　一本よし織（オリ）也
さま〳〵○ある繪（心ばへ一本）五オ　一本よし
めてたき袖（ナシ一本）くち妻（こも一本きぬ一本）とも　いづれにても
わたしたる　いづれにても
なでしこのひきへ（ナシ一本）きなどの
うすもの（ナシ一本）に　一本よしともおもはれず下文此綾もの
うすもの綾は織か
いとゆふむすひ
枇杷殿　妍子也本のしづく卅六ウ　かくて枇杷殿には
四月（治安二年）に御わたりありとある證とすべし
此綾物　織のあやより歟上文みるべし
とのゝうへ　倫子
院の御かた　上文四オ　小一條院の女御これなり
すろう六ウ　或棱鐘樓（えて一本）
大事なりけれどみるに　いづれにても

亂聲をまづしあはせ云々オ六　上文ウ五樂所の物のねさもふきたてさあれはこゝにてその曲をはりて亂聲になる也さておさろ〳〵しうなればいかにおもふに行幸ちかくなりしよし也

あはひにウ六　一本わろし

いら世給程の　一本よし

御こもの内侍ども　下次にその故よしこさわりみえたり

御はこ

頭中將

御はしの　一本わろし

佛の出まへに　おの誤論なし

閑院のたさゝオ八　公季

御やすまくに　御休息所也まくの約めみ也やすみ也

めでたき白蓋ウ八　一本よし

迦葉尊者の室にも

賢古長者の家にも　或校古作護

忉利天上の億千歳のたのしみ　往生要集上本聖衆來迎樂條に此語あり

大梵王宮の源禪定の樂　同上

そのうへ○みな　一本よし

東西南北の御堂○經藏　いづれにても

羅網かゝれりウ九　阿彌陀經七重欄楯七重羅網七重行樹皆是四寶周匝圍遶又觀經にも妙眞珠網彌覆樹上一一樹上有七重網云々さあり

緣○眞珠　一本よし此あたりより下十行ばかりの所は無量壽經上に又其國土七寶諸樹周滿世界金樹銀樹云々といへるを翻案したるもの也

おりぬべし　一本よし

金銀のはゝ　はは葉也下おなし

おびたるかこさし　帶也樹木の葉に雪のけしきみゆるをおひたりさいふなり

かやうに○さま〳〵

七寶の橋

金○の池

たかのすに　中島を洲さいふ也一本よし

寶樓眞珠　往生禮讃に寶樓の字あり

天象一如石云々オ十　或校天象のつめいし

水精のもとひし　礎也基也

莊嚴之

八相成道　三藏法數卷三十如來八相引釋迦譜一降兜率相二託胎相三降生相四出家相五降魔相六成道相七說法相八涅槃相

釋迦佛の摩耶のうけう　右脇也無量壽經にも見たり

難陀跋難陀　八大龍王の内の二龍也

空にて湯　一本よし

はしにて　一本よし

玉の王のひとつむすめ云々　釋迦譜には增妓女とはあり五百人とはなし

いたしたてまつり給ふ後居天　一本よし

見奉りし御年　一本よし

さのく　車匿也

ひてかへり　ひきて歟

王夫人　王は淨飯王也夫人は釋迦の妻耶輸陀羅也

そこらのけ女　一本よし妹女也

ゆつりて　一本よし

曉まで。かたを　一本よし

菩薩聖衆の音かの　一本よし此詞によりて此卷の名をつけたり

かみをみれば　上也

雲に乘て。戲。　一本よし

しもをみれは　下也

こん〳〵　金銀也

寶幰寶幢寶。瓔珞　一本よし

毗楞伽寶

日轉を妙門妙　一本よし

無盡の萬億　一本よし

ゑんまうさうかう十一　圓滿相好歟或校化ゑんの九字一本なし

無見頂のかうへ　三十二相の一也三藏法數

文殊はかの淸凉山には

梵王は鶏といふ鳥に

御八十の賀にやと

毗首羯摩も　八部の一に天部ありこゝその天部也名義集卷二に八部篇第十四に毘首羯摩此云種々工業西土工巧者多祭此天とみえたり

帳鈿の十二　一本よし

○かねの佛器　いづれにてもよろしされど下文にこがねのすゞと云あり

化佛おなじく　一本にてもきこゆされど飾奉ると有

など本行化佛のかたよろし
いきやうくんし　異香薫し也
寶幢（金堂一本）はた　或校はたを幡蓋とあり
強盛せり（きう一本）　一本よし
上○光明王佛（はう一本）
下○金剛輪
かしらいたう十二ウ　頭痛也
祇園精舍のはりすの（ナシ一本）　すは珠の直音也平家物語一源平盛衰記一合せみるべし源信往生要集上巻云祇園寺無常堂四角有頗梨鐘々音中亦説此偈病僧聞音苦惱即除（上文載四句偈）
やまひの僧（そく一本）　いづれにてもきこゆべしされどこゝは本文によるべし
くるしみうす（せ一本）
後土（華一本）に　一本よし
仁和寺の僧正　濟信也疑卷にみえたり
山階寺の別當　林懷也本のしつくにみえたり
御ともに　それ〴〵の御供に也
三えのはこ　三衣の入物也
さう座

中大童子　初花卷七ウ大童子あり中童子あり
つきみ（に一本）やさしき十三ウ　一本よし
かうしやう（綱常一本）　下文おの〳〵さきに○たて（綱常一本）ゝ
なす○へて（ら一本）　一本よし
左右（に列一本）別ひきて　一本よし
しゝのことも
おの〳〵さきに○たて（綱常一本）ゝ　或校常作掌
ともかくもいはれで十四ウ　て文字濁べし
のうのけさ　衣珠の巻四十オ　にもみえたり衲也なふさかくべし但し本居氏字音假字格にはのふとも書へきかとあり又孝云本居氏は和名抄僧坊具に衲俗云能不とあるによれるなり枕册子第六十一段あつけなるもの
さま〳〵の菩薩○まひ（の一本）とも十四ウ　一本よし
はらはへの○鳥（寶一本）の　一本よしわらはへとわざかくべし小印本も誤てはとかけり
その故いとゝ（ナシ一本）　一本よし
孔雀鸚鵡迦陵頻　阿彌陀經彼國常有種々奇妙雜色之鳥白鵠孔雀鸚鵡舍利迦陵頻伽共命之鳥
歌詠する○と（か一本）　一本よし

高山大樹緊那羅　名義集巻二八部篇緊那羅什曰秦言人非人似人而頭上有角人見之言人耶非人耶因以名之亦天伎神也小不及乾闥婆新云歌神是諸天絲竹之神同書上文乾闥婆什曰天樂神也孝云こゝに高山大樹といへるはいかなる意にか後日考へし

行かうは　行香は行道しなから燒香する也高僧傳十二慧紹傳に至初夜行道紹自行香々々既竟執燭然薪入中而坐なとゝある行香とおなし

むらこのくみたけ。ひとしく（と一本）（か十五）　一本よし

講師（ナシ一本）の山の座主　一本よし

事ともは（へ一本）つるきはに（ウ十五）　一本わろし

左右の藏人　職原抄には頭二人とあれと左右とはなし考へし

大掛ふすま（をはじめおこ一本）　二種也

事を（立て一本）まなひて　いづれにても

又おなし　いづれにても

又大宮の大夫（ナシ一本）民部卿　上文の例によるに一本に從べし

ここに（ナシ一本）かつけ　一本よし

皇太后宮　妍子

中宮　威子

宮司（わさナ一本）諸大夫　一本よし宮司をいはゝ大夫もその内に入べければ也大夫は上の句にみえたり

かんのとの丶御かたの　嬉子也御かたのゝの文字いかゝ東宮（後朱雀）の女御なれは東宮方の人取おこなふなるべし。の。は。はと改むへきか

院司とも。（事行ク一本）殿上人達（とう一本）見えて（な一本）　一本よしえは。へ。なるべし

またあらぬ事。なり　一本よし

よその人とち　人々かたり合せてはかゝることも有へしと也

我御このみ　道長一人の好みにてかくまて十分にたらひたるはためしなしと也

御でしともとりつゝ（ウ十六）　重き僧たちはそれ〳〵の御弟子布施物を請取つゝまかてたるさまいとめやすしと也

あまりになりぬは　布施物のおほくて僧たち各々かつきあまるほとなるは上よりのはやむことなし殿かたよりの施物は人しておくりつかはすと也

殿方の布施祿（御一本）　いづれにても

これは物もおほえぬ。まきみ（あ一本）　一本よし

かゝすれは　一本よかるべし
けくるゝほとも　一本よし
。おくり物　一本よし
上達部の。祿　いつれにても
山の座主は僧正　かねて僧正に有へきに
いとくるしうおほしめせと　こゝは上の句にはあつからす御かた〳〵終日の御つかれあれと也下文くるしうおほしめさるへけれはとある照しみるへし
こよひの對面　御かた〳〵いつれも幼きとき御里に居給ひしことをおほしいづれはこよひのたいめんはむかしにかへる御心ちなりと也
め。たう御らんせらるゝは　一本よしこゝにて何也いみしう云々　ひるのほとの事也
覺しめされつるに　一本よし
かの六時。讃　一本よし
よるのさかひ
けふは十四日　開卷に七月十四日とあり
普賢講　拾芥抄下諸僧部　十四日普賢菩薩一件日念此尊除二百廾劫罪
二十五の菩薩　別にしるす

唐の大師のゝ給へり　善導大師をさすか往生禮讃に十往生經を引て善導のしかいへれば也されと源信の往生要集卷下本十二左には唐土諸師云二十五菩薩擁護念阿彌陀佛願往生者とあれは唐の諸師のあやまり歟
藥師如來ふたりの菩薩をそへて極樂におくりとつけ給ふ　つはとの誤か小印本と活本とおなじ古寫本にてもあらは校訂すべし
何事も聞えさせ給て　何事もと云詞おだやかならす
一品みや　禎子
三尺の御几帳に云々　いつのほどにか御たけ高く三尺の御几帳の上に出給ふと也
二三とはかりそらせ給へれは　小兒のほと髮をたひ〳〵それは髮ふとくなるを今はわつかに三四度なれはほそくめてたしと也
ことしこそは十一に　一本もわろし本行もわろし長和二年七月うまれ給ふつほみ花にみえたり　治安二年にては十一也されとことしは二年也此卷首あやまりて三年とある也その三年に合せて後人の追改したるもの也その實は十也或校ことし歪すらめ一本なし

うらやましう十九ウ　上東の御心に妍子は一品宮を子にもたせ給へはうらやましき也此事御着裳六オにみえたり

かくて夜ひはここ一本　一本よし

くるしうおほしめさるナシ一本へけれナシ一本は　終日の事にくたびれ困し給ふ也上文十七ウにもくるしうおほしめせさあると合せみるべし一本にてもおなし

上達部參らせ給ふ一本廿オ　一本よし

みかどものしみかへり給へるほどものめでせん人はみかどゝ句を切てよむへしいたくものめでする人たちは此みかどを見奉りてはといふ事也

御車よせて　こゝは御堂より所々を見ありき給ふ也還御にはあらず下文廿二オ　さてかへらせ給と有ももとの御堂に也還御はその下文にありくちには　ひとつ車に五かたのり給ふ也その車の前のかたに也

大宮　上東
皇太皇后　妍子
中宮　威子
かんのとの　嬉子
一品宮　禎子

から御車

けふはえしり奉らしま一本　一本よし今日は道長公一門引さかりて也

むら〳〵におくれ給へり　よその家々におくれて也謙退なるへし

もろこしにも廿一オ　もははの誤歟

おはすやうる一本　一本よし

かくて阿彌陀堂に　一本此下はけふは盂蘭盆經かうせさせ給へはいみしうたうとくあはれに聞しめすとあり七月十五日なれは盂蘭盆經もよしあれと本行のまゝにてよく聞ゆ

「參らせナシ一本給ひつゝ佛をも」　前段本行のまゝにすれはこゝも一本を用さる也

御堂をに一本もみたてまつるる一本らせ給にへは一本廿一ウ　こゝも本行のまゝにてよし

供養の日　きのふの十四日をさす

みや〳〵のナシ一本　一本よし

さてかへらせ給ぬれはか廿二　御かた〳〵御車にて所々見めくり給ひて又もとの御堂にかへり給ふ也

さるへうしるし　此度御かた〳〵御供して參りたる殿はらに御供に參りたるしるしみせ奉らんと也しるしは下のかつけ物是也

皆ことつき。しかと　いづれにても

文集のかふの文　こゝに誤字あり本文をそのまゝにこゝにあぐ白氏文集巻四樂府繚綾念女工之勞也 織者何人衣者誰越溪寒女漢宮姫去年中使宣口勅天上取樣人間織々爲雲外秋鴈行染作江南春水色廣裁衫袖長製裙金斗熨波刀剪紋異彩奇文相隱映轉側看花花不定昭陽舞人恩正深春衣一對直千金汗沾粉汗不再着曳土蹋泥無惜心

こゝろなしとも　一本よし

までいて　一本よし

中宮うちに。いらせ　一本よし

にしとのにおはします　上文かんのとの大宮西殿におはしませは

もろこしの人は　文義未考その人をあしくせんにはまつその人に油斷をさせんとて無事閑暇にしはしあらせんといのりのろふといふ諺あるならんその出處未撿出今道長公の御いきほひ猛にさかんにみ奉る人までのとかなるはかのもろこし人のいのりのろひてかゝる無事にて月日をわたるかとまてにおもふと也

いとまあれ　新古今赤人百敷の大宮人はいとまあれやさくらかさしてけふもくらしつとあるいとまあれとおなし詞也

玉臺

此巻にかたのゝあま君かくもりなくみかけゐ玉のうてなにはちりもゐかたきものにそ有けるとよめるよりかくは名つけたり御堂のたふとき事をむねとかける巻也淨土三部經をはしめ五部九巻往生要集などよりかけるものさみゆる也なり〳〵は華嚴經または般若心經なとなもましへたり〇大鏡にはたまのうてなの巻とあり

御堂あまたに　道長公種々の堂をたてたまふ也疑の巻九　御堂々々かた〳〵さま〳〵つくりつゞけとあり

例の尼君たち　下文にはおほくみゆれども上巻には見えぬを例のとあるはいかゞ

あくれはまゐりて　いづれにても

よをすくす　生涯をおくると也

四五人ちぎりて　契約をして也

例時　六時のつとめをいふ
いぬふせき　枕册子にもみえたり雅言集覧に佛前の格子をいふとあり
乘急の人ー(ウ)　乘はさとり也定とかくべし戒定慧の三學と常に云事也
聖衆來迎かとみゆ(らく一本)　源信の往生要集に十樂をのせてその第一を聖衆來迎樂といふされば一本もわろからず
をんしやうきかく　音聲伎樂
五智ニ(オ)
草庵にめをひらく(ふさ一本)あひだ　往生要集上(聖衆來迎樂)　草庵瞑目之間便是蓮臺結跏之程　自注依觀經平等覺經幷傳記等意　とあるよりかくはかけるなり一本よし　寛永十七年刊本に瞑レ目とあれとひらくは誤なることと論なし
こと耳に分明なりニ(ウ)(れう〳〵一本)　一本よし了了分明は觀無量壽經第十觀にみえたり
これこそは見佛聞法なめれ　かの十樂の中第八は見佛聞法樂といふ
心に五す(ところはこれ一本)　以下十樂の第五快樂無退樂にみえたり一本よし原書云處是不退永免三途八難之畏壽亦無量終無生老病死之苦心事相應無愛別離苦慈眼等視無怨憎會苦白業之報無求不得苦金剛之身無五盛陰苦一託七寶莊嚴之臺長別三界苦輪之海
おそりを(れ一本)　いづれにても
命は又無量也(ナシ一本)(なれば一本)　一本よし
しむけんとしてこれは(心と事とあひかなへる愛別離の苦もなし慈昭ひとしくみ一本)　一本よし
怨憎ゑ。く。なし(の一本も一本)　一本よし
百ほうなれば(白業の一本)　一本よし但自は白の誤也
福徳期なし(求不得の苦も一本)　一本よし
五障おもくなし(盛陰苦一本)　一本よし或校五盛陰の苦もなし
一度に(ナシ一本)　一本よし
七寶莊嚴本をむねとして(の臺につきぬればながく一本)　一本よし
三界の苦界にわかれぬ　以上往生要集の文也苦界は原書にすがりて苦海とかくべし
のちの御堂(うしろ一本)　一本よし
となる人の(を一本)　一本のをはほ歟通行の人をさすか又隣の意かさては一本わろし
このかたの丶尼君(ナシ一本)　一本よしこのと指へきいはれな

し下文七にも此あま君の歌あり
くもりなく　此歌より巻の名は出たり
北南東のかたに　西方の阿彌陀如來にむかはんさて也
こがねのふつきなり　佛器也
なめすゑ　ならへすゑ也おしなめてのなめ也。めどもへとも云へし
るりのつほ　源氏
花水のくや三　一本よし
それにより　一本よし
さきしるくとも　時を知る具也土圭也
たかつき一に　一本よし
めぐり。たてまつらせ給へり　御佛おほく有てそれ〳〵にかやうに奉る故にめぐりてといふなるべし一本にてもおなじ下文におの〳〵佛とあるにても御佛一體にあらぬ事しらる
眉間の光毫四　一本よし觀無量壽經第九觀　眉間白毫右旋婉轉如五須彌山佛眼如四大海水
五須彌　觀無量壽經にみえたり上に引か如し
頻婆くわ　くわは果也翻譯名義集五果篇第三十二頻婆此云相思果色丹且潤
たいさうゐきいつくしく
そむよう　尊容也
みめう法身　微妙也
光中。化佛無數億　いづれにても觀無量壽經第十觀一々光明有無量無量百千化佛
むろ萬德四　無漏也
慈悲の相は眼にあり　いづれにても
弘誓。相　一本よし
「智惠の相は眼にあり」　上文に眼あり一本然るべし
妙好かう貴の　光明か一本よろしからん
十りきむゐ　十力無畏
大定智悲
初觀の衆生
諸佛等又相好。光明
萬德圓滿相好光明也
しき即是空　般若心經
一色一香中道にあらず五
すさう行しき　般若心經
即三道彌陀佛

この比くさう　或校空寂
一たいむけ　或校一體無礙
かみはしに。觀音勢至
花嚴經の偈に
またわうさうのむす劫　無數也わうさう或校往昔
御念珠のさき　一本よし
からなてしこらんれんくゐ　紅蓮華もよろしかるべし
下文オ十四　からなでしこをさなから
うつさせ　いづれにても
堂童子　疑ウ十二
れいの尼君のかごウ六　此卷のはしめにオ一れいの尼君
たち
三時の花。みやつかひ　一本よし晝夜にて六時故晝
のみなれば三時也
いみしさあまの　一本よし
五根五力。菩提ふん八聖道　阿彌陀經其音演暢五根
五力七菩提分八聖道分云々とあるにてかけり一本
のよしあし原文にてしるべし
やまひ。もなく菩薩のこゐにたふれば　一本よろし
王聚淨戒はしらし

春宮大夫殿　賴宗
御かたにウ七　一本よし
けふくれて
承仕　上文オ六下ウ六十一
而善圓淨如滿月云々オ八　善導往生禮讃中夜龍樹菩薩願往生禮讃偈
俱尸羅　俱翅羅鳥ご云鳥なり名義集にありや考べし
惠琳音義には所々にあり原文には尸を翅とかけり
梵語也
君八欲に知　一本よし
などか。わたりに　一本よし
法興院までつくりつゝけウ八
みな。さわぐ所につくり　いづれにても
ゐられたりご。こぼたれなん　一本よし
たけぐまのあま君オ九
のりをおもふ
山の井のあま君　後拾遺雜三には井手のあま君とあ
り
いにしへは　同上
物がたりをもいひしに　一本よし
うらやまし　かけならへたるごいふこと未解

おほぞらと
池水に　玉葉釋敎
十六想觀（せ一本）　第二は水想也第五は八功德水想也
佛の○瓔珞に（オ十）　いづれにても
法師品の淸淨光明（オ十）　法華經第十若說法之人獨在空
　閑處寂寞無人聲讀誦此經典我爾時爲現淸淨光明身
云々とある偈也こゝに寂寞無人聲とあるといとね
・ふたけなる聲とかけあはせてかきたるなるべし
我昔所（せ一本）諸惡業云々　一本よし○八十華嚴行願品也
御せほうの（オ十一）（ぼ一本）　懺法也うはふさかくべし
かの往生惡集の　卷上○（水蓮華初開落）
普賢の願海いる（なき一本）　願海にとあるべし
ほねをとほす。以上往生要集の文也一本よし
六根懺悔のわたり
あたしう（生一本）　一本よし
過去空王佛云（合一本）令得佛
れいの花の朝露（ウ十一）　上文（ウ六）　花こに花のあれは例の
　尼君のかとおほせられて
この尼たちいみしき云々　文義未解
はなこ　上文（ウ六）
・
あさまたきおきつる（り一本）（オ十二）　折○なるべし一本にしたが
　ふべし
君がため
露○おき（も一本）つらん（け一本）　一本のかたしらへよろし
十方佛土云々（ウ十二）　朗詠佛事（私注極樂寺建立願文慶保胤）　又源平盛
　衰記卅九にも
みゝとまりて　何
いひおき給はん內記の聖　內記の聖とは慶保胤の事
　にて內記といふ官をつとめられたれば也此八十方
佛土云々と云文を作られたるよりかやうに云也但
給はんの詞いさゝか心ゆかず給ふとか給ひしとか
ありたし（給けんにてもよけれどもこれは下文の多武峰の方にいへはこゝは給けんにてはあるまじくおもふ也）
おほえ給　こゝは入道が聞給ふ所にあらず今まかつ
　る尼君とみゆればおほゆとあらまほし下文にかく
てまかてゝと云詞に引合せてみるべし
多武峯の少將　九條師輔公の御子高光少將の御事に
　て此歌は月宴の卷（ウ廿八）にみえたり
あるさと人來てまゐろ（つ一本）　一本わろしまゐろはそのものゝ
　自稱也
龍樹菩薩の十二禮拜（オ十三）　往生要集上（末正修念佛）

稽首天人　善導往生禮讃（中夜龍樹菩薩願往生禮讃偈）

南無四十八願云々

南無無變光佛　無量壽經上卷云是故無量壽佛號無量光佛無邊光佛無礙光佛無對光佛𦦨王光佛清淨光佛云々とあるによれば變はこれ邊のあやまり也

中大高く　大日如來なり中大とは本尊の事也音樂の卷十一オに中尊たかくいかめしうおはしまして大日如來におはします

釋迦牟尼佛云々至般若波羅密　觀普賢菩薩行法經の文なり原文云空中聲即說是語釋迦牟尼佛名毗盧遮那遍一切處其佛住處名常寂光常波羅密所攝成處我波羅密所安立處淨波羅密滅有相處樂波羅密不住身心相處不見有無諸法相處如寂解脫乃至般若波羅密是色常住法故如是應當觀十方佛

常勿光　原文寂光とあり

淨波羅密　原文に常とあり

あゐけうのところ常波羅密十三ウ　原文には所安立處淨波羅密とありさてはゐはむの誤けはりの誤常は淨の誤也

六波羅密　原文には六を樂とありらくさろくとあやまりたるなり

心えの性に所住せる所　一本もわろし原文には不住身心相處とあり

五大堂　初花廿七オに五大尊の御修法をおこなはせ給云々とあり此五大尊を安置したる堂と聞えたり

みな淨衣そめたり

はう〳〵の聲

降三世軍荼利　荼は茶のあやまり也初花廿七ウ　軍陁利とあり紫日記の標注に壺井氏のいへるやう五壇御修法とは□□降三世軍荼利大威德金剛夜叉等法也考云□□は不動二字歟

金剛夜叉は釋迦佛とき〻奉るに

第十六釋迦牟尼佛十四オ　法華化城喩品

すこしみつかせ給へる

金剛索智のけんを　この詞心得兼たり不動經には如大刀劍摧破魔軍亦如羂索縛大力魔とあり索智と云事いかゞ

一持生々加護　不動經末に後人添加の偈ありこれに一持秘密咒生々而加護と云句あり發心集五不動持者に生々而加護の誓をたがへしとて

又見我身の發心　又同書の下文の偈に見我身者發菩
提心聞我名者斷惑修善とあり
またいぬゐの方のへち院のうへのおまへの御堂　倫
子建立の事は本雲卅一ォにみえたり
からなてしこを　上文六ォ
さるべきやむ事なきそうともすゑ(ナシ一本)十四ウ　一本わろし
僧綱達尼(あひ一本)まじり　一本よろしからん
おほきみ　きみはみきの誤ならん御酒也
なにくれのくふうたち十五ォ　くふうは工夫にや水汲
めしたきなどの類
たもとあけたる　立はたらく故に也
ち火ろ　地火爐也
おまへにて東宮よりはじめ　おまへは道長公也佛に
そなへたるものを東宮よりはじめに配分する也但
さうしものといふ詞こゝにてはいかゝときこゆ
信解品十五ウ　法華經第四
十方諸佛雲集院云々
なにくれのくふす十六ォ　供奉也僧の職名也
願我生々盡未來云々
上士くたう(僧正一本)　或校常得値遇

法花經住す生かいくせい
てんほんしてよむ十六ウ　かへん點を付てよむ也
とゝのへ(な二本)　一本わろからん
日出事淨土も　誤寫か日出度事か目出度淨土とつゞ
くにや
來年はうへの御賀やひめみやの御もきや　來年は治
安三年也うへとひめぎみとは倫子と禎子と也此次
の巻は御裳着也その次の巻は御賀也
いほめかしう(二本)　本行にてよし一本ならばいかめしう
とあるべき也
三位中將　長家也大納言齊信むこにし給ひしこと本
のしづく廿九ォにみえたり中將より中納言になり給
ふ故にいまひとしほといふ也
大納言　齊信
中宮大夫　齊信也本のしづく廿九ォにみえたり
大炊御門やけにし　本のしつく三十ウ
このさしき　齊信のさしき也日本紀略にてしらる
四條大納言十八ォ　公任也本のしづく卅五ウ　大納言のひ
め君天王寺に詣て給ひし時そのかへさにうせ給ふ
ことあり

さだよりの君　公任の子にて姫君の兄也定賴也
みるごとに
大納言　公任
いもせ山　兄弟にてかなしくおもへば父子にてはいとゝ也
おほしきこそ[わたりける一本]　いづれにても

御着裳

三條院の女宮一品禎子御裳着の事をしるす卷の始に一品宮の御もきさてと云詞あるによりて卷の名とす長和二年七月うまれ給ふよしつほみ花の卷にみえたり〇大鏡には御もきの卷とあり

四月にはオ一　治安三年四月也下文にてしらる
枇杷との〇[の一本]一品宮　一本よろし枇杷とのは妍子の居給ふ所也一品の宮は御子の禎子也玉臺十七オに來年はうへの御賀やひめみやの御もきやと有此事也編年紀略に無品禎子內親王著裳即叙一品とありされど木綿四手の卷に一品になり給ふ事みえたり三條院御在位の程也編年紀略とはその傳へことなり
大宮　上東也
三日のほど〇[の程なれば一本]いみしき　一本よろし下文八オ三日はおはしますべけれども云々とあり

四月一日〇そ[に一本]　一本よろし
土[宮毀一本]御門殿へ　下文ニオに土御門殿とありされど一本もよしおなじ所也御賀の卷一オにも此異同あり大宮の御所にてその宮へ妍子か禎子をつれてゆく也
いそぎたちたり[さわぐへし一本]　いづれにても
からきぬ〇[の一本]物こし一ウ　裳のとあるべきを物とあるは借字なれどその實は誤なり裳腰の意也
すちをやり
御おくりもの[として一本]　禎子のかへり給ふときの爲に也
まゐりなんさふらひける　一本よし
しとゝのへ[シトヽノヘ]　爲調也
中宮　威子
かんのとの　嬉子
關白殿　賴通妍子と同腹なれば此音信ある也內大臣もおなじ威子嬉子もおなじ
內大臣　敎通
えきれてなし二ウ　此處誤脫あるべし
院よりも二ウ　小一條也一品宮の御兄也
歌〇[な一本]とも〇あ〇[皆一本め一本]れど　いづれにても
式部卿宮中務宮より　敦儀敦平也一品宮の御兄也朝

みどりヶ廿二に中務宮とあるこの中務宮也

ききめのみな刻也そのほと〳〵をわかち給ふ也一本よしともおもはれす上の句になさとあり

覺しえり　一本よし

まさきま　まさりさま也見はてぬ夢四初花五十九にも此詞あり

それをもたる人もありけり　おたやかならぬ詞なから強ていはゝ人數なとは大やけの御さためも有へしたゝ彼より此はその人品すくれたるなとをわかち方に持て有といふなるへし

大殿。御心の　いつれにても

關白殿を三　を文字必誤なるへし關白との一致にはしかねて道長を彼是とせめ給ふ也を。文字衍歟

つとめてみやにまゐらせ　關白也みやは枇杷との也かの土御門との　關白との枇杷とのよりまかてゝ

又大宮のかたに也

殿も　關白との也枇杷とのよりまかりて土御門とのにゆき給ふほとにといはらも土御門とのに來あつまり給ふ也。

卯時　一本わろし下句に辰の時とあるを考へし

大宮は御こし　これは姸子也大ノ字衍文か大宮とありては上東にまかふ也御賀一にも姸子の御こしを奉るべきに御車にてわたらせ給ふことあり殿上花見一おりゐのみかとの定にておはしまして御車にてのみとありおりゐのみかとにても御輿に奉るべきを事そきては御車に奉ることもあれは今御車に奉ると云事ならん

五の御方　爲光女

關白殿内大臣。をはしめ　こ小野宮内大臣一本　小野宮は實資也一本もよろしからんさて關白殿は枇杷殿よりまかでゝ土御門殿に來給ふよし上にみえたるをこゝに御供とあるいかゝ土御門殿に來給ひて又枇杷とのへふたゝひ行て御供し給ふ事にや可考

土御門殿枇杷殿とほからぬ　拾芥抄の圖にてちかきをしるべし

ふるき沓　るはかの誤か小印本未考或校ふか沓裝束拾要抄上に淺沓あり深沓ありその深沓甚雨深雪のとき着用と有に今こゝに深沓を用たるにより下文におもてあかみはつかしといふ事もある也けりやんことなからねと云々　三位以上を重しとする也

四位五位故にやむことなからぬと云也おもくはなしと也

みなおもて　赤面する也淺沓にてしかるべきを今深沓故に

見給見るをは　さきよりこの方を見給又これより彼を見也彼此相合故にわひしくたもふ也又は見るはへるの誤か

手ひきにて　牛なからは門に入らす大宮をうやまふ故也御車を人かひきて也

すりものさまさもなれと　一本よし又すりもか當然なれとたゝそのさまのよろしきのかさては本行もよし

南四間かけて四　一本よろし

宮の御方も不斷○御讀經　一本よし宮は大宮也　上東をさす

或校もをのとあり

あるへきやうは○寢殿に　一本よし俗に一躰ならはと云事也

まらうとのみや　姸子也

御覽せさせんの　姸子に也

からにしき　一本わろし

御くしあけに辨五ウ

あふみの三位ぞまゐるべければ　一本よしつぼみ花四オに御乳付には東宮の御めのとのあふみの內侍をめしたりとありこゝに東宮と云は今上後一條也御乳付とは一品宮うまれ給ひし時の御乳付也三位といふは內侍の事なるへしつほみ花十ウの下文にあふみの內侍加階の事あり此時三位にやなりけん朝綠に二ウ今上に威子入內の時に近江三位とみえたり

この一品宮の御かつけ　一本よし

大宮○春宮をこそ　一本よし春宮は後朱雀也內は後一條也大宮は上東也

覺しめしけるに○　一本よし

たゞ今の御ありさまながらうへに六オ　一本よし後一條をさす

宮々　上東と姸子と也

あすもとて　上東はもとの寢殿にかへり給ふ也

又このみやの御おくりに　姸子か上東の御おくりに也

御おくり物に　上東より姸子へ也上文一ウ大宮には姬みや御おくりもの云々とあるは次下八オにみゆる

也こゝに云は臨時の事也
えもいはすしかさねたる　いづれにても
もゝまきばかりのみはあるまし
いまのよのしきし八帖ウ六
おくり物には手箱オ七　いづれにても
女の裝束二くだりづゝ　内侍すけのみならばつゝと
云辭いかゞ脫文にても有にや
にかひ　二階也類聚雜要卷四に圖あり
給はり給つる樣なる　一本よしされど十分ならず給
はりたるとありたし
三人加階ウ七　編年紀略にもみえたり三人の名下にみ
ゆ
まらうとの宮の御かたより。一本もよし
ものいみも　落涙也
三日はおはしますオ八　上文一オ
みこひたりオ八　御子左兼明親王也
道風がかきたる萬葉集　仙覺が萬葉の跋にもみえた
り
大宮の御めのとオ　一本よし
枇杷殿ウ八　姸子也

萬燈會　こまくらへウ十三に道長公はつ瀨にて萬燈會
ありしことあり今昔物語十二第八
みなてうてつゝオ九　一本よし
寶珠　或校寶樹
りんとうは　輪藏也一本よし
あみをかけて　小阿彌陀經
こふ車　竹取物語　今昔物語一第廿九
みつの車　法華
孔雀鸚鵡云々　小阿彌陀經
舍利加陵頻　翻譯名義抄畜生第二十二迦陵頻迦此云
妙聲鳥、舍利、此云春鶯
をしあしや
てかうウ九　一本もよし或校殿下燈
こゝろをやりてしそしたり　しそしのそしは詞也し
は爲也
きそくめく　氣色めくにてけしきをするをいふなる
べし
かゝのみこ　或校賀陽親王
さいくは　細工は也
しやうぞきて　一本もよし裝束也

億千萬○こそ　一本もよし
みてたる　一本よし
前阿彌陀佛　或校前を新とす
十二方淨土　一本よし或校二字なし
悲相悲々想　悲は非とかくべし
み丶きかぬものはみきかねど　み丶きかねの誤なら
ん
法興院の萬燈會
阿闍世王○石の　一本よろしからん出處可尋
東方の萬八千　法華序品佛放眉間白毫相光照東方萬
八千界
まくさのたね殿のきた　一本よろしともおもはれず
をこがましう　今俗に用ふるは轉也こ丶は本義也
この南のかたのむまはみかど　一本よしともおもは
れずむまはのみかど歟さらば馬場の入口の門と云
事ならんむまばのおとゞと馬見所を云へば也
かのすみのつい丶ち　一本よし
宮との丶うへ　上東と倫子と也
○わかうきたなき十二オ　一本よし
もころも

はくろめ　齒黑
けせうせさせて　化粧也
堂あるし　一本よし
くろ○かいねり　一本よし
はうにと云物　頬紅粉歟もししからはほ丶とかくべ
し用捨箱中第七
又うむかく　田樂也一本よし田樂の事は別にしるす
さゝら　これも別にしるす
たつ丶み十二ウ　皷也手か田か
いみしう○つらしう　一本よし
きあつまりけむ十三オ　いづれにても
さみたれに
う丶るより　三の句大そらに　一本よし大空を識とするよし也
早苗う丶る十三ウ　下句一本　してのたをさとむへも
いひけり一本よし
ほと丶ぎす
かばかり○しつくさせ十四オ　一本にても
いつ○か　一本も心ゆかず本文も十分ならず　方々より道長
をうらむ人なきをいふいつ方へも
おぼつかなく音信なし給ふ故也

日比ひさしき事にてヵ十四　これは御四十九日の御法
　事の間を云ふ
御四十九日　落くぼ三ヵ廿九
あみだ經四十九巻　四十九日を行ひ給ふ故に四十九
　巻歟四十八願を表するならば四十八巻なるべきなり
院などにもヵ十四
僧膳
只僧の事どもふナシ一本　いづれにても
五人の講師を一本して十五ヵ　一本よし
十千のいほ云々　いほは魚也
○五日十きの程　別にしるす一本にても
うち川のヵ十五
講師たちは○御返し　いづれにても
まことに○うちにては云々申ければり一本　此下一本にうち
　川のあしろのひをも此頃はあみだほとけによること
　こそきけ　孝云まことより以下後人竄入なるべし
　一本もよろしからず一本のうたは實方集にあり
實方　師尹孫定時子也尊卑分脈に王卒の年月みえず
　拾遺後拾遺の作者也
なかくすむとぞ。　いづれにても

春宮大夫　此下に一本頼宗一本俊賢
中宮大夫　此下に一本能宗一本齊信
あきのみやにぞ　一本よし
權中納言　此下に一本長家
雲ふきはらふ　一本よし
すみわたるべき　一本よし
左兵衛督　此下に朝任一本公信一本
右兵衛督　此下に經通一本敎之一本
權亮　此下に兼房一本
見ゆるにまさる　いづれにても
右大辨　此下一本定頼一本朝經
羽風にみゆる　一本よし或校羽かすも
左頭中將　此下に一本公成一本相任
ことなるも　一本よし
右頭中將　此下に景基一本公成一本
藏人少將　此下に資通一本隆國一本
右少辨のりたゞ　義はのりとよむ字也
ためまさ
きみか御代かは　一本よし
うたはへて　此下何恒河のすめる故事か御賀ヵにわ

うかの水のすみはしめ云々とある併みるべし
式部丞つねなか（小輔一本　賀長一本　か一本）
けふのみと
女房　此下に一本の中とり題二を一によみてとあり
○きこしめして（か、るとこを一本）　いづれにても
ふるさとを　入道との遁世されて出世間の身となりての後なれば此よの中をふるさとゝいふ或校月のよそ
そむけども十九ウ　一本下句あかふるさとそこひしかりける　上東あまなれは初句にかくいふ也
内の大殿　教通
○くれて月（月一本）　いづれにても
定頼の君　公任の男也公任の女は内大臣の室也
月のいる　或校月のいづる

御　賀

道長公の北方倫子六十賀也御著裳の巻のはしめにくはしくいへり
此巻八ウいつもものめでたきなかにとはこれを御賀とはいふにこそ有けれとあり○大鏡には御賀の巻とあり
土御門殿（京極一本）　いづれにてもよし御着裳の巻にも此異同あり

心々（所一本）の前栽の（草一本）　いづれにてもよし下文三オ所々の草前（ナシ一本）載○うちしもかれ（の一本）
大宮かんのとの　上東嬉子
皇太后宮　妍子
一品のみやのたてまつらぬか　御着裳三オにもおなじさまにかけり
五の御かた一ウ　是も
はまゆふ　今濱おもとゝて熊野濱へにおほし莖の皮いく重もかさなりてありとぞ万葉巻四の略解にいへり拾遺戀一にもみえたり源氏をとめの巻湖月本四十三ウ落くぼ二ノ下廿一ウにもみえたり
中宮　威子
おはしますところ○寢殿（と一本）　一本わろし
御ちしきよそひ　類聚雜要四に地敷の圖あり
三宮一品宮かんのとの　上東妍子威子禎子嬉子也小一條女御は同腹にあらねはこゝにつらならぬなるべし
うへの御れう　倫子
殿上人（との二本）
みつるありさま　滿也

なみゐさせ　三宮　一品宮　倫子
さうすき（たニ本）　いづれにても
こさわりにみえ（て一本）をかし　一本よしつねは宮たちの
女房のつらとおなしくては君臣の辨別なしとてか
たはらいたくおほす故におのづから女房もいさゝ
かは心けしたるをけふはと也
寢殿の南　或南を北とす
南對のひんかし（は一本）　南對と云事未考或枝西對
かむの殿の御方の女房　いづれにても　嬉子也
東の（對一本）にしみなみ　一本よし
から（の一本）あや　いづれにても
しきしまや（三オ）　御國の事也
みなもえにし　上卷（玉の村菊）長和五年に焼たることみえたり焼
失後六七年也
うゑさせ給へるに（一本）　いづれにても
四尺の屏風云々　これは前栽を屏風にたとへたる也
つねのり
ひろたか
よりすけ
所々の草（一本）前栽（の一本）うち　いづれにても上文にも

はしたて　天のはしたて也
あひしさまさり（めでた一本）（三ウ）　一本よく聞ゆ
あけはりへいまん
つなのいろ（ろ一本）おとろ（いと一本）く
かうめいの（昆明一本）池の水の春秋のいろなかれかはる
伊勢かちりかゝるをや　古今春上伊勢　年をへて花の
かゝみとなかるれは散かゝるをやくもるといふら
ん
よみたりけんもおほえ（ナシ一本）　いづれにても
はたばりひろき　拾遺秋法橋観教水うみに秋の山邊を
移してははたはりひろきにしきとそみる
わかかの水のすみはしめ　黄河の水のすむことはな
きこと也宋書卷五十一附傳　鮑照河清頌を作る其序
に傳曰俟河之清人壽幾何傷不可見也とあり
侍從大納言（四ウ）（臣一本）　行成
えま（し）しう　一本よし
四人まひ給
左衞門督　兼隆
右馬頭かねふさの前（君一本）　一本よし兼房也
帥の御子　帥は隆家也

つねすけ　經輔

藏人小將よしより。は　左兵衛督中将宰相近少将實康によしより一本　良頼也此一本よろし此一本に从はされは上文四人の數たらす　兼房經輔良頼（實基の代り）實康これ四人なり　一本の左兵衛督は公信也

帥中納言　經房

さねもと　實基

なやむ五オ　病氣也

かたては（實量一本）　いづれにてもきこゆべけれど一本のかたたしかなるべし萬歳樂のかたてと云事也賀殿は樂名なれは論なくきこゆ和名抄にも拾芥抄にもみえたり

源大納言　俊賢

あきもと　顯基

皇太后宮權太夫　資平

すけふさ　資房

ともたふ　朝任

もろよし　師良

なりまさ　濟政

右馬助みちなり　資通歟下句のすけみち是也

すけみち　上の句右馬助みちなりの事をくりかへし云也これによりてみちなりと　あるは誤の事しらる

衛府ならねは　衛府にあらねはよろしからぬこと考へし

藏人なれは云々　この衣藏人にあらされは着用ならぬにや考へし

おまへの庭に五ウ（ナシ一本）　一本わろし

つねみち　經通

かくれゐさせ　道長公入道なれば今賀莚故に斟酌してかくれ居給ふならむ

東宮大夫　頼宗

すまゐきみ　頼宗の子兼頼也すまゐの義未考されは假字も詳ならす活字本にゐとあるによりてしはらくこれに从ふ

らくそん（さ一本）　舞名也

うへにひの六オ（もの一本）　一本よし

さいへとこゝちゝよしもちか子と也六ウ（に一本）　一本よし此處頼宗（東宮大夫）の御子の舞をほむる處なるに父よしもちと云こと未考介錯に出たるまさかたの父の事歟實考べし

故女院の御賀　東三條詮子也長保三年十月の事にて

鳥邊野巻十五ォ　にみえたり土御門殿にて有し也
關白どのと東宮大夫とぞ　頼通と頼宗と也此事も鳥
邊野巻にみえたり
明後年七ォ　萬壽二年也道長公六十歳公卿補任一條院
寛和三年廿二とみえ三條院寛弘八年四十六とあり
これを證とすべし
内大臣どの（と一本）〻　教通
ひるの樂。（ナシ一本）よりも　いづれにても
はしらまつてまた　一本よく聞ゆ
こゝにこもしたえ。（う一本）はこ　いづれにても
ときはの松（の一本）もいとゝのどけく（き一本）　いづれにても
けふはさは八ォ（に一本）　新下裁慶賀
にしきかやさ。（みて一本）なん　一本よろし
かをりはかくれなき　古今春の夜のやみはあやなし
梅のはな色こそみえねかやはかくるゝ
七大寺めくり九ォ
こゝもなれど（は一本）　いづれにても
あるものまねひなるべし　いさゝか詞たらず
のちにきゝしかは　は文字衍文
されもど　上文四ゥ

身にものゝねして　上文五ォにはかになやむ事ありと
みえたりこの詞いさゝかたらず
帥中納言（なし一本）　經房也　上文四ゥ
いかにいとをしからまし
かの君　されもとをさすさねもとわつらはてまひか
なてゝつくしにてはかなくならはされもとの心い
かはかりならむと也又はかの君とは中納言をさし
て中納言は無事にてみやこにそわか子のえまはさ
る事をきゝなはいかにくちをしく親の心にはおも
はんといふことかよく考へし

榮花物語抄卷六

後悔大将

此巻七オにけにこのころぞ後くやしき（いの一本）大将とも聞えつへしと有により巻の名とす是は左大将敎通の北方わづらひ給ふ時物のけのいふにあさむかれて加持をゆるめたるに俄にはかなくうせ給ひしを大将のくやみ給ふなりくやしきとやよまんくいとやよまん源氏物語の抄物に六條御息所の姫君を後に秋好中宮といふ葵巻河海抄より此號みえたりこのむかすきか今たしかにそのかみの呼法しれがたしいつれにてもよろしかるへきかこゝのくいくやしきもおなしことわりにこそされと本居氏の玉勝間巻十一に此巻の名を後悔しき大将とかきたる所あり本居氏は後くいとはよまさるなり嶺月オ十四に後のくいといふことのやうになんとあるは小一條女御娍子のなくなり給ふ時のことなり今此巻の名後のくいとはよみかたし狭衣物語巻三中の七ウわかこゝろの何事にも後くやしきとかしとあり本居氏はこゝらをおもひて さはかゝれたるにや○大鏡にはのちくひの 大将と ありひはいと改へし○或校後くいの大将

内大臣殿のうへ一オ　敎通の北方也日蔭のかつら廿三ウに敎通と夫婦になり給ふ事みえたり玉村菊一オに女君うまれ給ふことあり

なり給へるを（に一本）　いづれにても

すくさせ給へるか（を一本）　いづれにても一本にしたかふ時は上文も一本によるべしを。文字重なりて聞にくし

れいの小二條に　日蔭のかつら廿四ウに四條宮の西の對にてむことり奉らせ給ふとあり玉村菊一ウには七月にあたらせ給へりければ四條宮にてあしかるべしとて殿の三條に家もたるか許にそわたらせ給けるとあり同巻二オに日比あるべきかぎりの御ありさまにて四條宮にかへらせ給なりたうにさま〳〵の物かづけさせ給ふとありこの後小二條にすみ給ふ事ありしならん下文十一オに女君なくなり給ひて後小二條にかへることあり拾芥抄諸名所部に 小二條 御堂殿以下大二條傳領二條南東洞院東南北二町

わたらせ給ふとてもまたこゝをみんとすらんやと　小二條よりわたらせ也その時に姫君のまたと此處をみへきやみる事はあるましきよしの給ふなりやはやはのやにて反語也いづれの所にわたらせ給にか未考

おそろしうおもひ　ふさはしからぬことを姫君の給ふ故になり

大納言殿　公任也姫君の父

あまうへ　具平女也公任北方にて姫君の母

わたらせ給ぬれは
御湯ゆてなどせさせ給へれば　月宴にもみえたり正
月六日七夜とあれは出産後やがて入湯をしたるに
や此比の産婦はしかるものにや
こせちのきみ故參河の守方隆ヵ二　五節に出たる事上
にありや可考
殿の御ありきもなかりければ　教通也産穢也拾芥抄
下觸穢部たしかにはみえね併せみるべし
いたゞき餅　下文ヵ九にもみえたりはつ花ヵ十五には
やく出たりそこに云へし
めつらしげなき　多産なれば也
又よさりの御遊との丶　いづれにても
いかにうちあくはせ　退屈のとにて夫より病のおも
りて疲勞する也にはかにうちあくはせとあるべし
あきせにてはわろし楚王夢ヵ五にもみえたり
いとくるしげなければ　一本よろし
日比の御祈に　御産前日比の御いのりに僧たちくた
ひれて今は御平産なればしばしたゆみて有しと也
辨定賴　姫君の兄なり
大内記のりたゝ

たれもかれをヵ三　いづれにても
○此殿には小松の僧都　いづれにても或云勝筭のと
也下文ヵ三にも考云本朝高僧傳四十九に勝筭の傳あ
り小松と云事なし或説可考
靈のはじめは　一本よろし
それそこのとしころ　いづれにても
かきひたしヵ三　柿をこまかにきざみ酒に漬て菓子に
するなり平貞丈の説あり別にしるす
すちなければ　せんかたのなき也救ふへき道のなき
事也すちは道といはんが如し
心擧僧都ヵ三　初花ヵ廿七　玉村菊ヵ九
うつさはやさの給はすれど　○とは○はの誤歟
そこらの僧正　一本よろし
經○なれ／＼　一本よし
さこそとの丶しりしかど　さこその下の○と文字衍文
歟一本はいづれにても
此二三日のほどの云々　此ふつか三日のほどにいみ
じき事をしつくしたるをなほ又也
良海内供ヵ四　公任の男と重俔の系譜にあり
うへの御はら○の内供のきみ　一本よろしこれは良

海内侍と上にいへる注文也と心得へし別に一人あ
るにはあらず小本に附刻したる系譜には公任の子
に入道（内侍廿一巻にみゆ）とあり良海はのせず重脩には兩僧と
ものせたり猶よく考へしうへは今なくなり給ふ公
任の姫君敎通北方也
すべていとあさましき事なり　いさゝか心ゆかず
御むねかちに地（乳一本）なども　一本よし　胸におほく乳が
おほひてある也そのかたにのみあるを菓かちと云
たとへは里かちに居るといへば里におほく居るな
り
所々あかみて　なへては青くもなるべきに
よの人の○ありさま（いふ一本）　生人のごとしといふ也一本い
かゞ
聲とても（五オ）　愁傷してなく聲とてもかしかましきま
で聲をさゝげてなりされどいさゝか心ゆかず誤に
ても有にや
御くしげ殿は十一なり　長和四年にうまれ給ひて
玉村菊（一ウ）　ことし萬壽元年にて十歳也十一とはいかゞ
どうたがひたれどよく考ふるに玉村菊に長和四年
と有は誤にて三年也その事は玉村菊にいへり三年
ならんには十一歳也扨こゝにはじめて御匣殿とみ
えたり此ひめぎみ御くしげとのになり給ふとは物
語のかげいつとにてしられず
（十二ウ）九ばかり　いづれにても
○あそび（はしり一本）　一本もよし
夢にいひおかせ　夢は假字にていさゝかもといふこ
となる心し
なかりつ○おほかた（るも一本）　一本もよし
僧都の靈に　上文（三ウ）
きんとて（しち一本）（五ウ）　一本よし
御くちよせ　かうなきの所にゆきて車よりおりずし
てそのかうなきを車にのするなり
うつゝぞ（六オ）　或校うへこそや
前相模守たかよし（六ウ）
やうしにしてなむ
さは夢にもみゆるものなりけり○あさましう（と一本）　一本
よし
殿と尼上（七オ）　殿は大納言公任ときこゆ前後に殿とあ
るは敎通なれども（御消息など一本）こゝは大納言なるべきか
うへのもや（七オ）　いづれにても

侍從との丶北方　道綱也北方は倫子の兄弟也敦通の
　ことば也いかなるうらみのあるにか
後くやしき大將　いづれにても〻よし此詞を取て卷の
　名とす
媓宮の御事を　本のしづく卅五オ にあり四條宮遵子の
　養女になり給ふにより宮といふなるべし
おぼししほりいもさけなむ　一本よし本点は入道す
　るをいふ
此うへ　今なくなり給ひし敦通の北方をさす
くるかひ　一本よし
御くしげどの丶ウ七　敦通女也公任外孫也
この月の十四日　いづれよけんいまだ考えず
いそぐにつけても　いづれにても
おぼしめされて　或校かくてとあり
殿の御車にオ八　唐の御車のあやまりにはあらずや殿
　の御車にはあるまじき也されど蔵月十四ウ に小一條
　女御逆葬の時も院の御車にさうそくせさせとあれ
　ば唐のあやまりにはあらじ
きぬひきなさ　或校ひをまさとあり
との丶御車にとの人の　こ丶はとの丶とさりて御車
　にとのが人を誅て遣すを云也こ丶の詞より上の段
　の御車の殿の字もあやまりたるものならん
御車の輪などにきぬひきオ八
殿大納言殿　敦通　公任
内供の君　良海か入闕か上文ウ四 良海内供云々可考又
　下文オ九 にも
なほ御心ざし　此詞いさ丶か心ゆかず
御心の内はこの　一本よろし藏人は六位也五位な
　れば藏人をへたる也藏人へたるをやむごとなき人と
　いふその人々と供にしては後のそしりあらむと也
御くしげどのオ八　上文オ五 御くしげどのは十一なりと
　あり後日開運の時はさなり
いかにめでたき　わか御子御くしげとの人なみ〳〵
　にならばその母の事なればいかに云々也
えもいはぬものをきさせ　喪服を着給ふ也下文オ九 ゆ
　丶しきものと同じ
辨もつかまつらん　定頼也公任の男
御いみの日　本幸十七ウ　入道殿の御忌日成ければ
御くしげどの中のひめ君　上文オ五
太郎君オ九　信家也公卿補任康平四年權大納言信家 四十五

薨とあり逆推すれば寛仁元年にて四十五也寛仁元年より今年治安四年即萬壽元にて八歳也上文五ォ御くしげどのは十一なり姫君は九ばかりとあり

ゆゝしきもの　喪服也上文八ウえもいはぬものを着させ給てとあるも同じ何故に此三人のみ出すにか火葬の處まで供をして行たるにや

こゝろうきや

御骨は内供の大帝二ォ良海也上文八ォ考べし

人々くして。おはす　一本よろし但し木幡にと。に文字有べし

そのにはまち　大納言も敎通もあかつきにかへりて内供のみ木幡に行たる故そのかへるを待也

さよみ|な一本かきたり　一本よし

ゆゝしかりける。年の一本正月也　いづれにても

ついたちに殿いとのとやかに云々　上文二ォにも

いつぞとおぼしわかれぬ也　心よげなりしはつはるにても無常の殺氣はいつとおもひわかれぬものぞとなり

なかりけり九ゥ　けるとある。べし

との丶御夢　敎通なり

ともし火のひかりは　四の句くらき闇路といはんがごとし

二月十八日|廿一本　正月六日にうせ給ふなれば四十九日は一本よろし

なかたにに|て十ォ　なかたに地名なるへし

との丶御心　敎通の心也

すきく丶しきことのやませ給て|みにて大方のよにても御妹の一本　いづれにてもよし

本書のまゝにてはて文字濁べし叔御妹の宮々にも云々とは姸子嬉子などの宮々の女房にしたしうなり給ふことのあるを云

。上|二本もうちとけ十ウ　一本よろし今なくなり給ふ北方をさす

よからぬさ|やす一本まに。|こそは一本　一本よしこその結は下にすきにしとありこそにてしとのみにて結ふ例あり

はかなくこと|き事も一本　一本よし

さ樣のたくひにも|を一本　いづれにても

けしからぬ人々に|に二本　一本わろしとのにつかはれ奉るその人々をけしからぬ人々そと他よりいふなり　殿のおしたちてし給ふことなれとそのつかはる丶女をあしさまに人々いふなれは又これを許してそれ

許すまじきよしを下の文にそれあへき云々と云也
御くしげどのゝ御めのと　上文十オとのゝうちにもは
かなくおほしつき云々と云はこれらの人をいふ也
なはいとむかしも云々　男と云ものはあだなるよし
を云人はをとこともあらまほし
けしからぬにつけても　とのにつかはれ奉るそのめ
のとなどをけしからぬと云也上に有とおなし意な
り
いてゝはしり、おくまりたる女は此殿につかへすと
なり
されどおとなに（ナシ一本）一本わろし
なりにたれは（ナシ一本）いづれにても（なる一本）
御身ひとつこそあはれ。十一オ　なれとありたしこその
結也結也或校れどあり
いまは小二條殿に　上文一オいつも小二條に居給ふを
產の爲に所替給し（ヒ一本）也
わたらせ給へる。いづれにても
なにして　後悔の詞也
也たふ（なり一本）一本よし業遠也玉村菊二オにみえたり
大納言殿四條宮へ　遵子を四條宮といひたれど今は

崩し給へはかくはいふまじくおもはるそのうへ
わたらせとのみにてはいかゝ詞たらぬここちす
君達の御有さま　教通の子をさす我姬君のうみたる
のなれは意にかゝる也
おしかへし　つゞけて三處此詞ありうるさし
後撰集に
けしきたち（ヒ一本）お（をみ一本）とつれ十二オ　いづれにても
たゞいま。きこし（も一本）　いづれにても
御車にて見たてまつり　一本よし
かの長者の家の　法華
北方には（の）十一ウ　一本よし　北方より火出來たる也さ
れは下文に南風にて中門にて止るとあるなり
僧房の（ナシ一本）西東　一本よし
思へらず（ヒ一本）　いづれにても
中門までそ（ナシ一本）いづれにても。
ことにみえたり　或校にをさとあり
たかまつ殿のひめきみ　道長の女
故中務の宮　具平
ますみやと（ナシ一本）巾　師房也系圖にはやす君とあり一本も
よし

關白どの丶うへ　關白は頼通也うへは具平女隆子なり

との丶御子にし　何頼通の子にして也奉るは師房の北方に奉りたりと也

○三位中將にしてそ十三ウ　いづれにても

春宮大夫　頼宗也關白の弟

中宮大夫　能信也關白の弟也

おはしむせびたれど　むせびと云事未考

いまの大貳これのり　惟憲也上文三位中將にてそおはすると云語こ丶にかけてみるべし

むことり奉らせ給　頼通の養子になりて道長公の女をつまにする時はをはをつまにするの理也されは春宮大夫中宮大夫うけがはざるにやあらん

遊けし　誤字有べし遊戯の字音歟　或校此句上にかほにてとあり

御とこあらはし　日蔭のかつらオ廿五

西王母か桃花もオ十四

をりゑりたる　一本よし

一品宮　循子也道隆女のうむ所也

かばかりの○をこなひ　いづれにても

大宮　上東

○春宮　一本よし內は後一條也春宮は後朱雀也

行事有しに　一本よし

故院も　いづれにても

かやうにてそ　次下に又そもし有むすひはたしかなれとうるさし

波斯○王　一本よし

○人もをしへずかみをそぎしに　いづれにても

たれかは　いづれにても

帥中納言　隆家也循子の御をち也

宮より十五ウ　一本よし一品宮循子か此中姫君をやしなひ給ふよし也從來系圖にもその事みえたり石蔭の卷寛弘八年一品宮十四五とありさては一品宮ことし三十歲にすこしたらぬ程也此一段宮より云々たほしめしたり一品宮迺世には不要にきこゆなくてもよし

中姬君　此母君は伊周公の女なり頼宗の北方になり給ひて女君うまれ給ふと寛弘八年にみえたり此中姬君の姉君也一本に九つばかりとあれば長和五年にうまれ給ふ長和五年は寛弘八年よりは四五年後也

やしなひ奉らせ給にける。（[illegible]一本）　一本よろし

この殿の御有樣　隆家也中姫君の意に母君のをこゝ隆家の事を案じ給ふ也くちをしさは世に隆家のときめかぬを也

大夫殿の　の文字あまりて聞ゆそれにしたがひさはおのかむすめ中姫君の隆家の事をおほすにつきて也のは（[illegible]一本）もなるべし

もとの根なれは（三本）　一本よし一品宮御受戒也

おしかへし　上文にもおほくみえたり

御れうにとかをため（[illegible]十六オ）　誤字有べし一本にてもよめかぬる也或校かをりとあり

みちの御車（[illegible]）　一本よしみちは佛道なり

さやうにしておはしまさんをりは　誤字有べし

鳥舞

此卷に（ウ）円御階のたゞ右のそばより童部の鳥のまひしたる程まことゝの孔雀鳥云々とみえたりと有によりて名とす御堂供養の時の事なり

かはらふきの御堂たてさせ（廿一オ）　此とし二月つごもりに御堂の北の方の僧房より火出來たる事みえたりとのかはりにはあらでこれはおのづから別に御堂の御建立有なり

南との

大原の入道　時叙也入道して寂源と云系譜にいふ玉村菊（廿一ウ）にみえたり

佛のわたらせ給ふぞその日（さし一本）なりて（に一本）　一本よし

春の霞もたちけり（[illegible]一本）　一本よろしからん

紫の雲すちをたなひきけり　誤字にても有にや或校たなひきの上にたゞすとあり

丈六の七佛やくし（ウ一）　燻後（オ二）七佛藥師など丈六の御佛達拾芥抄諸佛七佛藥師一云々二云々今略

日光月光　瑠璃淨の藥師七佛經於彼國中有二菩薩一名日光徧照二名月光徧照、また隋達磨笈多の藥師如來本願經にも

六觀音　拾芥抄諸佛部六觀音大悲觀音（千手）　大慈觀音（正觀）師子無畏觀音（馬頭）　大光普照觀音（十一面）　天人丈夫觀音（准胝）大梵深遠觀音（如意輪）　摩訶止觀二に大悲觀世音破地獄道三障大慈觀世音破餓鬼道三障師子無畏觀世音破畜生道三障とあり馬頭とはなし

師子の御座より御そのこぼれいで給へる

力車
三十二相八十種好
大定智悲の相現し
普賢（寶小印本）色身　一本よし
烏瑟（ウス）みごり　翻譯名義集（名句文法）　烏瑟膩沙（此云佛頂）とあるを
略していふ也みごりは緑なりうずのと文字添てよ
むべし
相好因（圓一本）滿　一本よし
へんまん　徧滿也
りやく　利益也
大悲をはじめとして大梵深遠　上文に詳にいふ
ゐねう（ウ二）　圍繞也
せうちやくきんくこひは　簫笛琴箜篌琵琶
佛の安こよそ（を一本）ほしく
ほとけの功德。歌詠　一本よし
おほろけのくごく　おぼろけならぬをおぼろけとの
み云例あり
前佛後佛の衆生　釋迦と彌勒との中間をいふ
阿育王のとき
波斯（匿一本）送王　一本よし

いまわれらかすの佛を云々　以下此御堂の供養にあ
へる人々の事也或校かすを有緣とあり
法性のそらはれぬ（と一本）と　一本よし
（功德一本）惱求のかすみ（さん一本）ます　功德はわろしさんはよし
苦空無我の聲
陀のうち　下文（ウ四）にも
他方の諸佛菩薩の（極一本）樂極　一本よし
おはしましなめ　なみ居給ふを云也
十六の大國の王（オ四）　拾芥抄（三寶以下部第十五）
內大臣殿按察大納言　教通と公任と也後悔大將の巻
にて教通北方なくなり給ふいまだ愁傷にや又は別
にさはることや有けん
行幸の　或校行香に
四位五位にはにさふらふ　にははは庭なり庭上にさふ
らふにや
みつよろつ（ウ四）（ようし一本）　一本よし
（おりうちた一本）ふかんみんあふ　一本よし
見たてまつらせ給。（て一本）かく　一本よしかくは如此也山
の座主かく此頌をしたるよし也
無量百千劫云々　誤脫有にや或校如施を如是施故と

あり

なもと　南無也

たてまつれば〈ろ一本〉五ォ　一本よし

たゝごとなれど　ことなるとは心願のほどはそれ〳〵異なれど也又は誤脱にもや或校たゝをくちはとありさては異口同音也

持地菩薩のかまへたまへりけん云々

四月なれば　四月にとあるべし下文六ゥ五月にもなりぬれば

舍利を〈舍利一本〉　一本よし

舍利會せさせたり五ゥ　或校この一本と同じくさて此下に猶十行餘ありくた〳〵しければ此にのせず

こゝらの菩薩舞人

わらはへのみも〈え〉　一本よし

裝束たひまひ〈して一本〉　一本よし

山の座主の御心おきて六ォ　座主の御心より起たることと上文五ォにあり

この堂こそは六ォ〈堂なとの一本〉　一本よし

慈惠僧正母の御ために

これはかれに〈さらに一本〉　一本よし

內大臣どのゝ御くしげどの　敎通女也公任女のうみたるよし後悔大將五ォにみえたり

としごとの

廿六日〈八一本〉　いづれよけんよく考みず上文一ォ供養を六月にとさだめ給ふことあり

大坊の七ォ〈犬ふせき一本〉　一本わろし是は大坊を犬防と見まかへたる誤寫なるべし

十二大願　隋達摩笈多の譯の藥師如來本願經また唐義淨の譯の藥師七佛經にもみえたり

觀音品の偈　法華普門品の念彼の段なるべし

飯室のあさり　延圓也伊尹孫也系譜に善書とあり

日光月光　上にみえたり

十二神將　平家物語卷二座主流　源平盛衰記卷五にもみえたり此名目は玄奘譯の藥師經に出たり達磨笈多の藥師經には十二夜叉大將とあり

隨願藥師經七ゥ〈ま一本〉　明藏にみえず

惡病除念　一本よし

七佛藥師經　唐義淨の譯也明藏本をみは此心はみえたれど散見して連屬の成文にはあらず且又菩薩の行の修といふことはみえず所見本たつぬべし

人趣に　人間人中などは彼經にみゆれど人趣とはなし所見本考べし
圓滿け事る　一本よし
えしめん　一本よし
大悲千手獄オ八　六趣を配當したり拾芥抄にみえたりその本文考べし
大悲正餓鬼　一本わろし拾芥によれば如意輪は大梵深遠觀音如意輪變破天道三障とあり
難斷煩惱云々
非哀衆生　非は悲のあやまり
無量義經文にいはくウ八　七言偈也我は戒のあやまり味は明の誤也超は起の誤刻也沓は善のあやまり也
沓業因緣出　一本よし
きま〳〵のことし　まはきの誤ならんと八百子いへり或校きとあり
まことにとをたてたり　誤字にても有にや

こまくらへ

此卷オ一に關白殿頼通公高陽院とのにてこまくらへせさせ給てとあるによれる名なり○大鏡にはこまくらへの行幸卷とあり
高陽院とのにて　拾芥抄諸名所部第廿　高陽院中御門南、堀川東南北二町南一町後

入賀陽親王家
いとしきとの丶ありさまを　いといみしきとかいみしきとか有へし一本もよろしからずいとしきともいはるまじきにもあらねどいまだ見あたらず
かいりうわう　海龍王也
四季は四方にみゆれ　一本よし龍宮の繪が色紙形にかきてあるをみたる也
寢殿の北南西東など　いづれよけんいまだ考えず
むまはせ給へりウ一　いづれにても
見所あり。おもしろし　いづれにても
大宮京極殿に　拾芥抄諸名所部　京極殿土御門南上東門院是也
このとの。くさ木も　高陽院の草木にはづかしくおほして上東の常の行啓よりもすぐれ給へるなるべし一本よろし高陽院をほめむとてかくいへる也けり
夜め。もしるく　一本よろし
日ごろおはします　十四日にこ丶に來給ひて十九日にくらへむまありされば日比とはいふ也
大床子　源氏桐壺にもみえたり　こ丶の下文三オにも
行幸ある。御こし　いづれにても

おりさせ給て　以下六行にて。文字十二ありうるさし
よくよむにこゝより三つは春宮おはしますにかゝ
る陣のこにてより五つのて。文字はおりさせ春宮の給
にかゝりゐらせ給てよりの四のて。文字は御座につ
かせ給ふにかゝる也一つの文法ならむ
ひら座　下文ウ三
みやのおまへのまちたてまつらせ　帝は上東のうみ
給ふ故に也［て一本］
みすかけたり［ナシ一本］　一本よし
寢殿のにし南　一本よし
ふながく　船樂也
そはひこまがた　そはひは和名抄曲調類に蘇芳菲と
有是なるべしこまがたは未考おなし書に狛犬とい
ふ高麗樂曲あり殿上花見オ十三　唐やかたのふねにこ
まがたをたてゝ或枝こまがたの下に其駒とあり神
樂に其駒と云あり
さまゞゝまひいて［上一本］
いまは東の對に　こゝにてこまくらへ御覽也上文ウ一
東のたいをやがてむまはのおとゝにせさせ給てと
あり

平座　上文ウ二
あるしのおとゞ　頼通
御したがさねのきくのひへきウ三［ナシ一本］［て一本］
かゝやき。めとゝまりたり
十八番也［ナシ一本］
とみにや。いづる［と一本］　いづれにも
やゝたひゝゝ　はやくゝゝとたひゝゝうなかし給ふ
なり
たびゝゝに成て　くらべむま十八番と上文にみゆれ
は幾番もゝゝとなりて也
亂聲のおと［ナシ一本］　樂の亂聲也
かちまけののり人の［ナシ一本］　一本よしともおもはれず勝負
の人といはんが如し
勝貧の舞オ四　貧の字負のあやまり也未考
がくそ［み一本］　樂所也下文には樂所とかけり
かゝるかとは　一本よし
家司ともウ四　主人頼通の也行幸有し故に加階なと有
しなり
よししけのためまさウ五　善滋爲政也扶桑拾葉集巻三
に行幸高陽院應製和歌序善滋爲政とて此文をのせ

たり
日の本にははゝきゝと〇さかえ　一本も扶桑拾葉も
わろくもあらす今上の母君故にはゝきゝと云しな
り
ゆへすゑ〇たのもしき　へはくの誤也のはいづれに
ても
千年をの　を文字有てはわろし
よろこはしき事ありすかは　よろこばしき事ありと
つゞく故に此川を呼出也外に意なし
たのおほい　頼通公
いもせの山の雲も　今上の母君と頼通と兄弟なれは
也扶桑よろし
へたてられぬ御なからひより　扶よろし
すくれたるところに　高陽院をさすにの文字有無い
づれにても
みわきなして　一本よし扶もおなじ
ほりうゑかとあるいはほ　一本わろし
〇やまをたゝみ　いづれにても
〇池（の水扶）を（こ扶）たゝへしめ　いづれにても
〇なかつきの　扶よろし

ことをかやうか　十八日也中宮十八日行啓十九日行幸
廿日に此文をかく也
わかすつらきもきのふ　扶よし今上をさすきのふと
は十九日をさす
花のおもひ　一本よし
あさくなりけれは　いづれにても
〇かすまへこゝめす　扶よろしかるへし本行にては
きこえず
みとりなる松のよはひを　作者の名のなきはいかに
関白殿　一本頼通公とありわかやとは高陽院をさす
但これらは一本にはあらすしてすへて校語か
中宮大夫　一本齋信卿
民部卿　一本俊賢卿四の句何故にいとゝにか
春宮大夫　一本頼宗卿
中宮権大夫　一本能信卿三の句未考
閑院右衛門督　一本實成卿初句は四句にかゝる也
いとゝしくひさしくしくの詞耳立也
皇太后宮大夫　一本道方卿　にほひをそふると一本
にあり意たしかならすそのうへにかをるとにほふ
と意かさなりていかゝ

權中納言　一本長家卿
左兵衛督東宮權大夫　一本公信卿
皇后宮權大夫　一本資平卿　大の字有無是非いま
　た考へす　きくに色そふ一本きくの一本わろし
右兵衛督　一本經通卿
左大辨　一本定頼卿
源宰相　一本朝任卿
閑院頭中將　一本公成卿　ゆくすゑも一本いづれに
　ても
左頭中將　一本顯基卿
辨のりたゝ　これにのみ名ありされは一本によりて
　上にも名有へきか　四の句さして未考或校義忠
例のまうけものゝともなりヵ八　兼ての御用意の品と
　云事也まうけものと體語にいへるものかまうけの
との文字落たるものか他例可考
あるしのとの云々　頼通公に酒をすゝめて也とのに
　とに文字有へきか
昨日につきにけり　きのふのたのしみにます事なく
　たのしき事是につきたりとの意か源氏もみちの賀
にけふのしかくは青海波にことみなつきぬとも
　るつきなり
御方より云々　上東より關白とのに也
夜ふけていみしう　こゝは上達部なとかへり給ふ也
　關白とのはあるしなれはこゝにとまり居給ふなる
　へし
うちのおとゝ云々　北方のおもひに也教通也
四條大納言　姫君のおもひに也公任也
うちにいらせ給へきを　いづれにても
おぼしとゝこほらせ九ォ　いづれにても
このゝ御有さま　高陽院をさす
みかど○などれいの門にあらに　一本よろしみかど
　は高陽院の御門をいふ帝の意にあらて褄なと有て
　常とことなるよし也
女きみうちの　頼通の女子なきをいふ
ひめ宮もおなしことに　敦康親王の御女也此姫みや
　の母は頼通の北方と姉妹也此ゆかりに頼通公う
　しろみ給ふ也朝みとりヵ十九　にみえたり
覺し見たるべし　一本よし
中宮　威子也
なりぬれは　一本よし

つくりのみかき　一本よしともおもはれず
五日の儀法　一本よし
御讀經より　一本よし
講師十人を　もとありてもよしそなれは論なし
さもをそ　一本よろしかるべし
袈裟などに　帶と扇と也下文にも入道どの帶をや
おびあふさ
る事あり
すなかしをまきためり
つゝみかうぞめ
はじたんのひも　艦　緂　狩谷氏和名抄攷證度調服玩
緂の下に緂青而黄也の下に委曲に辨あり釆色鮮な
るを云也青而黄と云文をひきてはわろしと也
上の御方　一本よし
そありさま　一本よし
かうしたて　如此爲立也
かうおもしろう　いづれにても
いてはえすゐ　一本よし
わたり　似なり一本よし
見寶塔品　法華

涌出の塔も　一本よし
四天王宮まで　法華見寶塔品に高至四天王宮と
あり
釋迦多寶座をわけて　その內とは塔の內也見寶塔品
に爾時多寶佛於寶塔中分半座與釋迦牟尼佛而作是
言釋迦牟尼佛可就此座即時釋迦牟尼佛入其塔中坐
其半座結跏趺坐とあり
ふたりの如來　或校ふたつ
色紙の御經○したゐ　いづれにても
二世尊の云々さん　釋迦多寶也いたしは致の意
也おんさうは御想歟兩尊の加被のちからか也一本
よろし
いかにさうさう　今上の待遠におぼす也上文九うち
よりとくとくいらせ給べきよし云々
四日には　廿四日の事なり上文に廿三日の事あり
たゝなるなりは　一本よし
かく人ともに　一本よし
此十二人　上に應する所なしこゝにはじめてい
ふ聞えさるにはあらず
つやつやといふきぬ

侍從大納言　行成也
はかりのをくみ
風病のおもさに
くはらせ給へる（は一本）　いづれにても
とところの風病　綿あつきとのゐ裝束に疫病も退散
せんとなり
そ○中にも（の一本）　一本よし
このおひ　上文十二オ　おひにはむらさきのいとをはか
りのをくみにて
侍へ○めれ（る一本）　一本よし
人により○こと〳〵（て一本）（へ一本）十三オ　いづれにても
うちそへ給ける　いづれにても經文又は詩文の類な
るべし
その日　或枝その日も暮ぬれはあすばかりとくるを
又の日とあり
うちよりいはは云々　上文九ウ　うちよりとく〳〵
御いそぎ　支度と云ことにて寶塔供養の事也
はてぬらんとて（とこ一本）十三ウ　一本よし
とく〳〵○ことしきりに　一本もよろしからず　とく
〳〵としきりに也

このことにより　寶塔の事により也
長谷寺に（はつせ一本）　いづれにても
ほとけの御くらも（ほとこ一本）十四オ　いづれにても御具等也
匹絹　疑の卷にみえたり
御はて十四オ　此とし正月六日になくなり給ふ初春御
法會もいかゝとことしの内に取越てさせ給ふ也
後悔大將の卷に北方うせ給ふことみえたり
御くしげどの　生子也後悔大將にもみえたり

若枝（はへ一本）

此卷に關白賴通公の御子うまれ給ふ時入道との〻御歌に年なへて
まちつる松のわかはへにとあるによれる卷の名なり此三の句一
本にはわか枝とあり活字本にも小印本にも歌にはわかはへとあり
て卷の名にはわか枝とかけり今しばらく舊によりてわか枝とし
るしたくその實は一本によりてわかはへと改むへきか○大鏡に
はわかはの卷とあり

枇杷殿には（なにか一本）　妍子也
女房○なにわざ　いづれにても
大饗　江次第卷二正月二宮大饗
臨時客　江次第卷一正月臨時客と目錄にはあれど本文
は佚してなし

くち木かたの（なるに異一本）いみしうあを（と一本）やかに　はなやかぬ御や
もめすみの御殿にてうもれ木なるを此春はさもあ
らすさかりなる御殿とみゆるよしをかくいふ也
むもれ木と（とも一本）　一本よし
關白との丶大饗（とも一本）　頼通なり
入道殿うへまてに　一本わろし
故式部卿宮　爲平
右衛門督（千左一本）　憲定也
關白殿のうへ　具平女隆子也隆子の母は爲平の女也
その君人に（はニ本と一イ）。おもなしきと　一本よし有國の女をつね
の女には勝りておとなしき人柄そと憲定の思ふ也
ちゝ君　憲定
それもうせ給にし　寛仁元年
しらぬ人かはヵニ　北方のいとこにあたる也
致仕の大納言　源重光
則理を　を文字衍文か
おとゝの君　妹也
おのつからむつましく　頼通か也
うへこと人よりは　頼通北方の意に也
さとかちにヵニ　頼通北方に對しはづかしくおもふ故
に也
ことゝゝはうへの云々　別事は北方のいふまゝに頼
通し給へとなり
此事はかゝりは　男女のなかからひをいふ
御みつからい見おはし　い見ははえの誤か
いとたひら（ナシ一本）かに大をのこ君　道房也一本よろしとも
いひきりかたし但大の字は衍文か寛徳元年にとし
廿にてなく也給ふ妹のふるまひの巻ォ一にみえたり
殿きこし　頼通也
大殿と　道長也とは。もの。誤歟
としをへてまちつる松のわかはへ（枝一本）に　此歌により巻
の名とす詳に巻のはしめにいへり合せてみるへし
すけなり　資成
たゝしけ　忠重
なりのり　成章
女そたゝいまは　女はむすめとよむへし
殿うへ　入道殿と倫子とをさす又おもふに殿のうへ
との文字を添て入道との事にて倫子にはかゝら
ぬにや下文に我あるをりにと云も入道みつからな
るべし

刀自をさの　和名抄老幼類
ひはし殿のみやには　巻首にみえたる妍子大饗の事也
南おもての四オ　北面の意にて臣位の意にや下文八ウ北
むきにゐさせ云々
さやうの事こそかはるへき一本けれ　一本よし
急ひそき　爲急也一本よし
さとのこりの人々は　女房のまかてゝ里ゐのもの
とものまうのほり來にし人々か
さくい四ウ　一本こ
かしこをたに　いづれにても
くろめ
けさうをしみかく　化粧又はケサウ假粧ケシヤウ爲磨
そさう　粗相か
その心もとなかりせし一本を　一本よし繪かまにあはじや
とおもふなり
おほんのは　主人をさす妍子の事也
まろか物のもんを　もんは紋からの紋か以下三四行
よく考へし誤寫にても有にやまろは女房の自稱
にてその中にて或女房はしか〳〵いふといふ事な
るへけれどもこのまゝにてはきこえす或校物の下
におもふさまならぬうちものゝつやさためおり物
のことあり
とすれとも五オ　或校此下にかくすれともとあり
ふたりなとかきて五ウ　二人にて也
あふきをつらぬき　紐をつらぬく也
つほね〳〵　女房とものおのれ〳〵の局にて下女な
とのいふ也
けあけ　氣上
きこしめさて一本せ　いづれにても本行ならばて文字濁べ
し
御そともは一本を　いづれにても
御覽せすはやありし　下文につゝくこの事は御覽せ
すや有しかやう〳〵の事ありしとてきのふ事をい
ふ也
左衛門のかみ　かみの二字衍文
そこらですくみて六オ　一本えもいはず　一本よし
この人々おそくまゐり給ふ　はやくこうなかし給ふ
也あなかまの例なり
すまし
れいの事そとて　はやくこうなかしてもそれはいつ

もの事よさいひて化粧をする也
わかみえ　いづれにても
見なは　一本よし
むらこのいさ。して。　いづれにてもそこあれはるさ。
打合へさならてもよし下文七　むらこのいさして
小野宮のおさゝ　實資　關白賴通の曾祖父の兄實賴の子也實は實賴の孫也　公卿補任
寛弘八年に五十五さありこゝし萬壽二年なれは六十九也
かれ。まつ　一本あし
面むきに　一本よし
西の對にて
まくらさうし八　清少納言の枕草子さ云名考べし
南の階の東西を　一本よし
紅梅。などにても　一本よし
ひとりは　はゝにさあるへきか上文のひさりにさお
なし意なり
一色をいつゝ。みいろきたるは十五づゝ九　一本に
てもよろしけれども十五づゝのつゝさ詞重りて耳
立也指所は異なれご
十八廿にて　一本よし一色を六つこれを三色着れば
三六十八也一色を七つ是を三色着れは三七廿一也
あるはからあや。を　いづれにても
うはきはいつへなごに　染かたにや
から衣さもの色みなまたこのおなし。色さもを　一
本よろし
さもかはし　一本よし上文八にも此句あり
おほうみ　大海なり
すそ。にて　一本よし
けふも四條大納言云々九　敎通北方の忌日なれは也
下にその事みえたり駒くらへにも此事ありされは
こゝにけふもさいへる也
うちに參らせ　大内さはきこえず簾の中なるべし下
文十うちには梅花をえもいはすとあるうちさおな
し
御覽す。さ十　一本よし
御靈會のほそをさこのてのこひ　一本わろかるべし
和訓栞にもこゝを引て細男なるへしさ有公事根源
六月祇園御靈會ありされさほそ男さいふ事なし
梅花　香の名也
侍從　香の名也此香名たまく官名なれは左右の大

臣にもまさしるよしにされ言をかける也
やゝにいでゝツ十　一本もよしいづれにても少し
　ばかり西のかたにいでゝ也
ひたきやのもとのむめ　梅也
樂人四人つゝいきて　一本よし
をりからにやすくれて　一本もよし
みきはなうちまほ樂あくる　一本よし
さしよりきこえ　いづれにても
いまも年へぬる　一本よし
うちほを煮ませオ十一　一本よし
一日の關白どのゝ大饗　上にツ一みえたり小野宮の詞
　なるべし
わかはつかし　小野宮のわが也下文ツ十二　くらければ
　みえねど云々とあるは物語かける人みつから云也
さやうにこそ　一本よろしともおもはれず
をとこの女房と　いづれにてもこれは關白大饗の
　時の事なり
べんのめのとのめひ　辨乳母と云は禎子の乳母也禎
　子は姸子のうみ給ふ也今ときい姫今日おさなにせさ
　せ給ふ也

○中宮○大夫殿は　能信也下文オ十三　中宮大夫とあるは
　齋信をさす也こゝは權也駒くらへに中宮權大夫
　とありこれなりされど又下文オ十五　中宮大夫とあ
　るは能信なるへきに權の字なし
またてことに　またはヌ也てことは毎手なり
衞士のなにそやオ十二　衞士の着服をおほめかしくか
　ける也
夜にいりたり　いづれにても一本なれば下へつゞく
いみしうけたかう　けたかうと云詞こゝに居つかぬ
　こゝちす
梅花帶雪云々　朗詠梅
一盃寒燈云々　朗詠冬夜　一盃を一盞とあり
萬歳千秋ツ十二　朗詠祝嘉辰令月歡無極萬歳千秋樂未
　央
一とせの御堂會の　治安二年七月十四日御堂供養あ
　り音樂の巻にありこゝに夏といふは一年を夏と冬
　とにわかては七月も夏といふに害なし
すちなかりけり　一本よし
廿きたるやうさふらふオ十三　一本よし上文オ九廿一
　きたるよしあり

小野宮　實資
中宮大夫　齊信也爲光の男
おなしことをせさせ　せさせは申させの誤か此處は
　賴通公の容體をほめていふ也
けふの一のかみ　關白殿に也けふのと云詞はかろく
　みるへしいつにても一のかみ也
思ひ給こそ　給へるこ活く詞なれとこそへは下二段
　きるゝ詞よりうくる也されはこゝにたまふこそと
　云也
まつをひたてさせ給に十三ウ
大宮中宮　上東と威子と也
此おまへ　妍子
ゐすくみて云々　賴通公の詞によりて也
陣にゐてさわき　陣まで退參してなり
中宮大宮　一本は上文と合す
さるにてもおとゝは　賴通をさす
東宮中宮大夫十五オ　賴宗　能信
四條みやは　一本よし條の下にの文字有へし
おほしたつ　出家入道の事也
まつたい　對也

いそきあはせ　材木を合構るにて家作の事なり
關白との丶わか君　はじめ三オにみえたり
殿や上　いづれにても道長と倫子と也
公御門十五ウ　一本よし
まもり出　もはかの誤
かのは丶君は　通房の母憲定女
大宮公御門殿に　上東は土御門に居給ふ也こゝは倫
　子の里方也入道もこゝに住給ふとおもはる
うちのおほい殿　教通
たやはひとりめすへかりける　未考
もてあつかふ十六オ　いづれにてもよし北方のうみ給
　ふ御子三人有よし後侍大將にみえたり
の給はすと　いづれにても
粟田殿　道兼
二位の宰相　兼隆
中務宮　敦平
いとほしことも　一本よし
皇后宮　娍子
此姬宮　禔子
いとつゝましう十六ウ　教通が發言を也

殿もことしのはるは　道長也
このみや　娍子
院は宮の　院は小一條也宮は娍子也小一條の母君なり
この院の女御　道長の女
堀川のおとゝ女御カ十七　おとゞは顯光也その御子は延子にて小一條女御也
引つれて　顯光の靈延子の靈引つれて也
おはしめす　おはします也めとまと通ふ
一二の宮も　三條院の御子にて母は娍子也東宮などにもたゝせ給はぬ故に娍子が物かなしきなるべし
かんの殿　嬉子也後朱雀女御今上
關白とのゝわか君　通房
さもこそあらめ　御利發のうへなり御かたちまでかなり

嶺月

此卷六ヵにくやうするやなにその人われつかのあかつきのかけさあるは娍子のなくなり給ふ所の中宮の御願文にある詞也一本よしもするへ〱猶この處にいふへし尾崎氏の群書一覽には卷の名た嶺月と出して未考とあり○大鏡にはたまやの卷とあり

皇后宮の御なやみカ一　娍子也御なやみの事若枝カ十六にみえたり
大藏卿　通任也娍子の御兄弟也
院よりはしめ　小一條也
權宮　當子褆子など也
四宮かくておはしませはカ一　朝綠カ廿二に仁和寺にて出家し給ふことあり今母君の御なやみにより看病に來給ふ也
仁和寺僧正　濟信也雅信の男倫子の兄弟也
なと事もカ二　一本よし
花もともに　一本よし
いとかくおはしますべき　昨日今日かくならせ給ふべき御よはひにはあらしを也御年五十三ばかり也
正暦二年に御年十九ばかりとみはてぬ夢カ三に有ことし萬壽二年也
むねたかカ二　いづれよけん
かへしつゝ　むねをせきあけてむせかへす也楚王夢カ七にもみえたり
そうりう院　下文カ十六にもみえたり○院女御なくなり給ふ時の事なり拾芥抄西寺　香龍寺仁和寺内　廣隆寺東寺末

案雲林院とあり今いづれならん考へかたし山城名勝志十一下愛宕郡そうりう院文字可考と標目にてこゝの文を載たり

やがてその夜にくわんといふ　入棺なり玉のむら菊廿三ウにもみえたり

入道のきみ　相任也

大藏卿　通任也

故院の御時三オ　三條

御ゆゐごん○よのつね にや一本　一本よし火葬はよのつね也こゝは土葬也そのよし下文にてしらる

ひめみやもさまらせ 此一本　一本まろしさもおもはれず男宮のみならず女みこも也西院に也

たてまつらせ給ふ○も三ウ 此一本　一本よし

女御殿の御なやみ　道長女也小一條女御也若枝十六ウにみえたり

一夜もこよひも　娍子を西院におはしまさせ奉る時をさして一夜といふ也

四宮の御方よりなら仁和寺などより四オ　四宮は師明也四宮は仁和寺僧正の御弟子なればかく二かたにはいふまじくおもはる

齋院に　かうりう院と齋院とちかき證はいまたしらず此時の齋院は選子内親王也圓融院の御兄弟也山城名勝志十一下愛宕郡に齋院大宮一條以北今昔物語云雲林院の不斷念佛雲林院に行て返ける齋院の東門の細目に開たりければ云々とあり雲林院は近きなるべし本文十六ウの一本に雲林院とある可通

「みや〳〵院」若みや〳〵一本　一本よろしかるべし下文五オ此詞あり

のきてなん　女房どもの車は御あたり遠くのきて也

おはします程の○ごつる 戸一本　一本よし

そく○の人は五オ そこら一本　そくは俗也

何事も思ひたえて　たえての詞心ゆかすたどらでの誤歟

ゆゝしげなる　倚廬也

人のもとに　人よりいかなることゝちして御葬送よりはかへり給ひしそとさぶらひおこせたるかへりことになりされど本文人のもとよりとあらは注解をからず

おもひやれ　三の句は上文四ウおはしますほどの○こ 戸一本 つるおとにあるかぎり聲をあはせていひしらぬおとなひ共也とあるこれなり

すけとを　相任也たゞとかくべし入道侍從の事也娍子の御兄弟也此一段おのれさらに解えず人に問べし此一段をしひて解すに入道すけたふ母君看病の爲に山をいでゝ小一條に居られたるにむかし相任の親くしたる女のもとより中納言の君といふ小一條の女房へ歌をおこせたる也此中納言君も相任にしたしかりし女なるべしされどもとかしはといふは其中納言君よりはふるく親くありし故本かしはともいへるならん歌の意は此度の御事により中納言君のそばへは山よりいでゝ居給ひけんと也雲のはやしの立やそひけんといふ立そふと云か趣意なるべし返しはわれ生てをるとおほしてそなたは音信給ひけんわれは皇后宮のなくなり給ふてより心はなしとなり

本かしはの所　古今雜上題しらずよみ人しらずいそのかみふるからをのゝもとかしはもとの心はわすられなくに

中納言の君に

けふりせぬ　院の母君は土葬にしたればけふりとならぬ也されどもむなしき雲とおほすらんとか

ありとてや六ォ

とそありけることわりとち(たニ本)ありける　誤衍有べし一本にてもよめがたし

宮々西院におはします　上文五ォその夜三條院にかへらせ給てとあるにかけあはぬはいかゞ

おはしますめぐり(めぐりニ本)には入つゝ　一本よろしからむ

式部卿みやそれは　敦儀也それはと云詞耳たつやうなり

帥中納言　隆家也此女敦儀親王の北方也

左衛門督の(なニ本)　兼隆也此女敦平親王の北方也若枝十六ォにみえたりその卷によれば敦平は中務卿也檜山氏重脩の系譜に敦平の女兼隆の室とあるはいかゞ小字印本に添刻したる系譜には此一條なし一本よろし

みなけからひ(ヒニ本)六ウ　一本よし

中宮は　妍子也娍子とおなじく三條院につかへ奉りたればなるべし

御願文　山城名勝志十一下愛宕郡そうりう院に續文粹前皇后宮職(藤娍子小一條院母儀万壽二年三月廿五日崩)願文王舍城之北雲林院之西金車長蓋玉局空閑ナリ以來供養何物ゾ獨嶺月之曉色

警巡誰ﾉ人ｿ唯林鳥ﾉ之苹ﾉ聲　萬壽二年五月十四日　菅參議正三位行大藏卿兼大夫藤原朝臣道任敬白　菅忠貞とあり娥とあるは娍のあやまり也道任は通任と系譜にありいづれよろしきか可考

まねひたる○こかねの　一本よし

なにその人われつかの　一本よし

あかつきのかけ○するや　一本よし

あはれにてオ七　いづれにても

山の井には　下文ウ十二　山の井にわたらせ給て

女御との丶御なやみ　小一條の女御也上文ウ三下文オ九

關寺　此一段今昔物語卷十二本朝佛法

くれウ七　疑の卷十一オいかたさいふものにくれ材木を入て和訓栞榑三代實錄檜榑延喜式　楚王夢ウ十八　くれさいもくのうへなごに

はこひあくる事をしけり　一本にてもおなじてころ也

かせふ佛なり　加葉也せうにはあらずせふさかくべし

さわく也ける　一本よし

牛もさや○にて　一本よしさやかは小也

さゝやかにをかし　一本よし上にさやかとあればなり

まゐらぬなく○こみウ八　一本よし下文人々まゐりこむ

よろづの物をそたてまつりけり　一本よし

みかご春宮　後一條　後朱雀

見おはしまさゝりける　一本よし

此ひじりはゐい○　上文ウ七　御寺のひじり一本よし御影像なるべしエイ也エイにはあらず

「たうにねはんのたんなりちさ」　一本よろしかるべし

「たうさくけちえん」　一本よろしかるべし

きゝしよりウ八

六月二日そ○御まなこ　いづれにても牛佛の像に入眼するなり

またこのかせふ佛このおなじ日オ九　六月二日に迦葉は入滅にや考べし

草をたれも〳〵とりて云々　詞たらぬこゝちす今昔には此事なし此牛佛に草をまゐらするにくはぬ事の有しはそのまゐらする人罪業深きよしに批判したりといふことか

きだめけり　いづれにても

さてかの院の女御　小一條女御也上文オ七にみえたり

ほうしやうし　法性寺歟

かんの殿のウ九　嬉子也東宮後朱雀の女御也

すこしもへたゝりあるさまに　小一條女御のかたは

　入道のそばに居給はぬ故になり

殿のこをけに　一本よし　こをはこれを也きこえぬ

　にはあらねど

いまはその日になりてオ十　いさゝか詞たらぬ心地す

らうのにしさまにいきたるを　いきはつきか又は

　西に行かたをか

あたらしくの廊たちて　いづれにても

寢殿におはしましてのわたらせ給所　一本よろしかる

　心し

二はより十ウ　未考きはは際にて簾際歟

かむの殿のは　一本よし

御おひきは　楚王夢十五ウ　にも別に詳にいふべし

御めのさまより　いづれにても

殿はゝゝるひる　嬉子の御兄弟たちなるべし

よその御ありきにもくるしくおぼしめされ　一本よ

ろし上文オ九　この比入道殿も御風などおこらせ給て

　云々

秋の節分に　一本よろしかるべし

内よりはウ十一　行幸したくおほす母宮居給ふ故なり

ひらにきこえさせ　ひらはおしひたすらの意歟ひゝ

　にて日々の誤歟

あかもかさこいふ物　別にしるす一本にてもおなじ

　意なり

七月八日院より　上文オ七

の給はざるとあれば　一本よし

それもいかに〳〵と　それもと云詞未考

あまさへ　一本よし母君也高松殿也　道長入道のさ

　きともにあまになり給ふ治安元年三月と系譜にも

　のせたり此事本の雫十四ウ　にみえたり

見たてまつらせ給て　一本よし

かゝらで侍らばや　おのれを小一條に奉らでもあら

　ばやとおもひしをかく奉りて堀河の女御の靈に取

　殺さるゝうらめしと也

右馬入道　顯信也此女御の御同腹の御兄弟也下文

　オ十五　大原入道是也

あまそりオ十五　りはきの誤歟源氏薄雲オ七この春よりおふす御くしあまそきの程にてゆら〳〵とめでたく
明石姫君の事也　枕册子にあまにそきたるちごの目に髮のおほひたるをかきはやらで衣珠オ卅三　あまそきたるちごもの
ゐたけに○こそ（と一本）　一本よし
六しやくばかり○戒（なり一本）　一本よしそぎすて給ふ御髮かつらのやうにて六尺ばかり有し也
あまうへ　母高松殿也
東宮中宮の權大夫殿　補任によるに東宮大夫は賴宗也權にあらずこゝにかくかきてはまぎらはし中宮權大夫は能信也又ひとつうたがはしきは系圖をみるに能信は同腹にあらずこゝに入べくはおもはれず賴宗と長家とは此女御と同腹也殿上花見にては能信と賴宗と同腹也よく考べし
○中納言殿（權一本）　長家也一本よろし補任と合す
物にあたり○御物のけ（給二本）　一本よし
堀河のおとゝ女御（ち一本）　顯光と延子と也
こゝにも　いづれにても
山の井ウ十三　上文オ十二

この殿ばら　上文オ十三　東宮中宮の權大夫殿云々とあるこれ也
中將殿のうへ　師房北方道長公の女
それもこのおなじ御ものゝけ　堀河顯光の靈と御子延子の靈と也
さるべき御なからひ　小一條と女御どの御なからひいとむつましくさるべきさまの御間からなればおのづから御葬送もたそくなるよし也
あまうへいとおぼしなげくとさかくウ十四　なけゝとあるべしとかくの三字衍文也下文によりてまかひたる也
かくと○くと（ナシ一本）（か一本）　一本よしこゝのとかく上文にうつりてあやまりし也
いとあはれなりなどはおろかにぞ（り一本）（なり一本）　いづれにても
その日に成ぬれば院の御車（夜一本）　一本よしその日は上文にいへり後悔大將ウ七殿の御車に云々とありこゝと同例也
これの故宮の（の一本）　一本よし娍子也母君娍子此度なくなり給ふ
御ことはいみじき○事（を一本）（御一本）　いづれにても

殿などもきこしめさん十五ヵ
火ともし十五ヵ　楚王夢十九ヵ　御さきに火ともしたる人
大藏卿入道侍從など　通任相任などゝいふ詞三ッな
らべていへるひとつの體なるべし衍文にはあらず
　此御二人は娍子の御兄弟也
源しむ阿闍梨　未考　名に高き源信は寛仁元年年七
十にて遷化のよし元亨釋書卷四本傳にみえたり八
九年のさきなれば此僧にあらずもしはつたへの異
にて名高き源信の事は衣珠四十一ゥ　にもみえたり
大原の入道　顯信也女御の御兄弟なり
よろづそむかせ　省略也むは音便也
くもくさうはるかに十五ゥ　雲九霄遙
こゑうちあけたれば る一本　一本によれば聲をたかくし又
ひきくする也一本によらざれば聲うちあげたるの
み也
御身とも を一本 すかせ給　すゝかのか　文字落たるかを文
　字は有ても無ても
思ひやるに へし一本　いづれにても
いみしうかゝるの あ一本 ありさまは　いづれにても
れいのさほふ　是までは常の御ありきのさまこゝよ
り御葬送の式也
いはかげ　上に石蔭イハカゲといふ卷あり
そう ナシ一本 ん一本 ん一本 りう院の故宮十六ヵ　娍子也こゝにて娍子入棺
　し給ふ也上文二ゥ　にみえたり
みやられ て一本 のかなしさ ナシ一本　一本よし
さりかさねて と一本　いづれにても
いみしきこと と一本 もあり ナシ一本 くて　いづれにても
思ひつるかひ な一本　一本よし
宮の御とも　娍子御葬送の時也
夏の夜を　夏もかなしかりしを秋もかなしと也され
　ど初句二句のつゝき心ゆかす
このころ御心ちなやましく　上文九ヵ　御風などおこら
　せとあり
ひたゝけて　師説あり
やむことなきこと 身一本　いづれにてもよし小一條もし天
子の位につきてやむことなからんには母君の御と
もにおりたち給ひかたしまして女御の御おくりに
は也
この御をりも　此度といはんがことし楚王夢一ゥ　此詞
ありこゝはもし御おくりの誤か

女のさいはひとは十七オ　後朱雀尙侍の所にも此詞あり楚王夢廿六ウにみえたり
聞えさせ給にいと　いづれにても
ひめみや　偎子
若みや　敦元
御ありさまは見はてさせ　いづれにても
女の御事十七ウ　一本よし
けづり火　一本よし
このふたところ　ひめみやとわかみやと也
おぼしめさるゝ事を宮は　小一條の御意にふたところの内にをとこみやは道長公なへてならずあつかひ給ふよしをおぼす也此處いさゝか心ゆかず
殿もゆくすゑも　いづれにても
たゞ一ところ　女御をさす女御なくなり給ふ故にうたがはしきよし也
おきあかしくらさせ　一本よし
こうの度は　一本よし此年三月つこもりに母君なくなり給ふ也上文ニオ
殿はらけからひ　一本わろし娍子のなくなり給ふ時は國母の御事故そのおもひにて穢給ふ人々多かりきと也
又このころは　皇后宮のなくなり給ふとはたがひて小一條の女御なればそのかたさまの人々のみこそけがれ給ひけめ大かたにはよの中さやかなりと也
えいみあらぬ十八ウ　忌はなき也
とし比。おほかたに　道長のとし比は大方に小一條をあつかひたるよし也
まめやかに覺し　わか女の事を小一條か也
みゆる御くた物。たひこゝに　みゆるとは目にふるるなどいふ意也楚王夢十六ウにもあり一本よし
かくま心に　小一條の眞心を道長のおぼす也御さいはいか女御の御身にとりて也
ほり河の一宮　敦貞也小一條の御子也顯光女延子のうみたる也
二宮十九オ　敦昌也
醍醐の座主は　覺源也
この女御　寛仁二年四月なくなり給ふ本の雫にみえたり
御法事は七月十よ日　娍子の御法事也院の女御の御法事にはあらずわかれにしの歌とは別にみるべし

楚王夢廿五オ　に院の女御の御法事ちかく成よしみゆ
八月の末也
あまうへとのは云々　あまうへと切てさてとのは云
々とつゞけてよむべしあまうへのゝ給に入道との
はかやう〳〵と也
内侍のかみの事御一本　一本よし嬉子の事也東宮の女御
上文九ウ　たゞにもおはしまさで七八月にあたらせ給
て
たゞこゝになさつゝも十九ウ　あまうへは山の井に居
て道長公の御家の事に付て事かく事はあらしとな
りあまうへは嬉子の母にあらぬ故也但あまうへの
詞と草子地とのけぢめつまびらかならず猶考べし
いそがせ給へきこぬなどたゞいま　一本よし
いてき侍なんとするとゝ一本　一本よし
たゞならぬ人の一本の月たらず　いづれにてもはらみ給ふ
人々をいふ
給てけりにニ一本かオ廿　一本よし
この月八二一本なきにこそは　上文九ウ　七八月にあたらせ給ふ
て
御内などなど一本も　いづれにても

かんのとのゝ御うぶやに廿ウ　楚王夢の巻にはたして
参り来てころし奉ることあり
中納言殿の北の方　長家の北方は齊信の女也治安元
年霜月北方になり給ふ本雫廿九オ　にみえたり
月ころたたゞ一本にも　一本よし
大納言やがて一本　齊信也
ほそり○ありし　いづれにても
いかに○おそろしくていかにみ一本　一本よし
ゐねう　圍繞也
東宮みや中宮一本の大夫　賴宗能信也上文廿三オ　東宮中宮の權
大夫殿とあり上文にては能信を疑しにこゝは賴宗
をうたがはしくおもふ也されど東宮の女御なれば
賴宗此時東宮大夫なればかくても似つかはし此二
人嬉子をおぼつかなくおもひつゝくれど東宮後朱雀
中宮妍子のおほせなければ問奉るひまなく音信たゆ
るを心もとなくおぼすとなり　殿上花見にては賴宗と能信と同腹也さてはこゝ同
堀河のおとゞの一本女御　父兄弟姉妹の上にて解すべき也　一本わろし上文廿三オ　ほりかは
のおとゝ女御もろこゑにいまそむねあく云々
よい人寧の内に云々　楚王夢一オ　よの中の人殘りあら

しさみゆるまで云々
日比は(ちう一本) 一本よし
くらの命婦廿二ナ
こたみを式部の君(ナシ一本)廿二ツ 楚王夢十ツ
をさよむ故にかく誤りたるならん楚王夢九ツ十一ナ十七ツ
十四ナ 小式部の君とあり一本よろしともおもはれず
心よりほかの事は 堀河の怨靈をいふ
堀河のおとゝ。(や一本)女御や。と(な一本) 一本よし
殿いかに我をも 堀川の靈に女御ころされ給ふ故に
道長の小一條を物しとおぼすらんと小一條のおぼ
す也殿は道長をさす
ことくならずナ廿三 かくおもふも別事にはあらず
御子たちを道長のなさけにはくゝみおぼしたてん
とおもふ故也さるにより道長の意そこねじとお
もふなりけり上文ナ十八 今はいかゞはなごよるは
つゆ御とのこもられぬまゝにとある處をも合せ考
べし
萬よりも此御事の 嬉子の御産のことなり
聞えやらず さわがしくて物のあやめわかたぬを云

楚王夢

此卷に廿二ツ 楚王夢とたにほしあはせられてとある詞を取て名とす そのこゝろはその所にいふべし○大鏡にはそ王のゆめの卷とあり
かんのとのに(と一本)ナ一 一本よし下文ナ六にもみえたりは
やく嶺月にナ廿二 よろつの御調度ともとりいてゝ
御誦經にはこひいてさせ給ともあり
よの中の人殘りあらしと 嶺月にツ廿一 世の人家の內
にのこりたらんや云々
內にもとにも 外也
をとこみこ(との一本) 後冷泉也
そこら。のうちの人。(の一本) いづれにても
おほし思はん(ナシ一本)。ことわり。(ひきこえ一本はいと一本)(に一本)いみじウ一 一本よろし
かきふせたてまつる 産後にやかてふせ奉ると別に
しるす
世のひゝきこそ(まて一本) 一本よろしからん
いみしかりし かりけんと有たし
おほえさりしに(こ一本) いづれにても
御らんする。かひ有て(にいと一本) 一本よし
寢殿にかへらせナ二 大宮か居給ふ所なり

いつかた（[illegible]一本）のゆかしつらしけれど（なく一本）二ウ　いづれにてもきこゆ
れど一本よろしからん御兄弟はむつましくあまり
に打とけ心やすけにておもく〱しき御かたく〱に
はいかゝと人々きこゆと也
こゝろにくゝかはさせ　かはすは交の意也姉も妹も
たかひに心にくき御まじらひなるをいふ也しひて
いはゝおもひかはさせと詞を加へてみるべし
いつのほど（に一本）かさみゆる　一本よし
いつ（とし一本）しか（か一本ナシ一本）とおほしめしたり（ナシ一本）　一本よし子持の君の
はづかしとおぼす也
申させ給へるにやと見えたり　草子地也御使の参る
（と一本）はこゝより平産のよし申上たるならんとなり
などのつねに　一本よし
つゝましうおぼされて二ウ　入道の御身故に也下文三ウ
つゝましげに覺して
よしひら　吉平（安倍氏）　下文九ウ
もりみち　守道（賀茂氏）
いそぎ出させ給て　出はかろくみるべし又はせの
誤か
こもちの御まへの（御一本）物三オ　一本よし

たゞ（[illegible]一本）物もる　一本よろしからす
事より（[illegible]一本）は三ウ　一本よし
よそ（御身一本）つゝましけに　上文二ウ　つゝましうおぼされて
御袖几帳　御内とのに御袖几帳といふもの有なるべ
しそれにうちまきかあやにくにあたるさまのをか
しくみゆると也
殿いとめでたしと四オ　殿は道長也
それよな（ある一本）えたまふまじき　嬉子の詞也堪ずしてしぬ
べしと也一本よし
そのこ（の一本）ゝち四ウ　一本よし
御修法の僧に（と一本）も五オ　一本よし
あくはせ（ま一本）　あくむは退屈也それより疲勞の事をしか
いふなり後悔大將二ウ　一本にてもおなしきなりばは
濁るべし
れい（ナシ一本）の物のけさま（き一本）く〱の五ウ　一本よしとも思はれず
人々めしい（れ一本ナシ一本）てゝ　一本よろし人々は物のけをさす
物のけをよび出す也
そはより　物のけとものかたよりすゝみ出る也
ほりかはのおとゝ（や一本）女御　一本よろし
心譽僧都　玉村菊九ウ　後悔大將三ウ　初花廿七ウ

權僧正　たれにか考べし
御調度どものこるなう　上文一オ
御誦經どりに六オ　一本よし上文一オにも嶺月廿二オにも
なし
ちこ○をするやうに　いづれにても
かよは○せ給御こゝろも六ウ　いつれにても
かの聲はかり○よわらせ　一本よし蚊の聲也
なく○願をたて　一本よし
觀音○と　一本よし
かちの聲　加持也
されどすべて七オ　いづれにても
御年十九　初花の巻寛弘五年の條におとひめきみふ
たつみつはかりにてとある此姫君の事也ことし萬
壽二年まで十八年也
おはしますたいのうへに　嬉子の御座所の也臺歟對
か
御しよを　招魂也たまよはひ也一本よし衣也
僧達をも　一本よし
いひおこなはせ給へは　一本よし
かへしてきこしめさす七ウ　嶺月二ウにも此詞ありうへ
の御まへが也
あさましき御事をはおきながら　いづれにてもあさ
ましきとは嬉子の御事也
關白どのゝうふやしなひ　上文二ウ三日夜は關白殿せ
させ給へり
さるのときはかりもてこはて　はかりに○とありたし
上文辰の時はかりに○ひつじの時はかりに○とあり下
文戌の時はかりに
殿○もいきいてさせ八オ　いづれにても
あるに○あらず　一本よし
つねよは八ウ　よのつねといふ事なり
御おひ九オ　別にしるす
しろうまろに　いづれにても
いとゆるに　一本よろしかるべし
との丶御まへ　道長
うへの御まへ　倫子
いまそならせ給　上文八オ大方たゝいまは御なみだも
出やらず
わかみや　今うまれ給ふ也
御身の　一本よし

ふりはなれては（ナシ一本）　一本よし
鬼かみなれど（り一本も一本）○人　一本よし
いかさんなるものを（ゆ一本）（た一本）　いづれにても
御めのとこ式部のきみは九ゥ　小式部也下文廿一ヵにも又
十七ゥにも又十四ヵにも嶺月廿二ゥにもみえたり此内下文
十七ヵ小式部のめのとゝあるこれめのとこそはよむ
ましき證なり
よしひら　上文二ゥ御はらへのよしひら下文十九ヵ
すたなく覺えさせ給（ておぼしますー本）　一本よし上文によりてあやま
りたるなり
かくてためらひ中十ヵ　一本よし
此月十五日十ヵ　八月十五日也嶺月十九ゥに七月廿餘日
の事あり又本巻下文廿二ヵにこよひの月はめでたき
物とあるも十五夜なれば也
岩かげに　下文十七ゥ京極よりのぼらせ給て一條より
西さまにおはしますへく道つくりはらはすべきよ
し仰ことの給はせて岩かげには云々
こまかなる事も（ども一本）　一本よし
御事どもにも（をも一本）　一本よし

さはよさりまれど
わか宮はすなはちより十ゥ　下文廿九ヵにもすなはちよ
・りと云詞あり
くらの命婦　嶺月廿二ヵ
このゝ宣旨
いとひやゝかにおはしますこれは（ナシ一本）そは（ナシ一本）十一ゥ　一本よ
し
ありけれ（る一本）　一本よし上の句これはそはの○はもし○この
誤かさてはこその結にてれ○と云へき也
いつらく（ぢ一本）　一本よし
いらせ給ふべき　平日入内のときの式也
入たてまつる　車に也下文十二ヵひつきに入させあれば
こゝは車にはあらじさては誤にても有るや上文
十一ヵをさめ奉りてこそは御車におはしますべけれ
ともあるを併考べし
ひんな○るべし十二ヵ（か一本）　一本よし
御さうそうまてより（すき一本ナシ一本）　すきてこそとあるべし一本も
十分ならず或校よりを○こそこす
うへの御うへ　うは○まか本雫卅一ヵ　御堂のいぬるのか
たにへたてゝうへの御堂たてさせ給へりとあるこ

の處へなるべし
ほども遠からねど　法興院をさす下文オ十三にも
給也ける十二ウ　一本よし
はかせ給なからこそたちおさりならせ給　給はたまへ
へとよむべし上のこそをこゝにて結べき也
此殿と十三オ　いづれにても
三井寺の僧都　永圓也村上帝の孫也玉のかざりオ十八
に三位僧都とあり一本には三井寺とありこゝと合
す
山座主　下文ウ廿三にもみえたり院源也天台座主記證
とすべし
べたう。坊十三ウ　いづれよけん
といふ屋に　いづれにても
殿。はおはします　いづれにても
日ごろ御几帳云々　嬉子うせ給ひしすなはちの時は
かやうにてありしなれども。こたびはへたてへを
しつらひたりとなり
御くるまのまへ板と
其後。あかつきにはオ十四　いづれにても
さるべき僧にも　僧ども歟

こ式部の君　上文ウ九にみゆ
春宮中宮の大夫　頼宗東宮大夫能信中宮大夫
也嶺月オ十三ウ廿一にもみえたりこゝにのぼり給はぬよ
しは御兄弟ながら君につかへ奉るからは身のけか
れをいむにかいさゝか心ゆかす考べし
山の井の女御とのは　小一條女御をさす嶺月オ七オ十二
にみえたり
この御事ぞウ十四　嬉子をさす
ちりぬなにぞ　一本よし
それは殿の御いもうとの院の女御　冷泉院女御超子
也花山ウ十五にみえたり
かなしき。かたみオ十五　一本よし
おぼしなげくとも　いづれにても
其まゝのおぼつかなさを　御懐姙にて出させ給ふま
ゝにてはおぼつかなくは有へけれどなかへに此
ほどたいめし給ひて物おもひいとふまさるよし
也嶺月にウ九春宮行啓有しことみえたり
京極殿にて云々ウ十五　春宮行啓の時の事也
大宮いとおそろしく　春宮のなげき給ふを也
まゐりそめさせ云々オ十六　本のしづくウ十三に嬉子入

内の事みえたり嬉子は十五春宮は十二とあり嬉子はされをかしうおはしませはいとことのほかにはつかしけにもおはしますとあり我かとしとあるは女君の事にはあらて東宮のしかはつかしくおぼす也本の串にいへるは女君のされていまし給ふ故にはづかしけにもおはさすとあるとはたがへるやうなれどさにはあらではつかしくはあれどされていますす故に爪のみもくはて東宮のいますをいふ也いとことのほかにとあるにてその心しられたり

かゝらましやはと

さらに〳〵ふかう一本十六ウ　句一本よし不要也下文廿一オ世

間いと心ほそければかゝる里住云々

みゆるを　嶺月に十八ウ　みゆる御くた物

殿の御まへ一本うへ　いづれにても

こさしはつゝませ給へき　つゝしませとあるべき歟

御命のひきせ　入道の代りに嬉子うせ給ひし故に也

民部卿　俊賢也道長の北方高松との兄弟也

せひなう十七オ　是非也

かくてうせぬる　産にて也

ゆあむさせ　流灌頂の類歟考べし

その又暁に　或校そのの上にはなるべしかくて十五

日に成ぬれはとあり

岩かけ　上文十オ

さま〳〵一本ナシ　なる一本り十八オ　一本よし

との一本にゝ御心。も　一本よし

このとのはらをば　例のとのばらは更にかぞへたて

ざるよし也

さすがに一本ナシ元座には　いづれにても

くれさいもく十八ウ　嶺月七ウ　にくれえもいはぬ大木

とも疑の巻に十一オ　いかたといふものにくれ材木を

雨こまやかにふりて　ふりいてゝなるへしと八百子

いへり

あめのやみ　の。文字あまりてきこゆ

いとふりかたき　雨のふりかたき也降。也舊。にはあら

す

よしひら十九オ　上文九ウ二ウ

火ともし　嶺月十五オ　御ときに火ともしばかりにて

かなしう。一本み奉りたる一本り　一本よし

山かたならかた十九オ

一條のおほちより　上文に十七オ京極よりのほせ給て
　一條より
内の大い殿ぞ云々　何故にいまノ\しうおほすなら
ん
京極をきはに（め一本）廿オ　いづれにても
女おきな　おうなおきなとあるべし老女の事なれは
　女とのみにてはわろし
まうなる　猛也
春は皇后宮　娍子也四月なるをこゝに春といふはい
　かに嶺月二ウ
院の女御　小一條の女御也嶺月十三ウ
としころつか。（は一本）せ給て（この一本）廿ウ　一本よし
ある物の申すは。（烟一本）かんの殿に廿一オ　一本よし
ことのさま。にて（さへ一本）廿一ウ　一本よし
おぼしめすとかなしうて　一本よし
心すこけなる（り一本）廿二オ　一本よし
おぼしめしける（り一本）　一本よし
こよひの月は　上文十オ御葬送は此月十五日とさため
　申てあり嶺月に十九ウ七月廿餘日の事あり本巻上
　文十二オに八月五日にうせ給ふよしたしかに月日あ
　り
かくや姫の空にのぼりけん　竹取物語にみえたりこ
　こにうたがはしき事ありかくや姫の空にのぼりた
　るは物語の原文に付て考ふれば八月十五夜とはき
　こえす九月十五夜とおもはるゝ也今こゝに此故事
　をいふは八月十五夜とおもへるにやたゞし九月と
　たしかにもあらねば今本に誤寫なと有て八月十五
　夜の事にや榮花をかける比にはそのあやまらざる
　竹取の有てかやうにかけるにてよみあやまれるに
　はあらしかし
その夜の月。かくや（も一本）　一本よし
とみえたる（り一本）　一本よし
人にもはせ（と小印本）廿二ウ　小印本よし
なかれさせ給。（はかりなり一本）　一本よし
東宮。（に一本）はこよひ　一本よし
焚王夢　宋玉か高唐賦と神女賦とにあり文選にのせ
　たり
人申いはせける（きこえさせ給ひ一本）　東宮の御かたはらの人々の中より
　東宮の御こゝろを察してかやうにてやあらむとき

こゝえたる歎はさらなり云々
返々といへとなは　一本よし
ほどもなく　新千載集傷
心うくて　一本よし東宮の御なげきを心うく人々お
もふ也もし東宮かおほすならんには心うしとはい
ふまじき也御心とあるべし
こはた　才廿三
人々。まゐりける　一本よし
うへの御かたにおはします　入道との御堂にかへり
給ひていぬるのかたにつくられたる北方の御堂に
行給ふ也
山の座主　上文才十三
とのゝ御やうに　才廿三　いづれにても
此三十年　長徳二年道長正二位左大臣此上にたつも
のなしことし萬壽二年まで凡卅年也
苦樂にもなる所　苦にも樂にもと云事か一本も心ゆ
かす短かき事をいはんとならはいくばくもとも文
字有べき也
佛にもなり給。　一本よし
我まうしや　亡者此一段は愛別離苦甚しくて念佛も

おこたりて相續もしがたしわか女ながらもわれに
障礙のものとこそおほしめすべき所也と也
くるしみはあり　才廿四　ありはなしの誤か
しりたりつるを　一本よろしともおもはれず
ともにしらせつる。萬に　一本よし
たより共ならめ　ならんの誤
年比こむしや　權者
たゝこひしきなりと　上文才十七　民部卿俊賢にもかく
答給ひしこそみえたり
けうし聞えさせ　才廿四　けうは孝の字音にてもとは人
の子たるもの親のなきあとにて追福するをいふな
れど轉しては追福の事をけうといひてここなどは
親が子の爲に追善するをもけうといふにや讀を考
べし
よりしけ　上文才十
宰相中將　兼經也道綱の子
大宮の御方には　はゝての誤かわかみやは此程大宮
のかたにてといふ事なるべし上文才廿わか宮はすな
はちより寢殿にとほるわたとのにおはしまさせこ
あるこの寢殿は大宮の居給ふ所也

かの小左衛門より（お一本）は オ廿五　一本よし上文オ廿一考へし
左衛門内侍　小左衛門の母なるべし左衛門の子なれば小左衛門と云ならん
七日は（く一本）　一本よし
院の女御　小一條女御也
そうせん　僧膳也僧にほどこす膳部也下文オ卅二にもみえたり
よろづにましあひ（さ一本）ウ廿五　一本よし嬉子のことなどあれば也
いさむづかしさて（と一本）　一本よし
殿ばらにもきこえ　小一條方のなるべしいさゝか心ゆかず
式部卿宮中務宮　敦儀　敦平　いづれも小一條の弟なり
うらみ給めり　此二宮にいはすは中々にうらまむとなり
われながらもこゝろうしや　嶺月にウ十七女御にわかれ給ひてかなしさにたへで入道せばやとおぼしたることあり
このごろの定にてはオ廿六　は文字衍文也此あかもがさにて人おほくしぬる故に此嶺月にウ十一上中下わかすわづらふよしみえたり
殿の御心ざし云々　此段いさゝか心ゆかず猶考へし一わたりみては小一條の御心に道長も今は女御居給はぬ事にてさまでふかくわがかたをはくゝみ給ふまじく打みたる所にてかばかりなりけりとおもひてよくみればしからず入道の心のかぎりこなたにしむけ給ふぞうれしきとなり
たゞ此をさなき人々　女御の御はらにはふたり物し給へども朝みどりの巻にひとりははやくなくならせ給へばたゞ一人也こゝはことはらの御子たちをもつかねていふなるべし
こゝ〳〵をみん　別に女をまうけたらんにはをさなき人々のためにあしからんと也
い○きなん（て一本）ウ廿六　一本よし
たえんほど（へ一本）　一本よし堪也
ないしのかみの御事　かんの君もみどり子をおきてなくなり給ふ小一條の女御も御幼稚のものをおきてなくなり給ふ故に引くらべてあはれにおぼしやるとなり

又あはれ春宮　春宮の御心をもあはれとおぼす也
女の御さいはひウ廿七　院女御にも此詞あり嶺月オ十七に
みえたり
給やうも候なまし　こゝにましの詞二つあり考べし
一品宮オ廿七　禎子也小一條の妹也娍子のうみたまふ
御子也院の下にの給ふと云詞を加へてみるべし
參り給へかんなる　一本よし
よにはつかさめし　世上の評也面白し
此度にも（わたりにも一本）　一本よし
人の申すなど（申すなりなど一本）　いづれにても
たれ〳〵とあり（いふ一本）　一本よし
殿の御心より　道長公の御心より外のことはなしか
たきなればおしあての評はむだなりと也
おはしませウ廿七　まし。の誤か
故院オ廿八　三條
さやうに　此御すくせさやうにさだまらば也（かの一本）
ゐんの御なでりなき。いと　一本よし
人のすることにもあらず　三條院の御末のかれたる
はおのれ天子になり給はぬ故なれはとの給ふ也一
品宮もし春宮にゆかせ給へばおのづから三條の御
末よにのこる也
院のおはしまさねウ廿八　三條
殿いかで　道長
この御事（ナシ一本）　禎子
おぼしたりたれ。も（と一本）　一本わろし
世のさまり　長閑無事也此比の御なげきの事しづま
らば也
又内。大との丶（の一本）　一本よし殿ばらの詞なり内大臣は
教通也
御くしげどの（などなん廿にいふめる一本）　生子也
といふなめり　いづれにても
おと丶はいかで　教通
さりとも。御心にこそ（どの一本）　一本よし
申。たまへば（させ一本）　一本よろしともおもはれず
とのをいづれとも（を一本）　一本よし禎子も生子も也
ひめみや（ちかみや一本）　禎子
東宮とかたまりてみな（ナシ一本）　一本よろしからず　たれも
〳〵姫君たちを東宮にと一かたにかたまりておぼ
しかくる也
いまはりあたり（一本）オ廿九　一本よしその時になりてみね

ばしれかぬる也おしあては事たかふことあるもの
也その處に行當りてこそと殿ばら云也
さらに（ヒ一本）禎子かいよ〳〵東宮にと定まらば也
いま〳〵しきことのみあると（き一本）敎通の姫君の一條を
さす
たゞ今の事　今さしあたりて入内の事あるやうにの
給ふよと也いそくけしきを云也
此東宮（ナシ一本）のたいの宮　一本よし禎子の事なるべしこれ
は小一條同腹の妹也敎通の北方にせんと也
則よりは　公任卿の女なくなりてよりすぐに也
いかゞたほしさためさせ　禎子と禔子と也
こ宮の（れし一本）娍子也小一條と禔子との母君也
申さる〻（し一本）とき〻○又みやも　一本よし　みやは娍子也
つみふかし（ウ廿九）　佛に遠さかる故に也
くぬしま（も一本）
それをよき（オ卅）　一本よし
かのおとゞ　内大臣敎通也
たはしうて　あた〳〵しき也戯謔也
こきたのかた　公任女
院も又あるせちには御むすめのきみを　小一條院も
或節にはみづからの姫みやを也みやといはずして
むすめと云はいかゞ御の字もいかゞのたまふと云
も小一條殿原にむかひてみづからしか〳〵のたま
ふと云も例はあれどおだやかならず此處誤寫にて
も有にや
東宮大夫　賴宗也以下小一條の詞なるべしさては此
上文殿原の詞なるべしされど上文を殿原の詞とし
てもよくきこえず
申なれど（ヒ一本）　一本よろしともおもはれず
いと〳〵ほしきこゝに侍○おや（めり一本）（ウ卅）　いづれにても
聞え給て何事にか御堂に　道長也殿原の詞也下文（ウ卅一）
五條に道長の參り給ふことあればこゝにて小一條
の御堂に行べきにあらずて文字衍文ならんさてき
こえとあるもいかゞのたまふとあるへき歟
かの御法事（ナシ一本）　上文（オ廿五）
日ころへは　一本よし
きやう〳〵　きはやか　はつきりなど俗に云意歟
せけんいと心ぼそければ（オ卅一）　上文（オ十六）いまは里すみ
さらに〳〵
中納言殿のある（き一本）　長家也殿の字いかゞ一本にてもお

なし下文ヵ卅一　大納言より道長へのかへりごとに中
　納言とのみありこれは殿とも云へきを

大納言　齊信也

かの姬君より　一本よし長家の北方也齊信女也

し侍これと　いづれにても

此あかかさなむ　一本よし

院に參らせ給てヵ卅一　小一條に也道長の行給ふ也

見つへの　一本もよし高松殿也道長北方也此とき高
　松殿いまだ小一條に逗留ならば一本よし又高松と
　の道長公のかたにかへりたる後ならば本行よし上
　文考へて定むへし

御堂には　此詞いさゝか詞たらず

大納言かしこまりうけ給ぬ　一本よし上文道長よ
　り大納言をとふらひ給ふ事あり大納言は齊信なり

こゝに侍人　長家北方也

月比を　いづれにても

物し給めればヵ卅二　一本よし

院にはやがて　小一條也

內大臣殿より　一本よし

そうせん　上文にもあり僧膳也

數ならぬ事ともあるべし　一本よし

給めりき　いづれにても

中のみかどヵ卅二　一本よし

榮花物語抄卷七

衣珠

此卷に三十四ウ妍子の御方へ上東よりの御かへしに衣のたまさいふ歌あり是によりて名さす〇大鏡には衣のたまの卷さあり

院の女御　峯の月になくなり給ふ小一條の女御道長の女也

かんの殿。の[など一本]　楚王夢になくなり給ふ後朱雀の尙侍道長の女也　一本よろし

あはれなる[れ二一本]は　一本よし

前栽ほり　元眞集 嵯峨野前栽堀 も〻しきにうつしう〻とも女郎花我たつねこしこ〻ろわするな人しれず

この秋は

こ〻ろゆき[やり一本]けれ　いづれにても

中納言殿は　嶺月廿ウ此北方妊身にてわづらひ給ふとみえ楚王夢卅一オ此君あかぶさやみ給ひ北方もわづらひ給ふことみえたり長家也

うへ一ウ　長家北方也齊信の女

この秋[あか一本]かさ也　一本よし

おそろしければ　疱瘡神などいふをもあれば麻疹もさる類にて加持祈禱はいかがとそのことをもせでと

云事か此比はやく疱瘡神といふことありや可尋しも
疱瘡に神はなくとも此病も日數などもありぬなれば常の やまひよりもかはりたれば何となくおそろしければいふ也
大納言　齊信
おほきこのかた　齊信北方也こ。かの謨或校た
このさしころより
居月はかりオ二　一本よし
おほしゐはする。　或校つる
まかせてのみ　上文ヵ二さるものにておそろしければ
加持などもまゐらぬといふにむかへてこゝにかく
いふ也
のゝしれど り一本　いづれにても
なに事をしのこさんとおほさ。す　をはもの誤り又下
のさ文字衍何事をかしのこさんとおほすといひて
詞うらかへりておほさずとなる也下文オ十六何事も
しのこす事なかりつるか
いのり共のれうにヵ二　れうは料の二字音也
とりおかせ給 とも一本　てもと云詞を含て下につゞく
御はかし。くらとを　一本よろし
まさひかきたてまつる　かきは書かく也上文に等身
とあるは本像なるべきか又書にかきても等身と云
にや他例可考
いみしうまとはせ　まどふはうろたへたることにて
俄に産にのぞむをいふ
大北のかたオ三　齊信の北方
かきふせて　産婦をやかてねすることと上にもみえた
り
兒を思へばなりとて　いさゝか詞たらぬこゝちす
けふにこそヵ三　かならずけふははかなくなり給はん
とみえ給ふ也
たてまつらましか を一本　いづれにても本行ならば上のこ
そをしかとむすひたる也をなれはこそをことにて
むすひなから下の句につゞくてにをは也
御すゑに 二本　一本よし聲也
めつらかになきのゝしり　めづらかと云詞いかゞ
たかつかさオ四　一本よし長家の母也
覺しゐはせて　陸の女御也嬉子也はかなくなり給ふ
におぼし合する也
御こき　入道殿に也
ふたつとりかへ　入道どのには姫君おほくあれど大
納言殿にはひとつむすめなれば也

いつとてはオ五　一本よし
なてふ事。侍つ。いづれにても
この屋に　長家に也一本よし本の雫にオ卅九みえたり
それはさりかへも　上文ウ四ふたつさりかへある御有
さまにもあらず
いかなりけんさナ五　一本よし
ちゝ君をたに　上文ウ三うまれ給ふみこもうせ給ふこ
とみえたり
いみしうなかせ給へる人の　いづれにてもきこゆ母
北方をさして人と云也
かはりにこそ　夫中納言のかはりに也
うらなひオ六　一本よしよのつねは火葬也こゝは土葬
にさおぼす也うしなふは身をなくし給ふを云也
そのまゝにの給はすれば　まゝにの下にと。文字有べ
し
九月十五日　一本よろしからん下文もウ七一本により
て五日とすべし
法性寺　いづれよろしからん考べし下文オ八ほうさう
し齊信公の御兄弟に尋覺僧都といふあり其すみ給
ふ所也又下文にウ十一法住寺さかける所有オ十二にも
ほけてウ六　ぽんとして也老ほけのほけ也
御屏風などの　今世さかさまにするをむかしもしか
ぞしたりけん
。おさましく　あさましの誤か
文集の　白氏文集四李夫人　背燈隔帳不得語安用暫來還
見爲傷心不獨漢武帝自古及今皆若斯
ともし火をそむき　一本わろし
はやくあひみる事をもくせむ　はやくははるかにの
誤ならんせむの二字は必有べし。くはて。とある一本
よろし見爲の譯也
こゝろをいたます。事オ七　一本よし
侍從大納言　行成也長家の前妻也朝みごりオ九にみえ
たり
なかなか　いづれにても
おほえて　て文字濁るべし
おほかたあへうもおほされすや　よの中に有ながら
へんとおぼされずやよにながらへんとおぼされた
りと詞うらかへる也
十五日　一本よろしからん上文にもいへり

御ありきの　いづれにても
ありければ　一本よし
物まきなどして　何白布などにて車をつゝむ也
また物むつかしうて　御產後御湯もひかせ給はぬ故
に也
いたきたる樣にて八オ　いづれにても
ふし奉る　一本よし
○北方の御車　いづれにても
ほうさうし　法性寺獻上文六オには一本法住寺とあり
下文に十一ウ法住寺とたしかにかきたり十二オにも　さて
はこゝのみ異同なしわろかるべし或校住
僧都のきみ八ウ　尋覺にて齊信の弟也上文六オ考べ
し
つきて　一本よし
ひさ〳〵おりぬ。上の句一本にしたがへばこゝも
一本にしたがふべし上文の女車をいふ也
山のかたを　いづれの山にかたゞ考の山をみるこさ
にや
進の內侍　いづれよけんいまだ考みず
ちぎりけんちよはなみた　中納言さ北方さ行末なが

くさちぎりけんちよはなしさいひかけたる也愁傷
をたもひやりてよめる也
おきふしの　こゝろえず
御めのさ。の小辨　いづれにてもゑちの小辨は紫式
部のむすめ也
かなしさを　千載哀傷大貳三位系圖にては越後の辨さ大
貳三位とは姉妹にて同人にあらず一本にしたがへ
ばこゝさ千載さつたへの異にや
御かへし九ウ　千載にかへしあれどこゝにのせたる歌
さは異也
なくさむる
このたびのゑ　そのさす所考べし
枇杷どのに　姸子也此君に奉りしは何の故にか長家
の兄弟なればなるべし
やけにしのち　本のしつくに卅ウ自火にてやけ給ふこ
さあり又その後玉臺に十七ウやけ給ふことあり
し。つめさせ　一本よし
いみしうおほかりし　一本よし
さこにいてなは　長家の心に也今は法住寺に居給ふ
故に

もろともに　後拾遺雜一

かの御裝束や十ウ　なにをさすにか施行になさんの料になき御方の衣服を調せさするにや

僧のほうふく。など十ウ（や一本）　一本よし

きこしめしける。こき（御一本）

御たもとに　上にかの御裝束と有その衣のそでにや

たちかさね　御料にとて調じても今は此よの人にましまさねば此方より御覽に入たるさまを御覽じわくましければ御法事の鐘のおとをきゝ給はゞ此方にて調じたる衣を御身に着用したる也とおぼせと也

これをみなわたす十一オ　其御衣を布施にしわたす也

我しあらは（九一本）　御靈にきせ奉らんと也うけはりてよませ給ふ座主の尊貴しらるゝ也おふけなくうきよのたみにおほふかなと慈鎮のよまれたるおもひ合すべし

うきこしめさせ（それに一本）　一本よし　或校それにそ

もてまゐり十一ウ　なにをもてゆくにや

の給はせ（ナシ一本）　一本わろしみな〳〵より調進させたる也

いかうちすき　五十日也

たいもん　大門か

これはさらにわすれもこそしたてまつれとて　これはとは火葬をさす一わたりにては土葬の方をこれはといひたるやうなれどさては文義不通也

わすれしの御心也　のち〳〵御はかまうでの時になり

四條大納言十二ウ　公任也本の雫卅五ウにみえたり

内のおほとのゝうへ　敎通の北方

又そのうへ　後悔大將二ウ

あまたの君達　敎通の子也

右大辨のきみ　公任の嫡子定賴也

侍從大納言　行成也以下公任のみならず行成もためしはあれど云々と下文につゞく也

むかひばらのひめ君　長家北方也本の雫十五ウにうせ給ふ

たちをとこ君たちなど（の御事こみしかりきされどそれは大納言女一本）　一本よし大納言は行成をさす女子おほくあること系譜にてしるべし

少將の君　行經也行成の子にて長家北方と同腹也

この大納言　齊信也

此御なかとも　行成公任などをさす

たゝこのうへ一ところ　齊信の女長家北方をさす公任の女行成の女齊信の女いづれも御一族のことなればその中にて一人のこりとまり給ふといふ意なり

せう〳〵十三オ　おろ〳〵と云ことなるよし師說あり多く有てもなからへ給はでおほよそにてなくなり給ひては多く有もなにゝかはせんと也しかとかけとまらざるを少々と云也

心うしとも　一本よし

すみそめに色まさる　心たしかならずすみぞめの夕べとなればいとゞ物哀にかなしといふ事かすみぞめはゆふへの枕辭なれば山のことをあしひきとのみたらちねのはゝをたらちねとのみ云例に用ひたる物ならむか

中納言○かくて　一本よし上文にも殿の字あり　長家をさす

うきよなり　長家の歌也

けふまでは　長家の心になりてよめる也結句身をばいかで問らんと也

この大納言　齊信

御おこゝ十四オ　公信也此北方のなくなり給ふこと下文卅五オにみえたり

ほりかは　兼通

まさみつ　正光

この方にも　正光の方をさす公信を居給はぬを云

なきみやこと　いさゝか詞きゝとりにくし長家の北方のなきみやこといふことか

たなかの僧都十四ウ　いづれよけんしらず

わかきみ　長家の子齊信女のうみ給ひしがやがてなくなり給ふをいふ

春宮のわかみや　嬉子のうみ給ふ也

つきもせす　いづれにても

中納言殿は○宮々　一本よししばし　の籠居によりて也

院の女御　院は小一條也女御は道長女也院のご徽逗によむべし

御ふくなるうちにも十五オ　猶誤有か

五節にも　いづれにても

物○ごゝろし　一本よし

さふらひつるに小式部　一本よし和泉式部の子也

內大臣　教通也
御子　靜圓也
しげの井の頭中將　公成也
うせにけり　小式部うせたる也
御ここに似たり　御ここさは嬉子や齊信公の女やな
　ごをさす産にて死たるをいふ
いかでとく　出家を也下文廿九ウ出家し給ふ事あり
小式部卿の（ナシ一本）　一本よし
とゝめおきて（ツ）十五　後拾遺哀傷こはと云に是はと子
　はとを兼たり五四と次第してみるべし
內大臣との丶わかきみ　靜圓也十五オ
此なか川に
こひてなく
右頭中將顯基十六オ
右衛門督（かミ一本）　實成也
それ。日ころ　一本もきこゆれとか。文字なきかたや
　まさらん（か一本）
なかりつるも（のうへ一本）　いづれにても
中宮權大夫殿。も　實成卿の第一女にて能信の北方
　也一本よし

閑院のおほきたとゝ　公季也實成の父なり
あさましう（ナシ一本）　いみしうえさらぬ人々　一本此詞上の句
　にありかさなりていかゝ
御いゑには（く一本）十六オ　いづれにても
四條大納言　公任
うちのおほとの丶うへ　公任女萬壽元年正月なくな
　り給ふ後悔大將の卷にみえたり
うむし　慍の字也
これ。思へば（おもひ一本）　一本にても
御匣殿の十七オ　內大臣教通女也後悔大將五オに見たり
御しやう　庄也
女御　公任の妹花山院女御也下文廿一オ
人の心は　女御の御心なるべし下文をみれば公任の
出家の本意をしりて有故にかゝるおもひも有也け
り公任出家したりともさまでおのれ力おとさても
よきをかなしくおもふをいひかひなしとみづから
さみしておもふ也生離別のかたか死てわかるゝよ
りはかなしと也
ありながら
おく山の

またきにかく。いふ(と一本)ことを十八ォ　一本よし
なかたに　長谷也
北にあたりたれば　なかたには公任の居處より北方にあたるならん
四十五日　下文六ゥしはすの十六日とあればことし十五日來年正月三十日合併して四十五日すくれは二月となる也これは四十五日のかたたかへ也落くほ物語(伏見本一上)(廿五才)にあこきよりをはのもとへの消息に四十五日のかたたかふると云詞みえ拾芥抄下方角禁忌條にも八卦忌事條にも蜻蛉日記上にも
辨いさみ　定頼
とのをたのみ十八ゥ　公任をさす
それも(にぞ一本)　一本よし
あまうへ　公任北方也
二條殿　御匣殿の居給ふ所也下文十九ゥ此所教通卿の居給ふ所とみえたり下文廿九ゥ
中の君十九才　朝綠十五才大殿のひめ君は五こひめ君は三とあり後悔大將八ゥ御くしけとの中のひめ君ちゝきみなとゆゝしきものは奉るとありこれは公任の女のみなうめるなれば喪服をきたる由也朝綠にこ姫君とあるはこゝの中姫君のことなるべししからさればこゝにその小姫君も有べき也たゞし系圖に中の君と出し母をいはす又女子一人ありて公任女の子となし歡子後冷泉后と云猶よく考べし
御手ならひを申て。十九ゥ　中は取のあやまり歟
殿參らせ　教通
おほみや廿才　上東也下文に入道して女院と申奉るよしあり今その御支度也
二郎君　信家也教通の子也
三郎君　信長也此ふたり公任の外孫也
おほてゝ　外祖父
しれたり　癡也
いつくかは云々　此下にあかぬ處のあるあかぬ處はなしと詞を含てみるへしさて下のあやにくは棄恩入無爲にあやにくになるなり
さしのそはせ(き一本)廿ゥ　一本よし
れうし給へるこそ　領也外孫たちが公任をわがおほてゝとおぼしてむつれ給ふをいふ也君たちがわがものとし給ふより領しとは云也
かしかましさ(き一本)　一本よし

御しやう〳〵　庄庄也
まつしるものに廿一　古今雜下よの中のうきもつらきもつげなくにまづしるものはなみだ也けり
あまきみ廿一　上文十八
なにゝきてをとの給はす　或校なにたゝさて
さむきにやあらん　一本よし
みたりこゝちの　いづれにても
こたい也　古代也そのとりなし古代のさまをいふ也
今樣輕薄にあらぬ也
あさましう心うき物は人の心にこそ　上文十七人の心はいみじういふかひなきものにこそありけれと
あるは公任妹女御みづから心よわきをおぼす也
こゝは公任のみづから出家せんとおもひてもすか〳〵しうおもひはなれにくきをうき物といへる也
もとに出家せん廿二　一本よし尤也
心よからん　よわからんにはあらずや弱の意歟
かゝれ。淨土にも　一本よし
なかりけり　一本よし
左大辨　定賴
いみしきこひ　鯉也一本もきこゆ

二月十日。程には　一本よし
辨。君　一本よし
山里いかで廿三　拾遺春鶯の聲なかりせば雪消ぬ山里いかで春をしらまし
うるはしうし。て　いづれにても
さるやかたの　一本よし
いかて。ありけん廿三　一本よし
したがひ。をかしき　一本よし
かへり給。なごり　一本よし孝云かへしと云へくおもふ也上に御ともの人にもとあるに文字味べしかへりにては主客いかゞ給ての下に夫よりしてなど云詞を含てみる格にや交例考べし
三井。の　いづれにても
たつねに　一本よし
いにしへは廿四　千載雜中
おくれしと　同　一本よろしともおもはれずさて千載にはおなじこと契しあれば君がきるのりの衣をたちおくれめやとあり此兩公康保二年にうまると季吟いへり或校なに事も
うちのおとゝ　教通

ことひと廿四ウ　別人
御くしげどの　教通みづからわが子なれどかくいへる也
とかうの御有樣（のとかくも一本）　いづれにても
さやうの御をりにあへて（カヽ一本）　一本わろし
おもひかくべきにもあらねば（ことな一本）　いづれにても
へんのきみ廿五オ　定頼
いみしう○まゐり（おほく一本）　一本よし
ふるさとの　千載雑中公任よりいへば此が故郷なれは定頼のかくよめるなり
なかたにの御返（カシ一本）　いづれにても
山さとの　千載雑中
おもひやる
入道の中將のきみ（十二一本）　いづれにてもよし後拾遺詞書に入道中將のもとよりとあり季吟云榮花物語勘物云源成信致平子藤成房義懷子此兩人之間誰人哉孝云成信成房共に中將なれど三井寺と云證未檢出
またなれぬ
谷風に　後拾雑三
中宮大夫廿六オ　齊信

さき〳〵は（を一本）　一本よし
大納言　齊信也
なにかしこそあさましくは云々　下にも又あさましと云詞あり詞のつゝきもいさゝか心よからす誤脫あるにや
心きよくても（こそ一本）ウ廿六　一本よし
めつらかなる事もおほかり京の中にも　おほかれどといはねば十分ならず
入道どのゝ　道長
院の女御　小一條女御也道長女
ないしのかみ　嬉子
右衛門督頭中將の北方オ廿七　右衛門の下には○文字を含てみるべし實成也頭中將顯基の北方の父也
中宮權大夫　能信也此北方は右衛門督の第一女也
又頭中將　公成也實成の子也上文オ十五滋野井頭中將
侍從大納言の　行成也○のはの意也
とあるこの人のこと也
姫君の○事（一本）　上文ウ十二行成卿の女長家北方にて有しがうせ給ふことみえたり一本よし
をんなこもをとこ子○もたまへり（を一本）　一本よし

かうか　閤下也かふとかくべし公任をさす
ひめみやの御をりに ナシ一本 公任の中君也一本にてもおなしき也四條宮 公任妹 のやしなひ給ふ故にみやと云也本のしづく 卅五ウ にみえたり此ひめみやなくなり給ふ本のしづくにあり
またこうへの御事　教通北方をさす故上也公任の女
おほしもなくさめぬへし　孫おほく有故也次下の内のおとゝ云々そのこと也
左大辨　公任の嫡子定賴也
なくさめつへう みな一本 いづれにても
おのれは 廿七ウ　齊信也
これひとりを　長家の北方をさす
それさへあさましう　死胎にてうまれたれば也
むかしのよのくわほう　果報也
せんせられ 廿八オ　先也碁の上より云詞ならん
二のまひ　言靈に詳にす
中納言　むこの長家也
すくし侍れは　はゝとゝとありたし
人の心の ナシ一本 うかりけるこゝら とのゝ一本 有君たちを　一本よしともおもはれず上文 廿一ウ あさましう心うきものは云々とあるはみづからの心をうくおもひたるにてはたしをきりたつ事のやすからざるをさみしたる所也下文にもげにこそ人の心云々とある是もたなじわすれかたみおほくあるをよしと實成のいはるゝをうけて公任のしかるは中々にわろしと答られたる也
哀 ナシ一本 なる世の中 ナシ一本　一本わろし
ありさまこにそあれ ナシ一本　いづれにても
ふりかたゝ くゝ一本　一本よしよの中のことよろつあらたまり行物なれと無常の一事のみはいづもかはらずおなじやう也といふことをふりかたくとはいへる也ふるくなれはかはるものなればなり
いみしき物は こと一本　一本にてもおなじ
一家にて むかしよりも今にかくしたしく一本 むつましき　いづれにても
おもひやる 二十九ウ　此かたをおもふ人も有ましきに也
公任述懐也
みる人も　みる人とはみくしげとのみづから也父君の此御歌をみるわれをもみすてゝ入にし山に鶯はなにかうくていかでなくらんと也父君には世をすてゝうくおほす事もあるまじければ鶯の聲をかり

給ふこともあるましきにと也

御調度とも　上東御出家の御支度とゝのひたれば也

上文十五オ 大宮にもいとあはれに　おぼしめして云々

とある處引合せみるへし

したゐ(や一本)して(とめ一本)　いづれにても

あ。なかう。にて卅オ　一本よし

したむぢなるに　その。ぬときには下地は無紋也と也

ほうもん　法文也うはふさはくべし

女房のなり。はな(とも一本)　いづれにても

御しつらひはけさ云々　平日の御よそひには座敷等

出来たれはけさのまゝにてうるはしき御すがたに

てあらん事あしからずと御さまをかへ給はんをを

しみたる也

あわた(あら一本)ゞしく　いづれにても

のしふ(宮の作御一本)はら卅一ウ　一本よしのとのみありてはいかゝ

のしふ(宮の作御一本)　上とおなじことわり也

めいそん　明尊也天台座主記第二十九

皇太皇后　妍子

中宮　威子

いまは。ならせ給卅二オ　一本よし

三位僧都は卅二オ　系圖になし考べし

ないげ　内外とかく外は帯説ならむと前田夏蔭いへ

り(言葉に詳にいふ)

うへの御かた〱卅二ウ　一本によれば倫子をさすさ

れど殿原うへの御前と云つゝき心ゆかす

宮の御前　上東

民部卿　俊賢也顕基の父也

辨の内侍　上文卅ウ

おほしめしつるに。ゆきて　一本よし

せんせられ　上文廿八オ

あまそき卅三オ　嶺月にくはしくいふ

よろつみえさせ給　考べし此句は御さいはひありさ

まのとある下にある意歟

ひたきやとりいてゝ

心あわたゞしきに卅三ウ　一本よし

陣のきちしやう　別にいふ

民部卿はやく　いつれにても俊賢也上文卅二ウ

れいのゐん。は　一本よし

くら人なとには

よへの宮々の御消息　上文卅二オ　あす御覧すべしとあ

るこのこと也
らんのすゝに　一本よし
かゝるらん　一本新古今と合す新古今雑下かはるら
ん衣のいろをおもひやるなみだやうらのたまにま
かはん
なみだや袖の　一本新古今と合す
たまとなるらん　一本は新古今と合す
中宮より　威子
齋院より　選子
君すらも　後拾遺雑三
あとをたれ廿四ウ
まがふらん　新古今雑下
あらはれて　いづれにても
このみやつかへ　いづれにても
ひはとのゝ　妍子
まがふらん衣の珠　上東の御歌也此御歌より巻の名
とす
なほまたさめぬ　いづれにても
故女院　東三條院也詮子也一條帝の御母長保三年崩
鳥部野廿四ウにみえたり但出家のことはなし日本紀
略長保三年閏十二月十六日天皇行幸東三條院還御
之後東三條院御出家依二御悩危急一也とあり
無量壽院。たつみのかたによるをひるになして廿五オ
いづれにても
せかい　世界也
かの左兵衛督　公信也上文十四ウ
少將實康の君　下文四十一オ少將は今の別當右兵衛督の
御むこ
まだわらはにて　信家のことか下文四十一ウわらはなる
君は法師と覺しけれどとあるこれならん但し此處
いさゝか詞たらぬこゝちす
さては十四ばかりの姫君
おもひきや廿五ウ
夢といへば
つてにきく　姫君の御歌也
かたみとて
おつるなみだにくちぬべきかな廿六オ　いづれにても
ありまへと　下文廿七ウ
うちのおほいとの　教通也内大臣なればしか云也下
文四十オ内大臣との宮とあるこの禔子のこと也
ひめみや　禔子也小一條同腹の妹也娍子うみ給ふ

院たゞ萬にしたて。（一本）いづれにてもよししたてと云詞
　次下にもありていかゞ院は小一條也
おほえさふらふ（く一本）　一本よし
こみや（ウ廿六）　娍子
四月十日。（の一本）程は（ほど一本）小二條　下文にまづ小二條殿にとあ
　れば一本いかゞあらんの文字は必有べし
やがてそのひんがしの殿云々　未考
殿の御まへ　道長也
御ありきにまつ（き一本）　誤字あるべし
中務宮（オ廿七）　小一條の子也
女御（よ一本）の御かた　院の女御（女）道長なくなり給ひて跡にの
　こり居りし女房ども也
皇太后宮　妍子
かの左兵衛督（ウ廿七）　公信也上文（十四ウ・卅五オ）
わづらひ給し（二本）　いづれにても
かのありまへたに　上文（オ廿六）
おもひやるまなくかなしき（いまはたなほあはれ二本）也けり（ナシ一本）　いづれにても
法住寺（オ廿八）
按察大納言　公卿補任萬壽三年行成大納言二月七日
　按察使とあり齊信は中宮大夫とあり今なくなり給
ふは公信なれば齊信愁傷すべき處なればもしは共
　に大納言なる故にまかひたるもの歟
我こそこれに（オ廿八）　これにとは公信をさす我は兄也
　されは弟にこそかなしまれぬべけれと也
枇杷殿　妍子也上文（オ廿七）御八講の御いそきの事あり
心誉僧都　天台座主記又僧官補任にみえず
凡僧二人　一本よし
聽衆（ナシ一本）十八人あり　一本よし下文に廿一人の僧とあるに
　打合也
一品のみや　禎子
このゝ御まへ（ウ廿八）　道長
このゝうへ　倫子也關白の母也
關白殿。わか（の一本）君　一本よしわか君は通房也關白は頼
　通也
はじめの日。（は一本）なでしこ　一本よし
さうふの（ナシ一本）　一本わろかるべし五月なれば菖蒲也下文
（オ廿九）さうふのすそこ又（ウ四十）うはきはさうふをそきた
る
寢殿の（ナシ一本）にしみなみ（ナシ一本）　一本よし
南とにみなゐたり　一本よし

さうふのすそこ[ナシ一本][オ][卅九]　一本わろし上文さうふのから
きぬ下文[ろ一本][ウ][四十]
うちたりをきて　一本よし
中務宮[に一本]　小一條の男也
この宮のはうすにひ　妍子をさす御主人なれはしか
云
一品宮[オ][四十]　禎子
わけさらわけかい　言靈にいふへし
のふのけさ[オ][四十]　衲袈裟也音樂の巻[オ][十四]
殿の御[まへ一本]ほう持は　道長公也一本にてもよし
内大臣との宮の　禔子也内大臣との禔子をつまにし
給ふと上文[オ][卅六]にみえたりの文字かさねて有しか
一つ落たる也内大臣の捧物は上に[ウ][卅九]はやくみゆ
れは也
春宮大夫　頼宗
中宮權大夫。ひさけ[との御の一本]みたせ　一本よし能信也みたせ
はもたせ[との一本]歟
中納言。は[ちたせ給へり一本]　長家也一本よし
うちわ。これより　一本にてもよし
をかしけれは[ウ][こ一本][四十]　一本よし

[導一本]講師　いつれにても
もはうすいろ[こ一本]　裳也
おもひけり　一本よし
法住寺　上文[オ][卅八]
大納言[オ][四十一]　齊信
御法事の事なともと[ナシ一本]　一本よし
少將は　公信の子也
別當右兵衞督の　經通也實頼曾孫齊敏孫懷平子
兵衞督をも[ナシ一本]　公信をさす一本によれは經通也
かのひめきみ　上文[オ][卅五]十四　はかりの姫君とあるこ
れ也
おもひきや　四の句は父も母もうせ給ふ故也上文[五][卅]
葉[母亡卅][七葉父亡]
七月一日正日　公信ことし五月十五日なくなり給ふ
よし上文[ウ][卅七]にありさては四十九日は七月三日四
日なるへしこゝに一日とあるに誤あるか正日と云
こと三十日目をも云言靈にいふへし
中納言非違別當。給[し一本]けるなり[を一本]　一本よし公信は權中
納言也寛仁四年爲使別當と公卿補任にあり
源信阿闍梨[ウ][一][四十]　嶺月にみえたり

わらはなる君　保家か
中納言殿をも云々　長家也長家の北方は齊信大納言のむすめ也なとてとは北方なくなり給ひても猶大納言のかたにすみて大納言ともろともに居給へはいつまてかしかるへきと道長のの給ふ也大納言のいふやう中納言他處にゆきてはわか命をたつといふもの也とをしみ給ふ故道長のかたにゝてもしからは大納言まかせと也其殿とは大納言をさすきかせたまへはとはさやうのことをわれにきかせたる上はと也
中納言のひめきみ四十二オ　長家の女也
うちの御なやみ　後一條
○關白殿一本　道隆
式部卿の宮　敦康親王也今上後一條の兄也道隆女定子うむ也寛仁二年なくなり給ふ
春宮　後朱雀
大宮きゝにくゝ四十二ウ　後一條も後朱雀も大宮の御子也さるを後朱雀今東宮なれは天子になり給ふことを待遠におほすやうにきこゆれはきゝにくゝおほす也

中宮　威子
おほしせさせ一本　一本よし
院に女御　小一條女御也道長の女
かんのとのゝ四十三オ　是も道長女嬉子
わかみや　後冷泉也嬉子のうみ給ふ也
うへも院の御かたに　今上も上東の御方にわたらせ給ふ時には也
内大臣どのゝ四十三ウ　敎通也公任の女のうめる御くしけとの也
八月つこもりには云々　以下又長家中納言の事にて内大臣敎通の事にあつからす但何故に八月つこもりにはと云にかにはの詞解えずもしは大納言の御もとゝある上に脱文ありてさて大納言云々と泛くいへるにはあらぬか
大納言　齊信
中納言のきみ一本　いづれにても　長家に後妻を人々すゝむる也
ふしみのさとをのみ　古今雜下いさこゝにわか世はへなんすかはらやふしみのさとのあれまくもをし
おほさるへかめり　めるとあるべし

いてさせ給へしとて大殿左衛門督の東院の御家（けれは粟田殿の子なる左兵衛督の東院の家一本）四十四オ

一本も十分ならす本行にてもよくきこえす左衛門督は兼隆をさす粟田殿とは道兼をいふ兼隆はその御子也兼隆の妹は中宮威子の女房なるによりこゝに出給ふにか

皇后宮の三條のみや　妍子をさす

わか水

此巻四オわか水していつしか御ゆとのまゐると有は中宮威子の女宮うみ給ふ時の事也これによりて巻の名とす○大鏡にはわか水の巻とあり

中宮一オ　威子

左衛門督の家に　兼隆也衣珠の巻の末に此事みえたり

との丶御まへ　道長

うへの御まへ　倫子

こなとはか〳〵しからす　子をうみて成長せぬは不祥故にのそく也

よる夜なか一（かる一本）ウ　いづれにても

うちわたりの（ナシ一本）いづれにても　十一月は神事なと有ば也

こみゐたり（な一オ）　一本よろし

ついたちも二オ　上旬といふこと也朔日の日にあらず

はとすへて二ウ（は一本）　一本よし

こしん　護身也加持の事也

近江三位宰相のめのと

たひらかにおはしますよりほかの御事なし　男宮ならて女みやうまれ給ふ故にしかの給ふ也

おなしうはと　男宮ならはと也

三條院御時三オ　つぼみ花四オにみえたりつぼみ花にいはく御はかしいつしかもて参れり例は女におはしますには御はかしはなきを何事も今のよの有さまはさま〴〵例をひかせ給べきにあらねはこれをはしめたるためしになりぬべし

一品宮　禎子

内。女房（の一本）　一本よし

きこしめして　帝が也

關白との女院三ウ　脱字有べし楚王夢二ウ御うぶやしないは三日夜は關白どのせさせ給へり五日夜は入道どの七日夜は大宮せさせ給みな御さだめ也

よりつねかめでまつ（そ一本）　一本よしまつと云詞上にもゐ
れは也
八日（は一本）。人々色々のそて（にとと一本）　一本よし御七夜すみたれば
也袖とかぎるべからず
わか宮　章子
うへの御まへ　倫子
宮の御まへ　上東
みなそゝきうちたり（こ一本）（ォ四）　一本よし滿（みち）也
ふら玉のとし　文詞に枕辭を用ふる證也
わか水していつしか　此詞よりして此卷の名はいて
たり
枇杷殿のみや（ッ四）　妍子
けちかくをかしき木も（かく一本）　炎上の後なれは也
くちきかたのあをむらさきに
此宮の女房はきぬの數を　若枝にくはし
この殿はし。（ォ五）　或校ばら
おくつかたの御屛風（ォ五）　はしちかならぬおくのかた
の也
いつこかた。ひたる（か一本）　一本よし
わかきみの　禎子は此時十四ばかり也つほみ花（長和二年）

にうまれ給ふされば禎子にはあらじ考按嬉子のう
み給ふわかみや（後冷泉也）なるへしはゝぎみなくなりて
より上東あつかひ給ふなれど妍子の御許にもかよ
ひて居給ふなるべし下文（ォ十七）に此わかみやの御は
かま着の事を上東のいそかせ給ふ事ありそれにて
上東のあつかひ給ふことはたしか也又その所に妍
子よりも御裝束たてまつらんとていそき給ふ事あ
れば妍子にはわきて御したしきなるへしわかみや
のをばにあたり給ふ故にそこに居給ふもあしから
し玉のかさりの卷（ォ十）にわかみやもいみしうしめり
給へれは云々と云わかみやも此わかみやなるべし
又上東のあつかひ給ふ證は殿上花見（ォ廿四）春宮の一
宮は此院におはしませは云々とある此院は上東也
一宮とは此わかみや也
みやの御まへ　妍子
因幡のめのと　わかみやのめのと也玉のかざりの卷
（ォ十）にてもしかしらる
きみの御有さま　わかきみの御さま也
さしいてさらましかは　みすの内よりさしいで給は
ずは也

いかにくちをしう　かゝるみこの御有さまを人しる
まじければ也
見やり　因幡の乳母が也まみはわかきみの也
見たてまつる　乳母か此わかきみを也
ことしの宮の　妍子也玉のかざりヵ廿二にこよひの御
まかなひ內侍のすけつかうまつり給ふ云々內侍の
すけむ月の御まかなひ思いでられて
宮の大夫云々ォ六　未詳
殿はらまかて給へは院（ナシ一本　女一本）　一本よし
行幸行啓。ある（など一本）へければ　一本よし
京極大炊御門　枇杷殿は近衛南室町東或鷹司南東洞
院西一町と拾芥抄にしるしたりその圖に枇杷殿と
記したるなり京極大炊御門までわづかに町四つを
へだてたり
法興院ヵ六　拾芥抄に二條北京極東とあり東と云こと
未考
院かた（二本）との丶家司ォ七　いづれにてもよし上東門院と
また關白殿の家司とに也
加階しよろこび。さまざま（し一本）　いづれにても
わかみや　章子

うちの殿上東宮殿　こゝに誤寫あるべしよくきこえ
ず
わかたせ給
過もてゆく　わづかの所にふたつ同じ詞ありて耳立
也
皇太后宮の一品宮ヵ七　妍子のうみたる禎子と春宮と
はいとこどち也春宮は後朱雀也
ほかはしらす宮のうちには云々　下文ォ八宮の內に此
事ほのきこゆとあり
上臈なりとも　おぼろげにてはなくしかとしたらん
には身分おもき人のむすめをなりともよびあつめ
んと也大よそ下臈のはみなめしたまはすとの義に
や
おぼしめしたる人（へし一本）　一本よし
中宮大夫ォ八　齊信也何故に中宮大夫口入するにか
くはらせ給へば。は文字衍文
あなかしこよるをひるにいそかせ給へヵ八　御堂より
妍子へ也
廿三日なれば　入內の御當日廿三日なれば程もなし
と兼ておほせ給ふ也

人々のからきぬ｜そはき（う一本）　一本よし
あない申つる人々も。九（か）（かたへをそめしたる一本）　一本よし
めさせなどすれど　此上脱文おほし一本にて補ふた
るしその補入の中にもあやしき事も有也御堂の御
なやみの事などは此落字本にては下文十（か）にみえた
ればこゝにかく有ては重復也
故帥源中納言の娘あまたあるをひとり〳〵めすに
大夫の中將さらにえしり侍らずとけいし給へは御
堂にきこしめしてさるべきさまの物をつかはせど
申させ給へれど猶えまゐるまじきよしをけいし給
へれば殿のきこしめしてさてはすべて宮のうちに
よせさせ給ふなこのわたりにもよせ侍ましとて實
基の君かしこまり給ぬかくて御堂よりはさま〳〵
の物をとりもいれあへずはこびまゐらせ給ふその
御せうそくにはなほ〳〵たゆませ給な此みだれこ
ゝちのこぞよりはいみしうくるしう候へばまゐり
ても申さぬがいとくちをしくてこゝろもとなきとた
ゞこの御事によりいままでいきて侍也かの日まで
侍らんの心にてなんあか君〳〵いそがせ給へと
ある御せうそくしきりなるを宮の御まへゆゝしく
あはれなる事にきこしめせどものゝはじめとしの
はせ給ふされど御目に涙うかせ給へりうけ給はる
人々もしのびあへぬけしきども也かゝるほどに大
宮の御まへあやしうなやましうおほされてともす
ればうちふさせ給ふ御おもてあかみ〳〵るしうて御
あしたゝかせておきふさせ給ふこゝろえぬこゝち
かなとのたまはせつゝおきふさせ給ひてこの事御
をあつかはせ給御風にやとて朴　或校同但朴の下
に｜きこしめしとあり以上

帥源中納言　經房也この妹は道長公の室高松上也
大夫の中將　源中納言經房の子實基
猶えまゐるまじ　妍子は倫子のうむ所にて高松の
はらにあらざれば高松方にてはその倫子かだの妍
子の女房に姉妹をいだすを快れもはぬ故にもあら
んか
殿きこしめし　關白殿也賴通也
宮のうち　妍子の也
こゝろもとなきと。　下のと文字疑はし
宮の御まへ　妍子をさす

大宮　妍子をさす

御風にやさて朴　朴はほゝとよむ也見はてぬ夢玉

村菊鶴林などにみえたり

守道めしにウ九　賀茂氏也楚王夢にみえたり

つちのけ　土氣也

よろこびつかうまつりたる事やまくらしるしオ十

さらばさ

たえんにしたかはんウ十　堪也たへとかくべし

見くたり

うちの大臣殿　教通

侍從大納言オ十一　行成

みなみおもてにゐ給へば　一本よし

御迎給。てウ十一　一本よし

さのゝうへ　倫子

宮の御なやみオ十二　妍子の也

よそにうけ給事。　一本よし

御母后妻后　妻后の詞めづらしこゝにては上東と威

子とにあたる

御しはらひ　一本よし調進也

女院中宮ウ十二　上東威子

さわかしきさされに。まゐりにけり　一本よし

わざと本文をかゝせ給へり　いづれにても

小一條院式部卿中務宮オ十三　みな御兄たち也式部卿

は敦儀中務宮は敦平也

はつかさね　一本よし

御車にはウ十三　一本よし

御堂に。我をオ十四　一本よし

うへいてさせ　一本よし

宮の御心ちウ十四　妍子

うちには口さしいつる云々　以下大內の事を云春宮

より禎子の居給弘徽殿へ御使參る也後朝の御文な

り

たてなめたり　建並也

うちいで共オ十五　いづれにても或袖くちとも

そはきは　うはき歟或校うはき

故朱雀院の御むすめ云々　月宴ウ二考へし

いさゝめてたしや　一本よし

大宮御覽せぬ　禎子と共に入內し給はぬ故に也

いたはりたることのやうなれば　一本よしいまだ禎

子御年もわかければしきりにのぼらせ給ふはいさ

ほしきやうにもおぼゆれど也

宮にもかひありうれし十六オ　一本よし

四五夜　いづれにても

うへにも御せうそこ　一本よし

うへいかに〳〵とおぼしみだれてまゐらせ給へれば

此詞删去してよし但うへは東の字に改め下文の宮の字につゞけてよむべし

うへより御めのと十六ウ　一本よし

ようちかく　誤寫かほとゝほくの誤か

承香殿　此時東宮の居給ふ所たしかにしらねど必弘徽殿は遠く承香殿にちかきなるべし

御心もうへの　一本よし

東宮の若宮十七オ　東宮は後朱雀也若宮は後冷泉也

御はかまぎのこと○女院　一本よし

いそがせ給なれば　いづれにても

うへの御かたへ　承香殿に一品宮禎子うつり給ふ也

みつかさね

ほそ殿や　いづれにても

このみことさゝめきたり　一本よし

女房女官十七ウ　いづれにても

玉のかざり

此卷廿六オ玉のかざりをまさむとぞおもふといふ歌より名なされりこれは妍子のうせ給ひし時御法事の料に大和守保昌にいろ〳〵の玉をたてまつれと御堂よりおほせつかはしたるに奉るとて和泉式部がよみてそへたる歌也式部はじめは和泉守道貞のつまにて後は藤原保昌に嫁す日本史に本傳あり

けふはみなさ○へきと一　いづれにてもよし承香殿に

一品宮うつり給ふ日也前卷若水十六ウ十七オにみえたり

これまでは弘徽殿に居給ひし也是も前卷十二ウ十五オに

みえたり

またそのをりの　何事もことさらに此御わたましの

爲にと仕出し給ひしよし也

東宮は十九　後朱雀也

きのふより一　一本よし御わたましのその夜より也

この御方　承香殿をさす

おまへの御あかつきも　一本よしおまへは一品宮

をさす

くるしげにおはします　東宮の御もとに弘徽殿より

おりのぼりし給ふ故に也又おもふに承香殿に東宮

やがて仕給ふか（此事下文三オにいふべし）

たつのときばかり　承香殿にうつり給ひてよりは朝

　も辰の時比より出仕するよし也

心しらで　一品宮を承香殿にうつしたる東宮の心し

　らひを也

ひはさの（にほ一本）ゝ（て一本）御心　いづれにても　娍子也

ならへ。さるべき（三本）二オ　一本よし

みたん　一本よし

御あくひ　下文十二ウにもみえたりあくひは退屈のさ

　きするもの也物の氣の御いのりにうてゝ退屈すれ

ば自然あくひも出べきに也あくひせぬは退散のけ

しきみえぬ也

女房の事などしけり（う一本）　一本よし

おほしあてがう　區々別々に程よくおぼしさため給

　ふを云こゝは音便にてはなくあてがふ。さふ文字に

改むべし

十齋の佛　下文三ウ

宣耀殿の北おもては　京水にのする圖にてはこゝに

　あはず拾芥抄の圖にては宣耀殿みえず

弘徽殿のみなみおもて　こゝも

むかしの御もといをおぼしわすれ。ぬ（心はへる一本）（させ給一本）　こゝにいへ

　るによりおしあてにおもふには承香殿に東宮すま

　せ給ひてやがてこゝに一品宮をすませ給ふか宣耀

　殿に娍子すみ給ふか弘徽殿に上東門院むかしすみ

　給ひしかこゝの上東は前卷にたしかに藤壺に居給

　ふよしみえたりうへのむかしをおぼし出とあれば

　弘徽殿に居給ふことも有にや猶よく考べしわかみ

　やは章子なるべしされば娍子は宣耀殿かとおもふ

　也承香殿に東宮居給ふかとおもふは別に東宮の居

　給ふ所をいはねば若やかゝらんかと也しからざれ

　ば東宮の居給ふ所へ承香殿よりはちかき也と解べ

　きこといふもさら也

わかみや　今上の御子也娍子のうみ給ふ章子也若水

　にてうまれたまふ（に二本）

又（ナシ一本）はなにことを（に二本）かはとて　一本よし

壽命經三オ　枕冊子（と二本）うれしき物第百卅三

をりしもあれ。おほし（に二本）　一本もよし

おほさるゝ（に二本）こそえて（へ一本）　一本よし

しやくせう　僧名也下文九ウさくせうといふ人とあり

　この僧也

十齋のほどけウ三　上文オ二
見たくさ
むまの入道の君　顯信也道長の子也日蔭のかづらオ廿
に入道し給ふことくはしくみえたり長和二年の事
也
はしめ山に　一本よし
中堂ウ四　根本中堂にて叡山也
夢にみ給ひ　いづれにても
いのちながゝらんを云々　われしかおもはゞ夢はさ
か夢とやらにて相反してしかもおもふべけれどわ
れはしからずと入道の云也
げにむかしよりこゝにウ四　無動寺にて遷化の例なし
と也
又懺法の聲云々　此處脱字にても有にや
うせ給ぬいとゝ　顯信也一本よろしからむ
たかまつ殿　顯信の母也
御法師なりの　いづれにても
院の女御オ五　小一條女御也高松殿のはら也
世かうなりぬる　一本よし
御堂に。あはれ　一本よし

すけのをり　出家也日蔭のかづら十九にて出家也
思ひし。あしう　一本よし
中宮の大夫大納言などウ五　一本よし東宮大夫は頼宗
也中納言は長家也同腹の兄弟也
枇杷殿には云々　道長の仰なるべし
いかで。あらん　一本よし
ないしのすけ　若水九ウにもみえたり
ひはどのには御ものゝけ　此處にはひはどのにはと
あらでもきこゆべきに
つゝみなくおはしますにオ六　一本なれば事もなしつなし
と云詞は源氏松風にみえたり本居氏云心得がたき
詞也
ほり河のおとゝ　顯光
女御　延子也顯光の女小一條女御也いかなるちなみ
に顯光と延子とは物のけになりて妍子をなやます
るにか
かんのとの　嬉子にて後朱雀の女御にて有し也妍子
の御兄弟なれど妍子のうみ給ふ一品宮の御朱雀に
寵をうればおのが世にあらばさやうの事もあるま
じきにとねたくおぼす也

さし申させ　一本よし

うへの御まへ　倫子也妍子にも嬉子にも母なれは也

さたるぞ　誤字有べしこゝは倫子の停調の詞也其に

御子なれば也よみの人になりて此よの兄弟姉妹の

情とはことなるよしをいふなるべしさだまれるぞ

にてもあらんかいさなみのみことの事などを考合

すべし夫婦の情にあるまじき所行也或校かくのみ

あるわざなるぞ

一品宮おぼつかなさを　母みやを案事給ふ也

おぼしなげかせ給内にも　徽運也母上の御事をおぼ

しなげくうちに又かやうの事もそはりて有よしを

下文にいふ也うちは大内の内にはあらず

いでさせ給へければ　いづれにても

もとすませ給し西の御方は六ウ　本來住居のと云ふ事

也西とあるもわろからず下文にこのたびは東のひ

さしとあれば也一本はこともなし

もやの大床子　一本よし

日々にいでさせ給へと　誤字有か

禪林○僧正　一本よし

其○しるしとみゆる事○なきそかつ　いづれにても

御心ちたなるや　上文一本にしたがはゞこゝも一本に

従べししからざればてにをは不調也

ようつして七オ　一本もよし

佛經しさりとも　いづれにても

宮いとくるしうおはしますと。　とて也

御心ちにて　にて上の句のさと打合ていかゝ誤寫に

ても有にや

こよひは云々　入道どのゝ御詞也

民部卿　俊賢也入道の北方高松どのゝ兄也

いとあはれにきこしめしてとのゝ御まへ七ウ　一本の

かたたしか也

とのはし　一本よし

大御堂より○東　一本よし

れいのこみのゝしりたり　こみはことの誤にはあら

ぬか

等身の佛にて　道長公の長とひとしきならん下文に

まいるほどゝあるは一本よろし其一本によるとき

はこゝの等身も居長にて惣身のたけにはあらぬ也

されば人のゐるほど　一本よろし

ゐたるたけ計に　いづれにても

ちからくるまと云。に　萬葉　一本よし
いつくしく　いづれにても
たこし　手輿也
裏屋うしたる
五大たう　堂也下文十ウ十二オ
藥師。の北八ウ　一本よし
東のかうらんのしものつちに　地也一本もよし列也
したいなみ居　次第也一本もよし芝居也
うすにひ　いづれにても
十弟子　翻譯名義集一十大弟子第八舍利弗　大目犍連　摩訶迦葉波　阿那律　須菩提　富樓那彌多羅尼子　摩訶迦旃延　優波離　羅睺羅　阿難
なんたりにわう　一本よし翻譯名義集二八部第十四　難陀跋難陀大合有龍王兄弟云々
廊ともには。十九　一本よし
ふくすゑてウ九　佛具居て也
くちのうちみゑみをふくめる　破顔微笑也別にくはしくかけるもの有
舍利弗　舍利は骨の事故に名にたがはずとやせさらほひたるさまを戯にいふ也舍利と名をおひたらこてやすべきにあらぬ事は云もさら也
わかさまよけ　一本よし富樓那の美男子なるよしそのつたへありやたづぬべしもしは富樓那の富の字よりおもひつきたるにはあらぬかおしあての僻說なるべけれどしばらくしるしおきて後の考をまつ
つかうまつりウ九　一本わろし
あめの僧都　下文ウ十五
禮せう阿闍梨
つねにさわぐまで　までの二字誤有べし
さくせうといふ人　上文オ三しやくせうとありさくは通音しやくは拗音也おなじ
さくせうのさいはひ　一本わろし
わかきみ　後冷泉なるべし若水の巻オ五にわか宮のみすの内よりいで給と有此わかみやなるべし若水にくはしくいふ
みや。かくて　一本もよし
御めのと殿に　因幡のめのとをさす
三條院。むかへオ十　こゝにはたれすみたまふにか
いなはのめのと人わらはれにやさ　若水ウ五因幡のめのとのいと物はづかしうひ〳〵しき心ち云々と

あれば此めのこ年わかく其上妍子の御殿にてはうひ〳〵しきならん
願たつ（ぞういふし一本）　いづれにてもわかみやの打しめらせ給ふより妍子の御本復を此めのこの願たつる也
いづれの君も云々　此處未考
くるしうおはしませと　妍子の也わかみやの御衣を也
うへの御まへ（め一本）ウ十　倫子
おほしなほせと　いづれにても
かくてのみやはとて　妍子の一品宮をつれて御堂にこもる也こゝにては一品宮のことみえねど下文十一ウにてしらる
御堂の五○堂（大一本）　一本よし
かなへとのウ十一　下文オ十六　按ずるにかなへは釜鍋也
　今の御臺所御膳所などゝいふがごとし
かくあり〳〵ていかに人　いかにと有べし人々のしのひいひかたらふ詞也
よる○も（なと一本）ウ十一　いづれにても
かうらんにせなかをあてゝ　源氏花宴ウ十　本書本のしづくオ廿四かうらんにうしろをあてゝ

それをやすまりに○ねぶり（らひ一本）（て一本）　いづれにても
内のおほとの　教通也
八月十三日○御堂に（にて一本）　いづれにても上文ウ十に此事みえたり
十月ばかりに　一品宮か也
ゆひめ○程（の一本）オ十二　一本よし
おひさせ給はんめり（や一本）　一本よし
○宮の大夫（東一本）ウ十二
御物のけ露きこえず　いまゝでいかめしき物のけのさりたる也病人疲るゝ也
そうたちも○給よる（の一本）（はべ一本）　一本よし
あくびをたにせさせ給はす　物のけのさりたるのかとおもふにしからずあくびをせねば物のけの退窟してさりたるにはあらず
水をむすびて云々　かへるのつらに水と云俗言に似たり
人のみくるしうとて　未考
さるはこの廿三日の（ナシ一本）オ十三　一本よし
法服をさへ（惣一本）　いづれにてもよし下文オ十四法服せさせ
　又下文ウ十三所々の御ほうもちとあり捧物歟

さはらせ給へきかさを。 一本よし

御堂。佛。供養 一本よし

こゝろをさなへ十四ォ いさゝか詞たらず

一ねんのゆゑに いさゝか詞たらず

しづこゝろなげ也 法華經の心をかける書などに心

こまらさるよし也

百僧なり十四ォ 一本よし

おはしますを。見たて 一本よし

かたりありて十四ウ 一本よし

かゝりつかうまつり 此御やまひの事にかゝりつか

うまつる也

ないしのすけ 上文五ウ

むかし鎌足のおとゝのいみしうわづらひ云々 未檢

出桜日本紀天智紀日本史鎌足本傳などにはなし

震旦より いづれよけん未考

供養したてまつり いづれよけん

りうせい十五ォ

いせき

けいにう

供養せさせ 上文十四ウ

いま南殿

御堂にては十五ウ 上文十一ウ御堂にうつり給ふことくは

しくみえたり

おほしゐたり いづれにても

いをきこしめさて 魚也

御さそ 一本よし

あめの僧都 上文九ウ

しん上僧都 一本よし 心譽僧都は衣珠にみえたり

○さとにまかてゝ十六ォ 一本よし

夜ばかり 一本よし

あすの夜ばかり いづれにても

おほせ事たふに いづれにても

かなへとの 上文十一ォ

つかうまつれと 一本わろし

すこしなり いづれにても

進物所にかねやす

かねやす

わかせ。て十六ォ 一本よし

井さりおりさせ給て日比の十六ウ いづれにても

ふさせ給て いづれにても

かぎりと見たるにぞ　詞たらず
しむしやう（よ一本）僧都ォ十七　心攣は上にみえたり下文ォ十九に
も
けうゑんも講（い一本）　もは已のあやまり
中納言殿大納言殿　長家頼宗
うけ給　妍子のよくうけ給ふをいふ也上文のたもつ
との給たるもそのひとつ也
このさとに（十一本）　上文ォ十六さとにまかでゝ
九月〇四日　一本よし上文ォ十六十四日のつとめてとあ
り
三位僧都（非亭の一本）　楚王夢ォ十三に三井寺僧都とあれば一本よ
ろしからん永圓也致平親王の御子母は雅信公女也
倫子も雅信の女也されば妍子よりは母方のいとこ也
御年まで　日蔭のかづらゥ八御年十九ばかりとみえ
たり長和元年也ことし萬壽四年にて三十四歳也
世のことはりなりゥ十八　或桉よのつね也
一品宮ゥ十八　禎子
御かたてすりて　とりてにはあらぬ歟源氏あかしォ七
御手を取て引立給本書若水ォ十四御手をとらへてゐ
てのぼりたてまつらせ給本卷下文ォ廿二かたにかけ

ひすゐ（き一本）たてまつる
殿をもォ十九　道長公をも也倫子のみならず
いとゝくるしけ　道長病中に此かなしみあれば也
中て又（さまで給ふ一本）　一本よし
あしすりをして（とかやをせさせ給ふばかりに一本）　いづれにても
大納言殿中納言殿　上文ォ十七
しんしやう（よ一本）　上文ォ十七
御修法はてゝ　終也
けさう（そ一本）　今朝也一本よし
もりみちゥ十九　守道也楚王夢若水等にみえたり
てんせさせ　轉也
さても〇かくの（と一本）口（などは一本）ォ廿　一本よし
さらてはとみに云々　明日をのぞきては近日にはよ
き日なしと也
おぼろけにやは　おぼろは大抵と云こと也妍子はな
み〳〵にはぬけいでゝ有し人品なりしよとくりこ
とを道長のいふ也
そかた（な一本）になん　一本よし
御くらゐもさらせ　入道し給ふ故也
御輿〇ある（にて一本）へき　一本よし

故女院　東三條兼家女詮子也圓融院皇后也
四條宮ｳ廿　公任の妹遵子也是も圓融院皇后也
えあゆむましからん　歩行しがたきよし也
二火　入棺の假借也
これつねこれのりなどの（ナシ一本）　一本よし系圖勸修寺惟憲
惟經ありこれなるべし其惟憲は後悔大將ｳ十三鶴林
二十四ｳにもみえたり
（ナシ一本）にのこゑとも　一本よし上句につゝけてよむべし
一品宮ひんかしの云々　母におもひに籠らせ給ふ也
ふちの（とこ本）くろもｳ廿　一本よし衣也
おしかへしたるなり　今俗のさかしまに棺を出す類
なるべしなりありさまとつゞけ其時の御車のさま
を云ならんなりは形也詞のなりにはあらし又はな
りは也の意にて何をきるべきか
人々とところ　誤字
ふちころもｵ廿二　撰者の歌か
花もみち　同
ひける（ニ本）　一本よし
いとひろき殿なりけり　殿は野の誤か上文ｵ廿大谷と
申てひろき野侍りとあり小印本にとのとあること文

字衍文也けり
いまの（ナシ一本）御事　一本よし
物のゆへ（ナシ一本）心も（などこ本）ｳ廿二　一本よし
權僧正。（とこ本）一本よし
あからせ給ほとり　一本よし
内侍のすけつかうまつり　若水ｳ五ことしの宮の御ま
かなひは内侍のすけのつかうまつり給へば
む月の御まかなひ思ひいてられて　上文にひく若水
是也む月とはいかゞ若水にはことしの御まかなひ
とあり
なきまとふさま（さる一本）　一本よし
あかつきかたに。（とこ本）はてさせ　一本よし
木幡の僧都と宮の亮よりたふ　中宮にも春宮にも亮
ありよりたふの譜考べし
權僧正ｵ廿三　上文四十二ｳ
この程の御くわん　妍子病氣平愈のために道長の御
願也
五大尊法（つこ本）つくり　一本よし道長のつくりたる也下文
ｵ廿四にてしかとしらる
よき人と申ながらも　身分重きをよき人と云し也

むつかり廿三オ　女房をしかりたまふとなどなきを云
御ふくやつれ。いさ　いづれにても
くろましたり廿三オ　いづれにても
さすがにこさかきりきぬ云々
中宮廿三ウ　威子
女院　上東
ひさゝせうへの御賀に　御賀治安三年六十賀に大宮上東かんの
との嬉子　皇太后宮妍子　中宮威子　とありこれ四所也
一品宮。殿のうへ　御賀の巻に一品宮ゆかせ給ふこさ
はあれど殿の上の事はみえずこれは一本わろし御
賀ウ三宮一品宮かんのとのおはしますつぎに又す
こしひきのけてうへの御れうよそひたりとあり
昨日かはり　はかりとあるべし活字なれば文字上下
に植たかへたる也されど小印本も二オ　おなじ
かんのとの　嬉子
五大尊。萬の廿四オ　一本よし
あしき御物のけ　一本よし
いまにたゝ　一本よし
けうえん廿四オ　或校叙圓
殿のうへの御前　此詞下文廿六ウにもあり

講師はあきれつゝをやみかち也　いづれにてもをや
みなれば經をよみさす也なやみなれば經をよみか
ねなやむ也
今にそのあたりの廿四ウ
なかめけん云々かけとそふらん廿五オ　いづれにても
十分ならず
少將のめのと　いづれよけんいまだ考ず
うけれとも　萬代十八雜五
などて君廿五ウ　後拾遺哀傷命婦乳母孝云こゝに作者を落し
たるにか但し上文に命婦乳母は別に歌ありおのづ
からつたへのことなるなり
さやかなる月とは　玉葉雜四　一本は玉葉とおなじ
やすまさの朝臣のかり。たまを　保昌也
かずならぬ　玉葉雜四三の句かけてたに結句そへんとそ
おもふ詞書に丹波守とあり
權大夫ためまさ　重脩系圖に文範―爲雅とあるこの
人歟可考
わかれにし　此歌のむすびたがへるやうにおもふめ
れどしからず光房れゝの考あり
かたけれど　一本よし

とのゝうへの御まへ　上文廿四オ
一品○ひとつ御車（の宮一本）廿六ウ　一本よし
とのゝ○宮など（御方一本の御方一本）　一本よし宮は枇杷殿をさすならん
一品宮のにはあるべからず
かきあらためず（つけ一本）　一本よし
この○堂の（御一本）　一本よし
あかくなるに（りて一本）　一本よし
みえぬとて（宮一本）（さ一本）　一本よし
中納言　威子也一本よし
かたはらいたし　いとかろき女房などがつらなるを
也
ひるのにて（をと一本）　一本なればこともなし
かけてだに廿七ウ
かたみになみた（ばかり一本）　いづれにても
花にのみ
そめしたもとを（の一本）　一本わろし
御經○ほどの（の一本ナシ一本）　一本よし
講師などの中（の一本）　いづれにても
かきさまし　事すみてしづかになりて也
けふの御つほね　今日のまゝに也

十二月二日御忌日（二一本）（正一本）　此次のつるのはやしの巻ウ一十一月になればとあり一本よろしからん上文十七ウ　九月○四日（十一本）これも一本よろしからん九月十四日より十一月二日にて四十九日也　九月十月共大盡の算當也中侵尺皇和通暦にては九月小也是にては紀略とあはず誤也紀略の支干九十十一の三月可證　小本系圖には十四日とあり重修本には九月四日又十四日ともとあり活字本には四日とありされど上文に十四日の證あり編年紀略にも九月十四日辛亥とあり正日と云ふこと必三十一日めを云にかぎらず四十九日をも云てとこの處にてしるべき也語林類葉伊部忌服にもいはれたることありみるべし

九日ひはどのに　鶴のはやしに三オ十九日とあり十の字落たるか又はじめは九日とさだめられたれどのびて十九日になりたるにや

靏林

此巻十六ウ道長公うせ給ふ時火葬の跡にて忠命内供けふりたえ雪ふりしける鳥邊野はつるのはやしのこゝちこそすれと有しにより て名とす涅槃經序品佛時拘尸那城娑羅樹林其林變白猶如白鶴

昨日の○法事（評一本）　姸子四十九日の法事也御の字いつれ

にても

御忌日はらい月五日なり一オ　いづれにてもよし十一
月二日はまさしく四十九日なれど此御法事は十月
二十七日に有し也玉のかざりの末にみえたり十月
の末になりて二日といへは來月といはでもしらる
されぱいづれにてもよし

みなぐし　具也

まさは出給へり　此詞は四段の活也あがめてかくか
ける也一本も聞ゆ

うへの御堂の定さ僧都　一本よし定基也下文十六ウにみ
えたり定基といふを此堂守にしてその坊に道長公
のおはしませば也下文十一オ御堂の内に坊してさぶ
らひ給僧だちとあるこの内の一人なるべし

うへの御前はなほ一品宮の〇おはします　一本よし

倫子は禎子の居給ふ方に也

關白との一ウ　賴通

おきてさせ給へは〇さらに〳〵　いづれにても

おちゝまのさはさは　一本よろしからんか

念佛をのみきくへき〇この　一本よし

おもはせたてまつるめり　いづれにても

さゝめきのたまはすれ〇は　一本よし

みやの御正日の事　卷のはじめにいへる姸子の四十
九日也

こそより例のやうにも二オ　玉のかざり廿六オこぞより
かくなやましうおはしませば

やすきいも御とのこもらすなさありけれは二オ　いづ
れにても

かくうへおはしませは　一本よし

ありなん　一本わろし

さうさし　一本よし

中宮は五節いたし　一本よし大夫は齊信也

中宮よりも　姸子の御ぶく有べきに五節の童に裝束
たまはる事可考上文に殿ばら宮ばら御ぶくなれば
とあれば中宮も御ぶく有べき也

しはしと申させ三オ　中宮の出んとの給ふを今しばし
と也

廿日のほ〇にも　一本よし

十九日　玉のかざり廿七ウ九日ぴはどの　にわたらせ給
べき云々とありのびて十九日となりたるにや

御いろ　倚廬

ともかくも。させヵ三　そのときはつかしくて御返答な
ごはなけれど也

御わたりなり　枇杷殿をさす邊の意也上文の關白ど
のとのばらうちそひてわたし奉るとあるわたしと
は別也

たゝ一ところ　妍子

中納言殿のうへもヵ四　師房の北方也道長の女
よしすけ　良資也殿上花見にみえたり

おほつかなさに。わたらせ給。　道長公のもとに來給
ふ也一本もよしこゝには以下は道長の詞也

おろかに。おほしそ　一本よし

中宮出させ給ぬ　上文ヵ三にしばしとゞめおき給
ふことみえたり威子也

中宮さへにおはしまさん事とヵ四　一本よし中宮がこ
ゝに居給はんとのたまふ也

にしとのへ

このしひ。と　一本よし

かせふくと　いろ〳〵のさしさはりの風などふきて
ちりうすべきを君がためにと也

なくさめも　悲喜相交の意歟

ことのはにのみ　いづれにても

たのむかた　いづれにても

たかき屏風　いづれにても

なほ物露きこしめせと殿はら申させ給へは　いづれ
にても

御覽せ。ん事。思なりヵ五　いづれにても

あかりても　一本よし

おほやけのおほちや　外戚の祖父ならて父方のおほ
やけの祖父などには行幸もあるべき也おほぢは祖
父也

またかゝるお。りの　折也一本ならば終也いづれに
てもよしまだは未也しかるにそれにも行幸のため
しはなしと也

それこそらヵ六　一本よし　おほやけの父君母君などに
もさる行幸のなきも有しと也

十。月七日　一本わろし日蔭のかづらヵ二にみえたり

此御心地は云々　常の御詞也

ちからなけさの　一本よしとも　おもはれずたゝちか
らのなきやうすのみ也と也

ゆめにかはらせ給はすなし　はすは必一本よろし御心はたしかにて居給ふと也上文一御もの丶けのおもはせ奉るとある處にもおのづから相應して正念のよし也

あはれやめたてまつらはや　御病をやめたきとにや

いさ丶かおだやかならず

いちとの事を　一度也賞をあたへんと也

關白殿の　いづれにても

なにことをも　いづれにても

中宮さておはしませは云々　中宮威子出させ給ぬと上文四にみえり道長公の所に居給ふ故にみかどもこ丶にて逢給ふ也

おなしさまの御事共こそは　句おなじさまの御事とは入道の病氣の事共をいふならん中宮へ帝の御詞也

對面などはとみにえあるましきに　一本よろし道長かくわつらひ給ふ故に中宮の入内急には有まじきよし也

ひと丶せの御堂供養八　音樂の巻にみえたり

かくて。八日　一本よし上文五廿八日とあり

いまなんおほつかなく云々　源氏夕顔の巻に大貳のめのとの詞よく似たり

おきね給へるかいとくるし　しばしもといふより以下東宮の御詞也一本よし

おほしいりたるも九　一本わろし

おそろしうて　いづれにても

御つ丶しみ。も　一本よし

みかど。いみしく　いづれにても

おはしませと。　いづれにても

この御なやみの後世を　いづれにても

筑紫みちの國　東西のはてにて遠路なれば也

來年はかはり　交替の年をいふ

なにをも九　いづれにても

又御堂のゑ　會也

ひたひに手をあて丶。　師説別に有

ひさうも　悲者也うは音便也觀世音をいふ

。いかにあはれと　いづれにても

なげきとも丶　いさ丶か心ゆかず

三時の。念佛　いづれにても

僧綱凡僧　一本よし

三位中將にうたう　成信也倫子の甥也致平親王子也
致平の室は雅信の女也うら〳〵のわかれ ッ卅八 道長
公室倫子の子にしたまふことありその後出家し給
ふなるべしにうはにふさかくべし入道也
○念佛たえず カ十　いづれにても
このよに○心さまるへく　一本よろしからん
このたてたる御屏風　上文カ五
まもらせさせ　いづれにても
みつのあい
見奉らせ給事○ ッ十　一本よし
物にあたりて カ十一　うろたへたるさまをいふ
ぬかをつき　額
御堂々々の　いづれにても
かひひさ
かはり奉らん　いづれにても
十萬世界　一本よし
卅三にして ッ十一　二十五出家の事四敎儀集解上 左卅二 考
べし
いり給なば　生死のやみに　一本よしさて此處いさ
ゝか心ゆかすおもふに佛日と云は道長をさすかさ

らば文義明白なり上文 カ十一 權者におはしますよし
をいへはこゝに佛日と云たるならん
非生に生をさなへ云々　かりにあらはれかりにかく
れてといふ歌のさまにて常在靈鷲山と法華にいふ
是也
人々いたして　未考
ほど〳〵御聲　關白どの御聲を也
さてかへらせ給ぬれば　關白どのゝかへる也
いみしかりついまになほ○ カ十二　いづれにても
されどむね カ十二　或梭御むね
風火まつさるさうねちして ッ十二　往生要集 欣求淨土 凡惡業
人命盡時風火先去故動熱多苦善行人命盡時地水先
去故緩緩無苦
綾慢して　一本よし慢も緩とかくべし
あはれに内東宮　いづれにても
にはのまゝに　いづれにても
よをわたし　一本よし
おはしまさふ　さふの約す○おはします也一本によれ
ばまごふはまごふにはあらずや下文 ッ十七 行成卿の
なくなり給ふ所に北の方君たちまどひ給ふと云詞

あり
十廿丁はかり十三ウ（ナシ一本）　いづれにても
無量壽院
くしな城の東門より　拘尸那城也東門より出すとは
釋迦譜九釋迦雙樹般涅槃記第廿七に諸經を引たるにもみえねど
別により處ふるべしたづぬべし（の人一本）
九萬二千。あつまり　いづれにても　但し此數も釋
迦譜にはみえず
念佛僧。奈良（善にイ一本）　いづれにても
はじめをはり十四オ　疑の巻に道長入道のとき院源僧
都御おぐしおろし給ふ法性寺の座主也今こゝに山
の座主とあるは別人歟（ナシ一本）
なみたをなかし給さて（ナシ一本）　一本よし
よふけてなりやみ　一本よし
淨飯王入滅度のあした十四ウ（ナシ一本）　一本よし釋迦譜七第十五に淨
飯王なくなり給ふ事ありされど全棺を佛のになひ
給とはなし外により所有にや
摩耶夫人眞如（の一本）　上何にもの文字なければ一本よろし
ともおもはれずさて釋迦譜九第廿七佛入滅の時摩耶
夫人のなげき給ふ事みえたり今此處の文義明了な
らず佛の眞如にかへり給を夫人のなげくにや五百
羅漢云々とつゞく所もいさゝかおだやかならずよ
く考べし
不生不滅の佛そら（す一本）　一本よし
此中に十六字あり　此中とは何をさすにか或校字を
處とあり
その處（ナシ一本）
智惠。はし（の一本）　一本よし
諸行無常。增一阿含經十五オ（は一本）　一本よし
是生滅法は大般若
生滅々已は花嚴經
寂滅爲樂は後敎涅槃經
此娑婆世界は云々　往生要集上末快樂無退樂に今此娑婆
世界云々とあるにてかける也原文を照して見べし
りんわう　輪王
に樂とゝもなり（苦と一本）　一本よし
經に曰くいつるいきはいるいきをまたす　往生要集
に引るか可考阿經に出
人天けふして十五ウ　けふは交の音也けふとかくへし　往生要集
人天交接兩得相見とあり以上往生要集上末快樂無

退樂の下にいへる文にかけり

つゆの心とゝえらす　いづれにても

御念佛みたさせ給はさりつ

御つかひ　一本よし

申給せんかたなく十六オ　いづれにても

諸行無常のしゆは　頌也

涅槃經の偈とのみ　往生要集厭離穢土引大經偈有此十六

字孝云涅槃經聖行品にみえたり

おほくの事ともいたり給へりける物を　此四句に深

義のこもりて有をいふ也いづれにてもきこゆ足也

持也　此處より上文の涅槃經の偈とのみこそしり

たれつれとかへるなり

うへこそ雪山童子身にもかへ　されはげに上なるこ

さよと云て下文につゞく也往生要集厭離穢土雪山大士捨

全身而得此偈上文有諸行無常之偈

かめにいれて右中辨のりのふ　章信也

定基僧都十六ウ　上文一オ

忠命内供

けぶりたえ　後拾遺哀傷初句たきゝつき止觀卷一云

始鹿苑中鷲頭後鶴林妙樂輔行云鶴林者在拘尸城阿

夷羅拔提河邊樹有四雙復云雙樹四方各雙故名爲雙

又云根分上合故名爲雙佛於中間而般涅槃涅槃之時

其林變白猶如白鶴因名鶴林中阿含云牛角娑羅林恐

是以城而名林也拘尸那城此云角城其城三角故云角

也若爾只應云角那云牛角應是以牛角表雙以娑羅名

樹娑羅西音此云堅固堅固之名稱樹德也

かの娑羅林の　上にしるす

なか谷の入道　公任也

いはまほしき　一本よし

殿はらの御堂にて　いづれにても

覺しなげきて十七オ　何きこえぬにはあらねどいさゝ

か心ゆかず

侍從大納言　行成

朴をまゐり　わか水にもみえたり

ゆゝて　後悔大將ウ一　月宴玉村きく

御いのりも　一本よし

ゆきつねのふつね　行經信經也いづれも行成の子也

いり給にけれ　一本よし

大佛ちやう十七ウ　頂也藏經に佛頂陀羅尼經といふも

のあり

おほろけならすは　すはねか。
ありさまならんと　一本よしともおもは　れすこと。。
か
そかうちにちゝきみ義孝の少將　行成の父也そかう
ちと云詞こゝに居つかず
方便品。誦して　いづれにても
往生の記に
一條攝政の　伊尹也義孝は伊尹の子也
このとのは五十にあにり　一本よし補任に五十六と
あり小本系圖おなし重脩本に六十八とあり別に據
あるにや
。位も正二位　一本よろし
はちなき。程なり十八　一本よし
物の上手の　行成は能書也
さかりにおはしつる。とのゝ　いづれにても　さか
りといふことゝいかゝ上文に今までおはしましつな
どあるに打あはぬことゝちす又下文このとのゝ御志
にこそいとあへなきといふはこゝとよくあへり文
勢つらぬかずしてわろし
とのゝ御有さま　道長

このとのゝ　行成
中納言との　長家也行成卿の女を北方にして居給ふ
故道長公の御事なくは也
なかたにの入道十八　公任
中宮大夫　齊信也
御堂に。宮々　一本よし
中宮　威子
これ。と申せは　いづれにても
又念すのさいこ十九　いづれにても
三位の入道中將　成信也上文九にみえたり
せちにすゝめきこゆ　道長に深切にすゝめたる也
みづからもせしに　一本わろしせしは念佛をせしに
也
いと心ちよけなる御けしき十九　道長の也
下品といふこともたむぬへし　慶保胤の語也玉臺にも
みえたり
人にも聞えて　で文字濁るべし
成ぬへきこそ　一本よし
永昭僧都融碩　下文おなじ
御枕かみ　道長公の御枕也

九體の中たい　一本たしか也
いさうつくしきこゐんの　一本よし
往生の行なとにはオ廿　行は記のあやまりなるべし上
文ウ十七往生の記に入給たりといふ文もあり
夢なと。こそは聞おきてオ廿　一本よし
御こしよりかみは云々　上文オ十二むねよりかみ。はま
たおなじやうにあたゝかに
現世安穏後生善所　本の雫ウ廿六にもみえたり所は處
さかくべし妙法蓮華經藥草喩品の文也
阿彌陀經のあまた經つけを　誤字有べし一本にても
御せうふん　處分
御堂にかり　佛にかねて奉り置てやむことなきふし
には佛より借用し給ふと也
關白殿かたへ　誤字有べし一本にても
わかれ奉らせオ廿一　一本よし
うへの御まへ　倫子
又世中の六十餘國　一本わろし下文に御厩のくはへ
て百疋とあれば也
借たちにみなくはらせ給　上の句に殿原にくばり奉
らせ給と詞重りていかゝ

御心おきてにも　一本よろしからん
四十よ年ウ廿一　永延元年北方になり給ふさま〳〵の
院の巻にみえたり萬壽四年まで四十一年になる
御物思こそウ廿一　一本よし女君たちのなくなり給ふ
をいふ也
數をつくしてひし　一本よし
事どもをそせさせ給。　一本よろしからん
しはすの廿八日
極樂淨土かゝせ　淨土の繪也一本わろし下文ウ廿三極
樂淨土をぬひ佛にせさせ給とあり
殿の御まへにはオ廿二　これは誤寫にてうへの御ま
へにはあらずや道長公の御爲に倫子の作りたまふ
處ならんかとおもひたるかさにはあらす道長存生
中につくり初たる也下文ウ廿四御堂の百體の觀音云
々考みるべし
九月よりは　姸子九月なくなり給ふ故に也
御うすにほひ　うすにひの誤にはあらずや
くろつるはみに云々　九月よりは姸子のみやつかさ
などはこまやかなりしかとたれも〳〵といふには
あらぬを道長なくなりては殿ばらみなくろつるば

みになり給ふよし也
みなにふみ(はに一本)　一本わろしにふみとはにひ色をいふなり
いはく　或校いはゞ
御堂(と一本)にこみ(ナシ一本ち一本)。たり(廿二ウ)　一本よろしからんか
給へけれど　一本わろし
除目は二月にあるべきとし
殿の御まへは御なやみ云々　妍子なくなり給はすは
道長公今しばし命有しならんと也
嘉陽院殿に(廿三オ)
つちみか(ナシ一本)と殿に
見さた(ナシ一本)せさせ給　さだはその事をあつかふをいふ一本わろし
中納言殿のうへ　道長の女高松とのゝうみ給ふ也師房北方也上文(四オ)にみえたり
一院　小一條をさす
關白殿。つき〳〵(内大臣殿北の政所たち一本)(廿三ウ)　内大臣は教通也北の政所だちとは殿原の北方をひろくさす也されど下の文に中納言どのゝうへ云々とあればこゝに北方を云べきにあらず又つぎ〳〵とあれば別に教通を云てよければこの一本は從がたし
庭のひまなし
そへもの　上文(廿一ウ)
めつらかに侍(しき事にこそあ一本)めりしか　いづれにても
宮みな(い一本)　いづれにても
なみだをながしてそ(ナシ一本)　一本よし
おとなひ人(こ一本)　一本よし
御ことわりの御とき(廿四オ)　此處上下誤字有べし
實繁(しいけんとく一本)　いまだ解えす
彼權(侍從一本)大納言　行成也いづれにても
あはれなる殿の御志にこそ　上文(十八オ)このとのゝ御志にこそいとあへなき云々
二月二十日の程に除日　上文(二十二ウ)除目は二月にあるべきとしなめり
とのゝ中納言。(は大納言一本)に成給ぬ　一本よし　長家也補任二月十九日とあり
中宮の大夫(廿四ウ)　齊信
侍從大納言　長家
この民部卿の御もとを　齊信の女を長家北方にしたまひたりしが萬壽二年なくなり給ふ

いまの大貳これのり　惟憲　こゝに何故に倫子の居給ふにか

よそ〳〵なれと　民部卿の女なくなりたる跡のことなれば也民部卿より長家をあつかふよしを云々

この殿をばうへの御子　長家は高松どのゝはらなれど倫子の子にしたまふ也

つき〳〵のありさま云々　以下一部結尾の詞也これにて此物語大尾なること顯然なり

御堂の百體の觀音　上文二十二オにみえたり

釋尊入滅二十五オ　道長を比していふ

あるしさらせ　道長はあるじ也

いそがせ給ふ三二本御はてに　いづれにてもよし御はてとは一周忌をいふ

榮花物語抄卷八

卅一 殿上花見　後一條　長元三年十二月至長元六年十月

卅二 歌合　後一條　長元六年正月至長元九年四月

卅三 きるはわびしさなげく女房　後一條　長元九年四月至後朱雀同年十二月

卅四 暁待星　後朱雀　長暦元年正月至長久五年五月

卅五 蜘のふるまひ　後朱雀　寛徳元年四月至同年十二月

殿上花見

此巻にォ十殿上の人々もはな見關白殿も御覽じけるにと有によれる也殿上人どもが野山の花みありくといふ前卷鶴林に道長公かくれ給ひて其翌年萬壽五年改元にて長元々年也正月二日のとみえて其後年月しかとなく此卷ォ十一に長元四年九月といふ詞あり其上文ォ三にしはすの十よかとある長元三年十二月の事なるべし源氏物語の光君かくれ給ひて八年の後なかきいでゝ匂宮の卷となしたる心ばへにこそ野村氏の事蹟考勘にも早く心付て此事をいへりさて此卷以下十卷は後人の筆也鶴林の末に結尾の語あり此卷に住よし石清水へ上東門院參らせ給ふことも有

入道殿　道長
關白　賴通或校殿字あり
內大臣殿　敎通
女院　上東
中宮　威子
かんのとの　嬉子也楚王夢になくなり給ふ
皇太后宮　姸子也玉のかざりになくなり給ふ
ひかる源氏かくれ給て　源氏物語匂宮の卷にひかりかくれ給ひにし後かのみかげに立つき給ふべき人とかき出したるを併考べし幻卷と匂宮の卷との間に光君はかくれ給ひし也是雲隱の卷也
あはれにおぼえさせ。(給一本)　今上か也
きさいの宮　明石中宮也源氏君の御女
右大臣　紅梅の大臣也致仕のおとゞの子也致仕のおとゞとは葵の上の兄にて頭中將といひし人也その子柏木といふは女三宮に通じたり柏木の弟を紅梅大臣といふ
かをる大將　女三宮うみ給ふ源氏君の御子にて實は柏木の子也
ものし給程のおぼえさせ給　のはにの誤歟又はおぼえさせ給を御おぼえと改めん歟
內春宮　今上は後一條也春宮は後朱雀也
御車にてのみゥ　おりゐのみかどの定なれば御車也といふ事にはあらず御着裳また御賀のをりなどにも御こしに奉るべきを御車にて物し給よしみゆれば御輿のかたおもき也仙洞とおなじ御あつかひならむには御輿なるべきを今御車に奉るはいとやすらかにてめでたしといふ也
御ありさま。(たり一本)御せうとの　一本よし
院のやうなり　何院中の御樣子をいふ一說になりの二文字下文につゞけてなりかたちとよまむといふ是もきこえざるにはあらねど院のやうと詞をしばらく切るもいかゞ下文ォ二に院の樣なり皇太后宮の云々とある詞つきをも考ふれば一說非也
いまも(め一本)よき　いづれにても
はしにて(ぞ一本)ォ二　一本よし

皇太后宮の云々　若枝の卷に妍子の女房にきぬあま
　た着せ給ふを道長公はらだち給ふことあり
さきさきかたにて（な一本）　一本よしさるかたとあるべし上の
○き文字衍にこそ
たゞひとのやうにて　御中むつましき故に常に御二
　柱ならび居給ふをたゞ平人のやう也といふ也
宮達かずそはせ　若水の卷に一柱うまれ給ふ今一柱
　は物語のかげになりて御產のこともみえずきるはわ
　びしと歎く女房にことしそ八ともみえたり長元九年
　の事也系圖に兩柱みえたり一柱が二柱になりても
　數そはせとは云べき也
高松どのゝ　道長公の北方明子也
春宮大夫　賴宗
中宮權大夫　能信也重脩系圖に倫子のうむよしにい
　ふは誤也小本の系圖あやまらず公卿補任證とすべ
　し
權大納言　長家
右衞門督　師房
かみの卷にしるし　この卷より別人のかけることこ
　れにてもしらる
中宮には　威子
女宮二人　章子馨子
ひめ宮は　章子也七歲未滿にて御ふくはあるまじき
をいかゞ考べしひとゝせとさすはいつをさしたる
にか是より前の卷に御袴を奉らんとし給ひし事は
みえず月宴廿三ォ五宮はいつゝむつにおはしませば
御ふくだになきをとあるとは符合せず
いつゝにて　萬壽三年にうまれ給ふ若水の卷にみえ
たりいつゝなれば長元三年也編年紀略卷廿六長元
三年十一月二十二日章子內親王着袴とありこれな
り但こゝにはしはすとあり彼には十一月とありつ
たへのことなる也けり
殿も三ォ　賴通
故殿　道長
ゑりき（かた一本）　講也
ぬひもの　縫也
二の宮　馨子
權大夫　中宮權大夫能信也上文二ウにみえたり
たかためと　たがは誰に姬をさす
大夫齊信　補任に中宮大夫とあり
おひそはる　三の句のと文字うたがはし（ぬ一本）
わたつうみのかみの　一本よし編也編のせなかめづ
　らし
はこわたり四ウ　或校はえ。

三日の程　編年紀略に三箇夜仍大臣以下參入殿上と
あり
さうずき　裝束也歌合五オえもいはずさうずきて又五ウ
いみじくさうずきて
大貳の三位　紫式部の女也成章室也下文十二ウにも
うち出さふらひ給　いづれもそこに立いで丶よろづ
にはたらくを云歌合五オおしこりてさふらふうちい
づることなし又その下文五ウけふも打いでなどはせ
ずとあり併みるべし
をとこかうふり云々　年官年爵のことか
うちの大殿　教通也姫君を入內させたくおぼす事又
歌合九ウにもみえたり
女みところ　系圖には四人あり但其第二女は病痾經
年とあればこ丶には數へざるならん
をとこ四人　歌合十一ウ太郎二郎三郎四郎と四人みえ
たり
御匣殿　これは後の稱を謂歟もししからざるときは
何故に此とき此名目あるにか後悔大將五オ衣珠十九オ
又四十五ウなどにはやく此名みえたり
かくさたすぎ五オ　歌合一ウ三十五六とあり長元六年の
こと也こ丶は上よりのつゞきにては長元三年也此
卷の下文六ウ三十一二とあり
たかつかさどの丶うへここにいで丶いさめ　たかつ
かさどの丶うへとは倫子也歌合一オにもしかいへり
教通卿も威子も倫子のうみたる也いまいさめ給ふ
は教通卿にとゞめ給ふか威子にたとへ教通の姫君
入內してもこもり居はよろしからずといさめ給ふ
にやいづれにてもきこゆ
東宮大夫も　賴宗。
覺しかけたりし　たりしの誤也きるはわびしとなげ
く女房十六オ併みるべし
前一品の宮　脩子
內大臣どの丶御事だに五ウ　上文四ウ
いかでかおぼしけん(とら一本)　一本よし
皇后宮　定子
內の御いもうと　今上に姉にあたらせ給ふ也姉をも
いもうとゝ云例あり
院に行幸　上東に也
春宮大夫殿のうへは　賴宗
帥殿の姫君　伊周公也定子の兄也
一品宮には　一品宮脩子の母は定子也はなれぬとは
いとこごちなれば也

御匣（中一本）にて　一本よし晩待星ホ十五考べし

ひめぎみをも　頼宗の女

（御一本）さてめでたくホ六　一本よし

さう○琴（の一本）　一本よし

一品式部卿　敦康

ひめ君たゞひとゝころ　嫄子

とのゝうへ　頼通の北方は具平の女也隆子といふ

中務宮の中姫君　具平の中姫君は頼通の北方の兄弟也

とのゝ中宮に　とのは頼通也とのゝいはるゝには中宮威子にいかにぞやとおぼすふるまひは此方にてはすまじきよし也朝みどりホ十九に嫄子を頼通の子にしたまふこともみえたり人々は入内の事を申せど頼通はうけひき給はぬ也

内大臣どのゝ御くしげ殿ホ六　上文ヵ四おほ姫君御匣殿ときこゆ

てかきうたよみ　能書歌人のよし也

いまさきいつるやうならん○には（人一本）ヵ六　いづれにても内にはあるよりは云々ホ七　上文ヵ四内大臣の御くしげどのを入内させまほしく奏したるよしあればこゝにかやうにの給ふなるべしされど文のつゞきいさゝか心ゆかずあるよりはとは今まで有經しよりはといふ事か

もしこの思ことゝ　いさゝか詞たらぬこゝちすやんごとなきわたりより入内のこと申ものあらばと云ことならめと文のつゞきいかゞ也

おほかたの御有様なめれど御心に　中宮の御様子をいふ也御心は中宮の也入内もあらば心ぐるしきまゝにかくの給ふとすべきか此ふたつの内いづれよけん考べし

大宮はもてかしづき　たれをもてかしづくにか

二のみやをすさまじと　何の故にしかおもひ申すにか二の宮は齋院に立たまふ故にかくいふにか不似合と云ことならんされど齋院に立給ふ事は下文ホ八にみゆる也可考

一品宮ヵ七　章子也晩待星ホ七春宮後冷泉に參給ふ時東宮は梅壺に一品はむかしのまゝに藤壺におはしますとありこの處によりていへる也

みやわかたせ給（ナシ一本）　みやは中宮なるべし

こゝろぐゝに一品宮にホ八　一本よし

むらかみの十宮　選子
さだまらせ　齋院とさだまらせ也下文十九ウさだまらせ給ふことありさだまらせ給ひてはそがぬといふ
證考べし
侍從大納言八ウ　行成也鶴林に道長公と同日になくなり給ふ
みるまゝに　四の句可ㇾ考
よに心にくゝ云々　この下一葉ほど文義不ㇾ考大抵はよに心にくき人々ときりて其下にその人々をならべあげたる也
公任の左衛門督と聞えし也　此處誤字有べし
民部卿　齊信
式部卿宮　爲平也宮の下にの文字有べし
源宰相　頼定也此人今は世にいまさぬ也
故太政大臣　公季
かたちは　は文字いかゝ
中宮權大夫九オ　能信
いま女一ところ　實成卿の次女也
故源民部卿　俊賢也
關白どのゝ子に　このこと系圖にはのせず

をのこ子ひとり九オ　資綱
兵衛督はしげの井に　公成也しげの井に公成居給ふ故に上文八ウにも滋野井兵衛督といふ也されどもとこゝに居給ふ故はそこにかならず女の有てそれに住たるよりの事にてその女は義子の母なるべしたれとしられず
女君ひとところ　義子也後三條女御也此義子の母はたれともしられず
大夫どのゝうへ　能信の北方實成女也晩待星四ウにあり
こにし奉らせ給て　子也
我は　公成也
ひかへなど　一本よし
權大納言云々　長家也一人齊信女衣珠にうせ給ふ一人は行成卿女本の雫にうせ給ふ
うまれたまひ　うませとあるべきにいかゞ考べし
いとさもていであらはれてには　いとは最也さはしかの約め如ㇾ此と云ことも也もて出は特故也一本わろし
あまうへ　倫子也

故中務宮　具平也賴通の北方の妹也
齋院おりゐさせ　選子也上文八ヶにみえたり紀略には
　長元四年九月廿二日とあり
兵部卿のみや十ヶ　致平　孝云此花見は長元四年の春
なるべければ齋院の事より上にのすべきを跡にま
はしたるによりまことやといへるものなり
殿上の人々もはた見　此詞を取て卷の名とす
のこりなく　玉葉春下都の花をみれば賀茂の花は花
にあらじと也初二の句人々賀茂までものこりなく
花をたづねらるれどの心也このこと春宮大夫のか
へしにてしらる
春宮大夫十ヶ　賴宗
のこりなくなりぬる　玉葉春下道長公をはじめちり
ゆく人多し花のちるをさのみいたみてねたましく
おもひて兎やかくやとなし給ふなと也
かくこそ集には　選子の集なるべし今はその集なし
民部卿　齊信
いにしへは　入道どの存命の比は花見にとては消息
していざもろともになどたつねおこされしにわが
老もたぐさみたるをそなたは尋給ふこともなしと

關白どのをうらむ也花見し人とは入道をさす春は
　今の關白殿をさす後拾遺春上に入
法住寺のおとゞ　爲光也齊信の父也
このゝ御返し十一ヶ　賴通
濟政朝臣　一本上文につゞけてかけりいづれにても
　濟時は時中の男也
行任朝臣　有明親王曾孫
章任　行任の弟也下文ヶ十二
賴國　賴光の男
範國
惟任　系譜勸修寺南家兩人あり此内いづれにか考べし
定任
能通
やすのり　泰憲也
むめなり　或梅めをねとあり
のりすけ
よしすけ　良資經邦玄孫
なりすけ　成資文範曾孫
隆國　俊賢の子
經輔の一本右中辨

實基　經房の子
さねやす　實康也公信の子
師良　朝任の子
行經　行成の子
經季　經通の子
右衛門督經道（通一本）　系譜には通とあり補任には道とあり
　物語のつたへには通にこそ
右兵衛督朝任（顯一本）　雅信の孫
三位中將兼賴　賴宗の子也一本わろし公卿補任にこ
　の年兼顯なし
讃岐守賴國　上文十一オ
東宮の大夫　賴宗
權大納言　長家
左衛門督　師房
ゑちごのべんのめのと　紫式部の女
たいふ　下文十七ウ伊勢大輔歌よめることありこゝに
　たいふとのみあれどこの女のことか
源大納言十二ウ　考べし
大貳三位　紫式部の女也上文四ウ
あふよりての名　誤字有べし

丹波守章任　上文十一オ
こまがた　上巻こまくらべ三オそはひこまがた
ろうさう　緑衫也本居氏字音假字用格廿八ウみるべし
山がくれ十三ウ
めいそん　明尊也玉村菊に明尊阿闍梨
うちたるほど　或校ちをきとあり
こし〳〵（とし一本）　一本よし
たな　舟のせかいの事なるべし先師雜考にせかいの
　一條あり
やはたの別當元命
すけふさ十四オ（御一本）　資房也資平の子
東宮の。つかひ　一本よし
よしより　良賴也伊周公の弟の隆家の子也
御かへりなしとて　未詳
えくちといふ所に
おとらじまけじとして（ナシ一本）　一本にてもおなじ
ころとも　脱誤字有にや
みちのはらへの十四ウ
御はらへやしろに　誤脱有にや陰陽師に御身のけが
　れをはらはせ社に云々といふ事にか

さたよし　定良也男經房

まゐりけん心ちこ○そ〔とこ本〕みのカ十五　詳ならず或校心ちの下に道の字あり

定基僧都

とりのときヴ十五　下文カ十六にし日のいりゆくをりしもさあり西のかた打ひらけたらんところは酉の刻にてもしかぞ有る也平家物語卷十一那須與一比は二月十八日酉刻計の事なるに云々夕日にかゞやくにとあり（盛衰記四十一にこのことをのせて酉刻さはなし夕日にかゞやくことはあり）

なにの哭にか殘りてとめてたくこそ　未詳しひていはゞ上東の一條院や道長公やにおくれていかなる哭のむかし有てかかくたふとき入日ををがむことよと也

教間僧都カ十六

たかすけ

かへられ給〔とこ本〕　一本よし

にごりなきかめカ非　新古今釋教

むねなかヴ十六

成脂金車

蓋四海之无香

過長柄號催輿〔とこ本〕　一本よし輿は輿の誤歟

ながらへん世にも　家集にみえたり

すみよしのきしみえぬまで　二の句未考

君が代は　新拾賀

ながらへん　家集新拾神祇

橋柱　玉葉旅

すみよしにまつもみゆきはカ〔とこ本〕十八　二の句未考

おとにのみきゝしもしるゝ　一本よしこゝに小辨とあるはいかに上文に小辨の歌あり伊勢大輔もうたがはし

とまるべきうらにもあらぬを　二の句心得ず

みやこいでゝ秋より冬に　後拾遺雜四これも伊勢大輔の歌上にあるをなど二かたにのせたりけん小辨もうたがはし

辨内侍　此人上文カ十二御供の女房をならべてあげたる中にはみえず

あさせゆくつなてのなはも　上文ヴ十五つなて　のめでたきことのためしにはさはこれをこそひかめ

みしあかつきの云々ヴ十九　京人のさまざまおもはるされど見しあかつきとはいかゞ廿五日都出立給とき

は午の時とあり戌亥の時に山崎につかせ給ふとあ
るにかけあはすいかゞ
齋院に　ひにひめ宮ウ十九　上文オ八にみえたり馨子也
ふたところオ廿　後一條と中宮威子と也
あふにの中納言きニ本　一本よし系譜に扇とあり忠輔也
中納言の内侍のすけ　歌合ウ五
兵衛督　朝任
宮の内侍　業遠女
これはのらんとて　詞たらぬこゝちす
おろさせりニ本　一本よし
宮の御かうの　かうは香歟歌合ウ一　あかいろのかうの
御ぞとニ本
ころ車ウ廿　一本よし
みつにて　三歳也長元四年なるべし事跡考勘にては
上文オ八此院には二宮ゐさせ給べしと有處に今年三
つとあれど其證たしかには有べからず猶下文オ廿三
にいふべし
ちごにはにさせ　似也
兵衛督むかへ　宮内侍の夫朝任也
大貳の三位　上文ウ十二

とのゝうへたかつかさどのゝ御めのと　とのは道長
也とのゝうへたかつかさとは倫子也さて大貳三位
は紫式部の子なり紫式部は倫子のめのとにあらず
日本史二百二十五列女紫式部傳にもそのよしみえ
ず此處誤寫にても有にや
たんばのかみのりたふ　章任也成章の男
左衛門督ウ廿一　師房
故中務宮　具平也
藏人辨つねなが　經長也敦實親王の曾孫也
みちかた　道方也敦實の孫也
六條左大臣まニ本　重信也
御むこ　一本よし
四月にはウ廿一　長元五年也上文長元四年九月のこと
あれば也
大膳にいらせ給　禁裏よりは東にあたり待賢門と郁
芳門との内にあり
うちちかく　禁裏ちかく也
一品宮はオ廿二　章子也禁裏に居給ふ也
まりけにウ廿二ナシ一本　一本よし
やますげ　麥門冬和名夜末須介和名抄草類にみえた
り

かれふさ　兼房也道兼の孫也
おぼつかな　四の句は神につかへ給ふ御身になり給ふをいふ也子日は松をこそもてはやすべきに麥門冬を手まさぐりにすればかくよめる也松の縁語に引とはいふ也麥門冬をてまさぐりにする意可攷
としかへりぬ　上に子日と有は正月子日にて長元六年なるべししかるにこゝに又としかへりぬとあればば長元七年とすべきかわづかに子日のとのみにて一年をすぐすとおだやかならず又六年のととせんとすればすでに正月子日のことありて後に年かへりぬおもふにこゝのとしかへりぬ云々と云詞は子日の上に有べきかとあるはいかゞ此卷年月不分明也此下文に齋院わたらせ給べきとしとある長元六年ならん上文カ九齋院に遂にひめ君さだまらせ給ふとある續きに御さし三つの事ありその翌年長元五年四月大膳に入せ給ひ又てゝにて長元六年野々宮にゆき給ふ也されば齋院わたらせ給ふべきとしとはいへる也
うちとのオ廿三　源氏玉かつら湖月本四十三オ
うらうへのいろ也　御衵の裝束とは色目うらうへにかはれるとを也

一本カ二うへさにはカ廿三　一本よし　上文オ廿三御衵には同カ廿三
祭の日にはかへさとは祭はてゝかへさ也
はかまそは一本うきも一本もからきぬも　○そは必うなるべければ一本よしもゝとは裳もといふ事なれば裳からきぬとありても裳もからきぬもとありてもおなじ事也和名抄衣服類背子和名加伎沼　和名裙裳和名毛
此院におはしませばオ廿四　春宮の一宮は上東の御傍に居給ふにより此たび上東內へ入らせ給故に御同道也此院とは上東をさす若水に詳にいふべし
女院の御かたに一品宮わたらせ給オ廿四　下文カ廿四御年九のよしみえたりかく御幼年故にはづかしくおぼす事なきまゝに白晝もわたらせたまふと也しからざれば夜に入て御たいめん有べき事常也下文オ廿五大宮よさりのぼらせ給て中の戶あけて御たいめんある云々併みてもほのゞしらる
ことしぞ九つにカ廿四　若水に萬壽三年うまれ給へば長元七年にて九つ也
院もかゝる　上東也
おこと一本ミこ宮をのみ　一本よし上東のうみ給ふは後一條後朱雀みな男也

みまさかの三位オ廿五　上文ウ四にみえたり　一品宮章子の乳母也
女二宮　媄子也はつ花の巻にうせ給ふ定子のうみ給ふ也
故女院に　東三條兼家女詮子をいふ一條院の母也
えおはしま。す（さ一本）　一本よし
大宮よさり　大宮上東也此上文ウ廿四に院とある又上文オ廿四女院とあるみなおなじ但此處のぼらせとあるいさゝか心ゆかず。大宮は中宮の誤まり歟のぼるは中宮威子が上東へのしむけかされどのぼらせと云ふことおだやかならず
御たいめん　中宮に也
いとやす。かに（ら一本）　一本よし
内東宮わたりウ廿五　中宮に御たいめんの後に今上又東宮わたり給ふ也
春宮には　後朱雀也
一品宮の御はらに　禎子也後に陽明門院と申
ひめみや二所　御産のこと物語のかげになりたり禎子の入内は玉のかざりに有て萬壽四年のこと也
それはうとくて　上東門院が也何の故にうときにか父かたにてもはゝかたにても上東とはしたしかるべき理也されど是貴人はかゝるものとみえて一品宮章子にしたしくは是までなかりしさま上文にてしらる
ことしも十月　長元六年なるべし
あそびのかたの人も（さ一本）　いづれにても
のこるなく（り一本）　いづれにても
權大納言　長家
よろづよにいろもかはらぬさかきばのオ廿六（に一本）　紅葉に ゆふを榊のごとくかけんと也しからばしめの内になりて風のさそひ來こともあらじと也一本よろし。ともおもはれず玉の緒三にの如くといふ意のの證例あり
いろさむみ　續後撰冬
おほかれ。とゞめつ（と一本）　一本よし
權大夫　能信
かゝる御有樣にはウ廿六　齋院をさす俗に云氣のつまることか

歌合

此巻ウ十二に長元八年五月卅講はてゝ關白どの歌合せさせ給ふとあり

是によりて卷の名とす

たかつかさどのゝうへ　倫子

七十賀　萬壽四年丁卯道長公六十二にてなくなり給ふことし長元六年癸酉までながらへ給へば六十八歳也さては道長に二つのこのかみ也けり御賀の卷に倫子六十賀をし給ふ治安三年也但し此卷に長元六年とはいはねど前後かんがへわたしてしかしらるゝなり紀略長元六年十一月廿一日中宮職賀母儀從一位源朝臣七十算有佛經之營廿八日關白左大臣於高陽院第賀母儀從一位源氏七十算上東門院御幸此所有童舞事廿九日召伶舞人於禁省覽之

女院中宮　上東と威子と也中宮の行啓のこと紀略にみえず

うちのごせん　後一條也もとはうちの御まへとありけんをうちの御前ともかきたらん夫よりあやまりてうちのごせんとなりて全書の語例とたがへるなりけり下文九ウとのゝ御ぜんとあるもこゝと同じあやまりにこそ

うへの御つぼね　うへのつぼね下のつぼね常に相對していふ也殿上花見廿四オにもうへの御つぼねにおはしましてとあり

しとみとりのけて　蔀を除く也

藤壺　飛香舍也飛香舍と弘徽殿とはむかひ合てあり拾芥抄に飛香舍弘徽殿西とあり

內大臣殿　敎通

御むかへにまゐれど　關白どのゝ下知なるべし

おとゞ　關白賴通はかしこの事をあつかひ居故に御迎には參らさるよし也

東宮大夫一ウ　賴宗

權大夫　能信

權大納言　長家

御せうとのとのばら　いづれも中宮の御兄弟也

かうの御ぞ　殿上花見廿オいかゞはせんとて宮の御かうの御ぞをたまはせてとあり或校うをらとあり

三十五六　殿上花見六ウ中宮はこの比ぞ卅一二ばかりとあり長元二三年の比也

れいのぢんにいでね（一本いに）にけり　ぢんは陣也一本よし往也御前よりは先に陣にいでゝ待申也

みまさか三位二オ　殿上花見にもみえたり

れいのことは一本よしともさだめられず下文に此
詞のむすびみえぬ也はとあればおなじこと也と
云にてそのことたしかにしらる
うねべむまのり
いらせ給程のらんじやう　これも例のことながら目
なれたりともおもはれずおもふと也めなれたる事
ともなくとあらばいよ／＼たしか也猶よく考べし
音樂巻にも行幸に亂聲ありしことみえたり
さばかり御覽じつくし　度々行啓も有て見つくして
居給ふめれど猶めづらしくおぼすにつけてはむか
しのことおぼし出らるゝ也
御堂供養に四所　音樂の巻にありその時は上東威子
妍子嬉子四所みなまゐり給ひし也此時小一條女御
も來給へどこゝにいはざるは倫子のうむかぎりを
かぞへたれば也
行幸行啓　今上後一條行幸東宮後朱雀行啓のよし音
樂の巻にみえたり
おもはくは　はくの約ふにてそのかみはこよなく有
しになぞらへおもふ事は御心にあらねど大かたの
有さまかはることなければそれにつきても御な

みだこぼれ給ふ也そのなみだのこぼれ給ふことを
かくおぼしめすといへる也
むかしのことをも　しかすがにむかし四所さしなら
び給ふことのいまは數のたらぬによりむかしのこ
とをも也
とのゝわか君　とのとは賴通也
諸大夫の云々　下文十三ウこれは御賀にまひせし人の
みなりとあるこのこと也
唐きぬぞ。せさせ　一本よし
一品宮の　章子也
ところせかりなん　一品の御かたゆかせ給ひては倫
子のかたにて手數かゝりなんとて也
なが／＼と　長々也
二間にて三ウ
おまへたちかく　近く也一本よし
經任頭辨のはゝ　經任は懷平の男也
見させのとも四ウ　一本よし
なりにはとて　いづれにても上文歌人の内に出羽あ
りこゝに一首もみえずなかにははぶきてもとおも
へるにこもれるならん

としかへりぬれば四ウ　長元七年也
ちんひきて　陣か仗座文あるか陣を長く引導ること
か
内宴　公事根源にもみえたりさて事跡考勘には中宮
大饗内宴と一つかねにして兩條させざりしはわろ
し
藏人○ありさま五オ（の一本）　いづれにても　おなじ掌女藏人也
齋院　二の宮馨子
中納言のすけ（上人一本）　殿上花見廿オ
藏人を五ウ　いづれにても
内東宮にも　上東よりなりされど東宮は二人の定な
るに二人上東より奉らんには東宮のかたには一人
も出さることになる也
わづらうよし　病にわづらふはいづれの御方の藏人
にか
仁壽殿　こゝにて内宴は有よし公事根源にみえたり
けふもうちいでなどはせず　上文五オ　上東門院に行幸
有し時のさまをかきておしこりてさぶらふうちい
づることはなしど有されぼこゝにけふもとあるな
り

赤地のかうひしなる
あふきくたいひれ六オ　扇　裙帶　領巾
權大納言　長家
左衛門督　師房也上東門院の妹の夫也
三月には叉のりゆみ　公事根源正月賭弓
故民部卿　俊賢
小野宮　實頼
御むまご　曾孫也孫にはあらず
齊信　為光の男
みやのぼとせ六ウ（とこ一本）　一本よし
權大納言　長家
左衛門督　東宮權大夫師房也
いたまふ　射給ふ也
權大納言顯基の宰相中將　此南人は一品宮の別當
左衛門督公成の宰相　此南人も齋院の別當　煙後六ウ
この院の御うしろみは源大納言むかしのまゝにつ
かうまつらせさある院は此齋院也源大納言は師房
也別當にて有しちなみに煙後にむかしのまゝに云
々と云也けり
まへかたかちたれば　まへかたは賀茂にいのるよし

上文六ヵにみえたり
おいてくるまに　追て也
歌(ナシ一本)ひきつれてかへるをみれば云々　例によるに別行
に此歌かくべし歌字は一本なき方よし
おにの間のかたに七ヵ
三月三十日がた　下文七ヵ三月つごもり方にとあり詞
重りていかゞ
ふぢつぼの云々　藤原氏なればかくよめる也そなた
のはなは申までもなしと中宮をほめてさて御里の
花もかく咲たるよと也御里なれば源と云也水源有
て水はながれ行もの故此よりして入内されたる中
宮なればしかよめる也又おもふに倫子は源氏故に
藤原氏の花は申までもなく源家のはなもおとらじ
とかく咲出たりといふことか倫子は宇多源氏の末
也
ふぢのはな云々　源家の花におとるよし也五の句は
居(テリ)か折(テリ)か匂のおとろへ行所には我身居にはづかし
くくるしきよしか又はおとろへ行々末の花はたれ
も手折ものもいやにおもふといふにて人の數まへ
ざるをいふか

見る(か一本)は水を八ヵ　一本よし
すけみち　資通也濟政の子
大夫　齊信
權大夫　能信
小一條の下部云々八ヵ　紀略にものせたり
井などふたぎて
故左大臣　顯光
女御　延子
男二人　敦貞　敦昌
女一ところを　をの字疑はし
一宮は中務(の宮也一本)。濟政のはりまの守　一本よし濟時二
人あり是は源氏雅信の末也
二宮　敦昌
高松どのゝ御はら　道長女
若宮はうせて　朝みどり
女宮　儇子也嶺月にみえたり
たかまつどのゝうへ　高明女明子也道長の北方也
東宮大夫　賴宗也賴宗も高松どのゝうみ給ふ也
孃君　賴宗の孃君も小一條の女御也
をとこ女あまたおはします　系圖には敦賢一人みえ
たりその外には一柱母をしるさぬありその他はみ

な母をしるしたれど此女御の御子といふみえず

高松殿にさぶらひける云々　此上にことば落たるか

をとこ女あまたむまれさせたまへりける　系圖に男

宮一人女宮二人をのせたり

しもつけの守なりける人のむすめなり。女御（一本るりの）　系圖

（請和）蒲仲の末にあり一本よし

內大臣殿は（ウ九）　教通

この院の　小一條

女二宮　禔子也嬉子のうみたる三條院の姬宮也

御心よせありて云々　小一條の一件を也

御むすめ云々　教通の心に也此事殿上花見（オ四）にみえ

たり

まゐらせ奉らんとは　は文字ただやかならず

覺しのたまへど　殿上花見（オ五）には內大臣の姬君入內

あらばこもり居らんとおぼしたることありされば

此處疑がはしきやうなれど又おもふにしからず中

宮御みづからさたすぎ給ふ所をおぼし知りてさら

にうらみ給ふことなどなくて請引給ひ參らせ奉り

て御みづからは宮たちの御あつかひを御心ながさ

にし給ふとなるべし下文（ウ廿二）內大臣どのゝ御くし

げどの參らせ給ふべしと申ば云々とあり（長元九年のこと也）され

ば此時未參り給はぬ事はたしかなり考云內大臣の

心中には女御にもとおぼせどまづそれはかくして

唯みやづかへのことにいひなし內ずみさせまほし

きよしを中宮にのたまへば御氣色よくて奉りたま

へとあればやがて中宮の方へまつ奉りたるのなる

べしされば女宮たちのあつかひなどをし給ふ也も

しからばこゝの本文覺しのたまへば。とあるべし

ど。はばのあやまりとすべしさて下文（ウ廿二）にある處

は改めて女御に奉らんと云ことと世の中にたれ云と

なくいひさわぐ也すべて大內に宮仕してあらし女

が女御になるか又女御が皇后にたゝせ給ふときは

一先里にいでゝあらためて其格式にて入內あるこ

と常なれば今この內大臣殿の姬君もしかぞあるべ

き

中宮にも御けしきよくて　されば此處も疑がはし

宮達をもてあそび　章子と齋院との御事どもを也

院のかやうゐんに　中宮は上東のかたに御逗留とい

ふことか高陽院なるべし下文（オ廿三）に今上わづらひ

給ふにより內へ入せ給ふよしみゆる也去年の御賀

も此高陽院にてし給ふよし紀略にみえて上に引た
りあはせみるべし
殿のうへに　事跡考勘に關白殿の上歟とありげにし
かるべき也
とのゝ御ぜんは　もしは殿の御まへとありて賴通の
ことか前はぜんと云音あるにより誤れるにや此卷
のはじめにも此誤あり
いづこのうへのわたどの　高陽院なるべし
四條中納言　定賴也公任の子也いかなるよしの有て
此高陽院に來給ふにか
殿内より御ひとりもちて（ウ十）　とのは賴通か
いよの中納言（大小宋本）の君
東宮權大宮（ウ十）　師房也　小印本よし
ひとえだの　玉葉秋下
源少將　未詳何人
もゝしきの花やおされる　やはのやにて禁中の花は
不レ劣と也
しんじやう會　新嘗會
かうじゝう（ウ十一）　江侍從
一條院の一品宮　定子のうみ給ふ脩子

皇太后宮のをば　妍子のうみ給ふ禎子
當代　威子のうみ給ふ章子也殿上花見（ウ四）に一品にな
らせ給て云々あり
春宮の一のみや　後冷泉也
越後の辨　楚王夢（ウ廿四）
三月に　長元八年也下文（ウ十二）長元八年五月云々と云
文あり
こう民部卿　齊信也こうは藤原氏なれば藤の字音か
左衛門督（ウ十一）　師房也公卿補任長元八年十月十四日
任權大納言
源大納言ときこゆる　師房は源氏なればかくいふ也
る刪べきか　公卿補任（治安四年即萬壽元年）　非參議源師房寛仁
四正五從四下（年十一）十二月二十六日賜源朝臣姓（元服日）
内大臣どのゝ　敎通
太郎　信家母公任女也以下皆同
二郎　信基
三郎　信長
四郎　靜覺　系圖には此僧の上に靜圓（木幡僧正）と云あり
これは異母なればかぞへぬ也靜覺は公任の外孫也
ながたに　長谷也（公任）

殿には　賴通也
うへの御せうとの　せうとゝは兄に限らず弟をもい
ふ常也具平女は寛弘六年に賴通の北方になり給ふ
初花の卷にみえたり具平は寛弘七年になくなり給
ふ是もおなじ卷にありうへは賴通の北方也その御
北方は具平の女也せうとは師房也
源大納言　師房也この師房は賴通の北方の弟なるよ
し後悔大將が十三にあれば子としたまふにも似つか
はしき也
內大臣殿の中將　中將は信家也內大臣は敎通也その
敎通の子
こにし給ふ　此兩人を子とし給ふ也　信家は長元九
年に十九歲のよし補任にあり師房は寬仁四年十一
歲のよし補任にあれば長元八年なれば廿六也賴通
寬弘八年廿歲長元九年四十五歲と補任にあり此兩
人の年齡は賴通公より廿歲餘もわかければ子とせ
んも似つかはし
若宮　道房也賴通の子なり母は憲定の女下文が十二に
みえたり　補任には通房とあり系圖には道房とあ
り

鷹司どのゝうへをぐし云々　たかつかさどのとは倫
子也を文字心得ず大貳御母倫子が此若君をあつ
かひ給ふといふ意にもあらんかをぐしの三字
いとかなしくしと改め給へるとあるへるを刪べき
か下文が廿一いとかなしうしたてまつらせ給とある
を證とすべき也
故式部卿の が十二　爲平
左兵衞督　憲定也
殿に二所　憲定のむすめ兩人此とのにさぶらひたり
と也
のりまさ　則理
わかぎみうみたてまつり　道房也
やがてまゐり給はず　未考
故中務宮　具平也賴通の北方の父也賴通わき心あり
て憲定の末女に子うませなどすれば物の氣になり
てわがむすめをそでにすることをうらみ給ふ也
女院　上東
無量壽院　鶴林ヶ十三
關白どの歌合せさせ給　此時の歌合群書類從卷百八
十一に入たり紀略にもみえたり五月十七日とあり

八雲御抄卷二歌合にも

兼房中宮亮十三オ　根合四十四ウにもみえたり

これのみやほかの思やる事はあらめど　かゝる處の
めはんの意也玉の緒六んめにいへる所を考べし

頭辨は民部卿の服にて　この頭辨は上文經輔頭辨に
はあらず民部卿は齊信をいふ此年三月うせ給ふよ
し上文十一ウにみえたり齊信の子に經任といふあり
長元二年權大中辨長元三年補藏人頭と補任長元八年に
見えたり是をさして頭辨は云々と云なり八雲御抄
にも經任依レ障不レ參とあり此經任は下文二十一ウ宰相
になり給ふ

こもりたまへればなるべし　若此經任に此さゝはり
なくば左經輔頭辨とつかひ給ふべきを今良宗をつ
かへたるは此故也とことわりたる也けり

これは御賀にまひせし人のこなり　上文二ウ舞はとの
ゝわかぎみせさせ給べしと有しかどさもあらで諸
大夫のこともぞまひけるとあるこの時のことなり

さるのときばかり　その歌合の日也十二日のことに
はあらず紀略には十七日とあり群書類從に入たる
歌合には十六日とあり考べし

船ふたつにのりてふえけしきばかり云々　八雲御抄
にも左右參上の處に云長元舟にて發歌笛右は唯參
孝云發歌とあるは伊勢海うたひたるを云

伊勢の海十四オ　催馬樂也源氏やどり木湖月本七十六オ空穗祭
使取かへばやなどにも此さいばらをうたふことみ
えたり

かゞみの水かねのす。など一本など十四ウ　一本よしともおもは
れず下文かねのすには

すゑみちさだあきら　季通貞章也左方の藏人也上に
いふ俊經も左方也されば此二人がかやうにする也

うちしきのうへにふすすゑ一本　一本よしすうとかくべし居
也わ行の活也

かねのすにはこをほり物にしたる　未考上文かゞみ
の水かねのす。など一本など

沈のいし　石也下文十五ウ沈の石たてゝ

さきをま。とこ一本　一本よし

實綱定一本の少將十五オ　一本よし實綱は左方也こゝに出べ
きにあらず

藏人二人　上に三人とありその中二人なるべし

沈をませの一本　一本よし

うちのおまへ（ウ）十五
さいで　師説別にあり
かずさしにはゐたり　數をおく役に著坐したる也
このゝ若君　道房也
左により給ければ
右中辨季（資一本）通　一本よし下文にも資とあり季通は左方
也こゝに出べきにあらず八雲御抄にも召講師とあ
る座に右右中辨資通とあり
三位すけちか　輔親也
神さびてゐたるおもらち（も一本）（ガ）十六　一本よし
兼房の右衛門佐　上文（オ）十三中宮亮とあり
すけみち　資通也（に一本）上文（ウ）十五右中辨季（資本是也）通とあり
歌の題の心さへ。かなひて　いづれにても　歌の題
は月也
夏の夜も　後拾遺夏（民部卿長家）に入たりこゝに行經と有
は行經の歌として出されたる也納言にてかゝる勝
負はにつかはしからぬ故也しからば下の中納言定
頼もしかるべきに別の名もしるさず考べし又おも
ふにおのれ歌人にさゝれたる時人にたのみてよみ
てもらひて披露したるを跡よりまことによみし

人の名を書入たるもあるべく又まことの人の名の
みつたはりてその人とかりにいひなしたるはつた
はらぬもありべきか此歌合の下に作者の名ども上文
左右とかたわきて名をならべたる所にみえぬ名の
おほきは皆まことの作者の名のみつたはりたる物
ならんか能因の歌の所に猶いふべし
赤染衛門　上に此名みえず
やさからぞ（ガ）十七　金葉秋よみ人しらず
茂（義一本）忠朝臣　是も
さみだれに　後拾夏
三番池（左一本）　上文池水とあり
右馬良頼朝臣（二本）　上文（ウ）十二良頼とあり系圖に行成の子
に良經（ヨシツネ）（左馬頭）とあり又系圖に隆家（伊周弟）の子に良頼（藏人少將）
とあり良經の方しかるべきか下文（ウ）十八此人みえた
り馬下有頭字よろし
としをへて（ウ）十七　續後拾賀
四條（中一本）大納言定頼　一本よし定頼は此後長久五年入道
その時猶權中納言也補任にみえたり後拾遺にも中
納言とあり
とこなつの　後拾遺夏に入たり五の句後拾遺の一本

にしかじとぞみるとあり
茂忠朝臣十八ウ　上にもこの異同あり
なかぬよもなくににさらに　いづれにても　後拾夏
赤染衛門
右馬○良經　一本よし
さは水に　後拾夏
さらにかゝらず　一本わろしかくはあらずと云こと
なるべしされど此處二行ほど分明ならず
ほくしによくと
しかいはれぬれば　一本わろし
能因法師　上にみえず又下文にも此僧の歌あり袋草
子二四十三オに長元歌合の日能因きぬかぶりして竊入
て聞之戀歌にくろかみのいろも云々と云歌を讀た
りと思て勝負を聞に參入也而敵方よりあふまでと
せめて云々と云歌を講出を聞て竊に退出とありこ
れ人にたのまれてよみたるものならんか
すけふさの少將　是も
きみが世は　詞花賀
おもひやれ　後拾賀
おもひやれやそうち人のきこがため　一本よし

春宮大夫賴宗　是も上にみえず
あふまでの　後拾戀一に入たり五の句いのちとあり
（孝云いのちにてはおなじ詞二つ有）悅目抄に此歌
をのせていふやうけれの詞二あれどもさたもなく
て勝にけりおなじ詞の病なれども歌がらよくなり
ぬれば聞とがめざるにやといへり
沈したんのかひずりウ廿
ひと具　一具を湯桶よみによむ例也
內大臣　敎通
大納言三人　賴宗能信長家三人かいづれも關白どの
ゝ異母弟也このとき師房も大納言なるにそれは此
數に入ぬにや考べし
このゝわかぎみオ廿一　賴通の子道房也上文ウ十一　十ば
かりとあり
內大臣の三郎　信長
春宮大夫　賴宗
もとさた　基貞
たちまち　一本よし但馬也
としかへりぬればウ廿一　長元九年
少將どの　關白賴通の子

のこるなく　いづれにても
たりつる御この丶　一本よし倫子也上文廿一ウに此事
みえたり
中宮　威子
七十にあまらせ　倫子也此卷のはじめに七十賀し給
ふ
一品宮　章子
よしきよ廿二オ
人々あたり　それ〲にその用度を命せらる丶也國
守などに也
三日のほど　一本よし
經任廿二ウ　懐平の子にて齊信の養子となる上文十三オ頭
辨は民部卿の服にてとある頭辨也
さしいへの中將　俊家也紀略には四月六日とあり
東宮　後朱雀也一品宮は後朱雀の姪也
わかみや　後冷泉也一品宮はいとこ也
さきの一品宮　禎子也三條の御子
御ふみかよひ　中宮へなるべし
か丶れど　此詞いさゝか折合ざるやうなれど今上に
はわが御代に一品宮をうごきなくなしおかん位を
も東宮にゆづらんなどまめ〲しき御心むけの處
に今のかしく入内などはにつかはしからぬ故に此
詞有也けり
中宮ものぼらせ給ひて廿三オ　上文九ウかやうゐん殿にわ
たらせ給ごあるは中宮の退で丶上東の御殿に御逗
留とみゆるを今こゝにて又參內也
れいのほりかはの廿三ウ　顯光
七日いとくるしく　七日と云文字おりあはぬこ丶ち
す十七日とありたるか十の字落たるか紀略四月十
七日乙戊刻天皇落飾崩于清涼殿一春秋廿九とあり
こ丶は十七日の晝の程の事をしるしたるにて崩御
は夜中のことにて次の卷にゆづりたるものならん
もしは十七日と七日と二かたに崩御の日をつたへ
たるにもあらんかたゞおほよそにては七日と云事
いかゞ也

きるはわびしと歎く女房

此卷に兵衛內侍かたみとてきればなみだの藤衣しぼりもあへずそでのみぞひづと有によれるなり卷中に此歌語あるにはあらず野村兵もはやくしかいへり
內の御なかみ一オ　後一條
女院中宮　上東　威子

三位たちも　帝の乳母に近江三位といふ人ありつぼみ花四オ近江内侍とみえたり若水ウ二近江三位とあり
　つぼみ花十ウ加階したることあり
ひとつ　女院と中宮と也
二本な一本
○所○から　一本よし上東と威子と也
御せうとの　教通長家能信など
一品宮のウ一　章子
東宮の　後朱雀
師子こまいぬ　下文十四オ又布引瀧四オ
藏人など　或校などなり
【此此二本】ひのみつし
れいのさほうに御めのとごも　も。は。のと有たし又は
　御めのとごおほき中にもと云意にや或校御めのと
　ご。も
のりふさ　根合十四オのりふさが家におはしますとあ
　るこの人輔重脩系圖勸修寺憲房
中宮亮　下文十一ウ權亮と有又下文五オ此人みえたり
關白殿もおなじ殿オ二　此度御世あらたまりてもおな
　じ頼通關白し給ふと也
いまのうへ　後朱雀

廿一日のゆふさり京極殿の　百練抄四月廿二日上皇
　退出上東門院とあり後一條を上皇と云なりそのよ
　し下文にてしらるこゝに廿一日とあり彼廿二日と
　ありいづれよろしきにか考べし
二本　二一本
そ○にて○念佛　一本よし
中宮一品宮　威子と章子と也
北の政所　倫子をさす晩待星ウ二にも倫子を北政所と
　いへり
鷹司殿　即京極殿なり
位ながらの御有さまは　太上皇にし奉る也
殿はいまの内の　頼通は今上後朱雀のことを也
くひたてまつらせ給ウ二　く。は。そか添て也
いでさせ給　後一條かおりゐになりて出給ふ也
も一本
おはしますやうに○たゞく　一本よし
鷹司殿のうへ　倫子
とこ本
きこえさせ給へば　一本よし
をばすてにのみ　古今わが心なぐさめかねつさらし
　なやをばすて山にてる月をみて
とのゝうちに　道長頼通をさす上東門院の天子をう
　み給ふをいふ

女院の御心うちにオ三　心の下に。の文字補べし或校の。
とあり
殿のおぼしよろこびし　道長也
せしの君ウ三　一品宮の乳母なるよし此巻の末にあり
殿のうへの姪とあれば頼通北方隆子の姪ならん系
圖になし　下文オ四宮のせし又下文オ九中宮宣旨又下
文ウ十二せしの君又下文オ十六
いつかまた　四の句とも玉緒五ウ十四　一つのともの例
とみるべきか
しらぬかな　結句よりこゝにかへるなり其火葬の夕
まで命あらんとはしらずと也
かぎりなるらんあ一本　一本よし
一品宮　章子也
つちとの　本の雫に詳にいふ
とのづくりオ四
なか〳〵にさだめ　下句考べし
やなぎのつくりたるを云々　此事前巻に有や尋べし
えたはま○とにて三本　一本
宮のせし　上文ウ三せしの君
顯基の中納言ウ四　俊賢の子也

世をすてゝ　大鏡八後拾遺雜三續世繼月もち十訓可存忠直
事　發心集五
ときのまも　後拾遺雜三大鏡八
よにふさたひもな一本た一本　一本よし上東門院のおほせにてよ
める歌なればかく云也上東ははやく入道したる身
なれどなぐさむことのあらんにはふたゝびよをそ
むかんぞと也晩待星ウ十に世はふたゝびもとおほせ
られしかとあり此歌をいふ也後拾遺世は二たびも
そむかざらまし續世繼には此御歌の後にいへるは
はじめは御ぐしそがせ給ひて後におろさせ給ふ心
なるべしといへりれ一本
そむか○なましを　そむきなましをとありたし大鏡
は一本と合
內よりとてオ五
中宮亮かねふさ　上文ウ一
入道一品宮　脩子
齋院ウ五　馨子也下文オ七
かつらぎ山に
四條中納言　公任の男也

よの中のあはれ　四の句未考
この縫殿助　乳母の子也
おくれじと六ウ　三四のつゞきいかゞ
故院　後一條をさす
いまゝでも六オ　玉葉雜四
けさみれば云々　袈裟を初句にいひよせ下句に偏袒右肩をそへたり右のかたこそとはなどよまざりけん右袒と云詞ありとて右肩といはぬは心得ぬことも
也
こをちの七オ　二本五節也
さやかなる　風雅雜下
御心ども　上東中宮威子一品宮章子など也
齋院はおりさせ　上文五ウ
ことしぞ八に　物語に誕生みえず殿上花見にはじめてみえたり
十一に　萬壽三年にうまれ給ふ若水にみえたりことし長元九年にて十一歳也
わたらせ給七ウ　女院は京極殿に居給ふ也上文二ウにてしらる
大宮もすこしおきあがらせ給て　大宮とは中宮威子のこと也扶桑略記廿八世謂二之大中宮一とあり下文十例ならずおきさせ給て云々とあるはこゝのことオを威子のなくなり給ふあとにて女房の云なり
なかめかしく二本　一本よし
よし見よ我見ど　誤字あるべしよく見よ我みんにてもあらんか
みまさか三位　殿上花見四ウ廿五オ
宮もさやうに　威子也入道せんと也
院のいみじう八ウ　後一條なくなり給ひてよりおりゐのみかどにし給ふこと上文にありされはこゝに院とはいふ也
いみじうつき　誤字有べし殿上花見七オ内のうへは一品宮章子をなりかぎりなきものに思ひきこえさせ給へり宮馨子は二のみやなりをすさまじと人のおもひ申たりしも心ぐるしくて人しれずゆづるかたなくてあはれとおもひきこえさせ給へり云々ことしぞ三にならせ給ける云々内をもしたひたてまつらせ給はいとあはれにおもひつききこえたまへりとありされはこゝもいみじうなつきとあるべくおもはるゝ也

齋院にならせ云々ウ八　殿上花見ウ十九　齋院につひにひ
め宮さだまらせ給ひぬればみかど后おぼしさわがせ
給事かぎりなし此うちはここ〳〵たくふたごころ
の御中におはします云々とあり
參らせ　或校まきらせ
一品宮はやがてゐんに云々オ九　かくあれど下文ウ九三
四日ばかりありてかへり給ふとあり
心ぐるしふはれに　心ぐるしくとあるべし
みたてまつりはつべき　中宮の御心にわれ世に久し
く居て宮たちの行末を見る事はなしがたしと也
いかにおほかるとは　或校此下にまことにこそこな
たかなためづらしげなくとあり
こまもろこし舟も　伊勢物語上六オ廿　おもほえず袖に
みなとのさわぐかなもろこし舟のよりしばかりに
藤本不載五にも入或校こまなし
うちつかひ　一品宮と齋院と也
右衛門内侍　左と或校にあり
中宮はじめのたびウ九　はじめとは夏をさすか又過し
年をさすか文義不分明也しばらくことし夏人々わ
づらふ比にはさもなかりしを秋の末になりてと云

ことならん
鷹司どのゝうへ　倫子
こと人にて　別人にみゆるをいふ
九月六日オ十　扶桑略記云年卅八依二痢病患一也
一品宮は　章子なり
例ならずおきこせ給　上文ウ七女院見奉らせたまはん
ときこえさせ給へば云々けふぞ大宮もすこしおき
あがらせ給て
もやのみすすこしまはりてウ十
中宮大夫オ十一　齋信也歌合の巻オ十一にうせ給ふ也長元
八年
このは　頼通也
ものおぼゆるけふいかにせん　出處可レ尋　史記呂
后紀太后獨有孝惠今崩哭不レ悲云々　君相通　知時彌
計太后畏其哭哀とあると其事はかはれど別に
事のあるにはかなしみも出來ざるものはやまとも
西上も同じこと也
まをとにて　一本よし
内の一のみや　内とは後朱雀也一宮とは後冷泉也
二のみや　後三條
一品宮の　禎子

女一のみや　良子
女二のみや　娟子
あるをみるだに
七條の后宮云々　古今雜に七條の宮うせ給ひけるのちによめる伊勢とて長歌ありおきつなみあれのみまさるみやのうちに云々七條后は宇多天皇の后亟昭宣公の第三女也
權亮　上文ツ一　かねふさの中宮の亮とあり
めのまへにかくあれはつる　ヲ十二　上にある伊勢の長歌をよそにきゝて有しを也三の句伊勢の名をよみ入たる也　玉葉雜四
いにしのあまのすみけん　玉葉雜四伊勢の長歌に年へてすみし伊勢のあまの
火たきや
ひこの命婦　前卷にありや侍ぬべし
いつくしきかぎり　一本　いづれにても
齋院の少辨命婦ツ十二　下文　少を小とあり
まだちらぬにや　此句十分ならず
宮々は院にわたし　これまでは中宮威子の所に居給ひたる也
せしのきみ　上文ツ三

まかで給はざらんさきは　仁本　一本よし
けにみやぎ野も　此句未考
又いまやいで給とて　こゝは又立かへりて廿一日わたし給る時の贈答とみゆる也
かなしきに　千載哀傷
あまたさへヲ十四　此歌未解
師子こまいぬ　三本　上文ツ一
いさ。あはれにて　いづれにても
見るまゝに　四の句未考
さもこそは　未解
世中は御■大嘗會ツ十四　上文ヲ十一にみえたり扶桑略記十月廿九日御禊十一月十七日大嘗會
北野宮みにさて　嵯[illegible]宮作屋
故式部卿　敦康
姬君　嫄子
殿のうへ　賴通の北方隆子　具平の子　晩待星ヲ一にも此事みえたり
先帝　後一條也
女院の御有さまはヲ十五　嫄子よりはまさり給ふよし也前卷にこゝとさす所あるにはあらず

大かしら

むさにありてもたればけ十五 わ一本 一本よし

一宮　後冷泉

月日の山ひきあやしのものまで

ふこりたる近江守十六

今だにと　後一條の御代に入内させむとおぼしゝ姫君もた（せ）給（へる）道雅宗など後一條のときは事ならず今だにとおぼせどさしあたりでは女御代入内によりおぼしたえたるよし也数通のむすめ奉らんとおぼし事は殿上花見五にみえたり頼宗のことも殿上花見五にありたゝし誤寫あるやうにれもはるその處にいへり

權大納言　長家

はるたつと　新勅雜三

あたらしき　同

殿のうへ　頼通北方隆子也せしはその隆子のひめ也系圖にみえず

晩待星

此巻十四あふことはたなばたつめにかしつれどわたらまほしきかさゝぎの橋と此言[illegible]より一品宮手草に奉られしによれる名にてたしかに晩待星といふ詞あるにはあらず

年かはりぬれば　長暦元年也去年長元九年四月後一條崩御也

いかめしう（ゆゆしう一本）　いづれにても

御葬まゐり　公事根源供御

三日のほど　公事根源に一日は四位二日は五位三日は六位の藏人と殘（の）人のかはれる事などもしるしてすべて三日がほどいろ〳〵の御式あり

式部卿宮　敦康

姫君　嫄子也前卷の末十六嫄子うちに參り給べしときこゆるよしみえたり

殿のゐたち　頼通

てかきの大納言　行成

權大納言　長家

殿のうへ　頼通の北方也嫄子をば頼通養ひにし給ふ故也此事さるはわびしさなげく女房の卷十四にみえたり

うけておはします（か一本）　十本よし

内はなしつぼね。に　ね文字衍文歟下文八清涼殿に北ふたがりて内にはおはしまさず梨壺は東宮の居給

先例も此巻廿四松下枝廿一などに見えたり東宮天子
●になり給ふ故清涼殿にうつるべきなれど方ふたが
りてこゝに居給ふ也さればなほと云なり內は後朱
雀にあたる
一品宮はウ一 禎子
故中宮 威子
大夫 能信
亮大進など 是までのまゝといふ事也
大夫には民部卿 源道方補任に民部卿とあり
頭辨つねすけ 經輔也歌合廿三にみえたり
故兵衛督のむすめ 憲定
のりまさなす一本 則理
朝臣の。め 一本わろし 憲定の系圖よろし重脩本則
理の系圖わろし一本にむすめとあるよりふとあや
まりたるならん
左衛門督 賴定
左大殿の女御 顯光の女一條帝の女御元子也つぼみ
花一為平の子源宰相賴定かよひ給ふとみえたりそ
のうむ所の姫君也
中務宮のむすめ

皇后宮とは 禎子也上文に皇后宮と申よしみえたり
これは後のさなへを前にくりあげてかきたる也こ
のとき陽明門院と云にはあらぬこと云もさらなり
女一宮 良子
女二宮 娟子
左大殿のうへ 末には女一宮良子は左大臣教通の北方
になり給ふ女二宮娟子は左大臣俊房の北方になり給
ふ此處まぎらはしき書ざまなり末の事を前にまは
してかけるにて此比は俊房も教通もいまだ左大臣
にはあらずいづれも後には大臣家に嫁し給ふと解
すべし一本よろしからんか
をとこ二宮 二は一のあやまりにて一宮親仁後冷泉を
さす下文卅四京極殿上東ノ居處の云々西對に東宮の御しつ
らひ後冷泉也はしたりこれ其證也
一院に 上東
皇后三の宮二一本 一本よし女一女二をさす
わか宮 後三條
中宮はウ二こ一本 嫄子をさす
まゐ。とや 一本よし
北政所 倫子

宿にしかけて○齋院は（一品宮おはしますにひんがしかけて一本） 一品宮は章子齋院は馨子い
づれも威子のうめる宮たち也下文ヵ四ひんがし表に
は一品きた面には院の御前齋院とおはします
いろの御ぞ 或校にびいろ
けぢなくこゑヵ三 時鳥也
九月までは 威子のおもひ也
もろともに 大鏡八後拾遺三
内より皇后宮に 後朱雀より皇后宮に也
かた〴〵に引わかれ 新古今戀四に入大鏡八にも
春宮をヵ三 良子
をさこみやは これは後三條をさす也こゝは禎子の
うみたまふ處を云故也後冷泉にはあらじ後冷泉は
嬉子のうめるにて母が別なればこゝに云べからず
女○宮をば○いさ（三本）（宮をば一本） 娟子なり一本よし宮は皇后宮をさ
す
一のみや 後冷泉也八月十七日皇太子に立給ふ百錬
抄にもいへり
大夫にはやがて春宮大夫 これまでも春宮大夫にて
ありたればやがてと云也頼宗也公卿補任に見ゆ寛[illegible]九
年四月[illegible]通也春宮大夫とあるはこれまでの東宮
（後朱雀）天子になりたまふ故に也しかるを今又後冷泉
東宮に立たまふなり
源大納言 師房
内大との 教通
道基の侍從（一本） 系圖にも通とあり
ひんがしおもてには一品○（宮とい一本） 一本よし章子也上文ヵ二
院のにしの對の云々とあるとはいさゝかたがへる
やうなれど後冷泉の東宮に立たまふにより御座所
のかはりたるなるべし
院の御前齋院 上東馨子
西○對に東宮（のの一本） 後冷泉也一本よし
一品の御ふく 章子母君の御ふくはてん時に也或校
宮の字あり
うちにと故院は 後一條は今めうへにと兼ておぼし
たれど也歌合廿二御心におぼしめしけるは東宮に
かぎりある位なりともこのころゆづりきこえて一
品宮をやがてまゐらせ奉たまはんとおぼしめす
東宮とは今上後朱雀也 世人はわかみやにそまゐらせたて
まつらせ給はんとはいかゞ わかみやとは東宮也
二ところ 後一條と後朱雀と也

大夫にはウ四　能信也上文ウ一
故皇太后のをりより　妍子也禎子の母也或枝后下
有二宮字一の下に御の字あり
びはどの　妍子の居給ひし所也鶴林オ三に一品宮びは
どのにわたらせ給ふ
閑院におはします　今の皇后宮が居給ふ也
大夫殿のうへは　大夫は能信也うへは實成女也うめ
る子なしとおもはる
別當の御むすめ　別當は公成也その女義子は能信の
北方の御めひ也されば養ひにし給ふ
二のみや　後三條
御ふくはてゝ　上文オ四一品の御ふくはてんまゝに
宮々　或色々
とのゝ一本オ五　頼通
一品の一本おはします　いづれにても
故宮こ院　威子後一條也一品宮も馨子も威子のうみ
給ふ也
とのゝ中將　頼通の子通房
内大臣殿の三位中將　教通の子信家
高松どのゝ姫君ウ五　俊子也道長公の北方高松殿のう
める姫君小一條女御也その腹の姫宮也根合オ卅五に
もみえたり
一ぽんの宮　章子
春宮に　後冷泉
こ院いそがせ給へば　後一條御在世のうちに一品宮
を東宮後朱雀に奉らんこといそぎおぼしたることゝ上文
ウ四にみえたりこゝはその御在世に思召たるにかは
らずいそぎて後冷泉に入内させ給ふよし也
君かよに　三四のつゞき未ㇾ解
寢殿のにしおもてにしオ六　上文オ四西對に東宮の御し
つらひはしたりとあり
もとの東おもて　上文オ四ひんがしおもてには一品と
あり
なかのとのこなた　東西の中也その中の戸よりは一
品宮の御かたにとする也是にて廣くなることしら
る
殿よりの一本　頼通也
うちの物はウ六　一本よしそのはこふたつかねのはこす
きはこ一本此ふたつのはこのうちにいるべきものを殿
上人につくらせて奉らせ給也

御あそび三ニ本　一本よし
春宮は十三　萬壽二年降誕楚王夢にみえたり
宮は十二　萬壽三年降誕若水にみえたり
御氣力なくして　朗詠立春柳無ニ氣力ニ條先動池有ニ波
　文ニ冰盡開
東宮は梅壺にウ七　後冷泉
一品○はむかしのまゝに　一本よろし殿上花見ウ七藤つ
　ぼの東おもては一品宮西おもては二のみやとあり
殿内大臣三オ　賴通　教通
ま○との御おや　一本よし
藤つぼをみるにつけても　後一條のことを思出す也
藤つぼに章子住給ひしも殿上花見ウ七にあり上に引
あかつきのウ七　前巻ウ二あかつきに中宮一品宮も北の
政所のおはしますたかつかさどのにいでさせ給一後條なくなり給ひし時の事也
しのびねの云々　一品宮すぐせさだまらせ給へばい
とうれしくあらんをりなれば也たゆたかにた
てさいはましとよめる歌をおもへるか後拾遺賀五
春の日に云々　東宮を春の日にたとふ古今の春の日
のひかりにあたる我なれどゝよめる春の日也　後

拾遺雑五
ま○とに二本　一本よし
なぐさむかたなら（か一本）ましと　いさゝか おだやかなら
ず
まきばしら　源氏に眞木柱の巻あり
中宮はオ八　嫄子
皇后宮　禎子
齋宮　良子
齋院　娟子
よき人も　貴人もかゝるわかれなど有てくるしき也
せいもきびしく　制度嚴重也たゞ女々しくのみはな
　しと也
いとめでたし　じ°は°くとあるべし
また内にはおはしまさずウ八　下文ウ九かくて清涼殿こ
　ほたれて云々
秋の月くまなきに　長暦二年秋也此上文に元年冬の
　ことありウ五
ながはし　長階
我くちずとも　我は長階我也
えんのまつばら

院の女房ウ九　上東
辨の命婦　殿上花見カ十二　上東門院住吉石淸水參詣の
時御供あま四人と有その中に辨命婦とありこの人
ならん
たゞの人のことゝは　上東の女房にて大內をもしれ
るよし也
きみはなほウ九　四の句未考　玉葉雜三
花ちりし（らイ本）　玉葉雜三
つく○る　いづれにても
藤壺より　一品宮章子也上文カ七にみえたり
中宮いでさせ給て　嫄子也上文カ八中宮はたゞならず
ならせ給て
女宮　祐子
內にはさき〴〵のカ十　嬉子は後冷泉をうみ禎子は女
一女二齋宮良子齋院娟子をうみ給ふいづれも御里方に
居給ふ殿上花見ウ廿五春宮後朱雀には一品宮の御はらに
ひめみや二ごころおはしませどもそれはうとくて
みたてまつらせ給ことなし
女院はつきせず　上東
故院の　後一條

よはふたゝびもとウ十　前巻きるはわびしとなげく女
房ウ四侍從內侍時の間もこひしきことのなぐさまば
世にふさたひもそむかなましを（なふたイ本）（れイ本）おほせごとめきて
云々とあり上東門院の御ごと也されば こゝに此歌
を引出ておほせられしかとゝあり
なほひとたびに云々　後一條の御おもひにむげに遁
世しはてさせ給ふよしを此御歌のふたゝびとある
をおさへて面白く書たる也
民部卿　長家
たいふの君　道家
おとなび給へるか（ミイ本）　一本わろし。か文字かさなりてい
かゞ大夫君やゝ成長したるがはかなくなれるよし
也
又姫君ふたごころ　知家の也
みこひだり殿とて大宮　尊卑分脈六長家御子左大宮　根合ウ十七
大みやの民部卿
中宮にはカ十一　嫄子
たくせん　託宣
六月廿七日　長暦三年也諸書に證あり
女院のおはします京極殿に內わたらせ給ぬウ十一　上文

廿一うちは京極殿におはしますとあるにかきなり
でいかゝ
内大殿　教通
内大殿にもくちをしき廿一　嫄君入内延引の故也
一品宮は廿一　章子也
このたびも女宮　章子　按嫄子入内長暦元年正月參
り給ひより女みや二所うみて三年九月九日うせ給
ふさてはじめてはらみて出給ふよしは二年秋にみ
えたりかくて中宮又たゞならずといふ三年の春な
るべし此事のはじめよりおしわたして考べし
うせさせ給ぬれば　嫄子
といゝうへ御かたみ廿二　嫄子を頼通あつかひきこ
えて入内も有しそのなごりなれば也
入道一品宮廿二　脩子也嫄子のことば也
かゝる御事こそ　中宮なくなり給ふ故也
しぐれする秋のみやまの　相撲集にあり　や可檢詳書斷後
二百十六　草子だに秋のみやと云故にかくつゞけたる
なり四の句未詳
内記ちはがもとに
まして人　玉葉廿四

故中宮廿二　嫄子
いかばかり　後拾遺哀傷
内大殿の御匣殿　教通の女生子上文廿一内大殿の御
くしげどの
とのはおぼしめし　頼通か心に内大臣の御前なるを
おぼす也
殿御心を　こゝの殿は教通也
内大殿のうへは　禔子也重脩系圖に禔子の條頼通室
とあるはあやまり也
このたびは　は文字いかゞ何の故に禔子のそひ奉り
たるにか御匣殿の母は公任女也されど此姫君は萬
壽年間にうせ給へば禔子のそひて入内したるもの
ならん此母君なくなり給ひし事下文廿三にもみえ
たり
京極殿に參らせたまへり廿三　此比は京極殿皇后な
れば也
殿かた時まかで　父の内大臣どのなるべし
そのまたのとし　長暦四年也即長久元年
京極殿やけぬ　扶桑略記九月十日子刻とあり百錬抄
には九日とあり（子刻よりは十日に屬すなれば十

日さいへるにて九日役なり）百練抄に十日内侍所
　云々とあれば九日の字あやまりあるにあらず
故院の　後一條
この御ときには　後一條のときときこゆされど文義
　不明了
明尊僧正　殿上花見ウ十三
山の座司　司は主歟
とのゝみかど所せくウ十三ノ　詳解
女御殿ウ十三　生子
みすひ（きニ本）はあけて　一本よし
はゝもなき子を　はゝは委任女也萬壽年間になくな
　り給ふ
七月七日　長久元年庚辰也中宮は去年長暦三年己卯
になくなり給ふさて上文に九月の一條ありこゝに
七月あり次第みだれたるなりこの七月を長久二年
　としては歌の意もいかゞ也
こ中宮　嫄子也こは故也
わかみや　祐子禖子の二所の女宮をさすか
御かへしオ十四　二所の女房より御かへし奉るか
東宮の御かた　後冷泉

一品宮　章子
あふことはたなばたつめに　後拾遺二　此歌より巻
　の名いでたり
うちのうへは云々　後朱雀也
とのゝ中納言　頼通の男道房也補任にては長久三年
　十月廿七日とあり
かくて内つくり出て。（ニ本て一本）いづれにても　長久二年按ニ
　扶桑略記ニ十二月十九日主上車駕移ニ幸新造内裡一
皇后宮この宮の　禎子のうみ給ふ後三條をさす
御ふみはじめにぞ　禎子のいまゝでは内裡に居給は
　ぬを御文はじめに事付て入内すると也
やがてとゞめたてまつらせ給へば　下文に弘徽殿に
　皇后宮とあり上文ウ一には宣耀殿麗景殿に住給ふよ
　しあれど此度はかくのごとし
藤壺には　上文オ七ふぢつぼの東面は殿の御とのゐ也
　上に此たびは祐子禖子の居給ふなるべし嫄子のう
　み給ふ姫みやたち也とのゝと頼通にかけていふ事
　は頼通あつかひきこゆる故也
おかせ給へり　のぞきおかせ給ふ也
宣耀殿に一品宮おはしまいて　章子なり上文オ十七に章

子は梅壺とあれど此たびは宣耀殿也下文ウ十五宣
耀殿とあるもこのことゝきこゆ
なしつぼには例のやうに　松の下枝ウ十一にもみえた
り
ふぢつぼにのみ　殿上花見ウ七藤つぼの東表は一品宮
とあれば藤壺はもと一品宮の住給ふ所也今宣耀殿
にすみ給ふ也
いとをかし　此上に今は宣耀殿に居給ふ故に也
入道一品宮　脩子也一條院の姫宮也今上後朱雀とは御
兄弟也扶桑略記によれば以下長久三年のこと也
東宮大夫殿の姫君　延子也麗景殿女御也殿上花見ウ五
考べし東宮大夫は頼宗也
一品宮も　脩子也主上に御對面也
みやはいでさせ給ぬ　入道一品宮也
大夫殿これもつとさぶらひ給　頼宗也上文オ七一品宮
章子入内の時の事を記して御まゐりの程三日は
との頼通おはしまいてよるは御くつをいたゞき御ふ
すま參らせ給などあはれにこまかにまこと。との御お
やなどのやうに云々とあるを考ふれば頼宗のその
やうにありしならんされば是れもとも文字をかけ

る也その上は此たび入内の延子はまことの御子な
ればゐたちあつかひ給ふうべなることなりけり
とのゝ大納言。は　いづれにても上文ウ十四に權大納
言になり給ふことみえたり道房のこと也
源大納言殿の。むこに　いづれにても師房也
殿のみやもオ十五　中宮嫄子のうみ給ひし女みやたち
をさす頼通の女なれば母方にかけて殿のみやと云
也上文ウ十四とのゝみやたちのいらせ給ふべきにて
云々とあり今こゝにてうつり給ふ故に今めかしく
も又むかしおぼえてなどもいふ也
梅壺の女御ウ十五　生子
宣耀殿　章子也上文ウ十四これは東宮の方也
麗景殿　延子也是は今上の方也
加賀左衛門いては辨　出羽辨は章子の女房左衛門は
延子の女房下文オ廿にてしらる
四月ばかり　長久三年
まことや梅壺の御方オ十六　四月のことをいひて又春
のことを云さればまことやと云也
くひなのたゝく　男どものいひよるをいふ水鶏(クヒナ)は夏
の景物也

ことわりや（也一本）　一本よし
むめつぼの御かたに　此四首新古今戀四に入
ふつかと申たるはての日やけぬ（十六ゥ）　長久三年十二月八日内裏燒亡と百練抄にも扶桑略記にものせたり
ま〇とや（こ一本）　一本よし
二條殿におはしまし丶　上文（十三ゥ）京極殿やけぬれば内大どの丶二條殿にわたらせ給ぬとありされどこれは其時のことにあらず公任卿存生中のことなり花山院の比のことなるべしよく考べし公任なくなりて十五六年になりぬべし
入道の大納言　公任
女御どの丶　諟子也公任の妹にて花山院女御
いかでかはうはのそらには（十七ゥ）　二の句に鵜を添たり四の句未考
いのりつ丶　殷湯故事か史記殷本紀みるべし
是をきゝ給て又大納言に申給ける　此下脱文有べし
十一月　上文（十六ゥ）にしはすの一日といふ詞あり
雪山　ゆきまろばし也枕冊子源氏狹衣などにもみえたり

あめつちのうけたるとしのしるし　萬葉十七（千蔭本上十三ゥ）
とよのとし
これはまづのことゞもなり　まづは昔年と云こと也
つねいへの辨　經家也公任孫也
秋のよのなかばの月　長久四年（上文に十一月とあるは長久三年下文に七月七日とあるは長久四年）四の句の意未考
こよひこそ（十八ゥ）　此歌未考
麗景殿の　延子
皇后宮　禎子
小野宮の右大將（十八ゥ）　實資也十一月二日辭右大將と補任にあり
との丶大納言　通房也十一月廿七日兼右大將と補任にあり
東宮大夫　賴宗也通房にこされたるより也此次の疏のふるまひの卷に通房なくなり給て後に賴宗大將になり給ふこととみえたり
かやうゐん　高陽院也扶桑略記帝王選關白左大臣高陽院
一の宮（十九ゥ）　中宮嫄子のうみたる女宮ふたりその一みやなるべし祐子なるべし二のみやは禖子にて齋

院也
このゝうへ　頼通の北方也中宮嬉子をあつかひきこえたるちなみにそのわすれがたみの一みや故にそひ給ふ也けり
一の宮は女院　いかなるゆゑよし有てかゝるにか
たきつせに人の心を云々　新古今雜下には後朱雀の御歌としたり
伊勢がせきいれておさす　伊勢集にある大納言の家のひえさかもとにおさはといふ所にいさをかしくつくりてありけるをみてやり水のほとりなるいはにかきつけける音羽河に瀧などおとしたりける音羽河せき入ておとす瀧つせに人の心のみえもする哉とあり拾遺雜にも入たりはし書に權中納言敦忠が西さかもとの山莊云々とあり
としかへりぬればヮ廿九　長久五年即寛德元年
制ありてきぬのかずは五　根合ヮ三十三にみえたり
加賀左衛門　上文ヮ十五宣耀殿いときかき程にて加賀左衛門いては辯などいひかはす
たもとにはいかでかへらむ　かくらんのおやまりならんされど初二の意たしかならずたもとこそでこ
重なりたるも心ゆかず
やたてなくしらせやせまし　四の句の意たしかならず
すき物のかうかうしむヮ二十（まなるもの一本ヲニ一本）　未詳かうは知ㇾ此なりしむは薫物すきは好色の意
皇后宮　禎子
むかしの皇太后宮　禎子の母を云也妍子のこと也若枝にみえたり又殿上花見ォ二にも
中宮ォ廿一　威子
此御ときは　後朱雀をさすされど當今をかく云は詞つかひわろし後人追書の語となるに心つかざるは手簡なり
とのなどに　頼通に也
故院は　後一條也（二本）
いときよげにさうおはし　一本よし
一品宮　章子
齋院　馨子
殿内の大殿ヮ廿一　頼通　教通
この内　今上をさす
この宮にも　一品宮章子也後冷泉に入内あるやうに

し給ひたるも故院をおぼすよりのこと也
その丶宮の　上文ォ十五　殿のみやも
さながらしもにおりさせ　上東に上局をゆづりてお
のれはしものつぼねに也

蛛のふるまひ

頼通公の男通房のうせたまふさき通房の北方蛛のすをみてわかれにし人はくべくもあらなくにいかにふるまふさ丶がにそこはさよまれしによる巻の名也

よの中いとさわがしう　去年十二月一條院回祿
關白どの　頼通
春より久しく　寛徳元年也長久五年
大將どの　通房也頼通の男
よの中の御こ丶ち　師説あり
ことしぞ廿に　萬壽二年にうまれ給ふ若枝の巻ォ三に
みえたり
は丶うへ　憲定女
大納言どの　師房也通房北方の父也
おほかた世にも　或校おほかたの世にも
山井大納言ウ一　道隆の男道頼也大納言になり給ふ事
見はてぬ夢ウ十二にみえたり廿五にてうせ給ふこ
ともその巻の末ォ卅にあり人にほめられ給ふこともそ
こにみえたり
その關白殿は　道隆
帥殿　伊周
權中納言　隆家
后宮　定子
ことはらに　道頼は伊周隆家定子とははらかはれる
よし也
うへォ二　通房北方也
わかれにし　此歌より巻の名をとる　後拾遺哀傷
きみくべきふるまひ云々　四の句未解
御らんじてウ二　通房北方か又は師房か下文にも師房
の事あればこ丶も師房なるべし
見わたせば　玉葉雜四
申たりける　山に誰のぼりたるにか四十九日のほど
は座主下山して有たるか今はとて登山してよみて
師房へおくりたるにや
返し大納言殿　師房
大將殿おはしまし　くりかへしてむかしのことをい
ふ也大將は通房也

うへの　通房の北方也
てならひなどせさせたまへけるを三オ　へは誤也ひと
あるべし
てすさみにオ三　新古今哀傷土御門右大臣女
東宮大夫　賴宗也この姫君とはたれをさすにか延子
なるべし賴宗の同腹の妹が師房の北方にて道房の
北方のをば也さては延子とは從弟也されど延子な
らば麗景殿女御といふべきをうたがはし考べし
大將どのゝうへ　師房の北方
大納言どのゝうへウ三　師房北方
風はやみ　歌の心たしかならず
かずならぬ身にしみて　此歌もよくきこえず
殿は日にそへて　賴通
さきうちおひて云々　通房の來給ふ時は賴通がかや
うにて有しよしを云也
參らせ給ふてはふときかせ給一本　一本よし
院にオ四　上東
一品宮　章子
萩の風になみよりかゝり云々　未考　かゝりはかゝ
るかをしきのき文字もいかゞ

三位ウ四
おきまどはせるしらぎくの　古今秋下心あてにをら
ばやをらん初霜の
すけなかの少將　資仲也資平の子
おれぬ計もとて　上文に女房のしら菊の袖に露おか
せなどしたるとあれば此君たはぶれてそのきくの
をれそこなはれぬほどに心してこゝに居むとてよ
りゐ給ふと也
つみすゝぐオ五　上文オ四九月の御念佛に云々とあるそ
の時のことなれば也きのふけふとは十四日十五日
を云拾芥抄第十三齋日月部に六齋日白八十四五黑八十四五是略頌也小月黑十三四日所謂二十八九日也とみえ簾中抄には八日十四日十
五日二十三日二十九日三十日小月は二十八九日とあり布薩と
て相向說罪也こゝには云我對說といふよし詳に飜
譯名義第四十八衆善行法篇にみえたり半月半月の
罪過を懺悔する也釋氏要覽卷下住持の條にもくは
しくみゆされはつみすゝぐとよむなり　四の句一
味の雨は法華經藥草喩品にみえたり歌によめるは
後拾遺釋敎に故土御門右大臣家の女房車みつにあ
ひのりて云々よみ人しらずわれは一味の雨にぬれ

にきとありこの右大臣は季吟抄に師房公具平親王子保安二年薨とあり

麗景殿　延子也頼宗の女

殿は御よろこび申し給をきかせ給にも　通房なくなり給ふ故に頼宗が大將になりたる也その御よろこび申給を頼通のきゝていみじうおぼす也

御にきみ　和名抄瘡類唐韻云痤 和名邇岐美 小瘡也狩谷掖齋校注廣韻無小字說文痤小腫也

榮花物語抄卷九

卅六 根合　後朱雀 寛德二年　後冷泉 永承元年至康平四年

卅七 煙後　後冷泉 康平元天喜六年八月改元年至治暦二年

卅八 松下枝　後三條 延久元年至四年治暦五年改元延久白河院延久五年

卅九 布引瀧　白河院 承保元年至永保三年

四十止 紫野　白河院 應德元年至同三年　堀河院 寛治元年至同六年

根合

此巻廿六オ 内には根合せさせ給ふ有によれり年月あささきにてみだりなればそのこゝろしてみるべし

内の御にきみの事　蜘のふるまひ五オ

たもらせ給はねは　おこたらせの誤なるべし

水などいさせ給て　下文オ四 水いたてまつればいさたへがたしとあり二公には蛭に血をすはすることあり本邦にふるく蛭かひといふこと有鷲園前田氏蛭かひの考あり事のついでなればおどろかしおく

殿より　頼通

内大との一ウ　教通

女御　生子

大將殿も　頼宗

女御のたゞならず　延子懐姙也

内大殿は后の御事をいみじく云々　此處誤字にても有にやよくきこえずいみじくといふ詞も重りてありいかゞ

たゞの人は云々オ二　平人は病人のかたはらに居に貴人はさやうにはあらでこゝにしるして有やうにまかて給ふ事なるはいかなる事にかこれは此比のならはしとみえたり禮式には有まじき也されば生子をばかく帝さゝめ給ひて遂にさゝまり給ふ也

皆いてさせ給へしと聞ゆるは　旬下文につゞけてみるべからず

皇后宮　禎子也

内大殿は女御の御ことを　中宮にせんといふことを也

二のみや二ウ　後三條也このさき十歳餘也紹運錄云長元七年降誕こゝに人にいたかれ給ふさまあるにいかに下文九ウ十二とあり

齋宮准三宮の　良子

むめつほの御事　生子

一の人云々　取替はや物語一一ウ 藏本十 右大臣殿の女御やんごとなくてさぶらひ給めれど一の人の御むすめならねは后にもえ居給はず

この御事オ三　帝の御心に生子を后に立ざることを也

御とのこもり御いのりせさせ給に　誤脱有べし

開快　下文オ九 山の座主とあり天台座主記を考ふるに天喜元年宣命とあれば此時座主にはあらず下文に山の座主とあるは後の宮を前にめぐらしてかける也

あしかるべき云々　誤字有にや
さるは御心さし有ておはしまし　梅壺に對して帝が
　也
覺えおはします　梅壺の御寵愛おはしましたる也
春宮わたらせ給ゥ三　後冷泉
二の宮思ひへたてす　御兄弟なれど異腹なれば也
時なりぬとォ四　御讓位の式あるべし
えたこかせ　おはうの誤
御はかしのはこ　三種神器の一
水いたてまつれば　上文ォ一水などいさせ
こと人に讓きこえ　御子にゆづり給ふ故にかくいふ
　也
齋宮　良子
二のみや　後三條
故院と女院も　とはもの誤り故院は後一條をさすみ
かどの御心にむかし後一條の御ゆづりをわかうけ
し時したくにてはよからぬことなどをいひちら
したるよしをおぼしいでゝ今日の事をうしろめた
くおぼす也故院後一條とわれ後朱雀とはおなじ上東門
院の御はらにて御兄の關白どのも上東門院とは一
つ御腹の御兄弟なればわがどちはすべていづれも
くく御中のあしきことはなきにすゑくくはそのよ
しをたとらずしてかまびすしくいふと也
これは御はらも　後冷泉の母は嬉子也女一のみや女
二のみやと後三條との母は禎子也
御うしろみも　いづれも道長公女のうみたる御子な
れはさまで御うしろみはかはるまじくおもはるゝ
　也いかに
命なかくて　源氏桐壺の巻にいのちなかさのいとつ
らうたもう給へしらるゝに松のおもはんことだに
はづかしう更衣のなくなりたるを母うへのなげく詞也
幾(今一本)かねとォ五　一本よし
大將殿も女御の　賴宗の女延子
いまのうち　當今也後冷泉也
院の御事の　後朱雀
讓まうさせ給(は一本)いましゥ五　一本よし
齋宮齋院　良子娟子
またもえみたてまつらせ給はず　後朱雀か又も對面
　し給はずうせ給ふをいふ也
かゝることのおはしましけるも　いさゝか心ゆかず

皇后宮には　禎子
ゆるさぬにものおほしたれと　後朱雀の限りさまを
　開給ひて入内せましさあれさみかごゆるし給はぬ
　こと上文オ二にあり
おほからむ物をさたゝ云々　いさゝか心ゆかず誤字
　にても有にや
梅つほ　生子
いつこともなくかへり云々　うすいろの御衣のなみ
　だにて色かかへりたる也
ほさて御覽　涙にぬれたるまゝを帝に御目にかけた
　けれど今はさはなしかたしと也
いつかたに　生子がなみだ也后にたゝぬなみだかわ
　かれ奉りしかなしみか草子地より云也
殿はひたふるに　教通也
はつかしうも　生子か也
又夏にうへの御つほねにのみ
　晩待星オ十八梅つぼの女御はうへにのみものせさせ
　給てこなたにのみおはします
ひさてさのあるましかりけるをはウ六　未考
さのゝかくおほしウ六　上よりのつゞきにてみれば教
　通をさす也
麗景殿女御オ七　延子
女宮をそうみ　正子
もんいるほさ　或枝此下に車どものきほひ入ほどい
　とおそろしさとあり
吉につきて（けー本）　未解
まさみちの中將ウ七　雅通
故ちしの大納言　源重光
ことしそ廿一に　當今後冷泉也萬壽二年にうまれ給
　ふ楚王夢オ一にみえたりことし永承元年にて二十一
　年也
一品宮　章子也萬壽三年にうまれことし永承元年に
　て廿年也若水の巻にてうまれ給ふ
ならひ人（さふらふ一本）ゐきの見こ　未考
さばりあけ　さまぐの悦オ七にもみえたり
京極殿におはしますオ八　皇居年表（内裏）天皇在京極院さ
　あるはこゝによれるなり
寢殿を南殿にて　何かりにしかし給ふ也
みかさみさころ　後一條　後朱雀　後冷泉
后みさころ　彰子（上東門なり）　妍子威子

又も一品宮　章子也母は威子也されば猶此京極殿より也

四條中納言　定頼也公任の子也

日をまつほど　いま〳〵しき詞にてぞ

いと哀に　句かなしかりけれど云詞を含てみるべし

まつかくへきことを云々　これは此下にのせたることをいはんとてかくいふ也まことやと云におなじ

皇后宮　禎子

あはれきみ　新古今哀傷

おもひやれおなしけふりにましりなて（く一本）　一本よろし

さもおもはれず　新古今哀傷

その三月　後朱雀崩御のとしの也

はかなさよ（九ォ）　後拾雜一

その四月（九ォ）　おなし

齋院に　娟子

こぞのけふ　寛徳元年をさす

みつ（つみ一本）しあふひのかけまくもをし（かな一本）　一本よしともおもはれず猶誤にても有にや下句解かねたり

かけまくは　上の句言の葉にかけむはかしこけれど久しかれとこそいのりしかと也

山の座主明快　上文（三ォ）

くものうへに云々（九ゥ）　下句解かねたり　後拾雜三

いくよと（を一本）いふに月をみつ（ろ一本）らん　一本にても聞かねたり

みすなともいとおそろし

皇后宮　禎子

閑院に皇宮ひとゝころに　春宮（後三條）は皇后宮うみ給ふ故に也皇后宮の后の字落たるにや或校后の字あり

齋宮齋院もおりさせ給へり　ちゝみかどなくなり給ふ故に

十七十五に

わさとのおとな（十ォ）　十七十五のことなれはまことの成人にもあらすわざともてつけおとなとして取扱へばいとうつくしくさゝやかなる御姿なりとぞ

いてめてたくおはしますとぞ（こ一本）　いづれにても

梅壺の女御殿　生子

内大臣　敎通

いつこの人には　かにかよふの也罪障消滅の御つとめもふえう也と也容貌の端正なるはつみとがのな

きしるしなれば也
院はことしぞ十ォ　後朱雀をさす
御くらゐ十年ぞ　長元九年丙子より寛徳二年乙酉まで十年也
白河院に　扶桑略記廿九寛徳二年閏五月十五日甲戌上東門院遷御白川院とあり
たてまつらせ。一本よし
うしとては　新古今哀傷　上東ははやく出家の御身にてふたゝひ出家し給ふしかるにわれはうきことにあひてふるさとにかへるうらうへになるを歌のたもふきこしたり
よもすがら十一ォ　四の句友來ると也
けふとても　四の句そみはおもひひそむを糸を染にいひよせたりそみそむと活く
殿もりの侍從
大膳大夫のりなか　範永
いにしへを　後拾雜一
いさ〳〵あはれに十一ウ　いづれにても
又のとしの四月　永承元年のことかとおもへどこゝは誤字にて又のとしはそのとしの誤也さては寛徳二年四月のこと也ふりかへりてそのとしのはじめつかたの事をいへる例ちかくは下文十七ウそのとしの春小野宮の右大殿うせ給ひにけりとあり永承元年八月までの事をいひて又春の事をいへる也けり又おもふに又のとしは永承二年のことにてこゝは上東門院白河へうつり給ひて神無月紅葉の事をいひその又としの四月花のちりはてたることをいひて春秋ををかしくくらし給ふことをいひ終りさて又立かへりて寛徳二年十二月京極よりみかど官のつかさへわたり給ふことをいへるにも有べしさやうにみる時は下文十二ウつれ〳〵のまゝには花紅葉につけてもおかしき事おほかりとあるにて一段を結たるにて下文十二ウうちは京極殿云々と云より寛徳二年に立かへるとみるべき也みん人心にまかすべしおのれは後説のかたまさりさまにみづからおもひさだめぬ
をしまれしこずゑの　玉葉雜四　上東の御歌也二の何に子を兼ね四の句に身を添たり
山さと　白河をさす
但馬守たかふさ

美濃守もとさた
近江守のりすけ
みかとみさてろの御おや十二オ
うへこの內は　うへは上東をさすこの內は當今をさす後冷泉也後冷泉よりいへば父方にて御祖母也母方にて御伯母也このは今ののあやまり歟
御このちやうにて　今上の御心にては上東を母とおぼす也實母の嬉子もいまさねば也
御みづからは　上東の御心にては也
京極殿よりかたふたかりければ官のつかさにしはすに　扶桑略記寬德二年十二月十六日のことゝすさて天子京極殿に居給ひていづくへゆかんとてかたのふたかりて官のつかさにわたらせ給ふにかおぼつかなし考べきこと也百練も略記とおなじ
雪のふりたる　京極殿のけしき也
しつのをは　四の句みかどの京極殿に還幸し給へと也
あかねさす十三オ　未明に起不出してさ後悔也
いろはまかひぬべき　此處未考
年かへりて　永承元年

官のつかさにいでさせ給ぬ　みかどは去年十二月官のつかさにわたり一品宮章子は此春になりて京極よりこゝにいで給ふ也いでさせ給ふと云こと未詳
年かへりても猶官のつかさに居させ給ふといふことゝきこゆいては居の字の誤か
殿上のそはよりおりのほりなり一本
心のゆるひなきみち。十三ウ一本　一本よし
故式部卿のみや　敦平
則理の女のはらにものし給ける　敬子也　紹運錄には三條帝の皇女嘉子とありつたへのことなる也
齋院に一本○二のみやの　禖子といふ也後朱雀皇女也敦康親王女嫄子のうみ給ふ也賴通公此嫄子を養ひあつかひ給ふ故殿のといへる也一本よし朝綠の卷にみえたり二のみやとは祐子といふ姉君あれば也下文廿一オとのゝ宮は女房色々を云々とある祐子をさすみやのの文字衍文か續世繼卷一菊宴永承元年やよひのころいつきたちをおの〳〵さためさせ給ふとあり
大かたには四宮におはします　禎子の御腹に女一齋宮良子女二齋院娟子又嫄子の御腹に女三祐子女四禖子とうま

れ給ひし也こゝはとの〻御かたにての二の宮と云
意なればかやうに云也
されど三宮をもたかくらとの〻一宮　隆子（頼通北方號高倉殿と系圖にあり具平の御子也）頼通の室也此處文義未詳しひていはゝ一宮の下にと云と云詞を加へてみるべし三人はきこえさせすを三の宮とはきこえさせすと改むべき歟
一品宮はきさきに　扶桑略記にも續世繼の妄にも永承元年七月十日とあり本書にては二年也
内の大殿のなか姫君　眞子
こひめきみときこえ　歡子也今上の女御に出す也こは小の意か小君などの小也下文廿八ォ右の大殿のきみ女御代云々とあるこれなり
うへの御かたにおはします　うへは母君とおもはるれど此母は公任女にてはやくなり給ふこゝにうへとさすもの未詳
三月つこもりの日官のつかさやけぬ云々　略記にも百練にも二月のとどす
内大殿の二條殿に　官のつかさやけたるによりみかどこゝにゆき給ふ也略記には永承元年四月のことゝす百練もおなじ

一品は鷹司との〻うへ　今までは天子とおなじく宮のつかさに居給ひたれど火のさわぎにて帝は二條どのへ一品宮はこゝへ也
この系に　近衛
のりふさ　きるはわびしとなげく女房一（ヵ）に後一條院の御乳母子をならへたる中に此名ありその人なるべし（重尚系圖勸修寺惠房）
おはしますに（ナシ一本）　一本よし今上は二條殿に一品宮はこゝにうつり給ふ也但下文へのつゞきおたやかならず
おそろしさもおもひしつめて
東宮におはしまいし　今上の東宮にて居給ひし此こゝに也
なくさまぬ　なくさむと也（本獻取はさる事ながら）
二條殿へ（十四ヵ）　一品宮が也
人々あたり　受領などに御支度のことをそれ〳〵にあておこなはせ給ふ也下文（卅四ォ）にも
おほしめしはしむる　今上の御心に立后の事を也
このみやには（十五ォ）　一品宮の御身にとりては中宮にならせ給ふは當然なれば也

京極にわたらせ給て　天子か也皇居年表に于時御京極院とあることならん又おもふにこゝにわたらせ給ふと云は一品宮よの中こゝろにわづらひ給ひて三位の里ちかく出給ひたるがおこたりさまになり給ふにより中宮の宣旨くだるにより京極殿にわたらせ給ひてその儀式有し也と解べきか但し天子も京極殿に居給ふ事もとよりにて皇居年表のさす所は天子也去年かたふたがりたるがいまはふたがらぬ故に又こゝに還幸有しならん

おものやどり進物所　拾芥抄巻中宮城部に進物所御厨子所此二處ならべあげたり

院のおはしましゝにも　上東也上文十ゥ京極殿をば一品宮にたてまつらせとある如くこれまでは女院のおはしましたる所なれば也

源氏の三條みや　三條のみやといふは葵上の母君也行幸巻湖月本九ォ三條の宮に御とぶらひがてらわたり給とありその巻の中に宮なくなり給ふされどこゝにある處は源氏物語のいづれの所にあたるにか考べしさてうちのおほとのゝ姫君しかぐゝといふ處よくよめず誤字にても有にや黒川眞頼云とみゝちは宮滿也姫君は雲井鴈也といへりさも有べし大將は夕霧也内のおほとのはむかしの頭中將後に致仕のおとゝといふその事也

おほつかならぬに十五ゥ　なからぬとあるべし

殿内のおほい殿　頼通　教通

御いし　倚子也下文二十三ゥ寛子三后の式あり併みるべし

かたほにものし十六ォ　容貌のよからぬ也

居たけたかにみすくるにて　或校かみすくる

はいらい　拜禮也

殿の上みや

すちやりくちおき云々十六ゥ　御裳着一ゥ

よしもと十七ォ　良基隆家の孫也

ものなどいひて　句

殿内大殿　頼通　教通。上文にもあり

參らせ給ふは　句或校は文字なし

八月十七日

のりくに　範國

かねてより　未考

そのとしの春十七ゥ　寛徳三年即永承元年こゝはふりかへ

りて此としの春のことを云也

小野宮の右大殿 實資

大宮の民部卿 長家 按尊卑分脈六長家號大宮又三條

たまのをの 新古今哀傷

かくて八月にはうちに參らせ給ぬ 上文廿七オ 八月十七日内へいらせ給とあり一品宮の御參りのことか上と下とおなじこと重りてきこゆ上文は衍かもしは新造の内裏に今上の遷幸の事かさらば誤寫あるべし百練抄永承元年十月八日自二條第遷幸新造内裏とあることのことか扶桑略記にもおなじ趣にみえたり

内大臣廿八オ 敎通也

大將殿 頼宗也

右の大殿のきみ 敎通の女歡子也上文十三ウ こひめぎみときこえさするそとあるこれ也

正月なと 永承二年

白河殿には 上東

わづらひ十八ウ 病氣づく也

なくなり はかなくなるをいふ

右大との丶姫君 敎通公女歡子

京極といなれば 上文かくて八月云々と云處に引出しおきたる百練扶桑などにある新造内裡に帝の移りたまふことは本書にはなくて猶京極殿を天子の御座とするにか

をとこ繪 下文三十四ウ 男繪女繪とかきたる

まとや十九オ まことやとありたるこ文字の落たるにや或校あり

霜月の九日也 扶桑略記百練抄みな永承四年とあり八雲御抄同じ本巻上文十八オ 正月は永承二年なりされば二年半ばかりのことはかげになりて四年の十一月とすべき也

また女御殿も參らせ給はざりしに 女御歡子入内已前といふことか入内は永承二年也歌合は永承四年也扶桑略記に證ありこ丶に入内已前といふはつたへの異なる也扨こ丶にまことやにやといふはさきにいふべきをおくれたるに用る詞にて入内の事を上にいへる故に此詞を用たる也けり

もゐもと 師基

さうとは 以下二葉ほど解かねたり或校さうし本ノマトとも

かうそめの二十オ 此下に或校うすものにもみなをすかしものこしなどいみじうをかしからざぬにもも

みちをわけていづる月おぼろ〳〵しうをかし大井川となせの瀧などしたる人もあり歌はみなかきと〻めずふたいうちしきなどのありさまもさき〳〵のおなじ事のやうなればなんたゞ有ことをすこしづ〻かきつけたる也高陽院殿の歌合にこまかなればおなじ事の樣なれば又鳥合とてすはまをつくりて鳥をつくりあはせたるかたいとをかしさま〴〵にをかしきことおほかる御時也御あそびをこのませ給ひ花合菊の宴などをかしきことをこのませ給てさかりの御世なり無量壽院に關白殿の御堂たてさせ給へれば供養に女院たかつかさ殿のうへわたらせ給一宮殿のうへくし奉らせ給てわたらせ給ひ中宮もいでさせたまふ內よりやがてひるいでさせ給さき〳〵ふりにし事なれどなほめでたきことになんかはさくらみなおり物なるが裏うちたるむつばかり御裳からきぬたてまつりておはします

心のゆきてなどいふかたを廿ウ　古今賀山高み雲井にみゆるさくら花こ〻ろのゆきてをらぬ日そなき

又しつかひの〈ら一本〉

花のか〻みとなる水はとて　新後拾遺春下　藤原實方朝臣

〳〵るとあくとみてもめかれず池水の花のか〻みの春のおもかけ〈か一本〉

いとを〇し　一本よし

かねをいけに　或校か〻み

との〻宮は廿一オ　嫄子のうみ給ふ祐子をさす上文〈十三ウ〉齋院に〇一のみや〈の一本〉と云處にくはしくいふ下文ひめ宮のおまへとあるこのこと也

見つ〻にほはして　或校みつつ〻

みやのうへ　敦康親王の北方にてこの姬宮の母方の祖母也下文式部卿宮の上これ也

との〻うへ　賴通の北方

みところ　祐子と式部卿の宮の上と賴通北方と三所也

いふかひなく〈た一本〉　一本よし

式部卿宮のうへ　敦康親王の北方也敦康は式部卿にてありたる故にしか云也敦康は寬仁二年薨じたれば今は北方入道し給ひし也

女院中宮たかつかさ殿　上東　一品宮章子　倫子

ふた所な〇らふるにそにきすて〈か一本〉　一本わろしならふ也

ふた所と云詞次下にも有てうるさし

ふた所あるに　上東と倫子と也
北政所は　倫子をさす
御そはさむくや　倫子の詞也
わすれたてまつらせ　一品宮の御詞に倫子のおいほ
けもし給はぬよしを也
内の大殿の三姬君　賴宗の第三女昭子也松下枝十一ウ
故右大殿の女御は承香殿と有これは後三條女御也
いつ此まゐりありたるか考べし
關白殿にひめ君　賴通女寛子
うへにつゝみ云々　内々にきこえたるを帝さのみし
のびかくさずともとの給へばと也
内に參らせ給ふ　永承五年十二月と扶桑略記にあり
續世繼きくの宴おなじ
内やけにしかは　皇居年表にこのことみえず上文八十ウ
京極どのなればと云處にいふごとく過しとし回
燒後内裡修造有てその内裏にうつり給ふといふこ
とも本書には見えぬやうなるに今かくあれは此已
前に内裏にうつり給ふことしるし
京極殿になほ　なほと云ことと心ゆかず京極殿を此度
も又皇居にし給ふよしかなほとありて外にうつる

へきを云々のことによりて猶こゝにあると云やう
な語氣にはあらずや
故藤民部卿廿二ウ　長家也賴通の弟也このさきは存生也物語かくさきはなくなられたればふとあやまりたる者也されは下文廿四オには藤民部卿とのみあり
さねもとの中將　實基也道長公北方高松殿の甥也
源民部卿　道方也道長公北方倫子の從弟也
信濃守の女なと　賴通の勢ひの有をみせんとて此三
人のものどもの子も此姬君にみやつかへするよし
也系圖には信濃守と女と共になし
はゝうへ　祇子也賴通の北方
三條殿　敦平親王女
二月に　永承六年也扶桑も續世繼もおなじ
中宮二十三オ　章子也皇后宮にならぬは賴通への斟酌な
るべし
三條殿をば　僞てしか云也
故中務宮ミ二本具平
さふらふにこそ　一本よし
あまうへ　倫子をさす賴通の母也
さるものにくみ　未考　大抵の意あま君有體にしら
ば物ねたみして寛子入内すればとて母祇子の同道

にはおよぶまじきよしをいふならんされば具平の
孫娘を介錯にそへて入内さするよし披露したる也
因幡守　頼成也
東三條殿に　頼通の領か何故にこゝに出て寛子の后
に給ふにかその故詳ならず
殿の二十三ウ　頼通
めでたき。かぎりなし第一本　一本よし
いしのおまし　上文十五ウに一品宮の中宮になり給ふ
式あり併考へし
宮にも參り給へりし内侍のすけ　上文十五ウにみえた
り一品宮に參りたるよし也
かたり給　これはたれにたれか
ほどもなくまゐらせ給ぬ廿四オ　東三條にて立后の式
ありてやがて入内するにや
隆國の大納言　俊賢の男
經任の中納言　懷平の男
祐宗第二本の頭辨　系圖には祐宗と云はなし長家の男に祐
家と云あり本文三十九オ一本　いはまよりなかるゝと云歌
の作者を二位中將祐家とありされど永承六年の比
には年十五六なり頭辨にはいかゝ別人か可考或校

經宗
いまひとり　は源民部卿道方　重信の男也上文廿二ウに
みえたり今一人と云は大進ときこゆれと民部卿に
て大進をつとめんといかゞこゝに誤脱有べき也
藤民部卿　上文廿二ウに故字あるはわろし
さたちかの右大辨
つねみち　經通は懷平の男也
せんしも云々つねなかの源中納言の御いもうと　經
長也經仲にはあらず經仲は藤原也經長は源氏也　上文に二十二ウ　源民部
卿道方なりの子の信濃守の女とありこゝにいもうとゝ
あるはいかゝ孫女也
おとなひでうしん　有心也心のしやんとしてをる人
也
中宮二十四オ　章子
殿此御方　殿は頼通也此御方とは章子也
右大とのそ　教通也歡子后に立給はぬ故に也下文廿五
オをみれば懷妊にて女御ゝ内をまかられたる也こ
ゝにては立后のことにより里にすべしたるやうに
のみきこゆいかゞ
おほしたらさせ　たらさせはたえさせ歟絶の字の意

にて敎通の意に天子のこの女御を后にたつことは
おぼしたえさせ給ふよしをくちをしくおほす也但し
春宮には（給ひは給ふこあるべし）ォ廿五　後三條也こゝにいふことゝことし有し
ここにはあらず
左兵衛督　公成
東宮大夫　能信也寛德二年兼春宮大夫
御かたちの名たかくものせさせ給女宮　系圖に皇女
早世 母能信女とありこれならんいづれにもこゝは後
より追書したるなり
いで（こ一本）おはしましたる（り一本）　一本よし
まことや　一本よし
右の大とのゝ女御との　敎通の女
まだ皇后宮もまゐらせ　寛子也
中宮大夫の三條に　長家也腹かはりの兄弟也何の故
に三條に出給ふにか
とのもみなそこに　こゝに云殿とは敎通ときこゆ
むめつほの女御　生子也これは後朱雀の女御也後朱
雀なくなりてより内を出られて父敎通のもとに居
られたるに今殿も歡子も三條に居給へはひとりな
かむるとよめる也われは大内よりこゝにかへり又
家の内の人はよそにすみてこゝは今ふるさとゝな
れる所にわが身は居て也
ゆきかへり　新拾秋上
わかきみはゥ廿五　後冷泉御子也歡子のうむ也
内にも殿にも　御冷泉も敎通も
とのゝうへ　賴通北方具平女
前宮（一本）　一本よし嫥子也具平女也
右大殿に　敎通也
梅壺の女御殿も　生子也後朱雀のとき中宮にならす
ことわりにいとほしきことも　今上のしかおほすな
り
准三宮　歡子にたまはる也布引瀧ォ四　皇太后とある處
可考
根合ォ廿六　こゝより此卷の名をとる八雲御抄に永承六
年根合内大臣賴宗とあり　後拾遺に　永承六年五月殿上の
根合とあり群書類從二百二十六に後冷泉院根合一
卷ありこゝと小異同あり
左頭すけ。（一本）の頭中將ォ廿六　一本よし
右頭四條中納言　定賴

つねいへのへん　經家也へんは辨也
すはまのかきねをたづねつゝ　誤字あるかなかき
根をたづねつゝにはあらずやたゞし下の句にもつ
ゝと云詞ありうるさし猶考べし
またしらぬ戀路に　沼を云戀にあらず假借字也
花そ江（一本く）　華足歟
中宮　章子
皇后宮　寛子。
うるはしくこそさら　或校そをことあり
つくま江の（一本ナシ）廿六ウ　後拾夏
昌蒲のあふち　一本よし小本にも蒲とあり
藤。資仲（一本原）オ廿七　いづれにても
三番左勝（一本持）　おのれは勝の方よろしとおもふ
藤。惟綱（一本原）（隆資歌）　いづれにてもこゝに隆資歌とあるはい
かなることぞ可攷
さみだれに目はくれぬべし　後拾夏に入
藤。國成朝臣（一本原）ウ廿七　いづれにても
うらみわひ　後拾遺戀
たくひのかみオ廿八。　群書類從二百廿六後冷泉根合に
はたくひのかけとありこれよし

皇后宮の御せうとのわかきみ　寛子の弟師實也公卿
補任には天喜元年四月十二にて元服と有さては本
書も天喜元年のことゝすべしさて永承七年はかけ
たり
三條殿　祇子也賴通北方上文廿三ウはゝうへは三條殿
とぞ聞えさするとあるこれ也扶桑略記に天喜元年
の事としたり
なやみわたらせ給けるぞ　給けるけもなきにぞとあ
るべき歟
皇后宮廿八ウ　寛子也三條殿は母なれば也
この比は内は冷泉院にぞ　皇居年表永承七年壬辰天喜
元年癸巳天皇在冷泉院
宮いらせ給ぬ　寛子
七月ふたつあるとし　皇和通暦天喜元年七月閏あ
り
御。法御讀經（一本修）　一本よし
左大臣オ廿九　高明
いはかみ　先師語林類葉におほくあつめおかれたり
されとしかとこれぞといひかたし可考
かやうの御有さまはいかてよりつきまゐらせんとお

もへと　かやうの御有さまとは天子などの御身には
と云こと鬼死靈などはよりつくまじくおもへどし
からずよくつくことのあるものとみえて今はなれ
て御本復なりと也

中宮　章子

皇后宮　寛子

まとのおとゝやまウ廿九　或校まことの

女御殿　○歓子

にしきをひけるウ廿九　ひはし○のあやまりか

たかつかさとのウ廿九　倫子　扶桑略記に天喜元年六
月十一日とあり系圖おなじ

臨時祭にき二本　いづれにても

ついたちの有樣　考勘には天喜元年歟とあれど扶桑
略記に天喜二年としたり百練もおなじ考勘のかぞ
へたがひなりこれより前も考勘は一年つゝあやま
る本文にしかとしたることあらば他書によらず本
書にて年暦をさだめんこといふもさらなりいづれ
にしてもきこえんさきには證左ある方にて解すべ
きこと也

正月八日又やけぬオ卅　扶桑略記賀陽院燒亡移幸冷泉
院とあり百練抄にものせたり高陽院にわたらせ給
ひし事上文にオ廿九七月廿日とあり

中宮　章子

皇后宮は　寛子

承香殿と　これは冷泉院中のことにか中宮はうへの
御局にと有にてこれは天子とおなじくすませ給ふ
なるべし

かくたびに　旅也高陽院冷泉院その前には京極殿な
どこゝとさだまらず皇居となし給ふ故に

あさましこと　あさましき事と○き文字有たし

四條宮にわたらせ給　扶桑略記二月十六日庚戌車駕
遷行關白左大臣四條宮第とあり　百練もおなじこゝに三月とあり六たへの異な
るなり　續世繼卷一　きくの宴　關白殿の御むすめ女御に參り
給ふ四條宮と申し御事なり　寛子入内のことをしるしたるなりさては四條宮と云は關白
の御領にて別莊にてそこに三十ノ後日住給ふ故に四條宮と寛子のことを云ならん今其場處が皇居になりたる也

すまいき二本　相撲

涼清殿　一本よしさてこゝを清涼殿に比していふな
り

御まへにつゝみかきてオ卅

月日山

京極殿　扶桑には上東門院とありおなし百練には京極殿とあり

民部卿　長家也上文廿五オに歡子の懷妊し給ふにより中宮大夫（長家）なりの三條に出給ふ事有その所也

女院もおはしますにわたらせ給ぬ　一わたりよみては女院の居給ふ三條にうつり給ふときこゆるなり又按上東門院も共に三條にうつり給ふ事にやさてはおはしますにとありてはきこえず女院もともにわたらせ給ふとあるべきかされど上東は白河よりかへりては四條なる美作守の家に住給ふよし上文八十ウにあれば京極殿には居給はぬならん扶桑略記には母儀仙院御在所也と三條第のことをいへり母儀とはたれをさし申すにか後冷泉（當今なり）の母は嬉子にて今は世に居給はぬをいかゝ可考（百練には母儀云々のことなし）

權大夫の大炊の御門に　權大夫は經輔也（隆家の子）公卿補任經輔（中宮權大夫）とあり

殿に　賴通也

一條院に冷泉院うつし　扶桑略記によれば十二月八日三條第にうつり給ひ又廿八日に四條宮第にうつり給ふとありさては八日の火もおほくはやけず修復してもとにかへり給ふなるべし（百練も扶桑もさたなし）こゝにある事は天喜三年の事也扶桑百練みなおなじ皇居年表も百練によられたり年表に六月十日毀冷泉院運其材造一條院（百）とあり

さわたり廿一オ　誤字なるべし同じ月廿七日とあるもいかゝ脫文あるべし扶桑略記（天喜四年二月二十二日）主上遷幸一條院とあり（百練になし）いづれにもこゝにて一條院にうつり給ふ也或校（宮一本）さを御とあり

ひんかしには皇后。一本よし寛子也

中宮　章子

女御殿　歡子

御心いのり　心の字衍文

殿の少將　師實

このはまして三條殿のやうに　殿は賴通也三條は祇子にて師實の母也上文廿八オになくなり給ふよしみえたり源氏物語に榊の院桐壺御息所なくなりたる後に源氏の君元服し給ひし時御息所の事をしのはるゝ事桐壺の巻にみえたりおなじ心ばへにこそやうにはかやう（ら一本）にの誤脫歟

おほしめさる。むかし　一本よし

いかなりしにか　頼通の事なるべし
内の御心云々　こゝはひろく今上をほめ奉る也
辨のめのと卅一ウ　此めのとをかしき女にてみかどを
よくならはし奉りたりと也
又一條院やけにしかば　上文卅一オとわたりとある處
にいへることと引合てみるべし　扶桑略記康平二年正月八日一
條院燒亡幸移上東門院室町第とあり百練抄になし こゝに疑
しきは天喜二年にも正月八日高陽院燒亡したり今
又正月八日なりつたへにあやまりにてもあるに
や
内定に　或棱内のとあり
内つくらせ給へれと卅一ウ　誤字有にや或棱内は
このころ殿の少將殿は　天喜四年師實權中納言正三
位左中將也公補任このころと云詞泛くかゝればかな
らず康平二年のことにあらず康平二年には年十八
權大納言從二位なり公補任
をさこ君　覺實
殿きこしめしも卅二　頼通
わかきみなども　うまれ給ふわかみやをもやがて見
給ふと也頼通悅のあまりに也

まろこそや二本　一本よし
右大殿はつひに　教通也此處の事上文二十五ウにみえた
り
との丶齋宮　娟子也とのは頼通也上文二十五ウとの丶う
への御はらからの齋宮とあるこれ也
うへは　祇子也頼通北方也娟子は祇子の兄弟也
東宮に　後三條
齋院　馨子也後一條の姬宮也
内大との　頼宗
故院　後一條也
春宮大夫云々　能信の養女義子也此事上文二十五オ左兵
衞督の姬君東宮の大夫殿の御子にしたて云々とあ
るこれ也滋野井女御といふは實父公成を滋野井兵
衞督といへば也殿上花見八ウにみえたり
をさこみこ　白河院也
おはしましなれ三十二ウすま本　なれは馴なり一本わろし
小一條院の左大との丶云々　顯光の女にうまれ給ふ
ひめみやが寬子につかへることをいふ也
いまの人は宮つかへ　伊周公の遺言にも此事あり初
花の卷寬弘七年にみえたり又つぼみ花の卷長和二

年にも似たることあり
女院にさふらひ三十三オ　上東門院につかへし也
女房梅ともに　誤字か
くつすりありく
四條大納言の云々　これは下文につゞけて解すべし
公任也公任の女教通の妻にて其腹に生子うまれた
るなり煙後二ウ梅壺女御殿はいとたふとくおこなひ
てをはします
人おもへり　りはるなるべし
梅壺の女御　生子也世をそむかんの御心有しこと上
文六ウ七オにくはし
たゞの人たにま○とに（一本こ）卅三ウ　一本よし
心を見ん（一本え）　一本よし
殿の大納言　師實上文卅一ウ中納言中將とあり公卿補
任に天喜五年權大納言とあり
皇○宮の女房云々（一本后）　一本よし師實のあねなれば也
制ありて　晩待星十九ウ
ひさ〳〵あたり卅四オ　上文十四ウ
女院のおなじ事を三十四ウ　上東也いさゝか心ゆかず誤
字にても有にや大抵は中宮の御事は上東のうしろ

み給ふと也
御かた〴〵參らせ　寛子歎子など參内ありても嫉妬
の御意なしと也
まつと　第一と也
この御方の御中　童子をさす一本よし
皇后宮　寛子
とのおほしめさん　頼通のおもふ所あればみかども
寛子をおろかにはおぼすまじきを御本性もよけれ
はいとめでたしと也
かた〴〵に御心のいとま　みかどのかた〴〵に對し
ての事かとおもへとしからず御方々もたがひに掛
酌有てやすき御心のなきをいふされど表にはめや
すくなたらかにもてなし給ふと也下文にもかくか
たゞ〳〵に心やましきとあるも御方々の意也
のぼらせ給へと　みかどよりのぼれと也中宮や皇后
宮や女御やいづれもいやしからぬ御方々故にあが
めてらせと云也
とみにものぼらせ給はす　みかどよりめし有ても御
方々もとみにのぼらぬとなり煙後五ウ女御殿さとに
ひさしくおはしますを參らせ給へとつねにあれと

とみにもいらせ給はてとあるをみればこゝにもの
ほらせ給へとあれどとあるへきか
おぼしめしたらせ給　たらせは足也十分に了簡のあるといふ也御方々の行わたりて有をいふ也或校たゝせ
右の大いとのゝ大納言　教通の男信家也
たかまつとのゝ　曉待星ゥ五内大臣殿の三位中將信家いまは中納言にてものせさせ給小一條院の高松どのゝ姫君にそむことりきこえさせ給へるとあり
山の井大納言ゥ卅五　何故にか
とのゝ御ゆくへ　信家のしのびありきしても嫉妬をせぬ也
さりとて　信家の心を云
よるなどとまらせ給　給はたまひ也よるなどとまりて心のとかにはしたまはずと也
源大納言ォ卅六　師房也具平の子也こゝは右大臣教通の師房の女を養女にしたる也よくせずはまがひぬべし再按系圖にこの姫君を教通養女とあるによりてかやうに解したりされば本文にてはしかとさもみえずたゝちに父の大納言のこの姫君幼少よりしか〳〵と解してよからんか考勘には教通養女とはなし
し奉らせ給て　子にし奉らせ　とあるべき也子の字落たるならん再按上文に云やうに教通の養女にしたるにはあらずとみるときはこゝの句子の字の落たるにはあらずたゞ誤寫と云べき也よく考べし
春宮に　後三條也
齋院　馨子也
東宮大夫殿の女御　義子也能信の養女
とのゝ大納言　師實
高松には異本ゥ卅六　一本よし上文四月とあれば賀茂祭也
清少納言かいひたるやうに
その又のとし云々　公卿補任にては康平三年七月十二日任とあり
殿太政大臣ォ卅七　公卿補任にては康平四年十二月任とあり
右大殿左に　教通公卿補任にては康平三年七月と有
内大との右に　頼宗公卿補任にては康平三年七月とあり
又五節　上文ゥ卅三　殿の大納言五節いたさせ給とあ

りされば こゝに又と云也
りんたむ りう歟
殿の御有様 頼通をさすされど此處なるは師實をさ
すかともおもはる考べし
いとのとやかにはへかし むつかし歟
榮花のかみの巻には
との丶御こ 頼通
一の人たち ウ卅七 いくたりもあるまじきにいかゝ也
通房は權大納言大將にならせたれど蛛のふるまひ
の巻にてなくなられたりされどこれらをかぞへた
るにや
歌のしやうす 上手
近江守さねつね 實經也行成の子
伊勢か心ちそしける 伊勢集にうみ奉りし君はやつ
にてうせ給にけるいみじくかなしとおもへどかひ
なししなんとおもへどしなれねばよるひるなきわ
たる云々かへりくるとしの五月に時鳥なくをきゝ
てしでの山云々拾遺哀傷うみ奉たりけるみこのな
くなりて又のとし郭公をきゝて伊勢 しでの山越
て來つらん時鳥こひしき人のうへかたらなむ

内大との 師實
三日に櫻のえん 三十八オ 三月三日なるべし
九月十三日 三十八オ 別にしるす
二位中納言 俊家也頼宗の男也下文三十八ウ 俊家の二位
中納言
もろかたの辨 師賢也資通の弟也
政長の少將 資通の男也
内大殿 ウ卅八 師實
御としのほど 康平三年とすれば年十九也
俊家の二位中納言 上文オ卅八
堀河の右の大殿 頼宗
すむ水に 千載秋下
いはまよりなかるゝ 此歌の作者を一本に二位中將
祐家とありよろし上文ウ廿四 祐宗(一本家)の頭辨とあり別人
か二位中將は長家の男にて康平三年に廿五とあり
上文と引合考へし
梅けいせちをふくんで ウ卅九
みどりのもん
このしたむすびたり 詩也
のぼらせ給て 中宮をなるべし

皇后宮はしもの御つぼねなるにも　なるにもと云詞ゆかし

拜禮は　泛く此比の事をいふにてそれのとしといふにはあらず

皇后宮歌合せさせ給四十オ　以下四葉余しかとよめず

八雲御抄に天喜四年皇后宮春秋歌合内大臣頼宗とありこのことなるべしこの處も泛く此比の事をかきつけたるにて年月をおひてかけるにはあらぬ也康平年中とおぼしきに打かへして天喜四年の事をいへば也　下文四十四オ　右の大殿とさだめ給とあり右の大殿は頼宗也八雲に内大臣とあるは天喜四年とされたる故也康平三年に右大臣となりたまふ

またえもん二本　ふたへなるべし

はゝ木　伯耆は女房の名也

あはぢ　讃岐は女房の名也

但馬　是も

いま五人みなにの一本四十ウ　一本よしこゝまでに女房四人みえたりすへて十人にて五人つゝおなじ所に居たらんとおもへば上文に女房一人おとしたるならん

いなみ一本四十一ウ　一本により一二[illegible]女房の名なるべきかとおもへど居並なるべし

つくしたる　或校るをりとあり

なみたかたを二本四十二オ

菊あられふるゝしといふ歌四十三オ　古今大歌所みやまにはあられふるらしとやまなるまさきのかづら色つきにけり　一本よし物と云字疑はし

みなわたいれたれど四十三オ　左は春なれば也上文右はわたいれずとあればば秋故也しかるに此下文うはきもからぎぬは冬のにてとあるはいかなることにか

さくら人二本　催馬楽也

しみかねにふせんれう四十三ウ　一本よし

男踏女踏　上文廿六オをとこ踏など繪師はつかしうかねゆき

左の人々もときけり　此上に脱文あるか詞つゝかぬやう也

經任の中納言權大夫　公卿補任永承六年權中納言經任十二月日皇后宮權大夫とあり本書上文廿四オにみえたり補任と合す

こまにいみじう四十四オ

左の方人左大臣　教通

殿右の方人にて　賴通
右の大殿　賴宗
左の大殿おはします　此何心えがたし
太郎　宗俊（俊家に嫡宗の子也）
二郎　師兼也此人の事布引瀧十六オに又みえたりそこにくはしくいふべし
源大納言　顯房（具平の孫）
頭中將　雅實
しうとのたかとし　隆俊也顯房の舅也（隆俊は隆國の子也）
源の中將　雅實も隆俊もみな源氏にて中將也されど下文右の頭を云々とあるによれば雅實をさす也されどおだやかならぬ心ちせらる
こなたこなた四十四ウ　或校こなたかなた
民部卿四十四ウ　長家也
右の大との　賴宗
中宮亮兼房　兼隆の子也歌合十三オ中宮亮とあり
右内の式部命婦　右は左のあやまり也此處に題落たり或校左臨時客
くもりなき　續後撰秋中紫式部とあり
けふまつる　後拾神祇二の句みかさ

よろづよに　金葉秋
櫻　右大臣殿四十五ウ　金葉には堀河右大臣とあり按賴宗は康平三年に內大臣より右大臣に轉じ給ふ此歌合天喜四年ならば內大臣とあるべきなれど後より追書なれば右大臣とある也左大臣にはのぼらずしてなくなり給ふなれば一本わろし
春雨に　金葉春
ひくこまの　金葉秋（藤原隆經）
山里の　千載春上
小夜ふかく（か一本）　後拾秋上
山里のうきねに　一本よし
伊勢大夫四十六ウ　大は輔の誤後拾遺あやまらず
秋のよの　後拾秋下又續後撰秋中　題しらず紫式部
右勝（一本）紅葉　一本わろし持ならば左の歌の方に注す例也
大井河　續後拾秋下
花ならで　後拾春上（藤原範永）
ながはまの　金葉賀　詞花賀
すみの江　新古今賀
よの中のゆきかはり云々　跋文也

殿の大納言大臣にならせ給　師實也
此歌合には中將にて　天喜二年任左中將天喜六年止中將とあり此歌合を八雲のやうに天喜四年にすれば中將の時也
しとけなし 四十八ウ　なく歟
○

煙後

此卷に二わかちけんけぶりのゝちのかたみだになきよはましてかなしかりけりとあるは康平元年二月二十三日の夜内裏大極殿ひさよにやけおる時にたれにかよめる也是によりて卷の名とす此卷も作りしかと次第してはなく聞あつめてかける物也たゝし前卷よりは筆たけてみゆる也

七月七日中宮　章子也下文ウ一にこれはことよなきまつのこと也とあればそれのことしといふことしられず
よしみん人は　古今秋上題しらず讀人不知はぎの露玉にぬかむとゝればけぬよしみん人は枝ながらみよ 吉註 此歌はならのみかどの御歌也と
かくはおもひより云々　むかし此御歌よみ給ひけん時には今中宮のおほしより給ふやうにはあらじといひて中宮をほむる也
あきのみや　中宮をさす
これはことよなきまつのこと也ウ一　以上のことは昔のことよと也
せんたい　先帝也此卷より上の卷は別人のかけるなるべしこゝの詞つかひ前卷よりつゞきてかけるやうにはおもはれず
たかくらとのゝ　頼通北方は具平の女にて隆子也高倉殿といふ敦康親王の女宮嫄子を養女にして後朱雀院に入内し中宮となり給ふされば御里方に付てたかくらどのと申也布引瀧オ一にたかくらどのゝ上と有は頼通北方をたゝちにさす
女四宮　嫄子うみ給ふ也禖子と云
物語合　後拾遺雜一に五月五日六條前齋院に物語合し侍けるに云々とある此事也此齋院禖子の母は具平親王の女也具平を六條宮といふされば六條前齋院と後拾遺にいふ也けり齋院記に六條齋院とあり日本史卷百二禖子内親王の傳にも此事あり
いとおそろしきことを覺しなげかせ給　此詞未詳
一條院のやけにし　寛德元年又は康平二年一條院やけたり康平は天喜より後なれどこゝらの所年代みだれたる書ざま故にもしは康平二年の事にはあらぬかよく考べし

內裏大極殿ひとよに　下文に天喜六年とあり
おなじ二月廿三日の夜　扶桑略記にも百練抄にも天
　喜六年二月廿三日法成寺燒亡のよしみえたり
百體の釋迦　鶴林廿二オ鳥舞一ウ疑廿一オ
わかちけんけぶりのゝちのかたみだに云々二オ　此歌
　より巻の名は出たり初句可考
麗景殿の姫宮　延子のうみたる正子也後朱雀皇女
御心ちなほらせ給事なし　上文一ウ御心たかはせ給て
　とあり
女御殿も　延子をさす
梅壺女御殿　生子也後朱雀の女御也根合の巻廿三オ梅
　壺の女御殿は尼にならせ給てとあり
齋院おろし　扶桑略記天喜六年の條に見えたり
いそがすはひかけをみてそ　生子は後生をねがふ故
　にはやくしなんとおもふ也若しぬをきらひていそ
　く心なくはと也
あすまでも　續古今哀傷
殿も見たてまつらせ二オ　致通をさす生子の父也
こと〳〵よりは　誤字か
いかゞはおはしますべからむ　わがなからん後まで
さかえ給はゞ心ぼそからんわか生の緒のたえざら
んほどにさき立てんは又うかるべしさらばいかゝ
はし給はんと也
源大納言　師房
かの朱雀院　後朱雀也
前齋院とて　娟子
皇太后宮　禎子
內春宮　內は後冷泉也春宮は後三條也
ひとつ御はら　後三條も禎子うみ給ふ
內にもひとり云々四オ　誤有べし
かしこまりて　俊房也
大納言殿は　師房也
おほみやをも　にもの誤か禎子をさす東宮よりかや
　うのたまふ也
いとかなしく云々　禎子是迄娟子を也
大納言とのゝうへ　道長女
宮の御有さま　娟子
中納言物がたりの四ウ　俊房をさす上文三ウ新中納言
　俊房とありをとこ君女君共にうつくしきよしをい
　ふ也

春宮の齋院は　後三條の女御也馨子也
春宮大夫殿の女御　能信の女養子也實は公成卿の女也扶桑略記(後冷泉)康平五年六月廿二日皇太子妃藤原茂子薨中納言公成女貞仁(白河)親王母也同(後三條)延久二年五月十八日壬寅前妃皇太子母藤原茂子贈從二位とあり義か茂かよく考べし康平のときに皇太子と云は後三條也延久のときなるは白河院をさす
大夫殿　能信
うへ　能信北方
はゝうへ　女御の母(公成卿の北方也公成ははやくうせ給ふ故にこゝになし)
をさこ宮　即白河院是也
女宮四ところ　根合(か卅三)をさこみこ一所女宮三所四所おはしまして
さくらのえもいはぬさかりに(か五)
中宮　章子
そらにしられぬ　拾遺春つらゆき　さくらちる木の下風はさむからで
うちのおまへにて(の二本)(か五)　いづれにても
皇后宮　寛子
うへの御つぼねのいつみに　下文(か十四)御まへのいづみの水すゞしげなるに
人々よみける　此處歌落たるならむ
内わたりにもあらず
女御殿　歡子也根合(か卅五)のぼらせ給へごとみにものぼらせ給はず(本卷によれば根合の卷にものほらせ給へとあれどさありたし)
ほふゐんのものし給　歡子の御せうとに法印靜覺か考べし
いさをかしかなる
秋こそことに　引歌考べし
やかてかけて　此女御にもみやつかへをかけて居る内の女房なるべし(一本)
御几帳のうらうちかけて　一本よしともおもはれず
東宮の齋院　馨子也上文(か四)　按紹運錄に馨子の子うみ給ふことみえず日本史九十四後三條三子そのせて此皇子をいはず
源大納言　師房
むかしのまゝに　前卷たつぬべし何のゆかりにうしろみし給ふにか馨子は殿上花見(か三)二のみや又いこうつくしうてとはしめてみえたりその後(か六)左衞門

督公成の宰相に齊院の別當にものし給ふとあり齊院
は此孼子也左衛門督は師房也一たび別當なりし故
にいまに心よせし給ふにか
内の大臣　師實
うへ　師房女
あいなく　別にしるすわろき方に用ふるがおほきを
こゝはよき事に用たり
との　賴通
内の大とのゝうへ　師實北方
をとこ君むまれヵ七　師通なり康平五年也公卿補任白
河院承暦元年に年十六とあり逆推して康平五年に
うまれたるをしる也
源大納言殿かた〳〵にヵ七　師房也孼子と師實北方と
いづれも平産
左衛門督　いづれよけんいまだ考えず右衛門督は忠
家也下文ヵ八にみえたり布引瀧ヵ四にみえたり右衛門
督は俊房也布引瀧ヵ四にみえたり
さねたうなとかも　さねたう人名にて此人がむめな
どもと云ことか
院の中將ヵ七　信宗也小一條院の御子

すちをき　根合ヵ十六すちやりおきくち御着裳ヵ一すち
をやりたまを入
つるかめ　鶴龜
まつはきくのなぬかに　誤字有にや
たりにあひたる　をりにの誤か
わかみやむまれヵ八　上文ヵ七
うちの大殿　師實
としもかへりぬ　康平七年也　其證は此年長家卿薨
檢公卿補任　康平七年記十一月九日薨年六十是也
又此年十月長家男祐家任參議與補任亦一證也此外
にも補任と合して證とすべきことあり
民部卿　長家
中宮も覺しめし　長家は中宮大夫也
左の大との　敎通
大納言　信長
をとこは中納言にて　忠家
いまひとゝころ　祐家
左の大との御子は　上文左の大とのゝ御事のとあ
ると重りていかゞ
御をぢの四條中納言　公任の子定賴也賴定のいもと

教通の室也されば伯父にあたる也
このとの丶　長家
又世に人や　父長家の心に也
との御心ちの　長家
二位中將も　信家也宰相は參議の唐名也
うちうなづき　信家謙傷の故也
うへなども　長家の北方
いみじかりけんを　何いさゝか心ゆかず
右の大臣も　頼宗
源大納言　師房
内大ごのは　師實
左大殿の御せさせ給しに大將には　教通康平五年左大將を辭したればその代に師實が左大將になりたる也ことしのことにはあらずされはまことやと追書の詞を用たる也されば一本右とあるはわろし右大將はこゝの上文にみゆるごとく頼宗辭して師房が右大將となり給ふ也皆補任と合す
わかき人　師實をさす
かけざらん　大將を也
關白殿　頼通也

いさうれしかりき　その恩にむくいんとて頼通の子の師實にゆづる也後一條寛仁元年頼通左大將を辭して教通任左大將公卿補任一代要記等にみえたり
その時年廿ばかり也（公卿補任長元九年教通年四十とあり逆推するに寛仁元年にては廿歳ばかり也）
かく御心なる事を　詞とゝのはずかゝるとあらばきこゆべし
大納言どのに　師房也こゝは内大臣とあるべし師實に左大將をゆづりたるをいふたま〳〵上に源大納言のこともある故にまがひたる也
かくて又のとし　康平八年
右大殿　頼宗公卿補任康平八年
三所ながら　頼宗長家とこたびうまれ給ふわかみやと也ふたゝび考ふるにわかみやをかぞふべきにあらずこゝは本文に脱文ある也いかにといふに康平八年二月九日能信薨じ給ふ公卿補任扶桑略記などにみえたりさては長家頼宗能信三所打つゞきてなくなり給ふをいふ也けり本書に能信の事落たり
女院にもこのにも廿　上東　頼通
關白殿は　頼通
うちにても御あし　悪也未詳

中宮　章子
皇后　寛子
のぼらせ給　宇治へゆかせ給ふをのぼらせといふは
　いかに
きく紅葉をおぼし。めも及ばず　一本よしともおも
　はれず下文十ウうはぎさうしなど覺しとあり
きなるからきぬ十ウ　黄也
もはぎなり　一本よし
またせぬことなくぞ
御覽じつべし
きゝく十一ウ　黄菊
しろぎく　白菊しらといはざるはいかゞ可ㇾ致
新大納言の御子　能長は治曆四年大納言に任ずここ
　しは治曆元年也のちの官をはじめにめぐらしてか
　けるものか又つたへのことなるか
四位少將もとなが　基長
如意ほうず　賓珠也
つらぬきたりなど　たるの誤か
女御殿　歡子
又さいはでは十二オ　如ㇾ此不ㇾ言ときは也

たうときも。　或校さ
左大殿　敎通
右大殿十二オ　師實
內大との　師房
うちわ天婦
おほきなるなど。も　一本よし
わけさら
源大納言殿はいまは內大殿と　師房也上文に左大殿
　右大殿內大殿とかぞへいひたるに今またかくいふ
　はいかに
その御子　俊房
御かしこまり　俊房が前齋院娟子にかたらひて忍び
　てあひ給へるかしこまり也上文三ウにみえたり
藏人たきゞ。水とり　一本よし薪行道也
れいの事　例のごとく也一本よし
五日が說經　此比は八講五千日也くはしく別に考あ
　り
ころもかく　十月の更衣なるべし。くはへの誤
としもかへりぬれば十二ウ　治曆二年
宇ち殿に行幸有べし云々　上よりのつゞきにては治

曆二年とおもはるれど下文廿四ウに春とまらせ給にし宇治の行幸と有は扶桑略記百練抄などに治曆三年十月と有さては治曆三年のことゝすべし此上文としもかへりぬも治曆三年なるべし二年はかけてなきのなるべしとしもかへりぬれば例の作法にてすぎゆくと有のみにて是を二年とし宇治殿に云々以下を三年とせんことといかゞなれば二年はかけて二年と三年とまがひたるものとすべし

五月　治曆二年也上文廿二ウとしもかへりぬとあり

清涼殿　大内の清涼殿にはあらず高陽院に天皇ましませば清涼殿に擬したる所を云也

御つぼねのやうなり　或校やうを定とあり

おはしますほどばかりに　未解

かべしろゑなどかきて　壁代に畵が有也

形部卿大輔十二ウ　或校刑部大輔とあり

る上のおはします十三ウ　院とは上東也上文十二オ女院ら
中におはしますす

いまひめみや　中宮の御さまをいふ

いとせ。きほど　一本よし
　　　　（一本は）

御まへのいづみ十四オ　上文五ウうへの御つぼねのいづみに

御はくかうに十四ウ

ねうばう　女房

ついで。しばし　一本よし
　　　　（一本に）

春とまらせ給にし　上文十二ウうぢ殿に行幸あるべしとあり百練抄扶桑略記どもには治曆二年十月五日宇治へ行幸有よしみえたりさては此處治曆三年とすべし

よのかはる程の　以下よく解えず

後冷泉院の云々　こゝも略文のかきざま也此わたりみな後冷泉院の事をかけるにかくさらにいふべき事にあらず

うぢどの　賴通也

いりゐさせ給て　朝廷に出仕せず私邸にのみ入て居るといふ事なるべし

東宮と御中あしう　後三條の時敎通の關白を敎通の子信長にゆづらせんの御心ありしこと布引瀧の卷に十一ウみえたり是も御中あしきひとつ也又御中のよくなりたるよしもその所の末にみえたり

春宮とは後三條院の御事也　是も末を始にましまして

かけるにはあれどさき〲の巻のかきざまとはかはれり

松のしづえ

此巻に廿オ住吉詣のとき經信がたきつ風ふきにけらしなすみよしの松のしづえをあらふしら浪といふ歌より名を得たりおなじ時因幡守忠季いろことにけふはみえけりすみのえの松のしづ枝にかゝるしらなみともよめり さて此巻は後三條院の御時の事をしるす後冷泉の崩御のことみえず闕文也

一品宮に 後三條皇女聰子扶桑略記廿九治暦五年即延久元年六月十九日第一内親王聰子叙一品

侍從宰相 基平小一條男

御むすめ 基子

内おぼしめす 内は後三條也

かほかたも一オ 大方也かはおの誤也

みかどの御はらに 此女のうめる御子東宮に立給ふことあり東宮はみかどもおなじ

御夢にも 此女の夢也此女後に女御にもなれば追書してあがめ詞を用ひて御といふ也

すくよう よはは歟宿報也

なほさこそ人は云々ウ一 よの中には時めくをにくむ心より評していふにはやはりさやうにこそ夢の事などいひたてゝものはいへその夢頼みがたしといへど此比はらみたるときけばたゞ今となりてはその夢の兆にかなふべきならんと人々思ひいふと也

たゞ今までは まははに歟

良頼の中納言廿二オ 隆家男

ものしたまへる 一本よし

いとあさましきなり 侍從宰相の女にて御息所などになるをあさましといふ也

入道どのに 道長也みな此一門よりとのみおもひゐし也

關白殿 教通生子の父

右大殿 頼宗延子の父

かへりてかく 此詞おだやかならず 或校むかしにかへりてかく

神わざ

春宮の權大夫云々 良頼の男也良基也

といひしは二オ 母方のをぢと上にかへる意也

形部權大輔 形は刑のあやまり忠俊也良頼の男 或校刑

阿闍梨などにても二ウ 句歟親快也良頼の男也

したしくつかひ云々　未考
みやより　一品宮
はんにさのゐに　番歟
いづれか云々　以下いさゝか詞轉じて一品宮を帝の
あつくし給ふをいふ也
はゝうへの　良頼女
この内の　今上をさす下文七ウにも此詞あり
はゝうへ　良頼女
をさこにて三ウ　實仁也扶桑略記延久三年二月十日丙寅　故參議侍
從源基平卿息女御息所基子誕第二皇子とあるこれ
なり
いづかたにもかたより（か一本）　一本よし
源中納言　顯基
いへかた　家賢
見つけたる心ちなり　誤字有べし
式部太（大一本）輔惟輔が女なり四オ　重脩系圖に惟輔（藏人兵部大輔或作大夫）
とあり據所考べし
三月九日　前後に引たる扶桑略記によれば延久三年
なることしられたり但疑しきことあり略記にはこ
の御參りのことはなく三月九日源顯房女（即賢子なり）　令
レ入ニ皇太子宮一とありたま〳〵同日にやまがひた
るにや又本書下文八オ三月九日此事有しよししるし
たり三月九日を上と下とにしるしたるこれはたあ
やしよく考べし
女御になりて　扶桑略記延久三年三月二十七日御息所從五位下源
基子爲ニ女御一
侍從宰相四ウ　基平也
この齋院の　齋子也この二字衍文か齋院の御せうと
何也　若衍文にあらざればこのは此小一條院より
立給へる齋院齋子云々と云也齋院齋宮などは重き
もの故にそのときにあたりて齋院と云ときはその
姬宮とすぐにしらるゝ故に齋院の御兄弟といへば
たしかに系譜わかる也このは彼の意にて此小一條
と云語氣にあらぬもしれず
小一條院の御子　小一條―┬基平（母顯光女）―基子（後三條女御 實仁母）
　　　　　　　　　　　　└齋子
ほり河の右大臣　顯光
東宮　白河院
わかみや　實仁
此女御殿　基子

兵衛佐少將　行宗季宗いづれも兼子の兄弟也
いらせ給ぬれば　女御入內へ也上文ウ四女御になりて
いらせ給ことあり
いつしか上へ　わかみやを也
やがてつゞきて　女御の居所へ主上來給ふ也わかみやをかへしわたし給て引つゞきて也
後冷泉院に　此院にみこまさましかば此たびわかみやうまれ給ふとてもさまでには人々おもひ奉るまじき也たゞかゝるわかみやも有ときくばかりにておほよそに人もおもふべきに後冷泉院にも御子なければめでたくおもふ也
まだみこおはしまさずウ五　後三條にいまだ御子がなくても後冷泉にもし御子がいまさば也
さる人おはします也など　後冷泉の御代にて後冷泉のみこなどあらば後三條の此女御などありてもたゞかゝる女有とのみ後冷泉はおぼすべきにと也
宇治の關白殿に云々　賴通也上文にいへるやうに後冷泉に御子あらば賴通に斟酌あるべきに今はしからずと也後冷泉院の皇后は寛子にて賴通の女也女御は歡子にて賴通の弟敎通の女也中宮は章子にて章子の母は威子にて賴通の妹也されば斟酌あるべき也
春宮には殿の　後冷泉に御子あらば此たびの實仁を春宮には賴通が立まじき也殿とは賴通也
中宮　後三條の中宮馨子
女御　後三條の女御義子又顯光の女も後三條女御也昭子と云
女の御有さまは　中宮女御などゝ申てもつまりの所女の御事なればなにとおぼしても穩にあらはれてかれこれの給ふべきにあらずと也
只人のやうにオ六　下々なれば口さがなくかれこれも嫉妬し給ふべけれど上﨟なればさもし給はず
申させ給ふべきならねば　はの字いかゞ
大宮などこそはオ六
女院　章子也後冷泉中宮也布引瀧にも女院とあり母は道長公の女威子也威子なくなりてよりは上東あつかひ給ひ又後冷泉院も母嬉子なくなり給ひてよりは上東あつかひ給ふされば此後冷泉と章子とはひとつに成長し給ふよし也
わづらはしくも　寛子や歡子のことを也

ましてこの世は　此節はといふごとし天子の御心のまゝと也
うちどのゝこ中宮　後朱雀の中宮嫄子也敦康親王の女なれど頼通よろづあつかひ給ふ故に宇治殿といふなくなり給ふ故に故といふ
女院はやがて　禎子をさす嫄子入内の後は禎子内に参りたまはずと也されどむげにまゐらせ給はぬにはあらずこゝは大方にいふ也後三條の御ふみはじめの時も内に入らせ給ふ晩待星ッ十四にみえたり後朱雀なくなり給ふ時皇后宮のぼらせ給て見奉らせたまはんと申させ給へど人々もいかゞおもはんとおほせられてのぼせ奉らすと根合ォ二にみえたり今こゝにいらせたまはでやませ給にきといふは根合の巻よりかけるなるべし上の女院とは別也こゝは後朱雀の御時を云
入道殿はわが御むすめ云々　道長也わが御むすめを参らせてはよその女をばさし出させずありし也
このとのは　宇治殿をさす頼通也
四條宮　寛子也續世繼菊の宴にも四條宮とあり後冷泉の皇后宮也
中宮　章子をさす
あの御かた　中宮
女院の覺しめさむ云々　この女院は上東をさす中宮章子は上東のあつかひ給ひたるなれば頼通も上東に斟酌有と也
人よこさまに　頼通みづからの女を章子中宮にています所へ参らすればよこさまと云人は叉の誤か
故院の御事　後一條をさす章子は父帝後一條のあつくあはれみ給ふ故に也あはれみ給ふてとは前巻
さこそは　頼通のかたより女を奉ればそのいきほひ猛なるもうべなることなから也
我かたざま　人の上にて評をすればさこそはなどいふやうなるものなれどわが方より女を参らせたる上からはもし中宮章子に對して物しきことあらばみかどもいかにとかおもさん叉わが女のかたに参りあつまる人などもなかるまじと也
たゞ殿にォ七　頼通
この内のッ七　今上をさす後三條也上文ッ二にも下文ォ十にも此詞あり
せいなども　制也

女院　禎子也母后也
さやうなるみけしきもなく　賴通女より章子に對し
　さやうなる物しきこともなくと也
さりとて　一より十まで章子にまけてのみはあらじ
　打みたる所のしむけは物しきことなきやうなれど
　也
御心と　本心はさやうにはあらざるべしと也
又もよには　上にいふ基子のさいはひを得給に又も
　也
右大殿オ八　師房
二郎　顯房
左大殿　師實
うへ　師房女
その御ひめ君　顯房の女賢子
大との丶　師實
春宮に　白河院
うちより　後三條よりもとく春宮に奉れと也みづか
　らよこ取し給はんとにはあらず
三月九日　延久三年也上文オ四三月九日の下に詳に云
宇治どの丶人ならぬ。何かウ八　一本入一本よし宇治殿と後三
條とは御中よろしからぬよし爛後オ十五にみえたり
　されば今こ丶に後三條のおほせにて入內し給ふに
　かくゆきと丶かせ給ふはめづらしと也宇治どのが
　たにあらぬ人たれかなびきてかくはつかうまつれ
　るとおどろきたる詞也
二の人　師實
左兵衞督のうへは　顯房の北方
宇ち大納言　隆國
大いどの丶うへ　師實の北方
春宮大夫の女御オ九　能長の女道子也白河院の女御也
　此入內のことは物語になし下文ウ九に詳也
內大殿　信長
左右の大いどの　師實　師房
左衞門督　俊房
源中納言　顯房
宰相中將　隆綱師忠
宇治殿宇治大納言など　大納言は上文ウ八宇治大納言
　にて隆國也宇治殿とあるは賴通かされど賴通は口
　入すまじくおもふされど後三條にこそ御中わろけ
　れ春宮白河院にはやうにもあらでか丶る御あつかひ

も有しならんか
さ（き一本）よけにウ九　一本よし
殿の御おきて　師實か宇治殿か
もとも　元來と云こと也
女御殿　賢子也
御覺えざまあしく　御寵愛の有べき御容儀そこかね
てしるきよし也
東宮大夫殿の女御　能長の女道子也上文オ九
見るはおひ給ふべき事かは　未考
大夫殿オ十　東宮大夫能長也
故春宮大夫　能信也能長は頼宗の子なれど能信の養
子にしたる也
このうちには　後三條をさす上文ウ七にも此詞あり
むつ（ま一本）かしき　一本よし白河院の母君は能信の女也今
能長が能信の養子となれば母方の御をぢにあたり
給ふ是むつましき也
奏せさほしき事はなきやう　誤字有べし
民部卿は　俊家也頼宗子
時うしなへる　その子細は下文のごとし
内にはこの女御たちなだらかに　後三條（今上なり）より東
宮（白河院也）には女御たちを　あまねく平等にと御意見な
り
このいま女御殿　賢子也上文ウ九御おぼえさまあしく
まだしきよりしるき御けしき也とありこゝと照應
す
かつみるども　かゝるをやと　今女御をかつみてもか
くうつくしきをいかでかゝるをみすにはとおぼす
よし也父帝の御いさめのまゝにはなりがたしと
也他より東宮の御ふるまひのさやうにみゆるをい
ふ
内のわかみや（ナシ一本）オ十　實仁也これより別事也
いふにかたなし　いづれにても
一品宮　聰子上文オ一
四月十よ日　延久三年
女御どのゝ　基平女也實仁の母
うち出しわたしたり　脱字にてもあるにや下文女房
なてしこにこきうちたるをおしいでわたしたりと
あり又下文オ十二いろ〳〵におしいだされたるかさ
もあり布引瀧ウ九こちたくておしわたしたりとあり
同下文オ十六うちいでたるはともあり

三十七八ばかり　後三條也長元七年降誕にてことし
延久三年なれば三十八也
御前物十一ォ　前の下○の文字落たるか
左大殿十一ォ　師實
宰相の北方　基子の母也基平室良頼女
おばうへ　良頼女の母上をさす系譜にはたれの女と
もなし基子より祖母にあたるされはしかいふ
ほどなく女御どのゝ　文義未考
左大殿も　師實也以下は別のこと也賢子は師實あつ
かひ聞ゆる故に左大殿の女御ともいふべければも○
はつの誤かさては文義よく聞ゆべし上文の女御と
別なれば左大殿の女御と殊更にかけるものならん
女御の御方に　賢子
わかき御心ち十一ゥ　賢子か也
東宮十一ゥ　白河院
内つくりいでゝ　扶桑略記延久三年八月二十八日入ニ幸新造内裡一
また百練抄にも
中宮　馨子
一品宮　聰子

故右大殿の女御　昭子也頼宗の女也根合廿二ォ内の大
殿の三姫君参らせ給べしと云ことゝいできて云々こ
ゝに参らせとあるはその時の今上後冷泉院へ也そ
の後いつばかりにか後三條に参りけん考べし
二みや　實仁
女御はむめつぼに　基平女
東宮　白河院
なしつぼか　に一本　一本よし晩待星十四ゥなしつぼには例の
やうに春宮おはしますとあり
東宮大夫の女御　道子也白河院女御也
左大どのゝ女御　賢子也白河院女御也
中宮は登花殿に　これはなほ上文なる中宮弘徽殿に
かけてとあると同じ中宮ならん下文に十二ォ弘徽殿
登花殿云々とある詞をおもへば同じことゝしらる
ゝ也皇居年表にも中宮座弘徽登花兩殿と有出處なし
五節殿
承香殿の　昭子
御かたちのぞう　さ一本た一本　十二　族也
見わた○れ○る十二ォ　一本よし

むめつぼの女御　業平女上文廿一ウむめつぼにおはす事みえたり

うちには　後三條也

祇園ひよしなどに　扶桑略記十月二十九日行幸日吉社百練抄おなじ又略記延久四年三月廿六日行幸稲荷祇園とあり百練もおなじ

わかみやの　實仁

御めのとのさぶらふは　上文四オか

遠江守家範が女一本　家範は師家の子也師家は隆家の孫也

女御殿　業平女

忠俊　良頼男

形部卿大輔のめも　卿の字衍文也これはたれのむすめにか

かきつけたるに一本　よくきこえず

一條殿に　これは何のゆかりありてしかるにか

丹波中將の女を十三オ　丹波中將は玉村菊廿一オに見えたり雅信男雅通也實雅信孫也初花廿一ウ雅通少將と云此人也こゝにいへることは上にみえず但根合廿七ウ丹波のめのとは雅通の中將のむすめとあるは後朱雀の皇女正子の乳母也寛徳二年のことにて道長公沒後の事也殿上花見廿オに雅通の丹波中將のむすめの權中納言のきみとあるは後一條皇女馨子の乳母にて馨子うまれ給ふ年月しれず道長公晩年にや今本文にては乳母に參らせぬやう也矛盾といふべしされど此物語一筆ならぬ故にかゝる事あるなるべし

さりければ十三オ　誤字か

女御どのゝ御有さま　業子

このみや　實仁

御はらからの姫君たち　業平女の御兄弟也

一品宮もみえさせ給

故別當の御子は　公成

頭中將　實季

一品宮にはいりたゝねど　公成女は一品宮の母也をさなめひとのあひだなれど嫌疑有るにや

梅壺の御せうと十三ウ　季宗

當代の　後三條

女二宮　俊子

九月に

わかれの御くし　源氏柳

この三年ばかり
むめつぼの女御こたみはおろし十四ｵ　流産也上文十二ｵ
　に懷妊し給ふよしみえたり
二のみや　賨仁
せめてはおぼし　流產し給ひても也
いまの齋院　佳子也後三條皇女也扶桑略記延久四年
　七月六日依レ病退出とあり
女院におはしましつる
四の宮十四ｳ　篤子也後三條皇女也
たかくらどのゝ宮　後朱雀皇女也嫄子のうめる祐子
　也
内には　後三條
みかどは　後三條
この四月　延久四年
はじめに世のかはる　御讓位のあらんとすることを
　はじめよりけしきのみえんはいかゞとおぼしてな
　にとなく大極殿つくりみがき給ふよし也覺しめし
　て下になにとなくつくらせ給也と云詞を含てみる
　べし
このしはすの八日十五ｵ　延久四年十二月八日御讓位
　也扶桑略記にも百練抄にもみえたり
あひ。おもはぬ　後撰離別亭子院のみかどおりゐ給
　うける秋弘徽殿のかべにかきつけゝるわかるれど
　あひもをしまぬもゝしきをみざらんことやなにか
　かなしき一本よろし
關白どのゝ　敎通
二宮　賨仁
女御は　賨仁の母
三宮のくらゐ
關白どのを　敎通也何故にしかるにか考べし
中宮　馨子
一品のみや　聰子
御ちごおびの十五ｳ　後三條幼少の時二條殿に居給ひ
　しことありしならん後三條のうまれ給ふ事は物語
　のかげになりてみえず
うへは　白河院
東宮もくし　賨仁
むめつぼの女御また　基子又をとこみやをうむ也輔
　仁也
院の　後三條

公基の丹後守　保家男
六條に參らせか十六　上文ウ十五に後三條が六條にわたらせ給故也
かくて二月か十六　延久五年也
女院か十六　禎子也後三條母后也
女院車ふたつゞゝ　づゝの詞いかゞ
師忠ウ十六　師房男
四位の少將いへかた　家賢也
御かた〳〵の御ともにて
橋もとのつか十七
つかまれる　或校つかまつれる
政長もウ十七　一本よし
師賢の辨か十七　資通の弟也下文ウ廿左少辨師賢とて歌あり
東宮大夫　能長
いまはわが身を　古今俳諧伊勢難波なるながらのはしもつくる也今はわが身をなに〳〵たとへむ
をもひつか十八　一本よし
たえまよりみえのたり　一本よし
廿二日　これは廿三日なるべし上に廿二日あり

關白殿ウ十八　教通
院のは　後三條也
御つかひにてまつれり　まゐれりの誤
かめ井
匡房　大江匡衡の孫也下文ウ廿右少辨匡房とて歌あり
實政　資業男
みてぐらじまといふ河
御製　後三條
すみよしの　後拾遺雜四延久五年三月住吉にまゐらせたまひてかへさによませ給ひける後三條院御製　五の句さして
關白殿　教通
おきつかせ　後拾遺雜四
いにしへは　いづれにても　續後撰神祇も
備中守信實
右馬頭資宗朝臣　此上に一本　左中辨實政朝臣此たびのいのりはそらにしりぬらんあまくだりますすみよしの神
けふのみゆきゝを　一本よし
あしの葉に　一本よし

丹波守經成（後一本）
形部丞俊範廿一ウ　形は刑のあやまり也
ふたかにかゝるみゆきを　女院と後三條と也一品宮
　はみゆきといふべからず
住吉の松にこえせぬ風のおとにきしうつ波の聲かよ
ふ也　後拾遺雜四花山院の御供に熊野へまゐり侍け
る道に住吉にて惠慶法師すみよしの浦風いたく吹
ぬらしきしうつ波の聲しきる也
はるかなるきみがみゆきに（は一本）廿二ウ　一本よし續後撰神
祇は
かずへやるかたこそなけれ　拾遺神樂重之いくよにか
かたりつたへんはこざきの松のちとせのひとつな
らねば
左のおとゞ廿四オ　師實
君がよの廿二ウ　詞花賀
かきつくれる（は一本）　一本よし
御堂に二十四オ　これは道長公の御堂歟その御堂はやけ
たりとおもへど猶のこりても有にや布引瀧一ウに宇
治の御堂あれど頼通と御中あしきよし煙後にみゆ
ればそこへゆかんとはおほせらるまじければ宇治
の御堂には必あらじ
中宮廿四ウ　馨子
女院　後三條の母后禎子
一品宮　聰子
女御殿　基平女
前の齋宮のならせ（二一本）廿五オ　一本よし御同腹女一宮也
堀河女御　昭子也頼宗の女
すぎにし御事も廿五ウ　後冷泉院のなくなり給ふも御
としのほども時節もおなじといふ事なるべきか後
冷泉院は四十四にて四月崩御也後三條は四十にて
五月なくなり給也
故院　後冷泉をさす
またもなほ　後冷泉のときに涙はつきたりとおもひ
しを也
おなじながれ　後冷泉と後三條とは共に後朱雀の御
子にて御兄弟也
木幡僧正　靜圓也教通の子也布引瀧八オに詳にみえた
り衣珠十五オにも
仁和寺の宮　系圖に白河院の御子に覺御と云法親王
あれどその親王にはあらず布引瀧五ウに此覺御のう

まるゝことみえたり按布引瀧卷の十二ウに師實の子
を一人法師にして仁和寺宮に奉りしことあり
中納言資綱　後三條女御義子の從弟也墨染のうたは
續後撰雜下にも入五の句なみだとあり是よろし

布引瀧

此卷に十四ォ布引瀧御覽じにおはしますとあるによれる名也

宇治殿　賴通
二月二日　承保元年　扶桑略記にもしるして八十三
とあり公卿補任にては八十二となるなり
左大殿　師實賴通の子
皇太后宮　寛子賴通の女
右大臣　師房賴通北方隆子の兄弟なり
たかくらどのゝ上　賴通北方隆子號高倉殿師房の姊也
一宮　未考
いかでか世には　僧どもいまよりはいかでよに有べ
きと也賴通公の御かへりみたゆる故也
入道殿ウ一　道長
いさといそがしく　急遽
こうかき人　紺かき人也職人歌合にみえたりこんか
きの人をとへにかへりみ給ふよし也
年ごろつか○う一本まつり二ォ　いづれにても
かはらけつくり
つか○う一本まつり　いづれにても
かくは　或校かくて
さぶらはむとて　或校するとて
小一條院の式部卿の宮　敦賢也小一條院の御みこ敦
賢の女みこ齋宮に立給ふ淳子といふ母は侍從宰相
基平の女の基子につかへて居る女房也基子は後三條
の女御也後に皇太后となるか考ふべしその女房は
隆國の女也下にみえたるごとし
宇治大納言　隆國
あきのかみ○一本母ぎみも　一本よし
あてやかなる人にて　句
齋院も　以下別義也
小一條院の　が○に通ふの○也
瑠璃女御　源政隆の女
中將より備中守にォ三　信宗
二宮　禖子也但禖子を何故に二宮と云にか從來の系
圖にては此女御の二の宮になる椿山本系圖わろし

后たゝせ　當今の也
きさきを院に　後冷泉の中宮章子今は太皇太后とい
ふを女院になし給ふ也下文十六日に云々とあるこ
れ也女院小傳章子治暦四年皇太后宮後冷泉晩年也延久元
年太皇太后後三條即位後也承保元年六月十六日二條院白河院時
也と申とありさて文字の上にては此名目一段づゝ
あやまれり皇太后は皇后とすべし太皇太后は皇太
后と云べしとおもはるされど本居氏古事記傳廿
十三オに萬葉二の巻なるを太后を縣居の疑れて天皇
いまだ崩坐ざる程なればとて皇后と改められたる
はわろしといへりこれによればこゝも後冷泉崩御
以前にても皇太后宮と云てもよろし文字の上にて
はいかがのやうなれど本邦の口語にておほきさき
と云べければなり
左大どのゝ女御　師賢の養女賢子也實顯房女
六月八日　扶桑略記承保元年六月廿日女御藤原賢子册爲二
中宮一云々とあるこれ也一本
十六日に太皇太后宮女御に　章子也上文に后を院に
云々とあるこれ也　章子は中宮とのみ云とおもひ
たれど女院小傳にて皇太后宮とはやく申上ること

上に引が如し此より以下申つるをと云まで世上の
評をしるしたる也
としごろも一ところ　此としごろおほくのなかにて
一所は女院になり給ふべきにと也
しだいにては　次第を以て云ときは也
太皇太后宮　章子院になり給ひてよろしと也
中宮　馨子也
故院の后云々　後三條をさす馨子は後三條の后にて
もあり今上白河院の御まゝはゝにてもいませば也
太皇太后宮ウ三　章子
きさきにても　章子は中宮也寛子は皇后宮也中宮も
打まかせてはきさきなれど二つならぶれば皇后宮
の方重しされればよそよりは皇后宮をきさきと云な
るべし
又ならせ給はでいかゞは　章子をひゝきしていふ也
元來後冷泉の時章子ははやく入内し中宮にて有し
を寛子賴通女後に入内したるに章子をば皇后宮にあ
げ給はんと有しを章子辭退して寛子を皇后宮とし
たるよしその所にみえたりされば章子の女院にこ
たびならせ給ふ過分にはあらずと評するものもあ

る也けり

みかどの御おや　これはその評をもどきてかくいふ女院の記をみるに詮子を東三條院と申一條院の御母也彰子を上東門院と申後一條後朱雀の御母也禎子を陽明門院と申三條院の御母也いづれもみかどの御母也

院分。などに（はと一本・か一本）　一本よし受領などえ給ひてよろしと判する也（下文に院分と云語あり）

申給に上達部もおはす　何にはふ。の誤かしからざらば此句意通せず是も章子をひゝきしていふ詞也

大女院　上東

四條宮（ォ四）　寛子也下文（ォ廿五）にも續世繼きくの宴にも四條宮とあり太皇太后は天子の祖母と云ことゝ也

中宮　賢子也師實の養女上文（ォ三）中宮になることゝあり

左大殿　師實

この宮の　賢子

中納言　顯房

一院　後三條

故民部卿　長家

右衛門督　忠家

ひとたびに大納言　補任によるに延久四年十二月二日也

齋院の御事に御心おかせ　俊房しのびて前齋院娟子にあひ給ふことあるを後冷泉も後三條もびんなきことにおぼしたるよし煙後（ゥ三）にみえたりそれにより此たび弟に官をこされたる也煙後の下文（ォ十二）にかしこまりはゆり給ひても有しやうにはあらぬとみえたり

先帝の中宮をば皇后殿（とシ一本）の皇后宮は皇太后宮此處誤あるべし此一行衍文とすべし皇太皇后四字復重也衍文中の衍文也上文つぎ〳〵のぼらせ給例の事なりとあるこのことゝ也先帝は後冷泉と後三條とを併せ云ふ一代要記には承保元年六月寛子を太皇太后とし歡子を皇太后とし馨子を皇后としたる由あれば本文はこれより改正すべきか何末にと申すと云詞を補べししからざれば詞とゝのはず下文（六ォ七ォ）馨子をさして皇后宮とあり下文（ゥ廿）歡子を皇太后宮とし給へるとありむかしに例なかりしことも

そこにみえたり（る一本）根合（ゥ廿五）に准三宮にし給。ふ事あり

世人も申けり　上にそ文字あれば一本よし

東宮大夫の女御五オ　能長の女道子也比處文義詳なら
ず誤字有べし
まつより　先なりおもふに此とき道子父のもとなど
にまかでゝ有しか内に參らんとするにその期にさ
きだちてよそほひいかめしくひゝきのゝしるを帝
のきゝ給ふ也
又こなたにのみ　道子のかたに也
源大納言　顯房
東北院　上東
内にきこしめし　白河院
をさこみこ五ウ　覺法
女院は　上東を大女院とも又女院とも申也下文六ウ女
院うせ給ふとあるたしかに上東門院也下文十三オ女
院いと〳〵心ぐるしとて女君をばいみじうかしづ
かせ給てとあるとよく似たることにて下文なるは
師實の子をうませたる女を上東のあつかひ給ふ也
こゝは白河院の御子うませ給ふ女を上東のいたは
り給ふ也
大納言殿は　顯房も此女を實子ともおぼさゝるよし
をいふ也

大女院　上東上文三ウにも大女院とあり
宇治殿　賴通
この春うせ給ひ　上文一オにみえたり
女院　章子也上東は章子よりいふに母かたにてはを
ば也父かたにては祖母也
此院　章子
皇后宮六オ　馨子をさす皇太后といふべし上文四オみる
べし皇后宮と云ときは當代の后になる也されど下
文七オにも皇后宮とありて此比はむかしのさだめに
はあらず
さらんをりだに　かゝるをりだに上東の對面せまほ
しとおぼす也
故民部卿　長家
大納言　忠家長家の子
姬君に。　にはをか。
内の大殿　信長敎通の子
宮はいとうるはしう六ウ　宮とは賢子也中宮也
關白殿　敎通也
申させ　中宮の申させ也
女院　上東

二條關白殿　敎通
女院　上東門院
關白どの　敎通也上東と御兄弟故に
こさわりの御さし　下文ウ七八十七さあり扶桑略記に
も承保元年年八十七さあり
二條院皇后宮オ七　章子　馨子也皇太后さいふべくお
もふよし上文オ六にいへり考べし此ふた宮上東より
孫女にあたり給ふ
この殿も七十九　承保元年敎通七十九さ補任にあり
或梭もをはさあり
院は八十七ウ七　上東也上文ウ六こさわりの御さし
かなしさて　ながしさあるべし活字板にてあやまり
たるならん
このとのゝ敎通
おはしますたり三本　一本よし
關白どのゝオ八　敎通
小式部内侍　道貞女
こはたの僧正　靜圓
なか谷の法印　靜覺
むかひばら　嫡妻也公任の女

ささならば　おの〳〵のささならばなくさまんさ也
うらゝかに　翌年春のけしきならんか
まこさや中宮　承保二年春のころのことを上にかけ
る故にてゝにまことやさ云詞を置て過にしことを
しるす中宮賢子懷妊の事上文オ三にみえたり
さゞめ奉らせ給へる|上本　一本よし
しもわたり　誤字か
をさこみこオ九　敦文
故大納言殿　顯房一本よし
四五人も　或梭もをはさあり
ついたちの日の御しつらひ　正月元日
ゆきの山に　産所は白裝束故也
おしわたしたりウ九　松下枝ウ十うち出しわたしたり此處考へし
內の　白河院
後一條院の御うぶやに紫式部のいひつゞけたる　初花の卷に上東門院の後一條をうみ給ふ時の事詳に
みえたりその所の文は全く紫式部日記にある也さ
ればこゝにしかいふ也　初花卷活字本二十六オ小字本
二十九ウ以下皆紫日記の文なり活字本四十九オ小字本五十六オ以下は日記になし

さしごろ位におはしますに　今上をさすにはあらず
江く後冷泉後三條などをいふ也をとこみやうまれ
給ふもあれど中宮にはあらずされば こゝにかゝる
御なからひにとあり中宮皇后宮など中御方に也
三日は八日にて十オ　正月二日は七夜也されば翌三日
は御産よりは八日にあたれば白裝束を着替たる也
やがて東三條へわたらせ給
行幸のつぎにいらせ給
みこむまれ給とも　みこうまれても后にならぬも多
し
また后にても　おぼえよろしうとは寵愛の十分なら
ざるをいふ今はしからず十分也
みつのことの十ウ　中宮皇后宮皇太后宮の三つ のこと
かさしは詞にて義なし折によくあひて賢子の中宮
になりたるを云也又いともかしこきこの三つの稱
謂の中に人たるをさしあひてとも云べし
又みせまほしき人　たとへば老おとろへたらん父母
などのある女御などはその老人どもによろこばせ
んの御心よりはやめても中宮にもたて給ふ事有べ
きをこれはしる事にもあらずと也

こなたかなた　此彼
おばうへ　祖母
おほぢ　祖父也顯房をさす降誕の御子よりは祖父に
　あたる
右大殿　師房顯房父
治部卿　隆俊顯房北方の父
春宮　實仁
三宮　輔仁
此わかみや十一オ　敦文
とのゝうへ　顯房北方
うへ　白河
俊輔の一本兵衛佐　いづれにても
宮又只ならせならずー本　一本よし中宮賢子をさす
左大との　師實
關白殿十一ウ　敎通也補任にも承保二年九月廿五日薨
　年八十とあり
すきたいはん
內大殿に　信長也關白敎通の心には也
故院の御ときに　後三條　以下は此年のことにあら
　ず關白職のことをいふついでに賴通存生中の事を

いふ也頼通は承保元年に薨敎通は承保二年に薨たりこゝはその二年の所也
うち殿のきかせ給はんか　頼通がわが子にゆづらて弟の敎通にゆづりたるを故院のとき敎通におほせて敎通の子の信長にゆづらせんなどゝいふ事を頼通聞給はゝ笑止千萬ならんをその事もなく今頼通の子の師實にゆづるは本懷也とおぼす也後三條のしかしたまはんとあるも頼通と御中よろしからぬ一つ也煙後卷末みるべし
御心いとなだらか　草子の地より敎通の心を評していふ也
一院　後三條をさす松下枝[十六オ]この院をば一院とぞ人々申ける後三條院とも申めり頼通と御中あしきよし煙後の卷の末にみえたり
さぶらはせ[とこ本]　一本よし音信し給ふよし也
たちさらせ　宇治へ頼通の也
東宮をも　實仁
まゐらせ　宇治へ也
なかせ給ければ　頼通老のなみだもちなるをいふ
皇太后宮[十二ウ]　こゝよりちごへかへり敎通の末期のさまを云也此上文はみな頼通のことを關白をゆづるゆづらぬの序[ツイデ]にかきのせたる也一代要記[後三條]皇后藤原歡子[治暦四年四月十七日爲二皇后一]又白河皇太后藤歡子[承保元年六月二十二日爲二皇太后一]
内大との　信長
うへもいまさらに　白河院も今改めてとやかくとおぼすべきこともあらじと也
左大殿の　師實
わかきみは。[とこ一本]　師通也　一本よし元服は延久四年正月二十五日也公卿補任承保四年の下にみえたりさては此年のことにあらずひとゝせとあるぞよき
宇治どゝの　頼通
入道どのゝ　道長
こゝろつかひをと　初花[ウ一]わかなつむかすがの野べにゆきふればこゝろづかひをけふさへぞやる[後拾雜五]
[にも入]
とのは　師實
皇太后宮[御し一本]　歡子也上文皇太后宮内大どのおぼし。けるに　いづれにても
少將　家忠

仁和寺の宮に　静意也仁和寺の宮とは誰にか松下枝
の巻末にもみえたり
ちりたる御こども　所々に散て在御子供おほしと也
名となる　一本よし
故女院　上東也
右大殿の　頼宗也紫野玉ウにも此事みえたり合てみる
べし
あまたものし　經實能實
女院いと心ぐるしとて　上文五ウ内の白河なさす御子うま
せ給ふ女を上東のいたはり給ふ所ありこゝとよく
そのさま似たり
うへにめのと　上東の御前にて養育させ給ふ也
いまさらにと　御としたかきに子供の世話をし給ふ
をもどく也
たれにのちの世の　一本よし
ふたところながら十三ウ　經實　能實
中宮には　賢子也上文十一ウに懷妊の事みえたり
女みや　媞子
とのゝうへ　賢子母也顯房北方
心ぐるしきかた　女宮のことなれば何となく案事ら
るゝ意を帶て也
宰相の乳女　女は母の誤活字も小印本も女とあり
又四條中納言　定頼
はゝきのめのと　伯耆
若宮十四ウ　敦文
その比殿　師實
布引の瀧御覽じに　此處より巻の名出たり
業平がいひつゞけ　古今雜上　布引のたきのもとに
て人々あつまりて歌よみける時によめる業平の朝
臣　ぬきみだる人こそあるらし白玉のまなくもち
るか袖のせばきに伊勢物語八十七段にも引
さらしけん十四ウ　四の句未解
水のいろたゞしらゆきと　一本よし　千載雜上
みなかみの　新古雜中
としかはりぬれば承保四年十五ウ　承保三年のことみ
えずさて承保四年は改元ありて承暦となる
中宮には　賢子
をとこみや女みや　敦文　媞子
御いたゞきもちひ　下文廿四ウにもありはやく初花の
巻にみえたり

二日は殿に　師實
右大殿　師房
中將　師通師實の子　こさし承暦元年承保四年改元　十二月正三
位のよし補任にみえたり
民部卿　俊家賴宗の子
うちの御いもうと　後三條の女みやたちおほくあり
今上白河の妹也
四にあたらせ給　松下枝か十に女子おほくあるよしみ
えたり全子也
をとこひとり宰相中將にて云々　師兼也承保三年春
なくなりたるよし公卿補任にみえたり根合の巻
四か十俊家の二位中納言の子の太郎次郎二人ながら
云々とあり師兼は次郎也太郎は宗俊と云補任承保三年の條宗俊卅一師兼廿九三月二日薨とあり
こぞの春うせ給にぞき一本　一本よし承保三年三月薨給ふ
よし補任にみえたり
ことはらどもには　さては太郎宗俊は此師兼とは腹
ことなる也
いとおほく　或校此下におはすべし大方入道の右の
大殿の御末いとおほく

右大殿十よ日より十六ウ　師房也正月十よ日也承暦元
年のことなるべし
陽明門院に　禎子也後三條の母后也當代の御祖母也
東三條にわたらせ　陽明門院のすませ給ふ東三條に
みかどのわたらせ給ふ也　皇居年表觀二陽明門院於東三條宮一引二榮花一爲レ証見二承暦元年一
院の御前には　後三條のことなどおぼし出らるゝな
らむ
とのゝうへ　師實北方也師房女
二月十七日　補任承暦元年にしるすことゝ合
村上のみかど

村上 ─ 代明親王中務宮 ─ 莊子村上女御麗景殿
村上 ─ 爲平式部卿宮 ─ 女
村上 ─ 具平中務宮母莊子 ─ 師房母爲平女

式部卿宮　爲平
中務宮の御はらヒ一本　母也一本よし具平を中務宮と云
麗景殿　莊子
なかつかさのみやの御女　代明親王也具平も代明も
中務宮と云

中宮を御孫にて　師房──┬─俊房
　　　　　　　　　　　├─顯房──中宮賢子
　　　　　　　　　　　└─女師實室

一宮　敦文也白河院の御子也賢子うむ

關白どのゝうへ　師實北方

大納言ふたり十七ウ　俊房　顯房

宰相中將　師忠

僧都　仁覺

いとめでたきなからひ　一本よし

うせさせ給ぬ　師房

大將どのゝうへ　通房の北方師房女　通房は師實兄也寛徳年間薨

やるべきこともなし　なげきやるべき方なし

殿のうへも　師實の北方も師房女

うへの御心ち　師房北方也道長女

中將と申しゝ　師房が中將の比より也

后にて三人十八オ　上東一條　妍子三條　威子後一條

春宮女御　嬉子

院の女御　小一條女御

女院のみこそ　上東八十七にて承保元年なくなり給ふ

關白殿のうへ十八ウ　師實北方

大納言達二人　俊房顯房

中宮　賢子

一宮　白河院御子敦文也下文廿一ウに一宮とあり

ひめみや　白河院御女媞子

大將どのゝうへなどを　通房北方也はじめはみかどに奉らんとおぼしたれど也

入道どのゝ　道長

こ中宮　威子

陽明門院　禎子

故二條關白殿　敎通

堀河右大殿　賴宗

すゑの世に十九オ　賴宗の末の世になりて延子を後朱雀に參らせたることあり敎通は晩年生子を奉りたり

后の御本意　賴宗も敎通も

ひまなかりしを　こゝより師房がたの事をいふ

中宮　賢子

殿のうへ　師實北方賢子のをばにあたる故に養女にもするなり

とのゝ三位中將　師實の子師通

とのこそは　師實也根合ウ廿一殿の少將とのは中納言
中將にてとあり師實は中納言にて中將也その御子
の師通は宰相にて大將也
四月によろづの事　大將の事に付ての式などあるに
や
大將殿のうへ　俊家の女師通の北方也上文オ十六にみ
えたり
みあれの日させ給ウ十九　一本よし紫野オ四賀茂にみあ
れの日ことに行幸のありつるもとまり云々賢子のなくなりたるなげきて行幸とまりしなり
資綱の中將　顯基の男
とよみ給へりき　歌かけたり
關白殿の　師實
宰相にて大將殿オ廿　師通也上文オ十九宰相の大將とき
こえさするとあり
東宮大夫どのゝ女御　能長の女道子也此一段承曆元
年の事にあらず承保二三年の事なるべし二年十二
月三宮になり三年に大内へ參らせ給ひそのとし十
二月出給ふなるべし
三宮になしたてまつらせ　一代要記承保二年十二月
二十八日准三后とあり
殿も女御どのも　能長も道子も
中宮の御事　賢子也みかどの御意に道子の世をおも
ひなげきてさとにのみおはすも中宮をはゞかり給
ふならんとあはれにおぼすにより三宮にし給へる
也三宮にし給ふみかどのおぼしをよろしとほむる
也かゝる例は二條關白敎通卿の御とき歡子の皇太
后宮にのぼり給ふぞはじめなるむかしはかゝる例
はなかりきとこゝにいふ也此處いさゝかことはた
らぬこゝちす別本を考べし
二條關白　敎通
皇太后宮ウ廿　歡子也此事上文オ四先帝の中宮をば云々
とある處合考べし
そのとしの　承曆元年なるべきかとおもへどしから
ず某年とはしかとしられずせめて申させ給ふ年の
九月と解すべし十二月は承保三年の十二月也百練
抄承保三年十二月廿一日遷幸新造六條皇居とあり
皇居年表にも百練を引
女御殿たゞならず　道子
四五月　承曆元年也

五十三年にいできたれば　萬壽二年に此病はやりて
承暦元年まで五十三年也
むかしなん　聖武天皇天平九年をさすか續日本紀卷十二聖武天平九年　太宰管内諸國疫瘡時行百姓多死と
みえたり此時赤もがさなる證は此時の官符にみえ
て拾芥抄養生部にのせたりことしまで三百四十年
也大凡に三百年ばかりといへるにや
かんのとの丶　後朱雀女御嬉子也楚王夢ォ十二に萬壽
二年八月五日うせ給ふとあり
關白どの丶うへ　師實の北方
大將殿　師通
式部卿宮　敦賢
齋宮　淳子
故右大殿　賴宗
堀川の中納言　能季
右京大夫道家　長家の男
兵衛佐これさね　系圖にみえず
藏人家實　通宗の子
但馬守高房　有明親王村上の御兄弟の末に行任と云あり殿上花見にあその子也
り

春宮亮經章　系圖にみえず
一宮　敦文上文ゥ十八一宮　扶桑略記に年僅四歳とあ
り
とのにもォ廿二　師實
大納言殿　顯房也敦文の外祖父也
東宮大夫殿の女御　道子
女宮むまれ　善子也上文ゥ廿女御どのたゞならずなり
給ふ事みえたり承暦元年也
中宮は　賢子
あさましき御事　敦文のはかなくなり給ふこと也
大納言殿ォ廿二　顯房顯房女賢子のうめる敦文の外祖父也
ひめみや　媞子
ふた所ォ廿三　敦文と媞子と也
又たゞならず　中宮賢子也
なほさるべき　やはり御懷姙とみゆること也
故女院も　上東也永承二年白河殿に上東うつり給ふ
根合ォ十八にみえたり
申させ給へるゥ廿三さ一本　一本よし
御堂のかぎりさ一本　一本よし
瑠璃の地に云々　阿彌陀經池底純以金沙布地四邊階

道金銀瑠璃玻瓈成々
ふながく廿四オ　船の樂也
うたぬになる云々
しゝこまいぬのまひ出たる
すそう　衆僧
けんきやう　檢校
あさり　阿闍梨
天ぐえつくらせたるはしと　天狗の意にこゝに御堂
　はつくらせたまふことはあらじとおもへるにねた
　しと天狗いふなり
若宮廿四ウ　敦文てふ印本
年かはりく｜　小印本よし承暦二年也
とのゝうへ　師實北方
いみじかりし　敦文のこと
故入道殿　頼通小祥忌
四條宮　寛子也上文オ四にも
とのゝうへ　師實北方
中宮の御うぶや　上文廿三オにたゞならずなり給ふこ
　とあり
ひめみや廿五ウ　媞子

齋宮にやがて　上文オ廿三にみえたり
女宮　令子也扶桑略記承暦三年五月十八日中宮誕皇
　女とあり
殿のうへ　師實北方
水のしら浪
大將どの廿六オ　師通
女院　章子
四條宮　寛子
女などの心およばぬ　此物語は女のかける一證也
いろ／＼ともをつねの色云々　心ゆかず
さいさいなめば廿六ウ　さい｜一つは衍文也
物ひきなどして　誤字有にや
故關白どのゝ　教通
女御どのに　生子
貲仲の中納言廿七オ　貲平男
○二條院の　一本よし
信宗　小一條の子ナシ一本
御むすめの｜　一本よし
帥大納言　經輔
小野宮の中納言　經通

出雲守　經仲
をこご宮廿七オ　堀河院也承曆二年五月令子をうみ給ふ事上文廿五ウにあり今こゝに御産あるは承曆三年也扶桑略紀承曆三年七月九日中宮誕皇子とあるこれなり
大將殿　師通
わかみや　忠實也
殿にむかへ　師實
又も見や　賢子
女御どの　道子
ひめみやの三四ばかり　善子也上文廿二オ九月うまれ給ふ也此處おほよそにかきたるものとしても堀河院のうまれ給ふは承曆三年七月九日と紹運錄にあれば善子の三つになり給ふことはたしか也されば三四ばかりといひしならむ
女宮にて廿七ウ　禎子塙氏所刻紹運錄按陽明門院は禎子也かならず同名にはあらざるべし
四條宮につれに〱一本　一本よし四條宮は寛子なるべし紫野廿一ウに四條宮のひめみやもわたらせ給ふとあるひめみやこの禎子也

大將殿　師通
わかぎみ　忠實
おはしましかよはせ　四條宮へ也寛子は頼通の女にて師通の姉也
いづこにも　禎子をも忠實をも也四條宮の心に也
うへの御なからひ　民部卿俊家女也上文十六ウ民部卿のむこにならせ給にき
なりまさ○せ給ら一本　一本よし
誰もいかに　おのれの子共を案ずる也
此うへは　師通北方
わかぎみ　忠實
殿の　師實
殘りの君達　松下枝廿オ十に女子あまた有よしあり
大臣になり給ふべきに　俊家が也
東宮大夫殿　能長也養父能信の方により大臣にもなるべきすぢ也と云也能信ならんからに大臣になるべきすぢともおもはれず此處誤字にてもあるにや但敎通の子信長は内大臣より太政大臣にもなるなれば一族のこと故に大臣をのぞむも理なしといはず

こ大夫の御かたさま　能信也（能長ハなり）能信の女は白河
院の御母義子也このよなみもある故に也
民部卿　俊家也俊長が大臣にならんには兄の俊家が
おきるゝ也一の大納言と一のと云ことを云はいか
に能長は俊家の弟にて叔父能信の養子になりたる
也
内大殿　信長承暦四年八月任るよし補任にみえたり
民部卿　俊家　同上
春宮大夫　能長　同上
源大納言　顯房也賢子の父
あにの大納言は　俊房は娟子のあやまちあれば也煙
・後にみえたり
右大殿は（廿八）　俊家
との丶御心　師實
むすめの御ごくに　師通北方は俊家の女也その北方
のうめるわか君を師實かなしうすれば（上文廿七にあり）その
幾着により俊家をもとでにせぬ故にはちかくすと
いふ也
大饗の程の事
内大臣の女御　能長の女道子

唯三宮にて　准の誤
こごのほかなる御前わたり　みかごのこごのほかな
る御心ある事をしるしたる也たとへば女御の御意
にそまざる事のあるときなごはその女御の曹子の
前をつれなくわたらせ給ひておぼす女御の曹子に
ゆかせ給ふことあまりにひたぶるこゝろにまして
ちかくはみじとおぼしきらせ給ふ御けしきのいか
にぞやおもはるゝことありと也
大將どの　師通
右大どの　俊家也上文（廿七）にもかれ〱になり給ふ
ことみえたり
さし比といふ物　小印本おなじされご誤字有べし和
名抄疾病部瘡類篇（俗云）頸腫也狩谷望之校注右大
臣俊家公患ニ路蔓見ニ榮花物語布引瀧卷ニ路郎擾新
撰字鏡漢訓止利久比采云扶桑略記第三十永保二年
十月二日右大臣藤原朝臣俊家薨年六十四也狩谷氏
蓋有ㇾ所ㇾ據来ㇾ聞今狩谷氏攷證によりて考ふる
にさし比路といふとありけんを比ご路ご字形ちか
き故に路の字を刪すてたるものならんか
内大どの　能長

右大將どの廿九オ　顯家
れいの宮達の云々　上文廿八オ源大納言宮達の御おも
てぶせ云々とあるを云あにの大納言とあるは上文
廿八オ民部卿兄にて云々とあるを云
あにの大納言　俊房
左大將　師通
一の人　關白をさす師實也
東宮大夫　能長也能長は內大臣にてうせ給ふこと上
文二十八ウにありいかゞ
內の御おち　母かたの御をぢ也おとあるわろし
藤大納言　忠家
源大納言二人　俊房　顯房　永保二年俊房右大臣永
保三年顯房右大臣俊房左大臣と補任にあり
殿の大將　師實の子師通也
殿は廿九ウ　師實也十九歲にて內大臣になり給ふ康平
三年の事也補任にみえたりこゝに十八とあり一年
のたがひ也
土御門右大殿のうへ　師房北方道長女
大臣三所　俊房顯房師通
たひ。かへす　一本よし時もたがへすといふ事也

めでたき御事也かく一本といづれにても
小一條のおとゞ貞信公　忠平
小野宮殿　實賴
九條殿　師輔
二宮の　堀河院ことし永保三年されば五つになり給ふ也
いつゝにおはしましゝ　承曆三年にうまれ給へばこ
れは永保三年也
又の日紫野に　此次の卷を紫野と云こゝにも紫野と
云詞あり
若宮　二宮のことにて堀河院と後に申す
むらさき野
此卷に八オ四月に成て祭り院齋宮など御覽ずべしとて云々むらさき
野へきほひそきたる車の云々とあるによれる卷の名也布引瀧の
末廿九ウに又の日紫野にわたらせ給云々とあり
殿には　師實
宮達若君　白河院御子と師通の子忠實と也
おぼしわたるに　上の句にもに文字ありて耳たつ也
應德元年　布引瀧の末に永保三年のことありその翌
年也
四條宮　寬子
殿のうへ　師實北方也師房女麗子

紅葉ははし又　いづれにても
中宮ヵ一　賢子
みやの御方　寛子
宮の御こゝも　賢子
右大殿のうへ　顯房
殿うへ　師實と師實の北方
内の御せん　今上　御せんは御まへとありたるを書
　ひがめたるならん上の巻にも此誤あり
又これを　今上のことを
春宮大夫　公成の男實季也白河帝の母の御せうと故
　に帝の御事をいみじくおもふ也
宮々とのに　賢子の御服によりて也師實は賢子の
　御さゝなれば也
齋宮おりさせ給　媞子也母賢子なくなり給ふ故也
あるべきよりもすき　こゝにて少し句を切べし出格
　に功德し給ふ也
正月　應德二年
およびなくかけも　たれの歌にか初句未考
又のとしの九月ヵ三　これにては應德三年かとおもふに
　しからず此下にある歌にてみれば一めぐり也さて
　は猶二年也又のとしとは賢子なくなりてより又の
　としと云こと也
春宮　實仁後三條の御子也白河院御弟也
ちかくはきこえぬ事　未詳
女御殿　業平女也實仁の母也
一品宮　實仁の御姉
時うしなひたる山がつ　女御がたのもの時うしなひ
　て山賤となれるよし也
月日はかくれどヵ三　これにて應德三年をしらせたる
　もの歟
二宮にヵ三　堀河院也應德三年也
故宮　賢子
賀茂にみあれの日ことに行幸ヵ四　御なげきによりて
　也上卷にかゝる例になりたることみえたり菜の卷さ云ことな尋れて書出べし
齋宮なども　賢子なくなりて齋宮もおりたまへどそ
　の次をたて給はざるはみかどの御心におりゐ給は
　んの思召有故に引しろひ給へるよし也
右大どの　顯房也賢子の父
土御門右大臣のうへ　師房北方道長公女

との〻うへ　師實北方
左右大殿　俊房　顯房
きさきにならせ給はずウ四　道長の女おほく中宮にな
　りたれば
大臣たち　俊房　顯房
關白殿うへ　師實北方
內大殿　師通師實子也
十二月十六日　應德三年也
この宮のまして　いまして也賢子存生にて也源氏桐壺
　にもよくにたる事あり
今の攝政　師實
院の　白河院
故內大殿オ五　能長
ひめみや　道子のうみ給ふ善子
前齋宮　媞子母は賢子也
院にいらせ給　白河
このみや　賢子
此みや　前齋宮媞子
御禊十月　應德四年即寬治元年也
との〻姬君ウ五　師實女

故右大との〻　賴宗也布引瀧オ十三に此事みえたり合
　てみるべし
いまとなりては　今世はと也されば下文にさき〴〵
　のさまとあり
故中宮も皇太后宮も　故中宮は賢子也皇太后宮は歡
　子なるべし
攝政どの　師實
との〻うへ　師實北方
ひめみや達　賢子のうみ給ふ
院　白河院なるべし
前齋宮　媞子
陽明門一本院　一本よし
四の宮　未詳もしは四條宮にて寬子にはあらずや但
　小印本も四の宮とあり
梅壺の女御オ六　基平女也實仁母也されば東宮實仁の事
　を基平女がおぼしいづらんと也上文とは別にてひ
　ろくその比の事をかける也此下の三のみやもひろ
　くいふ也御禊にはあつからず
三のみや十シ一本　輔仁
五節なれど　一本よし

大嘗會　御國ゆづり有し故也
うち殿のうへ　隆子也系圖に應德四年とあり即寛治
　元年也
左大殿　俊房也俊房の叔母也
年かへりぬれば　寛治二年
院に　白河院に也
御みつゝゐひてわりきせ　おりとはいかなる事にか
　上文四御輿にみつらゐひてたてまつれるとありさ
　てはこゝも御輿よりおり給ふ事にや
との丶人六ゥ　師實
殿左右大殿御一本よろし　（[illegible]）
内大殿の若君　師通の子忠實
とのにおほし　布引瀧廿七ォに師實のむかへとりてか
　しづくことみえたり
少將におはしましゝとき　ことし寛治二年正月元服
　也此已前少將の時しか〳〵也といへる也公卿補任
　寛治五年に忠實年十四從三位に叙し右中將如元
　とみえ又いはく寛治二正廿二叙正五下元服といへ
　り口廿一口と廿二日とたがへるのみ也
頼綱　頼國の子
さきぞむる　續古今賀
故みや　賢子
この二三年　賢子應德元年になくなりて寛治二年ま
　でにては出入五年也さればこゝに二三年と云也
齋宮七ゥ　善子此たび齋宮に立給ふ也
ひめみや　令子
たゞ齋宮の御方　媞子也前齋宮也上文五ォに院の御か
　たはらにのみ居給ふよしあり
たゞ宮の八ォ　賢子
四月に成て　寛治二年
むまごき八ゥ　むまのとの文字有べし午時也
ぬしはたれと　古今秋上ぬししらぬ香こそにほへれ
　秋の野にたがぬきかけし藤ばかまぞも
齋院などのたうじ　當時也泛くいふ詞也その時にあ
　たりて今上の后ばらの内親王などにて齋院に立給
　ふはめでたけれど也今齋院きさいばらといふこと
　にあらず此時の齋院は小一條の齋子也堀河御即位
　にて白河院の令子内親王かはらせ給ふこと下文十
　ゥにみゆる也
おはしますみて　一本よし

むらさき野へきそひ　此詞より此卷の名をさる

かゝるをりにや　上文のくるまのひゝき云々などいふ詞かねての譲にてもあるにやしからざればかゝるをりにやと云詞居つかず

さき〴〵のみかど　後三條後冷泉後朱雀後一條三條一條などいづれもおりゐのみかどになり給はすその御代になくなり給ふ

齋院の御車とゞめて云々　これは今の賀茂齋院にて白河院のかへらせ給ふを御覽ずるよし也此時の齋院は小一條の齋子也

鳥羽に宮達云々九ウ　是は別のことなり

二條院　章子一本也父君の御爲に也

故院の御果所に　一本よし故院は後一條也小印本も誤

菩提。院樹一本　後拾遺哀傷に菩提樹院に云々とあり

御八講五十講　法華なるべし

故院故みや　故院は後一條也故みやは母の威子也

後冷泉　二條院は後冷泉の后也

彼源氏のおほやくひの宮の云々　源氏榊の卷にみえたりその詞にいはくはじめの日は先帝父君なりつぎの日は母きさきの御爲又の日は院の御料御院也五卷の日なれば云々はての日は我御ことを結願にて

こ院の御影　後一條

いかにして　後拾遺哀傷出羽辨

。御女とて云々上東門院方に故院の[illegible]中納言[illegible]一本中納言殿の十ウ　いづれよからんしらず

御前わたらせ　章子也

皇后宮十ウ　馨子也章子の妹也

おはしましゝ　おはしましとのみあるべし

年かはりて　寛治三年

民部卿　經信

故院の　後一條

皇太后宮　歡子

四條みや　寛子

故中宮のひめみや　賢子のうみ給ふ禎子

此みやに

瑠璃女御　小一條女御

齋院　齋子一本也母瑠璃女御

いさうらむ　一本よし

一院の姫宮十一ウ　白河院の御子令子

殿におはします　師實

四條宮のひめみや　頼子也母は賢子也四條宮は寛子也寛子のもとに頼子居給ふ也布引瀧廿七ォに四條宮にてあづかひ給ふことみえたり

齋宮の　善子

またのとしの十二ォ　寛治四年

けいしはき　未考

齋宮も母女御　道子也齋宮は善子

久しくなることにもなけれど昔を今にと　伊勢物語第卅二 いにしへのしづのをだまきくりかへしむかしを今になすよしもがな

内大殿　師通以下 寛治五年也三位中將忠實補任證とすべし

少將　忠實

程なく中納言十二ゥ　寛治六年也補任證とすべし

左大殿　俊房

四條宮　寛子

つもれる人

大殿の　師實

御孫にて　忠實 師實孫 師通子

えだ〳〵　枝々也

春日の神　藤原氏故に

みかさの山十三ゥ

れ年月のほどもたがひて云々とありし孝云根合又此上次に榮花のかみの巻にはとのゝ御子おはしまさすと申たるにかくさま〴〵とめでたくとあり（これも別人の詞なり）

第卅九布引瀧に二宮殿の御有さまと保のかへさよりもこゝろことに御車のあたりをめでたく世のめて申さぬなくなんありしとぞ申つたへたる（こゝまで又後の人の書つぎたり）

第四十紫野

此物語はしめは三十帖なり後の十帖は後の書つきなり

以上或人の手校本にみえたり（後日原書にて校合すべし）

第卅七煙後が一七月七日中宮の御前に云々　これはこよなきまつのことなり先帝をは後朱雀院とは申める

孝云上の巻よりつゝきてかけるものならはかくはいふましき也別人の續編なれはかゝる詞も有なるへし根合の巻よりは筆たけてみゆるなり

第卅一殿上花見に二ケかみの巻にしるしたれは新らしくも申たてす（これ別人の詞なり）

前田侯藏の說　此物語ははしめ世繼物語といひて原は御堂殿のウサレ給へる鶴林巻をとぢめにて三十巻に記畢れるものなりし大鏡の巻の末に世繼の目錄とて記し載たるにも鶴林まてありて以下の十巻はなしまた金澤文庫の榮花物語目錄（[illegible]後京極殿にて[illegible]入道の時の[illegible]は[illegible]な）にも鶴林まて巻[illegible]名有て末（[illegible]此[illegible]文[illegible]につたへたまへり）は巻の數のみを記せり今世に傳れる古本にも鶴林を終として殿上花見より末十巻をそへさるかかしこき秘藏にて傳はれりときく或說に末十巻は出羽辨[illegible]のかけるならんといへれと我名を出せる所もその讀る歌を記せる所も自己の筆にあらさるさま著し又安藤爲章は全部堀河院以後の男の手に成りたるものと云れと然らす鶴林より後は堀河以後の人の筆といふへし（[illegible]の正篇にこの說あり）

孝云こゝにかしこきとあるは楓山をさす

此物語赤染衛門の作にあらず（赤染は紫式部と同時也）いかにと云ふに此物語に源氏物語を引用したる所これかれ見えまた初花の巻なとは紫式部の日記をとりてかけるもの也水戸の安藤爲章の紫女七論の中に赤染衛門の作にあらぬよし明辨あり今その說にしたがひ見

あたらんまに〳〵猶そのあかしどもを書出しおくになん

泥齋

赤染衛門がなくなりし年月はいつぞとゝへる人ありその時おのれ答てこはたしかにそれの年それの月といへる本文はあらざるべしもしなくなりし月日しかとしられなば榮花は此作にあらじといふことはしらるべきをかいなでの人は衛門の撰とおもへるをみればなくなりし年月のしられざることしるし夫匡衡におくれて子擧周にうまこの出來たること家集にみえたり又紫式部と同時なること紫式部の日記にみえたりさて世繼物語（即榮花）を此女房のかけるやうにむかしよりいへど榮花の末には堀河院の事まであれば赤染百いくつといふまでもなからへねば書とりかたきよし爲章年山紀聞紫女七論などにくわしくことわりたるぞよろしからんと答へたることありき

紫女七論（修撰年序）

或人云榮花物語（續々の別の卷）長德二年の文に内大臣伊周公のかたちをほむるとて彼光源氏もかくや有けんと見奉ると書たりしかれば此物語は長德より前に出來て世に流布したればこそ赤染衛門も伊周公を源氏にたとへては書けめ如何答云されはこそ爲章曾て榮花を赤染か作にあらずとこそかやうのところ多ければなりその榮花は赤染也（按云也字かならず誤世別本みるべし又おもふに也はやのかなにて赤染や紫やといふことか）紫より後の人古記を取あつめて其間に詞をくはへて全書となしたるものとみゆ初花の卷はやがて紫日記をとりてしたてたり日記に赤染衛門清少納言和泉式部齋院中將などの評をもしるしたれはその人々存生の日には世にもらすべき物にあらず赤染もまた同時同輩の日記を有のまゝにぬすみて初花の卷を作るべしやよく〳〵おもふべし又布引瀧の卷は堀河院御世の事をしるしたり赤染もし存命せば百數十歲なるべしいまださやうに長壽の名をきかずこの外猶赤染が作ならぬ證據たほけれども事なかければさしをき侍るべし相かまへて浮說妄傳にまよはすたゞ本書をくはしくよみて試みらるべしといへど門人猶いぶかしき顏してまかてぬ（榮花物語いにしへに世繼と云ひて男の作なるよし別にしるし侍り）

伊勢氏二上峯（百一又長埼其大意如左）又安齋隨筆集八十七（第二）本名

は世繼也後に拔萃し九卷となし繪を加たる本あり始めて榮花物語と題したり本朝書籍目錄の古本には世繼四十卷とのみあるに印本には相ならへて榮花物語四十帖あり後人加筆なり

安齋隨筆前篇十六 第一より第四十まで藤原爲業の撰也伊賀守爲業は土御門院御宇の人後出家して法名寂念と號す世繼物語といふは榮花物語の本名也一名榮花物語と云ふ古き物に引たるに皆世繼物語とあり印本の書籍目錄に世繼物語四十卷とあるに並べて榮花物語四十卷赤染衞門作とあるは後人の加筆也荷田在滿が校本に榮花物語とあり傍にイニナシと記したるは古本になきことをいへる也赤染衞門か在世よりも百年はかりも後のこと也爲業の撰なること疑ふへからす○同第八十九にも此說あり

第八初花卅四ウ 紫式部の歌あり

第廿六楚王夢廿四ウ 紫式部かむすめ越後辨か後朱雀御子嬉子のうみ給ふわかみやの御めのとになりしことみえたり

第廿七衣珠九ウ 越後辨か長家（道長公の御子）に歌奉りしことあり

第卅一殿上花見にひかる源氏かくれ給てなこりもかくやとそゝきすかに覺えけることあり

第卅六根合十五オ 源氏の三條のみやおはせてのち大將むかしにおとらずうちのおほとの丶姫君とみ丶ちておはすることゝいひたること丶ちそせさせける孝云三條のみやは葵上の母君也行幸の卷にて三條の宮なくなり給ふさてこ丶にいふ所はいづれの卷なるかしづかに考べし（姫君とみゝちてとあるは誤字あるべし）

第四十紫野九ウ 彼源氏のかゞやくひの宮のあまになり給願文よみあけんこ丶ちして（二條院章子東山に菩提樹院を建立有て法會のさきのことなり源氏は榊卷にあり）一人の手にてかゝざるあかしとも左のことし（上文或人手校本にも此說あり上にのせたり合てみるべし）

第十日蔭のかつらに（寬弘八年）さき／＼はみねばしらすとあり

第卅四朝緑八オ 辨のめのと（禎子乳母）より小侍從（一本）の君におくれる歌あり一本の江侍從は赤染也小の字はわろかるべし千載雜中を證とすべし

同十四ウ 今は古代の事なれど（寬仁二年）

第十五疑十七ウ 淨明寺建立の事を追記したる所に寬仁三年也（本朝文粹十三によるに寬弘二年也一本に二年とあるをよしとす）云々その火一度いてゝこの廿餘年いまたえず

一枝軒野村氏の事跡考云寛弘二年より廿餘年なれば萬壽の比此物語は書初るか

孝云日蔭のかつらと疑の卷とによれば寛弘八年の比内わたりをしれる人にて夫より十八九年も後にかけるなるべし

第十七音樂十六ウ そか中にもけちかく見きゝたる人はよくおほえかくらんこれは物もおほえぬ（きま一本）きみたちのおもひ〳〵にかたりつゝか（く二本）いすればいかなるひかことあらんとかたはらいたし

孝云其時のさまをみたる人よりきゝて書しるしたる也

第廿四若枝廿一オ わかはつかしければさやうにこそはおぼえ侍れ

孝云此物語かける人わが也

同十二ウ 御祿共取出させたまふくらければみえねどいみしうせさせ給へりとそきゝ侍し

孝云此物語かきし人その座に有し也

第十九御着裳九ウ われひとりにあらずのとかにみることならねばひとつに目をとゝむとおもへばえたかたへは見うしなひてさらに〳〵はか〳〵しうおぼえかたるべきやうなし

孝云此もきをみたるものゝ此物語かけるなり

村上

- 遵子 小野宮實頼女
- 安子 九條師輔女
  - 一 女宮承子
  - 二 冷泉院
  - 四 爲平
  - 五 圓融院
  - 女宮輔子
  - 女宮資子
  - 女宮選子
- 徽子 式部卿重明親王女 重明は醍醐の御子
  - 女宮規子
- 莊子 代明親王女麗景殿代明も
  - 七 具平
  - 六 女宮樂子
- 芳子 小一條師尹女宣耀殿
  - 八 昌平
  - 永平
- 元子 元方大納言女
  - 一 廣平
- 御息所 廣幡中納言庶明女
  - 三 女宮盛子
- 御息所 按察大納言在衡女
  - 九 致平
  - 昭平
  - 女宮保子

威子 道長女
　├ 女宮章子 一品宮
　└ 女宮馨子

小一條院 後一條東宮よりおり給ふ
延子 顯光女
女御 道長女
院上 頼宗女殿上花見

後朱雀院
嬉子 道長女 尚侍
　└ 後冷泉院
禎子 三條院女宮陽明門院 母道長女妍子
　├ 女宮良子 齋宮
　├ 女宮娟子 齋宮
　└ 後三條院
嫄子 敦康親王女宮
　├ 女宮祐子
　└ 女宮禖子
生子 教通女梅壺
延子 頼宗女
　└ 女宮正子

後冷泉院
章子 後一條女宮 母道長女威子 二條院
寛子 頼通女四條宮
歡子 教通女

後三條院
茂子 實季女 實公成女
　├ 女宮聡子 一品
　├ 女宮俊子
　├ 女宮佳子
　└ 白河院
馨子 中宮
　└ 皇子
昭子 頼宗女
梅壺女御 源基平女
　├ 實仁
　└ 輔仁

白河院
賢子 師實女 實顯房女
　├ 敦文
　├ 堀河院
　└ 女宮媞子
道子 能長女
　└ 女宮善子
某、顯房女
　└ 覺法々親王 仁和寺

堀川院
禎子 後朱雀
弘徽殿 第廿八若水が十五孝云はじめこゝに居て後に承香殿にうつり給ふなり

第卅四 晩待星一葉ウ　一品宮は禎子 宣耀殿麗景殿におなしきをは承香殿のめんたうより通てのほらせ給ふ

後朱雀東宮也

承香殿第卅八 若水十六ウ 孝云禎子のおりのぼりのやすくし給ふ爲にしつらふよしなれば東宮の居給ふ所へ弘徽殿よりは承香殿ちかきなるべし

下文十七オ 此さのへ禎子うつり給ふことみえたり又おもふに承香殿やがて東宮の居給ふ所なるべきか

○晩待星によれば後朱雀は梨壺なりさては梨壺へ承香殿はちかきにや

中宮威子

宣耀殿第卅九 玉のかざり二十オ 宣耀殿の北表は弘徽殿の南表

孝云その證たしかならず

後冷泉わかみや

三條院第卅九 玉のかざり十オ　孝云妍子病おもらせ給ふ所は御ふところにわかみや居給ひてはなれ給はぬ故にしひてなり

梅壺第卅四 晩待星七オ

源子後朱雀女御

弘徽殿

登花殿第卅四 晩待星一オ

後朱雀

梨壺第卅四 晩待星一オ 内は梨壺になほおはしませば云々（これは長暦元年後朱雀御位なり内とは後朱雀をさす清涼殿へは梨壺よりは方ふたかりたればこゝに居給ふ也下文八ウにてしらる後朱雀は東宮のときのまゝに梨壺に居給ふなりけり

章子後冷泉女御

藤壺第卅四 晩待星七オ むかしのまゝに云々

殿上花見七ウ 藤つぼの東表より一品宮西表は二の宮

上東門院

西對　南西にかけて　一品宮章子 一本

　　　北東にかけて　馨子 一晩待星ウ

凝殿　東表　一品宮章子

　　　北表　上東・馨子 晩待星

　　　西對　後冷泉 立太子後

弘徽殿皇后宮禎子

藤壺　源子崩後女宮

梅壺　生子

○梨壺　東宮御後冷泉院北方爲上局一品宮住給例のやうに春宮おはしますとあり松下枝ウ十一にも此趣也

宣耀殿　一品宮章子　晩待星ウ十四

麗景殿　延子頼宗女　晩待星オ十五にみゆれとゝゝとはなし系圖にはあり

弘徽殿　上東門院の女房つほね殿上花見廿四オ

後三條　延久三年

中宮馨子　弘徽殿

一品宮　後三條の內親王也聰子　藤壺

昭子　承香殿

○基平女　梅壺

東宮御白河院　梨壺　例の梨壺とあれば東宮はゝゝに居給ふものと見えたり晩待星ウ十九も此趣也

道子　宣耀殿

賢子　麗景殿

以上松下枝ウ十一

東三條

口蔭のかつらウ十八京極殿はかたふたかれはえおはしまさて東三條院にいでさせ給ふ

土御門殿　（頭注云）土御門內侍督綏子舊宅の事疑の巻ウ二十 鳥邊に在此に道長病中方位をしさて住たる事ありこれに京極點とは別所か

京極殿

おなじことなりその證は玉の村菊ウ廿三に火出來て土御門殿やけぬと有を朝緑ウ十二に京極とのはをとゝしの七月やけにしをとあり又御着裳オ一に土御門殿へわたらせ給へきなりと有るを一本には京極殿とかけり拾芥抄の圖をみるに東京極通り土御門の處に京極殿といふあり是なるべし

上東門院はこゝに居給ふなり若枝の巻ウ十五に大宮土御門殿におはしませは云々とあり御着裳の巻オ十一大宮つちみかど殿におはしませば○初花ウ五十二中宮云々京極殿に出させ給（上東はらみ給ひて御里へおり給ふ所なり）

鷹司殿

これも同所なり今はわひしとなけく女房巻にオ二中宮一品宮も北の政所のおはします鷹司殿に出させ給とあり下文ウ二女院も京極殿に出させ給ぬ鷹司殿とのゝうへはまちつけ聞えさせ給てとありこれ可證拾芥抄には鷹司殿萬里小路東富小路　土御門內裏土御門南　京極殿土御門西とありいつれも大概同所也

枇杷殿　みはてぬ夢卅四オ卅四ウ

同　六　乙訓郡　西岩倉山東之岩倉西乙訓郡　勅撰和歌諸社樸
元記等を引
粟田口
鳥部野ウ十三　あはたくち關山のほさの處也石山詣　山城名勝
志十三愛宕郡　粟田口　海道記行光を引　孝云雜書類
從三百三十に此書あり
ふなをか
鳥部野オ廿六　つほみ花オ十三　楚王夢オ廿一
山城名勝志十一愛宕郡　舟岡
花山第二花山の巻さ云
山城名勝志十七宇治郡　花山寺元慶
花山慈德寺
鳥邊野ウ廿六　山城名勝志十七宇治郡　引拾芥抄云東山
寺號花山　こゝのこみは寺のそへたる也傳記を尋へし
法興院
さまへの悦永祚元オ十七　かくて大殿十五のみやの
すませ給ひし二條院をいみしうつくらせ　大殿は又兼家也
下文正暦元オ廿四　二條院をはやがて寺になさせ給つ
云々又ウ廿九　二條院をは法興院さいふに此御いみの
ほごおほくのほとけつくり以て　此いみさは兼家の忌也　初花ウ廿六

朝議オ廿　玉臺ウ八　山城名勝志三洛陽　法興院　引拾芥云二條
北京極東本院東二條二條關白傳領大入道殿第後爲
堂號江入道云兼家本願仍號法興院關白
岩蔭
石蔭オ八　一條院を火葬にし給ふ所なり　嶺月ウ十五小
一條女御[illegible]を葬○楚王夢オ十　後朱雀　御侍[illegible]子火葬
山城名勝志七葛野郡　引拾芥抄云西園寺東北野北　孝云
石蔭の次に岩蔭永宗又本善寺をのせて榮花石蔭巻
引
鳥邊野[illegible]　山城名勝志十五愛宕郡　鳥邊野
圓成寺[illegible]
山城名勝志十三[illegible]　圓成寺引左經記云寛仁四年六
月十六日丙申故一條院御骨爲淨方是年來奉置圓成
寺而依方角圓融寺邊今日奉渡これにてしはらく安
置し給ひしにあたること明了也○圓融寺可併考
北山長坂野[illegible]
山城名勝志十[illegible]　北山ある長坂あり　[illegible]
あり
同[illegible]本寺[illegible]　榮花物語石蔭日本紀略等
こ[illegible]年[illegible]云寛弘八年七月八日葬北野永

坂内本寺前置御骨於圓城寺號一條院とあり

一條院陵　山城名勝志八葛野郡一條院陵引左經記圓成寺の下に引たると同文にて今なし文多し

圓融寺　同

圓融院陵　同

山陵

代々御骨

山城名勝志八葛野郡圓融院陵引三僧記云保壽院件房圓融院山陵隔壁也代々御骨及于堀川院皆御坐此處仍臨幸尤可有憚云々

横川　日蔭のかつらォ十九

無動寺　日蔭のかつらォ廿　玉のかざり三ウ四オ

松本　つぼみ花ォ十六

宇治殿　玉村ぎくォ五

貴布禰　玉村ぎくォ十

觀音寺　玉村ぎく廿四ウ廿五ウ

八幡　木綿四手ウ十二　松下枝ウ十六　布引瀧ォ廿六

大津　疑ウ十一本ウ二　大津梅津の心ちするも西東といふこれなりけり。みゆ　孝云大津は東也梅津は西なり東西をわかたぬたとへにいふなるべし

梅津　疑ウ十

山階寺　疑ォ十二　本雫ウ廿七

東大寺　疑ウ十二

淨妙寺一本　疑ウ十七

鴨院　本雫ウ十八

世尊寺　本雫ォ十九

大安寺　本雫ウ廿八

圓教寺　御着裳ウ十四　一條院の御八講圓教寺にてとあり圓成寺可併考

七大寺　御賀ォ九

なかたに　後悔大將ォ十

なら仁和寺などより　嶺月ォ四

法性寺　嶺月ォ九

法住寺　衣珠ォ六　法性寺住一本　同十一ウ十二オ

かニ本そうりう院きニ本　嶺月ウ二

ナシ一本そうりう院住一本　嶺月ォ十六　同處三條院皇后娍子葬地

くぬしま　楚王夢ウ卅

無量壽院　鶴林ウ十三　歌合ォ十二

大井河　布引瀧ォ十一

布引瀧　布引瀧オ十四
紫野　布引瀧ウ廿九又紫野と云巻の名あり
九條のあなた鳥羽　紫野ウ三七オ
こづ川　紫野オ十三
さほとの　紫野オ十四
三條宮　一品循子作給よし　殿上花見ウ五
石清水住吉參詣
賀茂河しり　殿上花見ウ十二
山崎　同オ十三
石清水　同オ十三　松下枝ウ十六
みしま江　同ウ十三
江口　同オ十四　松下枝ウ十七
くまかは　同ウ十四
すみよし　同ウ十四　松下枝オ十九
天王寺　同オ十五　松下枝オ十九
かめ井　同オ十六　松下枝オ十九
難波　同ウ十六
河尻　同ウ十六
天の川　同ウ十六　松下枝ウ廿三
みこひたり　晩待星オ十一　尊卑分脉六知家

祇園　松下枝オ十二
日吉　松下枝オ十二
天王寺詣　松下枝オ十六　紫野オ一
八幡廿日二月　石清水　橋もさの津
江口廿二日　なから　なかつ川
住吉廿三日　天王寺廿四日　かめ井
くらしま廿五日　天の川廿六日　八幡廿七日
淀
高野詣　紫野ウ六
赤染姓氏
日本紀巻二十八天武元年　赤染造德足　同通證云姓氏錄不載袋草紙曰赤染時用女赤染衞門　續日本紀巻十七天平十九年八月　賜正六位上赤染造廣足赤染高麿等九人常世連姓又見巻十八（天平勝寶二年九月蓋一誤）　續日本紀巻十八天平勝寶二年九月正六位上赤染造廣足赤染高麿等二十四人賜常世連姓（已見巻十七天平十九年八月但二十四人作九人蓋一誤）續日本紀巻三十寶龜八年四從六位上赤染國持正六位上赤染人足從八位下赤染長濱外從六位下赤染帶繩等賜姓常世連
赤染

大江匡衡妻也後拾遺雜一赤染右大將道綱に名立侍ける比つかはしける 大江匡衡朝臣「あるか上に又ぬれかくるから衣みさをもいかゝつくりあふへき」此云右大將道綱は御堂關白道長公の兄なり 寛仁四年[illegible]薨 花木のしづく

大江姓氏

嵯山成徳の系圖は何によれるにか可考 千載集雜中 大江匡衡 學文料中侍けるをたまはらす侍ける時人のとふらひけるかへりことによみてつかはしける「おもひやれさよにあまれる灯火のかゝけかねたるこゝろはそきを」季吟抄云式部少輔維光子左京權大夫又云大江氏は中納言維時朝臣文章博士を兼任してより重光匡衡なさはじめ代々大儒の家なり依て江家といへり 季云嵯山氏の系圖には維時はあれど匡衡はみえず維光もみえず 水府に系圖纂と云ものありこれらを閲したらんには詳にしらるべきか 今昔物語十九第二 圓融院の時大江定基入道して三河入道と云よしあり名は寂昭と云元亨釋書に寂昭の傳あり

女房

侍從命婦 選子乳母 [illegible]一いとふやは侍從命婦か[illegible]もとおもほし[illegible]て任[illegible]又下文[illegible]

[illegible]

小貳命婦

佐 命婦

大輔 [illegible]十九ウ

大貳命婦

少將乳母

民部乳母

衛門乳母 乳母 冷泉院の二三宮の御乳母さも也道子の女房也花山卷ア

內侍のすけ さま[illegible]二オ上文 二オ一本一條院乳母也

藤內侍

橘內侍 さま[illegible]

藤內侍 さま[illegible]

設子女房

みゆき 初花の後かはりはたかた字は上に用しは

もはた歟

ほあき 頭歟

すいき 百首歟

はたこ 此[illegible]歟

しきみ 皆歟

宣旨若 爲遠朝[illegible]十一

中將命婦 鳥邊野四ゥにてはしかさしられけさ初花の卷廿五ゥ中將命婦故院の（さ一本）う參らせさせさある處にては遵子女房さすへきか

一條院女房

右近內侍 うら〳〵のわかれ十七ォ四十ゥ廿五

中將命婦 鳥邊野四ゥ廿三ォされさ初花卷廿五ゥによれは遵子女房さすへきか

小宰相君 彰子御產のとき初花廿一ゥ

宮內侍 同廿一ゥ廿四ォ

藤三位 同廿五ゥ 爲光の兄弟也

辨內侍 同廿八ォ

左衞門內侍 同卅ォ

循子定子所生一條院皇女女房

辨乳母 うら〳〵のわかれ廿八ゥ

少輔命婦

北野三位師輔男遠度女

定子女房

淸少納言 鳥邊野二ゥ

兼經の乳母道綱子

辨の君鳥邊野 十二ォ

公任女中の君乳母

辨の君 本雫廿五ゥ

彈正宮爲尊のかよひ給ふ

新中納言 鳥邊野廿七ゥ

和泉式部

一品宮禎子 童

をかしき笑 やさしき恥 ちひさき少

大ききなき稚（一本たき）めてたき本雫廿七ゥ 愛

娍子宣耀殿女御女房

少納言乳母 鳥邊野廿八ゥ

彰子上東門院也女房

大納言君 道長公妻倫子姪也時通女初花四ゥにくはし同廿一ゥ 彰子御產のとき御むかへ湯は大納言君とあり

やとりき 初花十七ゥ童女つかはせたまふとあるは對揉の義歟再考召使の義歟

やすらひ

大輔命婦 同十八ゥ

讚岐宰相君 同廿一ゥ

紫式部 同廿四ゥ 活字に式部の二字なし一本あり

辨の宰相君 同廿九ォ

筑前 同廿九ォ

左京 同廿九ォ

威子女房
小納言乳母初花十五オ　威子乳母なるべし
嬉子乳母
小式部の君初花十五ウ本第十三オ
後一條乳母
有國宰相の妻橘三位初花廿ウ　一條院の御めのとゝあり
孝云一條院に乳あけたる女にては如何の樣なれと一條院も御さしわかきこと故に害なかるべし
檜山氏系圖橘氏に出
近江內侍三條院皇女禔子　つほみ花オ四
禎子乳母
周頼室　中務大輔周頼は故關白道隆の子也其室なれば大輔乳母と云橘俊遠の女也檜山氏系圖說ありつほみ花活本說有今は古本による　つほみ花五ウ
辨乳母　つほみ花廿一ウ　あはのかみまさときのむすめ又十四ウ二本　朝緣七ウ
中務乳母　つほみ花十一ウ　伊勢前司たか○かた一本の娘　命婦
同女房
始乳母つほみ花十四ウ

源內侍
さかり少將つほみ花七オ
爲光女五の御方つほみ花十一ウ
道隆女五の御方つほみ花十一ウ
正光女つほみ花十二オ朝緣七ウ
三條院乳母
きの三位　つほみ花七オ
按木綿四手三オに橘三位はいひつゝけてなくなく云々とありこのきの三位なるへし橘三位は一條院の乳母のよし初花廿ウにみえたり
妍子女房
辨乳母　若枝十一ウ
辨乳母のめひ　若枝十一ウ
中將乳母朝緣八ウ
後朱雀
後一條さきはわひしとなけく女房
御めのとこ　のりたふのいよのかみ　さねつね
のりふさ　よしみち
後冷泉皇后宮寛子女房
伯耆　淡路　但馬　內侍の女　式部命婦

源式部　新少納言　むすめ（これは上に新少納言とあれはこの娘にや）　内大臣の御乳母

近江三位　内侍　小式部　因幡（一本）　出雲

土佐　宣前　遠江　侍従　下野　平少納言

美賢君

右根合四十オ

女房人數（言葉書部侍人の人數の詳みるへし）

女房四十人　わらは六人　しもつかへ四人（道長公の姫君上東門院入内の時かゝやく藤壺一ウ）

女房四十人　わらは六人　しもつかへ四人（道長公の姫君妍子東宮三條院へ入内の時初花六十オ）

おとな四十人　わらは六人　下つかへ六人（道長公の姫君威子今上後一條へ入内のとき朝緑八オ）

女房二十人　わらは四人　下つかへ四人（道長公の息男頼通の具平親王の聟になり給ふ時其姫宮の女房也初花五十四ウ）

おとな廿人

童四人

下つかへ四人（具平親王の女に敦康親王を聟とりする處玉村菊十八ウ）

えりとゝのへたる限廿人

童四人

下仕四人（小一條院を道長むこに取給ふ時也木綿四手十六オ）

心ことにえらはせ給て廿人

童四人

下仕四人（斉信大納言女長家に嫁するとき本雫廿オ）

為平親王
├花山院女御
├中君（具平親王北方）
└恭子

右從來系図野村氏本同　按檜山氏中君二字刪去但二字位室閣又女御有婉子二字

辨云さま〳〵の悦廿オ　齋宮にては式部卿の宮の女御のおとうとのなかのみやそおはしますとあり

改正して

├花山院女御婉子
├恭子（齋宮）中君
└女（具平室）

かくのことし問云中君の名をいかてしれる答て齋

宮記にみえたり檜山氏の中君の二字を除きたるはこゝろしらひあるやうなれと本文にたしかにかくみゆるを恭子を中の君にせぬこといかゝ

○道隆
- 道頼　五千代君
- 伊周　母高二位小千代君
- 隆圓　僧都　母同
- 隆家　中納言　母同

辨云三氏系圖并同さま〴〵の悅廿二オむかひはらの三郎君は四位少將四郎君みはまたちいさくおはすれと法師にとありみはてぬ夢十三ウ此御はらのあるかなかのおとうとの君は三位中將になしきこえ給ふとあり按みはてぬ夢十九オ此御はらの三郎法師そのおとうとは中納言とあり系圖は此みはてぬ夢十九オによりてかけるものならんされとさま〴〵の悅廿二オみはてぬ夢十五ウと符合せす猶考へし

村上天皇
- 女一宮
- 女二宮
- 女三宮　保子母按察御息所元方女兼家公捨給而卒

右從來系圖也野村氏これに從ふ檜山氏これを改め母在衛公女とありしこれよろし　辨云此女三宮は月宴廿六ウ帝の御前にて琴ひきたるにみかどつきなくおぼしける事ありさま〴〵の悅廿二ウ兼家のかよはれて中たえたることゝ有又月宴に在衛の女のうみ奉りたることゝあり

冷泉院
- 花山院
  - 昭登　母中務讚御匣殿辨云御匣殿とあるは初花卷廿オにてしらるこれはあやまりにあられさたさるかしれたく也
  - 清仁
  - 女　榮花八にあり五宮の室野村氏本なし是也
  - 女　母ハ[illegible]守資頼女也中務か女のはらからの兵部命婦奉る也野村氏本も是に從ふされど初花卷二十オにてしかと定めかぬる也
  - 女　六宮の室
  - 女　女同
- 五宮　花山院のむこと八卷にみゆ
- 六宮　右に同

女宮たち何も花山崩御の時御詞の如く皆うせ玉ふ
辨云野村氏本是也從來系圖誤也檜山氏本には五宮六宮を冷泉院の御子にのせすこれもよし　初花卷に御匣殿もむすめもさま〴〵になみだながし給おやはらのおとみやをばそのはらからの兵部の命婦にそしかゞ〴〵とあり中務の兄弟か中務の姉妹ともおもはれず人々のさだめきかまほし

隆家—
　|女　初花六十ノ十オ 遠資かむすめのはらの女君たちとあれは二人共同腹にて女は遠資女也一本遠を業とあり何れよろしきか未考
　|女

辨云從來の本野村氏の本女二人をのせたりよし檜山氏本一人なりわろし尊卑分脈にも女二人をのせたり母をはいつれにものせず

橘氏 檜山氏本

俊濟—
　|女子 中務大輔周賴室
　|俊遠室近江內侍

つぼみ花五ウ 故關白殿の御子といはるゝ中務大輔周賴の君の妻御(一本)めのとに參り給ふ大輔のめのとゝいふ(一本)俊遠かむすめ也

孝云この一本にあらざれば文義きこえず此系圖あやまり也本條に詳にいふをみるべし

行成

從來の系圖よし檜山本わろし從來のはよろしけれ共猶みやすきやうにこゝにしるす朝綠葉十一による

行成卿の北方は泰淸の女也はじめ姉を室とし死後に妹をつまとす姉妹いづれも子あり

　|大姬君
　|中姬君 近江守經賴室
　|實經 民部大輔

行成—
　|良經 尾張守
　　以上泰淸の女の姉の方うむ
　|長家室
　|行經 晚待星一オ長家の子としたまふ　孝云これ長家室と同腹の證也
　|信經 尊卑分脉にのせず從來の系圖に行經と同人かとあり又卅六卷にありといへり卅六は根合の卷なり此名みえず可考

以上泰淸の女の妹の方のうむ

尊卑分脈にはたゞ母を泰淸女とのみのせて姉と妹とのわかちをしるさず又朝綠の文にもうたかはしきことなきにもあらねどしばらくかやうにしるしおくなりそのうたがはしきは朝綠に大姬君おとこ君達とあるたちの詞に中君をこめたるとなり今北方のうめるは別にのせずともそれはきこゆべき也

道長—敎通—
　|生子 御匣殿母 公任女
　|中君久病
　|覲子 小姬君母 公任女

孝云此譜よし

朝綠十五オ 大將殿のひめ君は五こひめ君は三とあり寬仁二年なり大將は敎通をさす　後悔大將五オ 御くしけとのは十一也姬君は九はかりとあり此卷の名の大將

は敎通をさす　こゝに初めて御くしげどのとあり
その御匣殿になり給ふと物語の蔭になりたり衣珠
十九オ御くしげどの云々中の君しかじゝとあるこれ
は朝綱の小姫のことかしからざれば此に小姫君もあ
るべき文勢也系圖に中君と出したるのみにて母公
任女といはず別に據あるべし可考されど衣珠の文
勢此この中の君の母も公任女と思はる　衣珠卅十三ウ
内大臣殿の御くしげどのゝ御もき内まゐりとしか
とある公任女にあらぬことたしか也　生子これ大姫
君自殿上花見にてたしかなり

頼忠——公任——┬女敎通室　孝云此譜よし
　　　　　　　├定頼
　　　　　　　└中君

從來系譜如此四條氏略　檜山氏本中君の末に女子御匣殿
とありこれ誤也敎通の女にまがひたる也

道長——頼宗——┬女子小一條女御中の君大姫君又院の上
　　　　　　　└女子後朱雀女御延子

これ檜山本かくの如し大姫君と中の君とならへあ
げたることいかゞ殿上花見五にて中の君とあるはあ
やまりなるよししるべし從來の系圖には中の君とな
し。これよろし野村氏本もあやまらずて延子の處
に從來の本には一條院一品宮女御延子とありこれよ
し殿上花見五にて誰とすべし其室に中の君は云々とあ
れば系圖にも延子の下に中の君と註すべきことな
り

六帖五十九オ　尊卑分脈第四
九條右大臣師輔一男伊尹孫

伊尹——┬義孝——行成 [illegible]
　　　　├義懷 [illegible]
　　　　└女子 [illegible]

├實經 [illegible]
├良經 [illegible]
├行經 [illegible]
├永親 [illegible]
├女子 [illegible]
├女子 [illegible]
├女子 [illegible]
└女子 [illegible]

孝云尊卑分脈醍醐三冊の二ゥ

醍醐――有明――┬忠淸――賴節――泰經
　　　　　　　└泰淸彈正大弼左京大夫

とあれば時代を推すにいづれにてもしかるべきか
尊卑分脈にこの兩人に女子のあることをしるさゞる
により詳に考がたし

孝云經賴は尊卑分脈宇多源氏四冊の廿六ォ

宇多天皇――敦實――雅信――┬時中
　　　　　　　　　　　　　└扶義――經賴參議左大辨勘解由次官兵部卿正三

系圖になき人々

惟仲　さま〳〵の悅十五ォ 有國とのを大殿いみしきも
のに公卿補任に出　うら〳〵のわかれ廿八ォ 平中納
言惟仲とあり兼家をさす

延安うら〳〵のわかれ十二ゥ――ともすけうら〳〵のわかれ十五ゥ

兼資――女　うら〳〵のわかれ三十三ゥ 隆家中納言の
室と思はる尊卑分脈に兼資といふ名はみゆれとた
しかに此人有とさためかたく〳〵また女子の有ことも
みえす

但馬守　定子御産の時あひ□□たる人榮花うら〳〵
のわかれ卅五ゥ○隆家中納言但馬に居給へと中納言
の事にはあらし

資忠朝　鳥邊野左十五

院源僧都　鳥邊野ゥ廿六 初花ォ廿九 石陰ゥ四 木綿四手ゥ一 疑ゥ五
○法性寺座主也前大和守興方女

中務　見はてぬ夢ォ八 院の御乳母のむすめ中務とい
ひて云々院は花山院也○後拾雜一に中務典侍と云女あり
作者部類に三條院皇太后宮女房とあり此皇太后宮
は兼家の女なれは花山院の乳母の女この皇太后宮
につかへたれと母の緣により花山院へもつねに參
りてつひに親しくなりたるものか可疑（頭注云）扶桑拾葉十三に中務内侍日記と云ふあり弘安正應の年號あれはこの女の事にあらす

中務女　見はてぬ夢ォ十 中務かむすめわかさのかみす
けたゝ補忘といひけるかむませたりけるもめしいてゝ

兵部命婦　初花ォ廿に見ゆ花山院のひめみやとひとり
あつかりたる女也中務の一類也

明尊阿闍梨　玉村菊ゥ八○殿上花見ゥ十三には明尊僧都
とあり

叡効律師　玉村きく九ウ

末疏

榮花物語勘物

北村季吟後拾遺抄雜三谷風になれすといかゝとある歌引

系圖

小木榮花物語附刊明暦二年丙申

事跡考勘　二冊

備前家士一枝軒野村房倚著　孝云不記年月尾崎氏

群書一覽卷四私撰

風葉集の條に備前野村倚房か跋あり寶永四年とあり此人なるへし房倚倚房必一誤ならん

重修系圖刊本

天保年間檜山成德著

榮花物語事蹟考勘

榮花物語四十卷作者赤染衛門

赤染系

光孝天皇末葉

興雅王――鴬行（平從五位上）――兼盛（從五位下駿河守）
　└女（赤染右衛門大江匡衡室　上東門院之女房此物語作者　拾遺　後拾遺　詞花　新古今　新勅撰　續後撰　續古今　續拾遺　玉葉　續千載　續後拾遺　風雅　新千載　總而十三代集之作者也）

作者部類云大和守赤染時用子（實平兼盛女云々）

清輔袋草子云赤染衛門は赤染時用女也依歷右衛門尉志等號赤染右衛門實兼盛女也離別彼母之後稱有女子欲尋取之處母惜而稱不然而後時用密通彌稱非兼盛子之由深稱時用子云々

大野廣城追考　尊卑分脈云光孝天皇末葉―興雅王―
―鴬行（平從五位下）―兼盛（從五位下駿河守）―女（赤染衛門）

中古歌仙三十六人傳云赤染衛門は前大隅守赤染時用女鷹司殿女房式部大輔大江匡衡朝臣爲妻生擧周

清輔朝臣抄云江記云赤染は赤染時用女也依歷右衛門志尉號赤染右衛門實稱兼盛女云々離別之後稱有女子欲尋取之所母惜而不然之由相論爲道檢非違使時用沙汰之間與彼母密通彌稱非兼盛子之由深稱時用子云々兼盛可面合之旨申之云々思其藝能尤可謂兼盛女歟又云公任卿辭中納言之時招匡衡云欲上辭表依爲時之英才相語齊名以言之所猶不叶意趣尊下許號被書開云々匡衡慇承諾歸家有愁歎氣色其時赤染尋問之處答云如此事也彼輩才學優長之者也勝于彼等人々書開之條極雖有無術事也云々赤染口案之彼人ゆゝしく驕慢人也吾身先祖無止者にて沈淪之由若不書歟如何尤可感歎而開氣色也仍用之云々是以和歌之思慮巧出歟有興云々

廣城云

伊勢貞丈主の武器考正十九榮花物語拔書の條に云榮花物語を赤染衛門の作と云は非なり世繼物語の事を古は榮花物語とも云しなり大鏡に世繼の目錄を載たり其目錄の卷々の名榮花物語の卷々の名に同し榮花は世繼と別物にあらす

如此しるされたり猶參考すへし

信賓云一本奥書曰（淺倉屋賣本）房衙者梅月堂宣阿門人而

三長記桃華抄作者云々

　明治三年庚午四月十日

物語時代之事當作之比不分明

六十八代
一條院永延元年即位寛弘八年六月廿二日崩

上東門院長保元年十一月一日入内（一條院后　赤染紫式部等候此女院）

紫式部仰を蒙り源氏物語を書事寛弘の初のよし源氏譜抄に見えたり此物語書出候儀は源氏よりははるかに後の事なるべし殿上の花見の巻云光源氏かくれ給ふてなこりもかくやとそさすかにおぼえける日出度なからあはれにおほえさせきさいの宮大臣殿かほる大將なとはかり物し給程おほえさせ給なり云々其外源氏物語の事所々に見ゆ源氏より後に書事勿論之儀也

玉の村菊一條院の皇女一品脩子の御事を申とて入道一品の宮とかけり此宮は治安四年御出家有しかるに玉の村菊にかく書る事治安年中より後の述作なればなるべし

又案榮花寛弘二年十月十九日木幡三昧堂供養の處に常三昧の灯をけたすかけ繼く〳〵くはこの火とく出へしとの給はせてうたせ給ひしに其火一度に出て此廿餘年いまだ消す其日の御願文式部大輔大江匡衡朝臣つかうまつれり云々

しかれは寛弘二年より後廿餘年を經てかける歟其證此廿餘年いまだきえず云々寛弘二年より萬壽元年まで廿年也萬壽年中にかける歟

或說寛仁三年之比作此物語云々此說[illegible]歟萬壽年中書始て堀河院寛治まで年々書しるし侍る物なるべし尤赤染長命歟萬壽の比壯年なりとも萬壽より寛治まで六十餘年也老年に及ぶまで書しるす物歟

猶俟後君子

物語四十巻時代皆王

六十二代
村上天皇　天慶元年　治世廿一年　第一月宴巻記　御諱成明醍醐第十四皇子　御母皇太后藤原穩子關白太政大臣基經女

六十三代
冷泉院　安和元年即位　治世二年　第一月宴巻記　御諱憲平村上第二御子　御母藤原安子右大臣師輔女

六十四代
圓融院　天祿元年即位　治十五年　御治世之間　第一月宴第二花山巻記　御諱守平村上第五皇子　冷泉同母之弟

六十五代
花山院　寛和元年即位　治二年　御治世之間　第二花山巻記　御諱師貞冷泉第一皇子　御母懷子攝政太政大臣伊尹女

同卷云これを勝地といふなりけりこれを榮花といふにこそあめれ云々
疑卷云只この殿のおまへの榮花のみぞひらけはしめさせ給にしより後云々
根合卷云よろつにすぐれさせ給へるを榮花のかみの卷には殿のみこおはしまさすと申たるに云々

諸卷名并卷々次第之事

一月宴 歌五首入
卷々の名歌并詞をとりて名付侍りこれ源氏物語に似たり此卷を月の宴と名付たるは詞に
康保三年八月十五夜月の宴せさせ給はんとて云々

一花山 歌三首
詞 其夜もはかなく明て中納言や惟成の辨など花山に尋ねまゐりにけり云々
又 さても花山院三界の火宅を出させ給ふて云々

さま〳〵の悅 歌二首
詞 宮つかさ殿の家司など加階し悅しの〻しる云々
又 さへき人々悅せさせ給へり云々
又 殿の家司共皆悅したる中にも云々
又 院司など悅ひさま〳〵にて過もて行云々

見はてぬ夢 歌十一首
詞 さき〳〵の殿はらやかて世をしらせ給はぬたくひはあれとはる夢はまた見すこそ有けれ云々
此外見はてぬ夢とつゝきたる詞なし此卷おほくの御方々うせさせ給ぬる事をしるすすへて一卷の心をもつて名付侍る成へし

五浦々のわかれ 歌十六首
歌 かた〳〵にわかるゝ身にも似たる哉あかしもすまもおのか浦々此外詞には見え侍らす伊周御兄弟左遷わかれ〳〵の心なるへし

六かゝやく藤壺 歌四首
詞 この御かた上東門院之事 藤つほにおはしますに御しつらひも玉もすこしみかきたるは光のとか成やうにも有これはてりかゝやきて云々

此巻之後初花巻云中宮のまゐらせ給ひし折こそかゝやく藤つほと世の人申けれ云々

七鳥邊野 歌十三首

詞 鳥邊野の南のかたに二丁はかり有て云々

又 かくて三日計有て鳥邊野にこそ御葬送有へけれ云々

八初花 歌十二首

此巻歌にも詞にも初花といふ事見え侍らす

つほみ花の巻云春宮のむまれ給へりしを殿のおまへの御はつむまこにて榮花の初花と聞えたるに云々

此巻春宮御誕生の事いといみしうかき侍り末の巻にていひたる詞を此巻に用ひ侍る事面白し

九石蔭 歌十六首内長歌二首

詞 かくて八日のゆふへいはかけといふ所へおはします云々

十此日陰のかつら 歌三十首

歌 ゆふしての日陰のかつらよりかけて豐の明りの面白きかな

十一つほみ花 歌四首

詞 榮花のはつ花と聞えたるに此御事をはつほみ花とそ聞えさすへかめる云々

十二玉の村菊 歌十六首

詞 たまの村菊といふ所をこれも御屛風のり忠

歌 打はへて庭面白き初霜におなし色なる玉の村菊

十三木綿四手 歌廿四首

歌 榊葉のゆふしてかけし其かみにおしかへしても似たる比哉

十四淺緑 歌十四首

歌 淺みとり空ものとけき春の日はくるゝ久しき物とこそきけ

十五疑 歌八首

詞 さし比しつめさせ給へる事共を聞えさする程に漏出品のうたかひそ出きぬへき云々

又 されと御代のはしめよりしつめさせ給へる事共しるす程にかゝるうたかひもありぬへき也

云々

十六本の笛歌十二首

詞 御なみたのつく〳〵ともり出たる程本の笛にやさ哀におろかならす云々

十七音樂歌二首

詞 試樂といふ事せさせ給ふ又がく所のものゝ音共吹たてたるえもいはす面白し

又 左右の樂の舞龍頭鷁首まひ出たり云々此外樂の事あまた所々見え侍りされと音樂とつゝきたる詞は見え侍らす

十八玉臺歌十一首

歌 くもりなくみかける玉の臺には塵もゐかたき物にそ有ける

十九御着裳歌廿六首内二首闕う云歌

詞 四月には枇杷殿一品の宮の御もきとて云々

二十御賀歌九首

詞 治安三年十月十三日とのゝうへの御賀也云々

又 さはこれを御賀とはいふにこそ有けれ云々

廿一後悔大將歌二首

詞 けに此頃そ後くやしき大將ときてえつへし云々

廿二鳥のまひ歌一首

詞 御階のさうのそはよりわらはへの鳥のまひしける程云々

廿三駒くらへ歌十八首

詞 關白殿高陽院とのにて駒くらへせさせ給ふて云々

廿四わか枝歌一首

歌 としをへて待つる松のわかはへにうれしくあへる春のみとり子

廿五みねの月歌七首

廿六楚王夢歌三首

詞 つゆまところませ給はすかのむかしの楚王の夢をおほしあはせられて云々

廿七眞珠歌廿三首

歌 かゝるらん哀のうらをおもひやる泪や袖の玉と成らん

廿八わか水

[詞]わか君の御有さまこそいみしううつくしうおはしませわか水していつしか御湯殿にまゐる云々

廿九玉のかさり歌四首

[歌]數ならぬ涙の露をそへてたに玉のかさりをまさんとそおもふ

三十鶴林

[歌]烟たえ雪降しける鳥邊野はつるの林の心地こそすれ

卅一殿上花見歌三十七首内一首連歌

[詞]誠や殿上の人々も花見關白殿も御覽しけるにこそ

卅二歌合歌卅四首内連歌一首

[詞]長元八年五月卅講はてゝ關白殿うた合せさせ給ふ殿上の人々わかたせ給云々

卅三きるは佗しと歎く女房歌四十三首

[詞]御ふくになる夜女院の兵衛の内侍

かたみとてきれは涙の藤衣しほりもあへす袖のみそひつ巻の名のごとくつきたるは詞にも見えず此歌にておもふに藤衣きるを佗しき事と歎き侍れは心をとりて名付侍るなるべし

卅四暁待星歌廿七首内一首連歌

[詞]七月七日故中宮の御事をおほし召出てわか宮に

[歌]こそのけふわかれし星も逢ぬなりためしなき身ぞかなしかりける

此外七夕の歌三首七月七日といへる事二所に見ゆくれまつ星といふは歌詞共に見えず兩年の七夕をかきて歌四首侍る程に巻に名付侍る歟

卅五蛛のふるまひ歌十三首

[詞]御丁の内に蛛のすをかきたりければ

[詞書]わかれにし人はくへくもあらなくにいかにふるまふさゝかにそこは

御かへし

君くへきふるまひならぬさゝかにはかきのみたゆる心地こそすれ蜘のふるまひとはつゝき侍らねとも心同しかるべし

九條殿女御中宮安子冷泉圓融之御母

同年七月廿三日九條殿御腹皇子立坊之御事 東宮憲平皇子冷泉院是也

此間宮々數多御誕生之事

廣幡御息所薫物被進獻事

廣幡御息所 作者部類云中納言庶明女拾遺一首云々

右天暦五六七八九十天德元年之間也

天德二年七月廿九日九條殿女御安子立后之事

小野宮一男敦敏少將早世之頃自東國御馬率進小野宮御歌之事

一宮廣平之御祖父元方大納言卒一宮女御打續薨之事

春宮御物氣之事

帝式部卿重明親王北方御密通之事 式部卿重明北方は貞信公御女中宮安子之御妹也後登花殿尚侍

爲平親王御元服高明公御女爲親王御副臥給事

桃園式部卿重明宮薨御之事

右天德二三年之事也物語無年月

天德四年五月二日師輔公依御病氣出家同四日薨御之事

左大臣時平息顯忠任右府事

中宮御懷妊御煩有之事

右應和元二三四年之間年月無所見

應和四年四月廿九日中宮安子御産之後崩御之事

中宮安子御葬送之事

帝被召御消息桃園式部卿北方事

女三宮保子十三御參內御父帝御對面之次而彈琴給事

式部卿北方入內任登花殿給任內侍事

少將高光出家之事 高光は師輔男中宮安子之兄也出家の後住多武峰

應和四年改元康保元年と云女三宮御參內之事

等元二三年八月迄之間也年月無所見

康保三年八月十五夜於清涼殿月宴之事

同四年五月二十五日天皇崩御之御事 御年四十二葬村上山陵

東宮御年十八御即位之御事 冷泉院是也

六十三代
冷泉院朝

九月一日五宮立坊之事 守平親王圓融帝也御年九

昌子內親王朱雀皇女今上御從弟也立后之事
十二月十三日小野宮源高明公小一條師尹任三公事
小野宮太政大臣實賴公左府師尹公右府也
安和元年正月伊尹任大納言事九條師輔一男一條攝政謙德公是也
二月朔伊尹御女懷子入內之事
女御懷子御產皇子後即位花山院降誕之御事
安和二年三月廿六日左府高明卿左遷之事
八月十三日御讓位之事元方靈依御物氣也
東宮御即位之事王代記九月二日即位云々是圓融帝也
六十四代圓融院朝
師貞親王冷泉院皇子立坊之事
小野宮殿攝政之宣下右府師尹任左府事
十月十五日小一條左府師尹薨御之事
天祿元年正月廿七日左府在衡薨御之事
在衡號粟田左大臣山蔭中納言之孫
五月十八日小野宮攝政薨御謚清愼公事
七月十四日師氏大納言卒去之事
一條伊尹攝政宣下源氏兼明任左府賴忠任右府事

天祿二年今上御元服宮內卿兼通御女堀川女御と申す入內之事
中納言兼家御女超子冷泉院女御參給事
女十宮村上皇女選子內親王齋院之御事
永平親王村上第八魯鈍御伯父宰相濟時御後見之事
永平親王御馬召給事
同親王昌子內親王爲御養子御對面之事
第二花山卷自天祿三至于寬和二年而十五年之紀也
圓融院朝
天祿三年十一月一日伊尹公薨御之事
內大臣兼通攝政之事號堀川關白
愚按河海抄云內大臣執政例堀河關白兼通天祿三年十月廿七日內覽同十一月內大臣云々
天延元年七月攝政兼通御女媓子立后之事
同二年關白殿任太政大臣事
愚按花鳥云內大臣轉太政大臣忠義公兼通任太政大臣元內大臣但關白也これより後連綿也云々
今年天下疱瘡起前後少將卒去之事
關白兼通公東三條兼家御兄弟不睦之事
是兼家中姬君入內之儀有故也有天延三年頃之事歟
貞元元年三月冷泉院之女御兼家女御產皇子之事
內裡回祿之事王代記貞元元年五月十一日云々

貞元二年三月廿六日堀川亭兼通行幸之事依内裡回祿也

同年十月十一日大納言兼家解官任治部卿事

同年十一月四日關白殿准三后之宣下同八日薨御之事

同月十一日二條賴忠公關白宣下之事

天元元年十月二日關白賴忠任太政大臣雅信公任左府東三條治部卿任右大臣事

右大臣兼家御女東三條院是也詮子と申入内之事

天元二年六月二日中宮兼通御女崩御之事

同年冬關白賴忠公御女尊子すばらの后入内之事

天元三年六月一日梅壺女御詮子御產皇子之事

今年又内裡炎上之事王代記天元三年十一月廿二日内裡新造又炎上云々

天元四年二月鴨平野行幸之事

同五年正月庚申夜冷泉院女御超子御頓滅之事

三月十一日關白殿女御すばらの后也立后之事

冬十二月若宮梅壺女御御腹御着袴之事

永觀元年此年無二所見一事

同二年七月御門東三條殿へ勅諚之御事

八月廿七日御讓位之事

東宮御卽位之事是花山帝也

若宮御母梅壺詮子御卽位之後一條院也立坊之事

六十五代 花山院朝

二條賴忠太政大臣打續關白之事

右同年十月賴忠公中姬君諟子入内之事

式部卿爲平親王姬君入内之事

十二月閑院大將朝光女姚子入内之事

朝光大將娶枇杷大納言室事

女御姚子御寵薄成行事

一條大納言爲光姬君忯子弘徽殿入内之事

弘徽殿女御御懷姙退出之事

弘徽殿女御卒去之事寬和二年六月歟

寬和二年六月廿二日夜御門於花山寺御落飾之事

義懷中納言惟成辨同出家之事

六月廿三日東宮御卽位之事一條院是也御年七

冷泉院二宮三條院是也立坊之事御年十一

第三さま〳〵の悅自寬和二至于正曆二年春六年之紀也

六十六代 一條院朝

寬和二年六月廿三日東三條殿攝政宣下之事

大納言爲光任右府事

七月五日梅壺女御東三條御女立后之事

依為今上御母也皇太后宮ヽ申
皇太后宮御兄弟君達官位昇進之事
中納言道隆高内侍之事
十月御禊十一月大嘗會之御事
十二月東宮冷泉院第二宮東三條御孫也御元服之事
尚侍東三條御女綏子ノ御方東宮へ參給事麗景殿任尚侍事
永延元年
三位道長娶ニ土御門左大臣雅信女ー倫子事
花山法皇御行脚義懐入道惟成辨之事
左府雅信公男時叙出家之事
永延二年正月朝覲行幸之事
三位道長室倫子生ニ女子ー事上東門院是也
道長娶高明公女號高松上事
十月於東三條院攝政殿六十賀之事
五節并臨時祭之事源兼澄歌之事
愚按作者部類云兼澄加賀守隣信明子云々
永祚元年朝覲行幸之事
二條院造作之事明年正月可有大饗故歟
愚按二條院二條京極に有後法興院ヽ申此院之事歟
九條殿御末一條伊尹公等之事

六月廿一日太政大臣賴忠公謚廉義公薨逝之事
東三條攝政任太政大臣其外任官之事
小千代君伊周娶源中納言重光女事
三四宮御元服之事
正暦元年正月五日今上御元服之御事
正月於二條院攝政殿大饗之事
二月内大臣道隆嫄君定子入内之事
攝政殿權北方并通ニ村上女三宮ー給事
攝政殿依煩病致仕表之事
五月八日攝政殿出家道隆公攝政宣下之事
愚按河海云道隆永祚元年十二月廿三日内大臣二年五月關白云々
六月一日女御定子立后之事今之攝政之御女也
七月二日東三條兼家公薨逝之事
正暦二年
圓融院御腦行幸有事
二月十二日圓融院崩御之事今上之御父太上天皇也
第四見はてぬ夢自正暦二年春至于長徳二六年記也
一條院朝
正暦二年
圓融院紫野本葬送事

花山法皇御行脚之事
右府爲光任太政大臣大納言重信任右大臣事
十二月一日小一條濟時女娍子爲東宮御息所事任宣耀殿
左大將濟時男長命出家幷實方中將之事
大千代君道賴小千代君伊周任官之事
小千代君北方御產之事
正曆三年
積善寺供養之事王代記正曆三年建立爲二兼家一息道之云々
六月十六日爲光公太政大臣薨逝諡恒德公之事
花山法皇東院九御方伊尹公御女法皇御伯母住御之事
九御方嫁爲尊親王給事
今上御母后御病腦御出家之事
奉號女院東三條院是也河海抄云正曆二年七月一日院號依爲國母也云々
女院長谷寺御參詣之事
伊周任大納言事
攝政殿奉申關白殿事
關白殿中姬君淑景舍參春宮給事
關白殿御女三四之君之事
伊周任內大臣事
正曆四年七月廿九日土御門雅信公薨御之事

有國惟仲榮枯各別事
正曆五年三月十二日土御門殿上生二女君一事
五月十日東宮宣耀殿女御小一條濟時女御產之事
村上帝第三九宮御出家之事
粟田殿養姬昭平御女嫁權中將公任歟事
關白殿道隆御病氣之事
長德元年
去年今年打續人多病死之事私按王代記長德元年疫病起天下寬朝和尙於資憲修宮灌云々
伊周公殿上及百官執行宣下之事河海抄云伊內大臣伊周正曆五年八月廿四日內大臣長德元年三月八日內覽云々
三月閑院大納言朝光卒去之事
四月十日入道關白道隆公薨御之事
同月廿七日小一條左大將濟時卒去之事
粟田道兼公移二相如家一給事
五月二日道兼公關白宣下同病氣之事
同月八日六條左府重信桃園源中納言保光淸胤僧都
卒去之事
同日粟田殿薨逝之事
中河家主相如詠歌之事

五月廿九日相如卒同人女詠歌之事
左大將道長關白宣下之事
六月十九日右大將道兼任右府事
山井大納言道頼卒去（六月十一日云々）之事
六月粟田殿御法事北方御出家之事
小野宮中納言實資爲平親王御女事
有國任宰相大貳下向事
廣幡黄門顯光女（元子）入内之事
公季中納言姫君（義子）弘徽殿入内之事
爲光公四女（寢殿上）伊周公通給事
花山法皇爲光公御女（四君）御懸想之事
中納言隆家奉射花山法皇事
伊周公私行ニ太元法ヲ給事
長德二年
粟田殿姫君（尊子くらべやの女御 母繁子三位云々）入内事
第五浦々の別（自長德二年至同四年）
一條院朝
長德二年
伊周隆家左遷宣下檢非違使圍御所事
伊周公木幡詣（父君）但行事（日記曰）
四月廿四日帥伊周隆家趣配所給事
中宮定子（伊周公妹）御落飾御髮切給事
伊周隆家旅宿ニ詠歌各住配所給事
伊周御母（高内侍）歎事
伊周忍而上洛於西院母君中宮御對面事
伊周上洛罪遣又太宰府趣ニ配所ニ給事
中宮凉景舍御歌之事
大貳有國朝臣ニ待帥殿ニ事
十月廿日儀同内侍（伊周母）卒去之事
十二月廿日中宮定子御産皇女事
右近内侍被レ遣ニ皇女御湯殿ニ事
長德三年
二位本見中宮嬉宮中宮御物語之事
中宮嬉宮御參内之事
中宮御懐妊御退出之事
承香殿女御（顯光女）御懐妊事
同女御退出之時渡ニ弘徽殿前ニ給事
長德四年三月中宮定子御産皇子事
四月伊周隆家歸洛宣下之事
五月初中納言隆家歸洛之事

六月承香殿女御非御懷姙事
天下人病ニ赤瘡ニ二位□□卒去事
十一月帥殿伊周歸洛之事
伊周隆家詣ニ櫻木ニ給事
第六かゝやく藤壺自長德四年冬至于長保二年
一條院朝
長德四年冬道長公御女彰子有入內催事
長保元年十一月一日彰子御入內事
三條后宮□□崩御之事
大殿女御彰子仕藤壺給事
帝御笛被遊事
長保二年
二月一日頃藤壺女御退ニ出土御門殿ニ事
同月晦日中宮定子一宮御參內事
關白殿御心總而雖々敷御座事
三月藤壺女御立后事中宮定子奉申皇后宮事
同月晦日中宮大饗事
皇后宮定子御退出之事
四月晦日中宮彰子御參內事
五月五日內わたりの事

皇后宮御懷姙御襟事
七月相撲東宮可有御覽事
第七鳥邊野自長保二年至于同四年八月
一條院朝
長保二年八月皇后宮御事
十二月頃皇后宮御物怪事
同十五日皇后宮御産皇女皇后宮崩御事
中將命婦被遣皇后宮姫宮事
皇后宮御歌共御方々御覽事
長保三年
皇后宮定子御葬送事
東宮麗景殿女御與源中將賴定密通事
大殿道長御病氣事
右大將道綱室生ニ兼經ニ同卒去之事
今年女院可有四十御賀事
九月女院石山御參詣事
十月女院御賀事
院女院獻ニ帝御物語事
十二月女院御病腦行幸御事
十二月廿二日女院詮子崩御事

女院奉葬鳥邊野事
長保四年正月七日公任君詠歌之事
五六月頃東宮宣耀殿女御病惱事
六月爲尊親王彈正宮四年廿五冷泉院第三皇子薨御事
八月廿日淑景舍東宮女御定子御妹也薨逝事

第八初花自長保四年冬至于寛弘七年九月記也

一條院朝

長保四年冬大殿男君たつ於枇杷殿御元服之事
同五年司召たつ君任少將春日使事
宮々并四御方御母代事
中宮女房時通女號大納言君大殿密通事
御匣殿伊周御妹御懷姙退出於伊周御所卒去之事
在寛弘元年頃事歟不分明
寛弘二年たつ君任中將春日祭使事
伊周准大臣儀同三司是也得御封給事
十一月內裡回祿事
寛弘三年於土御門殿有競馬事
花山法皇對大殿皇子御事勅諚事
法皇宮々冷泉院御養子事
法皇爲五六宮御覽鳥合事

寛弘四年道長公御嶽精進事
八月御嶽詣之事
寛弘五年春大殿渡京極殿給事
愚按拾芥抄云京極殿土御門南京極西南北二町 其南一町被入道長家或大入道殿家上東門院 是也後一條後朱雀後冷泉三代皆於此所誕生云々
大殿參內中宮わたりの御事
中宮御懷姙御事
二月花山法皇御腦事
同八日法皇崩御事
今上女二宮御煩并中宮御退出事
四月於御堂有卅講事
女二宮媄子御母定子薨御事
中宮御產御祈共事此間薰物合給事
九月十一日中宮御產皇子事
皇子御接ウフヤシナヒ事
十月道長御所行幸若宮爲可有御對面也御事
藤氏上達部各加階事
十一月一日若宮御五十日事
十七日中宮若宮御參內事
廿日五節事

權中將[敦通]臨時祭御使事
伊周公嘆身上給事
寛弘六年四月中宮御懷妊御退出事
左衞門督[頼通]娶二具平親王御女一給事
尙侍[中宮御妹]可下參二東宮一給上事
伊周公奉レ咒二詛中宮腹右宮一沙汰事
十一月廿五日中宮御二産皇子一事
伊周公病腦事
十二月尙侍[妍子]參二東宮一給事
寛弘七年伊周公病氣御子達遺言事
正月廿七日儀同三司[伊周]薨御事
小一條中君事
具平親王薨逝御事
爲光御女四君大殿御もてなしの事
四月若宮[御母中宮]祭御覽齋院御歌事
春宮一宮[式部卿]成二右府顯光公御聟一給事
三位中將[顯宗]通伊周公大姬君事
今上一宮[御母定子]御元服奉中帥宮事
第九石蔭[寛弘八年夏より十月まで]
一條院朝

寛弘八年夏帝御惱御事
六月十一日春宮行啓事
同十三日御讓位東宮御受禪御事
若宮[御母上東門院]立坊御事
同十九日院御落飾御事
同廿二日院崩御事
[六十七代]三條院
七月八日石蔭御葬送中宮御愁嘆之事
今上女一宮[當子 御母娍子]齋宮卜定御事
二位中將[顯宗]室產之事
尙侍[妍子]參內之事
中宮御嘆并宮々女御達御事
故院[一條院]御製并左衞門督北方　內大臣殿女御贈
答歌之事
第十日蔭のかつら[自寛弘八年至長和二年]
三條院[冷泉院第二皇子 御母超子贈皇太后]
寛弘八年十月十六日御即位御事
冷泉院御惱御事
十月廿四日冷泉院崩御事
天下諒闇事

長和元年正月內女房物語事
帝宣耀殿女御へ御歌之事
大殿君達皆一條院御忌佛詠歌之事
中宮御院御忌故院事
二月十四日尚侍妍子立后事以下中宮とハ中妍子也
大納言頼通任中宮大夫事
四月小一條左大將濟時贈太政大臣宣下事
四月廿八日宣耀殿女御小一條贈太政大臣女立后事
中納言隆家成皇后宮大夫給事
帝被遣皇后宮御歌事
十一月御禊女御代御車事
大嘗會悠紀主基歌事
中宮有御懷姙沙汰事
長和二年正月中宮御懷姙退出東三條院御事
右馬頭顯信息大殿於横川出家事
翌日大殿幷顯信君事
大殿登山顯信入道御對面事
人々被訪顯信君事
皇后宮御參內事
今上宮達御對面事

左衞門督頼通娶公任御女事

第十一つぼみ花長和二年同三年

三條院

長和二年
源宰相俊賢通承香殿女御顯光女[illegible]事
麗景殿女御やくへら之事
中宮妍子遷御土御門殿事
七月六日中宮御產女宮事
自內裏御消息參事[illegible]
姬宮御五十日之事
九月大殿為所行幸姬宮之御事
同御遊之事
十一月中宮姬宮御參內事
中宮妍子女房數多候事
長和三年正月帝渡御中宮御方御餅鏡御事[illegible]
帝愛宮之御歌被遣中宮御事

內裡炎上今上本行幸御事 具按王代記長和三年二月九日回祿云々

內裡造營之事 四月癸日より手斧初有

石清水臨時祭若宮御乳母之事

一條院殿上尼中宮ノ姬宮ニ御對面之事 倫子同車渡ニ御一條院尼上御方ニ也尼上倫子母堂歟

尼上御贈物同賜ニ女房達ニ事

第十二玉の村菊 自長和三年至于寬仁元年四月

三條院朝

長和三年春宮 七御年 御文初之事

此時左府道長右府顯光 堀河内府公季 閑院公 事 并賴通大納言 賴宗左衛門督兼檢非違使別當 敎通二位中將

八月十日餘敎通室 公任女 御產之事

中宮賜ニ兒御衣ニ事

中納言隆家眼病之事

隆家任ニ太宰帥ニ可有下向事

九月大殿宇治殿御產被進中宮紅葉事

長和四年隆圓僧都 伊周公弟 卒去事 二三月頃歟

四月一日今上女宮御着袴事

中宮 枇杷皇太后宮 帥隆家賜ニ御餞別御扇ニ事

四月祭之翌日隆家下ニ向筑紫ニ事

賴通任左大將事

帝時々御物怪御惱之事

女二宮御事大將賴通可レ有ニ御預ニ御氣色之事

賴通聞ニ女二宮御事ニ歎ニ室家ニ 具平御女 事

大將賴通室聞及女二宮御事給事

大將賴通物怪 具平親王御物怪出給 之事

大將物怪本復之事

山井四君 山井道頼女歟 生ニ大將 頼通 子ニ母子卒去事

十月新造內裏遷幸御事

有ニ日頃ニ而新內裏又回祿之事 愚按王代記十一月內回祿云々

帝枇杷殿行幸東宮一條院行啓事 中宮京極殿御座也

十二月十日餘帝月御覽御歌事

長和五年正月十九日御讓位御事

先帝第一皇子 御年廿三小一條院是也 立坊之御事

二月九日御卽位之事

六十八代 後一條院 一條院第二皇子 御母上東門院

敦康親王 初帥宮一條帝一宮 任式部卿事

大殿彌增御繁榮事

承香殿女御 元子一條院女御堀川顯光女 生ニ源宰相子ニ事

大殿有二三條院御處分一事
中宮妍子御嘆事
東宮坊をおりさせ玉へき御志事
大殿大宮上東御對面東宮御定事
八月九日東宮おりさせ玉事奉申小一條院是也
一條院第三皇子後朱雀帝是也立坊事東宮傅閑院右大臣大夫高松殿權大納言權大夫公信君云々
大殿八幡詣中宮妍子御歌事
十月雅道中將倫子のはらから卒去事
前齋宮當子御出家御勤行事
中宮妍子於一條宮御歌事
賀茂行幸中宮妍子於一條宮有御覽御事
大宮上東中宮妍子贈答御歌事
小一條院成二大殿御聟一給事
院者後朝御使事御使祿之事
之夜院渡御之事
院女御堀川顯光女延子御物思同御腹一宮御事
小一條院渡二御堀川女御一事
高松殿小一條院御衣調進幷一條宮中宮妍子之事
寬仁二年正月五日帝御元服御事

攝政殿頼通公大饗御屛風歌事
正月廿三日大饗尊者閑院公季事
式部卿敦康親王姬宮宇治殿御養君事
堀川女御愁思事
故院御笛源中納言吹申事命婦乳母歌事

第十四淺綠自寬仁二年至于同三年春

後一條院朝

寬仁二年二月大殿御女尙侍殿威子入内之事
粟田殿の姬君之事此君候二尙侍威子御方一二條殿御方と申す事
一條宮御前櫻花未開詠歌事
辨乳母小侍從贈答歌事
三月廿日頃道命阿闍梨事一條宮中宮妍子櫻花事
中將長家高松殿腹倫子御養事
中將長家成二侍從中納言行成聟一事
中將後朝文同返歌事
中將長家同北方御中らひの事
五月五日小一條院被レ進二姬宮禎子藥玉一事
六月京極殿造畢大殿幷倫子等移徙事
初秋之頃堀川女御御詠事
十月初雪二位中納言進一條宮歌事

十月十六日尚侍殿子立后事
以下中宮さ申す中宮寛子以下皇太后宮さ申す也中宮大夫中納言能信君云々
霜月頼通姫君達於京極殿御着袴事
小一條院女御御ニ産男宮ニ事若宮七日過てなくならせ玉ふ
大殿有ニ御八講ニ事
御八講五卷之前日式部卿敦康親王薨御之事
親王御事頼通公萬執事給事
敦康親王上上頼通公上共其不儲王御女也依ニ此故ニ也
敦康親王姫宮兼而頼通公御養子の事
大宮上東上嘆ニ敦康親王ニ思召事
敦康親王上御愁嘆之事
寛仁三年
二月式部卿宮御法事之事
堀川顯光　住御女女御達事
師明親王小一條院御養子師明於仁和寺御出家事
宮々藤原遣言師明小一條院御弟也御出家事
第十五疑自寛仁三年三月至于同十月
後一條院朝
寛仁三年
大殿御堂道長多年攝政事

三月大殿御煩病不尋問事
御方々御修法讀經事
大殿御繁榮御物語事
三月廿七日大殿御出家院源僧都戒師事
大殿御病苦御本復事
或説此頃赤染衛門作此物語云々此説未分明
大殿御堂建立之御意有事
三月晦日入道道長公宮奉ニ御更衣物ニ事
御堂御建立事
最安法成寺五條河原にあり
十月於奈良入道殿有ニ御受戒ニ事
扶桑略記云寛仁三年三月大相國道長公薙髪九月受戒于東大寺法名道相云々
入道殿年頃御道心佛法興隆事
四條大納言公任御出家事
木幡山三昧堂建立事
是木幡寺堂供養也三昧之灯入道殿打せ玉へり此三昧堂號淨妙寺
三昧御堂供養事
入道殿年頃中十二月樣々佛法勤行事
多年御經佛供養滿出品設事
木幡三昧願文事

此卷奥云後人の加造ニ法成寺一之時御功德之次引ニ先年事一非ニ相違一歟此願文　左大辨行成卿淸書之月有ニ失傳一　抑此淨妙寺供養寬弘二年也而法云御出家以後年記相違歟

愚按此奥書を考へ侍るに淨妙寺供養の年記相違し侍る此卷寬仁三年春の末より法成寺御堂建立の事を專しるし侍る次て入道殿さし頃さまぐ\佛法御尊敬の事をしるせりさて次てに先年木幡照宣公墓所に三昧堂御建立供養有し事どもおもひ出てしるし侍るさ見ゆ此奥書の相違し侍るは此の卷に御堂淨妙寺供養寬仁三年十月十九日よりほけ經百部その中にわか御手づからかきて一部まさせ給へり云々此詞にては淨妙寺供養は寬仁三年のやうに見ゆ淨妙寺供養は寬弘年中也しかれは相違さいふ淨妙寺供養の事かの願文に云仍白長保六年三月一日結ニ花講ニ償ニ初心ニ云々下略又云今日擇ニ耀宿一始ニ花三昧一刻ニ十月定星之期一同ニ萬代不朽之計一予レ時蒙開愛日暖云々長保六年三月一日より淨妙寺建立の事に從ふ也長保六改元有て寬弘さ申元年二年を經て十月供養三昧を始め給さ願文に見ゆ

愚按寬弘二年寬仁三年書寫之誤歟如何

赤染此物語を書事年紀不分明察する所万壽年中にもかける歟

此卷淨妙寺供養の所に云此次さく出へしさの給はせてうたせ給ひしに其次一度に出て此廿餘年いまた消す云々寬弘二年之後廿餘は萬壽年中也しかれは萬壽の頃かきはしむる歟

又按次の卷本の雫の發端寬仁三年四月はかりさ書出せり此卷は寬仁三年十月入道殿東大寺にて御受戒有し事をかけり次の卷又四月さかける事源氏物語竪橫の并の格なるへし本の雫の卷末は治安年中をしるし侍り右此卷後人の

奥書にて聞え侍れ共初心の爲こまかに書を加へ侍り

第十六本の雫　自寬仁三年四月　至于治安二年夏

後一條院朝

寬仁三年四月ばかり堀川女御卒去事

小一條院御嘆女御葬送事

堀川顯光愁嘆老耄事

倫子渡御木幡僧都中河家事

侍從中納言任大貳事

寬仁四年春疱瘡事

阿彌陀堂可有供養事

六月九日左兵衛督賴定依疱瘡重病出家事

賴定北方（初一條院女御）出家事

小野宮實資北方訪ニ賴定病氣一事

兵衛督賴定卒去事

賴定息病ニ疱瘡一尼北方愁嘆事

堀川御前相論事

十月傳殿　病氣出家頓而卒去事

侍從中納言（行成歟）辭大貳事

十一月廿九日源中納言經房任大貳侍從中納言任大納言事

公信等相成兵衛督事

治安元年

二月十日彼入道殿御女（嬉子）參東宮住登花殿事

僧子御出家高松上同出家之事

三月廿日彼帥中納言經房下向筑紫事

中將長家室（行成女）煩病之事

長家室卒去事（北山葬送事）

中將長家見夢中北方詠歌事

五月廿五日堀川左大臣顯光公薨御事

閑院公季男三昧僧都卒事

七月有臨事司召關白賴通任左府小野宮實資任右府敎通任內府閑院公季任太政大臣事

九月頃皇太后宮（姸子）女房達有經供養志事

入道殿有女房經供養御定事

於阿彌陀堂女房經供養事

十月春日行幸（大宮御同車）大宮三笠山御歌事

山科寺林懷僧都成僧正同辭退事

寺別當某獻大宮御前事

十一日大納言齊信女嫁三位中將（長家）事

五節侍齊信卿家燒失事

御堂乾方僧子御堂建立供養事

自諸寺佛像僧參事（年十二三十五歲より內云々）

治安二年正月枇杷殿造畢可有渡御事

雪日皇太后宮大宮贈答御歌事

二月大納言公任御女（花山院女御讀子歟）尼上姬宮（尊子御養子）天王寺詣事

三月廿日彼公任中姬君（姬宮之申）病氣卒去事

四月皇太后宮（姸子）姬宮（禎子）遷御新造枇杷殿事

四條大納言嘆姬宮詠歌事

七月可有大御堂供養事

見姬宮珠數女御（讀子）尼上詠歌事

第十七音樂（治安二年七月十四日御堂供養記）

後一條院朝

治安二年御堂池ほる翁詠歌事

御堂供養有音樂宮々渡御御堂事

行幸行啓并御堂莊嚴結構事

供養式音樂事

十四日宮々御逗留御堂事

十五日上達部參御堂事

上達部殿原於御堂簀子宴會各詠事

宮々還御事

後一條院朝

第十八玉臺自治安二年翌三年三月迄

治安二年交野尼等御堂例時參詣詠歌等事

入道殿御堂參詣御念佛事

交野尼君聞ニ鐘聲ノ歌事

例時參尼君移ニ住御堂近邊ノ事

八月武隈山井尼君達各詠歌事

尼君奉レ花而詠歌阿闍梨和答事

尼君誘ニ引或里人ノ御堂拜見事

來年倫子御賀可有姫宮御着袴事

治安三年正月一日土御門殿行幸行啓事　大宮彰子御ニ座土御門殿ニ故也

司召三位中將長家　任中納言事

二月廿日餘大納言齊信家燒失事

三月四條大納言公任卿　初瀨詣公任定賴詠歌事

後一條院朝

第十九御着裳

治安三年四月一日一品宮禎子　御裳着事

各御裝束等進上事

姫宮渡御土御門殿大宮彰子　御履結事

御髮上內侍有ニ種々賜物ノ事

一品宮御乳母三人加階事

一品宮還御大宮御贈物事

四月十日御堂萬灯會事

五月大宮於土御門殿築地せがいんの早苗御覽事

田子共歌謠事

入道殿自五月晦日四十九日之間經佛供養事

六月御八講事

七月於宇治殿御八講入道殿歌事

八月大宮御前前栽奉ニ殿上人ニ一首歌ノ事

同頃入道殿大宮御歌贈答事

宇治殿賴通　大井川御祓之次而定賴詠歌事

後一條院朝

第二十御賀治安三年十月御賀記

治安三年十月十三日倫子六十御賀事

皇太后宮一品宮渡御土御門殿事

大納言行成卿書屛風歌給事

舞樂經陵通王すまい君舞落尊事

關白賴通公脫御衣給事

各宴飲詠歌事
入道殿七大寺巡禮事
御賀日於筑紫中納言經房卒去事

第二十一後悔大將

後一條院朝

治安三年冬内府敎通北方公任女懷姙病氣事
十二月晦日内大臣北方御產事
萬壽元年正月五日内府北方依病腦物怪事
同夜内府北方卒去姬君達愁嘆事
尼上公任室左近乳母問巫物事左近乳母口寄出立事
前相摸守夢見事
正月十四日内府北方葬送事
内府敎通夢中亡者北方詠歌事
二月十八日於長谷御法事事
大納言公任 尼上内府御嘆事
二月晦日御堂失火事
具平親王男ます宮御堂殿養子三位中將に成玉ふ御堂殿御聟之事
三月一品宮修子御出家事
頼宗中姬君延子一品宮修子御養子事
一品宮修子召ニ山座主院源ニ御受戒事

第二十二鳥舞自萬壽元年三月至六月

後一條院朝

萬壽元年三月
御堂東北南十餘間御堂建立事
御堂佛丈六佛六觀音等也 遷堂事
鳥舞之事
四月廿日餘山座主行ニ舍利會ニ事
五月五日内大臣姬君生子 詠歌事
六月廿六日藥師堂供養事

第二十三駒競自萬壽元年九月より十二月廿九日迄

後一條院朝

萬壽元年九月於高陽院殿可有競馬事
九月十四日大宮彰子京極殿御座也渡御高陽院殿事
同十九日有競馬也爲叡覽行幸行啓御事
競馬後騎射舞樂事
同夜帝還幸事
翌廿日上達部參高陽院依關白殿仰文章博士爲政奉記昨日事各詠歌事
愚按作者部類云善滋爲政文章博士前能登守保章子云々
九月廿三日多寶御塔中宮威子御持佛御供養事

供養僧十二人入道殿賜物之事
御供養之次日御遊各詠事
中宮威子可有御參內御消息事
大宮彰子御參內事
入道殿長谷寺七日御參籠事有萬燈會
十二月廿九日內府北方公任卿女周閑於法興院有之事

第二十四 わか枝萬壽二年正月より三月まで

後一條院朝

御櫛笥殿生子內府御女御歌事
萬壽二年正月臨時客事
枇杷殿皇太后宮關白殿可有大饗事
右兵衞督憲定姬君二人關白殿北方養子事
北方御養子臺君憲定次女姉君則理室賴通公密通事
臺君懷姙生男君事通房是也
入道殿御悅御歌事
正月廿三日枇杷殿大饗事此宮女房達事
同日未刻はかり上達部有參上事
同日宮女房着衣數多事
內府殿入內々御方御座事

御遊之事
今日辨乳母姪裳着事裳腰中宮大夫殿結せ玉へり愚按弁乳母作者部類云前加賀守順時女陽明門院御乳母云々
同夜興宴中宮大夫誦古詩句給事
關白殿皇太后宮御對面女房之衣御噂事
入道殿聞召昨日宮女房衣事御氣色不宜事
同廿五日四條宮燒失事
同廿八日關白殿若君里にて生れ玉へり渡御大殿御方事
二月朔日敦平親王成宰相兼隆御聟給事
皇后宮娍子自去年御病腦事
三月十日餘大宮彰子可有御八講事
小一條院女御御堂殿御女御病氣御物氣事
天變事
東宮尙侍嬉子御堂御女御懷姙沙汰事

第二十五 峯月萬壽二年三月より八月まで

後一條院朝

萬壽二年皇后宮娍子御病腦事
皇后宮渡御大藏卿家事
三月晦日皇后宮崩御事
四月初わうりん院西院渡御十四日奉葬納事

同夜三條院板敷おろして院宮に入御事
御中院之間女房各歌事
御法事御願上人詠歌等事
小一條院女御煩病事
逢坂關寺牛佛和泉式部歌事
六月二日牛佛滅事
院女御病惱御修法事
東宮尙侍（嬉子土御門殿御産）七八月頃可有御産事
六月廿五日東宮土御門殿行啓事
七月三日東宮還御事
人々病ニ赤疱瘡ニ事
七月八日院御消息入道殿渡御山井事
（此時院女御山井御座御病惱也）
院女御御出家堀川大臣同女御物怪所爲事
七月九日曉女御薨去事
中納言長家北方（齊信卿女）物怪事
七月十一日院女御葬ニ送石蔭ニ事
除御喫入道殿種々御訪事
院御歌女御之御法事事
東宮尙侍病ニ赤疱瘡ニ給事
中納言長家室（齊信卿女）病ニ赤疱瘡ニ事
八月二日東宮尙侍御産氣御物怪頻事

第二十六 楚王夢（萬壽三年八月）

後一條院朝

萬壽二年八月三日尙侍御産男宮事（後冷泉院是也）
自東宮御劔參事
御産養御定之事
尙侍俄御心地苦敷御座事
八月五日尙侍（嬉子）薨御事（今日若宮御うぶ養日也）
入道殿尼上（倫子）御嘆御乳母小式部愁嘆事
關白殿召吉平御葬送御定事
（愚案吉平野槌云安倍晴明子吉昌兄也主計頭陰陽博士七年八十五卒云々）
若宮御乳母逢事
八月六日尙侍御棺渡御法興院事
東宮御嘆入道殿小式部君詠歌事
八月十五日尙侍御棺渡御石蔭事
尙侍女房小左衞門尙侍同日卒今日於舟岡火葬事
尙侍御葬夜母尼上東宮御嘆之事
山座主教訓入道殿事
大貳三位（紫式部女）東宮若宮御乳母之事

山井女御御法事事
小一條院宮々御妹一品宮御事等殿原に有御物語事
入道殿有レ訪二女御御法事一事
入道殿有二大納言齊信許一御消息一大納言御返答事
院女御御法事於山井有之事
大納言齊信卿住中御門肥後守宗光家給事

第二十七衣珠（自萬壽二年八月同三年九月まで）

後一條院朝

萬壽二年秋山井女御東宮尚侍依御嘆嵯峨野草花無二甲斐一過行事或人歌事
八月廿日餘中納言長家室（齊信卿女）病苦事
大納言御修法又作等身佛數多給事
八月廿六日中納言室生二死胎一事
同廿九日中納言室卒去事
自御堂殿御消息事
大納言（齊信卿）依一子愁傷不大形事
稱陰陽師問葬送事給事
中納言御嘆息二召李夫人昔一事

九月十五日中納言室渡二法住寺一給事
御忌之程中納言住二法住寺一人々御消息事
九月廿一日於二阿彌陀堂一有二尚侍御法事一事
東宮若宮御五十日事
中納言北方葬法住寺事（十月十八日御法事）
大納言齊信卿養二御弟公信一事（大中納言自法住寺歸京事）
十一月小式部內侍卒去事
母和泉式部詠嘆歌事
頭中將顯基室（實成女）卒去事
四條大納言（公任）出家之本意內々御用意事
十二月十六日公任卿渡御二條殿御覽御孫達（內府敎通息子）事
公任卿歸二四條宮一給而參二女御謹子御方一事
公任卿御乳母御憐悵事
辨君（定賴）御對面事
十二月十九日大納言殿渡二長谷一給事
萬壽三年正月二日定賴參二長谷一給事
正月四日公任卿御出家御堂殿贈二御裝束一給事
內大臣（敎通公）參二長谷一給事
辨（定賴）女御謹子三井寺入道中將進二長谷歌一事

中宮大夫齊信卿訪長谷入道御物語事
春雨之頃長谷入道殿參ニ尼上御歌ヲ給事
正月十九日大宮彰子御出家事御歳卅九也
同東宮御使之事
大宮女房辨内侍同出家事此外有ニ四人ニさ見ゆ
大宮准ニ太上天皇ニ可ν奉ν申ニ女院ニ內御使之事
女院翌日昨日方々進獻之御裝束御覽之事
自齋院選子御歌入道殿御返歌事
此秋女院於ニ無量壽院ニ可ν有ニ御受戒ニ事
左兵衛公信北方卒同姫君夢中歌事
三月五日三條院姫君禔子嫁ニ內府教通公ニ事
四月十餘日內府上禔子自山井渡ニ御小二條殿ニ事
枇杷皇太后宮爲ニ故三條帝ニ可ν有ニ御八講ニ事
五月十五日曉公信卒去事
枇杷殿御八講御方々捧物事
公信法事於法住寺齊信卿御忌并公信息女歌事
六月廿八日有ニ公信法事ニ
公信姫君大納言殿御養子事
帝御惱之事御樂氣事
中宮有ニ御懷孕沙汰ニ事

七月院女御山井女御八月尙侍嬉子御周闋事
中納言長家餘哀之事
中宮威子可ν有ニ里御退出ニ事

第二十八若水 自萬壽三年十月同四年四月迄

後一條院朝

萬壽三年十月中宮威子御退出左衛門督東院家事
十一月中宮御產臨月事
十二月十日夜中宮御產女宮一品宮章子是也事
御劔參り御產養之事
萬壽四年正月枇杷殿臨時客事
正月二日土御門殿女院御堂行幸行啓之程失火事
法興院類燗事
正月晦日中宮若宮御五十日事
二月一品宮禎子可ν參ニ東宮ニ御沙汰事
三月六日一品宮入內御定之事
三月八日皇太后宮妍子御病惱事
同十七日依ニ吉日ニ東宮有ニ一品宮御使ニ事少將行經御使也
女院中宮宮々有ニ御贈物ニ事
三月廿三日一品宮參ニ東宮ニ給事同曉御退出
翌朝東宮後朝御使之事

四五日過而一品宮參二東宮御方一給御煩病之事
四月二日東宮若宮御着袴事
同九日一品宮入二御承香殿一事此事猶可考
愚按河海云陽明門院萬壽四年四月廿二日入二太子宮一年十五云々

第二十九玉のかざり自萬壽四年四月十月迄

後一條院朝

萬壽四年四月一品宮入御承香殿事
皇太后宮御煩病御修法事
五月四日建立之御堂入佛事
五月十五日右馬入道依佛告卒去事
御堂殿高松殿御嘆事
中宮大夫御堂殿男大納言同登山弔顯信死事
枇杷殿御煩病御物怪事
六月二日一品宮御悲御病氣并依右馬入道服御退出事
六月十六日入道殿渡二御皇太后宮御方一事
民部卿□□出家事
六月廿一日百躰釋迦堂建立入佛事
皇太后宮御病氣御修法事
七月枇杷殿若宮□□迎二三條院一給事

內大臣殿渡二住新造亭一給事
八月十三日皇太后宮爲御修法渡二御御堂一事
八月廿三日百躰釋迦供養事
九月爲皇太后宮入道殿行二維摩經一給事
同七日皇太后宮渡二枇杷殿一給事
同十四日皇太后宮御出家御受戒申刻崩御事
御堂殿倫子一品宮御哀惜事
召守道而御葬送御定事
皇太后宮渡二御大谷一御葬之事
於枇杷殿西廊五大尊法事
皇太后宮女房愁傷歌事
奉大和守源昌玉和泉式部歌事
保昌作者[illegible]云左馬頭致忠子云々
十月廿八日御法事於阿彌陀堂有之事
御法事之後一品宮禎子御座阿彌陀堂事

第三十鶴林自萬壽四年十月同五年二月迄

後一條院朝

萬壽四年十月御堂殿御不例事
十一月五節事
同十九日一品宮禎子歸御枇杷殿事

尋接中宮威子御産に萬壽三年十二月ひめ宮長元三年にて玉に成せ給女二宮御誕生の事物語になし御堂殿薨御の後なるへししかれは此物語長元一二三の冬のはしめまでの事を淺せりこれ源氏物語雲隱の巻源氏薨去の事に八年たこむるの心與此巻殿薨御の事を由て光源氏の事なひけりかた／＼心相似たる歟女一宮御袴奉る事十二月十日餘云々
これ則長元三年の十二月なるべし

長元三年十二月女一宮御着袴事
翌日召二上達部一而有二和歌一事
女一宮成二一品一給事
內大臣大姬君 生子 可有入內御氣色之事
春宮大夫頼宗大姬君嫁小一條院事
頼宗次姬君一品宮修子御養之事
姬君母一品宮修子御いとこの故なるへし
式部卿敦康親王姬宮 嫄子 可有入內御沙汰事
帝中宮內々御懇樣事
中宮一品章子二宮馨子御寵愛事
齋院 選子內親王 おりさせ玉ふ事
女二宮 馨子 可レ居二齋院一事
女二宮こそしは三つにならせ給ひける云々
四條大納言公任卿事
實成中納言公成宰相事

此所被大殿仰云々關白に讓り申す事を申す實成中納言右大臣男公成宰相實成卿男也
大納言長家思二女院ノ中將君一事
尼上ノ女房忍而生二關白殿御子一事
前齋院兵部卿宮 敦平親王 御對面事
殿上花見事
右自長元三年十二月同四年九月之間事也年中日記語無二所見一
長元四年九月廿五日女院住吉岩淸水御參詣事
上達部殿上人數多供奉事
自鴨川尻召御船一事
岩淸水御社參御奉幣事
廿六日內東宮御使參二三島一事
廿七日攝津國着御事
廿八日住吉御社參御奉幣之程內御使參事
天王寺御參詣御經供養事
東宮御使大進高貴參事
廿九日龜井御覽御歌并還御事
於難波御祓召御船事
十月一日雷雨之事
二日天川御逗留召二遊女一賜物事
左衛門督師房奉小序歌各詠歌事

御入京之御事
御入京之御事
女二宮齋院卜定御事
女二宮御着袴之事
齋院出ニ御丹波守□□家ニ御事
長元五年四月御禊日入御大膳事
八月卅日中宮（威子）齋院行啓事
長元六年正月子日兼房出羽辨歌事
齋院渡御事（[illegible]へ參せ玉ふ事歟）
女院御參内御ニ覽東宮ノ一宮ニ事
十月中宮齋院行啓御逗留之間庚申上達部殿上人
參上各詠歌事

第三十二歌合（自長元六年冬同七八九年四月迄）

後一條院朝

長元六年鷹司殿上（倫子）七十賀事
女院中宮爲御賀渡御事
翌日於清涼殿有ニ昨御賀眞似一叡覽事
御賀歌之事
長元七年正月女院行幸行啓事
中宮大饗内宴事
三月賭射之事
三月晦日鷹司殿本宮藤花歌御返歌事
同日藤壺藤花宴事
四月小一條院之下部祭車うつと云事
小一條院宮々數々御産事
五月十日依小一條院可レ立ニ檢非違使一宣下事
院（[illegible]）殿上（[illegible]）御對面依與中納言辨歌事
八月晦日殿上人々嵯峨野花見事
新嘗會日源少將詠歌事
（[illegible]遣云々右衛門督師房任大納言此時内大臣一男[illegible]中將二郎信基三郎信長二人侍從云々）
女院於[illegible]院御堂御[illegible]事
（右者長元八年五月以前さ見ゆ[illegible]て此[illegible]月不分明）
長元八年五月卅講後關白殿可有歌合事
歌合左右方人頭之事
十二日歌合判勝負事
歌合終而御遊判者并上達部四人引出物事
（愚按此歌合式見八雲御抄）
關白殿若君元服任少將臨時祭舞人事
長元九年少將通房春日使之事
一品宮章子　可有御裳着事

帝可有御讓位被思召事
帝御腦御事 三月比さ見ゆ
此一卷年月紀不分明加臆意記之
第三十三きるは侘しと歎女房 自長元九年四月十二月晦日迄
後一條院朝
長元九年四月十七日帝崩御事
東宮御方除目事
女院出御京極殿御慈嘆事
廿一日中宮一品宮御退出鷹司殿事
御方々御嘆女房達詠歌事
顯基中納言出家事
御葬送之夜各挽歌事
齋院おりさせ玉ふ事
六十九代
後朱雀院 諱敦良御母上東門院
八月女院一品宮章子齋院馨子御對面事
中宮威子 御嘆九月三日御出家事
九月六日中宮崩御女房達奉哀惜事
當代女一二宮可㆑居㆓齋宮齋院㆒事
中宮ノ御嘆㆓各讀㆑歌事
十月廿一日宮々渡御院 女院歟 事
各讀㆓悲歌㆒事
御禊之事 女御代者故式部卿宮姫君云々敦康親王歟
大嘗會御事
十二月晦日權大納言 長家歟 參㆓一品宮㆒ 章子 宣旨君詠歌大納言返歌事
第三十四晩待星 自長暦元年正月至于寛徳元年八年之間記之
後朱雀院朝
長暦元年 物語不書年號 正月七日式部卿宮敦康 姫宮 嫄子女御代 入内事
二月十日餘一品宮禎子 立后事 中宮大夫者故中宮大夫云々能信歟權大夫者資平右衛門督云々
三月式部卿宮姫君嫄子 立后之事 以下奉㆑申㆓中宮㆒一品宮者奉㆑申㆓皇后宮㆒
皇后宮奉稱陽明門院事
宮々御事 女一宮齋宮二宮齋院云々
女院倫子中宮威子遺哀事
前齋院御事并女房懷舊歌事
五月五日内皇后宮贈答御歌事
八月一宮 嬉子 御母 御元服立太子御事 大夫者春宮大夫云々賴宗歟權大夫者源大納言師房歟

一品宮章子御腹果而可參東宮御事
十月行幸御事（京極殿 一品宮章子前齋院御座也）
中宮大夫能信病氣大夫上養公成女事（大夫上者公成妹也）
一品宮前齋院御壁背木事
中納言信家嫁娶小一條院姫宮事（御母高松殿女御也）
十二月十三日一品宮奉御裳可參東宮事
東宮被遣一品宮御消息出羽辨獻歌事
一品宮章子參東宮給事
（一品宮貞宮御從弟由東宮[illegible]一品宮[illegible]也）
辨乳母出羽辨贈答歌事
中宮奉御懷姙之由事
皇后宮御事
或人於長階懷舊歎辨命婦歌事
長曆二年（[illegible]）
三月はかり女院御參内一品宮御歌事
依清涼殿新造藤壺人詠歌事
中宮御退出御産女宮事
中宮[illegible]宮御參内事
民部卿長家息大夫君卒去大夫母君事
中宮又御胎御事

伊勢依神託內府御匣殿可有入內事
（[illegible]神宮云度々官幣不請之依非藤氏皇后也依之內大臣教通公一女可入内之由被宣下之其年十二月內大臣女入内[illegible]云々）
六月廿七日內裡回祿之事
（[illegible]東北院[illegible]者長曆二三年歟）
九月中宮御産女宮事
中宮御産之後九日過而崩御事
人々詠歌之事
十二月內府姫君生子入內事
京極院炎上之事
內大臣女御生子御寵愛事
七月七日帝被遣若宮祿子御消息事
長久二年七月歟
同日東宮被遣一品宮章子御歌事
中納言道房任權大納言事
內裡造畢遷幸御事
東宮大夫賴宗姫君延子入道一品宮脩子御養子入內事
大納言道房娶大納言師房女事
內裏花宴御事
春之頃帝梅壺生子御歌事

此春長久三年なるへき歟　此卷歌四首入新古今集

十二月朔日頃內裡炎上之事

帝御ニ座ニ一條殿ニ之時聞ニ鵜捕魚ニ入道大納言公任歟

歌上御製雪山歌之事

此所云これは先の事共也云々以前の事を思ひ出てしるし侍るさ見ゆ

內裡囘祿之後御ニ座一條院ニ御事

殿上人參ニ一品宮章子御方ニ彈琵琶連歌事

七月七日梅壺中將生子女房歟贈ニ資綱少將歌ニ事

此七月長久四年歟

麗景殿女御延子於上御前彈箏事

小野宮右府實資辭大將道房兼ニ大將ニ事

十二月一日一條院囘祿之事

帝高陽院行幸東宮京極院行啓

見ニ高陽院殿瀧ニ出羽辨歌之事

愚按此瀧歌入新古今後朱雀院御歌云々兩說歟年かへり又云々寬德元年歟

梅壺女御生子時めかせ給事

五月最勝講五日加賀左衛門出羽辨贈答歌事

愚按出羽辨作者部類云前加賀守平季信女云々加賀左衛門同抄云加賀守丹波泰親女入道一品宮女房云々

梅壺女御之女房出羽辨贈答歌事

后女御數多御座內わたり花麗ヤカナル事

帝一品宮章子前齋院馨子叡慈御事

關白殿依ニ競馬ニ行幸御事

此卷自ニ發端ニモレ子ニ卷尾ニ不レ書ニ年號ニ所々年違云々仍不審不少以ニ之見ニ記ニ年立ニ者也

第三十五卿のふるまひ　自寬德元年四月十二月迄

後朱雀院朝

四月道房大將卒去關白殿御嘆之事

道房今年廿云々萬壽二年正月誕生寬德元年廿にあたれり此四月寬德元年歟

御葬送夜大將上女師房歌之事

山座主大納言師房悲傷歌事

大將上愁嘆關白殿御哀惜彌益事

九月御堂御念佛一品宮章子歟渡御御堂事

麗景殿女御延子御懷姙之事

春宮大夫賴宗大將事

十二月廿日餘帝御惱御事

第三十六根合　此卷年月不備愚按自寬德二年至于天喜五(四歟)年十三(二歟)年之間略記歟

後朱雀院朝

寬德二年歟

帝御惱御平癒御事

十四日月不書齋宮良子女一宮准三宮宣下事

梅壺女御生子不有立后事
十六日御讓位東宮御遺勅之事
十八日帝崩御奉初女院御方々御愁嘆事
愚按正月歟
四月麗景殿女御御産女宮正子内親王是也事
同八日御即位御事
七十代
後冷泉院先帝第一皇子諱親仁御母嬉子
先帝崩御之後四條(大歟)納言讀歌卒去事
女房辨乳母等歌之事
齋宮齋院おりさせ玉ふ事
梅壺女御生子事
上東門院渡ニ御白川ニ内大臣御歌事
白河殿神無月頃之事
四月白河殿花後門院御歌事
此四月永承元年歟年かへりぬ云々
十二月帝渡ニ御官司ニ事
愚按後冷泉ニ御方違ニ歟此十二月寛徳二年歟白川殿四月事も先書出るによつてさしもかへりぬさ書歟此所混亂すへからす爰にてさしかへりてさ云永承元年なるへし
故式部卿宮姬君嫄子齋宮卜定事
女二宮御母中宮嫄子禖子内親王齋院卜定御事
内大臣小姬君歡子可有入内事

三月關官司回祿之事今内裡無帝内大臣二條家行幸云々
一品宮ノ女房出羽辨詠花歌事
六月一品宮御病腦事并御本復事
七月一日一品宮章子渡ニ御京極殿ニ十日立后事
八月十七日中宮章子御參内範國歌事
今年春小野宮實資薨御事年九十云々
教通公任右大臣大將賴宗任内大臣事
御賀之算會御事
永承二年
正月上東門院自ニ白河殿ニ渡ニ御四條ニ御事
右府姬君女御代諟子入内事
愚按歡子入内は歌合後さある如何猶可考
内御歌合之事
愚按八雲御抄歌合永承四年十一月九日云々
歌合之御時宮々女房裝束事
關白殿賴通姬君寛子入内事
永承五年二月寛子立后事
大夫者隆國中納言權大夫者經任辨今后奉中皇后宮一品宮章子奉中中宮
左兵衛督姬君　參東宮給事

右大臣女御 歡子 御產事 宮はなくなりて生れさせ玉ふ云々
右府女御准三宮宣下事
殿上根合之事
八雲御抄云永承六年判者內大臣賴宗云々則此卷にも永承六年五月五日殿上根合云々
大殿息 師實歟 元服事
三條殿 關白殿妾女皇后宮御母 頓滅事
七月帝御腦御事
同廿二日御腦御快然行二幸高陽院一御事
今年夏鷹司殿 倫子 逝去事
永承七年正月八日高陽院回祿事
帝中宮遷二幸冷泉院一也
四月帝渡二御四條宮一事
中宮皇后宮御二覽相撲一事
九月帝遷幸京極殿十一月八日又回祿事
帝行二幸民部卿三條家一云々
十二月廿七日遷二幸一條院一事
皇后宮御物怪御事
殿少將口口臨時祭舞人之事
年がへりぬと見ゆ以下天喜元年歟
一條院又回祿遷二幸高陽院殿一事
殿少將師實中納言兼二中將一好色事

皇后宮小少將生二師實子一事
右府敎通公娶二具平親王姬宮前齋宮𡢽子一事
前齋院 馨子 以二上東門院御執持一參二東宮一給事
小一條院姬君候二皇后宮寬子御方一事
梅壺女御 生子 御出家之事
五節之事
大納言 信家歟 成二高松殿聟一事 仍山井大納言と由
殿大納言 師實歟 娶二大納言師房女一事
三月廿日云々天喜二年歟
賴通任太政大臣敎通任左大臣賴宗任右大臣殿
大納言任內大臣事
是等年月不分明奧に可記考
五節之事
東宮之御事 近江守實經女生二御子一事
內大臣大饗事
三月殿上花宴御事
年返りぬ云々天喜三年歟
五月有競馬事
九月十三日有二明月御遊一事
五節之事
年返りぬ天喜四年歟
正月皇后宮 寬子 歌合事 并女房裝束事

歌合判各賜祿事
八[illegible]卷天喜四年皇后宮春秋歌合云々愚按物語師實任內大臣事以前に見ゆしかれとも此御歌合のさきは中將云々如何
天喜五年正月の後任之歟猶
公卿補任に考へ侍るべし

後冷泉院朝

第三十七蜘蛛後（此卷首天喜四五年歟）至于治曆二年歟

七月七日中宮ノ女房詠歌事愚按此七月天喜五年歟不審

高倉殿女四宮（祐子內親王歟）御歌上手事

天喜六年大極殿回祿事愚按今年改元號康平王代紀康平元年八月炎上云々

二月廿三日夜御堂回祿事

齋院おりさせ給正子內親王齋院御事

梅壺女御（生子）御道心御歌事

俊房息（信房）寄通前齋院娟子事

依ニ齋院密事ニ內春宮御氣色惡き事

前齋院娟子俊房（于時中納言）相共住六條亭給事

東宮大夫（賴宗歟）女御見ゆ（東宮女御さ睛子歟）薨去事

花之頃中宮女房歌之事

內親王御遊事

法興院秋之頃事（上東門院御座歟）

東宮齋院馨子御產事

九月朔日內大臣師實室（女師房）產之事

春宮若宮御乳母達事（同春宮七夜之程か）くれさせ玉ふ事

年かへりぬ云々
以下康平二年歟

民部卿病氣十一月九日卒去事

賴宗辭大將十二月廿七日源大納言（師房）兼大將事歟

通議ニ大將內大臣ニ給事

年返りぬ云々

二月三日右府賴宗薨去事
按賴宗治曆元年薨云々

關白殿宇治御堂建立事

九月廿五日宇治御堂御八講事

中宮皇后宮渡ニ御宇治ニ事

五巻日宮々御方々御捧物ノ事

五月最勝御八講事
年かへりぬ云々

中宮ノ女房見ニ御前泉ニ詠歌之事

中宮違ニ白河佛ニ給事
御退出二條殿有御供養

宇治殿（賴通）東宮御氣色惡キ事
此卷年々略記年月不備

第三十八松のしつ枝（從ニ延久一二ニ至ニ同五年ニ歟不分明）

七十一代
後三條院後朱雀院第二皇子諱尊仁御母陽明門院
一品宮〔女房〕□□帝御寵愛御懷之事
七月退ニ出尾張前司經平家一事
基平女産前煩病之事
同生ニ若宮一御劔參御湯殿規式事
翌年三月宰相基平女成ニ女御一入内事
帝若宮實仁御對面事
基平女御御寵愛總而叡慮趣御事
三月九日中納言顯房女賢子參ニ東宮一給事
春宮大夫女御之事
内若宮御五十日事
内裡造畢遷御事
祇園比叡行幸事此年祇園燒失大地震云々
人々女數多出内宮仕給事
九月齋宮後子當今女二宮伊勢御下向事
貞按此卷御當代の初より書之歟烟後の卷の末に東宮宇治殿御中御不快の事をしるして云 其程の御事共書にくうわつらはしくて元作らさりけるなめり云々此詞に先帝御治世の末の事を略せりこれ治曆三四年をしるさゝる歟 先帝治曆四年四月崩御也齋宮御下向有事當代最初の證なるへし
十二月八日高倉殿宮依レ可レ居ニ齋院一御出家事
帝御讓位之事十二月八日云々
二宮□□立太子御事

七十二代
白河院後三條院第一皇子諱貞仁御母茂子
二月廿日後三條院御ニ幸天王寺一事
女院一品宮共御參詣也
道すがら先八幡御社參事
奉ニ御船一長柄橋跡御覽事
住吉御社參事
王代記延久年中住吉御幸是始也云々
廿二日天王寺御參詣事
廿五日於御船中御歌事
廿六日雨天御船登事
廿七日還幸御事
四月廿九日後三條院御落飾中宮同御出家事
五月七日後三條院崩御事
一品宮□□女御殿基平女御歟御出家事
前齋宮頁子御出家事
五月雨頃人々換歌詠吟事
第三十九布引瀧從ニ承保元年一迄ニ永保三年一十年略記也
白河院朝

永保元年二月二日宇治關白薨逝事
齋宮卜定事此齋宮小一條院御女嫥子歟
齋院卜定事小一條院御女歟
六月八日左大臣女御嫄子歟立后事
太皇太后宮奉レ稱二女院一事
愚按二品宮章子御事也不レ申二二條院一彰子者不レ申二上東門院一宮子者太皇太后宮嫄子者奉レ申二皇太后宮一歟
中宮嫄子大饗事并御參內事
帝措召二源大納言女一事
上東門院御病腦事
十月十六日可有御禊事
同三日上東門院崩御事
人々奉哀惜事此時關白大二條教通歟
十二月廿五日中宮御產氣男宮御誕生事
承保二年書年無
正月二日若宮御七夜事
行幸若宮御對面事
九月廿四日左大臣師實歟可有大井川逍遙事
同月關白教通歟逍遙事
左大臣關白宣下事
關白息師通中將春日使事

關白殿姫君逢事
中宮御產女宮郁芳門院是也事
關白殿布引瀧御覽事
承保四年此年號書見承保三年歟今年改元號承曆
正月二日殿臨時客事
中將師道娶民部卿俊家四君事
右大臣師房病氣事
行二幸陽明門院一御事
二月十七日師房任太政大臣事
太政大臣薨御事御子達愁嘆事
師道任宰相兼二大將一事
河海云師道承保四年三月廿七日任宰相同四月三日兼左大將云々
賀茂御生ミアレ日毎年行幸事
關白殿加茂詣事
東宮大夫能長女御道子之事同御懐姙事
今年自六月比起二赤疱瘡一事
式部卿宮齋宮父薨御事
依父宮御服齋宮おりさせ給事
八月中納言兼頼歟故右府息云々右京大夫通家兵衛佐これされ藏

人家され等人々數多卒去事
一宮敦文薨去事
九月東宮大夫女御道子生ニ女宮善子給事
中宮賢子御參內一宮之御嘆事
中宮御懷姙事
白河殿御堂御建立事
十月廿日餘有ニ御堂御供養事
承曆二年歟
二月一日於宇治道ノ入殿御料八講事
三月晦日殿上歌合事
勅撰集事
愚按八雲云後拾遺應德三年九月十六日通俊卿撰進之事次通俊所望之撰之承保頃始之云々此集之事也
四月十日餘姬宮御着袴齋宮卜定御沙汰事
五月十八日中宮御ニ產女宮事
九月廿三日中宮八幡御參詣事
五節之事
十二月齋宮媞子歟御禊之事
承曆三年歟
中宮御產男宮御誕生事
承曆四年歟永保元年歟

中宮御產女宮御誕生事
左府師實任太政大臣民部卿俊家任右大臣能長任內府事
內大臣女御道子准三宮事
右大臣俊家內大臣能長打續薨御事
愚按俊家永保二年十月薨號ニ大宮右大臣
永保三年歟俊房任左府顯房任右府師通任內府事
二宮祭御覽叉日渡ニ御紫野事
第四十紫野從ニ應德元年九月至ニ寬治四年七年略記
白河院朝
應德元年九月十一日殿師實天王寺詣事
中宮御不例事
九月廿二日中宮賢子御崩事
御方々御嘆依ニ御報齋宮媞子おりさせ給事
帝御嘆事
應德二年每月爲ニ中宮御作善事
九月右大辨道俊詠歌事
今年起ニ疱瘡事
十一月八日東宮今上御弟御母基子薨逝御事
鳥羽離宮造營御事

皆僻云白河院應德三年立
鳥羽殿ニ云々是南殿御堂也
十一月廿六日御ニ讓位ニ一宮ニ御事
土御門右大臣師房室薨御事
師實公攝政御事
七十三代
堀河院白河院第二皇子諱善仁御母中宮賢子
寛治元年齋宮善子ノ齋宮卜定事
前齋宮淑子ノ御歸京事
十一月廿一日御禊事女御代攝政御女
大嘗會御事
宇治殿上具平王女薨御事
年かへりぬ云々以下寛治二年歟
正月十九日行幸ニ仙洞ニ事
二月廿二日高野御幸事
師通公男中將忠實歟春日臨時祭舞人事
晦日比八幡行幸事
院御座鳥羽離宮御事
四月院前齋宮御ニ覽加茂祭ニ事
二條院章子故院御墓前に御堂三昧堂御建立御八講五十講御事
二條院御父帝後一條院御影像御拜覽事
御影像被レ奉レ納ニ此御堂ニ云々
年返りぬ云々以下寛治三年歟
春民部卿經信參ニ二條院菩提壽院ニ事
四條皇太后宮寛子宇治御堂御建立同御座事
齋院小一條院御女依御母服おりさせ玉ふ事
齋院令子卜定事
白河院齋院令子御妹禛子御對面事
六月晦日居ニ齋院ニ給事
寛治四年
齋院御禊日渡ニ御大膳職ニ事
齋宮御母御女道子諸共伊勢御下向事
三位中將忠實歟娶ニ左府俊房女ニ事
忠實任中納言祭上卿事
是寛治四年事歟不審
卷尾春日山祝言歌事

榮花物語帝王源氏系圖

五十九代
宇多天皇　亭子院、寛平法皇

六十代宇多第一
醍醐天皇　諱敦仁　母皇太后宮胤子　內府高藤女

高明　第一賜源氏號西宮左大臣　安和二年左遷

經房　師中納言大貳

實基　尾張守源少將　母齊敦女

女　候寬子御方

俊賢　三男源大納言民部卿　母師輔女

顯基　一男中納言　宇治殿養子

資綱　中納言　母實成女

家方　四位少將

隆國　宇治殿養子　號宇治大納言

女

隆俊　中納言

女　顯房室

隆綱　宰相中將

某

女　候齋宮涼子

忠賢　五位左兵衛佐

女　爲平親王室

中君　正光室

高松上　道長室　成明親王養子

前坊　母京極御息女　時平女

前坊　號文彥太子　保明親王　母皇太后宮穩子　昭宣公女

兼平親王　式部卿

代明親王

行明親王

保光　桃園中納言

女　行成母

重光　大納言　長德四七十薨七十六

則理　但馬守　藏人

長經

女　宰相君　後三條院御乳母

麗景殿女御　村上女御

女　伊周公室

女　後朱雀御代　中宮宣上四

恵子女王 伊尹公北方
- 女 大納言君 候皇后宮婉子
- 女

女

朱雀院 六十一代 諱寛明 母同保明親王
- 昌子内親王 冷泉院后 太皇太后宮 號王女御 母皇太后宮熙子女王

重明親王 桃園式部卿 號李部王 師輔公御聟
- 邦正 侍従
- 女 閑院朝光室 嫥子母 母は師輔公女登花殿登子
- 齋宮女御 徽子女王 天暦女御 母中將御息女貞信公女

有明親王
- 女 仁義公室
- 女 兼通公室 朝光母

村上天皇 六十二代 諱成明 御母同朱雀
- 廣平 早世 母民部卿元方女

盛明親王 上野大守

兼明親王 號中務卿 前中書王 和漢才人

康子 女四宮 師輔公密通 公季公母

冷泉院 六十三代 諱憲平 寛弘八年十月廿四日日蔭のかつらの巻にかくれさせ玉へり

花山院 六十五代 諱師貞 花山巻御即位 同巻御出家
- 昭登 醍醐座主 母中務號御匣殿
- 清仁親王

- 致平親王
  - 成信 宮源中將と云 母雅信公女
  - 永圓 三井寺
- 三條院 六十七代 諱居貞 母兼家公女超子
  - 小一條院 敦明 母皇后宮娀子 玉村菊卷立坊道木綿四手に坊おりさせ玉へり
    - 敦貞 中務卿 母顯光女延子
    - 敦昌 母同
    - 敦元 早世か 母御堂殿女
    - 敦賢 母輔宗公女
      - 涼子 齋宮
      - 基子 女御熙子候 母賴貞女
      - 女 媞子候
    - 基平 侍從宰相 母顯光女
    - 信宗 備中守 母瑠璃女御
    - 女 母顯光女
    - 女 母御堂殿女
    - 儇子內親王 信家公室
    - 女 齋院 母瑠璃女御
    - 齋子 母同 齋院
    - 女宮 母中務 中務か女のはらから兵部命婦養奉る
    - 女宮 母若狹守資景女
    - 女宮 女宮たち花山帝御詞の如く皆うせさせ玉へり
    - 女宮 母同
  - 敦儀 式部卿 天喜二七廿一薨
  - 敦平 中務卿
    - 某 因幡守
    - 女 禎子に候
    - 敬子 齋宮
    - 祇子
  - 師明 小一條院御養子二所 法名性信 淺みどりに御出家あり
  - 當子 齋宮 母娀子 通雅密通公上
  - 禔子 女二 敦通公上 同母
  - 女三 母同
  - 禎子 一品陽明門院皇后宮後朱雀院后 母皇太后宮姸子
- 爲尊親王 彈正宮 母同 長保四年六月薨
- 敦通親王 帥宮 母同
- 五宮 寶花山院御子
- 六宮 右同
- 女一宮 宗子
- 尊子 圓融御女御早世 母同 齋宮大宮と申

為平親王 一品式部卿 母安子
- 頼定 母高明女
  - 女 母顯光女
  - 女 母同
- 憲定 母同
  - 女 母□理室 有國女
  - 女 母同二人ともに頼通公室御養子也 後頼通公密通子なうめり
- 女 花山院女御 母同 後小野宮實資室
- 中君 具平親王上 母同
- 恭子 前齋宮

六十四代 圓融院 諱守平 母同 正暦二年二月十二日崩
- 六十六代 一條院 諱懷仁 母東三條院詮子 寛弘八年六月廿二日崩
- 敦康親王 一品帥宮 後式部卿 母皇后宮定子
  - 嫄子 母具平親王女 三十六登齋宮に立ちたまへり
  - 𡛟子 母則理女
- 六十八代 後一條院 母上東門院 玉村菊卷に有御母代
  - 章子 一品宮 後冷泉院中宮 太皇太后宮 母中宮威子
  - 馨子 齋院 後三條院中宮 母同
- 六十九代 後朱雀院 諱敦良 母同 寛徳二年正月十八日崩
  - 七十代 御冷泉院 諱親仁 母嬉子 御堂殿女
- 修子 一品 母定子 一切經を讀ませ給ふ萬壽元年三月御出家入道一品宮と申
- 嫥子 女二の宮 母同 早世

後三條院 七十一代 諱尊仁 母陽明門院
- 良子 齋院准三宮 母同
- 娟子 齋院 後俊房室 母同
- 祐子内親王 母中宮嫄子
- 禖子内親王 三十六卷齋院 母同
- 正子内親王 齋院 母延子
- 聯子 一品 母同
- 俊子 樋口齋院さ中 母同
- 佳子 齋院 母同
- 萬子
- 若宮 早世 母馨子
- 女宮 早世 母同

白河院 貞仁 嘉保三年八月十四日御落飾
- 敦文 早世 母賢子
- 堀河院 七十三代 善子 母同
- 覺法々親王 號高野御室
- 媞子 郁芳門院 母同
- 善子 齋宮 母道子
- 令子 齋院 母賢子
- 禎子 母同

- 實仁 白河院御時立坊應徳二年十一月八日 母基子
- 輔仁 彈正尹 母同
  - 有仁 花園左大臣
- 男宮 早世 母近江守實經母
- 第六 昌平 早世 母師尹公女芳子
  - 師房 太政大臣 母爲平親王女
    - 俊房 堀河左大臣
      - 女 忠實公室
    - 顯房
      - 賢子 白河院中宮 母良頼女
    - 仁覺 法性寺座主
    - 師息 宰相中將
    - 女 道房室
    - 女 教通公養女 師實公上 母御堂殿女
    - 女 今姫君
  - 女 頼通公上
  - 女 敦康親王上
  - 嫥子 齋宮
- 第七 具平親王 中務卿後中書王 母代明親王女
- 第八 永平 昌子内親王御養子 魯鈍人他 母芳子
- 第九 昭平 兵部卿 母正妃
  - 女 通兼公養子 公任室 母高光女
  - 女
- 承平 早世 母安子
- 女二
- 女三 保子 兼家公通玉ふ由樣々悦卷にみゆ 母正妃元方女
- 規子内親王 齋宮 母齋宮女御徽子
- 盛子 堀川顯光公上 母計子
- 樂子 母安子

- 輔子
- 女
- 資子 入道一品宮 母安子
- 選子內親王 號大齋院 母同
- 第八 敦實親王 一品式部卿 母同醍醐號六條宮康保四年薨
  - 雅信 三男 土御門右大臣一位 一條院共云正應四七廿九薨
    - 時通 辨少將
      - 女 中君初則理室後上東門院に候大納言君と云御堂殿思人
    - 時叙 出家大原住 中納言朝忠女母
    - 時中 大納言
      - 朝任 源宰相
        - 師長
      - 宣旨 廿一卷上東門院住吉詣にみゆ
      - 經賴
    - 扶義
    - 雅通 丹波中將
      - 女 中納言君 馨子御乳母
    - 濟信 仁和寺僧正
    - 倫子 准三后〻穆子御堂關白上上東門院等御母 治安元年二月出家
    - 中君 道綱室 鳥邊野卷に兼經うみてかくれ玉へり
    - 三君 致平親王上
  - 寛朝 仁和寺僧正
  - 重信 六條左大臣
  - 寛信 左京大夫
    - 相方
    - 通方
      - 經長 四男中納言藏人辨 齋院長官
    - 女
      - 經信 六男 左大辨 大納言
        - 俊賴 イ四イ上 杢頭
      - 女 宣旨 候寛子御方

榮花物語藤氏系圖

- 冬嗣 内麿三男文德天皇之御祖父太皇太后宮順子の父 閑院左大臣贈太政大臣
  - 長良 陽成院御祖父皇太后宮高子父 枇杷中納言贈太政大臣冬嗣男
    - 基經 朱雀村上御曾祖皇后宮穩子父太政大臣諡昭宣長良三男
      - 時平 本院左大臣贈太政大臣 基經一男母仁康親王女 延喜九四月四日薨卅九
        - 保忠 八條大將
        - 敦忠 權中納言
          - 相信 内藏頭
            - 相如 出雲前司 粟田殿同年卒
              - 女 ゆめみずさなけきし君なさよみし人
          - 女 枇杷大納言延光室 後閑院朝光室
            - 文慶僧都 岩倉
        - 顯忠 富小路左大臣 母源昇女
          - 重輔
            - 心譽僧都 三井寺
          - 元輔
            - 扶公僧都
        - 褒子 亭子院御息所 號京極
        - 女
        - 前坊御息所
        - 女 敦實親王北方
      - 仲平 二男枇杷左大臣 母同天慶八薨七十一
      - 兼平 三位宮内卿 母式部卿忠良親王女
      - 忠平 太政大臣貞信公法性寺殿 朱雀村上の御叔父母仁康親王女天暦三年八月薨七十
      - 穩子 醍醐后朱雀村上御母
        - 實頼 小野宮太政大臣清愼公
          - 敦敏 左少將 母時平公女
            - 佐理 兵部卿大貳 本朝三跡長徳三年七月廿五日卒
              - 女 十三卷に見ゆ
            - 女

賴忠 廉義公二條關白太政大臣
母同元祚元六廿六薨

公任 歌仙四條大納言康平三年誕生
母代明親王女
萬壽三正四於長谷解脫寺出家
號長谷入道

定賴 四條中納言正二位右大辨
母昭平親王女

經季

經家 辨 三十六卷に見ゆ

女

女 郁芳門院伯耆
乳母云々

長宗 藏人

登仁

入圓 內供
廿一卷に見ゆ

女 教通公室
萬壽元正五日卒

中君 尊子養玉て
姫宮と申す
治安三年三月卒

尊子 圓融院后四條宮すばらの后と云
母同寬仁元年四月崩

諟子 花山院女御
母御

女 重信
公室

齊敏 參議右衛門督
母 早世のよし月宴にみゆ

女 花山の卷に一所は宮々の具にて
はれしけりといふ此御方なり

述子 村上
女御

實資 小野宮右大臣號賢人大臣
東宮仁本北方は爲平親王女
永承元年正月十八日薨九十

良圓 權少
僧都

資賴 伯耆
守

女

女

高遠 大宰大貳三位
母播磨守尹文女

懷平 中納言左衛門督
母同

經通 左衛門督

女

兼通 堀川太政大臣准三后 仁義公母同貞元二年十一月八日薨

顯光 堀川左大臣 始號廣幡中納言治安元年五月廿五日薨

重家 少將出家 母村上女五宮盛子

元子 一條院承香殿 後源宰相頼定室

延子 小一條院女御

朝光 閑院左大臣大納言 母有明親王女 長德元三月廿日卒

朝經 中納言

基房 二男云々

女 實仁御乳母

登朝 右馬頭 出家

某 左京大夫

某 少將

姚子 花山院女御 母重明親王女

女 圓融院中宮

兼家 法興院大入道殿號東三條 准三后攝政正曆元七二薨 母同

道綱 右大將 寛仁四年十月三日出家 後卒母雅信公女

兼經 宰相

顯綱 前讃岐守

道隆 中關白攝政内大臣 本無顧祖 母藤中正女長德元四月薨

道頼 山井大納言大千代君 母山井永頼女長德元六十七薨廿五

女 頼通公室

女 大納言君小一條院女御候 母橘三位

伊周 儀同三司小千代君 長德二四左遷浦々の別にくわし 母高三位寛弘七正廿九薨

通雅 惡三位松君 母季光女

隆圓 權大僧都 母高二位
　顯長 母同
　女 賴宗通玉ふよし初花にみゆ後室になり玉へり 母同
　女

隆家 中納言 母同
　良賴 藏人少將か
　　女 顯房室
　經輔 御賀に四位少將
　某
　女
　女 兼經室 長保二十二十五卒

賴親 內藏頭

周賴 中務大輔

周家

定子 一條院后皇后宮清少納言此宮に侍 母高內侍

女御 三條院淑景舍長保四八廿薨 母同

三君 敦道親王北方 母同

四君 一條院御匣殿小一條院母代 母同

五君 伊周公の兄弟そろへの時は此君なし

道雅 正三位左京大夫 母中宮大進季直女 長徳元二乙巳
　一男

- 某 四男治部少輔
  - 兼隆 二位宰相左衛門督 母道重女
    - 兼房 左馬頭中宮權亮
    - 女 敦平親王北方
    - 女 母越後辨
  - 兼綱 藏人頭中將
  - 尊子 一條院女御くらへやの女御さ申 母三位後通任室
  - 女 中宮威子候二條御方さ申 母遠重女

- 道長 御堂關白攝政太政大臣 號法成寺入道准三宮 母中正女 万壽四十二月四日薨
- 超子 冷泉院女御贈皇后宮 天元五正庚申ノ夜頓滅
- 詮子 圓融院后皇太后宮 一條院御母 田中正女東三條院ト申后院號
- 綏子 三條院女御麗景殿尙侍 母國章女賴定ニ名立シ此御方也
- 中宮宣旨母
- 女

- 賴通 たつ君宇治關白從一位准三宮 母倫子永保元二の七薨
  - 道房 早世正二位大納言大將 母憲定女妻君
  - 師實 京極關白太政大臣 從一位氏長者 康保三二月薨
  - 寛子 後冷泉院后 太皇太后宮
- 賴宗 一條右大臣堀川とも松木持明院祖 母高松上
  - 兼賴 宰相中將
  - 俊家 號大宮又壬生 母伊周女永保二の十一薨
    - 宗俊 正二位大納言
    - 基賴 正五位下 持明院祖
    - 師兼
    - 基俊 從五位下左衛門佐 二條家和歌祖
    - 女 四君師道公室
  - 能長 侍從三 耶云々
  - 基定 大納言
    - 基長 四位少將
  - 能季 堀川中納言
  - 大姬君 小一條院上 母保周女

- 教通 大二條關白太政大臣 母倫子
  - 信家 中納言賴通養子 母公任女
  - 通基 二位侍從 母同
  - 信基 侍從 母
  - 信長 太政大臣始山井大納言ト云
  - 靜圓 木幡權僧正 母小式部内侍
  - 靜覺 長谷法印
  - 生子 後朱雀院女御始御匣殿弘徽殿 母公任卿女准三宮梅壺
  - 中君 多年病氣卅六卷云廿年はかりわこたらせ玉はねは云々
  - 歡子 後冷泉院女御 小姫君
  - 女 中納言資仲室
- 顯信 出家號右馬入道 母高松上
- 能信 中宮權大夫 母同
  - 能長 すまい君内大臣 實は賴宗公男云々
    - 基長 中納言
    - 道子 白河院女御 准三宮
- 長家 正二位大納言倫子養子 母同御匣左[illegible]
  - 男 大夫君くれ侍屋にうせ玉ふ 母三位
  - 忠家 大納言
    - 女 信長公養女
  - 某 二位中將 後宰相
  - 女 信長公室 母三位
- 彰子 一條院中宮 上東門院母倫 万壽三正十九御出家 清淨覺
- 妍子 三條院后枇杷皇太后宮 母同万壽四九十四崩
- 威子 後一條院中宮母同小姫君 長元九十四崩
- 嬉子 後朱雀院登花殿尚侍 母同乙姫君 万壽二八三後冷泉を生せ玉ふ同五崩
- 女 小一條院女御

- 延子 後朱雀院女御 麗景殿中納言君母同
- 昭子 後三條院女御
- 女 始上東門院侍

- 師道 後二條關白内大臣 康和元六薨
  - 忠實 富家 知足院
    - 忠通 法性寺關白
      - 基實 近衛

中君 師房公室 母同應和四七月七日卒
- 家忠 花山院祖正二位左大臣 母賴國女
- 靜意 仁和寺
- 經實 大炊御門祖大納言 母基定女
- 能實 母同
- 女御代 母同

忠君 右衛門督 母同

尋禪 天台座主 權僧正 慈忍

深覺 東寺長者 僧正

遠度 小一位
- 尋空 僧都
- 朝源 僧都
- 女 倫子御乳母の由 浦々の別に見ゆ

高光 童名まちをさ君少將 出家號多武峯少將
- 女 為平親王の上に成玉ふ由 みはてぬ夢の巻にみゆ

遠量
- 女
  - 女 道信室

安子 村上后冷泉圓融二代御母 月宴巻有り中に馬の女御にて云々

登子 村上登花殿尚侍 始重明親王北方 重明なく成玉ふて後内へ參り玉ふ

三君 高明公室

四君 藤三位繁子 道兼公子

五君 高明公再室

息子 冷泉院女御坊におはしける時より參り給ふ

典侍 春宮

兼實 九條祖

- 為光 九男太政大臣恒徳公 一條殿法住寺殿 正暦六六十六薨
  - 誠光 左衞門督松殿君 母敦敏女
  - 齊信 三男大納言中宮大夫民部卿詩歌才 母同
  - 道信 四男從四位少將道兼公養子 母謙徳公女
  - 尋光 法住寺 僧正
  - 良光 法性寺 阿闍梨
  - 公信 兄大納言齊信養子になる由 衣珠にみゆ
    - 實康 母正光女
    - 某 陸王[三] 人云々
    - 女
  - 女 義懷室 母敦敏女
  - 忯子 花山院女御弘徽殿 寛和元薨母同
  - 女 伊周公上 しんてんの上と申す
  - 四君 花山院かよはせ玉ふ後中宮妍子に候入道殿のみ子産てうせ玉へり
  - 五君 妍子に候五御方と申す由 つぼみ花にみゆ
- 公季 閑院太政大臣 仁義公閑院祖
  - 實成 侍從宰相中納言 右衞門督
    - 公成 中納言
      - 實季 廿八卷に見ゆ
        - 公實 廿八卷に見ゆ
      - 女 成子 能信上養子カ
    - 女 能信室歟
  - 親責

某 三男 花山卷に云三郎の御有さまたほつかなし
始源 三昧僧都 治安元年
中君 室顯基
義子 一條院女御弘徽殿 みはてぬ夢の卷にみゆ
師氏 按察大納言 天祿元七十四卒
女 少將高光室
師尹 五男 小一條左大臣 母源傾子安和二十一十五薨
定時 侍從早世
實方 中將長德四十一三於陸奥卒 母源左大臣雅信公室
濟時 小一條右大將 贈太政大臣
通任 正三位中納言大藏卿 長曆三六廿九卒
相任
娍子 三條院皇后宮 母忠光女
中君 敦通親王北方 後離別
女 寬子に候 母公信女
芳子 村上女御宣耀殿 御髮長
貴子
某 讃岐守
祇子 贈從三位 賴通公室
延光 枇杷大納言
女 濟時室 母承忠女
輔道
有國 藤宰相栗田殿家來になりし人
定順
良成 伊周公つくしへ下り玉ひしとき父の消息の使せし人
女

良賴
- 良基
- 忠俊
- 實基
- 阿闍梨
- 女

匡衡（大江）— 擧周 — 成衡（信濃守）— 匡房（正二位中納言 和漢才）

成忠（高階）
- 明順
- 道順
- 信順
- 清昭（浦々の別れに阿闍梨とみゆ）
- 貴子（高階内侍二位 道隆室伊周公母）
- 女（浦々の別れに宣旨とみゆ 攝津守爲基の妻）

長良（藤）— 惟岳（讃岐介）— 倫寧（伊勢守）
- 長能（歌人）
- 女

菅根 — 元方（大納言 鎭方）— 女（天暦女御）

齊世親王（三品）— 庶明（中納言）— 女（天暦御時 廣幡御息所）

室松岩雄
古内三千代
保持昭次
校

明治四拾貳年四月十五日印刷
明治四拾貳年四月十八日發行

定價金參圓也

編輯者　室松岩雄
東京市麴町區飯田町五丁目八番地
發行者　目黑和三郎
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地
印刷者　遠藤廉治
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地
印刷所　公木社

東京市麴町區飯田町五丁目八番地
發行所　國學院大學出版部